

博士論文

多雪地域の小都市歴史的な中心商業地における連担空間の変容に関する研究
— 津軽地方黒石の「こみせ」と「かぐじ」に着目して —

北原 麻理奈

目次

第1章 序論	1
1.1. 研究の背景と問題意識	2
1.2. 既往研究と地方都市の歴史的市街地をめぐる論点	4
1.3. 研究の目的と視点	10
1.4. 用語の定義	11
1.5. 論文構成と方法	13
第2章 「農村城市」黒石の社会構造	17
2.1. 本章の目的	18
2.2. 社会構造を読み解く視点	18
2.3. 戦後改革以前の黒石の社会構造	26
2.4. 章括	41
第3章 津軽地方黒石の雪害史と対雪技術の発展：対雪技術における連担空間の位置づけ	43
3.1. 本章の目的	44
3.2. 多雪地域の雪害史と対雪技術の発展	44
3.3. 津軽地方黒石の雪害史と対雪技術の発展	62
3.4. 章括	86
第4章 昭和戦前期までの黒石歴史的な中心商業地の連担空間	89
4.1. 本章の目的	90
4.2. 近代黒石歴史的な中心商業地の基盤条件	90
4.3. 近代黒石歴史的な中心商業地の敷地利用形態	123
4.4. 章括	131
第5章 戦後高度経済成長期の連担空間の変容	133
5.1. 本章の目的	134
5.2. 戦後高度経済成長期の黒石市の社会変動と都市計画	134
5.3. 歴史的な中心商業地の基盤条件の変容	142
5.4. 歴史的な中心商業地の敷地利用形態の変容	146
5.5. 章括	160
第6章 商業・観光施策の策定過程における連担空間の発見 ：「こみせ」と「かぐじ」の段階的な歴史的資産化	163
6.1. 本章の目的	164
6.2. 「こみせ」を歴史的資産と捉える視点の発現	164
6.3. 歴史的な中心商業地の活性化に向けた「こみせ」の資源化	184
6.4. 「こみせ」の保全、再生を補完する「かぐじ」への着目	210
6.5. 章括	223

第7章 表裏の連担空間を生かした街区単位の空間再編と関与主体の変容	225
7.1. 本章の目的	226
7.2. 歴史的な中心商業地の空洞化	226
7.3. 「こみせ」の再生と「かぐじ」の広場化、駐車場化の事業展開	229
7.4. 「中町こみせ通り」の重要伝統的建造物群保存地区選定	243
7.5. 「こみせ」と「かぐじ」の連担空間に対する関与主体の変容	254
7.6. 章括	270
第8章 結論	273
8.1. 各章のまとめ	274
8.2. 多雪地域の小都市歴史的な中心商業地における連担空間の変容	280
8.3. 空洞化した歴史的な市街地の空間再編に向けた示唆	284
8.4. 本研究の到達点と課題	286

図一覧

第1章 序論

図 1-1.	研究の視点	10
図 1-2.	黒石陣屋町域	11
図 1-3.	「こみせ」の連担空間	12
図 1-4.	「こみせ」の連担の途絶	12
図 1-5.	「かぐじ」の連担空間	13
図 1-6.	論文の構成	15

第2章 「農村城市」黒石の社会構造

図 2-1.	南津軽郡全図（大正元年）	27
図 2-2.	旧南津軽郡の旧町村と現在の市町村域	28

第3章 津軽地方黒石の雪害史と対雪技術の発展：対雪技術における連担空間の位置づけ

図 3-1.	豪雪地帯・特別豪雪地帯	45
図 3-2.	「雪の正月」	49
図 3-3.	左：車社会化以前の堆雪空間として利用されていた道路（昭和 20 年）	55
図 3-4.	右：戦後まもなくの道路の雪かきの様子（昭和 30 年）	55
図 3-5.	雪害と対雪技術の変遷	61
図 3-6.	青森県の豪雪地帯・特別豪雪地帯	63
図 3-7.	青森市の降雪初日・最終日（明治 30 年度～平成 29 年度）	63
図 3-8.	青森市の積算降雪量（明治 30 年度～平成 29 年度）	64
図 3-9.	青森市の最深積雪量（明治 30 年度～平成 29 年度）	64
図 3-10.	雪と雪対策の関係	67
図 3-11.	左：奥民図彙「こみせ」	70
図 3-12.	右：黒石歴史的な中心商業地前町の「こみせ通り」（大正 14 年）	70
図 3-13.	竹鼻地区集落図	73
図 3-14.	竹鼻地区の伝統的な敷地内建物配置	73
図 3-15.	西馬場尻大村地区集落図	73
図 3-16.	西馬場尻大村地区の伝統的屋敷構え	74
図 3-17.	大川原地区集落図	74
図 3-18.	大川原地区の伝統的な敷地内建物配置	74
図 3-19.	左：「青森縣西津軽郡鱒ヶ澤町 町並」	75
図 3-20.	右：「青森縣西津軽郡鱒ヶ澤町 店頭ガング」	75
図 3-21.	嘉永 5 年（1852 年）「屋敷間数歩割下帳」（一部筆者加筆）	76
図 3-22.	高橋家の屋敷構え	77
図 3-23.	左：高橋家主屋	78
図 3-24.	右：高橋家 主屋北側の庭園前面の「こみせ」	78
図 3-25.	一般的な町家の敷地内建物配置	78
図 3-26.	高橋家の主屋・付属屋平面図	79

第4章 昭和戦前期までの黒石歴史的な中心商業地の連担空間

図 4-1.	文化年間の黒石陣屋町	91
図 4-2.	大正 2 年の黒石町図	92
図 4-3.	昭和 27 年の黒石町図	93
図 4-4.	左：御幸公園（大正 14 年）	93
図 4-5.	右：木橋時代の千歳橋（明治 30 年代）	93
図 4-6.	分析対象街区	94
図 4-7.	A 街区の敷地割変遷	96
図 4-8.	A 街区の所有者変化	97
図 4-9.	A 街区の袋地の変遷	98
図 4-10.	B 街区の敷地割変遷	100
図 4-11.	B 街区の所有者変化	101
図 4-12.	B 街区の袋地の変遷	102
図 4-13.	2-8 C 街区の敷地割変遷	103
図 4-14.	C 街区の所有者変化	104
図 4-15.	C 街区の袋地の配置	105
図 4-16.	D 街区の敷地割変遷	106
図 4-17.	D 街区の所有者変化	107
図 4-18.	D 街区の袋地の変遷	108
図 4-19.	E 街区の敷地割変遷	109
図 4-20.	E 街区の所有者変化	110
図 4-21.	E 街区の袋地の変遷	111
図 4-22.	F 街区の敷地割変遷	112
図 4-23.	F 街区の所有者変化	113
図 4-24.	F 街区の袋地の変遷	114
図 4-25.	N 家の敷地移転変遷	119
図 4-26.	代表的な「おおよけ」7 名の所有範囲	120
図 4-27.	複数の「おおよけ」による共同所有	121
図 4-28.	左：藩祖・開町 250 年祭 中町の久〇鳴海醸造店（現存）・久〇の分家久山家	125
図 4-29.	右：藩祖・開町 250 年祭 前町の十川酒屋前	125
図 4-30.	左：前町・山形町角から見た十川酒屋（大正元年）	125
図 4-31.	右：元町の酒造屋初駒佐藤清十郎家（現存）（大正元年）	125
図 4-32.	写真の撮影地点 A～M	126
図 4-33.	左：A 横町 松井半六商店（昭和 7 年）	126
図 4-34.	右：B 中町 中村酒造（昭和 8 年）	126
図 4-35.	左：C 横町通り 横町から十文字角を望む（昭和 7 年）	126
図 4-36.	右：D 中町通り 松の湯前（昭和 7 年）	126
図 4-37.	E 前町通り 上原呉服店前（昭和 7 年）	127
図 4-38.	左：F 前町 マルチ薬局（昭和 7 年）	128
図 4-39.	右：G 中町 鳴海共立株式会社（昭和 7 年）	128
図 4-40.	左：H 前町 津軽銀行黒石支店（昭和 7 年）	128
図 4-41.	右：I 上町 第 59 銀行黒石支店（昭和 7 年）	128

図 4-42.	左：J市ノ町 南津軽郡役所（大正 2 年）	129
図 4-43.	右：K市ノ町 尾上銀行黒石支店（昭和 7 年）	129
図 4-44.	左：L 甲徳兵衛町 黒石劇場（昭和 7 年）	129
図 4-45.	右：M市ノ町通り 尾上銀行黒石支店前（昭和 7 年）	129

第 5 章 戦後高度経済成長期の連担空間の変容

図 5-1.	黒石市の人口推移	136
図 5-2.	黒石市周辺交通概略図	140
図 5-3.	歴史的な中心商業地の都市計画（昭和 50 年以前）	141
図 5-4.	歴史的な中心商業地の街区割（昭和 57 年住宅地図）	143
図 5-5.	S 薬局の敷地割変化	144
図 5-6.	よされ横丁周辺の敷地割変化	145
図 5-7.	「こみせ」の形態	147
図 5-8.	「こみせ」の形態	147
図 5-9.	「かぐじ」の使われ方	148
図 5-10.	調査対象建物（主屋）	149
図 5-11.	左：番号 30 非伝統的形態かつ伝統的形式	152
図 5-12.	右：番号 60 非伝統的形態かつ伝統的形式	152
図 5-13.	左：番号 15 非伝統的形態かつ非伝統的形式	152
図 5-14.	右：番号 43 非伝統的形態かつ非伝統的形式	152
図 5-15.	左：番号 22 自動車の進入が出来ない「かぐじ」	153
図 5-16.	右：番号 22 冬季に堆雪場となる「かぐじ」	153
図 5-17.	左：番号 21・22 敷地境界を鉄パイプで仕切られた「かぐじ」の連担空間	153
図 5-18.	右：番号 34 駐車場に転用された「かぐじ」	153
図 5-19.	右：番号 47 主屋解体、蔵を店舗利用する敷地	153
図 5-20.	左：番号 56・57 表通りから「かぐじ」への進入口	153
図 5-21.	左：「こみせ」に関する座談会を報じる地元紙面（昭和 41 年 5 月 11 日）	155
図 5-22.	右：「こみせ解放促進期成同盟会」の発足を伝える市報（昭和 41 年 11 月 1 日）	155
図 5-23.	「こみせ」解放への不満を報じる地元紙面（昭和 42 年 1 月 14 日）	157
図 5-24.	左：前町住民の「こみせ」解放を望む声を伝える地元紙面（昭和 48 年 5 月 22 日）	157
図 5-25.	右：「こみせ」解放の遅れを指摘する地元紙面（昭和 48 年 10 月 23 日）	157

第 6 章 商業・観光施策の策定過程における連担空間の発見

：「こみせ」と「かぐじ」の段階的な歴史的資産化

図 6-1.	調査対象全 30 世帯の位置図	172
図 6-2.	中町関係住民を対象とした住民アンケート結果	175
図 6-3.	「こみせ」保存等に関する意識調査結果	179
図 6-4.	「こみせ」保存等に関する意識調査結果 続き	180
図 6-5.	「こみせ」保存等に関する意識調査 続き	181
図 6-6.	昭和 58 年度調査で顕在化した町並み保存の課題点	183
図 6-7.	黒石市弘南黒石駅周辺まちづくり計画調査 駅前地区整備イメージ	187

図 6-8.	黒石商圈拡大の方向性 A 案・B 案・C 案	188
図 6-9.	黒石地域商業近代化地域計画基本計画 各商店街の配置図	190
図 6-10.	黒石地域商業近代化地域計画基本計画 鳴海醸造店の再生転用のイメージ図	191
図 6-11.	黒石地域商業近代化地域計画基本計画 ダブルアーケードの断面パターン	192
図 6-12.	左：黒石地域商業近代化地域計画基本計画 一番町・市ノ町アーケード計画図	192
図 6-13.	右：黒石地域商業近代化地域計画基本計画 アーケードイメージパース	192
図 6-14.	黒石地域商業近代化地域計画基本計画 片側アーケード A タイプ・B タイプ	192
図 6-15.	レインボープロジェクト 定住・交流センター建設事業イメージ	194
図 6-16.	クリエイティブタウン事業前の黒石駅前地区	195
図 6-17.	黒石駅前地区現況図	195
図 6-18.	レインボープロジェクト 横町・上町定住拠点プロムナード計画断面図	197
図 6-19.	レインボープロジェクト 700m × 700m 「こみせ街並地区」	199
図 6-20.	黒石市横町活性化実施計画 横町通り計画断面図	201
図 6-21.	中町こみせ通り再生・修復計画 町並み再生機能図	201
図 6-22.	黒石市特定商業集積整備基本構想 特定商業集積整備候補地区内整備計画図	202
図 6-23.	各計画の事業区域図	208
図 6-24.	黒石市弘南黒石駅周辺まちづくり計画調査 中心市街地活性化イメージ	212
図 6-25.	「かぐじ」活用の考え方	212
図 6-26.	黒石地域商業近代化地域計画基本計画 イベント広場の構想図	213
図 6-27.	黒石地域商業近代化地域計画基本計画 活用対象となりうる「かぐじ」のプロット	214
図 6-28.	レインボープロジェクト 中心街区構想イメージ	214
図 6-29.	黒石市横町活性化実施計画 中心街区計画イメージ	215
図 6-30.	黒石市中心市街地活性化基本計画 市街地整備改善計画図	216

第 7 章 表裏の連担空間を生かした街区単位の空間再編と関与主体の変容

図 7-1.	商業集積地区（商店街）の事業所数の推移	227
図 7-2.	商業集積地区（商店街）の従業員数の推移	227
図 7-3.	商業集積地区（商店街）の年間販売額の推移	227
図 7-4.	商業集積地区（商店街）の売り場面積の推移	227
図 7-5.	歴史的な中心商業地の屋外駐車場の変遷	228
図 7-6.	黒石市の観光客入込数推移	229
図 7-7.	「横町かぐじ広場」第 1 期事業従前図	231
図 7-8.	左：写真① 中町側の旧商家の従前の「かぐじ」	231
図 7-9.	右：写真② 2 敷地の「かぐじ」の境界	231
図 7-10.	「横町かぐじ広場」第 1 期事業従後図	232
図 7-11.	左：写真③ 「横町かぐじ広場」	232
図 7-12.	右：写真④ 冬季の「横町かぐじ広場」	232
図 7-13.	左：写真⑤ 冬季に備えて板戸がはめられた歩廊	232
図 7-14.	右：写真⑥ 板戸がはめられた歩廊の内部	232
図 7-15.	左：写真⑦ 隣接する「かぐじ」との境界の柵	233
図 7-16.	右：写真⑧ 隣接する「かぐじ」側から見た境界の柵	233

図 7-17.	左：写真⑨ 横町側の回遊路	233
図 7-18.	右：写真⑩ 横町商店街側の回遊路への入り口	233
図 7-19.	「横町かぐじ広場」第 2 期事業従前図	234
図 7-20.	左：写真⑪ 建物解体後の高橋家住宅北側敷地前面	234
図 7-21.	右：写真⑫ 建物解体後の高橋家住宅北側「かぐじ」	234
図 7-22.	「横町かぐじ広場」第 2 期事業従後図	235
図 7-23.	左：写真⑬ 中町側の回遊路及び水路	235
図 7-24.	右：写真⑭ 冬季の歩廊内部	235
図 7-25.	左：写真⑮ 冬季に備えて板戸がはめられた歩廊	235
図 7-26.	右：写真⑯ 隣接する「かぐじ」との境界の柵	235
図 7-27.	「横町かぐじ広場」第 1 期・第 2 期事業後	236
図 7-28.	左：「こみせ長屋」整備後	236
図 7-29.	右：中町通り側から見た「理右衛門小路」	236
図 7-30.	中町南東街区従前図	239
図 7-31.	中町南東街区従後図	239
図 7-32.	「こみせ会館」・「じょんがら広場」・「音蔵こみせん」・飲食店の配置図	240
図 7-33.	左：写真① 「こみせ会館」(旧こみせ駅)	240
図 7-34.	右：写真② 中町通りから広場への入り口	240
図 7-35.	左：写真③ 広場側から中町通りへの通路	240
図 7-36.	右：写真④ 「じょんがら広場」	240
図 7-37.	写真⑤ 「こみせ会館」(旧こみせ駅) 背面	241
図 7-38.	写真⑥ 伏流水「小見泉」のある一角	241
図 7-39.	左：写真⑦ 広場から見た「音蔵こみせん」	241
図 7-40.	右：写真⑧ 積雪時の広場からみた「音蔵こみせん」	241
図 7-41.	左：写真⑨ 「音蔵こみせん」の庇下空間	241
図 7-42.	右：写真⑩ 裏通りから見た飲食店の表構え	241
図 7-43.	左：写真⑪ 「音蔵こみせん」と飲食店の接続部	242
図 7-44.	右：写真⑫ 飲食店の庇下空間	242
図 7-45.	平成 13 年度調査 調査対象全 30 世帯の位置図	245
図 7-46.	平成 13 年度調査 「こみせ」の形態評価	246
図 7-47.	昭和 58 年度調査 「こみせ」の形態評価	246
図 7-48.	左：伝統的形態の「こみせ」を残す入重木村商店	247
図 7-49.	右：前町の駐車場	247
図 7-50.	中町伝統的建造物群保存地区 伝統的建造物(建築物・工作物)	249
図 7-51.	左：世帯番号 1 鳴海家(鳴海醸造店)	250
図 7-52.	右：世帯番号 6 中村家(中村酒造)	250
図 7-53.	左：世帯番号 10 真土家	250
図 7-54.	右：世帯番号 19 白戸家	250
図 7-55.	世帯番号 24 西谷家	250
図 7-56.	世帯番号 29 盛家	250
図 7-57.	世帯番号 1 鳴海家庭園	251
図 7-58.	世帯番号 24 西谷家庭園	251

図 7-59.	中町伝統的建造物群保存地区 環境物件	251
図 7-60.	世帯番号 28 高橋家庭園	252
図 7-61.	黒石市景観計画 まちなか景観づくり推進地区	255
図 7-62.	左：再生事業前の旧松の湯	258
図 7-63.	右：松の湯交流館	258
図 7-64.	左：「こみせ」の一部解体後、地上機器設置前の様子	259
図 7-65.	右：地上機器設置後、「こみせ」復原前の様子	259
図 7-66.	「こみせ」復原後の様子	259
図 7-67.	旧松の湯 従前の平面図	260
図 7-68.	旧松の湯 南西側から見た従前の境界塀及び主屋	261
図 7-69.	旧松の湯 南側から見た従前の境界塀	261
図 7-70.	旧松の湯 従前の「かぐじ」	261
図 7-71.	旧松の湯 従前の中庭	261
図 7-72.	旧松の湯の「かぐじ」と隣接の空き地を活用した公共駐車場	261
図 7-73.	街なみ環境整備促進区域（＝街なみ環境整備事業地区）	264
図 7-74.	「こみせの宿・逢春」整備事業用地	266
図 7-75.	北西側から見た既存建物解体後の事業用地	266
図 7-76.	北西側から見た「こみせの宿・逢春」の側面の「こみせ」	266
図 7-77.	「こみせの宿・逢春」表の「こみせ」	267
図 7-78.	「横町かぐじ広場」との接続部	267
図 7-79.	久〇鳴海家の「こみせ」	268
図 7-80.	佐志仁の「こみせ」	268
図 7-81.	イベント利用時の「横町かぐじ広場」	269
図 7-82.	イベント利用時「松の湯交流館」駐車場	269

第 8 章 結論

図 8-1.	「こみせ」と「かぐじ」の変容	280
--------	----------------	-----

表一覧

第3章 津軽地方黒石の雪害史と対雪技術の発展：対雪技術における連担空間の位置づけ

表 3-1.	鈴木らによる大・中・小技術システムの整理	47
表 3-2.	津軽藩における雪に関する災害年表	65
表 3-3.	青森県の雪害（38 豪雪～ 61 豪雪）	83

第4章 昭和戦前期までの黒石歴史的な中心商業地の連担空間

表 4-1.	A 街区の筆数・敷地数の変化	95
表 4-2.	B 街区の筆数・敷地数の変化	99
表 4-3.	C 街区の筆数・敷地数の変化	104
表 4-4.	D 街区の筆数・敷地数の変化	107
表 4-5.	E 街区の筆数・敷地数変化	112
表 4-6.	F 街区の筆数・敷地数変化	113

第5章 戦後高度経済成長期の連担空間の変容

表 5-1.	黒石市商圏内市町村推移	136
表 5-2.	津軽広域都市圏整備基本構想	139
表 5-3.	新津軽地域広域市町村圏計画	139
表 5-4.	津軽モデル定住圏計画	139
表 5-5.	「かぐじ」の使われ方	149
表 5-6.	調査対象敷地の評価	150
表 5-7.	調査対象敷地の評価 続き	151

第6章 商業・観光施策の策定過程における連担空間の発見

：「こみせ」と「かぐじ」の段階的な歴史的資産化

表 6-1.	町並み・集落リスト	165
表 6-2.	津軽開発構想調査の概要及び「こみせ」の位置づけ	166
表 6-3.	浅瀬石川ダム周辺観光基本調査の概要及び「こみせ」の位置づけ	167
表 6-4.	モデル定住圏の推進支援調査の概要及び「こみせ」の位置づけ	167
表 6-5.	黒石市総合開発計画基本計画の概要及び「こみせ」の位置づけ	168
表 6-6.	昭和 58 年度調査の経緯	169
表 6-7.	表構え及び「こみせ」の伝統的形態と修景基準	171
表 6-8.	表構え及び「こみせ」の評価基準	172
表 6-9.	全 30 世帯の表構え及び「こみせ」の評価	173
表 6-10.	黒石地域商業近代化地域計画基本計画 各商店街の機能分担・目標・展開方向	189
表 6-11.	黒石市横町活性化実施計画 地区計画等のルールのあるあり方	200
表 6-12.	黒石市中心市街地活性化基本計画 各商店街の現況と目指すべき方向	204
表 6-13.	各商店街の目標像と「こみせ」の位置づけの変遷	206
表 6-14.	各商店街の目標像と「こみせ」の位置づけの変遷 続き	207
表 6-15.	各計画における「かぐじ」の位置づけと整備事業手法	221
表 6-16.	各計画における「かぐじ」の位置づけと整備事業手法 続き	222

第7章 表裏の連担空間を生かした街区単位の空間再編と関与主体の変容

表 7-1.	平成 13 年度調査 全 30 世帯の表構え及び「こみせ」の評価	245
表 7-2.	昭和 58 年度調査 全 30 世帯の表構え及び「こみせ」の評価（前掲）	246
表 7-3.	重伝建地区内の「こみせ」に関する修理・修景・許可基準	256
表 7-4.	歴史的景観形成地区の「こみせ」の修景基準	257
表 7-5.	近年の計画における「かぐじ」の言及箇所	263

第 1 章 序論

1.1. 研究の背景と問題意識

1.1.1 地方都市の歴史的市街地における空洞化

戦後の高度経済成長期を経て日本社会は少子高齢化、人口減少期に突入し、成長から成熟の時代を迎えた。多くの地方都市では土地利用の需要が低下し、空閑地が小さな敷地単位で散在的に発生する「都市の空洞化」が進展している。空閑地は暫定的な土地利用の受け皿や密集市街地の過密解消という点でプラスとなる側面もあるが、管理放棄されたものは地域に荒廃したイメージを与え、不動産価値を大きく損なわせる¹。常態化した空閑地の存在は市街地に必要な都市機能を低下させ、景観や治安の悪化を引き起こし、これによってさらに空洞化が進むという悪循環をもたらす。しかし所有者の土地利用に関する意向のばらつきや相続税の問題等²から敷地単位での個別建て替えや共同化が自律的には進まず、今後さらに空閑地が増加することが見込まれている。民間の開発圧力が極めて低下した地方都市では、市場原理に基づく開発的手段だけでは空洞化に対処できない。

なかでも後背の農村地帯に対する中心地として成立した小都市は、全国的にも早い段階から人口減少、空閑地の増大、商業系宅地及び併用住宅の減少を経験し、近年は商業の衰退とともに居住人口の減少が著しい³。街道筋から外れた駅の立地や交通需要の増大に対応するバイパス等の整備の結果、商家町や宿場町として発展した歴史的な中心部はかつての商業集積を失った。そこでは町家群の町並みを主とする歴史的環境の空間的価値が保全対象となってきた一方で、間口が狭く奥行の深い短冊形の敷地、背割り街路のない大街区、狭隘な街路網といった歴史的な都市基盤の残存が、街区内側に更新の難しい建築物や空閑地を生じさせている。

1.1.2 歴史的街区の表と裏：表の町並み保全と裏の空洞化

日本の都市空間の構成は、表と裏という不可分の対概念に特徴づけることができる。一つは表通りと裏通り、表町と裏町のように、商業が集積する表に対して、裏はそれとは異なる生活環境や業種構成の特徴をもつ。例えば近世の町人地は、表は旦那衆の世界であり、裏には表に従属し支配された借家群があったと表現される。階層を異にする人びとの社会関係が、表と裏という空間体系の中に固定化されていた⁴。

もう一つは、道路に面して町並みを構成する表と、その一側裏の領域との二面性である。表が商業や業務を担うのに対し、裏は居住中心の場となり、町家では「オク」とも呼ばれる⁵。表が商業を担い、裏が生活を支えるという役割分担によって、町家群が並ぶ歴史的街区は成立していた。

この商業を担う表の町並みの骨格となる道路は、交通や輸送の空間であり、同時に通風・日照・採光の居住環境を保障する主要な空地であり、また町家と外部社会を結びつける前庭でもあった。一筋の道路を挟んで集住する人びとは、道路の基本的な役割を等しく分け合うための一定のルールを共有した。その結果であり表現が、町家建築の同質性であった⁶。

これに対して町家の裏に一定程度まとまって存在する非建蔽空間は、多くの場合「ニワ」と呼ばれ、通風・日照・採光の居住環境を保障し、個々の町家の独立性を保つと同時に、主屋や付属屋の増改築

1 浅見泰司：空閑地の都市問題—周辺の利用といかに関与を連携させるか、都市の空閑地・空き家を考える、pp.3-13、2014

2 瀬下博之：空閑地と都市財政、都市の空閑地・空き家を考える、株式会社プログレス、pp.75-89、201

3 福本佳世・土肥博至：地方小都市の歴史的市街地における空間変容に関する研究、日本建築学会計画系論文集、Vol.514、pp.163-169、1998.12

4 渡辺定夫：都市計画と歴史的街並の形態整備、新都市、Vol.34、No.4、pp.4-10、1980.4

5 前掲4の渡辺（1980）

6 大谷幸夫：歴史的景観と都市の計画、建築雑誌、pp.1273-1276、1973.12

を許容する柔軟性をもった⁷。ニワは物理的境界で囲い込まれ、適度にプライバシーが保障される造りが、町家の生活を心地よいものにしてきた。

この二つ目の意味での町家群の表と裏—商業を担う表と、生活を支える裏—を捉えると、町並み保全の制度や手法は表の重要性を高めたが、一方で私的領域性の強い裏に対しては第三者が介入すること自体が少ない。それゆえに街区内側の建築物や空地を周囲と協調して更新する、あるいは外に開くような動機づけは難しく、このことが裏の空洞化をもたらしていると言えよう。

こうした歴史的市街地に共通する課題のある一方で、短冊形の敷地割を継承するいくつかの地域では、裏に積極的に手を加えて賑わいのある公共空間を創出しようとする都市デザインが、平成元年代以降一つの手法として広まりを見せてきた。例えば滋賀県長浜市の北国街道地区では、(株)黒壁が「黒壁スクエア」周辺の町家を保全しながら商業施設等へ用途転換し、中庭を歩行者に開放した。また長浜東地区では、(株)新長浜計画が複数の地権者より敷地単位で借地し、建築物を除去しながら街区内側に通り抜けができる広場⁸を創出した⁹。

福井県越前市武生の蓬莱町街区では、平成7年(1995年)頃より裏に残る蔵を保全しながら商業施設等へ用途転換し、同時に市が複数地権者から用地を買収して街区内側に公共空間を整備することで、「蔵の辻」と呼ばれる一角を創出した。これらは街なみ環境整備事業を活用し展開したが、出発点は昭和56年(1981年)の商業近代化地域計画にて最重要地区と位置づけられた蓬莱町街区の商業系再開発であり、ここで計画された「露地の開発と、蔵をテーマとした裏地の未利用地の開発」というテーマが引き継がれ実現した¹⁰。

同時期の平成8年(1996年)から平成9年(1997年)にかけては、青森県黒石市の中町・横町地区にて、この地域で「かぐじ」と呼ばれる町家の裏地を集約、統合した「横町かぐじ広場」が整備された。武生の「蔵の辻」同様に、市が複数の地権者から用地を買収をする方式がとられている。

また長野県長野市善光寺の門前に平成17年(2005年)にオープンした「ばていお大門」は、既存の町家や蔵を活用した地域の活性化拠点として整備され、裏に商業機能が付与されるとともに、街区内側を通り抜ける回遊路が創出されている。(株)まちづくり長野が複数の地権者と20年間の事業用定期借地契約を結びながら、無償贈与で既存建築物を取得し、修景や曳家を行い整備された¹¹。

こうした事例は、私的領域性の高い町家の裏に行政やまちづくり会社が介入し、用地買収あるいは地権者と借地契約を結びながら、かつての私的利用の空間を公共利用の空間に変えていこうとする動きと捉えられる。地域によって事業主体や手法は異なりながらも、低未利用となった蔵の用途転換とそこに面した裏地の広場化を組み合わせ、街区内側に商業機能や観光機能を埋め込むとともに、回遊環境を創出している。私的領域の裏を地域全体に資する空間としていかに上手く使っていくかということは、衰退しつつある歴史的市街地にとって、一つの重要なテーマとなってきたと言えよう。

7 宮城俊作：町家型住宅の街区におけるオープンスペースに関する考察、造園雑誌、47巻5号、pp.269-274、1983

8 平成11年(1999年)オープンの「感響フリーマーケットガーデン」。令和元年(2019年)8月時点では、地権者の一人との借地契約が終了し、広場から表通りへの通り抜けの一部が閉鎖されている(令和元年8月現地調査)。

9 佐藤滋：中心市街地における遊動空間の創出、造景、Vol.30、pp.28-59、2000

10 瀬崎寛司・野嶋慎二・玉置伸悟：地方都市における街区内コミュニティ空間の整備手法に関する研究—福井県武生市蓬莱町の事例、日本都市計画学会学術研究論文集、Vol.36、pp.127-132、2001

11 園田聡・野澤康・倉田直道：中心市街地活性化拠点施設の整備・運営に関する研究—長野市・ばていお大門を対象として、日本建築学会技術報告集、Vol.21、No.48、pp.795-98、2015

1.2. 既往研究と地方都市の歴史的市街地をめぐる論点

1.2.1 空洞化の論点

(1) 都市計画

都市計画分野において、都市の空洞化の実態やメカニズムに関する研究は多く行われている。特に町並みを主とする歴史的環境を保持する歴史的市街地、あるいは地方都市の旧市街地に注目すると、中心部の商工業の空洞化に関する研究(福本 1998¹²、金田 2000¹³ 等)、居住地の空洞化に関する研究(斎尾 2014¹⁴、北川 2013¹⁵、越野 2017¹⁶ 等)、商工業の空洞化と居住の空洞化の両者の関係性を捉える研究(加納 2019¹⁷)、そして駐車場の発生メカニズムに着目した研究(竹橋 2013¹⁸、劉 2018¹⁹、種崎 2018²⁰ 等)がある。商業系宅地や併用住宅が減少し中心部の土地の低未利用化が進展していること、かつては近所内で回っていた土地の流動性が低下していること、特に宅地裏の土地が管理放棄されやすいことが明らかにされている。また町並みの空間的価値の保全を眼目とする取り組みと、居住維持との関連性が希薄であることも明らかにされている。歴史的な建築物への居住誘導が課題となる一方で、住みにくさや権利関係の複雑化により活用が進まず、規制誘導策だけでは難しい現況にあるという指摘もある²¹。さらに空き地を転用した駐車場が町並み景観を改変させている状況から、景観と歩行者の双方に配慮した戦略的な駐車場の配置計画の必要性が指摘されている。

また地方都市中心部の低未利用地増加の要因や所有者意識に関する研究としては、土地・建物所有者と権利実態を扱った桑原²²や服部²³の研究、大規模土地所有者の所有実態や土地活用に向けた意識を扱った福岡²⁴の研究等がある。土地・建物の流動性を阻害する要因として権利関係の複雑さを指摘する意見²⁵もある一方で、桑原や服部の研究は権利関係の複雑化が建物利用に与える影響は必ずしも

12 前掲3の福本(1998)

13 金田卓也・樋口秀・森村道美：長岡市中心地区の事業所の立地行動及びその背景の把握と中心市街地の衰退に関する研究，日本都市計画学会学術研究論文集，Vol.35，pp.199-204，2000

14 斎尾直子・寺尾慈明：歴史的町並みを活用したまちづくり実施地区における地域居住の維持—重要伝統的建造物群保存地区と未選定地区との比較，日本建築学会計画系論文集，Vol.79，No.695，pp.131-139，2014

15 北川貴巳・馬場弘樹・窪田亜矢：歴史的な市街地における空地の実態及びその形成原理についての考察—広島県福山市轄地区を事例として，日本建築学会計画系論文集，Vol.78，No.685，pp.615-624，2013

16 越野あすか・西村幸夫・中島直人・中島伸・森朋子・永野真義：地域構造と所有・流通から見た歴史的市街地における空地の実態に関する研究—福井県坂井市の旧三国地区を対象として，日本建築学会学術講演梗概集（選抜梗概），pp.379-382，2017

17 加納亮介・真野洋介：高度経済成長期以降の旧市街地における商工業の構造変化を契機とした土地利用変容の実態—地方商工都市・富山県高岡市の居住地再構築を目指して，日本都市計画学会都市計画論文集，Vol.54，No.3，pp.1192-1199，2019

18 竹橋悠・内田奈芳美：金沢市歴史的な中心市街地の駐車場の出現—旧町名復活区域・こまちなみ保存区域を対象として，日本都市計画学会都市計画論文集，Vol.48，No.3，pp.633-638，2013

19 劉一辰・藤川昌樹：茨城県桜川市真壁町における駐車場の出現パターン—重要伝統的建造物群保存地区の駐車空間に関する研究その1，日本建築学会計画系論文集，Vol.83，No.748，pp.1067-1077，2018

20 種崎夏帆・中村文彦・田中伸治・有吉亮・三浦詩乃：駐車場の再配置による重要伝統的建造物群保存地区の歩行環境の改善に関する研究—佐原の町並みを事例として，日本都市計画学会都市計画論文集，Vol.53，No.3，pp.1413-1419，2018

21 野嶋慎二：官民協働による事業からまちづくり市民事業への展開—武生「蔵の辻」，まちづくり市民事業—新しい公共による地域再生，学芸出版社，2011

22 桑原直樹・樋口秀・中出文平：地方都市中心商業地域における土地・建物の利用実態と権利関係に関する研究—三条市と上越市高田地区でのケーススタディ，日本都市計画学会都市計画論文集，Vol.41，No.3，pp.1043-1048，2006

23 服部慎介・樋口秀・中出文平：中心市街地における土地・建物権利関係と建物利用の流動性に関する研究，日本都市計画学会都市計画論文集，Vol.39，No.3，pp.739-744，2004

24 福岡敏成・野嶋慎二：地方都市における大規模土地所有者の所有実態と土地活用意識に関する研究—福井市まちなか地区を対象として，日本都市計画学会都市計画論文集，Vol.49，No.3，pp.453-458，2014

25 日本政策投資銀行地域企画チーム編：中心市街地活性化のポイント，株式会社ぎょうせい，2002

大きくないことを明らかにしている。また土地活用には所有者の意識が重要であり、大規模土地所有者の多くが信用力のある公的主体の関与を求めていることが明らかにされた。

この点に関する近年の国による取り組みとしては、低未利用地の所有者と利用希望者を行政が能動的にコーディネートすることを可能とした「低未利用土地権利設定等促進計画」や、複数の土地所有者及び借地権者による低未利用地を活用した公共的空間の創出を促進する「コモンズ協定」、立地適正化計画の都市機能誘導区域内に限り照応の原則に依らず集約換地を可能とする「誘導施設整備区」など、新たな制度創設が進められている。時間的・空間的にランダムに発生する低未利用地を可能な箇所から再編する施策として、空洞化によって生じる穴を防ぎ、そして埋めるための制度が整備され始めている。

一方でこの穴を埋めるという方向性は、必ずしも開発や建築行為によるものである必要はないという指摘も見られる。中心部に限らない郊外住宅地も含めると、空閑地の農的利用についての議論が蓄積されている²⁶。また「空き」に価値を見出し、空きを生かした利用が展開する様子、あるいはその利用や影響が地域へと展開する事象を「空地アーバニズム」と呼ぶ遠藤は、「地方都市や大都市郊外、あるいは復興がすすまない自然災害の被災地等にしばしば見られるように、空き地が常態化した市街地においては、なかなか発生しない開発や建築行為を通して市街地の将来像を考えるよりも、眼前に広がる空き地の利用や整序を通してその将来像を考えるほうが現実的な一步を踏み出せる場合がある」と述べる。そして常態化した空き地は所有者や民間事業者にとって需要がなく処分しにくいからこそ、公共的利用という切り口が再利用の道を開くとする。空き地の公共的利用が賑わい創出、交流促進、景観向上、環境問題への対応、健康増進、文化芸術振興、教育、福祉、防災・減災、防犯、観光振興、公共財政負担の軽減といった公共的利益を創出し、じわじわと都市や地域を変えていくことを展望している²⁷。開発圧力が低下し民間の開発や建築行為が起きにくくなった歴史的市街地においては、空洞化によって生じた穴に手を加え、公共的利益を創出する場として使いこなしていくための具体的な戦略を考える必要があるだろう。

(2) 法学

法学分野において、都市の空洞化は日本社会に固有の土地所有権の絶対的自由の観念との関係で議論されてきた。現行の法制度では、法的規制のないところでの土地の利用・収益・処分を自由とする原則を前にして、「土地を利用、維持、管理しないという自由」に対して公的規制をかけることは難しい。こうした憲法 29 条に定める財産権保障としての土地利用の自由に対し、土地の公共性の観点からどこまで制限をかけられるかという論点は高度経済成長期の急激な都市化、工業化に伴う土地利用秩序の混乱を契機に顕在化した。

松尾は、土地所有権の概念は歴史的に形成された複雑なルールの蓄積であり、現在の日本社会に根を張った「使うも使わないも、何を建てるも建てないも、壊すも壊さないも所有者の自由」という観念が、その私的所有権の形成プロセスに起因する特色であるとする。日本における私的所有権制度は明治の土地制度改革を経て漸次的に形成されたが、そこでの優先課題は国家の財政的基盤の確保にあり、土地に対する国家の権限と所有者が享受すべき自由との関係性については曖昧な部分を残したままであった。土地利用規制と再配分システムが未整備のまま土地取引を自由かつ容易にしたことは、地主や会社への土地集中を招く一方で地価高騰と投機的取引を呼び、土地本位制を形成することに寄与した。大正 8 年（1919 年）制定の都市計画法と市街地建築物法は開発・建築の自由を原則とする

26 横張真・雨宮護・寺田徹：都市を支える「新たな農」、日本不動産学会誌，Vol.26，No.3，pp.78-84，2012

27 遠藤新：空き地の資源化と空地アーバニズム，建築討論，2019.10

観念を修正するものとはならず、その帰結として無秩序な景観が形成されたことを指摘している²⁸。

こうした土地所有権の絶対的性格は戦後日本に急激な経済成長をもたらしたが、一方で都市過密による住環境の悪化やスプロール市街地の形成、景観問題等、都市における様々な土地問題を引き起こした。都市計画分野でも日笠が著書『土地問題と都市計画』の中で、「憲法 25 条にいう国民の生活の向上を図るために土地の合理的利用を実現し、生活環境施設の整備を進めるという面では、財産権の拘束はきわめて消極的である。そのため都市計画区域内では、広大な市街化区域内の建築の自由は依然として放任に近い状態にあり、建築行為に対する規制は、この無秩序な市街化の動向を追認するにとどまっている」と述べ、都市計画が土地利用の公的規制として十分に機能していないことを批判している²⁹。

こうした土地利用の自由に対する公的規制が消極的かつ必要最低限のものであることへの反省と高度経済成長期の都市問題の激化のなかで、土地所有の制限論が展開した。土地収用法改正（昭和 42 年）や新都市計画法（昭和 43 年）、都市再開発法（昭和 44 年）、新都市基盤整備法（昭和 47 年）等の土地立法によって公法的規制による私権の制限が図られ始めた後、平成元年（1989 年）12 月に土地についての公共の福祉の優先を基本理念とする土地基本法が制定された³⁰。この土地基本法について社会学者の牧野は、土地利用の社会性・公共性の認識が深まる方向での合意形成の法的な表現と見ることができると評価する一方で、公的規制の制度化を義務づけていない以上、土地の「有効利用」・「高度利用」こそが「公共の福祉」にかなう「適正かつ計画的な利用」という論理に理念が容易に転化される危険性があると指摘している³¹。事実、法的規制のないところでの開発・建築行為には歯止めがかからなかった。そして成長の時代の終焉とともに現代の土地問題として出現したのが、「利用、維持、管理しない自由」による都市の空洞化や所有者不明土地の問題である³²。

現代の土地問題については、管理不全の土地に他人が手出しをできないという状況を変える策として、利用権中心の法体系への転換と、日本的な土地所有観念の転換の必要性が指摘されている³³。松尾は、偏頗な絶対的土地所有観念の市民意識レベルでの改革を実践すべき場が、景観の保全から都市の低未利用地の有効活用まで広く存在すると論じている³⁴。例として、古くから地域社会で培われてきた不文律に基づいて土地利用の自由に一定の内的制御を与えるシステムが機能しているのが、飛騨古川の「そうばくずし」である³⁵。一方で市民意識レベルでの改革の可能性をもつ先駆的取組の一つが、山形県鶴岡市の NPO 法人「つるおかランド・バンク」が行う小規模な区画再編による空き地・空き家の再生であろう³⁶。課題を共有する地域社会レベルでの実践的な取組から、所有権を制御する公共性のあり方を構築することが求められている。

一方で佐久間は、所有権が民法 166 条に定める消滅時効の対象とならないことがその存続を保障すると同時に、逃げ場のない所有者を追い詰める側面があることを指摘する。土地の所有権は、債権

28 松尾弘：日本における土地所有権の成立，慶應法学，Vol.41，pp.93-145,2018.11

29 日笠端：土地問題と都市計画，東大出版社，p.9，1982

30 土地基本法に関する懇談会：土地基本法の考え方について，日本不動産学会誌，Vol.4，No.4，1989.4

31 牧田実：土地利用の「公共性」と地域社会，大手前女子大学論集，Vol.25，pp.65-91，1991.12

32 こうした状況に対応するため、令和 2 年（2020 年）3 月に土地基本法が改正され、基本理念など法全般で土地の適正な「管理」の確保の必要性が明示された。

33 武本俊彦：土地所有権の絶対性から土地利用優先の原則への転換—農地制度と都市計画制度の史的展開を通じた考察，土地と農業，Vol.44，pp.45-67，2014.3

34 松尾弘：土地所有権のパラドクス—「絶対性」と「公共性」は両立可能か，土地総合研究，Vol.14，No.1，2006

35 栗林久美子・西村幸夫：飛騨古川における景観ガイドプラン策定に関する研究，都市計画論文集，Vol.28，pp.241-246，1993

36 早坂進：空き家所有者の民意を資源とした空き家、空き地の集約化によるまちなか居住の再編—ランド・バンク事業（小規模連鎖型区画再編事業）手法の開発，都市計画，Vol.62，No.3，pp.26-29，2013

など他の財産権と異なり、長期間の放置によって消滅しない。したがって土地の所有を免れる方法は、次の所有者への移転以外に無い。利用又は所有権の移転を実現しようにも実現できない所有者を救うものとして、一定の要件下で国に土地所有権を移転することができる制度の必要性を提起している³⁷。国や地方自治体といった公的主体の関与の可能性も含めて、所有者が土地の所有を免れずにいる困難な状況に目を向ける必要がある。

1.2.2 歴史的市街地の空間再編の論点

生活空間としての歴史的環境は、そこに住む人がいて初めて継承される。「凍結的な保存を目指しているのではなく、伝統的環境をその基本において尊重しながら、他方で、そこで生活を続けていくうえでさまざまな要求にも的確に回答していこう、という姿勢」³⁸を前提とする動態的保全の考え方は定着し、地域の地理的、歴史的、文化的文脈を読み解き、多様かつ動的で個別的な状況に応じた空間再編を考えることの重要性は共有されてきた³⁹。

この文脈を読み解くという行為について佐藤らは、市街地の形成を1) 自然地形や気候風土などの論理、2) 市街地の表層的な物的空間計画の論理、3) 住民や住民組織の意識や価値観、行動様式といった主体の行動論理という3つの論理の相互作用あるいは葛藤の過程と捉え、これに様々な計画的介入を受容しながら町並みが形成されてきたという視点に立つ。そして読み取るべき文脈は3つの論理が整合した状態の中にあるとして、真に価値あるものを見分け、それらの保全と新しい生活要求とを整合させながら変容を制御することの必要性を指摘している⁴⁰。

前述のように地方都市の歴史的市街地の多くは、保全対象となる歴史的環境を保持しながら、その一方で整序、再編をしていくべき荒廃家屋や空閑地を抱えている。市街地の課題解決に向けて何を生かし何を定めるかを見定める上で、歴史的集積の総体としての都市空間の文脈を読み解くことは極めて重要である。

1.2.3 都市空間の表と裏の論点

都市空間の表と裏には様々な論点がある。青木は東京の表参道と明治通りに対する裏原宿を事例に、沿道型商業地の表と対になる裏の変容と商業系用途の混在に起因する課題を整理し、まちづくり協議会の発足を転換点とする住商共存に向けた地域マネジメントの役割を論じている⁴¹。ここで論じられている表と裏は、商業が集積する表に対して、それとは異なる生活環境や業種構成の特徴をもつ裏という意味での二面性である。

一方で、表が商業を担い裏が生活を支えるという意味での歴史的市街地の表裏に着目すると、表に残る町並みに関しては数多くの研究の蓄積がある。これに対して裏を主眼とする研究は相対的に少ないが、宮城は関西地方の歴史的市街地の街区内部に存在する個々のニワに着目し、土地経営に伴うニワの形態変化の過程を明らかにしている。京都をはじめとする歴史的市街地では、個々の敷地内のニワが一定の規則性のもとに配置され、街区内部の環境維持機能を個々が享受する空間構成が成立していた。土地需要の高まりを背景とする近代以降の土地経営とそれに伴う敷地割の変化が、この空間構

37 佐久間毅：空き家問題と不動産所有にかかる民事基本法、都市問題、Vol.111, pp.58-66, 2020

38 大谷幸夫：空地の思想、北斗出版、p.158,1979

39 建築討論 2018年12月特集「動的な歴史的市街地の再読」

40 市街地住宅研究会（赤崎弘平・阿部成治・延藤安弘・岡村勝司・片方信也・北原理雄・佐藤滋・高見沢邦郎・日端康雄・三村浩史・渡辺定夫）：街並み形成活動を支援する住環境・都市計画システムに関する研究、第2章街並みの構成とその形成（内的および外的制御原理）の読取りと計画条件化、財団法人新住宅普及会住宅建築研究所、1985.9

41 青木公隆・出口敦・中野卓：裏原宿における住商混在地の地域マネジメントと都市計画制度の適用に関する研究—都心商業地の「ウラ」の変容と住商共存に向けた取組み、都市計画学会都市計画論文集、Vol.55, No.3, 1249-1256, 2020.10

成を解体する方向に作用してきたことを明らかにしている⁴²。

また多雪地域の歴史的市街地に関する研究では、表と裏それぞれに、雪という人びとの生存に関わる課題に対応するための特性が備わってきたことが明らかにされている。まず表については、自動車普及する以前、冬の間踏み固められた道路上の雪は、町内総出の作業で除雪されていた。この一筋の道路を挟んで集住する人々による道路の共有的維持管理は「雪切り」や「雪割り」と呼ばれ、通常は春先に行う年中行事であった。さらに道路に面して各家が連担させる雁木や「こみせ」と呼ばれる庇下空間が、防雪・防雨の歩行空間を形成した。

この雁木及び「こみせ」について、新潟県内の雁木及び雁木通りに関する研究は、建築学を中心としてこれまでに多く蓄積されている。氏家による雁木通りの地理学的研究⁴³に始まり、雁木通りの形成と衰退の史的研究を行った菅原⁴⁴や、雁木町家の空間特性とその変容を扱った黒野らによる一連の研究⁴⁵、雁木を介した雪処理に着目した研究⁴⁶、雁木整備の支援制度と住民意向に関する研究^{47・48}がある。雁木通りの形成と変容の過程、町家の敷地及び内部空間の利用形態と雁木との関係性、雁木町家と道路や水路との関係、そしてそれらの変容の実態が明らかにされている。また雁木の連担を維持、再生していくには、市民の意識改革が必要であることが指摘されている。

また新潟県外で唯一「こみせ」の連担が残る青森県の黒石については、「こみせ」に残る雪国特有の生活文化を調査した瀧田の研究⁴⁹や、中心市街地のまちづくりの上で果たしている「こみせ」の今日的意義に着目した奈良の研究⁵⁰、「こみせ」の建築形式と利用の変遷を明らかにした島津の研究⁵¹、「こみせ」のもつ中間領域性に着目した田中⁵²や北原⁵³の研究がある。「こみせ」の連担が機能性と景観を向上させること、住民を主体とするまちづくりにおいて「こみせ」の保全が展開してきたこと、そして鉄骨造やRC造など建築形式が異なっても使われ方が継承されている「こみせ」が存在することが明らかにされている。また「こみせ」を中間領域と捉える視点では、所有領域としての公私の境界と空間利用の公私の境界が結びつかない空間が、コミュニティ形成に寄与することが示唆されている。

つづいて多雪地域の歴史的市街地における町家の裏に着目した研究としては、上越市稲田の敷地裏と耕地の変遷を明らかにした高野の研究⁵⁴や、上越市高田の雪処理における敷地裏の共同利用を明ら

42 宮城俊作：歴史的市街地における土地経営とオープンスペースの形態変化，造園雑誌，Vol.53，No.5，pp.13-18，1990

43 氏家武：雁木通りの地理学的研究，古今書院，1998.3

44 菅原邦生：雁木通りの研究，（財）住宅総合研究財団，2007 他多数

45 井蒔大和・黒野弘靖：上越市高田仲町通りにおける雁木空間の特徴に関する研究，日本建築学会北陸支部研究報告集，No.50，pp.447-450，2007 他多数

46 黒野弘靖・菊地成朋：上越市高田の雁木町家が有した伝統的雪処理システムの合理性と機械化によるその変質，日本建築学会計画系論文集，Vol.84，No.764，pp.2047-2053，2019 他多数

47 黒野弘靖・千葉巧也・高橋人志：上越市高田における雁木整備支援制度と住民意向の反映，日本建築学会技術報告集，Vol.21，No.48，pp.731-734，2015

48 石川慧・樋口秀・中出文平・松川寿也：新潟県長岡地域の雁木通りに関する研究—詳細実態調査と所有者・住民意向調査に基づく今後の維持保全方策の検討，日本都市計画学会都市計画論文集，Vol.51，No.3，pp.1001-1007，2016

49 瀧田展明・月館敏栄：雪国地方都市黒石市のコミセにおける冬の暮らしと街並み景観，日本建築学会大会学術講演梗概集，pp.377-378，2004

50 奈良洋：雪国の知恵・こみせ（小店）の今日的意義—秋田県鹿角市花輪と青森県黒石市にみる，日本雪氷学会誌雪氷，Vol.68，No.2，pp.141-147，2006

51 島津奨・那須聖：青森県黒石市中心部における「こみせ」の建築形式と使われ方からみた変遷と継承された特性，日本建築学会大会学術講演梗概集（選抜梗概），pp.1085-1088，2019

52 田中重好：共同性の地域社会学—祭り・雪処理・交通・災害，ハーベスト社，2007

53 北原啓司：スモールアーバンスペース，佐藤滋編：まちづくりの科学，鹿島出版会，1999

54 高野亮・黒野弘靖：上越市<稲田>における敷地裏と耕地の変遷，日本建築学会北陸支部研究報告集，No.54，pp.339-342，2011

かにした中村の研究⁵⁵、越前大野の町家の敷地裏と背割り水路の共同利用実態を明らかにした野嶋らの研究⁵⁶等がある。高野の研究では、在郷町稲田における裏地—水路—裏道—水田の有機的關係と、昭和40年（1965年）に裏道が火防道路として整備されて以降の変容が明らかにされている。また中村による研究では、高田の間口の狭い町家や角地の家では、雪処理において敷地裏が共同利用されてきたことが明らかにされている。越前大野を対象とした野嶋らの研究でも、雪処理において敷地裏を連担させて融通し合い、堆雪場を確保してきた実態が明らかにされている。

このように多雪地域の歴史的市街地に着目すると、表と裏それぞれの特性に関する研究の蓄積があり、そこでは表の主屋構造の一部を連担させるだけでなく、裏の空地をも連担させる仕組みがあったことが明らかにされている。しかし表、すなわち雁木及び「こみせ」に関する研究に対して、裏を主眼としたものは少ない。ただし研究としては無いながら、前述のように青森県黒石市の中心部では、「かぐじ」と呼ばれる町家の裏地を活用した公共空間整備が、「こみせ」が連担する街区の内側で展開してきた。この動きがもつ「私有地を結んでパブリックスペースを生み出す」という点に着目した森田は、以下のように述べている。

「…黒石には、こみせのほかにもう1つ、古くから残る都市空間の型がある。裏地を意味する『かぐじ』である。間口が狭く、奥行の深い短冊状の敷地の奥に設けられた空地で、主に家々の畑として機能してきた。今日も、必ずしも有効に利用されていると言えないものの、街区の内側にまとまったかたちで残されている。…かぐじの活用策には、街区を縫う歩行者空間のネットワークを生み出すことで、既存の都市空間に回遊性とアメニティを仕掛けていこうとする狙いがある。

統合した私有地をパブリックスペースに転化する。『公／私』空間の再編を意味するこの構想は、さかのぼれば、中町のこみせ通りに描かれた道路拡張計画を回避するため、その代替地にかぐじを充てる対抗案が検討される中で生まれた。つまり、『裏』のかぐじを結び新たな路線を設けることで、『表』のこみせ通りを守ろうとする構想だ。…こうした『公／私』の働きかけの連担こそが、今後も、黒石の都市空間を育む要となるに違いない。…ほかの中小都市同様、このまちが抱える課題を最たるは、進む中心市街地の空洞化にどう歯止めをかけるかである。さらなるかぐじ広場の整備にしても、それを支えるための財源には限界がある。他に類のないまちの空間的魅力を、その打開策にどう結びつけられるか。今後の展開に期待したい。」⁵⁷

「こみせ」の連担を破壊する道路拡幅という課題を前にして、裏に「かぐじ」をもつ空間特性が生かされたこと、そこでは私的領域から公共的利用を生み出す空間再編があったこと、そしてこうした流れをいかにして空洞化への打開策としていけるかという課題が示唆されている。「こみせ」と「かぐじ」を街区の表裏にもつ構成が、時代によって変化する都市の課題—黒石ではとりわけ雪と商業—にどのように対応してきたか、そして経済的価値の低下した「かぐじ」の所有と利用にいかにして第三者が介入し、現代の土地問題としての空洞化に対応しようとしているかといった論点は、重要であるが議論されていない。

55 中野健太・塩野透・北郷崇広・黒野弘靖：上越市高田の町家における雪処理に関する研究，日本建築学会北陸支部研究報告集，No.52，pp.335-338，2009

56 野嶋慎二・原田陽子：地方中小都市の場所性と地域継承空間システム：敷地の継承と統合に着目した事例より，総合論文誌，Vol.10，pp.39-42，2012

57 森田芳朗：統合された私有地がパブリックスペースに転化する，東京大学 cSUR-SSD 研究会：世界の SSD100—都市再生のツボ，2007

1.3. 研究の目的と視点

本研究は、多雪地域の小都市黒石の歴史的な中心商業地を事例に、表の町並みに面して連担する「こみせ」と、裏で連担する「かぐじ」という表裏の連担空間に着目する。「こみせ」と「かぐじ」の物理的な空間としての変容だけでなく、それぞれの空間に関与してきた主体のあり方も含めて、歴史的集積の総体としての「こみせ」と「かぐじ」の変容を捉える。

そしてこの表裏の連担空間を有してきたまちが、雪から生じる課題と商業地としての課題それぞれにどのように対応してきたかという点に着目しながら、街区の表裏で敷地境界を越えて空間を連担させてきた歴史的な仕組みを分析する。そこでの文脈と昭和60年代を起点とする空間再編の動きとの結びつきを明らかにすることで、町並みの連続性の低下と街区内側の空洞化が進む歴史的市街地において、いかにして低未利用化した私的領域の一部に手を加え、歴史的な文脈を生かしながら街区単位の空間再編をしていくことができるかという点への示唆を得る。

本研究の視点の特徴は、「こみせ」及び「かぐじ」の連担が自然発生的に形成されて変容したというのではなく、1) 積雪寒冷な自然条件、2) 敷地単位の敷地利用形態、3) 敷地利用形態を規定する敷地割、街区割といった基盤条件、4) 空間に関与する主体という4つの要素の相互作用の中で成立し、また社会的変化を受容し変化してきたと理解する点にある。

そして個別の「こみせ」と「かぐじ」は私的領域内に存在するが、それらの連担は複数の私的領域を横断して形成される。したがって本論文では、「こみせ」と「かぐじ」によって形成される表と裏の連担空間を、敷地利用形態と基盤条件を媒介するものと位置づけて分析を行うこととする。

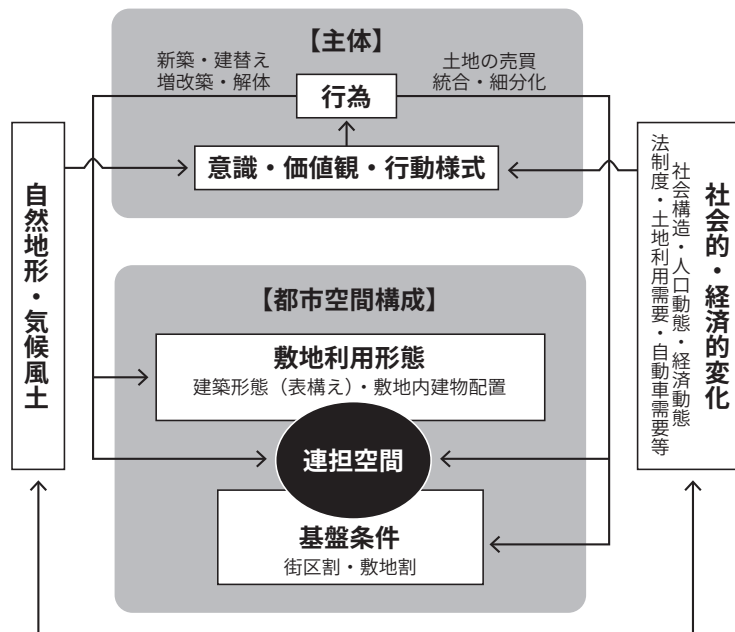


図 1-1. 研究の視点⁵⁸

58 筆者作成

1.4. 用語の定義

小都市

令和2年(2020年)11月現在、全国の市町村数は1,718、うち市は792である。総務省の定義によると、中都市は人口10万人以上の市をいい、小都市は人口10万人未満の市を言う。現在小都市に該当する市は533あり、全体の67%を占める。また地方自治法第8条は市制要件を原則として人口5万人以上と定めているが、小都市のうち現在人口が5万人に満たない市は約半数の272存在する。本論文が事例とする黒石市の人口は3万2,000人ほどであり、小都市の中でもより規模の小さい自治体に位置づけられる。

多雪地域

雪の多い地域については、多雪地域や雪国、積雪寒冷地、豪雪地帯など様々な名称が存在する。多雪地域とは、建築基準法施行令第86条第2項で定められる垂直積雪量が1m以上かつ積雪の初終間日数の平年値が30日以上を指す。そして積雪寒冷地は「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」の対象となる積雪寒冷の度が特に甚だしい地域であり、豪雪地帯は「豪雪地帯特別措置法」に基づき指定される地帯である。これらの地域、地帯の指定はほぼ重複していると言えるが、本論文では「降積雪が多い」という特徴をもつ地域を総称するものとして、多雪地域を採用する。

黒石

本論文が事例とする黒石は、明暦2年(1656年)に創立した黒石津軽家の陣屋町を起源とする。明治22年(1889年)の町村制施行によって陣屋町の範囲が黒石町となり、昭和24年(1949年)に中郷村の一部を編入し町域をわずかに拡大させた後、昭和29年(1954年)に中郷村・六郷村・山形村・浅瀬石村と合併し黒石市が発足した。この2年後に尾上町の一部を編入し、その後市域に変化はない。

以上の経緯から本論文において用いる黒石という言葉は、市制施行までの旧陣屋町、旧黒石町の範囲を指す。4村と合併後の行政域全体について言及する場合は黒石市とした。

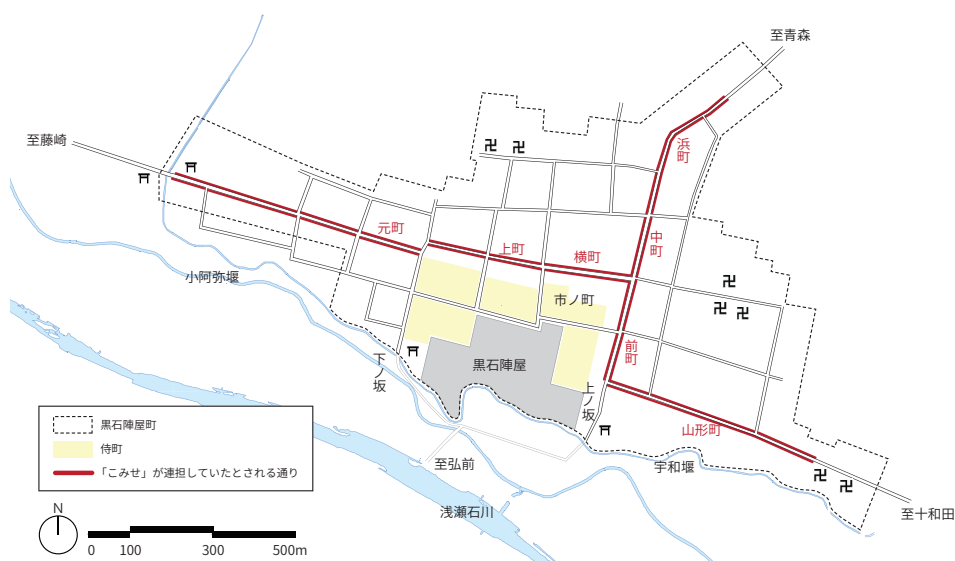


図 1-2. 黒石陣屋町域⁵⁹

歴史的商業地・歴史的な中心商業地

明暦2年（1656年）に黒石陣屋町として町割がなされたうち、「こみせ」の連担が形成された商人町は前町・中町・横町・浜町・上町・元町・山形町の7町内とされる（図1-2）。最盛期の「こみせ」の連担は総延長4.8kmの長さに及んだ⁶⁰。本論文はこの7町内を歴史的商業地とする。そして交通の要衝となった街道筋沿いの前町と中町、及びこれと交差する横町の3町内には特に商業が集積し繁栄したことから、歴史的な中心商業地とする。

これら7町内のうち、現在の用途が商業地域又は近隣商業地域に指定されているのは横町と、前町・中町・上町・浜町・山形町のそれぞれ一部である。元町は住宅地に変容しており、また商業地域又は近隣商業地域に含まれる6町内にもかつてほどの商業集積は無い。したがって歴史的な商業地、歴史的な中心商業地という言葉は、現在も商業地として機能しているということの意味するものではない。

連担空間

私的領域の一部が所有をそのままに、敷地境界を越えて相互に連担することで形成される空間を連担空間と定義する。ここでの私的領域の一部の連担とは同質性をもつ空間の連担を指し、「こみせ」同士、「かぐじ」同士の連担をいう。「こみせ」が連担することで形成される空間を「表の連担空間」、「かぐじ」が連担することで形成される空間を「裏の連担空間」と呼ぶ。

連担、連担性

表の「こみせ」が連担しているという状況は、「こみせ」が2敷地以上で連なり、連続する歩行空間を形成していることを指す（図1-3）。ただし「こみせ」は主屋構造の一部であるため、「こみせ」同士が隙間なく密着しているとは限らない。「こみせ」の屋根勾配や軒の高さによって、微妙なばらつきが生じる。したがって「こみせ」同士が厳密に密着しているか否かでなく、隣接する敷地同士で通行可能な「こみせ」を保持し合っているかどうかを重視する。

一方で自由な通行が可能な「こみせ」を保持する2敷地の間、「こみせ」の無い主屋や「こみせ」の通行を妨げる増改築をしている主屋、あるいは空地が挟まって存在する場合には、「こみせ」の連担性が途切れていると表現する（図1-4）。

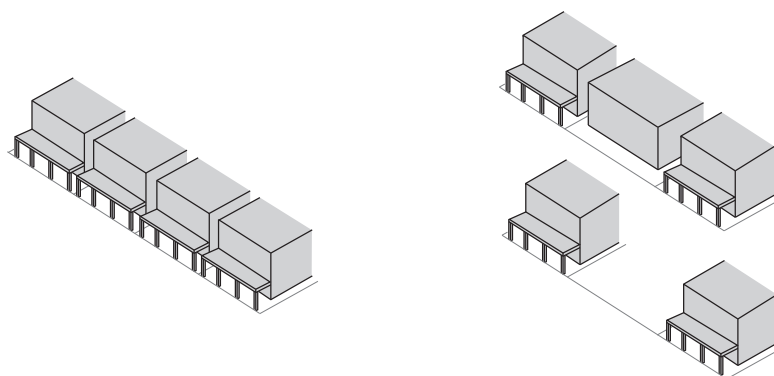


図1-3. 「こみせ」の連担空間⁶¹

図1-4. 「こみせ」の連担の途絶⁶²

60 黒石市教育委員会：黒石市中町こみせ通りの歴史的背景及び概要（第3版）、p.67、2005.7

61 筆者作成

62 筆者作成

次に「かぐじ」が連担しているという状況は、隣接する敷地の「かぐじ」が互いに接しており、柵や塀の物理的な境界が「かぐじ」同士を隔てていないことを指す。ただし普段は物理的な境界によって囲い込まれている「かぐじ」同士が、冬季の柵や塀の高さを超える積雪によってひとまとまりの空間を形成する場合には、連担していると捉えている（図 1-5）。

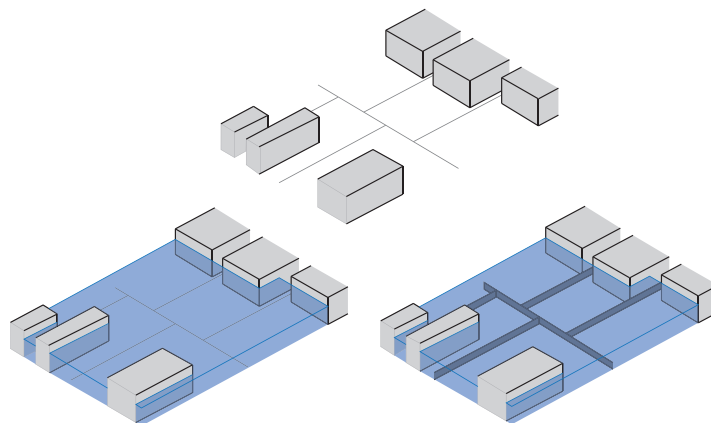


図 1-5. 「かぐじ」の連担空間⁶³

表と裏

表と裏という不可分の対概念を都市空間に当てはめるとき、一つは表通りと裏通り、表町と裏町のように、商業が集積する表に対して、裏はそれとは異なる生活環境や業種構成の特徴をもつという意味での二面性を表す。そしてもう一つは、道路に面して町並みを構成し商業を担う表と、居住を中心とする裏の二面性である。

本論文は「通り」や「道」とセットで用いる場合を除き、表と裏は後者の意味を表すこととする。したがって町家の裏は、必ずしも裏通りに面しているとは限らない。敷地割によっては直接裏通りに面することもあるが、背割り街路のない大街区や背割り線両側に敷地が並ぶ場合、裏は街区の内側を意味する。

1.5. 論文構成と方法

論文の構成は図 1-6 に示す通りである。まず第 1 章は、研究の背景と目的、論文の構成を整理する。

第 2 章は、「こみせ」及び「かぐじ」の連担に関与してきた主体間の社会関係を適切に理解するため、既往研究及び文献資料を基に日本の社会構造が大きく転換した画期として戦後改革を導出し、改革以前の黒石における伝統的な社会構造の特徴を整理する。

第 3 章は、黒石を特徴づける重要な要素として多雪地域という自然条件に着目する。既往研究を基に、多雪地域に暮らす人びとにとって雪はどのような存在と見なされてきたか、また雪がもたらす災害はどのように生じ、どのような技術によって対応が図られてきたかという点から、都市と雪との関係を整理し、画期として戦後の車社会化と対雪技術の機械化を導出する。そのうえで伝統的な雪に対する技術システムの中で、「こみせ」と「かぐじ」はどのような役割を担ってきたのかという点を明らかにする。

63 筆者作成

第4章は、伝統的な社会構造が残り、かつ雪に対する技術が大きく転換する以前の昭和戦前期までを対象に、旧土地台帳及び旧公図を用いた敷地割変遷の分析と、文献資料に基づく「こみせ」の形態分析から、伝統的な「こみせ」と「かぐじ」の連担の仕組みを明らかにする。

第5章は、黒石における戦後から高度経済成長期にかけての社会的状況を踏まえ、一部登記簿を用いた敷地割変遷分析と、文献資料に基づく敷地利用形態分析から、戦後の「こみせ」と「かぐじ」の変容を明らかにする。

第6章は、「こみせ」に対する文化財保護の視点を起点に「こみせ」と「かぐじ」が段階的に歴史的資産と位置づけられたプロセスを、文献資料及び行政計画の整理と、住民及びプランナーへのインタビューから明らかにする。ありふれた生活空間としてその歴史的な価値が意識されていなかった表裏の連担空間が、行政・住民・市民の動きの中で発見された流れを整理する。

第7章は、中心街区の「かぐじ」の広場化を起点に展開した街区単位の空間再編の実態と現況、今後の方向性に着目する。行政と住民等が各々の持ち場でどのような関与をすることで、雪というかつてより変わらない課題と、人口減少や高齢化、商業集積の低下、空洞化といった現代的な課題に対応しようとしているか、そこで「こみせ」と「かぐじ」はどのような役割を期待され、どのように所有と利用が支えられているかという点を明らかにする。

最後に第8章を結論とし、「こみせ」と「かぐじ」の連担の変容を時間軸上に整理するとともに、街区の表裏で敷地境界を越えて空間を連担させてきた歴史的な仕組みと現代的な空間再編との文脈的な結びつき、あるいは文脈の変化から、街区内側の空洞化が進む歴史的市街地において、私的領域の一部に積極的に手を加え、空間を再編していくことへの示唆を論じる。

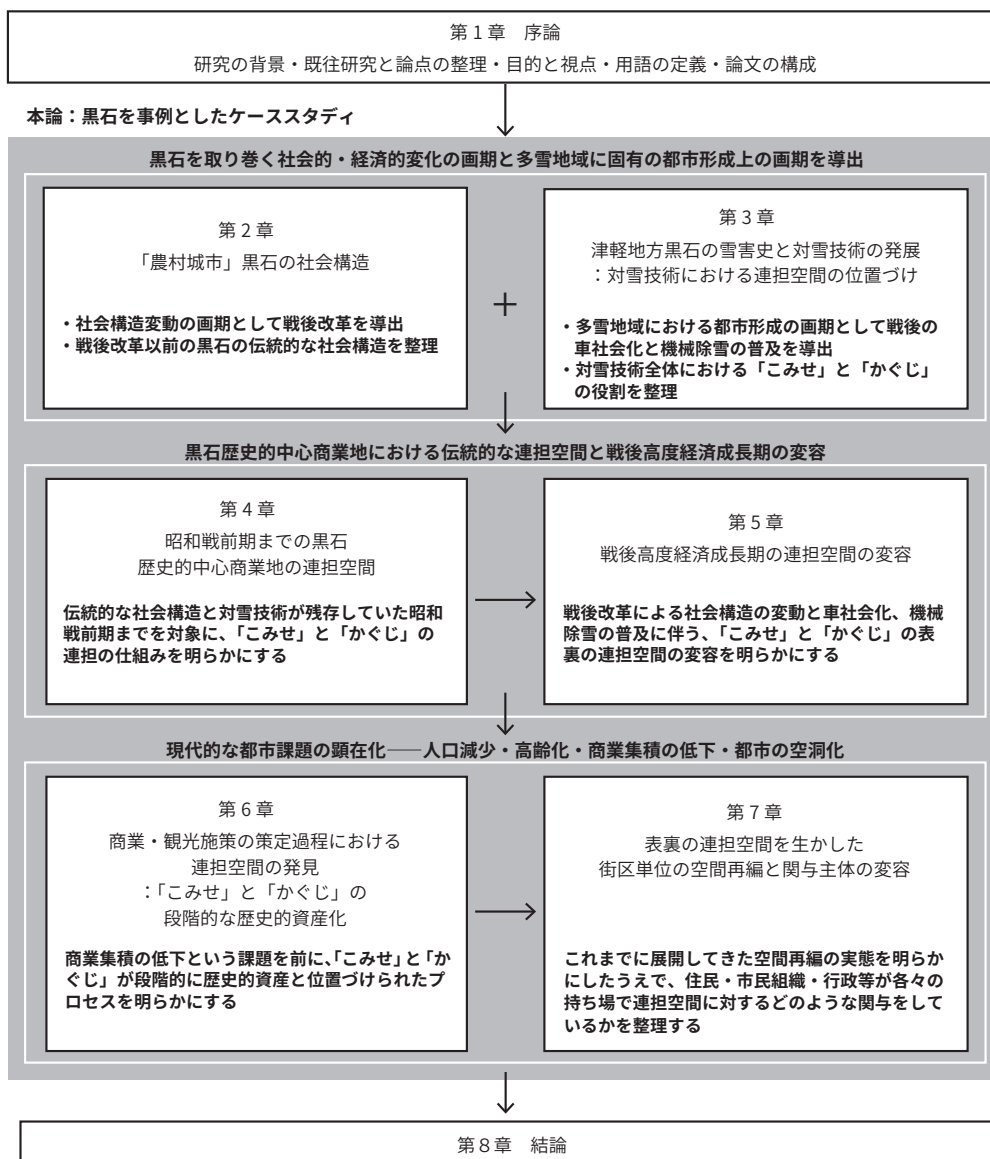


図 1-6. 論文の構成⁶⁴

第2章 「農村城市」黒石の社会構造

2.1. 本章の目的

本章は、黒石の「こみせ」と「かぐじ」の敷地境界を越えた連担の仕組みとその変容を分析するに先立って、「こみせ」と「かぐじ」の所有者たる環境形成主体の社会関係を適切に把握することを目的に、伝統的な社会構造を明らかにする。

第2節は黒石の社会構造を明らかにするための準備段階として、文献のレビューによって日本社会全体に共通する近代化と社会構造の変動過程を把握する。そして日本の社会構造が大きく転換した画期として、戦後改革を導出する。

第3節は黒石の社会構造に着目し、戦後改革を経験する以前の伝統的な構造とそこでの社会関係を明らかにする。黒石市史を初めとする文献資料を基に整理を行った。

2.2. 社会構造を読み解く視点¹

本節は、次節以降にて黒石の伝統的な社会構造を整理するのに先立って、社会学者富永健一の著書『日本の近代化と社会変動』をたよりに、社会構造を読み解くための視点出しを行う。平成元年（1989年）10月から翌年2月まで西ドイツのチュービンゲン大学日本学科で富永が行った講義用ノートを原型とする本書は、第1部にて近代化論を日本社会論に適用する場合の基本的な考え方が整理され、第2部で徳川時代から現代までの近代化過程を分析し、第3部で家族・地域社会・組織・社会階層・国家と国民社会の5つの構造類型の社会変動の歴史的過程を、社会学の構造機能理論に則して分析している。日本の近代化と社会変動を網羅的に扱い、かつそれぞれの構造に関する丁寧な分析が行われており、日本の社会構造の全体像を適切に把握することができる文献であると考えられる。

2.2.1 昭和戦前期までの日本の近代化過程の特性

本項は富永（1990）の第2部に則して、日本の昭和戦前期までの近代化過程の特性を経済的近代化、政治的近代化、社会的・文化的近代化の3点から整理する。

(1) 経済的近代化

幕末期までの日本は、その内部に自生的産業化の萌芽を持っていたとは考え難い。徳川時代の日本経済は、次の3点から全く伝統主義に立脚するものであった。一点目は、幕府と諸藩の財政が直接的農民支配に依存する封建経済であったことにある。二点目は、各藩とも家臣団や商工業者を城下町に集め商業経済が高度に発展していたが、株仲間商人は封建体制的な存在であり、完全に伝統主義的であった。三点目は、幕末期までに存在した工業は全て手工業であり、かつこれらの在来工業は都市ではなく農村工業として発展した。有力な商人が大地主として農村に進出し担い手となった農村工業は、明治維新後の産業化を担った近代工業とは非連続な存在であった。

このように幕末期までの日本において、産業化が内在的発展として自生していたとは言えない。それにも関わらず日本は産業化を達成することに成功し、経済的近代化の水準において西洋先進諸国に追いつくことができた。そこには経済的近代化の伝播可能性が高かったこと、日本人が産業化を受容する高度の集合的動機づけをもっていたこと、政府が「上から」的確にオーガナイズする着眼をもっていたことがある。

日本人にとって産業化を受容する集合的な動機づけとなったのは、産業主義を経済的価値そのもの

1 富永健一：日本の近代化と社会変動—チュービンゲン講義，1990.12 を基に執筆した。

としてよりも、達成されるべき国家目標＝富国強兵として位置づけたことにある。徳川時代における武士の思想であった儒学は封建的な身分序列による支配秩序を前提とするものであり、その序列は政治活動に従事する武士が最高で、農業に従事するものが次ぎ、商業活動に従事するものは最低として位置づけられる「士農工商」であった。したがって経済的価値を優位に置く価値体系である産業主義は、政治的価値を最上位に置き経済的価値を最下位に置く日本の伝統的価値体系とはまったく正反対の思想である。維新後の日本はこの産業主義を富国強兵の集合主義的価値として位置づけることによって、日本の伝統的な価値体系の中に融合させることを可能にした。

そして日本の産業化における最も初期の段階で、この伝播可能性の高さと集合的動機づけをオーガナイズする「上からの産業化」を自覚的に目指し、その目的のために殖産興業政策を展開する着眼をもった政治的指導者一大久保利通、大隈重信、伊藤博文一が存在した。このことが日本の産業化において決定的に重要なことであった。

(2) 政治的近代化

徳川時代の日本は産業主義の自生的な萌芽をもたなかったことにも増して、民主主義の萌芽をもたなかった。明治前半期の自由民権運動と大正期の大正デモクラシーは、戦前日本の政治の伝統主義的体質を変えるほどには強力でなかった。軍部の発言力が強まった昭和初期から終戦まで民主主義の政治価値は完全に圧殺され、軍部のファシズム独走に歯止めをかけるはずの民主主義の精神は大衆の中に内部化していなかった。

(3) 社会的—文化的近代化

富永は経済における近代的価値が資本主義の精神であり、政治における近代的価値が民主主義の精神であるとしたうえで、社会的—文化的サブシステムにおける近代的価値を自由・平等と合理主義の精神であると説明する。これは資本主義の精神及び民主主義の精神に比較して最も伝播可能性が低く、戦前の日本社会の現実では受容する動機づけに欠けていた。

この自由・平等と合理主義の精神の受容とコンフリクトを起したのが、家ゲマインシャフトと村落ゲマインシャフトによる拘束であった。自我と他者とが目的を共有し、その共有された目的を互いに協力し達成するような相互行為をゲゼルシャフト行為、自我と他者とが互いに相手と一体化することを目指しているような相互行為をゲマインシャフト行為とするとき、血縁＝血のゲマインシャフトが家ゲマインシャフト、地縁＝場所のゲマインシャフトが村落ゲマインシャフトに当てはまる。戦前日本の伝統主義的体質は、産業化とともに解体に向かうはずの家ゲマインシャフトと村落ゲマインシャフトを温存させ、排外的国粹主義の高揚はこの温存を強化する方向に働いた。

日本の伝統的な家ゲマインシャフトは、直系家族でありかつ経営体であるという制度体であった。こうした伝統的な家制度は本来近代産業化の機能的要件には適合しないものであるが、戦前期の日本は農家と商家を二本柱とする自営業家族の占める割合が圧倒的に高く、「家」を通じての職業世襲と家産相続が重大な関心事であった。大正期より既にゲゼルシャフトとしての核家族化が次第に進行しつつあったなか、家族についての価値体系は近代化と伝統主義化の狭間にあった。

つぎに伝統的な村落ゲマインシャフトは「自然村」を単位とし、長く日本人の社会的結合の基軸であり、また精神構造の基盤であるとされてきた。この村落ゲマインシャフトもまた近代産業化の機能的要件を満たし得ず、既に戦前期に自給自足性が壊され、都市への人口流出が進んでいた。しかしここでも、伝統主義の価値体系への固着がその解体を押しとどめた。家ゲマインシャフトと村落ゲマインシャフトを温存させた伝統主義の克服のためには、占領軍の政策による戦後改革が必要であった。

以上経済、政治、社会—文化の3点から、昭和戦前期までの日本の近代化過程を整理した。経済的価値としての産業主義は最も伝播可能性が高く、日本の産業革命は急速に達成し得た。一方で政治的価値としての民主主義は産業主義に比べて伝播可能性が低く、容易には大衆に定着しなかったうえ、政府は大衆への内部化を抑圧しようとした。そして社会的文化的価値としての自由・平等と合理主義は、さらにいっそう伝播可能性が低かった。伝統的な家ゲマインシャフトと村落ゲマインシャフトは産業化とともに揺らぎながらも、政府の伝統主義への固着とナショナリズムの風潮により温存された。

産業革命だけが先行し、民主革命が遅れ、精神革命が一層遅れていたこのような状態を富永は「跛行的な近代化」と呼ぶ。戦前期の日本は、経済・政治・社会—文化という3つのサブシステム間の移行性に由来する不安定性と、そこから発生する絶え間ないコンフリクトに特徴づけられる社会であった。このコンフリクトを力で押さえつけるために生み出された産物が「日本ファシズム」であった。

2.2.2 日本の戦後社会と社会構造の変動

本項は引き続き富永（1990）の第2部に則して、戦後の日本社会と構造変動の全体像を整理する。

(1) 戦後改革と近代化

第二次世界大戦における敗戦の経験は、戦前の日本社会において制度化された伝統主義的価値体系を瞬く間に破壊した。経済・政治・社会—文化のサブシステム間のコンフリクトを上から押さえつけるのではなく、コンフリクトの源泉を解消する政策が必要になった。戦後占領軍による改革は、こうした目的のために実行された。

戦後改革の主要な項目は、1) 新憲法における国民主権の明示、2) 思想・言論・結社の自由、3) 婦人参政権、4) 「家」制度の解体、5) 地方自治、6) 教育改革、7) 労働改革、8) 農地改革、9) 財閥解体、10) 独占禁止法の10項目である。初めの7つは新憲法の制定とこれに伴う政治制度の民主化改革に関わるもの、労働改革を含む後の4つは経済制度の民主化改革に関わるものである。前者の諸項目による戦後民主主義の実現と後者の諸項目による自由競争経済の実現によって、昭和30年代以降の高度経済成長は高度大衆消費を導く方向に進んだ。こうして日本の戦後社会は、平準化された大衆社会になった。

ここでの平準化の意味は、所得や教育や職業威信といった階層的地位それ自体の格差の縮小と、意識における中間層化の双方を含む。そして大衆社会の意味は、家ゲマインシャフトと村落ゲマインシャフトが解体し、ブルーカラーとホワイトカラーの区別がほとんど消滅し、旧中間層が減少し、国民の大多数が「新中間大衆」となって均質化し、伝統的なしきたりが継承され難くなっているような社会構造及び社会意識の状態である。

(2) 社会構造の変動

戦後の急速な高度産業化の結果として、日本の社会構造は急激な変動を遂げた。こうした社会構造の近代化が人びとの生活の近代化をもたらし、人々の生活の近代化が社会的—文化的価値の近代化を実現した。

まず産業構造についていえば、戦後高度経済成長期に第1次産業従事者が激減した。第2次産業従事者は昭和45年（1970年）まで増加を続けたが、その5年後には減少に転じた。第3次産業従事者は増加の一途をたどり、昭和50年（1975年）には50%を超えた。

また職業構造については、戦後農林漁業従事者が激減し、一方で専門的職業及び事務的職業が増え続けた。生産行程従事者は昭和45年（1970年）まで増加したが、以後減少に転じた。被雇用者比率は急速に増加し、反対に自営業者及び家族従業者は減少した。さらに大都市人口比率が増加し、核家

族比率も増加した。

(3) 社会構造の変動に伴う自由と平準化の方向性

以上のような社会構造の変動は、社会的・文化的サブシステムにおける近代化、すなわち自由・平等と合理主義の精神による平準化を実現させた。産業構造の変動は人々を土から離れさせ、職業構造の変動は多くの伝統的職業を消滅させた。農業従事者の減少と並び、猟師や林業、鉱山労働者等の山で働く人々や、地盤産業の担い手としての手工業者や職人も減少した。これによって農業・林業・職人の世界を形成していた伝統的な生活様式や労働組織が消滅した。

また職業構造及び雇用構造の変動は、自営業の分解を加速させた。家計と経営が未分離な自営業を継ぐよりも、ホワイトカラーになることを好む傾向が強まった。さらに農村から都市への人口移動による大都市人口比率の増加は、多くの自然村を解体に導いた。これによって、かつて自然村に存在した濃密な社会関係に見合う倫理的価値もまた解体された。そして核家族比率の増加は制度としての「家」を完全に消滅させ、自営業の減少と自然村の解体はこれに拍車をかけるものとして働いた。

以上のように、戦後改革と高度経済成長期を経て実現化された自由競争経済と戦後民主主義、平準化された大衆社会は、戦前の経済・政治・社会・文化の跛行性に由来する不安定性と、そこから発生するコンフリクトを克服した。しかしそれにも関わらず、戦後日本の社会には前近代の要素が残存した。そしてこの前近代の大きな源泉を成していたのが、日本の社会的近代化の遅れ、すなわち家族・親族、都市・農村、企業組織、社会階層、国民国家・国民社会の近代化の遅れであった。富永はこれら諸構造について、第3部にて詳細な考察を行っている。

2.2.3 家族・村落と都市・企業組織・社会階層の変動

本項は富永（1990）の第3部にて整理された家族、村落と都市、企業組織、社会階層の4つの社会構造の変動から、これらの伝統的な形態とその一般的な変動プロセスを把握する。

(1) 家族の構造変動

家

日本の伝統社会の農家及び商家における「家」制度は、明治29年（1896年）の明治民法によって法的に制度化された。それは父系を通じて世代交代を遂げながら、祖先から子孫へと家産とともに継承される世代を超えた制度的連続体であった。この家と近代的核家族の違いは、前者が制度的連続体であるのに対して、後者が一代限りのものである点にある。家は家父長制家族の一形態であり、家長によって統率され、死後は家督相続者＝長子によって相続された。

この長子相続制は、家の相続とともに家産の相続を意味した。農家にとっては農地、商家にとっては実物資本と暖簾であった。長子が単独で相続することが基本であり、次三男以下は分家を創設しない限り家産の分与がなされなかった。分割相続の場合も本家と分家の立場は対等でなく、分家は恩恵的に贈与を受けるといった形に近い。この分家は一定水準以上の資産家でなければ創設できなかったため、多くの家の次三男は他家に養子に入るか、大型農家や大型商家に奉公人として入った。

したがって日本の伝統的な家は、親夫婦と長子夫婦から成る直系家族の形をとるのが基本であり、結婚した2組以上の同世代夫婦が同居する大家族は少ないというのが特徴であった。しかし一方で世代を超えた制度的連続体としての家の継承は、家産の相続により経営を持続させることを最大の関心事とする側面をもつ。それゆえに嗣子をもたない家は養子を迎え入れ、その養子は親族だけでなく非親族からも選ばれた。また大型の農家や商家では、年季明けの奉公人に家産を分与し分家させると

いうことも行われた。家を継続事業体たらしめる経営上の必要性から、非血縁者が家に積極的に取り込まれた。

同族

家は単独で存在するのではなく、親族に包まれて存在する。親族関係は血族関係と姻族関係を合わせたものであり、前者は本人の中心に親子の軸及び兄弟の軸によってタテ・ヨコ・ナナメに広がる。後者は配偶者の血族関係であって、これもタテ・ヨコ・ナナメに広がりを持つ。

一般に伝統的な社会には、父系もしくは母系の単系で広がり、成員と非成員の間に明確な境界をもつ社会集団を形成する親族、すなわち親族集団が存在した。日本ではこれが同族と呼ばれる。同族の機能はその共通の祖先を祭ること、生活上の経済的な相互扶助、成員家族の統制等であるが、その密度や結合度合いは多様である。

同族は本家分家関係から成っており、そして本家と分家は対等な関係性ではなかった。同族の形成は次三男の分家創設を契機とするものであり、長子と次三男の間には身分差があったため、同族関係は本家分家の支配従属関係に他ならなかった。この身分関係に本家と分家の経済的格差が加わり、同族集団は資産家である一つの本家とあまり豊かでない分家や孫分家によって形成された。年季明けの奉公人が分家として出される場合も、主人と奉公人という関係性は持続し、本家分家関係は一層従属的であった。

家ゲマインシャフトの解体

日本の家制度は、徳川時代の家と経営が未分離な家業としての農業や商業にとって、最も機能的に適合的なものとしてつくられた制度であった。明治維新を経て産業化が開始されて以降も、社会的・文化的サブシステムにおける近代化の伝播可能性は低く、家制度は適合性をもち続けた。

一方で昭和戦前期において、長子単独相続をとる農家の次三男は都市にはじき出され、工業労働者となり、あるいはホワイトカラーとして資本主義の発展を担う人材となった。都市へ流出し既に家業や家産の観念から離れていた彼らは必然的に核家族をつくり、伝統的な家ゲマインシャフトの観念を次第に失っていった。

そして戦後改革としての昭和 22 年（1947 年）の民法改正において、家制度が廃止された。長子相続制は均分相続制に改められた。これによって核家族比率は急速に上昇し、片や 3 世代世帯の比率が減少した。戦後近代化とともに核家族が増加した背景には、産業化によって伝統的な家制度と機能的適合性をもつ自営業家族の範囲が縮小したこと、民主化によって家父長制家族における家長の支配形態が受容されなくなったこと、女性の解放、個人の欲求充足を犠牲にする集団中心主義から個人中心主義への変化、勤務地の移動を伴う職業形態の一般化がある。戦後も農業が家ぐるみの仕事であり、農地が家産であることには変わりがないが、その家のなかの社会関係の実質は、伝統的な家ゲマインシャフトからは全く遠いものとなった。

同族ゲマインシャフトの解体

同族が家制度を前提にして形成された親族集団である以上、家ゲマインシャフトの解体はすなわち同族ゲマインシャフトの解体を意味する。戦後の家制度の廃止は、同族が存在する余地を完全に奪った。

農村社会学者の福武直が指摘したように、日本の農村には東北型と西南型があり、東北型農村においては同族結合による本家支配が強かったのに対し、西南型農村では全ての農家が対等であり支配従属関係が存在しなかったとされる。そしてこのことが、同族ゲマインシャフトの解体を西日本におい

てより早く進展させたことを物語る。血縁集団である同族が帰属主義・個別主義の原理の上に立つのに対して、近代産業社会は業績主義・普遍主義によって立つ。明治維新後の日本では、社会的近代化の遅れを背景に本来相容れないはずの両者を融合させた財閥資本主義が発達し、また本家分家の結合も維持された。しかし戦前には既に家と同族の解体が始まっており、戦後改革はそれを一層進行させるものとなった。

(2) 村落と都市の構造変動

村落ゲマインシャフト

家ゲマインシャフトと並び日本社会の伝統的な構造的要素を成した村落ゲマインシャフトは、徳川時代の近世郷村制に始まる。村を形成する本百姓と呼ばれた自立農民は、貢納義務と引き換えに土地保有を認められ、貢納に関する村単位での連帯責任を負った。したがって村は貢納の単位であり、統治の単位であり、そして農民自治の単位であった。

明治政府は明治22年(1889年)に市制町村制を施行し、末端行政単位として小規模すぎたこの村を合併し、行政上の村を形成した。徳川時代以来の農家戸数にして50～100戸から成る小規模な村は部落や村落と呼ばれるようになり、後に鈴木栄太郎によって「自然村」と名付けられた。明治維新から60年以上を経過した昭和初期に鈴木が実施した農村調査によって、農村の社会関係が濃密に集積するのは自然村の範囲であり、行政村にまで広がる社会関係が相対的に少ないことが見いだされた。昭和戦前期の農村社会では、村落ゲマインシャフトの封鎖的性質が解体せずに存続し続けていた。

この自然村が有した高度に封鎖的な構造は、農業が内部的結合の強さを機能的に要求してきた歴史的な事業に由来する。一点目は徳川時代の貢納に対する村落全体の連帯責任の遺制として、相互監視を厳重にする仕組みが維持されたことにある。二点目は、水田農業は単独で行うことが不可能であり、すべての農家との共同を必要としたことにある。自分の利益のみを追求する行為はあってはならなかった。三点目は農作業及び生活の必要性から、様々な互助組織の発展があったことにある。村落の成員からなる作業組織を立ち上げ、各戸の田植えを順次に行うユイと呼ばれる共同労働を行った。ユイは農作業だけでなく家の普請や冠婚葬祭の際にも行われた。また相互金融を目的とした頼母子講のように、作業組織以外の共同組織は講と呼ばれた。ユイと講は、村落の内部的結合を強化した。

そして四点目は、村落による山林の共同所有があったことにある。入会地は村落で共同所有され、成員であれば誰でも自由に利用することができた。入会地は村落共同体の物的基盤として重要な意味をもった。

村落ゲマインシャフトの解体

明治維新後も解体することなく存続した村落ゲマインシャフトにおいて、維新後に生じた重要な変化は地主小作関係の成立であった。徳川時代の村落社会は発展の遅れた東北の農村を除き、相互に対等な本百姓を構成員とする平等社会であった。明治6年(1873年)の地租改正によりこれら本百姓は自作農に移行したが、その後没落して土地を失い小作農になるものと、その農地を買い地主になる富豪とに両極分解を起した。高率な小作料によって一層貧困化する小作農に対して、地主は農村工業や都市部の商業に進出し、また議員や役職者になった。この不耕作地主＝寄生地主と小作との間の貧富の差は激しく、零細小作農の貧困化は戦前日本の大きな社会問題であった。

この構造に変動をもたらしたのが、戦後の農地改革である。農地改革によって村落は地主支配から解放され、農民は大部分が自作農となった。自作農たちは貧困から脱出するという動機づけのもと土地改良に励み、また農業技術革新によって生産力は大いに向上した。戦後1950年代の村落は、自作農体制による繁栄を享受した。

高度経済成長期に入ると、農業所得の水準をはるかに上回るペースで工業労働者と新中間層の所得水準が向上した。このギャップを埋める手段として農家が選んだ道が兼業化であり、多くの農家は農外所得によって豊かになった。しかしこのことは農業がそれだけでは成り立たなくなったことを意味し、次第に離農者が増え、農業人口は縮小に転じた。

このように戦後農地改革によって地主小作関係が解体された村落では、自分の土地を持つ自作農が台頭し、農業機械は彼らに兼業の機会と余暇を生み出した。兼業は村外への通勤をとめない、余暇資源も村外に存在した。したがって村民の生活空間は拡大し、戦前期まで存続した封鎖的な村落ゲマインシャフトを完全に解体した。入会地は村落ゲマインシャフトの物的基盤としての意味を失い、ユイや講は消滅した。こうした村落における村落度の低下こそが、村落の近代化であった。

伝統都市

日本の大部分の都市の歴史は、近世に由来する。徳川時代の都市の主要類型を成した城下町は、封建社会に機能的に適合するように形成された。その中心的な結節機関として政治機能が置かれ、さらに商業機能と交通結節機能が備わり、手工業者も集積した。

都市の近代化

明治4年（1871年）廃藩置県は、城下町の存在理由であった封建社会の機能的必要に適合するという目的を消滅させた。城下町人口のおよそ半数近くを占めた武士は身分と禄を失い、多くは農家に転じた。城下町人口の半数以上を占めた町人は武士という顧客を失い、株仲間はその特権を失った。

しかし戦前段階では、旧城下町の多くはそれほど衰退しなかった。これに対して戦後の高度経済成長期以降は、都市の淘汰が一举に進められた。あるものは近代都市に脱皮し発展を遂げ、またあるものはそれが出来ずに中小都市へと転落した。この淘汰の過程が、日本の都市の近代化であった。

(3) 企業組織の構造変動

家経営体

特定の機能を達成することを目的とし、制度化された分業及び支配関係を備えるゲゼルシャフト化された社会関係から成る集団を組織という。組織そのものが近代化の産物である。

徳川時代の城下町において武士とともに都市住民の構成要素を成したのが商人と手工業者であるが、この商業と手工業の担い手となったのは家ゲマインシャフトであった。商家並びに職人の家としての暖簾や資本は家産として、制度体としての家により所有され、相続によって継承された。

このような家ゲマインシャフトの構成員から成る経営体「家経営体」は、血縁原理を紐帯として形成される基礎集団であり、それは商家同族団と呼ばれる親族集団に含まれていた。この経営体が家族そのものであるという商家及び職人の家の性格は、農家と同様に非血縁の奉公人の取り込みを必要とした。家族員だけでは事業規模に間に合わない場合には奉公人が雇い入れられ、独立の際に家産の一部を恩恵的に分与することが行われた。これは親族分家と区別して奉公人分家、別家と呼ばれ、従属的地位は別家して独立した後も維持された。そしてこの非血縁の別家は、擬制的親族として同族集団に組み込まれた。

戦前の財閥資本主義と、日本的経営の形成と解体

家と同族が解体していない状態において形成された資本主義の型こそが、戦前の財閥資本主義であった。前近代的な血縁原理である家と同族によって組織化された財閥は、日本の近代化における前近代との同時並存を如実に表現するものであった。

しかし戦後の財閥解体と家制度の廃止は、この組織原理を消滅させた。そして終身雇用、給与と昇進における年功序列制、企業別に組織される労働組合の3点を構成要素とする日本的経営が形成された。それは構造的には封鎖性をもち、機能的には温情的な感情的相互融合を実現するものであった。

その後高度経済成長の終焉と石油ショックに端を発する長期の不況、産業構造の変動による封鎖性から解放されたサービス産業の増加、IT革命の裏で進行したパートタイマーや派遣型労働者の増加、高齢社会への移行は、年功序列制と終身雇用を基本柱とする日本的経営を解体へと向かわせた。企業別組合もまたその実質的な影響力を失いつつある。

(4) 社会階層の構造変動

社会階層とは、人々の欲望の対象である社会的諸資源が、人々の間に不平等に分配されている構造的な状態をいう。社会的諸資源とは、所得と富を指す物的資源、権力と威信を指す関係的資源、知識や教養を指す文化的資源を総称する概念である。

富永はこの社会階層を、身分、階級、社会階層と分類する。階層的な地位が生得的に定められており、社会的移動が制度的に不可能ないし極めて困難な近代以前の社会階層の形態を身分という。そして社会移動は制度的には可能であるが、地位間の格差が大きかつ身分制の要素も残存し、閉鎖性の度合いが高い近代産業社会前期段階における社会階層を階級という。社会移動の比率が高く、かつ地位間の格差が平準化した近代産業社会の後期段階における社会階層の形態を、そのまま社会階層と呼ぶ。

近世から昭和戦前期の社会階層

徳川時代の社会階層は身分制であり、「士農工商」の順で評価づけられた。武士は支配身分として権力的地位を独占し、商人は最下位の威信序列に位置づけられていた。身分間の社会移動は極めて困難であり、社会階層の秩序は固定化されていた。

明治維新はこうした身分秩序を解体し、階級社会がつくりだされた。階層的な地位は生得的に定められていなかったが、実質的には階級格差が大きく、階層間の社会移動は困難であった。戦前日本の階級的地位の主要なものは、1) 貴族階級（華族）、2) 資本家階級（財閥を頂点とする都市富豪層）、3) 新中間階級（ホワイトカラー）、4) 地主階級、5) 農民階級（自営農民）、6) 都市旧中間階級（自営の商人及び職人）、7) 労働者階級、8) 都市下層階級の8つに分類される。戦前日本の都市の大部分を占めたのは自営の旧中間階級であった。

戦後民主主義と社会階層の平準化

戦前の8つの主要階級は、戦後以下のように変化した。まず貴族階級は、戦後改革による華族の廃止により無くなった。戦前の貴族院議員のように、彼らに与えられていた特権的地位は消滅した。次に資本家階級は、財閥の解体によって新中間階級及び旧中間階級との区分を不明瞭なものにした。戦後の日本における富豪は「法人金持」であり、新中間階級の上層部と連続的である。

そしてこの新中間階級は、戦後高等教育の大衆化と大・中規模企業の著しい増加によって大きく膨らんだ。一方で農地改革により地主階級は消滅し、地主小作というカテゴリーそのものが無くなった。農民階級は、農民層の縮小と兼業農家の増大という形で変貌した。自営の都市旧中間層は減少し、労働者層は高度経済成長期に大幅に増加し、貧困層は都市スラムから各地に散在した。

このように社会階層の近代化は、諸階層間の格差の縮小—平準化と社会移動の増大—に特徴づけられる。そこでは自営の旧中間層が縮小し、ホワイトカラーの新中間層が増大した。

2.2.4 小括

以上本節では富永による近代化と社会変動の論に従い、近世から昭和戦前期までの伝統的な社会構造の全体像と、戦後改革と高度経済成長期がもたらしたそれらの変動を整理した。経済的近代化に対して政治的近代化、社会的・文化的近代化が遅れをとるという戦前の日本の近代化は、そのサブシステム間の跛行性に由来する不安定性の中で、相互にコンフリクトを生じさせていた。このコンフリクトの源泉を解体させたのが占領軍による戦後改革であり、これを経た高度経済成長によって日本社会は平準化された大衆社会となった。

本節の目的は、本論文が事例として取り上げる黒石の伝統的な社会構造とその変動を読み解くための視点を明確化することにあった。富永の論を整理することによって、跛行的近代化という戦前日本の近代化の特徴と、4つの社会構造—家族・村落と都市・企業組織・社会階層—の変動の全体像を把握した。次節以降ではこの4点を黒石の社会構造を読み解く視点として設定し、これら諸構造における黒石の固有性を明らかにする。

2.3. 戦後改革以前の黒石の社会構造

本節は、伝統主義的な社会が大きく変革した戦後改革を一つの画期として、本論文が事例とする黒石の戦前の社会構造の特徴を明らかにすることを目的とする。各種文献を基に前節で設定した家族、村落と都市、企業組織、社会階層の4つの構造を順に取り上げ、その特徴を整理する。

2.3.1 家族：家と同族集団

戦前の黒石の家と同族集団はいかなる特徴をもつものだったか。この点を明らかにするため、本項では黒石を含む津軽地方の家と同族の特徴を整理する。文献は青森県史を参照した。

世代を超えた制度的連続体としての家は、津軽地方においても父系を通じて家産とともに継承され、家長が統率し、家長の死後は長子によって相続された。相続のことはカマドワタスやカマドアズケルと言った。嗣子がない場合は、経営体としての家を存続させるために婿や養子をとるのが基本であった。また長子を除く次三男以下の男子は、借子（カレゴ・カリコ・カリゴ）と呼ばれる農家の奉公人として働いた。これは「口減らし」とも呼ばれた。借子の契約は1年間であり、住み込みでほぼ休みなく働いた。津軽地方における借子の慣行は、農業機械が普及する昭和30年（1955年）頃まで続いた²。

こうした家を包み込み系譜を共有する同族集団を、津軽ではマキ、オヤグマギ、オヤコなどと言った。マキを構成する本家と分家はそれぞれホンケ、ベッケと言われ、本家の中でも総本家に当たる家はダイホンケやイチホンケなどと呼ばれた。ホンケを資産家を意味するオオヤケと呼ぶ地域も存在する³。前節の富永の説明によると別家は奉公人分家を指すものとされたが、津軽では次三男による血縁分家をベッケと呼ぶこともあった。

また婚姻に関わりのある通婚圏は地元や近隣がほとんどであり、近隣でない場合も交流のある地域に限られた⁴。

2 青森県：青森県史民俗編資料津軽，pp.24-27，2014

3 前掲2の青森県史（2014）のpp.8-11

4 前掲2の青森県史（2014）のpp.234-236

2.3.2 村落と都市

(1) 「農村城市」黒石

本論文が黒石と呼ぶ範囲は、明暦2年（1656年）に弘前藩の支藩として創立した黒石津軽家の陣屋町の範囲であり、それは明治22年（1889年）の町村制施行により成立した黒石町の範囲である。黒石町は南津軽一帯の政治・経済・文化の中心として発展し、戦後昭和29年（1954年）7月に周辺の4農村、中郷村・山形村・六郷村・浅瀬石村と合併し黒石市を発足させた。



図 2-1. 南津軽郡全図（大正元年）⁵

図 2-1、図 2-2 は明治 11 年（1878 年）の郡区町村編成法施行によって発足した行政区画としての南津軽郡域を示すものであり、明治 22 年（1889 年）の町村制施行後は黒石町と 27 村で構成された。

5 南津軽郡役所編：南津軽郡是・全、1912.12

明治34年（1901年）に竹館村の一部が町居村として分立し、1町28村となった。郡域の東側及び南側の大半は山林であり、西側の平地は津軽平野の一部を成す。図2-1で大字と示されている町村制施行前の村落＝自然村は178村であった。南津軽郡役所は黒石町の市ノ町に置かれた。

大正元年（1912年）12月に南津軽郡役所が出版した『南津軽郡是：全』によると、明治42年（1909年）時点の商業戸数は南津軽郡全体で1,895戸であるが、およそ26%に当たる498戸は黒石町内に存在している。残る28村のうち、101～150戸が大鱈町（図2-2⑮）と藤崎町（⑲）の2村、51～100戸が中郷村（③）、尾上村（⑥）、蔵館村（⑭）、石川村（⑯）、常盤村（⑳）、大杉村（㉔）、浪岡村（㉘）の7村であり、残り19村は50戸以下である⁶。黒石町内に商業が集積し、それを取り囲む村のほとんどは純農村であった。

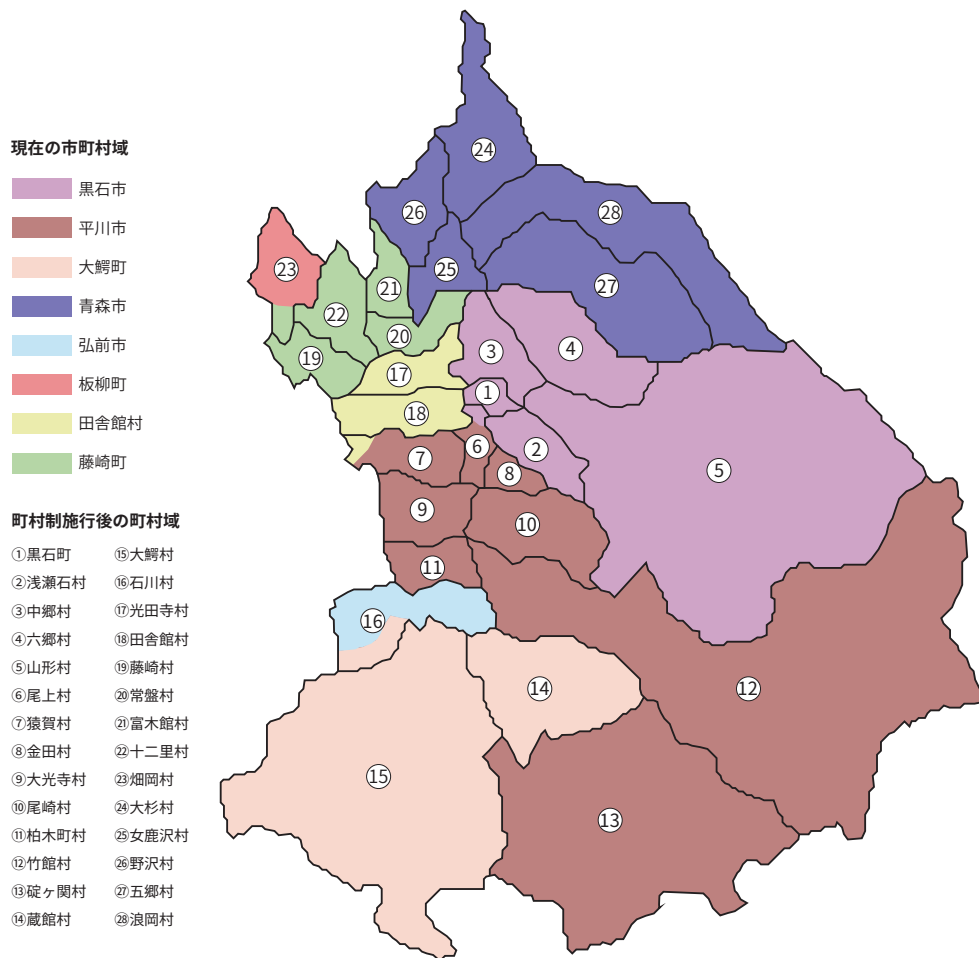


図2-2. 旧南津軽郡の旧町村と現在の市町村域⁷

この昭和戦前期の黒石町と周辺農村との関係性を表現する資料が、大正2年（1913年）の黒石史『烏城志』に寄稿された竹内清明の以下の言葉である。竹内は明治22年（1889年）の町村制施行から約20年間山形村（現黒石市）の村長を務めた人物であり、また山形村に黒石周辺のリンゴ栽培の嚆矢となるリンゴ園を経営していた。

「黒石町に属する、田地は僅かに三反歩にして、畑は拾町歩に足らざれば、町民の飯米已に之

6 前掲5の南津軽郡役所（1912）のpp.634-636

7 筆者作成。

を他領に取り、町民の小遣錢亦之を他町村より集むるの姿にして、黒石町の栄養分は殆んど之を外部より吸収しつつあり、黒石町は過去も現在も亦将来も斯くあるべきか、即ち黒石町を隆昌ならしめ、発展せしめんとせば、周囲を潤沢にし、其の外部を富ましめざるべからず…」⁸

黒石町は周辺農村の「栄養分」を吸い上げることで発展し、したがって黒石町の発展を考えるならばまず農村を豊かにするべきとの主張がされている。この両者の関係は、昭和3年(1928年)の小田川生の記事⁹においても黒石町を「農村城市」と呼び表現されている。

「黒石町は津軽十郎左衛門信英が封を建て、より二百有余年間の領地であつただけに、未だに封建時代の遺跡は町内至る所に見受けられる、其の当時と現在とを比較すると、人口戸数に於ては大同小異であり、経済的地位にも大なる差違はないとの事である、元来黒石町は津軽沃野の農村城市として発展した町である、従つて其の後産業革命に見舞はれ、資本主義経済組織に世の中が変遷しても差したる影響は受けなかつた。

農業が原始時代と別段の差異がなく、近隣の農村亦旧態依然たるものであるから、政治的大変革に合つても急激なる変化はなかつた、超然として昔ながらの営みをつづけることは出来たのである…」(下線部筆者)

こうした都市と村落の関係性は黒石市の発足まで続き、市制施行の際にまとめられた黒石市所蔵の資料「町村合併に関する書類綴」では合併の必要理由が以下のように説明されている。

市制施行を必要とした理由¹⁰

「南津軽郡黒石町、中郷村、山形村、六郷村、浅瀬石村を廃し、黒石市を設置する主なる理由は次の通りである。

第一、自然的社会的見地から

①、地理的条件について

南津軽郡黒石町、中郷村、山形村、六郷村、浅瀬石村は黒石町を中心としてその周囲に連鎖状に圍繞して相接しその地形を大観するに東部は概ね山岳地帯を形成し西部は茫漠たる津軽平野に連なつて一面の沃野となり正に豊穰津軽の中心部に位する。

②、経済的、産業的立場から

この五ヶ町村たるや古来黒石町を中心に共存共栄の一大経済圏を構成し、生活必需品、生産資材はすべてこれを黒石町に求め、外廓各町村より生産される所謂黒石米、名産林檎、藁工品、木材、薪炭等は皆黒石町に集荷され、こゝを拠点として広く県内外に移出される態勢にあり、産業経済は勿論さては日常生活面に至るまですべて一連の有機的な経済交流関係を生じ、恰も人体の心臓部と四肢のその如き不離不即の状態に置かれているのである。

これを水利灌漑の面から考察するに十和田湖から発した水は浅瀬石川となつて山形村、浅瀬石村、中郷村、黒石町を東西に貫流し津軽約一万町歩の水田を潤し産業上この地帯の一大動脈たるの意義を失わない。而してその分水は用水堰の上から五ヶ町村を密接不可分の関係においている。その上山形地帯には四ヶ所の発電所があり電力の供給源をなしているが、今後黒石市の誕生によりその力を結集すれば更に大なる電力源の開拓も十分期して俟つべきものと確信するとこ

8 安西如鳩：鳥城志——名黒石案内、p.171、1913

9 「東奥之魁 第11巻7月号」(弘前市立図書館蔵、1928年)青森県：青森県史資料編近現代4、p.252、2005より転載。

10 「町村合併に関する書類綴」(黒石市役所所蔵、1954年)青森県：青森県史資料編近現代5、pp.185-187、2009より転載。

ろである。

③、交通運輸の面から

二級国道八戸、弘前線は八戸から国立公園十和田湖に出て竹館村、山形村を縦走し中郷村、黒石町、田舎館村を経て弘前市に至る。又県道にあつては黒石町を基点として六郷、五郷両村を縦貫して浪岡町に至る線。中郷村を経て浪岡町を通り、青森市に至る線。尾上町、柏木町を経て大鱈町に至る線等がある。

これを繋ぐ交通運輸の機関に至つては先づ弘南バスが黒石町を中心に青森市、弘前市、浪岡町、大鱈町、山形村を経て十和田湖に達する線。光田寺村を経て藤崎町に至るもの。浅瀬石村を經由して尾上町にのびるもの等文字通り放射状に四通発達している。又国鉄黒石駅、弘南電鉄は夫々川部或は大光寺、柏木両町を経て何れも弘前市に達している。

而してこの国鉄黒石駅、弘南電鉄黒石駅は関係五ヶ町村共通の玄関とも云うべき存在で、この点からも関係五ヶ町村は同一の生活基盤に立つことが首肯されるところであろう。

④、観光、厚生の面から

二級国道弘前、八戸線は津軽から国立公園十和田湖に至る最短距離にあり。而もこの道路たるや浅瀬石川の溪流に沿ひ山形村に入つては津軽山形温泉郷の景勝地を縫うて途中温湯、板留、二庄内、要目、沖浦、青荷、切明、温川の九ヶ所に天恵豊かな温泉の湧出するを見る。

又浅瀬石川の景観たるや淵あり瀬あり時に白糸の如き滝をみる。奇岩怪石至るところにこれを見得べく、白馬奔流するが如き激流、静謐を湛える紺碧の淀みを眺めてこれを辿るときこの世のものとも覚えね〔覚えぬ〕仙境にあるの思いがする。又沖浦地帯には一大人造湖たる虹の湖あり沿岸至るところ鬱蒼たる緑樹の影映すをみる。山紫水明正に天下の絶景たるを失わない。只惜しむらくは観光施設に乏しくこれを広く宣伝するの財力に欠ける憾みあり。この点市制実施に伴い道路の改修、観光施設の拡充、宣伝の強化をなすときは新黒石市民の厚生福利の増進は勿論のこと広く県内外に貢献するところ甚大なものがあると信ずる。

⑤、社会的文化的見地から

前述した諸般の事情からこの五ヶ町村の地域は人情、風俗、言語、習慣等は勿論生活様式の上から考えても極めて類似した共通の基盤に立ち又文化施設、教育面からするも有無相通じ、相互依存の関係におかれている。

又通婚圏、人口動態から考察しても唇齒の関係にあり、いわゆる異体同心の社会構造を形成し、寧ろお互いに分離して存在すること自体が極めて不自然とも云える状態にあるのである。

これを歴史的に見るも今現在五ヶ町村に於て活躍しつゝある人々は大半元の黒石高等小学校に机を並べて学び合つた同窓生であり、この点、相互に理解認識するところも極めて深く随つて相互に親近感をもつて交友を続け、相扶けてこの地域の進歩発展を希うところの同憂の立場にもなるのである。

又現在に於ても県立黒石高等学校の生徒の大半は関係五ヶ町村の子弟を以つて占めるの実情にあり、この子弟が将来この地域の指導的立場に立つを思うとき、教育の面から考えてもこの合併黒石市の新設は蓋し理の当然と云えるところであろう。又黒石高等学校定時制の分校が現在六郷村、山形村に設置されている面から考えてもこの間の事情が更に明瞭になることと信ぜられる。又黒石町は周囲を完全に中郷村に圍繞されて居りその町村境界附近には両町村に跨つて民家の建築されるものが近来頗る夥しく誠に混迷錯綜した関係を現出しつゝあることはすでに両町村が生活面に於て合併しつゝある事実を立証して余りあることである。殊に昭和二十六年に黒石高等学校が中郷村地域内に移転建築されてからというものはその地域のみでも百戸以上の商店、住宅の新築を見新市街地を形成するに至つた。

而も黒石町からこの地に転住するものが日に増し数を加えている現状からしても両町村の関係は、殆ど一体的なものといえるところである。その他山形村、六郷村、浅瀬石村等も各近接して如上の状態に置かれているため相互の福祉のためからも利便の上からも黒石市誕生は極めて合理的であり必然的な運命にあると思われるところである。

これら一町四ヶ村の総面積は約二百十四平方町で東西二四町、南北十町で将来関係五ヶ町村を叫合〔糾合〕して農村都市黒石市を形成して相互に繁栄を期することは近代的自治体の在り方として蓋し当然のことであろう。…」(下線部筆者)

上記の引用では、「豊稔津軽の中心部」である黒石町とその周辺4農村がかつてより「共存共栄の一大経済圏」を構成し、産業経済及び日常生活面に至るまで一連の有機的な交流関係を築き、「恰も人体の心臓部と四肢のその如き不離不即の状態」にあったと述べられている。また交通運輸面では「同一の生活基盤」に立脚し、さらに社会文化面でも「人情、風俗、言語、習慣等は勿論生活様式の上から考えても極めて類似した共通の基盤」に立っていたと説明されている。

こうした周辺農村と共存共栄し発展した「農村城市」としての性格が、黒石の最大の特徴である。そしてこのことが、戦前黒石の社会階層における地主階級の優位性を保障するものであった。

(2) 津軽地方の村落の特殊性：講組的村落

戦後昭和27年(1952年)に農地委員会青森県協議会によって出版された『青森県農地改革史』は、県内を南部、下北、津軽の3地方に分類したうえでそれぞれの伝統的村落の特殊性を整理している¹¹。これによると、南部の村落は同族集団であるマキに社会結合の基盤を求め、村落内の複数のマキのオオヤ(本家)はさらにオオヤとカマド(分家)の関係に結ばれる。その村落で最高のオオヤは産土神の別当となり、産土神、別当、オオヤ、カマドの上下の秩序が形成され、オオヤの家長は村落内でダンナサマと呼ばれた。カマドはオオヤあつてのものであり、オオヤに依存してのみ生計を保持し、オオヤを通してのみ他のマキと結合した。

下北の部落は、村落内部に上下の秩序が存在しない。村落民のヨリアイで任期を定めて選任された総代人が統率し、各家は横の連携で結ばれた。各家は村落によってその存在を規定され、村落民として登録されることは同時に村落共同体への参加資格であった。

これらに対して津軽の村落は、統一性を喪失した形態をとった。各家の横の連携によって村落が動くが、それは農作業において狭い範囲で結ばれるユイにおいてのみ見いだされた。マキによるユイ関係のほか近隣居住者によるユイも存在したが、後者はより機会的で合目的的であった。

以上『青森県農地改革史』の編纂に向けて戦後行われた調査によると、津軽地方の村落共同体は他に比べてその結合度合いが低く、村落としての統一性は喪失していたとされる。ここにおいて重要であったユイ関係について青森県史の記述を確認すると、屋根葺きや堰・道路の普請、山林の手入れ、火事や水害の出役、雪切りなどは全て毎戸から男性1人が出ることを原則とするムラ仕事であった。作業に出ない場合や女性が出る場合は金銭の負担をさせた¹²。こうしたユイ関係に基づく共同作業を介して、津軽の村落は横の結びつきを形成していた。

(3) 地主小作関係

前述のように、戦前の日本社会全体に通底する問題が零細小作農の貧困化であった。明治6年(1873

11 農地委員会青森県協議会：青森県農地改革史，pp.321-，1952

12 前掲2の青森県史(2014)のpp.14-15

年)の地租改正による自作農の創設は、その後小作農になるものと富豪大地主になるものとに両極分解を起した。黒石を含む津軽地方も例外でなく、土地を集中させた大地主と小作農の間は封建的な上下関係で結ばれ、寄生大地主が政治や経済の中心を担う社会が形成されていた。

大正元年(1912年)の『南津軽郡是:全』の中で、南津軽の地主小作関係は次のように述べられている。

「明治初年頃迄は旧藩以来の穀倉ありて共同貯蓄を為し其幾部は毎年田起、植付刈取の三季節に於て之れを小作人に貸付し尚不足分は地主より支出するの例ありて之が返済を怠るものなく極て円満なりしが時世の変遷に伴ひ各村之を廃止し地主小作人間の貸借も又昔年の如くならず而して地主の多くは地租の増徴と共に斗代米を高め且従来地主の負担たりし堰費小作道橋梁費の如きも一切小作人をして処弁せしむるの変態となりたり然れども地主小作間に於て嘗て著しき平和を破りしことなし」¹³

明治初年まで見られた地主小作間の貸借が廃止され、地租増税とともに小作料が高められ、さらにかつて地主の負担であった堰や小作道、橋梁に関わる費用も小作人が取り計らうことになったとある。それにも関わらず地主小作間の「平和を破りしことなし」とあり、隷属的小作慣行に基づく地主階級の優位性があったことは明らかである。そしてこのことは、村落部の豪農だけでなく「農村城市」黒石に居住する寄生地主としての性格をもった商人の生活を潤した。戦前の黒石を特徴づける寄生地主の商人と周辺小作農との関係性を端的に表すのが、昭和37年(1962年)に出された『黒石百年史』の次の引用である。

「ところで、農地改革によれば、地主に三町歩の土地保有を認めているが、不在地主の保有は全然認めなかった。そこで一番困ったのは旧黒石町の地主で、黒石町はもともと耕地が無いので、全地主の農地が買収の対象になったからである。

昔から黒石の商人は、嘗々辛苦して小金を貯めると、田を買ったものだ。黒石では水田を持つことが、堅実な利殖の方法と一般に考えられていた。

黒石の町は裕福であると云われてきたが、その中には、大方の商人が中小地主として、生活の基盤を小作米によって確保していたからである。

したがって黒石の裕福さは、附近農民の小作料の上ののっかっていたと云っても過言ではない。それが農地改革によって、土地からあげる収入が崩れ去ったわけだ。

地主の中でも農地改革によって特に傷手を受けたのは、職業を持たない純地主であった。」¹⁴

「農地改革によって地主は土地を失ったが、そのことから直ちに、地主階層が経済的にも政治的にも無力になったとは云われぬ。

前にも書いたように、地主であっても事業を営むものとか、山林地主を兼ねていたものは、耕地を解放されただけで社会的地位を失うほどの深傷は蒙らなかった。

しかし、全体から見た場合、旧勢力の地主階層は後退して、農村では農業協同組合を中心に、自作農化した新しい勢力が伸びていったことは事実である。」¹⁵

大正2年(1913年)に出された黒石史『烏城志』¹⁶には、「黒石町に属する耕地は極めて少なく殆

13 前掲5の南津軽郡(1912)のpp.567-568 カナ文字を平仮名表記とした。

14 鳴海静蔵:黒石百年史, p.232, 1962

15 前掲14の鳴海(1962)のp.235

16 前掲8の安西(1913)のpp.54-55

んど小農一戸の所有だにも如かず」とあり、町内の田は3反9畝21歩、畑は9町8畝2歩と記載されている。これに対して明治44年（1911年）の町内の農家戸数は373戸であり、自作農が57戸、小作農が239戸、自作兼小作農が76戸とある。自作農、小作農とも町外の他村にて耕作し、その別は田が自作41町6反歩、小作180町5反歩、畑が自作7町9反歩、小作1町3反歩とある。

こうした町内居住の自作あるいは小作の農家とは別に、先の引用が示すように黒石町には他町村に耕地を有する寄生地主が存在した。『烏城志』にて地租250円から2300円を納める者として列挙された7名一加藤宇兵衛・鳴海文四郎・西谷茂太郎・木村重助・西谷末吉・高橋理右衛門・松井七兵衛一は、彼らだけで420町歩を超える田畑を所有していた。加藤宇兵衛は銀行の頭取や会社社長を務めた実業家であり、他6名は中心商業地の前町・中町・横町に店を構えた大型商家である。

ここでは戦前黒石町の大地主が県内有数の資産家として特権的階級に位置していたことを裏付けるものとして、明治期から戦前までの青森県の地主及び多額納税者に関する資料を確認する。まず明治31年（1898年）の「日本全国商工人名録」¹⁷に記載のある県内多額納税者15名では、黒石町の加藤宇兵衛が上から4番目に挙げられており、南津軽郡では1位の納税額を記録している。同じく大正3年（1914年）の「日本全国商工人名録」¹⁸の多額納税者でも加藤宇兵衛は7位に記録され、ここでも南津軽郡トップの納税額である。この多額納税者15名のうち、加藤を含む10名が商業又は銀行業であり、農家は5名のみである。

つづいて大正13年（1924年）の大地主に関する資料¹⁹を見ると、この時点で青森県内の50町歩以上の大地主は85名おり、小作人数が最大であったのは上北郡七戸町の商家盛田喜平治の1,144名（所有田畑計640町歩）である。黒石町の加藤宇兵衛も上から14番目の大地主として列挙され、149町歩の田畑を所有し、250名の小作人を抱えていたことが分かる。黒石町からは他に鳴海文四郎（田畑88町歩、小作人145名）と西谷茂太郎（田畑56町歩、小作人140名）が名を連ねている。

この資料について黒石町を含む南津軽郡に絞って見ると、17名のうち最大の地主は六郷村（現黒石市）の農家宇野清左衛門で所有田畑は170町歩、小作人数は275名であり、加藤宇兵衛は2番手である。所有田畑では中郷村（現黒石市）の農家対馬瑄太郎が3番、田舎館村の実業家佐藤源蔵が4番、浅瀬石村（現黒石市）の農家鳴海浜代が5番、黒石町の鳴海文四郎が6番である。浅瀬石村の鳴海家は黒石町の鳴海文四郎の大本家である。

これらの資料を確認すると、戦前期の県内上位の多額納税者はすなわち県内有数の大地主であり、自作をする農家も含まれるが、多くは商業を主とする寄生地主である。そして彼らの中には多額納税者として貴族院議員選挙人となり、国政に進出する者もいた。南津軽郡からは黒石町の加藤宇兵衛、田舎館村の佐藤源蔵、六郷村の宇野清左衛門、その長男の宇野勇作らが貴族院多額納税者議員として互選されている。加藤宇兵衛と宇野勇作、4代目鳴海文四郎は衆議院議員としても国政に参加した。

このように南津軽一帯では、農村の豪農のみならず黒石町内の自営商業者や実業家も寄生地主として大量の小作地と小作人を抱え、周辺農村に対する多大なる力を有していた。そしてここで挙げられた指折りの寄生大地主だけでなく、『黒石百年史』の引用にあるように中小商人もまた寄生地主としての性格をもっていた。農地改革によって地主小作の関係性が解体される以前まで、黒石町の豊かさの源泉は周辺農村にあった。

17 「日本全国商工人名録」（渋谷隆一：都道府県別資産家地主総覧 青森編，pp.199-231，1995.6）

18 「日本全国商工人名録」（渋谷隆一：都道府県別資産家地主総覧 青森編，pp.235-263，1995.6）

19 「50町歩以上の大地主」（渋谷隆一：都道府県別資産家地主総覧 青森編，pp.193-196，1995.6）

2.3.3 企業組織

(1) 家経営体

戦前寄生地主としての性格を有した黒石の商家の経営は、前節の富永による解説と相違なく家と一体不可分であり、血縁原理を紐帯として形成された。周辺農村の小作人とは隷属的地主小作関係で結ばれつつ、経営体としての家は親族集団に包まれていた。その一端は、昭和34年と翌年（1959年・1960年）に出された『黒石夜ばなし』²⁰という文献から窺い知ることが出来る。著者の鳴海静蔵は前出の『黒石百年史』の著者でもあり、この『黒石夜ばなし』は地元紙「みなみ新報」（現津軽新報）上の500回以上に渡る連載をまとめたものである。旧黒石町内の全戸の歴史を辿ることを目的としたもので、業種の変遷はもちろん、家及びマキの系譜まで聞き取りをベースに調査している。しかし2巻を最後にその後は出版されておらず、町内を網羅できているのは前町のみである。

経営体としての家とマキの広がりを知るために、ここでは代表として前述の7名の大地主—加藤宇兵衛・鳴海文四郎・西谷茂太郎・木村重助・西谷末吉・高橋理右衛門・松井七兵衛—のうち、本書の1巻及び2巻に記載のある加藤宇兵衛家、鳴海文四郎家、西谷茂太郎家、木村重助家、西谷末吉家、松井七兵衛家の6家の歴史を概観する。家を経営体として維持するための非血縁者の取り込みや養子の工夫、分家の出し方、婚姻関係の結び方に着目する。

まず加藤宇兵衛は、前述の通り県内でも有数の大地主であり、複数の銀行や会社の経営を行った。祖先は近江出身の「沢屋」加藤家であり、沢屋は黒石陣屋町内の元町で酒屋と質屋を営み隆盛を極め、5代目には黒石藩の金庫のような存在であった。その沢屋加藤家の分家加藤半兵衛の奉公人であったのが、初代加藤成之助である。半兵衛の酒屋の経営が傾いた際、半兵衛は成之助に暖簾を分けて沢屋の屋号を与えた。こうした生まれた「沢成」加藤家の3代目が加藤宇兵衛である。近江商人の血を引く本家の孫分家として創設された非血縁の分家であるが、本家の沢屋は天保13年（1842年）に元町の酒屋を売却し黒石を離れている。奉公人分家でありながら、沢成はその後明治期に大地主として台頭した。加藤家に限らず、黒石にはこうした近江商人の系譜が複数存在する。

次に鳴海文四郎は文化3年（1806年）より中町で続く酒屋であり、『烏城志』にて名前を挙げられたのは4代目である。屋号は「久〇」といい、大本家である浅瀬石村の鳴海久兵衛家の分家として創設された。初代文四郎は浅瀬石村の南に位置する金屋村の大農家佐藤家の出身であり、鳴海久兵衛の三女に婿入りして久〇の初代となった。2代目文四郎には男子が生まれなかったため、前町に分家した「久〇一」鳴海家の長男を長女の婿に入れている。そしてこの3代目文四郎には子供が生まれなかったため、分家の一つである「丸り」鳴海家の長男を養子に迎え、同族内から嫁をとった。

このように久〇鳴海家は複数の分家と孫分家を出しながら、家経営体としての存続のために同族内から婿や養子を取り込んでいる。また通婚圏は広くなく、同族内もしくは豪農、豪商の家と結ばれている。浅瀬石村の鳴海家を大本家とする鳴海マキは、南津軽一帯において極めて有力な同族集団であった。

西谷茂太郎の家は屋号を「大西谷」といい、明治から昭和戦前期を通して黒石町で3番目の財産家と言われた。茂太郎はこの大西谷の5代目である。大西谷は近隣の尾上町の「大久」西谷家を本家にもち、前町に分家して呉服屋を開いた。代々長男が家督を継承し、次三男は近隣の豪農や豪商から嫁をもらい分家を出した。また長女にも婿を取り分家させている。

この大西谷の分家として創設したのが「西直」西谷家であり、西谷末吉はこの3代目であった。西直の初代は大西谷3代目の妹婿であり、中町に分家して木綿屋を開いた。2代目には同じ中町の商家から婿を入れ、木綿屋から魚荒物商に業種替えをした。

²⁰ 鳴海静蔵：黒石夜ばなし1巻・2巻、1959-1960

木村重助は、近江出身の横町の呉服屋木村熊吉家から分家し、同じ横町で茶売りを始めた「木重」の初代である。分家の際に熊吉家から家産の分与を受けず、一から資産を形成した。2代目は同じ横町の商家から婿を取り、3代目の時代には大正7年（1918年）に前町に肥料店を分家させた。その他に長女や次男を弘前に分家させている。

最後に松井七兵衛は、「柳屋」または「柳七」を屋号とする横町の薬種商である。横町と中町の角で酒屋と質屋を営んだ柳屋才兵衛の奉公人分家であり、柳屋は元々近江からの移住者であった。2代目七兵衛の弟は前町に分家をして「柳源」の屋号で薬局を開店し、その下の弟は前町の商家に婿入りして酒屋を営んだ。そして四男は、前述の大西谷の分家の一つである「山ウ」西谷家の長女に婿入りし、2代目の西谷平兵衛を継いだ。

以上が、『黒石夜ばなし』にてまとめられた各家の系譜である。黒石町でも上位の大地主らの家は、経営体として存続するために豪商や豪農から婿や養子を迎え入れ、また次三男や女子に家産を与えて分家させ、マキとしての規模を拡大させていたことが分かる。そして久〇鳴海家や大西谷のように近隣の町や村に豪農、豪商の大本家をもつ分家の場合もあれば、加藤家や木村家、松井家のように近江商人の血を引く商家の血縁分家や奉公人分家の場合もあった。

(2) 金融機関

家と同族が解体していない戦前期に、黒石町には財閥と言えるものが台頭しなかった。ただし家と経営が未分離な自営商家の形とは別に、明治から戦前期には有力な家の代表が集まり組織化される経営体が存在した。その一つが金融機関、すなわち銀行である。黒石町の銀行は、「金持ちが金を持ち寄って会社をつくり、業務を営んできたもの」²¹であった。廃藩前は大きな酒屋が大抵質屋を兼ねていたが、明治初期に大西谷の分家「山ウ」初代西谷平兵衛が新政府から掛屋を命じられ、南津軽郡一帯の金庫を司った。これが銀行の始まりとされる²²。

黒石町に最初に出来た銀行は明治27年（1894年）2月の第59銀行黒石支店であり、本店は弘前市にあった。同年黒石町の有力者らが地方銀行の設立に取り掛かり、加藤宇兵衛・鳴海文四郎・木村重助・岡崎春次郎・小山弥助・鳴海庄助が発起人となり、同士35名と黒石蓄積和合講を結んだ。同年4月より毎月醸金して貯蓄をし、3年後にその額は7万8,000円に上った。そして明治30年（1897年）7月に創立総会を開き、株式会社黒石銀行と称して10月1日に営業を開始した。当時は1株50円のところ、株主は43名、最も多い持主が667株、最小が3株であり、100株以上の持主は17名であった。役員は大正8年（1919年）に第59銀に合併するまでほぼ異動せず、取締役頭取を加藤宇兵衛、取締役を鳴海文四郎、鳴海庄助、岡崎春次郎、木村重助、監査役を小山彌助が務めた。そして支配人には西谷末吉が入った。明治40年（1907年）7月に重役を増員し、取締役に六郷村の豪農宇野清左衛門と田舎館村の佐藤源蔵が就任した²³。まさに「金持ちが金を持ち寄って会社をつくり、業務を営んできた」組織であった。

(3) 会社²⁴

金融機関だけでなく、明治期以降の黒石町には有力者たちが共同した会社が設立された。最も早かったのが明治24年（1891年）2月に17名の合資（資本金2,000円）により設立された黒石魚合資会社であった。その後明治27年（1894年）10月には委託販売合資会社と称する13名の合資（資本金1,320

21 前掲14の鳴海（1962）のp.227

22 前掲14の鳴海（1962）のp.224

23 前掲8の安西（1913）のpp.75-78

24 前掲8の安西（1913）のpp.79-80を基に執筆した。

円)による魚及び荒物の販売会社が、明治33年(1900年)7月には株主13名資本金1万6,000円の貸金業黒石信用株式会社が、同年12月には15名で資本金5,400円の魚市株式会社が設立されたが、大正2年(1913年)時点で営業が続いている会社は存在せず、いずれも短命であった。

一方で明治42年(1909年)に設立した株式会社魚問屋は競合他社がおらずほぼ専売で成功した。社員は13名おり、取締役頭取を富士永一郎、専務取締役を赤萩貞三、取締役を大平誠、監査役を小田桐才太郎と金澤寅太郎が務めた。3年後の6月に設立された黒石運動株式会社もまた取締役頭取を富士永一郎が、取締役を赤萩貞三が務めた。大正元年(1912年)の国鉄黒石駅の開業に合わせて駅前にて営業を開始し、黒石駅における貨物輸出入の約7割を取り扱った。ここで頭取を務めた富士永一郎の家業は土木工事請負業であり、また消防組の組頭でもあった。後に息子に当たる2代目永一郎が黒石市の初代市長に就任している。

戦前期の黒石では、こうした会社が複数設立された。金融機関のみならず会社が複数の有力者の合資や株式会社の形態でつくり、自営の商工業者の商品を扱う運送業や問屋等を経営した。

(4) 勸業に関する組織

次に戦前期の黒石町の勸業に関する組織として、ここでは『烏城志』及び『黒石百年史』を基に黒石町農会と商工会について概略をまとめる。こうした団体もまた町内の有力者が発起し、彼らを中心に組織された。

明治45年(1912年)5月に発会式をあげ町役場内に事務所が置かれた黒石町農会は、農事の改良発達を図ることを目的に設立された。会費は1銭であり、これと寄付金及び補助金によって害虫駆除やその他諸費が賄われた。発起人は鳴海文四郎・宇野善造・鳴海俊吉・松井七兵衛・佐藤清十郎・鳴海義文等であり、設立後の会長を加藤宇兵衛、副会長を鳴海文四郎が務めた。発起人の一人である宇野善造は前町の酒造屋で、南津軽一の大地主であった六郷村の豪農宇野清左衛門家の分家である。佐藤清十郎は元町の酒造屋「初駒」の当主であり、久〇鳴海家、宇野家と並ぶ醸造高を誇った。鳴海俊吉は文四郎の久〇鳴海家の分家「久〇一」の3代目であり、鳴海義文は鳴海マキの大本家浅瀬石村の鳴海久兵衛家の別家「山久」の5代目である。文四郎と俊吉、義文は同じ同族集団に属した。『烏城志』が出された大正2年(1913年)の時点で会員は170名であった²⁵。ただし黒石町は町内に耕地を持たないという性質上、周辺の村々に比べて発言力は弱かったとされる。当初は地主の農会に近かったが、後に会長が町長に移り昭和18年(1943年)まで続いた²⁶。

一方で黒石町に商工会が設立されたのは大正5年(1916年)7月である。商工会とはいえ工業はほぼ含まれず、商人の集まりであった。事務局は町役場内に置かれ、初代会長は鳴海義文が務めた。次いで大正10年(1921年)に2代目会長となった佐藤清吉が、昭和8年(1933年)頃に商工会の外に商業組合を組織した。周辺の村を含めておよそ300名の会員を束ね、黒石駅前金融業と倉庫業を始めた。しかし戦時中は物資が統制され、商業組合は南津軽郡の配給を受け持った。終戦後の昭和22年(1947年)に商工会の昇格運動が起き、将来市制施行することを前提に商工会議所が発足した。

(5) 同業者組合

昭和17年(1942年)10月の『南津軽郡町村誌』では、「黒石町の事業及び人」としていくつかの同業者組合が掲載されている²⁷。同年4月に設立された「黒石繊維製品販売有限会社」については、「この合同体は十三名の業者が打つて一丸となり、職域奉公に挺身すると同時に業者各自が苦楽を俱にし、

25 前掲8の安西(1913)のpp.109-110

26 前掲14の鳴海(1962)のp.228

27 今田静蔵：南津軽郡町村誌，pp.185-233，1942.10

最低の生活を確保することにある」と説明されている。「職域奉公」とは、職域組織を通じて全ての職業が国の戦争遂行に協力することを指す。戦時統制下に、組合員の最低限の生活確保を目的とする組合が設立されたことが分かる。

また黒石町及び付近農村に対する円滑な精肉の配給を目的とした「南津軽郡食肉商業組合」や、食糧増産を目的とした「黒石町乙徳兵長農事実行組合」、鮮魚介の配給調整を目的とした「黒石地方鮮魚介配給統制組合」の他、「南津軽郡桶樽工業組合」、「黒石町林檎生産出荷組合」、「黒石木工品工業小組合」、「黒石建具家具工業組合」、「黒石警察署管内飲食業組合」、「南郡履物小売商組合連合会」、「黒石履物商組合」、「黒石町蒲鉾製造組合」、「黒石大工職組合」等の複数の組合が掲載されている。これらの目的は資材の共同購入、共同設備利用、配給の円滑化等にあり、周辺村を含む純然たる同業者の組合として設立されている。なかでも組合員数の多かったのが昭和17年（1942年）4月に設立された「黒石商業組合」であり、組合員は黒石警察署管内の836名に上った。日本経済が平時体制から戦時体制に移行するなか、同業者同士の横の繋がりが形成された。

以上本項では、家経営体、金融機関、会社、勸業に関する組織、同業者組合の順にその特徴を整理した。戦前の黒石において商家の家と経営体は未分離であり、長子単独相続と次三男の分家を基本としながら、家を継続事業体たらしめる経営上の必要性から養子や奉公人が取り込まれていた。そして家は周辺の村や町、あるいは黒石町内に大本家をもつマキに包まれており、同族内や有力な家同士での婚姻によって結合が強化されていた。

一方で金融機関や会社の多くは有力者が資金を集めて設立された。有力者とはすなわち寄生地主としての商人や実業家であり、黒石町の経済は周辺農村に基盤をもつ彼らによって回されていた。これらに加えて昭和戦前期には同業者間の親睦や配給の円滑化、共同の物資購入等を目的とする同業者組合が設立され、上下の関係に無い商工業者の横の繋がりが形成され始めていた。

2.3.4 社会階層

前節で整理した富永の論によると、明治維新から戦前までの階層的地位は生得的に定められないが、実質的には階級格差が大きく、階層間の社会移動は困難であった。戦前日本の階級的地位の主要なものとしては1) 貴族階級（華族）、2) 資本家階級（財閥を頂点とする都市富豪層）、3) 新中間階級（ホワイトカラー）、4) 地主階級、5) 農民階級（自営農民）、6) 都市旧中間階級（自営の商人及び職人）、7) 労働者階級、8) 都市下層階級の8つに分類され、都市の大部分を占めたのは自営の旧中間階級であった。本節でこれまで整理してきた黒石について上記の階級分類を当てはめると、資本家階級と地主階級、旧中間階級の境界が非常に曖昧であったことが分かる。黒石町の大部分を占めたのは商業者である旧中間階級であったが、彼らの多くは付近農村に小作地をもつ寄生地主であった。そして中でも有数の大地主らは、資本家として銀行や会社、勸業組織の立ち上げに関わった。さらにこうした性格をもつ商業者らが町議員を構成し、政治の担い手でもあった。農民階級は選挙権を有せず、階級格差は非常に大きかった。

黒石を含む津軽地方では、複数の顔をもつ「金持ち」を「おおやけ」と呼んだ。本家分家を問わず、資産を有する者は全て「おおやけ」と呼ばれた。戦前の金持ちはほぼ全てが大地主であったため、「おおやけ」と地主は同義語のようであった。したがって黒石町の戦前の階層構造は、この「おおやけ」と呼ばれる階級が上位を占めるという点に特徴がある。「おおやけ」は政治の担い手であり、銀行や株式会社、合資会社の取締役であり、自営の商業者や実業家であった。そして周辺の農民と地主小作関係で結ばれる地主階級でもあった。

またこうした「おおやけ」と呼ばれていたであろう有力者の中でも、消防組の組頭を務めた3軒

一岡崎守三・木村金四郎・福士永一郎は出稼ぎ漁夫の斡旋を行う請負宿を経営し、毎年数千人の農民を北海道の漁場へ送り込んだ。青森県の農民階級は歴史的に半農半労の形態をとり、その労働力は農閑期になると北海道や北洋の漁場向けられた。この出稼ぎの慣行は明治期の入会山の分割と傾斜地でのリンゴ栽培の普及によりわずかに減少したが、高度経済成長期以降は首都圏や中京工業地帯に排出先を変えて維持された。戦後の出稼ぎには公共職業安定所が介在したが、戦前まではその役割を有力者の請負宿が担っていた²⁸。こうした出稼ぎの仕組みは、「おおよけ」階級と農民階級の上下関係、支配服従関係をより強固にするものであったと言えよう。戦前の日本社会に通底した状況と同様に、階層間の社会移動は困難であった。

では戦前黒石の階層上位に位置した「おおよけ」層は、黒石町や周辺農村の発展をどのように考えていたか。「おおよけ」は「金持ち」と同義であり、そうと認められる何等かの資格があるわけではなく、組織でもなく、あくまで個別の家を指す言葉である。したがって「おおよけ」の思想は一つでなく、立場によって様々であったろう。この点を留意したうえで、本項では『烏城志』に寄稿された加藤宇兵衛の言葉を引用し、戦前の黒石において圧倒的な力を持った「おおよけ」の思想の一端を知る手がかりとしたい。

修理と保護 加藤宇兵衛²⁹

「…黒石の発展ということは、単に町が広く大きくなるということではなくして、それには充実という意味も含んで居るだろうと思う。外に拡がるというのみでなく、内に充つということもなくてはならぬ。勿論、虚飾的發展でなく、堅實的繁栄でなくてはならぬ。黒石の町は現在の儘で、アレ以上大きくならぬともよい。但より一層町民の活力を充たしたいものである。

由来黒石人は保守主義である処が今回汽車の開通と共に所謂ハイカラ風が吹き込んで、華奢に流れはしまいか。或いは悪い方に発展をしまいかとの虞（おそれ）がある。家屋の如きもアノ儘でよい。灰色の市街決して悪くない。しかし軒傾き柱朽ちるも之を修理するだけの資力がないようでは困る。仍って（よって）飽までも奮励努力して各自の産を治め富を殖やすのが畢竟（つまり）黒石の繁栄となるのである。

予は瑞西（スイス）の国を観たことがないが、烏城の地をして、話に聞いて居る瑞西のようにしたい。黒石は日本の瑞西であると言わしめたい。すなわち彼の風景明媚なる上に、水清く物産の饒き（おおき）を利用して工業を盛んならしめ、大いに富の増殖を図るのである。某々の事業を興す、某々の物産を殖やす、甚だ結構である。それと同時にまた黒石の内部の修理をやらねばならぬ。黒石の人は、入るを量って出るを節し、而かも着々と黒石町を修理し、キッチンと小締（こじんまり）した、何等の不足のない町にしたい。

已に電燈あり、電話あり、また汽車も通じたことであれば、この上は内を整えることである。これを一家に例えれば、玄関も勝手口も客間も書齋も厠も庭園も皆よく整い、尚お書籍から娯楽の道具に至るまで、備わってあるというように、已に停車場という玄関口が出来たから其の通りの道路や前の小堰の修理をして、外来人が町に入ると、如何にも気持ちがいよようにし、一家の客間ともいべき、気の利いた旅館とか、また書齋ともいべき図書館の一つくらいは無くしてはならぬ。それから小さくとも綺麗な公会堂とか（図書館を其中に附設するもよからん）劇場とかいうものもあり、町民の倶楽部に充て、時々、音楽会や演奏会の催しでもして、高尚なる趣味の涵養をはかるようにしたい。現在の町は余り大きくないのが、幸いであるから町民一致協力して

28 前掲14の鳴海（1962）のpp.171-178

29 前掲8の安西（1913）のpp.174-178 当時病床にあった加藤を安西が訪ね、口述筆記をしたものである。筆者が旧字を直し、また現代仮名遣いとした。カッコ内及び句読点は筆者による補足である。

茲（ここ）に一つの理想に近い郷を作りたいものである。

それで今ひとつは風景の保護である。一家でいえば庭園である。庭園の無い家は殺風景である。雅致がない。門口に在る一本の松も、猫額大の庭にある一株の牡丹も、得易からざる趣を其家に添えると同じく。名勝に乏しい土地は誠に淋しい。決して繁昌しない。遠く例を求むるまでもなく、即ち仙台にせよ、盛岡また秋田の如き皆名勝に富んで居るから、昔も今も名高く、旅人の訪ね行くものは多い。しかるに青森の如きは、一向に其名所旧跡の知られて居るものが無い。それで此処を往来するものが、足を駐めて観るものはない。ただ汽車から汽船、汽船から汽車に乗り換えるために、青森の地に足を着けるまでである。

併しこの名勝というものは、一朝一夕に築き上げられるものでない。人工のみにて出来るものでもなく、造化の力を借りねばならぬことであるが、幸いにも我が黒石にはその名勝が乏しくない。黒石自身よりは、其背景は至極良く出来てるのである。是れ天与の賜である。仍って黒石人は此を保護し、否一層人力を加えて益々その勝を顕わし、その名を揚げねばならぬ。

然るに何ぞ凶らん。近年人情軽薄に趨き、ひたすら眼前の小利小巧に汲々として、ついに遠き将来の大事宏国を忘れ、或は森林を濫伐し、或は名木神樹を倒し、或は花竹を薪となし、或は旧碑を壊し、或は道祖の神の石碣を橋梁に用い、或は湖水を涸らし、若しくは禽鳥を捕獲し、以て名所旧跡を破壊するのは、甚だ其意を得ぬのである。

予微力を顧みず、数年前より彼の山形村の各所に、桜樹数百本を植えしに、稍々成長すれば、傍より之を伐り倒す者がある。実以て残念に堪えぬ。彼の山形村は、至る処、風景絶佳である。温泉あり、桜あり、紅葉あり、古刹あり、名瀑あり、奇木あり、今少しく之に人力を加え、殊に十和田湖往来の便開くるに至ったならば、黒石の東方数里の地は、之を一大庭園と見做すべく、恰かも彼の小石川の後樂園を拡大せるものにして、真に世界無比というも蓋し溢言でなかるうと思う。若しそれ此に到達する日は、黒石の繁栄は必ずして至るものなれば、予は黒石の隆昌は、実にその内部の修理と、風景の保護とにあると謂うのである。

無論それは一時にできない。突飛に施設するものでもない。順序を立てて次第を逐うてやるのである。要するに黒石町民の相談の結果、町是を定めてそれに向かって進んで行くのである。恰かも彼の祭礼のように、この山車を作ろう、彼の行列にしようと言って、盛んなるものが出来上がったように、協同一致して永遠無窮に伝わる施設をしたいのである。到底一人一個の力で成るものでないから、皆が其意気込みにならねばならぬ。山車を担ぐにも、綱を引くにも、皆が力を入れねばならぬ。また鉄棒を引くにせよ、囃をかけるにもせよ、調子が揃わなくてはならぬと同じことで、心を合せ力を協わせなくてはならぬ。

人間が思を焦し力を労して奮闘努力するのは、どうか、より一層幸運な生活をしたいからであって、黒石の町も林檎にせよ米にせよ、酒にせよ其他何にせよ、盛んに産業を興し、事業を為し或は温泉を利用し、勝景を吹聴して外客を誘致し、大いに外から風を取り入ると同時に、黒石町の内部を修理して、実のある発展、真の繁栄を希望するのである。」

加藤宇兵衛は黒石の発展を「外に拡がるというのみでなく、内に充つるということもなくてはならぬ」として、黒石町内部の「修理」と周辺農村の風景の「保護」の必要性を説いている。修理をする――一つの理想に近い郷をつくる――だけの資力を蓄えるために、奮闘努力をして各自が盛んに産業を興し、富を殖やすことを重要視した。まるで現代のコンパクトシティの先駆けとも言える思想であり、町を一つの家例えて周辺農村をその庭園と捉える視点には、加藤が黒石町内に居住しながらも、農村に大量の小作人を有した大地主たる性格が窺える。

ここで加藤は山形村の各所に桜の木数百本を植樹してきたと語っているが、昭和18年（1943年）

に黒石町が発行した『自治功労者選奨録』にはその他様々な事業の実績が記録されている。

「…議席を去りて後も、陰に陽に、黒石町の発展に尽力せられ、黒石鉄道開通、黒石公園の創設、元黒石銀行創立、町農会創立（会長十七ヶ年）、尚武会、校友会創立（会長二十八ヶ年）、幼稚園、懇話会、町村道の改修、その他、各種公私の団体諸会の創設経営等関係せざるもの殆んどなく、その功績甚大、蓋し郷黨の長者なりしなり。

（中略）常に、政府、府県市町村公共団体に、金員物資を寄付し、大正八年には、黒石公会堂建設費中へ黒石銀行頭取として、金五千円也拠出せる…」³⁰

また加藤家の大石武学流の庭園「金平成園」の築造は、農作物の不作によって貧困化した農民の救済事業としての側面をもった。一石の運搬にも300人の人夫を雇ったとされる³¹。こうした「おおよけ」階級による農民階級の救済を行ったのは加藤だけでなく、周辺農村の豪農「おおよけ」らも小作人の出稼ぎを軽減させるため、農閑期には内職を与えていたという³²。

『自治功労者選奨録』にはこの他鳴海文四郎や松井七兵衛、西谷末吉、福土永一郎を含む15名の業績が記録され、町政や財界、教育界への貢献のほか、町に対する金や土地の寄付等の功績が称えられている。階層間の社会移動が極めて困難な固定化された上下関係の中で、支配側に立つ「おおよけ」は様々な事業を通して都市と農村の形成に貢献していた。

2.3.5 小括

前節にて整理したように、戦後改革を経て実現した民主主義と自由競争経済により昭和30年代以降の高度経済成長は高度大衆消費を導く方向に進み、日本の戦後社会は平準化された大衆社会になった。本節は社会構造にこうした変化をもたらした戦後改革以前を対象に、「農村城市」黒石の社会構造の特徴を家族、村落と都市、企業組織、社会階層の4点から概観した。その特徴は以下の点に整理できる。

地縁・血縁・職縁の重層的構造

家と経営体が未分離な自営の商業者が都市住民の大半を占めた戦前において、血縁原理を紐帯として形成される家はマキと呼ばれる同族集団に包まれ本家分家の上下秩序を形成した。有力な商家の場合は家と家産の継承のためにマキ内のみならず非血縁の豪家から婿や養子を積極的に組み込み、また労働力としては農家の次三男を主とする借子が雇われた。こうした点においては、日本社会全体に通底する戦前の状況と大きな差異がない。

そして家は、町内や部落という自治単位の中で町内会や部落会、婦人会、青年団、納税組合等を組織した。この家を単位とする地縁的結合の他に、戦前になると職縁としての同業者組合の設立が相次いだ。祖先を共有し系譜を継承するマキの一員として経営を行う最小単位の家は、血縁においては本家分家の上下秩序に身を置きながら、地縁的結合としての町内会や部落会、職縁的結合としての同業者組合においては対等な一構成員であった。

さらに黒石町の多くの商家は、周辺農村に耕地をもつ寄生地主であった。したがって農民階級とは地主小作の関係で結合され、そこには隷属的な支配服従関係が存在した。社会移動の難しい階級社会

30 黒石町：自治功労者選奨録，pp.8-9，1943

31 前掲30の黒石町（1943）のpp.10-11

32 令和元年10月に旧中郷村の「おおよけ」K家の当主にインタビューをした際に、「出稼ぎに行かなくて良いように、家の中で仕事をつくっていた」という発言があった。

を前提に、家と家が上下と横に重層的な結合を形成していたことが特徴である。

資本家・地主・自営の都市旧中間層としての顔をもつ「おおやけ」

津軽地方で「金持ち」を意味する「おおやけ」は、黒石町では自営の商業者や実業家であり、周辺農村に小作地を抱える寄生地主であり、金融機関や会社の経営に責任を負う資本家であった。彼らは家業とは別に銀行や会社を設立して財界の中樞を担い、また有力者として政界に進出した。そして大量の小作人を抱える地主として、農閑期の出稼ぎや内職も含めて小農民階級の労働力を掌握していた。こうした「おおやけ」らが行う事業と町への資金及び土地の寄付によって都市機能が充足され、黒石町は発展した。

2.4. 章括

本章は黒石をめぐる社会的・経済的変化の画期を導出し、「こみせ」と「かぐじ」の所有者たる歴史的な中心商業地の商人を主とする社会関係を明らかにした。

2.4.1 黒石をめぐる社会的・経済的変化の画期の導出—戦後改革

繰り返しになるが、昭和戦前期の日本社会を特徴づける経済的近代化、政治的近代化、社会的・文化的近代化の跛行性が生じさせた様々なコンフリクトの源泉を解体させたのは、民主主義と自由競争経済を実現した占領軍による戦後改革であり、これを経た高度経済成長によって日本は平準化された大衆社会となった。戦前の社会には近代的要素と前近代的要素が同時並存し、階層間の社会移動が極めて困難な格差が存在した。

2.4.2 黒石歴史的な中心商業地の昭和戦前期までの社会関係

黒石の歴史的な中心商業地で「こみせ」と「かぐじ」を表裏に持つ町家に居住した商人らは、社会構造が大きく変動する戦後改革以前にいかなる社会関係の中を構築していたか。まず第一に、商人の中でも最上位に位置したのは「おおやけ」と呼ばれる家であり、自営の商業者、周辺農村に小作地を抱える寄生大地主、金融機関や会社の経営に責任を負う資本家、町政・国政の担い手という複数の顔をもった。彼らはマキと呼ばれる同族集団に包まれながら、家と家産の継承のために非血縁の豪家から婿や養子を積極的に取り込み、そしてこれらの豪家に嫁を出した。次三男にはマキ内もしくは豪家から嫁を取り、同業種あるいは他業種の分家や孫分家を複数出しながらマキを拡大させ、同族のタテ・ヨコ・ナナメの結合を強化していた。

こうした資産家としての「おおやけ」に続く中小商人もまた、自営の商業者としてだけでなく周辺農村に小作地を抱える寄生地主としての性格を有した。彼らは農民階級を支配する位置に属しながら、一方で「おおやけ」と呼ばれる商人との間には明確な階級格差があった。金融機関や会社、勸業組織の多くは「おおやけ」が主導権を握り、中小商人の立場はその下に置かれていた。

ただし戦前に組織された同業者組合の多くは、純然たる同業者の組合として横に結合された。組合内部に「おおやけ」と中小商人の階級格差が持ち込まれることは、他の文脈に比べて少なかったと推察できる。マキの一員として世代を超えた制度的連続体の経営を行う商人は、血縁においては本家分家の上下秩序に身を置き、地縁においては町内の対等な一構成員であり、そして職縁においては資金力に応じて「おおやけ」を頂点とする商人のヒエラルキーに属しつつ、同業者同士の組合の一員として横の結合を形成していた。

2.4.3 都市形成を牽引する主体としての「おおやけ」

黒石の歴史的な中心商業地に居住し複数の顔をもった「金持ち」としての「おおやけ」は、商売の利益と小作地から上がる利益を元手に黒石と周辺農村の環境整備を行い、都市形成に大いに貢献した。金融機関や会社、勸業組織の発足には「おおやけ」らの協力が見られたが、その組み合わせは様々で、決まったメンバーによる固定的な組織が形成されていたわけではない。地方自治体が計画を策定し都市、農村に関わる事業を推進する主体となる以前の社会において、都市・農村の環境形成を牽引したのは「おおやけ」と呼ばれる家々であった。

**第3章 津軽地方黒石の雪害史と対雪技術の発展
：対雪技術における連担空間の位置づけ**

3.1. 本章の目的

本章は、都市の空間特性のみならず環境形成の主体たる土地所有者の意識や価値観にも作用し、そのあり方を規定してきた一要素として、多雪地域に特有の雪という自然条件に着目する。多雪地域に暮らす人びとにとって雪はどのような存在と見なされてきたか、また雪がもたらす災害はどのように生じ、どのような対雪技術によって対応が図られてきたかという点から、都市形成と雪との関係の変遷を整理し、その画期を明らかにすることを目的とする。

また対雪技術の整理を通して、本研究が主眼とする黒石歴史的中心商業地の「こみせ」と「かぐじ」という表裏で連担する空間が、多雪地域の商業地で果たしてきた役割を明らかにする。黒石で「こみせ」と呼ばれる空間は、新潟を中心に「雁木」と呼ばれる。一方で黒石で「かぐじ」と呼ばれる空間は、他の多雪地域では「裏地」や「裏庭」と呼ばれる敷地内空地として存在する。多雪地域全体の整理からこれら裏表の空間の特性を整理したうえで、特に黒石の「こみせ」と「かぐじ」に焦点を絞りその特性を明らかにする。戦後の対雪技術発展とともに、これら連担空間に生じた変化にも着目する。

まず第2節では、多雪地域の生活文化や雪害、対雪技術に関する既往研究を基に、日本の多雪地域全体の雪害史と対雪技術の発展プロセスの整理を行う。近世から現代までを範囲として、1) 順応の時代（～大正末期）、2) 雪害の発見と調査・研究・啓蒙活動の時代（昭和初期～昭和30年頃）、3) 雪害に対する克雪の時代（昭和30年頃～昭和末期）、4) 克雪・利雪・親雪の時代（平成初期～）の4段階に区分し、各時代の特徴を連担空間に着目し整理している。また4つの時期区分に分けるきっかけとなった社会的変化の同定から、多雪地域の都市形成過程の画期を明らかにする。

つづいて第3節では黒石を含む青森県津軽地方を対象を絞り、既往研究と文献資料、行政資料を基に、上記の4つの時代区分の雪害史とそこでの対雪技術の整理を「こみせ」と「かぐじ」に着目して行う。多雪地域全体に対する津軽地方の特徴を把握し、本論文が主眼とする「こみせ」と「かぐじ」の連担空間の雪に対する役割を明らかにする。

3.2. 多雪地域の雪害史と対雪技術の発展

3.2.1 多雪地域を取り巻く現状と課題

世界でも有数の降積雪量を誇る日本の多雪地域の都市や農村では、年々の循環的現象としての雪と共存する安心・安全な暮らしの実現が大きな課題となってきた。国は「豪雪地帯対策特別措置法」に基づき「積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域」を「豪雪地帯」に、このうち「積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域」を「特別豪雪地帯」に指定している。令和2年（2020年）4月現在、24道府県532市町村が豪雪地帯に、15道県201市町村が特別豪雪地帯に指定されており、なかでも北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県・新潟県・富山県・石川県・福井県・鳥取県の10道県は全域が豪雪地帯に指定されている（図3-1）。豪雪地帯は国土面積の約51%、総人口の約15%を占めるが、人口減少・高齢化は全国平均と比べて著しく進行しており¹、平成27年（2015年）の特別豪雪地帯の高齢世帯率は26.1%である²。

気象庁が行った予測では地球温暖化が進行する21世紀末には全国的に降積雪量が減少するという

1 西川智子：豪雪地帯対策の現状—共助による除排雪体制の整備について、都市計画、Vol.69, No.1, pp.14-15, 2020.1

2 沼野夏生：雪国の高齢者の実態と課題—高齢世帯に注目して、都市計画、vol.69, No.1, pp.60-63, 2020.1

結果が示されているが、一部の寒冷地域ではかえって最深積雪が増加するという見込みもある³。多雪期と寡雪期を周期的に繰り返しながらも、気候変動によって降積雪量が減少傾向に突入していることは確かだが、それは雪による災害のリスクを大幅に低めるものではない。近年では平成29年度(2017年度)冬の豪雪が記憶に新しく、福井県や新潟県を中心に記録的な大雪に見舞われ、死者116名、重傷者624名に及ぶ深刻な人的被害を及ぼした⁴。翌平成30年(2018年)11月から令和元年(2019年)5月までの雪害による人的被害は死者40名、重傷者277名と前年度に比べ減少しているが、死者40名全てが除雪作業中の事故によるものである。過去10年間(平成21年11月～令和元年5月)の雪害による犠牲者は850人に上り、近年の傾向として除雪作業中の死者が多く、またその約7割が65歳以上の高齢者である⁵。

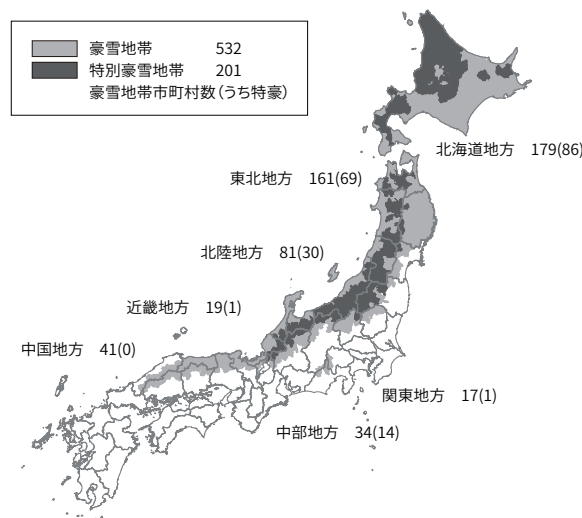


図3-1. 豪雪地帯・特別豪雪地帯⁶

多雪地域の都市・地域計画を専門とする沼野は、雪による災害のうち人身に被害が及んだものを「人身雪害」と呼び、152名の死者を出した戦後最大級の豪雪の一つ「平成18年豪雪」(2006年)以後に明白となった「人身雪害」の特徴が、「雪国に住む高齢者が雪処理中に事故に遭う」という点にあるとしている。かつては世帯人数の多さから住戸周りの新雪を足で圧雪する「雪踏み」や屋根の「雪下ろし」、家屋や庭木の「雪囲い」、圧雪した雪をつるはし等で切り出す「雪切り」といった冬場の作業において、高齢者が危険を伴う作業をする必要性は低かった。沼野は、こうした高齢者を取り巻く家族や地域のセーフティーネットが過疎化、核家族化によって弱体化し、高齢夫婦世帯や高齢独居世帯など自力での雪処理が困難な「雪処理弱者世帯」を多数生じさせていることを指摘している⁷。こうした世帯に対しては、行政や町内会・自治会、社会福祉協議会、NPO、学校、PTAなど様々な主体が連携した除排雪の取組が各地で実践されているが、今後人口減少・少子高齢化によってますますの担い手不足が予想されるなか、公助・共助による除排雪体制の確立には大きな課題がある⁸。

また積雪寒冷な多雪地域の生活は、各世帯が保有する自動車への依存度が非常に高い。一方で、自

3 気象庁：地球温暖化予測情報第9巻，2017

4 三並宏彰：市町村のための降雪対応の手引きについて，都市計画，Vol.69，No.1，pp.12-13，2020.1

5 総務省消防庁 令和元年版消防白書，pp.161-163

6 国土交通省発表資料より筆者作成。

7 前掲2の沼野(2020)

8 沼野夏生：農村地域社会の災害回復力と農村計画，野生復帰，Vol.7，pp.11-18，2019

動車を運転しない生活者や雪道の運転に不安を抱える生活者にとっては、路線バスや鉄道等の地域公共交通が不可欠のものとなっている。冬タイヤの導入による増発や増便、所要時間の延長など冬季の輸送力強化を図る地域も見られる。しかし豪雪や風雪による交通障害は度々発生しており、地域公共交通の安定した確保にも依然として課題が多い⁹。

雪道の不安から自動車を運転せず、地域公共交通に頼った生活をする高齢夫婦世帯や高齢独居世帯は、豪雪・風雪による交通障害の影響をダイレクトに受け、生活必需品や医療機関へのアクセスが困難となりやすい。近年は雪処理弱者世帯や交通弱者世帯という生活上の不安や負担を抱える世帯に対して、可能な限り地域居住を持続できるようにするための支援・施策が重要視されており、たとえば冬期間のみ地域の高齢者が集まって暮らす冬期集住の試みも見られる¹⁰。この季節住居は、孤独死の防止や在宅医療・介護サービスの効率化を発想の発端として1970年代後半に広島県において登場し、その後各地に広がったが、施設利用効率の低さや需要と供給の不一致、留守宅の維持管理等の課題も指摘されている¹¹。こうした高齢世帯の生活上の困難は全国的な問題として認識されているが、多雪地域の自然条件がその問題を顕著かつより深刻なものにしていると言える。

3.2.2 雪害とは

雪を自然災害の一種とみなす雪害は、自然現象としての雪がもつ人間・社会に対する阻害力が人間側の抵抗力を上回るときに発生する¹²。津波や地震のようにいつ来るか分からない自然災害に対して、毎年冬になると降り積もるといふ雪の特性上その常習性は強い。雪害による被害は豪雪・融雪・風雪・着雪・雪崩による人的・物的被害全般を指すが、融雪による洪水や着雪による建物・屋外架線等の破損、雪崩事故等の直接的被害だけでなく、近年増加傾向にある除雪作業中の事故や路面の凍結・視程障害による車の雪道事故、歩行者の転倒事故といった間接的被害も含まれる。しかしこの雪害という言葉は、昭和5年(1930年)の「雪害調査機関設置に関する建議案」において初めて登場しており、雪の存在そのものを災害と捉える観念は古くからあったわけではない。

沼野は他の自然災害とは異なる雪害の特異性を、地域性の半面広域性を持つこと、季節性の半面長期性を持つこと、常習性の強さ、という降積雪の特性によるものと捉え、雪害の社会的性格を地域的総合性、社会的対応過程の災害、社会変化との連動性、社会的合意の重要性の4点にまとめている¹³。雪害が降積雪への社会的対応過程の災害であるということは、雪崩などの突発的なものを除く降積雪現象に対しては個人や組織による対応が可能であり、その対応が雪害を防ぐために必須のものになっていることを意味する¹⁴。沼野はこの点について、雪害が極めて社会性の強い災害であり、経済・社会の変動とそれに伴う生活様式の変化によって様相が激変してきたことを強調している¹⁵。また大石も、雪害の様相に変化をもたらした要因は降積雪の側でなく、変化を遂げてきた人間社会の側にあることを指摘している¹⁶。人びとの雪の捉え方と雪害の様相、対雪技術のあり方は、社会・経済の変動とともに著しく変化してきた。

この変遷について沼野は、雪という地域特性の受容の仕方が歴史的には3つの段階を経てきたとし

9 吉田樹：積雪寒冷地における生活交通の確保—冬季の地域公共交通が抱える課題と新たなモビリティへの期待、都市計画、vol.69, No.1, pp.66-67, 2020.1

10 牛島健、高齢者の冬期集住の可能性について、都市計画、vol.69, No.1, pp.64-65, 2020.1

11 沼野夏生：農山村に住みつづける、1990年度版住宅白書、pp.153-160, 1989

12 高橋浩一郎：災害の科学、NHKブックス、p.214, 1975

13 沼野夏生：雪害—都市と地域の雪対策、森北出版、1987

14 前掲8の沼野(2019)

15 沼野夏生：雪と地域社会、地学雑誌、98(5)、pp.656-670, 1989

16 大石基山：社会変動と積雪の意義、雪と生活、大明堂、pp.158-180, 1988

て、1) 雪を宿命と諦め、ひたすら順応を図る時代、2) 近代以降、雪を災害や経済的不利益の元凶とみなし、技術的手段で生活空間から排除しようとする克雪の姿勢が支配的となった時代、3) 雪の抹殺による全国共通の生活像の追求という前提が見直され、雪そのものや雪国の文化を地域資源と位置づける利雪や親雪の主張が強まってきた時代と整理している¹⁷。

西川は日本の雪害史を3段階に時代区分し、1) 雪害がいくらあっても重要度が低く諦観が支配していた時代（大正末まで）、2) 雪害が各分野でいくら顕われてきたが、まだ調査・研究・啓蒙活動が主であった時代（昭和初期から昭和30年頃まで）、3) 雪害が災害と認められ、顕著となり、雪害対策行政が飛躍的に向上した時代（昭和30年頃以降）と整理している¹⁸。

また鈴木らは、対雪技術を大・中・小技術と分類している（表3-1）。小技術は屋根の雪下ろしや雪かきといった個人的な目的のための技術であり、個人が責任をもち、個人が中心になって作業が行われる。中技術は流雪溝や融雪溝のような数十軒単位の共的な目的のための技術であり、ハード面の設置や管理については主として行政が責任を持ち、ソフト面では利用者住民の自主組織が責任をもって管理を行う。大技術は道路の機械除雪などハード・ソフト両面で行政や大組織が管理・運営の責任を持つものであり、大規模機械や大設備を要し、それを稼働するための大量のエネルギーや資金を要する技術である。

鈴木らはこれら技術の変遷について、小技術システムが主たる対雪技術であった近世以前の自給自足の社会から、城下町や宿場町など都市集住の発生とともに中技術システムが生じ、さらに戦後道路整備と道路除雪への社会的欲求の高まりにより大技術システムが発展したと整理する。歴史的に発生・発展してきた大・中・小の対雪技術システムが重層的に存在して、現在の除雪体制が形成されたと捉えている¹⁹。

表3-1. 鈴木らによる大・中・小技術システムの整理²⁰

システム	目的・社会的性格	除雪技術における事例	社会的分担	
			ハードウェア	ソフトウェア
小技術	私 的	屋根雪 降ろし	主として 個人の責任	主として 個人の責任
中技術	共 的 (協同的)	地域流雪溝 消融雪溝	主として 行政の責任	主として住民 自主組織の責任
大技術	公 的	大型機械 除雪	主として行政 大組織の責任	主として行政 大組織の責任

社会学者の田中は雪と人間の関わり方を3つの時期に分け、1) 積雪に耐えることを中心とした対応であった順雪型（高度経済成長期以前）、2) 積雪を大量のエネルギーや費用をかけて克服することをめざした克雪型（高度経済成長期間）、3) アメニティを目標とした順雪・克雪・親雪・利雪の総合化（高度経済成長期以後）と整理している²¹。

以上4名の整理から、地域社会と雪との関係のあり方は1) 順応の時代（～大正末期）、2) 雪害の

17 沼野夏生：雪国の都市・地域計画の考え方，日本雪工学会誌，Vol.14，No.3，43-48，1998.7

18 西川泰：災害史⑤雪害，予防時報，No.91，pp.42-49，1972

19 鈴木哲・大熊孝・小野沢透：除雪技術における大・中・小技術システムに関する研究，第5回日本土木史研究発表会論文集，pp.63-68，1985.6

20 前掲19の鈴木ら（1985）のp.65

21 田中重好：共同性の地域社会学—祭り・雪処理・交通・災害，ハーベスト社，pp.140-162，2007

発見と調査・研究・啓蒙活動の時代（昭和初期～昭和30年頃）、3) 克雪の時代（昭和30年頃～昭和末期）、4) 克雪・利雪・親雪の時代（平成初期～）の4段階に区分することができよう。本節では既往研究を基に、それぞれの段階の雪害史とそこでの対雪技術のあり方について整理を行う。

3.2.3 順応の時代：～大正末期

(1) 雪害の特徴

雪への諦観が支配していた「順応の時代」について沼野は、雪による災害の種類はきわめて限られており、吹雪、雪崩、融雪洪水、家屋の倒壊など人命や財産に直接関わるものの他には、遅雪や早雪など生業への打撃を通じて生存を脅かす類の被害があったにすぎないと述べている²²。この時代は自然の猛威をしのぎ、人間の生存を確保することが雪への対応の核心をなしていた²³。また西川も、雪による被害はあったがその頻度は低く、社会問題となるほど深刻なものではなかったとしている²⁴。

(2) 対雪技術の特徴

雪を当然のものとする捉え方は、大正末までの多雪地帯の暮らしに起因する。鈴木らはこの時代の暮らしの様相について、秋になると春までの食糧として多量の漬物をつけ、野菜類を貯蔵し、薪や炭等の燃料を用意し、また春まで汲み取りを必要としない大きな便槽を備えていたと説明する。冬季の農村は他地域と人や物資の交流をすることなしに自立的・閉鎖的な生活圏を形成し、雪が降り出すと屋根雪を下ろし、土間で藁仕事に励んだ。一方で城下町や在郷町の都市部では、町家前面を雁木構造とすることで人や物資の交流を可能していた²⁵。

こうした雪への諦観が支配していた時代の対雪技術に詳しい作品として、江戸時代の越後塩沢を題材とした商人鈴木牧之の『北越雪譜』がある²⁶。1837年（天保8年）に江戸にて出版された本書には、雪にまつわる生活上の苦労や雪が生み出す独特の生活文化が自筆の挿絵と共に詳細に記されており、当時の実態を知ることのできる貴重な文献である。

まず以下の引用は、「雪の用意」と題された一節である。鈴木らが説明するように、雪が降る気配を感じると人々は家屋が潰れないようにと各所を補修し、庭木が折れないように丸太や竹等で雪囲いをし、冬草を筵で覆い、井戸に小屋をかけ、便槽にも備えをしていたこと、そしてそこでは一冬を越すための食糧を貯蔵し、春になり雪が溶けるのを待つ暮らしがあったことが窺える。

「雪降ふらんとするを量り、雪に損ぜられぬ為に屋上に修造を加へ、梁柱廂（家の前の屋翼を里言にらうかといふ、すなはち廊架なり）其外すべて居室に係る所力弱きはこれを補ふ。雪に潰れざる為也。庭樹は大小に随ひ枝の曲ぐべきはまげて縛束、椀丸太又は竹を添へ杖となして枝を強からしむ。雪折をいとへば也。冬草の類は菰筵を以覆ひ包む。井戸は小屋を懸、厠は雪中其物を荷しむべき備をなす。雪中には一点の野菜もなければ家内の人数にしたがひて、雪中の食料を貯ふ。（あたゝかなるやうに土中にうづめ又はわらにつゝみ桶に入れてこほらざらしむ）其外雪の用意に種々の造作をなす事筆に尽しがたし。」²⁷

22 沼野夏生：雪と防災，日本雪工学会誌，Vol.15，No.4，pp.20-23，1999.10

23 前掲15の沼野（1989）

24 前掲18の西川（1972）

25 鈴木哲・大熊孝・米内弘明・桐生三男：除雪技術の変遷に関する研究―主として流雪溝について，日本土木史研究発表会論文集，Vol.3，pp.155-163，1983.

26 鈴木牧之：北越雪譜 初編卷之上 / 卷之中 / 卷之下 / 二編卷1 / 卷2 / 卷3 / 卷4，1837-1841

27 鈴木牧之：北越雪譜初編卷之上，p.5，1837

また「雪を掃ふ」という一節には、当時の雪かきの様子が描かれている。

「掘ざれば家の用路を塞ぎ人家を埋て人の出べき処もなく、力強き家も幾万斤の雪の重量に推砕んをおそるゝゆゑ、家として雪を掘ざるはなし」、「大家は家夫を尽して力たらざれば掘夫を傭ひ、幾十人の力を併せて一時に掘尽す」、「小家の貧しきは掘夫をやとふべきも費あれば男女をいはず一家雪をほる。」²⁸

家屋が埋まってしまうほどの雪に対して、大家は奉公人や掘夫の力を借りて一斉に雪をかき、一方で貧しい家は男女を問わず一家総出で作業をしていたことが分かる。越後ではかいた雪を空地に山のように積み上げることを「堀揚」と言ったが、「雪中の正月」という一節の挿絵を見ると掘揚された雪が相当な高さにまで及んでいる（図3-2）。「雪下事盛なる時は、積る雪家を埋て雪と屋上と均く平になり、明のとりべき処なく、昼も暗夜のごとく燈火を照らして家の内は夜昼をわかたず。漸雪のしたる時、雪を掘て僅に小窗をひらき明をひく時は、光明赫奕たる仏の国に生たるこゝち也」²⁹ というように、家屋への出入り口と採光を確保するために雪掘りは重要な作業であった。

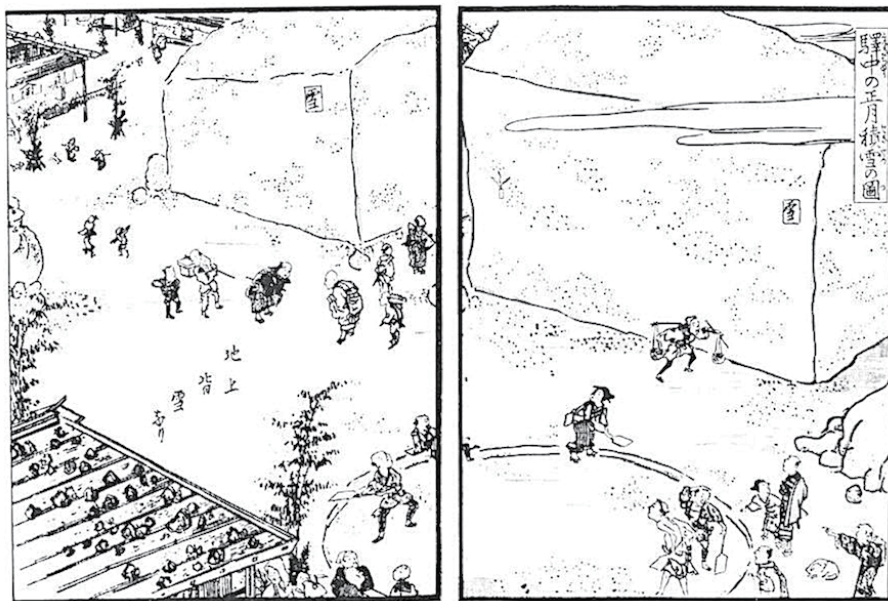


図3-2. 「雪の正月」³⁰

つづいて城下町や在郷町の都市部の交流を支えていた町家の雁木構造については、次の「胎内潜」の節で言及されている。雁木によって雪中の歩行空間が確保されていた通りでは、道路が堆雪空間として利用され、対面の雁木同士を繋ぐ雪中トンネルが形成されていたことが分かる。当時は通り沿いのミセを利用する客は雁木下を通行し、荷物を乗せた馬櫓を引く人びとは積み上げられた雪の上を往来していた。

「宿場と唱る所は家の前に庇を長くのばして架る、大小の人家すべてかくのごとし。雪中はさ

28 前掲27の鈴木(1837)のpp.6-7

29 前掲27の鈴木(1837)のp.9

30 鈴木牧之：北越雪譜2編巻1, p.5, 1841

ら也、平日も往来とす。これによりて雪中の街は用なきが如くなれば、人家の雪をこゝに積む。次第に重て両側の家の間に雪の堤を築たるが如し。こゝに於て所々に雪の洞をひらき、庇より庇に通ふ、これを里言に胎内潜といふ、又間夫ともいふ。間夫とは金掘の方言なるを借て用ふる也。(間夫の本義は妻妾の奸淫するをいふ) 宿外の家の続ざる処は庇なければ、高低をなしたるかの雪の堤を往来とす。人の足立がたき処あれば一条の道を開き、春にいたり雪堆き所は壇層を作りて通路の便とす。形匣階のごとし。」³¹

このように道路が堆雪空間であった時代について、沼野は車社会化の以前は道路の雪を短時間で除排雪する社会的要求がなく、屋根の雪下ろし等の苦労を別として、都市の排雪負荷は今より小さかったと説明している³²。したがって冬季でも人や物資の交流を必要とする城下町や在郷町では、防雪性の歩行空間を形成する雁木の連担が商業維持に十分な機能を有していた。

雁木・「こみせ」の連担

雁木には、主屋の1階の高さに合わせて庇を付ける「落とし式」と、雁木上にせり出した2階部分を持つ「造り込み式」がある。雁木の地理学的研究をおこなった氏家は、「母屋の一階の高さとほぼ同じ高さを持ち、街路に面した『ひさし』を雁木とし、雁木をつけた家々が密接し連続した軒並によって形成される通りを「雁木通り」と定義している³³。新潟を中心とする地域では雁木と呼ばれ、青森・秋田・岩手では「こみせ」、山形では「こまや」、鳥取では「かりや」などと呼ばれていた。氏家によると、江戸期より姿を現した雁木通りは明治末期から大正初期の最盛期には全国76都市に普及した。

この雁木通り及び「こみせ通り」の最大の特徴は、民地の一部が連担し形成されるという点にある。雁木(以下、「こみせ」を含む)の権利形態について分析を行った菅原によると、江戸期に雁木が現れた地域は屋敷地内に建設された地域と公儀地上に建設された地域に分類されるが、明治の地租改正から昭和戦前期にかけてほぼ全ての地域で私有地内に取り込まれている^{34・35}。

こうした性格を持つ雁木について鈴木らは、ミセに客を誘い込む空間として商売人にとっても都合が良く、また雁木下を通行する人びとにとっても役に立つ空間であったという点を強調する。雁木を連担させて利用するという対雪技術は、地域の共通の目的のために協力し合うという思想に支えられた技術システムであると説明している³⁶。

一方で新潟を中心に雁木の研究を行った黒野らによると、町家後背に農地が広がる都市構造を有する在郷町では農業併用町家が雁木下を農作業の場としても利用し、雁木が町家と農地と水路を結ぶ空間として存在していたことを明らかにしている³⁷。また城下町高田の雁木通りでは、昭和30年頃(1955年頃)まで子供の遊び場や夕涼みの場としての利用があったことを明らかにしている³⁸。雁木はその防雪の歩行空間を強調されることが多いが、地域の生活文化の中で柔軟に利用される生活空間の延長であった。

31 前掲27の鈴木(1837)のp.10

32 沼野夏生:都市・地域空間の耐雪化をめぐって,雪工学会報, No.2, pp.3-10, 1986

33 氏家武:雁木通りの地理学的研究,古今書院, pp.1-2, 1998

34 菅原邦生:近世における雁木通りの権利形態と利用実態,日本建築学会計画系論文集, Vol.559, pp.249-253, 2002

35 菅原邦生:近代における雁木通りの権利形態と利用実態,日本建築学会計画系論文集, Vol.567, pp.127-131, 2003

36 前掲19の鈴木ら(1985)

37 高橋人志・黒野弘靖:水路を向く農業併用町家の屋敷構え—水路沿い雁木通りの在郷町<稲田>の居住特性に関する研究その2,日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.1349-1350, 2013.8

38 北郷崇広・黒野弘靖:上越市高田における雁木通りの利用とその変遷に関する研究—本町通りと南本町通りを対象として,日本建築学会北陸支部研究報告集, No.51, pp.297-300, 2008.7

江戸の都市史に関する研究を行った玉井はこの雁木と類似の構造物がかつての江戸にも存在していたことを明らかにし、日本の近世都市では必ずしも珍しいものではなく、一般的に見られた町家前面に連続した形の庇が多雪地域ではその有用性のために維持され続けたと考察している³⁹。

多目的水路網の融雪・消雪利用

鈴木らは、市街地に張り巡らされた多目的用水路もまた対雪の技術システムとして機能していたことを指摘している。多雪地域では古くから道路の中央や両側、町家の間を流れる水路を生活用水・消防用水として利用しながら、冬季にはこの水を融雪や消雪に利用していた。越前大野を事例とした鈴木らの研究より、大野の中心部を南北方向に走る10本の道路の中央水路が生活用水として、町家背側水路が下水用として利用されており、冬季には中央水路に面した町家が屋根雪を水路に投入し処理していたことが明らかにされている。一方で中央水路を持たない東西方向の道路沿いの町家は道路に雪を積み上げた後に雪切りをし、近隣と協力しながら南北方向の中央水路まで運搬して投入処理を行っていた。この時代は道路の雪を短時間で除排雪する必要性がなかったため、冬季の水路の利用はあくまでも融雪や消雪のためであり、ほとんどの場合は流雪の機能を果たしてはいなかったという。流末が詰まり融雪洪水が発生するのを防ぐため、降積雪量に応じて投入する雪の量を調整しながら水路網が利用されていた⁴⁰。

敷地内空地の連担空間の堆雪利用

以上の雁木及び「こみせ」と多目的水路網に加えて、間口が狭く奥行の長い短冊状の敷地が並ぶ城下町や在郷町では、敷地前面に沿って主屋が建てられるという規則性を持った住戸配置によって、中庭や敷地裏の空地が連担し街区内部にまとまった空地が形成されてきた。こうした住戸配置は非多雪地域の町家群においても一般的だが、多雪地域ではこの空地が屋根雪を処理する空間として利用されるという点に特徴がある。沼野はこの多雪地域の敷地内空地について、「街区の内部に堆雪余裕をとるなど、宅地割と住戸配置による雪処理空間の工夫がみられるとする説もあるが断定は難しい」として、空間上の工夫とは認めていない⁴¹。

しかし、越前大野の都市空間構成の継承性を分析した野嶋らの研究では、敷地を有効に利用するための工夫として隣接する中庭や裏庭が共同で使われてきたこと、その主な用途が屋根の雪下ろしであることが明らかにされている⁴²。また十日町の町家と雪処理の関係を分析した南雲らは、隣接する空地が連担する場合には空地と池を共同で利用し、屋根雪の堆雪と融雪が行われていたことを明らかにしている⁴³。上越高田の町家と雪処理の関係を分析した中村らも、間口の狭い町家同士は冬季のみ敷地境界の塀を取り外して中庭や裏庭を堆雪空間として共同利用し、さらに角地で裏庭の取れない町家は隣家の裏庭を借りて雪下ろしを行っていたことを明らかにしている⁴⁴。

こうした事例から、敷地内の空地を余裕を持って確保し、さらに連担する空間を隣接する家同士で共同利用するという工夫は、多雪地域の集住における重要な要素であったと言えよう。屋根の雪下ろ

39 玉井哲雄：江戸一失われた都市空間を読む，平凡社，1986

40 前掲25の鈴木ら（1983）

41 前掲32の沼野（1986）のp.3

42 野嶋慎二・原田陽子：地方中小都市の場所性と地域継承空間システム：敷地の継承と統合に着目した事例より総合論文誌，Vol.10，pp.39-42，2012.1

43 南雲裕貴・黒野弘靖：豪雪地帯における雪処理と町屋との関係—十日町市本町通りの事例検討，日本建築学会北陸支部研究報告集，No.45，pp.393-396，2005.7

44 中村健太・塩野透・北郷崇広・黒野弘靖：上越高田の町家における雪処理に関する研究，日本建築学会北陸支部研究報告集，No.52，pp.335-338，2009.7

しは私的領域の雪を個人の責任で処理する作業であるが、限られたスペースに雪を下すためには所有を越えた共同利用が必要であり、空地が連担する相隣関係での協力体制が形成されていた。

以上より、大正末までの「順応の時代」の地域社会と雪との関係は以下の3点に整理できる。

雪による被害≠雪害

雪による災害は限定的で、人命の確保が雪への対応の核心を成していた。雪そのものを災害と捉える見方は存在していない。冬季の暮らしは決して楽なものではなかったが、雪にまつわる苦労は当然のものと思われていた。

農村：身の回りの最低限の雪処理と、冬籠り型の自立的・閉鎖的な暮らし

自給自足を基本とする農村社会の生活は、冬季に備えて食料を貯蓄し、雪囲いによって家屋や庭木を守り、雪が降ると屋根の雪下ろしや雪かきに勤しむという冬籠り型の自立的・閉鎖的なものであった。身の回りの雪を片付けながら春を待つという生活において、雪が大きな被害をもたらすことは多くなかった。

都市：身の回りの最低限の雪処理と、連担空間の公共・共同利用

冬季でも人や物資の交流を必要とした城下町や在郷町では、身の回りの小規模な雪処理と、共同の利益に基づく対雪技術が重層化し、雪深い中での集住と商業機能を成立させていた。雁木の連担がミセへと客を誘う防雪性の歩行空間を形成し、多目的水路網が融雪・消雪機能を持ち、敷地内空地の連担が共同の堆雪空間を確保していた。

雁木は主屋構造の一部でありながらそれを連担させることで公共利用の空間とし、敷地内空地の連担は雪下ろしの用途において隣戸間で共同利用するなど、所有を越えた利用の工夫が多雪地域の都市の暮らしと商業を支えていた。積雪寒冷な自然条件に共に闘い、商業地として共に栄えるという共同の目的が、街区の表と裏のそれぞれに、公共利用、共同利用の連担空間を成立させていた。

3.2.4 雪害の発見と調査・研究・啓蒙活動の時代：昭和初期～昭和30年頃

(1) 雪害の特徴

昭和期に入ると、近代化に伴う社会・経済の発展によりこれまでとは異なる雪の被害が発生する。沼野はこの変化について、交通・通信、鉱工業、電力、農業技術などの分野を中心に社会と雪との接触面が拡大していくとともに、雪害の内容も多彩になったと説明している。雪を考慮しない資本投下や産業基盤施設の設置につれ、鉄道を主とした交通機関の不通、鉱山や発電所の雪崩被害、送電線や通信施設の被害が相次いで発生し、雪による経済的不利益が災害と捉えられるようになった⁴⁵。西川もまた、鉄道や送電の機能を雪の有無に関わらず維持しなければならないという前提が、「雪害の発見」をもたらしたと説明している⁴⁶。

こうした社会的損失としての雪害の発見により、多雪地域の後進性は降積雪が原因であるとする意見が高揚し、山形県選出の代議士松岡俊三を中心とした国政レベルの雪害運動が展開する。昭和5年（1930年）に「雪害調査機関設置に関する建議案」（以下、雪害建白書）が世に出され、ここにおいて雪害という言葉が初めて用いられた。このとき提案者の松岡は、「雪国の人々が永年雪害にあっ

45 前掲15の沼野（1989）

46 前掲18の西川（1972）

ているのに、南国の人々と比較して、憲政下不平等に扱われている」と意見を表明している⁴⁷。松岡は多雪地域の住民生活に対する雪による圧迫全てを雪害と捉え、雪による生活費上昇を償う雪害地の地租改正と国庫補助率の増加に対策の基本を求めた⁴⁸。

松岡らの雪害建白書が生んだ成果の一つが、雪害に関する調査研究の進展である。降積雪が農村の生活・経済に及ぼす影響の調査を目的として、昭和8年(1933年)5月に農林省経済厚生部に「積雪地方農村経済調査所」(以下、雪調)の設置が許可され、昭和13年(1938年)山形県新庄市に庁舎が置かれた。雪調は多雪地域の農村の生産と自然・生活環境を含む衣食住の全てを調査研究の対象とし、農業経済学の東京帝国大学東畑精一、雪研究の北海道帝国大学中谷宇吉郎、農村建築の今和次郎、民芸研究の柳宗悦らの指導を受け、精力的な研究を行った。同潤会が設置した東北調査のための調査委員会や農林行政の東北更新会等とも協力し、東北を中心とする多雪地域の調査研究における大きな役割を担った⁴⁹⁻⁵⁰。また終戦を経た昭和23年(1948年)には、東北信11県が母体となった「財団法人日本積雪連合」(以下、日本積雪連合)が設立され、多雪地域における行政機関、研究機関、大学、企業、団体等を網羅し、機関紙「雪と生活」を通して生活や経済、科学技術等に関する様々な情報を発信した⁵¹。

(2) 対雪技術の特徴

こうして雪害に関する調査・研究・啓蒙活動が進展したが、対雪技術の科学的発展として実を結ぶのは戦後のことである。鈴木らによると昭和戦前期の技術発展は、鉄道施設と一部の自然流水に恵まれた市街地においてのみわずかに進展した⁵²。この時代は人や物資の移動を主として鉄道が担っており、都市間を結ぶ道路の除雪は必要とされなかった。

明治期以降の鉄道網の拡大に伴い、鉄道施設の雪対策は主として国鉄を中心に開始した。鉄道施設の対雪技術は、吹雪や雪崩を防除する防雪施設—防雪林や防雪柵—と除雪施設—流雪溝—、除雪車—車両と機械—に分類できるが、防雪施設と除雪車は既に明治期に実用化が始まっている。防雪施設については、明治中期まで線路埋没の対策として雪覆、防雪柵、防雪土塁が用いられていたが、ほぼ全ての雪覆は木造であり、夏季の火災や腐朽等による維持費の高さからより効果的な防雪施設が望まれていた。これに対して明治26年(1893年)、東北本線水沢青森間の37か所に約50haの防雪林を造林したのが鉄道防雪林の始まりである。その後防雪林は急速に普及し、多くの国鉄線の雪覆、防雪柵、防雪土塁に取って代わられた。また線路用の除雪車は、明治期の北海道での運用が最初である。除雪車による機械除雪を補完するものとして人力による除雪作業も行われ、走行抵抗や脱線など、降積雪が鉄道の運行に与える悪影響を取り除く努力が始まっていた⁵³。

このように鉄道分野での防雪施設と除雪車の実用化は、雪害の発見以前の段階、すなわち「順応の時代」から進められていたが、これに加えて昭和初期以降は除雪施設としての流雪溝が実用化された。鈴木らが紹介している日本積雪連合の古川巖の言葉では、

「流水を利用して除雪効果をあげることは、古くから行われていたであろうが、側溝などを補

47 松原邦明：豪雪対策関係法の法社会学的研究、日本積雪連合、p.242、1982

48 前掲18の西川(1972)

49 青森県：青森県史自然編地学、pp.459-462、2001

50 青森県：青森県の暮らしと建築の近代化に寄与した人びと、pp.127-128、2007

51 前掲18の西川(1972)

52 前掲25の鈴木ら(1983)

53 引田精六：国鉄における雪害対策研究の変遷、Vol.25、No.5、pp.152-156、1963

修して流水利用除雪を試みたのは昭和2年頃からである。コンクリート構造などで流雪溝が作られたのは昭和7年。これ等は、鉄道構外の線路が主体であった。平坦な操車場に流雪溝が設けられたのは昭和10年頃からである。多雪地帯の鉄道線路には、流雪溝は必須のものであるということになり、中央（鉄道技術改良会）で検討議題として、流雪溝が採りあげられたのが昭和12年⁵⁴

と述べられている。多雪地域に鉄道網が拡大するにつれ、雪の有無に関わらず輸送機能を維持させるための除雪への社会的要求が高まり、これに応じて国鉄の技術陣が鉄道線路の流雪溝を開発・実用化した。

一方で市街地においては、自然流水に恵まれた一部のみで流雪溝が実用化された。鈴木らが研究を行った新潟県の場合、伝統的な多目的水路網の工学的発展としての流雪溝は小出町で初めて開発されている。昭和9年（1934年）に小出町本町通りの舗装整備が行われ、両側の小側溝を改良し大量の水を流せるよう施工されていた。住民からの発案もあり、昭和11年（1936年）にこれを流雪溝として利用することが始まった。当初は融雪洪水により商店街に水害を生じさせたが、戦後に改良整備がされている。鈴木らは市街地型流雪溝が小出町で最初に実用化した理由として、豊かな自然流水があったこと、以前から町屋裏の農業用水路を融雪に利用する習慣があったことの2点が土台にあり、これに鉄道網が引かれる中で、冬季の生活向上意欲の高まりが作用し実用化されたと考察している。

以上より昭和初期から昭和30年頃までの地域社会と雪との関係は以下の2点に整理できる。

雪害の発見と社会問題化

近代化に伴う社会・経済の発展により、交通・通信、鉱工業、電力等の分野を中心に雪による被害が相次いで発生した。交通障害や通信障害に対して、冬季でも非積雪地域と変わらない生活を維持することが社会的欲求として高まり、雪がもたらす経済的不利益が災害と捉えられるようになった。

多雪地域の住民生活に対する雪による圧迫全てを雪害と捉えた松岡らの雪害運動を契機として、雪害の社会的認知が広がり、雪という自然条件ゆえの多雪地域の社会的・経済的後進性の克服が主張された。多雪地域を専門とする調査研究機関が設置され、雪害に関する調査・研究・啓蒙活動が進展した。

鉄道施設と一部の市街地における機械除雪の実用化

対雪技術の発展という点では、鉄道施設と一部の自然条件に恵まれた市街地でのみ機械除雪が実用化した。ただし人や物資の移動手段は依然として徒歩又は鉄道であり、道路は相変わらず堆雪空間として利用され、「順応の時代」同様に都市の排雪負荷は小さかった。身の回りの雪処理と共同の技術システムが重層化した対雪技術のあり方に大きな変化は見られず、昭和30年以降の克雪の時代に向けた基礎づくりがなされた時代であった。

3.2.5 克雪の時代：昭和30年頃～昭和末期

(1) 雪害の特徴

昭和30年代以降、雪害の様相は大きな変化を遂げる。戦後の急激な都市化と車社会化によって道路交通が人と物資の移動を担うようになると、冬季の深刻な交通障害が問題として顕在化した。伝統的な冬籠り型の生活様式に代わり都市型の生活様式を定着させ、それと同時に雪害の様相を大きく変

54 前掲25の鈴木ら（1983）

えたものが自動車の大衆的普及にあるとする沼野は、

「日本の多雪都市は、雪のない地方の都市と変わらない高密度の市街地を形成してきたが、それ自体は近代以前の生活様式のもとでは必ずしも致命的な欠陥ではなく、むしろ集住による利点の方が大きかったと思われる。道路は堆雪場として利用され、雪処理空間としての機能が優先していた。都市生活はそれを前提として組み立てられていたのである。自動車化はこうした低位均衡状況を根底からくつがえし、地域構造の変化と結びつきながら、それ自身の雪に対する弱さ、交通手段としての効率の悪さによって、さまざまな新しい雪問題の元凶になってきたといえよう」⁵⁵

と述べている。車社会化は堆雪空間として利用されていた道路の性格を大きく変え、道路上の大量の雪を短期間で排除する技術への社会的欲求を生み出した（図 3-3・図 3-4）。昭和 30 年頃から高度経済成長期は、交通障害を主とする新たな雪害の登場と、その克服に向けた対雪技術の発展が多雪地域に大きな変化もたらした時代であった。



図 3-3. 左：車社会化以前の堆雪空間として利用されていた道路（昭和 20 年）⁵⁶



図 3-4. 右：戦後まもなくの道路の雪かきの様子（昭和 30 年）⁵⁷

(2) 対雪技術の特徴

昭和戦前期は雪害関係法の立法化が皆無であったが、昭和 30 年代に入ると法整備が急速に進み、昭和 31 年（1956 年）道路法に対する特別法として「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」（以下、積寒法）が制定された。積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域における道路の交通を確保するため、地域内の道路の除雪、防雪及び凍雪害の防止について特別の措置を定め、これらの地域における産業の振興と民生の安定に寄与することを目的としたものである。同法第 4 条第 1 項に基づき「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」（以下、雪寒五計）が定められることとなり、この計画に沿った雪寒事業が開始された。

また、2 月の積雪深の最大値の累年平均⁵⁸が 50cm 以上の地域又は 1 月の平均気温の累年平均が摂氏 0 度以下の地域内に存する道路で、その交通量が国土交通大臣が定める道路の交通量の基準に適合し、産業の振興又は民生の安定のため道路の交通の確保が特に必要であると認められるものについては雪寒指定道路として指定される。当該道路を対象に雪寒事業が行われるが、係る費用は国が地方自

55 前掲 15 の沼野（1989）の p.130

56 十日町市ホームページ、昔の除雪・雪おろし <http://www.city.tokamachi.lg.jp/yukiguni/Y003/1454893473395.html> より引用

57 前掲 56 より引用

58 最近 5 年以上の間における平均。

治体に対して補助を行い、現在その補助率は除雪事業が2/3、防雪事業、凍雪害防止事業が6/10となっている⁵⁹。

この積寒法の制定を契機に外国製の輸入除雪車が各地に配備され、道路の機械除雪が始まる⁶⁰。その後日本の雪害対策に大きな進歩を与えたのが、昭和35年末から昭和36年初め（1960年末～1961年初）に北陸を襲った「北陸豪雪」と、昭和37年末から昭和38年1月末（1962年末～1963年1月末）に北陸を中心に広い範囲に甚大な被害を与えた「38豪雪」である。戦後しばらくは寡雪期が続いていたが、この2度の豪雪の経験によって克雪の機運が高まり、国・県・自治体の除雪体制が急速に整っていく。

里雪型⁶¹の北陸豪雪は平野部・海岸線において平年より100～150cmも多い積雪深を記録し、鉄道、通信、農業等に大きな被害をもたらした⁶²。新潟・富山・石川・福井の4県で死者39名、負傷者55名、行方不明5名の人身被害が生じ、また建物被害は全壊229件、半壊592件であった⁶³。なかでも被害の大きかった新潟市内では1.2mの積雪があり、市内のバスは全面運休となったうえ、国鉄では立往生の列車が100本発生し乗客数万人が列車内に閉じ込められた⁶⁴。

この被害を受けて、昭和37年（1962年）に雪害対策の基本法とも言うべき「豪雪地帯対策特別措置法」（以下、豪雪法）が制定され、豪雪が災害として規定されるに至った。豪雪法は、豪雪地帯における雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより産業の振興と民生の安定向上に寄与することを目的とした法律であり、豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定と、豪雪地帯対策基本計画に基づく事業実施が定められている。

豪雪法の制定後に発生した里雪型の38豪雪は、降積雪期間が1か月に及び、関東と東海を除くほぼ全ての地方で被害を引き起こした。死者228名、負傷者356名、行方不明3名の人身被害と、建物被害10,480件、山崩れ130カ所、通信障害26,556回線という、戦後日本でもとりわけ深刻な被害が記録されている。この38豪雪が契機となり、昭和39年（1964年）新潟県長岡市に国立防災科学技術センター雪害実験研究所（現雪氷防災研究センター）が設置され、以後雪害の危険度把握や予測に関する研究が行われている⁶⁵。

自動車の大衆的普及に対して道路除雪体制が追いつかないままに発生した北陸豪雪と38豪雪は、各地で交通障害を起こし、社会的不安、混乱を生じさせるものであった。これによって少量の粉雪を除雪対象とする外国製輸入除雪車では世界有数の降積雪量と湿り雪という特徴をもつ日本海側の豪雪には歯が立たないということが顕在化し、日本製除雪車の研究や試作が進んだ。昭和40年代に入ると世界最高水準の除雪車が続々誕生し、各地に配備される除雪車数も急増、幹線道路を中心とする除雪体制が整えられた⁶⁶。

一方でこうした国道・県道の機械除雪化に呼応して、各地の市町村道では消雪パイプや流雪溝、融雪溝が普及した。昭和30年代に新潟県長岡市で開発された消雪パイプは、冬季でも温度の高い地下水を汲み上げパイプを通して散水し、路面の除雪に機能する装置である。38豪雪以後に全国的に普

59 国土交通省道路局環境安全防災課 記者発表資料（平成30年12月18日）

60 鈴木哲・大熊孝・松本浩司：除雪技術の変遷に関する研究―主として道路の機械除雪について、第4回日本土木史研究発表会論文集、pp.125-133、1984、6

61 西高東低の冬型の気圧配置により山間部に大雪をもたらす「山雪型」に対して、「里雪型」は西高東低の冬型の気圧配置で袋状のたるみがあり、平野部に大雪をもたらす。

62 中村千里・大沼匡之：昭和35年末～36年初めの北陸地方の豪雪について、農業気象、vol.17, No.2, pp.33-36, 1961.11

63 前掲18の西川（1972）

64 前掲60の鈴木ら（1984）

65 前掲18の西川（1972）

66 前掲60の鈴木ら（1984）

及したが、北海道を主とする気温の低い地域では実用化できず、代わりに電熱線や温水の循環パイプを埋設するロードヒーティングが利用されている⁶⁷。

昭和30年頃までは鉄道施設や一部の自然流水に恵まれた地域でのみ実用化されていた流雪溝は、この時代に流水量の少ない多くの市街地に設置された。また水量が少ないと融雪洪水が発生してしまう流雪溝に対して、時間はかかるが少量の水でも水害を発生させることなく雪処理が可能な融雪溝の開発・実用化も進み、緩勾配の市街地に広まった⁶⁸。これらは細街路の除排雪に効果的であるうえ、除雪車の作業後に道路脇に残った雪の処理にも有効に利用される。

この流雪溝及び融雪溝が除排雪施設として効果を発揮するには、かつての多目的水路網と同様に投雪作業を行う沿道住民の協力が必須であり、「止水板のあるところからは投雪しない」、「流水量を確認してから投雪する」、「大きな雪の塊は砕いてから投雪する」というような融雪洪水を生じさせない利用上のルールが存在する⁶⁹。流雪溝や融雪溝の設置は道路管理者である行政が担うが、利用と管理は沿道住民の自主管理組合が行っており、行政と住民の協力によって初めて除排雪機能が果たされる施設である。

このように城下町や在郷町が有していた伝統的な対雪技術としての多目的水路網が、その工学的発展として流雪溝や融雪溝に代わっていった一方で、道路が堆雪空間として利用されていた時代には必要不可欠な歩行空間であった雁木の連担は、戦後多くの市街地から姿を消した。氏家が昭和41年(1966年)から昭和60年(1985年)にかけて行った全19回の現地調査(以下、氏家調査)によると、最盛期には全国76都市で見られた雁木通りが46都市にまで減少している。そのうち34都市が新潟県内、6都市が青森県内で、残りは長野県飯山市、秋田県鹿角市毛馬内、鹿角市花輪、岩手県一戸町、福島県塩川町、鳥取県若桜町であり、山形・富山・福井からはその姿を完全に消した⁷⁰。

その後平成19年(2007年)から翌年にかけて氏家調査を基に現地調査を行った菅原によると、雁木通りを有する市街地が更に22都市まで減少している。22都市のうち新潟県内の市街地が21を占め、新潟県以外で雁木通りを有するのは青森県黒石市のみとなった⁷¹。

氏家は雁木の衰退理由を、大正時代末から昭和初期にかけての大火被害、道路網の変更・整備・拡幅、戦後の市街地衰退、高度経済成長期の市街地の道路拡幅にあるとし、菅原はこれらの理由に加えて雁木下が家屋に取り込まれ私的に利用されるようになったことを指摘している。屋根の高さを超える雪が道路に堆積する環境下で人や物資の交流を可能とさせていた雁木の連担は、車社会化と道路の無雪化によってかつてのような存在価値を失った。積雪寒冷な厳しい自然環境の中での共闘・共栄の思想に支えられた雁木の連担性は、道路から雪を排除することを目的とした対雪技術の機械化によって徐々に断絶されていった。

こうして伝統的な雁木通りがその姿を消しつつ、38豪雪を契機に除雪車、消雪パイプ、流雪溝、融雪溝といった対雪技術の機械化が進展し、克雪型の道路除排雪体制が整えられた。昭和51年12月から昭和52年2月(1976年12月～1977年2月)に発生し全国的な大雪に見舞われた「52豪雪」や、昭和55年12月から昭和56年3月(1980年12月～1981年3月)に発生し38豪雪に次ぐ被害をもたらした「56豪雪」では、幹線道路の除雪力強化によって都市間交通の問題は解決された。しかし一方で、この2つの豪雪では生活道路の除排雪が追いつかず、都市内交通の問題が大きく表面化

67 桂木公平：地下水を利用した無散水消雪，日本雪工学会誌，Vol.12，No.1，pp.61-64，1996

68 前掲25の鈴木ら(1983)

69 青森県県土整備部道路課：流・融雪溝ご利用の手引き

70 前掲33の氏家(1998)

71 菅原邦生：日本における雁木通りの残存状態について，Vol.17，No.37，pp.1049-1052，2011

した⁷²。これを受けて生活道路への更なる除排雪施設の設置が進み、昭和59年2月～から3月（1984年2月～3月）、昭和60年1月（1985年1月）、昭和61年1月から2月（1986年1月～2月）と3年続きで発生した「59豪雪」、「60豪雪」、「61豪雪」では日常生活への打撃が減少している⁷³。

以上より、昭和30年頃から昭和末期の克雪の時代の特徴は以下の4点に整理できる。

交通障害を主とする新たな雪害の顕在化

戦後の急激な都市化と車社会化は、雪に順応するという多雪地帯の冬籠り型の生活様式に代わって、雪の有無を問わず移動を行う都市型の生活様式を定着させた。しかし自動車の雪に対する脆弱性により交通障害を主とする新たな雪害が顕在化し、豪雪の度に各地で深刻な被害をもたらした。

雪害の災害化と法整備

昭和戦前期の雪害に関する調査・研究・啓蒙活動による基礎づくりが実を結び、雪害対策の二本柱とも言うべき積寒法と豪雪法が立法化され、雪害が災害と規定された。これによって国・県・自治体の責任と費用負担による雪害対策行政が整えられ、克雪型の事業が各地で実施されるに至った。

克雪の台頭と対雪技術の機械化、対雪体制の重層化

この時代の対雪技術は、甚大な被害が生じた豪雪の経験を克服するため、莫大な投資によって道路の除雪力を強化していくという形で発展した。主要幹線道路から順に除雪車が配備され、消雪パイプ・ロードヒーティング・流雪溝・融雪溝の設置によって徐々に生活道路の改善が図られた。

伝統的な対雪技術システムとしての雁木の連担は多くの市街地から姿を消し、多目的水路網はその工学的発展としての流雪溝や融雪溝に代わった。敷地内空地の共同利用については変化が現れず、冬季になると所有を越えた堆雪場としての利用が見られた。

屋根の雪下ろしや雪かきといった個人の責任に基づく身の回りの雪処理と空地の共同利用、流雪溝や融雪溝といった共同利用のルールに基づく技術システム、行政が管理責任を負う道路の除排雪技術という、私・共・公の重層化した対雪体制が整備された。

3.2.6 克雪・利雪・親雪の時代（昭和初期～）

(1) 克雪型の都市づくりと雪処理弱者世帯の増加

以上より、雪という自然の猛威の中で人命の確保が雪対応の核心を成していた時代から、近代化に伴う雪というハンディキャップによる経済的不利益の社会的認知の広まりを経て、戦後の雪問題を考慮しない都市化・車社会化と、その脆弱性を克服する除排雪技術の機械化が進み、雪の有無を問わずに都市機能を維持できる克雪型の都市づくりが目指されてきた。除雪車の普及により幹線道路の除雪能力は向上し、また市町村道の除排雪も行政と住民の協働により改善が図られてきたが、生活道路の除排雪問題は解決とはほど遠い状況にある。

平成に入って以降北海道に甚大な被害をもたらした「1996年豪雪」は、札幌圏を中心に都市機能の混乱を生じさせるものであった。市街地で発生した人身事故は人口の集中する都市部での屋根雪関連の事故が最も多く、その被害者の大半が高齢者であった⁷⁴。56豪雪の反省から生活道路の除排雪の遅れに対する様々な対策が図られてきたとはいえ、道路から雪を完全に排除することは困難であり、

72 前掲32の沼野（1986）

73 深澤大輔：雪害の変化と克服，日本雪工学会誌，Vol.17，No.3，pp.24-25，2001.7

74 山形敏明・細川和彦・苔米地司：1996年豪雪における市街地で発生した雪害（その2），北海道の雪氷，No.15，pp.16-19，1996

死亡事故は後を絶たない。

沼野によると、雪害による死者は昭和 30 年（1955 年）以降冬型交通事故、屋根雪関連事故、除雪機械事故において増加し、一方で昭和 40 年（1965 年）以降は雪崩による死者が激減、また建物の倒壊や損壊も減少している。交通事故の増加が車社会化に起因することは明らかだが、屋根雪関連や除雪機械の事故の増加は、除排雪の技術発展に起因する災害であるという点に特徴がある。沼野は、雪下ろしの必要のない克雪住宅や除排雪施設を整えた克雪住宅地の普及、雪が滑りやすい屋根材の普及、高床住宅の増加といった雪荷重に対する建物の質的な改善と、道路や住戸周りの除排雪による軒下の無雪化が、雪下ろし中の転落死亡事故や屋根からの落雪事故の大きな要因となっていると説明する。かつて道路や住戸周りが堆雪空間として利用されていた時代は、雪下ろし中の転落を受け止めるクッションとして雪が作用していた。しかし軒下の無雪化によって、地面に直接転落する状況がつけられた。また、タイミングを予測できない屋根雪の自然落下が軒下を歩く人を巻き込む事故も生じている。建物の質的改善によって倒壊や損壊の被害が減少する一方で、屋根雪に関連する人身事故が増加している⁷⁵。

こうした技術発展とトレードオフの関係にある屋根雪関連の死亡事故増加に、過疎化や高齢化による雪処理弱者世帯の発生が更なる追い打ちをかけている。雪処理弱者世帯は除雪作業中の事故の危険とともに雪処理の外部委託による出費の問題を抱えるが、その大半を占める高齢世帯の多くは経済的問題から克雪住宅への新築・改築が難しく、高所での作業機会を排除すべき世帯ほど住宅の克雪化が進まないというニーズの不一致が生じている⁷⁶。

したがって前述の沼野が示した平成 10 年代以降の人身雪害の特徴―「雪国に住む高齢者が雪処理中に事故に遭う」―は、克雪型の都市づくりにおいて進められてきた技術発展と、平成以降に深刻化した雪処理弱者世帯の増加という二つの問題に起因するのである。沼野はこの点について、雪処理の担い手の確保を最大の焦点とするとともに⁷⁷、日常的な雪対応の助けとなる技術開発や普及と表裏一体のものとして、それらがもたらす可能性のある災害・事故の危険性をチェックし、事前評価と対策を周到に行うことを課題として指摘している⁷⁸。

(2) 利雪・親雪の取り組み

高度経済成長期以降こうした人身雪害の課題が表面化するなか、他方で雪そのものや多雪地域の生活文化を地域資源と位置づけ、その積極的な利活用によって産業振興や地域活性化を目指す利雪・親雪の主張が一般化している。

利雪や親雪には大きく 2 種類あり、第 1 次産業のエネルギー源としての雪の利用と、観光産業振興への雪の利用に分けられる。前者の代表例は農産物の貯蔵や抑制栽培における雪氷の利用（雪室・氷室）であり、後者は伝統行事や生活体験、祭りやイベント等である⁷⁹。

沼野はこうした主張の現れについて、「土木的なスケールで雪を排除することの困難さに、またエネルギーや環境の問題からみたその不合理さに、人々が気づきはじめた結果といってもよい」と述べている⁸⁰。昭和初期の雪害運動以降追求されてきた雪の降らない地域と同様の生活を送ることを前提とした多雪地域社会のあり方に対して、雪を深刻な災害因と捉えた対策の徹底と、雪を地域資源とし

75 沼野夏生：雪と防災、日本雪工学会誌、Vol.15、No.4、pp.20-23、1999.10

76 前掲 17 の沼野（1998）

77 前掲 8 の沼野（2019）

78 前掲 22 の沼野（1999）

79 前掲 17 の沼野（1998）

80 前掲 17 の沼野（1998）の p.43

て生かした生活像の模索という2つを、バランス良く行っていくことが求められている。

以上より現代の多雪地域の雪との関係は以下の3点に整理できる。

雪害 = 冬型交通事故、除雪作業中の事故

現代の雪害は、車社会化に起因する冬型交通事故と、除排雪を容易にしようとする技術的發展及び雪処理弱者世帯の増加に起因する除雪作業中の屋根雪関連の事故がその大半を占める。自動車の普及は風雪や豪雪による凍死、凍傷といった雪による直接的な被害を防ぐ一方で、路面凍結や視界不良による交通事故の危険性をもたらしている。除排雪技術の機械化は幹線道路や生活道路の除排雪を容易にする一方で、機械作業中の事故を増やし、無雪化は屋根からの落下の被害度を深刻にしている。建物の質的改善は倒壊や損壊の被害を減少させた一方で、落雪に巻き込まれる事故を増やし、また雪処理弱者世帯への普及には課題がある。

このように一方の雪害を改善しようとする技術發展が、その裏で新たな雪害を生じさせている。そしてそこには、戦後進んだ核家族化や高齢化、過疎化の問題が大きく影響している。身の回りの最低限の雪処理すらもままならない世帯が多く発生していること、そうした世帯ほど深刻な人身雪害の危険性と隣り合わせの生活をしているということが明らかであるなかで、公助・共助の仕組みを構築する必要性が迫られている。

克雪・利雪・親雪と都市の耐雪化

避けて通ることのできない循環的現象としての降積雪を地域資源と見なし、積極的な利活用によって産業振興や地域活性化を目指す利雪・親雪の考え方が登場し、各地での実践を通して克雪とのバランスのとれた雪利用方策が模索されている。

克雪と利雪、親雪を組み合わせながら、雪処理能力が弱体化した高齢世帯を取り巻く地域社会のセーフティーネットを構築し、安全な雪処理体制を確立することが課題となっている。また冬型交通事故を減らすとともに、地域社会の抱える雪処理負担を軽減させて耐雪性を高めるという点では、自動車に依存せず日常生活を徒歩圏内で送ることのできる市街地の構築と、市街地と周辺とをネットワークする地域公共交通の強化が不可欠の目標である。

3.2.7 小括

本節で明らかにしたように、雪害という極めて社会性の強い災害は科学技術の發展とそれに伴う生活様式の変化にその都度反応し、時代によって災害の様相を大きく変えてきた。本節で行った既往研究の整理から、1) 順応の時代、2) 雪害の発見と調査・研究・啓蒙の時代、3) 克雪の時代、4) 克雪・利雪・親雪の時代という4つの時代区分それぞれにおける雪の捉え方と雪害の様相、そこでの対雪技術について整理した図が図3-5である。

技術發展と雪害の広がりとのトレードオフ

雪による災害の様相は、人や財産への直接的被害を主であった時代から、科学技術の發展とともに雪によってもたらされる経済的不利益が包含され、さらに交通事故や雪処理過程の人身事故など、その被害の幅を徐々に広げてきた。

雪を宿命と捉えて粛々と順応を図っていた多雪地域の社会は、次第に雪を克服する技術を生み出し、非積雪地域と変わらない都市發展を目指してきた。しかしこうした方向性は、一方で新たな雪害を生み出している。都市の排雪負荷の上昇に応じて対雪技術が機械化し、建築技術の發展とともに克雪型

住宅が普及してきた現代の多雪地域は、過疎化、高齢化、核家族化という全国共通の課題を前にして、雪処理弱者世帯を主とする人身雪害の問題に直面している。こうした課題を抱える多雪地域の耐雪化をめぐるには、雪処理弱者世帯を取り巻く地域社会のセーフティーネットを構築するとともに、自動車に依存せず日常生活を徒歩圏内で送ることのできる市街地の構築と、地域公共交通の強化を図っていくことの必要性が議論されている。

時代区分	順応の時代 ～大正末期	雪害の発見と 調査・研究・啓蒙活動 昭和初期 ～昭和30年頃	克雪の時代 昭和30年頃～ 昭和末期	克雪・利雪・親雪の時代 平成初期～
	鉄道網の拡大		都市化・車社会化	人口減少・少子高齢化・過疎化
法整備		昭和5年 雪害建白書 昭和8年 雪調の設置	昭和31年 積寒法 昭和37年 豪雪法	
豪雪の記録			北陸豪雪 38豪雪 56豪雪 59豪雪 60豪雪 61豪雪	1996年豪雪 平成18年豪雪 平成23年豪雪 平成26年豪雪 平成30年豪雪
雪観	宿命・諦観	後進性の原因	土木的スケールでの排除	克服と地域資源化
雪害の様相	人や財産への直接的被害 吹雪・雪崩 融雪洪水 建物の倒壊、損壊	経済的不利益 鉄道の不通 鉱山や発電所の雪崩被害 送電線や通信施設の被害	雪害の多様化 交通障害 冬型交通事故 除排雪作業中の事故	雪処理能力の弱体化 屋根雪関連事故の増加
対雪技術	私的領域	雪囲い 雪下ろし 雪かき 雪踏み	除排雪の機械化・建築技術の発展	雪囲い 雪下ろし 雪かき 克雪住宅・高床住宅 家庭用除雪機
	公的領域	雁木 多目的水路網 雪踏み 雪切り		(雁木、一部で残存・再生) アーケード 除雪車 流雪溝 融雪溝 消雪パイプ ロードヒーティング
	鉄道	防雪施設 除雪車		防雪施設 除雪車 除雪施設

図 3-5. 雪害と対雪技術の変遷⁸¹

対雪技術における雁木、敷地内空地の位置づけ

かつての多雪地域の都市部では、主屋構造の一部である雁木を連担させることで公共利用の歩行空間を生み出し、敷地内空地の連担を雪下ろしの用途において隣戸間で共同利用するなど、私的領域の表裏における所有を越えた利用の工夫が安全な暮らしと商業を支えていた。

しかし戦後に法制度が整えられ雪処理に行政が介入するようになると、私的領域と公的領域の雪処理分担が明確化した。行政が責任を負う道路の機械除排雪によって、雁木の連担がもつ防雪性の歩行空間としての役割はかつてほどの重要性をもたなくなった。対雪技術の発展が、伝統的な雁木の連担

81 筆者作成

の機能的価値を相対的に低下させたと言える。

一方で、敷地内の中庭や裏庭を相互に連担させて堆雪場を融通し合うという仕組みは現在まで見られる。車社会化や対雪技術の機械化の影響を直接受けた表の連担空間に対して、裏の敷地内空地は堆雪場として維持され続けてきた。公的領域と接する部分で連担する雁木と、私的領域に囲まれた部分で連担する敷地内空地の違いが、多雪地域の対雪技術の発展過程で顕著に現れた。

3.3. 津軽地方黒石の雪害史と対雪技術の発展

つづいて本節では、黒石を含む青森県津軽地方に着目する。前節の4つの時代区分に則して、雪害史とそこでの対雪技術の整理を行う。多雪地域全体の流れを前提に津軽地方の雪害史及び対雪技術の変遷を把握し、本論文が主眼とする「こみせ」と「かぐじ」という2つの連担空間の雪に対する役割を明らかにする。

3.3.1 津軽地方の雪

本州最北端に位置する青森県は、全域40市町村が豪雪法に基づく豪雪地帯であるとともに、うち16市町村が特別豪雪地帯に指定されている(図3-6)⁸²。県をほぼ中央で東西に二分する八甲田山系を境界にして、日本海側の津軽地方で降雪量が多く太平洋側の南部地方は少ないが、県土の三方を海で囲まれていることや津軽半島・下北半島の山地の影響で、県内でもエリアによって多様な気象が現れる。

西高東低の冬型気圧配置により日本海から津軽平野に吹き込む北西の季節風は、五所川原市・青森市・野辺地町を結ぶ線上に多量の降積雪をもたらす、この線は「豪雪ライン」の名で知られている。津軽平野中央部にある五所川原市は日本海からの季節風をまともに受け、猛烈な風雪・地吹雪が度々発生する。岩木山の周辺と白神山地および八甲田山全域は山雪型の降雪が多く、寒冷であるため積雪も深い。標高の高い山間部ほど降雪量は多くなるが、山地に囲まれた津軽平野の降雪量も極めて多いものとなっている⁸³。

雪質は、気温が低いほど乾いた軽い雪となり、高いほど湿った重い雪となる。北海道は1月から2月の日最高気温も氷点下となる場合が多く乾いた雪が降るが、北陸は日最低気温が氷点下となる日は少なく湿った重い雪が降る。青森県は平均気温と日最低気温が氷点下で、日最高気温がプラスとなる場合が多く、雪質は北海道と北陸のちょうど中間を示す⁸⁴。

県庁所在地としては全国で唯一市全域が特別豪雪地帯に指定される青森市は、降積雪の多さと人口の多さによって雪害の生じる頻度が高い。青森市を含む津軽地方は、平均的には11月下旬から雪が降り始め、12月下旬～1月上旬に根雪となる(図3-7)。積算降雪量と最深積雪量は年によってばらつきがあり、過去120年間には多雪期と寡雪期を繰り返している(図3-8、図3-9)。

82 青森市・黒石市・弘前市(旧相馬村)・五所川原市(旧五所川原市)・十和田市(旧十和田湖町)・平川市(旧平賀町・旧碓ヶ関村)・平内町・今別町・鯨ヶ沢町・野辺地町・東北町(旧東北町)・蓬田村・西目屋村の16市町村。

83 青森県：青森県史自然編地学，pp.443-444，2001

84 前掲83の青森県(2001)のpp.302-304

3. 津軽地方黒石の雪害史と対雪技術の発展：対雪技術における連担空間の位置づけ

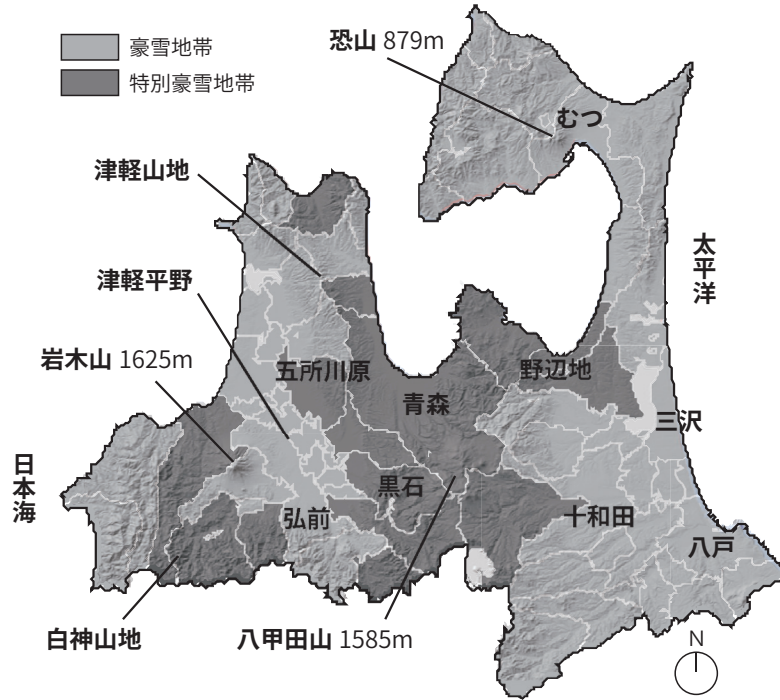


図 3-6. 青森県の豪雪地帯・特別豪雪地帯⁸⁵

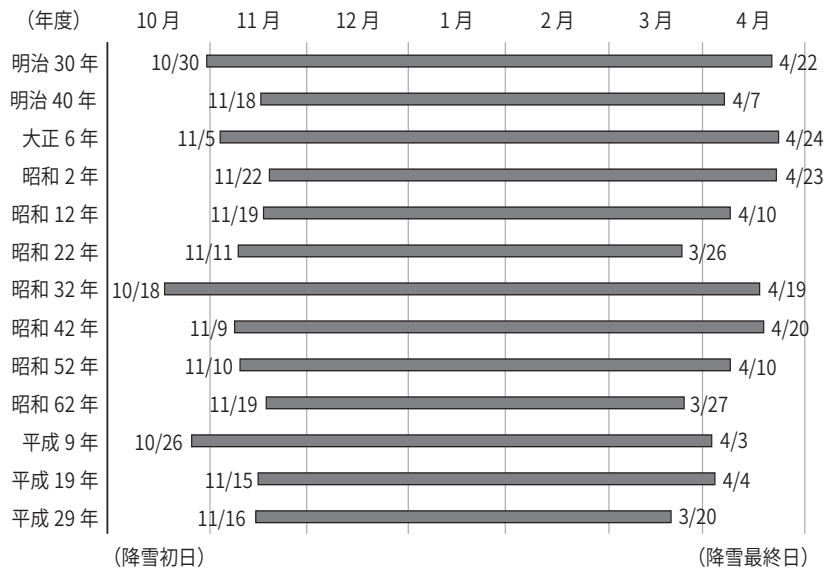


図 3-7. 青森市の降雪初日・最終日（明治 30 年度～平成 29 年度）⁸⁶

85 地理院地図を基に筆者作成

86 積算降雪量・最深積雪量比較表（青森市）を基に筆者作成

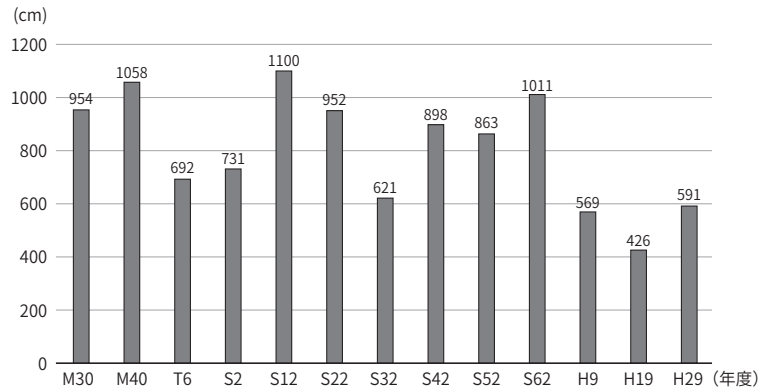


図 3-8. 青森市の積算降雪量（明治 30 年度～平成 29 年度）⁸⁷

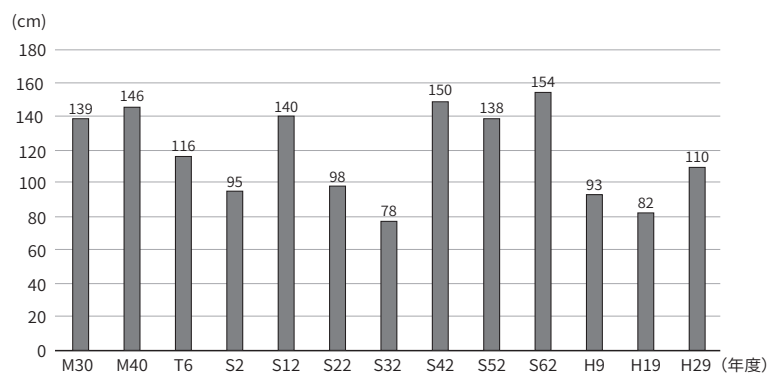


図 3-9. 青森市の最深積雪量（明治 30 年度～平成 29 年度）⁸⁸

3.3.2 順応の時代の雪による災害の様相

(1) 江戸期（寛文元年～慶応 3 年）

津軽地方における江戸期の雪の災害については、雪害を「生活を快適に行なうことが雪により阻害される現象」と定義し、津軽藩の文献に基づいてその実態を明らかにした月館の研究に詳しい⁸⁹。月館が用いた主資料は弘前藩に係わる日記類⁹⁰であり、対象地域は弘前城下、仮屋のあった青森及び鱈ヶ沢、代官所の置かれた五所川原、明暦 2 年（1656 年）に津軽藩から分知された黒石である。対象地域は津軽山地、白神山地、八甲田山系とそれらに囲まれた津軽平野で構成され、弘前・青森・黒石・五所川原の主要都市はこの津軽平野に散在し、仮屋のおかれた鱈ヶ沢は日本海沿岸に位置する（前掲図 3-6）。

87 積算降雪量・最深積雪量比較表（青森市）を基に筆者作成。

88 積算降雪量・最深積雪量比較表（青森市）を基に筆者作成。

89 月館敏栄：東北地方の伝統的民家における雪に対する適合形態の研究—津軽藩を中心として、日本雪工学会誌，Vol.4，pp.18-36，1987.9

90 日記関係の主資料は「永録日記」（青森県文化財保護協会編：みちのく叢書 1 永録日記，国書刊行会，1983.12）と「平山日記」（青森県文化財保護協会編：みちのく叢書 17 平山日記，国書刊行会，1967.3）を用いている。「永録日記」は永禄元年（1558 年）から安永七年（1778 年）までの津軽藩における政治・経済・吉凶・気候等の各分野にわたる記録であり、「平山日記」は五所川原で代々庄屋・代官手代などを勤めた平山家の元亀元年（1570 年）から享和三年（1803 年）までの生活を中心とする日記である。その他、明治初めに津軽藩日記などの旧記・資料を集め整理した「津軽歴代記類上下」（青森県文化財保護協会編：みちのく叢書 5 津軽歴代記類 上下，国書刊行会，1982.11）、戦後に日記類を基に封建時代に生きた庶民の歴史をまとめた「続つがるの夜明け」（山上笙介：続津軽の夜明け 上巻・中巻・下巻之壺・下巻之式，陸奥新報社，1969.4～1975.5）、紀行文として「菅江真澄遊覧記」と「津軽見聞記」、寛政元年（1788 年）頃に出されたとされる奥州常民の生活図録「奥民図彙」を用いている。

表 3-2. 津軽藩における雪に関する災害年表⁹¹

	年代	西暦	災害の種類	被害の概況
1	元禄7年2月13日	1694年	融雪洪水	大雪
2	享保4年12月17～18日	1719年	大雪	積雪約3m以上、潰家有り、死者50名
3	享保5年10月～11月	1720年	大雪	潰家有り
4	明和3年1月28日	1766年	大地震+大雪	倒壊戸数6,940軒、死者1,027名
5	明和5年4月5日	1768年	大雪	死者4名
6	安永10年1月23～25日	1781年	大雪+洪水	死者21名、馬被害71頭、水死又は凍死
7	寛政4年12月28日	1792年	大地震+雪	人家被害475軒、弘前でコミセが落下
8	文化元年12月2日	1804年	大風雪	弘前城に被害有り
9	文化6年2月20日	1809年	大吹雪	弘前城と民家に被害有り、積雪約30cm余り
10	文化6年2月26日	1809年	大風雪	弘前城と民家に被害有り、積雪約30cm程度
11	文政12年1月19日	1829年	大雪	コミセより約90cm高く堆積、交通途絶、排雪不可能
12	天保12年12月28日	1841年	大雪	死者8名、交通途絶
13	天保14年10月27日	1843年	大雪	交通途絶
14	天保14年11月11～14日	1843年	大雪	交通途絶
15	天保14年11月27日	1843年	大雪	交通途絶
16	弘化元年2月24日	1844年	大雪	雪崩圧死6名
17	弘化元年12月30日～1月1日	1845年	猛吹雪	弘前城・藩蔵・民家等被害180件
18	嘉永6年1月24日	1853年	大雪	交通途絶

月館によると、永禄元年(1558年)から江戸時代末までの約320年間の記録のうち、天候や天変地異に関する記述は寛文元年(1661年)から慶応3年(1867年)の約200年間に限られる。この間に火事と洪水は頻発しているが、雪・地震・風の被害は164回である。そのうちの50回を主な災害として抽出し、災害の年代と災害の種類、被害概況についての一覧を作成している。筆者が雪(12回)・雪と風の複合災害(4回)・雪と地震の複合災害(2回)の18回を抜き出し整理し直した表が表3-2である。

全18回の雪に関する災害のうち、人身被害としては大雪による行き倒れと雪崩による圧死、融雪洪水による水死・凍死が生じていることが分かる。雪と風の複合災害は主に建物被害を生じさせており、弘前城も度々被害を受けている。雪と地震の複合災害は特に建物被害・人身被害の規模が大きく、明和3年(1766年)に発生した地震では津軽藩全域で潰家6,940軒(半壊151軒)、死者1,027名に上り、さらに地震による火災で焼失家屋252軒、焼死者308名が犠牲となった。なかでも黒石藩領での被害が大きく、町方で全壊273軒、潰死者93名、在方で全壊80軒、潰死者6名の被害が記録されている。津軽藩ではこの甚大な被害を契機に、家屋の架構の強化と雪下ろしの励行が勧められたと伝えられる。

さらに月館はこれら規模の大きい災害に加えて、資料の記述から細かな雪害と呼べる事項として「つらら」(シガマ)と「すがもり」(シガモリ)、雪の吹き込みを抽出している。「つらら」は軒から垂れた融雪水が凍結したもので、「すがもり」は「つらら」の融水が軒先部分から屋根内部に浸み込み生じる雨漏りのことを指す。「つらら」と「すがもり」は融雪に起因し、屋内への雪の吹き込みは降雪時の吹雪に起因して生じるが、いずれも人身事故を招くことは少ないながら、屋内生活に影響を及ぼ

91 前掲89の月館(1987)のpp.22-23表4を基に筆者作成

し、その快適性を阻害するものとなる。

月館は全 18 回の災害級の雪害とその他細かな雪害に関する記述のより詳細な分析から、津軽地方において江戸期に見られた雪害の特徴を以下の点に整理している。

1) 地域的特徴として、積雪の少ない日本海沿岸地区は、明和 3 年 (1766 年) 及び寛政 4 年 (1792 年) の雪と地震の複合災害における家屋の被害が少ない。

2) 時代的特徴として、江戸中期までは積雪量の多寡にかかわらず交通途絶が記されていないが、後期にはいると交通途絶の記述がみられるようになる。

3) 積雪深と被害の関係は、積雪深が大きくなると建物被害は増加するが、積雪深の大きさが直接建物被害の大きさを規定するわけではない。雪に風や地震が複合した場合に大被害が生じている。

4) 空間的被害は、雪荷重による建物破損、雪荷重と地震による建物破損、雪荷重と風による建物・屋根の破損、「つらら」の発生、「すがもり」の発生 の 5 種類の記述が確認できる。また資料への直接の記述は無いながら、側圧による外壁の傷み、沈降圧による被害、融雪による屋根や外壁の傷み、基礎・土台廻りの傷みがあったことも推察できる。

5) 生活的被害は、屋外生活の阻害、交通障害、住宅内への雪の吹き込み、「すがもり」による融雪水の屋内侵入、融雪水の建物内浸水の 5 種類の記述が確認できる。

6) 旧記における雪害をみると、現在生じている災害や被害は江戸期にもほぼ同様に発生していたと言えるが、現在最も多い屋根の雪下ろしによる人身事故についての記述はみられない。

月館による津軽藩の資料の分析と考察から、江戸期の津軽地方における雪による災害は多雪地域全体と同様に、吹雪、融雪洪水、大雪による家屋の倒壊など人命や財産に直接関わるものに限られていたことが分かる。後期には交通途絶が記述として現れ始めており、人びとの屋外生活を阻害するものとして雪が捉えられ始めたことが推察できる。

(2) 明治期～大正期

その後の明治期及び大正期について、津軽地方の雪害を網羅的に扱った研究は存在しない。しかし鉄道線路や駅構内を別として都市の排雪負荷が小さかった大正末までは、月館が明らかにした江戸期とほぼ変わらない生活文化が存在し、循環的現象としての雪による災害が生じていたと推察できる。

明治期の中でもとりわけ悲惨な雪害としては、青森第 5 連隊の八甲田雪中行軍遭難が広く知られている。明治 35 年 (1902 年) の初め、1 月 20 日～30 日頃にかけて全国的な大寒波が生じ、日本各地で最低気温が記録されていた。青森県も厳しい寒波に襲われたが、第 8 師団は日露戦争の主戦場になると想定されていた中国東北部における耐寒装備のテスト等のため、冬季八甲田連峰踏破を計画し、青森第 5 連隊の 210 名 (23 日青森市出発)、弘前第 31 連隊 37 名 (20 日弘前市出発) の 2 連隊がそれぞれ出発した。八甲田山北麓に到達した第 5 連隊は、23 日夕刻から猛吹雪に襲われ、数日間山中を彷徨し、25 日夜には生存者 40 名、26 日朝には生存者が数十名となった。その後 27 日から救出活動が行われたが、最終的な生存者は 210 名のうち 11 名にすぎなかった。一方で 20 日に弘前市を出発し別コースを辿った第 31 連隊は、29 日に 37 名全員が青森市に到着した⁹²。

吹雪による凍死で兵士 199 名が犠牲となった日本陸軍史に残る重大事件であるが、両連隊の間に生じた被害の差については、冬山に対する認識と気象情報の収集・利用に雲泥の差があった点が指摘

92 前掲 83 の青森県 (2001) の pp.455-456

されている⁹³。

前述のように、大正末までの多雪地域は積雪寒冷な自然条件に適応した冬籠り型の生活によって冬季をやり過ごし、吹雪・融雪洪水・大雪といった自然の猛威から人命を確保することが最優先の課題とされていた。そこでは屋外活動を阻害するものとして雪が認識されていたが、冬季の活動量を低下させることで人身被害のリスクを減らしていた。冬山への認識と情報を軽視した陸軍の強行により多数の犠牲者が出たこの事件は、こうした自然条件への順応のあり方を無視したことによって生じた雪害であり、人災であったとも言えよう。

3.3.3 順応の時代の伝統的な対雪技術

つづいて本項では、津軽地方の伝統的な対雪技術について整理を行う。月館は前項の津軽藩の文献を用いた研究の中で、資料の記述から読み取れる雪への対策を「空間に働きかける」空間的対応と、「雪に働きかける」生活的対応に分けて整理している。前者は構法・空間構成・設備に大別でき、後者は道具を用いた雪処理行為を指す。降雪・堆積雪・融雪の3種類の雪の態様から被害内容を整理し、それと雪対策の関係が示されたものが図3-10である。本項では月館らによる別稿の研究も参考にしながら、雪処理行為、設備、空間構成の順にその特徴を整理する。

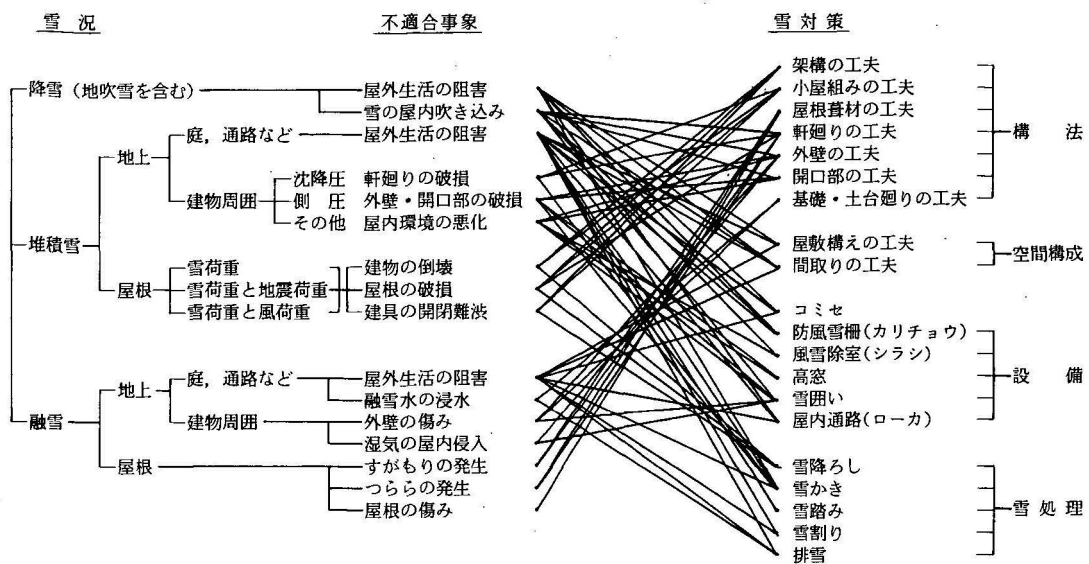


図 3-10. 雪と雪対策の関係⁹⁴

(1) 雪処理行為

月館による津軽藩の資料調査から、「雪に働きかける」生活的対応としての雪処理は、雪降ろし・雪踏み・雪かき・雪切り・排雪の5種類あり、そこでの道具は雪降ろし用としてケンシキ⁹⁵、雪踏み用としてカンシキ⁹⁶、雪かき用としてカイシキ⁹⁷・鍬・杓すり⁹⁸、雪割り用として斧・まさかり・大鋸、排雪用には箱雪船が使われていた。

93 前掲 83 の青森県 (2001) の pp.455-456

94 前掲 89 の月館 (1987) の p.33

95 鋤と同形状で木の刃先をもつ道具。

96 踏み俵のこと。

97 雪すきのへらのこと。

98 田のすり掻き用の道具。

雪下ろし

雪下ろしは他の多雪地域と同様、雪荷重の除去と「つらら」被害防止のために行う屋根雪の処理である。前述の通り、津軽地方では明和3年（1766年）に発生した雪と地震の複合災害を契機に雪下ろしの励行が勧められている。津軽地方の伝統的な屋根構法は茅葺であり、その葺材にはノガヤ（野茅）とアシガヤ（葦茅）がある。耐久性はノガヤで約30年、アシガヤで約50年であるが、特に軒先部分は「つらら」の発生により損傷を受けやすいため、雪下ろしの作業が重要であった⁹⁹。

雪踏み

雪踏みは道踏みとも言われ、踏み俵を履いて人が歩く道の雪を踏み固める作業である。津軽地方では道路の機械除雪が普及する昭和40年代頃まで見られた。月舘らは昭和50年代に、黒石市大川原地区を事例として地域の古老や有識者のヒアリングを基に雪踏みの実態調査を行っている¹⁰⁰。大川原は八甲田山の水系中野川の小段丘面に立地する山間集落であり、市中心部との距離は約13km、市街地部や農村部と比較して降雪量は極めて多い。月舘らの研究では昭和初期から昭和30年頃までの雪踏みの実態が明らかにされているが、当時はまだ人びとの移動手段が徒歩又は馬橇であり、「順応の時代」の実態からさほど大きな変化は無かったと推察できる。したがって本項では、この月舘らによる研究から伝統的な雪踏みの様相を把握する。

月舘らによると、大川原では集落内道路の雪を踏み固めて道をつけ、歩きやすくする作業を雪踏み、吹雪などで集落間を結ぶ道路の踏み跡が分からなくなった場合に行う作業を「道つけ」といった。雪踏みの踏み方には2通りあり、馬橇が通れるようにする道路は「三通り」（約90cm幅）、その他の個人的な道は「二通り」（約60cm幅）で踏まれた。作業は各戸が分担して行うのが原則であり、宅地が接している部分を担当し、隣戸間に畑がある場合はその中央までを担当した。こうした雪踏みは山間部だけでなく市街地部や農村部でも同様に行われ、作業の頻度は異なるにしても、いずれの場所でもその必要性は高かった。

集落間道路の道つけは、10～15頭の馬を先頭に雪を踏んだ。大川原の場合、近隣の中野部落までの約4kmの道のりを、一冬に10回ほど作業しなければならなかった。山間集落の大川原にとって部落と外部との連絡を確保する重要な作業であったが、山間部に比べて降雪量の少ない市街地部や農村部でこの道つけは行っていなかったとされる。

また各戸の分担で行われた集落内道路の雪踏みに対して、部落総出で作業する必要のあった道つけには厳格とも言えるルールが存在した。道つけには各戸が男性1名を出すことが原則であり、女性が出る場合には「オクレ」と呼ばれる男女の労賃差額の拠出が必要とされた。道つけのタイミングは集落内選挙で選ばれる総代と協議員が決定し、各戸への伝言は「使い番」と呼ばれる連絡係が行った。

以上が月舘らが明らかにした大川原の雪踏みと道つけの実態である。集落内道路や住戸周りは必要最小限の雪踏みを各戸が分担して行い、外部とのライフラインとなる集落間道路の道つけはルールに基づき部落総出で行うという、効率的かつ円滑に雪を処理するためのシステムが機能していたことが分かる。前節では多雪地域全体の集落部の伝統的な暮らしが基本的には冬籠り型であったと述べたが、大川原を事例とする津軽地方の山間集落では、各戸の労働奉仕を前提に、人的作業が可能な範囲内で集落間道路の確保が行われていた。

99 佐々木嘉彦・渡辺正朋・梅津光男・戸部栄一・月舘敏栄：積雪地における生活的・空間的対応に関する研究（その5）建築物一調査の概要ならびに屋根雪への対応、日本建築学会大会学術講演梗概集、pp.1545-1546、1983.9

100 戸部栄一・佐々木嘉彦・渡辺正朋・梅津光男・月舘敏栄：地域の雪処理システム—s 積雪地における生活的・空間的対応に関する研究（その10）、日本建築学会東北支部研究発表会、pp.165-168、1984.10

雪切り

つづいて雪切りとは、雪踏みや人びとの往来で固まった圧雪を、春先に一斉に取り除く共同作業のことを言う。これによって冬季の交通手段である馬橇から馬車への通行が可能になった。月館が紹介している「津軽見聞録」の記述では、「この雪寒気にかたまりて石のごとくなりしを正月のすゑ二月のはじめ頃雪降やみて、漸く暖気に赴く時より家々より人夫を出し斧まさかり台挽といふ大鋸などをもって挽割日陽へつみかさね置くに日あらずして消失する」¹⁰¹とあり、江戸期の雪切りの様子が窺える。

この雪切りも、津軽地方では雪踏みと同様に道路の機械除雪が普及する以前まで行われていた。市街地部、農村部、山間部のいずれの場所でも重要な作業であり、各戸が人手を出し合い、町内及び部落の共同で作業が行われた。月館らの調査によると、黒石市大川原地区では道つけと同様のルールに従い、部落総出で行われていたことが明らかとなっている¹⁰²。

以下は、道路除雪が充実した昭和55年に出された淡谷悠蔵¹⁰³の論説「雪今昔」の引用である。文中に「こみせ」が出てくることから、商業の集積があった市街地中心部の冬季の様子を描いたものであることが分かる。少々長くはなるが、「順応の時代」から続いた津軽地方の雪切りの実態が表現されている貴重な資料として引用する。

「…節分が過ぎ、立春の声をきいてから、今年の雪は本格的に降った。何日も何日も降りつづけて、戸口も窓も降りこめられ、屋根雪はおろしてもおろしても降り積った。今年の雪はそうした雪だった。除雪車がやっとその雪を切りひらいた頃からどうやら天気も和みかけ、日の光も射すようになっている。道路のコンクリートが掘り出され、歩道にはまだ雪が残りながら、そのコンクリートの路面が乾き始めると、私は昔の雪切りを思い出す。その頃は道路の雪をとりのぞいて路面を出すなどということはしなかった。降り積んだ雪も、屋根からおろした雪もそのまま踏み固められ、また降っては踏み固められ、道路へ出て行こうとすれば、家の戸口から路面まで、何段も何段も雪の階段を上って行かねばならず、二階から出入りすることも珍しくなかった。自動車などなかった時代のことで、吹雪がやめば犬の皮を着て、ふかぶかと雪頭巾を被った馬士に曳かれた馬橇の馬が頭にさげた鈴をりんりと鳴しながら通って行った。そうした路面へ出て行くのは向い側に渡る時だけで、人々はコミセの中を通った。降り積った雪の地下道のよこに暗いコミセを通った。商店はそのコミセに向って店を開き、さつまいもをふかす匂いや、カント豆を煎る香りが立ち迷っていた。雪切りはそうして一冬中積りに積り、氷のように固く踏み固められた道路の雪を一せいに出て取り除く行事である。雪の上にキラキラと日の光が注ぎ、氷柱が昼の間中、とけて雫を垂らして、春の近い事を告げるようになれば、町中総出で残雪の中から春を掘り出そうとするのが雪切りである。スコップやつるはしや、鉞（まさかり）まで持ち出し、女や子供たちまで手頃の得物（えもの）を持って残雪に挑むのである。雪片がとび散り、凍りついている土や馬糞がとび散って着物や顔を汚すのもいとわず、汗みずくになって雪を砕く。町の中を小川が流れていて、砕いた雪はその川に流す。川が塞がるとその上に城壁のように積み上げる。積み上げられた雪はだんだんととけて川に流れ込み、海へ流れて行く。その頃の除排雪は、この雪切りであった…」¹⁰⁴

101 津軽見聞録

102 前掲 100 の戸部ら (1984)

103 明治30年(1897年)旧青森町寺町(現青森市)出身。農民運動、社会主義運動、地方文学運動、国会議員としての政治家活動など多岐にわたる活動を行った。平成7年(1995年)没(青森県近代文学館HP参照)。

104 県政のあゆみ(昭和55年3月号)、青森県所蔵

(2) 設備

「順応の時代」の雪対策設備のうち、常設の対応は架構強化・「こみせ」・高窓であり、仮設の対応は防風雪柵（カリチョウ）・風雪除室（シラシ）・雪囲い・屋内通路（ローカ）である。前述の通り、津軽地方では明和3年(1766年)の地震と大雪の複合災害を機に架構強化が励行されている。高窓は、屋根の高さを超えるほどの降積雪がある冬季に、屋内の採光を確保するための設備であった。

「こみせ」

「こみせ」について月舘は、「雪踏みによる往来の確保とコミセ（雁木）によるそれとでは機能を確保する点では同一であるが、踏み固め道より雪のない屋内通路であるコミセ（雁木）がより安全で快適性に優れている。即ち、江戸時代においても「快適性」を確保することが雪対策上重要であったといえる」¹⁰⁵と述べ、機能障害の解消だけでなく快適性も考慮した雪対策設備の一種であると位置づけている。

先に引用した淡谷の論説でも「…路面へ出て行くのは向い側に渡る時だけで、人々はコミセの中を通った。降り積った雪の地下道のよこに暗いコミセを通った。商店はそのコミセに向って店を開き、さつまいもをふかす匂いや、カント豆を煎る香りが立ち迷っていた」とあるように、商業の集積があった通りでは「こみせ」によって防雪性の歩行空間を確保しつつ、ミセへの出入りを促す工夫がとられていた様子が分かる。

氏家の著書『雁木通りの地理学的研究』によると、この「こみせ」が連担した「こみせ通り」は津軽地方の弘前・青森・鱒ヶ沢・五所川原・黒石の他に、蟹田や金木、木造で見られた¹⁰⁶。

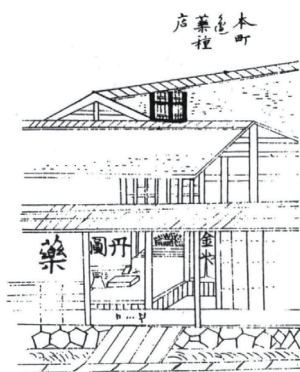


図 3-11. 左：奥民図彙「こみせ」¹⁰⁷

図 3-12. 右：黒石歴史的中心商業地前町の「こみせ通り」（大正 14 年）¹⁰⁸

また寛政元年(1788年)頃に出されたとされる奥州常民の生活図録「奥民図彙」に載る「こみせ」の図(図 3-11)を見ると、「こみせ」と道路の間に水路が通っていることが分かる。他の多雪地域同様に、津軽地方でも多目的水路網が生活用水等に利用され、冬季には融雪や消雪にも用いられていた。淡谷の論説に出てくる「町の中を流れる小川」は、集落部では川のことを、市街地部ではこの水路網を指すものと推察できる。津軽では「堰」と呼ばれ、とくに黒石周辺では「前堰」と呼んだ。津軽地方の商業地では、快適な歩行空間としての「こみせ」を確保しながら、道路は堆雪空間として利用し、春

105 前掲 89 の月舘 (1987) の p.32

106 前掲 33 の氏家 (1998)

107 比良野貞彦：青森県立図書館郷土双書五奥民図彙，青森県文化財保護協会，1973.3

108 青森県所蔵県史編さん資料

先に切り出した雪氷の塊を堰に流し処理していた。

カリチョウ

仮設の対応としてのカリチョウは、建物の保護と屋内空間への雪の吹き込みを防ぐものとして、屋敷周囲の風上に構える防風雪柵である。垂木に藁で編んだ目の粗いムシロを幕状にかけてつくられた。津軽平野では「岩木おろし」と呼ばれる地吹雪の発生があり、カリチョウはこれを防ぐためのものとして平地や山裾の農村集落で広範囲に見られた¹⁰⁹。月舘らによると、黒石市の山間集落である大川原地区でもカリチョウのある屋敷が存在したが、平地ほどの風の強さはないため、集落の端やごく一部の風当たりの強い部分に位置する屋敷に限られていた¹¹⁰。建物の密集する市街地部ではほぼ見られない。

シラシ・ローカ

山間部で多く見られたシラシはヒヤシとも呼ばれ、主屋や付属屋の出入り口を直接覆う風雪除室である。マカの木と垂木で骨組みをつくり、茅束を張った。またローカは、主屋と付属屋の出入り口を結ぶ仮設の屋内通路であり、シラシと同様にマカの木と茅束でつくられた。ローカを設けていない家では、主屋と付属屋の間の通路の雪踏みを行っていたが、降雪が重なると出入り口と通路の段差は大きくなり、雪の階段がつくられていた。シラシとローカはいずれも、屋内への雪の吹き込みを防ぐことを目的としたものであった¹¹¹。

雪囲い

雪と接触する外壁面や開口部を覆い、建物自体の保護を目的とした仮設の設備が雪囲いである。これにも垂木や茅束が使われた。積雪量に応じて軒下まで覆うことがほとんどだが、採光を確保するための高窓や避難口には設けず、これらの保護は人手による除雪で対応した¹¹²。

(3) 空間構成（敷地内建物配置及び間取り）

津軽地方の民家の伝統的な敷地内建物配置及び間取りの特徴については、月舘らが行った調査に加えて、青森県史資料を基に整理を行う。まずはじめに青森県史の説明¹¹³より、民家の屋敷地及び住居内部の要素の呼び名と利用形態を確認する。

漁家や商家では、最も表側にある部屋をミセという。また祝言や葬式などに使われる部屋をザシキ・オグ・オグノジャシキといい、ザシキのなかでも仏間や床の間のある場合はブツマヤホトケサマの部屋といった。客間はジョイといい、ジョイの表側に設けられた出入り口をゲンカンという。寝室はネドコ・ネマ・ネシキといい、居間はイマ・ダイドコロなどといわれた。調理場はナガシ、農耕用の馬を飼う場所はマヤ、土間はニワという。漁家や商家では土間をトリヤニワドオリともいった。農家では作業場をニワと呼ぶこともある。

屋敷地の要素としては「かぐじ」、クラ・コヤ、ベンジョがある。「かぐじ」は主屋裏の敷地を指し、

109 月舘敏栄・佐々木嘉彦・渡辺正朋・梅津光男・戸部栄一：雪と屋敷構え—積雪地における生活的・空間的対応に関する研究（その8）、日本建築学会東北支部研究発表会、pp.157-160、1984.10

110 梅津光男・佐々木嘉彦・渡辺正朋・戸部栄一・月舘敏栄：住宅の雪処理システム—積雪地における生活的・空間的対応に関する研究（その9）、日本建築学会東北支部研究発表会、pp.161-164、1984.10

111 前掲 110 の梅津ら（1984）

112 前掲 110 の梅津ら（1984）

113 青森県：青森県史民俗編資料津軽、pp.170-171、2014

クラヤコヤ、ベンジョを建てたり、畑にされたりした。冬季には野菜を埋めて貯蔵する地域もあった。主屋裏の敷地を「かぐじ」（あるいは「かくち」と呼ぶ地域は津軽地方に限らず、県内では南部地方や下北地方でも同様に呼ばれる^{114・115}。カグジの語源には「囲地」や「隠地」など諸説あるが¹¹⁶、民俗学者の柳田國男は「垣内（カイト）」であるとしている¹¹⁷。

本節では以上の整理を前提に、農家、漁家、町屋の順に間取りと敷地内建物配置の特徴を整理する。

農家

まず初めに津軽地方の農家は、大型の平入かつ寄棟造り茅葺屋根の家が多く、切妻造や入母屋造は少ない。屋根の棟は目板で押さえた板屋根にし、中央にハッポウと呼ばれる煙出しを据える。一般的な室列は2～3室で、桁行は8～10間ほどである。間取りは土間と床上部で構成され、土間にはマヤやニワ（農作業の場）が設けられる。床上部はダイドコロとジョイを中心に上手に座敷を配し、ダイドコロの背面側はネドコ・ネマとされた¹¹⁸。

農家の伝統的な敷地内建物配置について、月館らは農村を山裾・平地・山間に分類し、黒石市の竹鼻地区（山裾農村）、西馬場尻大村地区（平地農村）、大川原地区（山間農村）を対象に雪との関係から調査を行っている^{119・120・121}。図3-13から図3-18は、月館らが作成した竹鼻・西馬場尻・大川原それぞれの集落図及び、各集落の伝統的な敷地内建物配置を示した図である。ただし集落図は、昭和50年代の各戸の建物配置と雪処理との関係を集落レベルで把握することを目的として作られているため、図中には車社会に対応し伝統的な建物配置の崩れた敷地も現れている。また敷地内建物配置の図は、昭和50年代の各集落の建築空間と雪処理との関係を類型化するために、伝統的な建物配置を残す敷地として示された図である。ここでは集落図をそれぞれの集落の敷地割と周辺環境との関係を知るためのものとして、敷地内建物配置の図を伝統的な敷地利用形態を知るためのものとして参考にす

る。まず竹鼻は、八甲田山系西端の山裾沿いに列状集落を形成する農村であり、集落両側にリンゴ園が拡がり西側には水田が続く（図3-13）。主屋及び付属屋が敷地内通路の両側に配置されるのが伝統的であり、主屋は南向きに建てられ、短冊形を基本とする敷地の南側に庭をとる建て方が原則となる（図3-14）。岩木おろしによって西からの強い地吹雪の被害を受けるため、リンゴ園との境界にカリチョウを設置する敷地が多い。集落内に小川が流れており、融雪池的な利用があった。

114 青森県：青森県史民俗編資料南部，pp.146-147，2001

115 青森県：青森県史民俗編資料下北，p.159，2007

116 青森地域社会研究所：探索・津軽のことば，月刊れちおん青森，Vol.7，No.76，p.49，1985.3

117 柳田國男：民間伝承十二巻八・九號，1948.9

「東北の各県にはカクチという語があって、通例は家の背後をいうように聴えるが、これも土地利用の上から、この部分が多く問題になっただけで、精くわしくいえばこれはソデカクチ、すなわち背戸のカクチであり、カクチはやはり垣内で、屋敷全体のことであったかと思われる。」

118 前掲113の青森県（2014）のpp.166-170

119 月館敏栄・斉藤政人・梅津光男・渡辺正明：積雪地における生活的・空間的対応に関する研究（その4）黒石市におけるケース・スタディー雪と地域空間，日本建築学会東北支部研究発表会，p.65-68，1982.11

120 斉藤政人・月館敏栄：積雪地における空間的対応とその変容の研究―青森県黒石市の場合，日本建築学会東北支部研究発表会，pp.53-56，1983.3

121 前掲109の月館ら（1984）

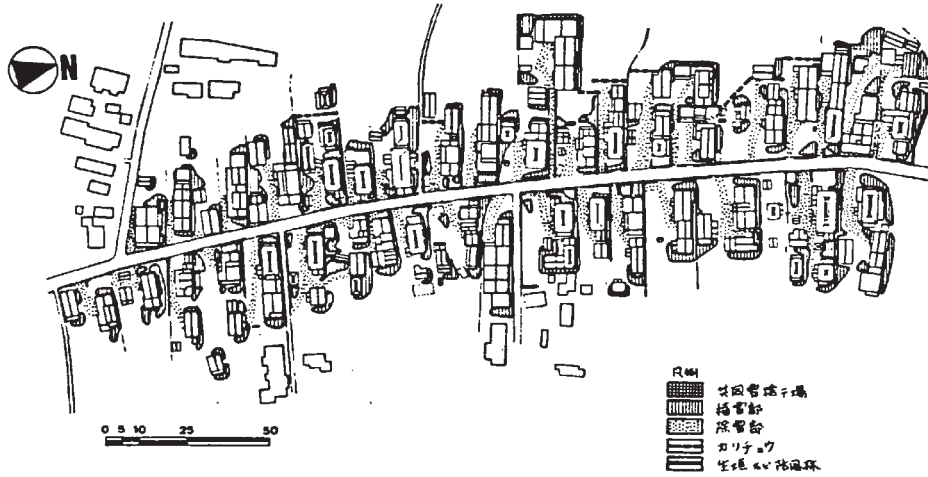


図 3-13. 竹鼻地区集落図¹²²

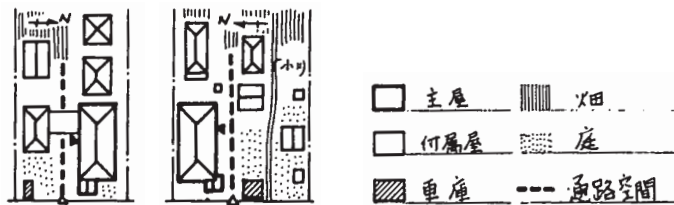


図 3-14. 竹鼻地区の伝統的な敷地内建物配置¹²³

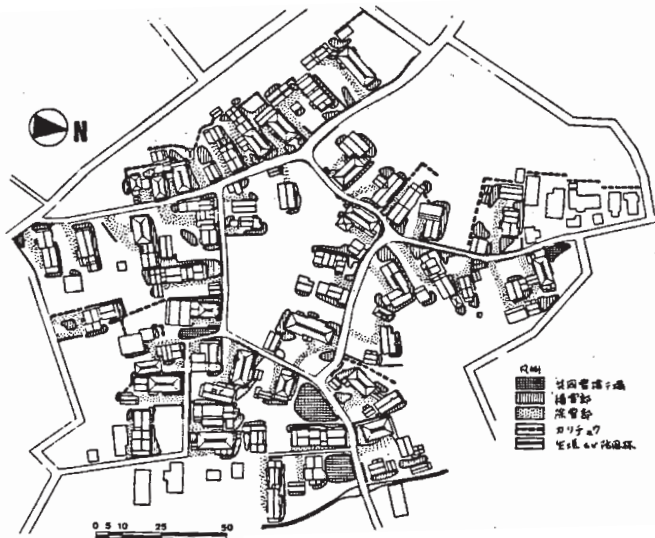


図 3-15. 西馬場尻大村地区集落図¹²⁴

122 月館敏栄・斉藤政人・梅津光男・渡辺正明：積雪地における生活的・空間的対応に関する研究（その4）黒石市におけるケース・スタディー雪と地域空間，日本建築学会東北支部研究発表会，p.68（図6「黒石市竹鼻地区雪処理図」），1982.11

123 斉藤政人・月館敏栄：積雪地における空間的対応とその変容の研究—青森県黒石市の場合，日本建築学会東北支部研究発表会，p.55（図4「抽出建築モデル」），1983.3 図4より竹鼻の伝統的屋敷構えとして例示された(12)(13)の敷地図と、凡例を引用した。

124 前掲122の月館ら（1982）のp.67（図5「黒石市馬場尻地区雪処理図」）

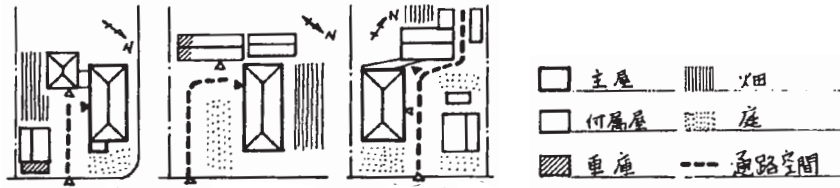


図 3-16. 西馬場尻大村地区の伝統的屋敷構え¹²⁵

西馬場尻は稲作中心の平地農村で、塊村の形状をとり、敷地割は短冊形を基本とする（図 3-15）。主屋と付属屋が L 型に折れて配置され、敷地内通路を付属屋が妨げるのが伝統的である（図 3-16）。主屋は南東を向いて建てられ、道路に面して妻が向く配置をとる。西からの岩木おろしの防除のため、風上にカリチョウを設置する敷地が多い。集落内に小川が流れており、融雪池としての利用がなされていた。

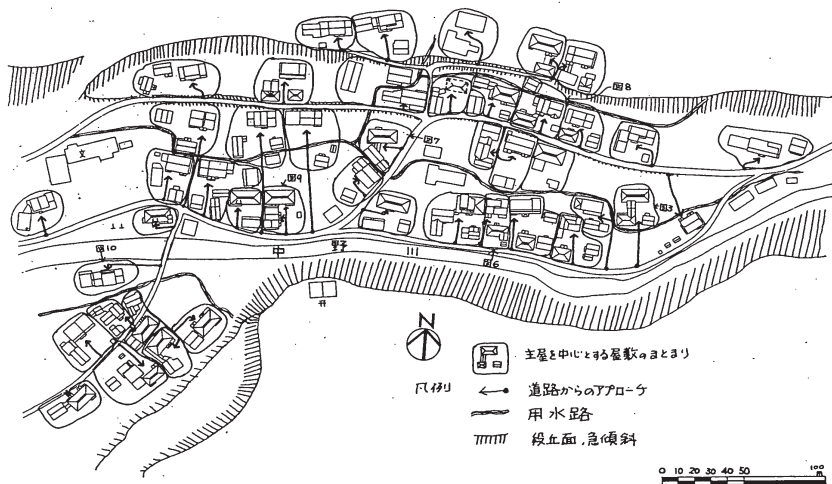


図 3-17. 大川原地区集落図¹²⁶

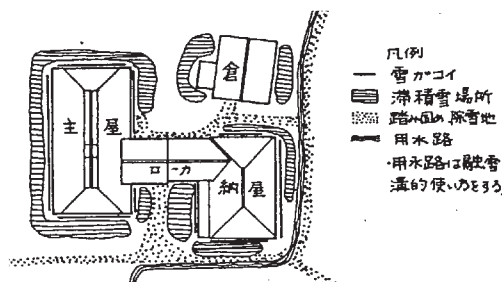


図 3-18. 大川原地区の伝統的な敷地内建物配置¹²⁷

大川原は前述の通り中野川の小段丘面に立地する山間集落で、方形に近い敷地割をとる（図 3-17）。伝統的な敷地内建物配置は図 3-18 であり、主屋は前面の道路と並行に南を向いて配置される。道路側に付属屋が、奥に主屋が置かれる。主屋と付属屋はローカで結ばれ、主屋西側を中心に雪囲い

125 齊藤政人・月館敏栄：積雪地における空間的対応とその変容の研究—青森県黒石市の場合、日本建築学会東北支部研究発表会、p.55（図 4「抽出建築モデル」）、1983.3 図 4 より西馬場尻の伝統的屋敷構えとして例示された (3)(4)(5) の敷地図と、凡例を引用した。

126 前掲 109 の月館ら（1984）の p.158（図 2「青森県黒石市大川原集落図」）

127 前掲 109 の月館ら（1984）の p.158（図 3「伝統的屋敷構えと雪処理」）

がされた。道路側に沿って用水路が通り、融雪のために利用された。風雪を凌ぐカリチョウを設置する敷地は一部に限られた。

以上の黒石市の農村部3地区を事例とした月舘らによる調査より、津軽地方の農家は地理的条件によって伝統的な建物配置の型に微妙な差異がありながら、基本的には主屋正面が南または南東を向いて建てられ、西からの岩木おろしを主とする風雪に対して主屋の出入り口を確保する工夫がとられていたことが分かる。こうした建物配置の工夫を補うものとして、カリチョウやシラシ、ローカ、雪囲いといった設備が設置され、雪処理行為が行われていた。自動車が普及する以前の順応の時代から昭和戦前期までは、敷地内の必要最低限の通路のみ雪踏みや雪かきを行い、その他の場所は雪を排除せず堆積させておくのが基本であった。

漁家

つづいて津軽地方の沿岸部で見られた漁家は、半農半漁の村では農家に近い形式のものもあったが、多くは妻入の切妻造板葺屋根であり「こみせ」をもつ町家に類似した。間取りは前面から背面までの通り土間とそれに沿う床上部で構成され、土間には流しが設けられた。床上部は正面側より順にミセ、チャノマ、ダイドコロと続き、さらに上手にザシキを配置する家もあった。家のすぐ前に海岸がある家では、荒天時に通り土間内に舟を引き入れて保管した¹²⁸。

図3-19は、柳田國男らが監修し昭和5年(1930年)に出された『民家図集第6輯』に掲載された鱒ヶ沢本町の町並みである。津軽地方有数の湊町として栄えた鱒ヶ沢は、海岸に沿った狭長な一本町で、漁家の屋根型は切妻と平屋根が混在した。波の飛沫があるため2階はほぼ締め切り、冬季以外も「こみせ」の柱間に蔀と呼ばれる板戸をはめていた¹²⁹。この「こみせ」をもつ鱒ヶ沢の漁家の多くは、昭和7年(1932年)に発生し246戸を焼いた大火によって焼失しており、明治期以前に建てられたものは現在ほぼのこっていない。大火後に「こみせ」部分の敷地を供出して道路の拡幅が行われ、このときに「こみせ」の連担が失われたとされるが、それ以前は「こみせ」が長く連担していた¹³⁰。



図3-19. 左：「青森縣西津軽郡鱒ヶ沢町 町並」¹³¹

図3-20. 右：「青森縣西津軽郡鱒ヶ沢町 店頭ガンギ」¹³²

128 前掲113の青森県(2014)のpp.166-170

129 緑草会編：民家図集第6輯，p.24，1930

130 児玉大典・玉井哲雄：青森県鱒ヶ沢の町家について—コミセの消滅と出桁造の導入，日本建築学会大会学術講演梗概集，pp.123-124，2003.9

131 前掲129の緑草会(1930)のp.24

132 前掲129の緑草会(1930)のp.25

町家

最後に町家については、本研究が事例とする黒石の歴史的な中心商業地を事例により詳細に特徴を整理する。津軽地方の町家は妻入の切妻造を伝統的な型とし、長桁板を使った石置屋根が典型である。屋根勾配が非常に緩いのが特徴的で、正面の妻には妻梁を重ねて飾る。主屋前面には「こみせ」が設けられ、冬季には部よって防雪性が保たれた。平面は片側に通り土間を通し、それに沿って床上部が配置される。表側からミセ、ジョイ、ダイドコロと並ぶのが基本で、さらに上手にザシキ列を設けた。主屋裏の「かぐじ」に土蔵を建て、蔵前部分も含んで屋根をかけることで、主屋の通り土間から直接土蔵に入出りが可能となっていた¹³³。

津軽地方に現存する最古の町家は、黒石の歴史的な中心商業地中町の高橋家住宅である。高橋家は代々理右衛門を継ぐ黒石藩御用達の有力な米穀商で、屋号は「米屋」といった。建物間口9間（16.4m）、桁行12間（21.8m）、梁行7間（12.7m）の一部2階建て、妻入の切妻造で東面に「こみせ」をもつ主屋は、宝暦年間（1755年～1760年）の建築とみられている¹³⁴。

黒石の「こみせ」の伝統的形態は、1階に庇屋根を設け、これをほぼ1間ごとに立ち並ぶ柱によって支えるもので、幅が1.6m前後、軒高は2.3m、屋根勾配は2.0寸勾配前後、天井は垂木表しである¹³⁵。高橋家の「こみせ」はほぼ1間ごとに柱が立ち並び、幅は1.48m、屋根勾配は1.7寸勾配、軒高は2.2m前後と基準とは若干の差異があるが、ほぼ伝統的な形態の「こみせ」である¹³⁶。この「こみせ」のある主屋は津軽地方の伝統的な大型商家の型を残す建造物として、同じく江戸後期建設の土蔵とともに国の重要文化財に指定されている。土蔵は米蔵・味噌蔵・文庫蔵の3棟あり、いずれも平入の切妻造で、米蔵・味噌蔵は平屋建て、文庫蔵は2階建てである¹³⁷。

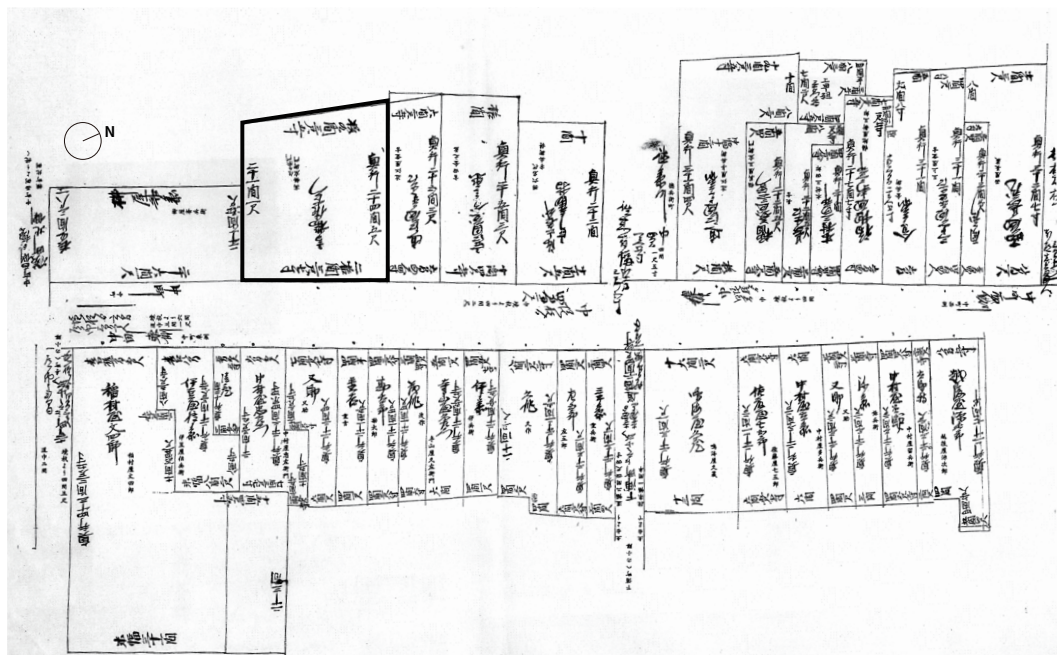


図 3-21. 嘉永 5 年（1852 年）「屋敷間数歩割下帳」¹³⁸（一部筆者加筆）

133 前掲 113 の青森県（2014）の pp.166-170

134 財団法人日本ナショナルトラスト：黒石「こみせ」の町並み，pp.30-31，2002

135 前掲 134 の財団法人日本ナショナルトラスト（2002）の pp.20-21

136 前掲 134 の財団法人日本ナショナルトラスト（2002）の pp.30-31

137 国指定文化財等データベース

138 黒石市所蔵

高橋家のある中町は、南に続く前町とともに黒石中心部を南北に通る街道沿いの宿場町・商家町として栄え、南津軽一帯の商業の中心地であった。道路両側に「こみせ」を連担させた町家が並び、間口が狭く奥行の長い短冊形の敷地割を基本とした。この中町は、「こみせ」を残す町並みとして昭和58年度（1983年）と平成13年度（2001年）の2度にわたって伝統的建造物群保存調査（以下、昭和58年度調査及び平成13年度調査）が実施されている。したがってここでは、これらの報告書を基に敷地内建物配置と間取りの特徴を整理する。

嘉永5年（1852年）につくられた江戸期中町の敷地割図（図3-21）を見ると、通り両側全35戸の敷地形状は間口最大が26間1尺、最小が2間1尺3寸、奥行最大が43間3尺5寸、最小が12間と差があるが、短冊形の敷地を主としていることが分かる。ただし図中に太黒線で囲った高橋家の敷地は間口が20間3尺7寸、奥行が24間5尺と記録されており、周辺の敷地に比して極めて間口の広い敷地のため、ほぼ方形に近い敷地形状となっている。

この嘉永5年（1852年）時点の敷地形状に平成13年度調査時に作成された配置図を重ね、江戸後期の高橋家の屋敷構えを再現した図が図3-22である。敷地前面に寄せて主屋が建てられ、「こみせ」は主屋の間口幅だけでなく、敷地間口幅一杯に設けられた。図中には示されていないが、江戸期より「こみせ」と道路の間には前堰と呼ばれる用水路が通っており、前堰の水は農村集落と同様に融雪や消雪に使われていたとされる¹³⁹。

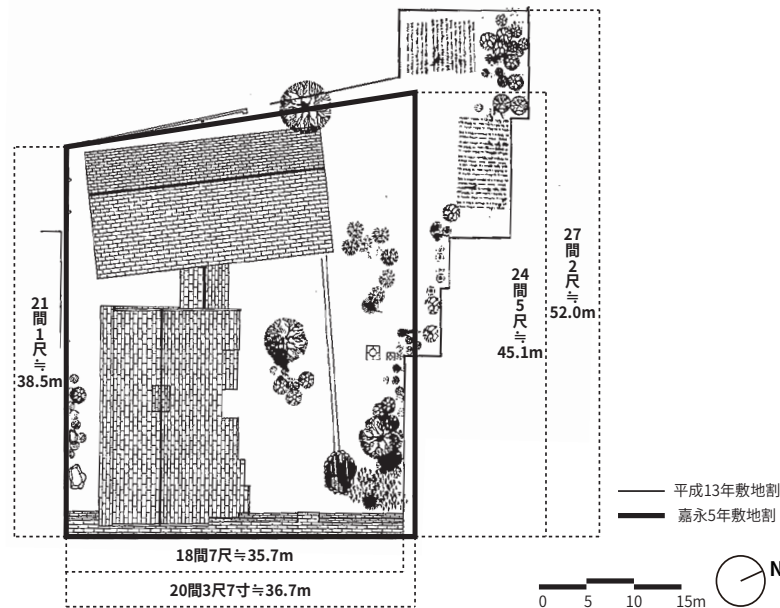


図3-22. 高橋家の屋敷構え¹⁴⁰

また敷地南側には幅2間ほどの空地を確保し、北側には広く空地をとっている。そして敷地西側、すなわち主屋の裏には土蔵が配置されている。前述の青森県史の記述によると、県内で使われる「かぐじ」という言葉は、「主屋裏の敷地を指し、クラヤコヤ、ベンジョを建てたり、畑にされたり」す

139 昭和58年度調査の報告書（青森県黒石市教育委員会：黒石の町並一伝統的建造物群保存調査報告書、1984.3）第4章「黒石商家の生活と風俗」にて、中町の古老に語りを基にした記述より、「中町ばかりではないが、黒石は町の道幅が狭いので、冬の間は租雪で埋まった。路上の積雪がこみせの屋根までとどき、二階から表通りに入りしのもウソではなかった。春彼岸すぎに道路の雪切りをするが、4月の末でないと雪がなくならなかった。家の前の堰が雪どけ水を流しこむのによかった」とある。

140 平成13年時点の図は、『黒石の建物』（黒石市教育委員会文化課、p.8、2001）の「配置図」を用いた。また敷地間口と奥行の幅は、前掲134の財団法人日本ナショナルトラスト（2002）のpp.30-31を参照した。

るものであるように、オープンスペースだけでなく、そこに建てられる付属屋も含む領域の呼び名である点に特徴がある。黒石も例外なく「かぐじ」は主屋裏の付属屋とオープンスペースの領域を指すため¹⁴¹、嘉永5年（1852年）時点の高橋家の「かぐじ」は、桁行12間（21.8m）の主屋の裏側一帯を指し、主屋北側の広い空地には、大石武学流の庭園が設えられた。



図 3-23. 左：高橋家主屋¹⁴²

図 3-24. 右：高橋家 主屋北側の庭園前面の「こみせ」¹⁴³

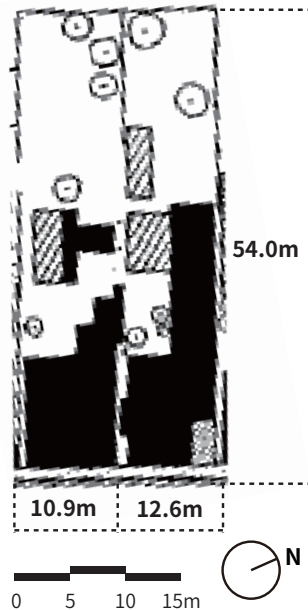


図 3-25. 一般的な町家の敷地内建物配置¹⁴⁴

141 明確に領域を定義することは難しいが、筆者が中町の複数の住民にインタビューした結果、概ね主屋裏の蔵や倉庫を含む一帯を「かぐじ」と呼ぶことを確認した。

142 2020年9月撮影。近年地元商店街やNPO法人が主体となり、「こみせ」の柱間にねぶた絵をはめ込む試みがなされている。かつては冬季になるとこの柱間に部がはめ込まれ、雪や風から歩行空間を守っていた。

143 2020年9月撮影。

144 嘉永5年（1852年）の屋敷間数歩割下帳より所有者の変化が無く、また江戸期の主屋及び付属屋が残る一般的な間口幅の敷地は存在しないため、ここでは昭和58年度調査報告書のp.44 図5-4「構成建物の用途現況」のうち、屋敷間数歩割下帳の次に古い旧公図が示す明治期の敷地形状から変化が無く、かつ主屋の建築年代も明治期である中町北西街区の2敷地を切り抜き、敷地間口及び奥行を加筆して作成した。

こうした高橋家の敷地内建物配置は、間口の広い大型商家の典型である。昭和58年度調査によると、間口の広い敷地は主屋両脇に空地を確保し、ここに坪庭や大石武学流の庭園を備えた。一方で一般的な規模の町家の多くは敷地間口ほぼ一杯に主屋を建て、主屋両脇にはわずかな空地を確保していたに過ぎないとされる¹⁴⁵（図3-25）。

ここで大型商家を代表する高橋家の嘉永5年（1852年）の敷地形状（図3-22）と、一般的な町家の敷地形状（図3-25）から、それぞれの敷地面積に占める「こみせ」の面積割合を算出すると¹⁴⁶、高橋家は4.3%、一般的な町家は3.3%であることが分かる。間口の広い家の方がわずかに敷地面積に占める「こみせ」率が高いが、大きな差は無く、概ね全ての家が敷地面積の3%～4%前後を差し出すことで「こみせ」の連担が形成されていたと言えよう。

つづいて町家の伝統的な間取りについて、図3-26は高橋家の保存修理工事設計図と平成13年度調査を基に作成された主屋及び付属屋の平面図である。主屋北側に幅2間の通り土間があり、東側には通りに面してミセが2部屋ある。ミセの奥の居室は、通り土間と並行して2列に配置されている。ミセと「こみせ」を仕切る柱間には摺り上げ式の蔀戸が備えられ、板戸の上げ下げによる開放が容易な造りとなっている。また土間から「こみせ」への出入り口には、吊り上げ式の大戸が備えられている¹⁴⁷。

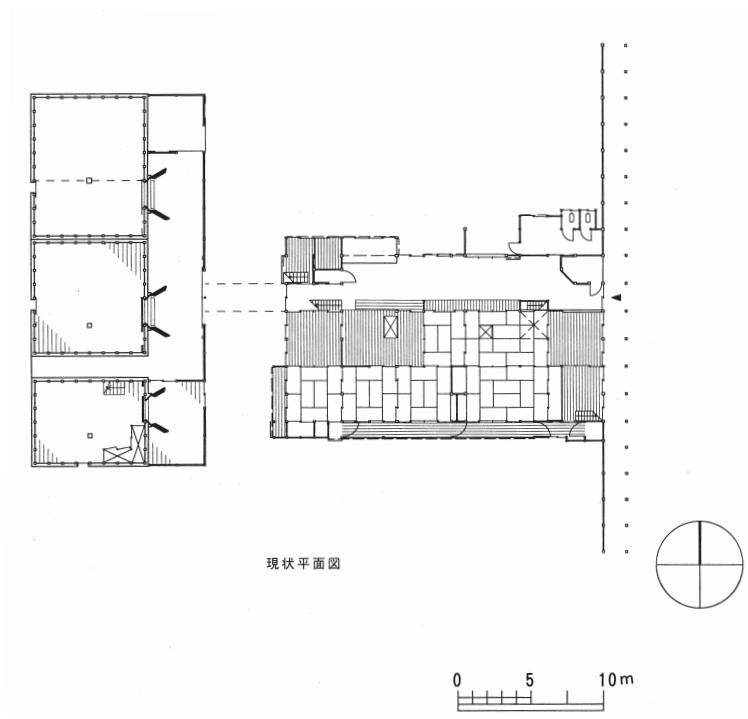


図3-26. 高橋家の主屋・付属屋平面図¹⁴⁸

こうした間取り及び建具も大型商家の典型であり、昭和58年度調査によると主屋の間口が10間前後以上の場合にはミセの奥の居室を2列に配置し、片側に通り土間が設けられた。これとは対照的に主屋の間口が5間未満程度の場合には、ミセの奥の居室は1列に配置され、それと並行する通り土間の作業空間も縮小された。これら両者の中間に当たる主屋の間口が5～10間前後の場合には、1室列

145 青森県黒石市教育委員会：黒石の町並—伝統的建造物群保存調査報告書，p.49，1984

146 伝統的形態の「こみせ」は幅1.6m前後とされるため、この値に敷地間口幅を掛けて「こみせ」面積を算出した。

147 黒石市教育委員会文化課：黒石の建物，p.6，2001

148 前掲134の財団法人日本ナショナルトラスト（2002）のp.59（図3-55「高橋家住宅図面1」）

にするか、あるいは坪庭や作業空間を「かぐじ」に配置するなどした¹⁴⁹。

以上津軽地方の町家の伝統的な敷地内建物配置及び間取りの整理から、妻入の切妻造を基本とする主屋の屋根雪は両側の空地及び「かぐじ」に、付属屋の屋根雪は「かぐじ」に落とされていた。敷地間口一杯に主屋や付属屋が建てられる場合は、屋根型を平入にするなど工夫をして前面道路や「かぐじ」に屋根雪を下ろしながら、主屋両側のわずかな空地にも敷地境界を越えて雪を溜めていた。また「こみせ」と通り土間により降積雪の影響を受けない生活導線が確保されているため、農家のように雪踏みによって住戸周りの通路をつくる必要性はなかった。建物が密集するため、農村部や山間部が必要としたカリチョウやシラシのような防風雪の設備があったという記録もなく、設備の基本は雪囲いであった。

本項は「順応の時代」の津軽地方の対雪技術を、雪処理行為、設備、空間構成の順に整理した。その特徴は以下の点にまとめられる。

町内及び部落単位の雪処理システム

身の回りの雪処理作業は各戸がそれぞれのペースで行い、隣戸間の道路確保は町内・部落の分担作業で行い、集落間道路の確保や道路の一斉除排雪は部落や町内のルールに基づき総出で行った。こうした私的領域から公的領域までをカバーする雪処理システムによって、厳しい自然条件下での人命と財産の確保を実現していた。

降積雪の特徴に応じた設備の工夫

雪に対応する常設又は仮設の設備は、地理的条件によって異なる降積雪の特徴に応じて設置された。弘前や青森、鱒ヶ沢、五所川原、黒石、蟹田、金木、木造といった町家が密集する商業地では、各戸の「こみせ」を連担させた防雪性の歩行空間が雪対応の核を成した。

一方で西からの岩木おろしが猛烈な地吹雪を発生させる平地や山裾の農村集落では、屋敷周囲の風上にカリチョウを設けることで風雪を凌いだ。市街地部や平地、山裾に比べて極めて降積雪量の多い山間部では、主屋や付属屋の出入り口を直接覆うシラシやローカが雪対応の中心であった。

用水路や小川の融雪及び消雪利用や、建物自体の保護を目的とする雪囲いの設置は、場所を問わず見られる設備であった。

降積雪の特徴と敷地割に応じた空間構成の工夫

雪に対応する敷地内建物配置と間取りの特徴は、隣戸間との距離を一定程度とって建てられる農家と、隣棟間隔が狭く各戸が密集する町家とは大きく異なり、漁家は地理的条件に応じてそのどちらかの形式をとった。農家の主屋は平地部、山裾部、山間部を問わず南もしくは南東を向いて建てられ、主屋と付属屋の配置自体が西からの防風雪の機能をもった。主屋内部は室列2～3列の床上部と土間で構成され、土間には農耕用の厩舎や農作業空間が取り込まれた。

町家は短冊形の敷地前面に寄せて「こみせ」を設けた主屋が建てられ、主屋裏の「かぐじ」に付属屋が配置された。主屋内部は通り土間とそれに並行する床上部で構成され、床上部の室列は間口幅に応じて1～2列をとった。主屋の出入り口は「こみせ」によって雪から守られ、また通り土間と付属屋が直接繋がることで、農家のような雪踏みによる敷地内通路の確保は必要なかった。

町家の屋根雪は主屋両側の空地や付属屋周囲の「かぐじ」、あるいは前面道路に落とされたが、敷

149 青森県黒石市教育委員会：黒石の町並一伝統的建造物群保存調査報告書、p.53-54、1984

地間口幅によって堆雪場となる主屋両側の空地や「かぐじ」の規模は異なった。敷地間口の広い場合は「かぐじ」だけでなく主屋両側にも十分な空地を確保し、妻入の切妻造の屋根型を基本としたため、「かぐじ」と主屋脇の空地が堆雪場となった。一方で間口一杯に主屋が建てられる敷地では両側に確保される空地はわずかで、屋根型を平入にしながらか、「かぐじ」と前面道路に屋根雪を下した。

大正末までの「順応の時代」の津軽地方の伝統的な対雪技術は、こうした規則的な空間構成を基本として、それを常設や仮設の設備と雪処理行為によって補完するというものであった。空間構成・設備・雪処理行為の組合せによって、雪に適応した暮らしを成立させていた。

3.3.4 昭和初期から 30 年頃までの津軽地方の雪害と雪害運動

昭和初期から昭和 30 年頃までの津軽地方の雪害については青森県史に詳しい。前節で整理した通り、この時代は近代化に伴う交通・通信、鉱工業、電力、農業技術等の分野を中心とした技術発展により、雪を考慮しない資本投下や産業基盤施設の設置が進められた。鉄道を主とした交通機関の不通、鉱山や発電所の雪崩被害、送電線や通信施設の被害など、雪による経済的不利益が災害と捉えられるようになった時代であった。青森県内でも明治 41 年（1908 年）に大風雪による鉄道の不通、電信・電話の障害等が発生した記録が残っており、その後も同様の被害が相次いで発生した¹⁵⁰。

鉄道網の拡大による鉄道施設の雪対策は、青森県でも明治期より始まっていた。県内最初の鉄道線路の機械除雪は、明治 24 年（1891 年）に青森市まで開通した日本鉄道会社（現 J R 東日本）が導入したラッセル車であった。線路脇には防雪林が設けられ、野辺地駅南方のスギ防雪林は明治 27 年（1894 年）に設置されている。昭和期に入ると道路除雪や飛行場の滑走路除雪の必要性も認識され始めたが、未だ道路の交通需要は低く、冬季は雪の上を馬車が往来していた¹⁵¹。

昭和 5 年（1930 年）の「雪害建白書」を契機とした雪害運動については、県内から黒石の代議士鳴海文四郎が主として参加し、山形の代議士松岡俊三と共に雪害の社会的認知・救済活動に尽力した。黒石の中町で酒造業を営む久〇鳴海家の 4 代目文四郎は、明治 43 年（1910 年）5 月旧黒石町議会議員に当選し、大正 6 年（1917 年）5 月までの 7 年間町政に参画した。その後国政へと活動の場を移し、大正 6 年（1917 年）4 月と昭和 3 年（1928 年）5 月の総選挙に当選、衆議院を代表して欧州にも派遣されている。以下は昭和 18 年（1943 年）に当時の黒石町長中山泰秀が出した『自治功労者選奨録』のうち、4 代目文四郎の雪害運動に関する一節の引用である。

「代議士松岡俊三氏ト協力シテ、雪害救済運動ニ畢生ノ心血ヲ注ギシナリ。即チ、松岡代議士ハ、昭和五年、一道十一県ノ、雪国同胞救済ノ大願ニ燃エ雪害救済運動ヲ起セシ際、君ハ、松岡氏ノ発願ニ共鳴セラレ、直チニ、青森県松岡後援会ヲ組織シ、全県下ニ檄ヲ飛バシ、東奔西走雪害関係法律改正ノ請願書ヲ、四万数百通ヲ蒐集シ、之ヲ帝国議会ニ提出シ、又常ニ松岡代議士ヲ助ケテ、講演ニ陳情ニ、請願ニ必死ノ活躍ヲツツケラレシコトハ、衆目ノ認メテ感謝スルトコロナリ。松岡氏ハ、鳴海氏ガ、昭和八年二月二十八日物故後、松岡氏ノ郷里、山形県楯岡町ニ、千古不磨ノ銅像ヲ建テテ、鳴海氏ノ偉大ナル功績ヲ顕彰セラレタリ。」¹⁵²

文四郎の没後にその努力が実り、昭和 13 年（1938 年）行政・鉄道・測候所・海軍から成る雪害の克服を目指した「青森県雪の会」が結成された。しかしその後軍国化によって行政による雪害対策は下火となる。青森県では明治 15 年（1882 年）に内務省地理局出張所として青森県庁内（東津軽郡大

150 前掲 83 の青森県（2001）の pp.446-447

151 前掲 83 の青森県（2001）の pp.459-462

152 黒石町：自治功労者選奨録，pp.13-14，1943

野村字長嶋)に青森測候所が創設され、1日3回の気象観測が開始されていたが¹⁵³、戦時中は天気予報を含む情報管制が徹底された。

こうして天気予報すら得られない厳しい情報管制のなか、昭和20年(1945年)3月22日23時頃、赤石村大然集落(現鱒ヶ沢町大然)で住民109名のうち88名が犠牲となる雪崩と融雪洪水の複合災害が発生した。赤石川上流の3mを越す積雪と21日から続いた大雨により赤石川が氾濫し、雪・水・土石が一気に押し寄せ、大然集落の全21戸のうち20戸が流出する大惨事を引き起こした。この災害は、適切な気象情報や避難勧告等の不足が引き起こした雪害であると指摘されている¹⁵⁴。

昭和初期から昭和30年頃にかけては、津軽地方でも雪害運動によって多雪地域の後進性と雪の問題の認知が広がり、その後の国・県・自治体の雪害対策に向けた基礎づくりがなされた時代であった。しかし軍国化を前にして雪害問題は後ろへと追いやられ、雪による社会的損失の解消はもちろん、人びとの安全な暮らしの確保すらもままならない状況が存在していたと言える。

3.3.5 克雪の時代の津軽地方の雪害と道路除排雪体制の確立

戦後昭和30年頃から高度経済成長期にかけて、津軽地方では他の多雪地域同様に雪害の様相が多様化し、都市・地域の克雪化が進展した。青森県史によると、昭和11年(1936年)から終戦までの10年間の青森市の1月2月平均気温が -3.5°C であったのに対して、昭和21年(1946年)からの10年間の平均気温は -1.8°C と暖冬が続き、この間の都市化に伴って人と物資の交流が増加、道路を走る自動車が急増した。県内では昭和46年(1951年)頃から青森市営バス・弘南バスによる除雪車への先行投資が始まり、これによって冬季でも夏季同様の道路状況を維持することへの社会的欲求が高まった¹⁵⁵。津軽地方に限らない多雪地域全体の道路環境に対する社会的欲求の帰結が、昭和31年(1956年)の雪寒法の制定と、道路除排雪への行財政的援助の開始である。

こうして都市の除排雪負荷は急速に上昇し、県は昭和32年(1957年)12月より道路除雪を機械除雪中心へと切り替え、この冬に配備された県全体で11台の除雪車が、県道331kmの除雪を行った。その後国道への除雪車の配備も進み、除雪車数の増加と性能の向上とともに幹線道路から順に道路除雪体制が整備された¹⁵⁶。昭和34年(1959年)に防雪柵が設置され、昭和41年(1966年)に流雪溝とロードヒーティングが実用化、昭和56年(1981年)から凍結防止剤散布車の走行が開始すると、幹線道路を主として道路は堆雪空間でなくなった。こうした道路除排雪体制の確立とともに、かつての伝統的雪処理としての雪踏みや雪切りは姿を消している。

津軽地方を含む青森県内の除排雪体制の整備は、多雪地域全体の流れと同様に豪雪の経験から前回の被害を克服しようとする形で進展している。青森県史の記録から、昭和30年以降の特筆すべき雪害について整理したものが表3-3である。県全域に甚大な被害をもたらした52豪雪では生活道路の除排雪が間に合わず日常生活に打撃を与えたが、その後の流雪溝・融雪溝を中心とする生活道路への除排雪施設の拡充により、59豪雪から61豪雪では日常生活への深刻な被害が減少している。

ただし59豪雪から61豪雪の時点で、既に屋根雪関連の事故が目立つようになってきていることが分かる。この点も多雪地域全体の流れと同様であり、昭和末には技術発展と雪処理弱者世帯の増加に起因する新たな雪害が顕在化した。

また各豪雪の記録では、大雪後の3月に津軽平野を中心に融雪洪水が多発し、多くの浸水被害が生じていることが分かる。表中の豪雪も含めて昭和26年(1951年)から平成9年(1997年)の間に

153 青森地方気象台HP沿革 (<https://www.jma-net.go.jp/aomori/koho/sonota/gyomu.html>)

154 前掲83の青森県(2001)のp.456

155 前掲83の青森県(2001)のpp.447-448

156 前掲83の青森県(2001)のpp.459-462

県内で発生した融雪洪水は 48 回に上り、そのうち被害が県全域に及んだものが 16 回、津軽地方のみが 31 回であり、津軽地方では計 47 回発生している。津軽地方は低地の平野が広がるうえに 11 月から 4 月にかけての降雨雪量が多いため、融雪洪水が多発しやすい¹⁵⁷。

表 3-3. 青森県の雪害 (38 豪雪～61 豪雪)¹⁵⁸

豪雪	人的・物的被害	被害総額	被害の概況
38 豪雪	雪崩死者 11 名 負傷者 2 名 海難死者 10 名 浸水家屋約 600 棟	鉄道・電力 水産関係を中心に 3 億 7,000 万円	昭和 39 年 1 月 4 日～5 日の風雪で青森市を中心に交通機関の混乱。6 日～7 日の風雪で全県にわたり電力・通信系の電柱倒壊及び海岸の欠損。12 日～17 日の風雪で全県沿岸にわたって海難被害が発生。19 日～22 日の風雪・大雪で五所川原での積雪深が 180cm を記録。25 日～27 日の大雪で青森市近郊のバスの多くが不通となるが、自動車の普及以前のため交通混乱は最小限に留まる。29 日～31 日の大雪で青森市での積雪深が 142cm を記録。2 月 17 日～19 日の風雪で雪崩が連続し、20 日に黒石市青荷沢で雪崩による死者 10 名が発生。3 月上旬～4 月上旬に津軽平野一帯で融雪洪水が 4 回発生。浸水家屋約 600 棟。
52 豪雪	死者 9 名 負傷者 38 名 軽傷者 51 名 家屋損壊 730 棟 浸水家屋 311 棟 ガス火災 1 件 浸水火災 1 件	45 億 6,000 万円	昭和 51 年 12 月 23 日八戸市・三戸郡・上北郡で大雪。1 月中旬に青森市及び五所川原市で大雪。各地で 100cm 以上の積雪深を記録。同時期に横浜町～むつ市～川内町で数日間の交通途絶。津軽地方は風雪で国道 7 号線が一時不通に。3 月に五所川原市及び木造町を中心に融雪洪水が発生、浸水家屋が 311 棟に及ぶ。 鉄道やバス等公共交通機関で大混乱が発生。臨時休校、建物倒壊、水道管凍結、電線断線の他、生活道路の除排雪が追いつかず、生活用品の購入や灯油・ガスの配達、し尿・ゴミ処理にも大きな支障をきたした。
56 豪雪	交通事故多数 雪山遭難死者 1 名 工事現場人身事故 負傷者 8 名 浸水家屋 3 棟 道路損壊 27 カ所	林業・農業・土木 電力関係を中心に 63 億円	昭和 55 年 12 月 24 日～25 日湿雪と大雪により三戸郡の 2 万 2,254 戸で停電。林業関係にも被害。昭和 56 年 2 月 23 日～27 日津軽地方北部・青森市・上北郡・三戸郡で大雪。鉄道・航空便の運休が多発。八甲田山遭難による死者と工事現場での人身事故も発生。3 月の小規模な融雪洪水により津軽地方で浸水と道路損壊が発生。その後降雨が風雪に変わり、五所川原市を中心に大規模な交通障害が発生。
59 豪雪	死者 1 名 負傷者 47 名	230 億円	昭和 59 年 2 月～3 月にかけて県内全域で大雪被害。むつ市では最低気温 -22.4℃を記録。
60 豪雪	死者 8 名 負傷者 61 名	89 億円	昭和 59 年 12 月 18 日～昭和 60 年 1 月 8 日に日本海低気圧停滞型で寒気が流入、県内全域で大雪被害。
61 豪雪	死者 5 名 負傷者 78 名	165 億円	昭和 61 年 1 月 20 日～2 月にかけて日本海低気圧により寒気が流入、その後の小型低気圧の連続通過により県内全域で大雪被害。各地で交通機関が混乱し、大規模な渋滞が発生。水道管の凍結被害は 1 万 2,600 件。
			59 豪雪・60 豪雪・61 豪雪の人身被害は屋根雪関連の事故が多くを占め、屋根からの転落や、屋根雪及び「つらら」の落雪の下敷きになり遭難するケースが多発した。

津軽地方における融雪洪水多発の原因には地理的、気候的条件の他に、近代以降の水田用水路の普及と住宅地の拡大、そこでの水路への雪投機がある。古くから水路は融雪や消雪に利用されていたが、高水位への耐性を欠く諸施設の増加が融雪洪水の発生頻度を高めた。水路や河川の整備によって農地や建物への被害は減少してきたが、一方で水路網の工学的発展としての流雪溝や融雪溝の設置以降は、

157 前掲 83 の青森県 (2001) の p.448

158 前掲 83 の青森県 (2001) の pp.456-459 を基に筆者作成

溝内の雪詰まりによる溢水が発生している¹⁵⁹。この流雪溝や融雪溝がもたらす融雪洪水については、他の多雪地域同様に設置路線ごとに住民の自主管理団体が組織化され、投雪のルールを設定し水害を発生させない努力がなされている。伝統的に融雪や消雪機能を有してきた水路の構造に対する技術的な改善を行い、同時に住民主体の運用組織と利用管理のルールを構築することで、生活道路の除排雪を効率化させつつ融雪洪水のリスクを最小化しようとする体制が整えられてきた。

一方で津軽地方におけるこうした流雪溝や融雪溝の普及は、道路の拡幅とも相俟って伝統的な防雪性の歩行空間としての「こみせ」の連担を失わせた側面をもつ。かつて最盛期には津軽地方の弘前・青森・鱒ヶ沢・五所川原・黒石・蟹田・金木・木造で見られた「こみせ通り」は、昭和41年（1966年）から昭和60年（1985年）までの氏家調査の時点で弘前市・青森市・黒石市・木造町・金木町の5地域に減少し、平成19年（2007年）の菅原による調査時点では黒石市の中町周辺のみとなっている。

黒石市を例にとり流雪溝の導入過程を明らかにした社会学者の田中¹⁶⁰によると、黒石市初の流雪溝は昭和42年（1967年）に歴史的商業地の山形町に設置された。建設は県が行い、管理組合のような住民組織はつくられず、管理は市に任された。しかし住民の無秩序な投雪による溢水事故や溝内への落下事故が相次ぎ、わずか3年で利用が放棄された。

その後昭和54年度（1979年）に黒石市は国土庁の積雪寒冷都市モデル街区整備事業実施都市の指定を受け、再度流雪溝の建設計画が検討された。対象地区として横町・上町・元町・境松上・境松下の各町会に渡る「黒石市流雪溝」の建設が決定し、昭和55年（1980年）10月に工事着工となった¹⁶¹。黒石市流雪溝の水は東から西へ横町、上町、元町、境松の順に流れ、横町から元町にかけては道路両側に、境松からは片側に設置された。先の山形町での失敗から、沿線住民から成る黒石市流雪溝管理組合を組織し、投雪の時間帯を東から順にずらすなどの工夫がとられた。しかしそれでも溢水事故は多発し、沿線家屋の浸水被害が生じた。ルールの厳守や沿線住民の協力体制の構築に向けて管理組合による巡回活動が開始され、徐々に管理体制が整えられていった。

一方で相次ぐ事故から一度は流雪溝が放棄された山形町は、国道102号線改善事業の一環として再度流雪溝が建設され、昭和58年（1983年）12月から使用が開始された。この流雪溝建設において問題となったのが、当時山形町に一定程度残っていた「こみせ」の連担であった。県は国道102号の歩道環境の改善に向けて、各敷地の「こみせ」を買収解体し、代わりにアーケードと流雪溝を設置することを提案していた。劣悪な歩行環境が商店街にも悪影響を及ぼしていると考えた山形町は道路環境整備協力委員会を立ち上げ、沿線住民の合意形成に奔走した。委員会は用地補償費を各戸に分担せずアーケード建設費に充てることを計画し、関係住民72名中68名の合意を得た。

その後国道102号の北側と南側の2本の流雪溝建設が着工し、併せて南側のアーケード建設も始まった。しかし用地買収には応じながらアーケード建設には協力しない住民が相当数現れ、結果として南側のアーケードは当初の延長600mに対し、断続的に300mが整備されるにとどまった。北側のアーケードは実現に至らなかった。

以上の田中が明らかにした黒石市流雪溝及び山形町の国道102号線流雪溝の整備過程から、流雪溝の普及は「こみせ」の連担を消滅させる一つの要因であったことが明らかである。黒石市流雪溝の敷設では用地買収が行われていないが、山形町の流雪溝は「こみせ」部分の用地買収と解体を伴うものであった。代替として計画されたアーケード建設が沿線住民の合意形成を図れず不完全に終わったことで、現在も途切れ途切れのアーケードが続いている。

伝統的な「こみせ」の連担は、沿線住民が提供する庇が上からの降雪を防ぎ、柱間の蔀戸が横から

159 前掲83の青森県（2001）のp.448

160 前掲21の田中（2007）のpp.227-259

161 市が事業主体となり、総工費は3億4,692万円。うち4,432万円を国、8,723万円を県、2億1,536万円を市が負担している。

の風雪を防ぐことで、堆雪場として使われる道路に面して雪中に歩行空間を形成していた。一方で流雪溝は、歩道の雪を沿線住民が短時間で大量に処理することで、無雪の歩行空間を形成するものである。戦後自動車需要の増加とともに道路に降り積もる雪の存在が、踏み固めて溜めておくものという認識から排除するべきもの、邪魔なものへと変わったことで、歩行空間を形成する対雪技術も大きく転換した。

3.3.7 克雪・利雪・親雪の時代の津軽地方の雪害と対策

青森県の人口は、昭和 58 年（1983 年）をピーク¹⁶²に減少傾向に転じ、今後もこれまでを上回る速度で人口減少が進むことが見込まれている。国立社会保障・人口問題研究所が平成 30 年（2018 年）にまとめた日本の地域別将来推計人口¹⁶³によると、平成 27 年（2015 年）の青森県の総人口 1,308 千人を 100 としたとき、2030 年の指数は 82.3 となり、2045 年には 63.0 まで下がることが予想されている。県総人口に占める 0～14 歳人口の割合は平成 27 年（2015 年）で 11.4%と全国 44 位であるが、2030 年には 9.3%、2045 年には 8.2%と全国 46 位になる予想で、65 歳以上の人口割合も 2030 年には 39.1%、2045 年には 46.8%と秋田県に次ぐ全国 2 位となる予想がされている。

このように青森県では、全国平均を上回るペースで人口減少と少子化、高齢化が進展している。かつてより高校や大学への進学や就職を機に県外へ転出する人の割合が多く、昭和 50 年代以前から社会動態はマイナスで推移してきたが、これに加えて平成 11 年（1999 年）以降自然動態がマイナスに転じ、平成 21 年（2009 年）以降は自然減が社会減を上回っている。津軽地方と南部地方の将来推計人口はいずれも年々減少することが予想されているが、平成 2 年（1990 年）の人口を 100 としたときの 2040 年の指数は津軽地方で 60.5、南部地方で 65.9 となり、津軽地方の減少率がやや高い¹⁶⁴。

こうしたトレンドは、とくに過疎地域において顕著に現れている。県全体の 40 市町村のうち、過疎関係市町村¹⁶⁵は 29 市町村に上り、その面積は県総面積の 63%を占める。津軽地方は青森市・黒石市・鶴田町・藤崎町・田舎館村を除く 14 市町村が過疎関係市町村に該当し、全国の過疎地域の人口増減率と比較しても減少率が大きく、また県全体に対する高齢者比率の上昇と若年者比率の下降が著しい¹⁶⁶。

本研究が事例とする黒石市は過疎関係市町村に含まれないが、平成 27 年（2015 年）に 34,284 人あった人口は 2030 年に 27,46 人、2045 年には 20,340 人まで減少するという推計が出されている¹⁶⁷。平成 27 年（2015 年）の人口に占める 65 歳以上の割合は 28.5%であり、2045 年までには 45.3%まで上昇することが見込まれる。特に合併前の旧山形村・旧浅瀬石村に当たる集落部の人口減少率と高齢化率が高く、市街地部のスーパーや医療機関へのアクセスに不便が生じる交通弱者世帯や、雪処理に困難を抱える雪処理弱者世帯の益々の増加が予想される¹⁶⁸。

こうした近年の状況を背景として、多雪地域全体と同様に県内の雪害による人的被害の多くは除雪作業中の事故となっている。青森県が発表している平成 27 年度（2015 年度）から平成 30 年度（2018 年度）に県内で発生した雪害の人的被害を見ると、屋根の雪下ろしや敷地内の除雪作業中の事故によるものがほぼ全てを占め、わずかに屋根からの落雪による被害が生じている。また被害者の大半が

162 昭和 58 年（1983 年）10 月 1 日現在の推計人口 152 万 9 千人。国勢調査人口のピークは昭和 60 年（1985 年）の 152 万 4 千人。

163 国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）

164 青森の元気創出プロジェクト推進会議：青森の元気創出プロジェクト（基本方針編）—人口減少社会への対応、2013.3（4 月改定版）

165 過疎市町村（過疎地域自立促進特別措置法第 2 条第 2 項）、過疎地域とみなされる市町村（法第 33 条第 1 項）、過疎地域とみなされる区域を有する市町村（法第 33 条第 2 項）の相称。

166 青森県総務部市町村課：青森県の過疎地域の現状と課題、2019.7

167 国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）

168 黒石市：まち・ひと・しごと創生黒石市人口ビジョン、2015.12

50代以上であり、70歳以上の高齢者の被害が最も多い¹⁶⁹。また交通事故の発生件数と死者数及び負傷者数は、県内でも降雪期に増加する傾向にある¹⁷⁰。車道幅員が狭隘な箇所では除雪された雪が歩道へ堆積し、歩行者が車道を歩かなければならない状況も生じている。

黒石市は平成15年度（2003年）に「雪みち計画」を策定し、流雪溝・融雪溝と機械除雪を効率的に組み合わせ、官民一体となって歩行者空間を面的に確保することを目標が掲げられている。

3.3.8 小括

津軽地方の雪害史とそこでの対雪技術は、基本的には多雪地域全体と同様の流れを辿った。雪による災害の様相は、人や財産への直接的被害が主であった時代から、経済的不利益を包含した雪害観を生み出し、さらに冬型交通事故や雪処理弱者世帯の人身事故など、その被害を増幅させている。

戦後の車社会化と克雪型の都市づくりによって対雪技術は大きく変わるが、それ以前の津軽地方には町内及び部落単位の雪処理システムが明確に存在した。私的領域の雪処理は家を単位にそれぞれが行い、隣戸間の道路確保は町内・部落の分担作業で行い、集落間道路の確保や道路の一斉除排雪は部落や町内のルールに基づき総出の作業で行った。こうした私的領域から公的領域までを網羅する合理的な雪処理システムが、平地、山裾、山間部それぞれの降積雪の特徴に応じた設備の工夫と空間構成の規則性と相互に補完し合うことで、人命や財産を脅かす雪という課題に対応していた。

そして「こみせ」と「かぐじ」は、私的領域から公的領域をカバーする雪処理行為のシステムと設備の工夫、町家の空間構成の規則性と相互関係の一部として、重要な位置を占めていた。「こみせ」の連担空間は一筋の道路を挟んで集住する町家が要素となって構成され、雪深い中での歩行空間を形成した。「かぐじ」は各戸の屋根雪を引き受ける空間として規則性をもって配置され、敷地境界を越えた連担がひとまとまりの堆雪機能をもった。都市が担う商業機能や業務機能を担保する「こみせ」の連担空間と、町家の屋根雪を捌く余地を担保する「かぐじ」の連担空間が表と裏にあることが、黒石の歴史的商業地が冬を越すために必須の条件であった。

しかし雪害観の登場と戦後の車社会化、雪を克服する都市づくりによって、公的領域の道路の雪は行政によって処理されるものとなった。かつて町内や部落に存在した公的領域の雪に対する連帯作業は失われ、空間構成の規則性を前提に設備の工夫を取り入れながら、私的領域の雪を個別に処理するという形が一般化した。そこにおいて私的領域の雪を処理する堆雪場としての「かぐじ」の連担はある程度継承されたが、歩行空間を形成する対雪技術の転換によって、伝統的な設備としての「こみせ」は徐々に連担性を失っていった。

3.4. 章括

3.4.1 多雪地域における都市形成の画期の導出—戦後の車社会化と対雪技術の機械化

本章は多雪地域の雪害史とそこでの対雪技術を1) 順応の時代（～大正末期）、2) 雪害の発見と調査・研究・啓蒙活動の時代（昭和初期～昭和30年頃）、3) 雪害に対する克雪の時代（昭和30年頃～昭和末期）、4) 克雪・利雪・親雪の時代（平成初期～）の4段階に区分して整理を行った。そして多雪地域の都市空間を大きく変えた画期は、2)と3)の間、すなわち克雪型の都市づくりが始まる前後にあった。

169 青森県防災ホームページ 雪害発生状況平成27年度～平成30年度 (<http://www.bousai.pref.aomori.jp/DisasterFireDivision/pastdisaster/setsugai/index.html>)

170 青森県警察ホームページ 交通事故発生状況 (<https://www.police.pref.aomori.jp/syo/aomori/koutsuu-toukei.html>)

昭和戦前期に台頭した雪によってもたらされる社会的・経済的損失をも含めた雪害という概念は、多雪地域全体に雪の降らない地域と同じ生活水準を如何に達成するかという大きな課題を生じさせた。そこで雪は順応すべき宿命ではなく克服すべきハンディキャップに代わり、戦後の莫大な資金を投じた対雪技術の革新をもたらした。そして車社会の到来とともに都市の排雪負荷は各段に上昇し、公的領域の雪を処理すべき主体は町内や部落の連帯から行政へと変わり、堆雪場であった道路には幹線道路から順に機械除排雪が導入された。町内や部落を単位とする私的領域から公的領域を網羅する雪処理システムはその必要性を失い、伝統的な設備の多くが姿を消し、敷地内建物配置の規則性も徐々に崩れていった。

前章にて整理したように、戦前戦後という一つの節目は日本社会全体に社会構造の変動をもたらした。多雪地域はこの変動に加えて、雪に対する観念、雪に対応する主体と技術、雪害の様相の変容を経験した。

3.4.2 「こみせ」と「かぐじ」の連担空間の対雪技術における位置づけ

雪の有無を問わず伝統的な町家群においては、通りに面する表は商業を担い、裏は居住中心の場として生活の利便性を支えるという役割分担が存在した。この基本的な表裏の役割に雪という要素が加わる多雪地域では、表と裏はそれぞれどのような特性を持ったか。

まず表について、主屋構造の一部である雁木や「こみせ」を連担させて公共利用の歩行空間を生み出す仕組みが成立したのは、雁木や「こみせ」を連担させることが町全体の利益にも、ミセ側の利益にも結びつくからであった。ミセが埋まってしまうほどの道路への堆雪を前に、安全かつ快適な防雪性の歩行空間を備えることは商業地全体への集客をもたらす、町家にとってはミセへと客を引き込む装置として作用した。黒石を含む多雪地域全体の商業地において、雁木や「こみせ」の連担に参与する、すなわち私的領域の一部を公共空間創出のために差し出すということは、冬季の商業機能を維持するために必要不可欠の条件であった。

一方で裏については、多雪地域一般において、町家の屋根雪を堆雪させておく場として敷地ごとに空地が確保されるが、よほどに広くない限りは敷地内で雪処理を完結させるのが難しい。これを解決する方法が、規則性をもって配置される各戸の空地を敷地境界を越えて相互に連担させ、共同の堆雪場として利用するという工夫である。黒石では「かぐじ」と呼ばれ、他の地域では裏地や裏庭等と呼ばれる私的領域の一部を所有をそのままに隣戸間で連担させることは、屋根雪による家屋・人身被害のリスクを軽減させ、安全な居住を維持するために必要なシステムであった。

対雪技術の機械化が進み道路から雪が無くなると、雪の中に安全な歩行空間を生み出す役割を有した雁木や「こみせ」の機能的価値は、戦前までと比べると相対的に低下した。車道と歩道間に堆雪幅を設ける広幅員の道路づくりも進められ、拡幅やそれに伴う流・融雪溝の設置とともに、各地で雁木や「こみせ」の解体、撤去が始まった。こうした戦後の雁木及び「こみせ」の消滅プロセスにおいて、本論文が事例とする黒石の歴史的な中心商業地に一定程度の「こみせ」が残ったことには、前提として戦災を受けず復興土地区画整理事業が実施されなかったこと、そして町家をセットバックさせる道路拡幅が実現しなかったことがある。

一方で町家の裏地—黒石では「かぐじ」—については、技術の機械化の影響を表ほど大きくは受けず、空間としても、隣同士で堆雪場として融通し合う仕組みも一定程度残ってきた。ただし本章では触れていないが、戦後の自動車需要の増大を受けて、自動車の進入を可能とする背割り道路の改良や、裏地に車庫や駐車場を設ける動きが出てくる。この点については黒石の歴史的な中心商業地を事例に、第5章にて詳細に扱う。

第4章 昭和戦前期までの黒石歴史的な中心商業地の連担空間

4.1. 本章の目的

日本の社会構造は戦後改革を経て転換し、同時に多雪地域の都市空間は、戦後の自動車需要の増加と昭和30年代前後に始まる対雪技術の機械化を画期に大きく変容した。本章は伝統的な社会構造が残り、かつ道路が堆雪場として利用されていた時代を対象として、黒石の歴史的な中心商業地における表と裏の連担空間が街区単位でどのように成立していたかという実態を、都市空間構成の分析より明らかにすることを目的とする。都市空間構成を分析する視点としては、基盤となる街区割・敷地割と、敷地利用形態に設定した。

初めに第2節では、街区割と敷地割の変遷を分析する。街区割に応じて敷地割が決定されるという両者の関係より、まず文献資料より街区割の変遷を明らかにしたうえで、それを土台とする敷地割の変遷を旧土地台帳の分析より明らかにする。

つづいて第3節では、文献資料を基に戦前までの敷地利用形態一主として「こみせ」の形態のバリエーションと「かぐじ」の使われ方を明らかにする。隣接する「かぐじ」の連担関係を確認するには、個々の敷地内の建物配置を明らかにする必要があるが、適切な史料が存在しないため詳細な分析が不可能である。したがって本章では、敷地前面に寄せて主屋を建て、その裏の「かぐじ」に付属屋を配置するという型が戦前までは一般的であったと判断し、住民へのインタビューを基に、特に「かぐじ」が隣戸間でどのように利用されていたかという実態を明らかにするに留めている。また敷地単位の建物配置に加えて屋根型も不明のため、屋根雪の堆雪場を融通し合う関係性がどういった敷地同士で強く、どこでは弱いかといった点についても明らかにできていない。

「こみせ」の形態については、町家の表構えが記録された古写真を基に、昭和戦前期までの「こみせ」の形態のバリエーションと、既に「こみせ」を設けない敷地が存在したかどうか、すなわち連担の途絶が発生していたか否かを明らかにする。

4.2. 近代黒石歴史的な中心商業地の基盤条件

まず本節は、都市空間構成の基盤条件となる歴史的な中心商業地の街区割について、江戸期の史料及び大正以降の黒石町全図に基づき道路網の変遷を辿り、戦後まもなくまでの街区割を明らかにする。新たな道路や橋の建設、国鉄・私鉄駅の設置といった都市インフラの整備によって、旧街道筋の歴史的な中心商業地のもつ中心性が徐々に変化する様子も併せて把握する。

つづいて敷地割については、旧土地台帳及び旧公図に基づき明治21年（1888年）から昭和40年（1965年）までの変遷を分析する。第2章にて明らかにしたように、戦後農地改革による地主制度の解体によって、黒石町内に居住しながら寄生地主としての性格をもった「おおやけ」や中小商人が、小作料という名の重要な経済基盤を失った。こうした社会構造の転換が中心商業地の土地所有に与えた影響も含めた敷地割の変遷を捉えるため、ここでは分析範囲を戦後で区切らず、旧土地台帳に記録が残る昭和40年（1965年）までとした。

4.2.1 街区割の変遷¹

弘前藩の支藩としての津軽黒石家の歴史は、明暦2年（1656年）津軽藩4代目当主信政の家督相続とともに、3代目当主信義の弟信英が信政の後見人として弘前藩より5千石を分封されたことに始

1 近世以降の歴史は、特別の記載がない箇所については以下の文献を参考に執筆した。青森県黒石市教育委員会：黒石の町並一伝統的建造物群保存調査報告書，1984.3

まる。5千石の内訳は、黒石村周辺2千石²、飛び地として東津軽の平内村周辺1千石³、上野国新田郡⁴の6カ村2千石であった⁵。文化6年(1809年)8代目親足の代に弘前藩よりさらに6千石の分与があり、黒石藩が成立して外様大名として参勤交代の列に加わった。領主の居城は天守閣を持たない陣屋であったが、別名烏城とも呼ばれた黒石陣屋を中心とする陣屋町は、弘前領を流れる浅瀬石川北側の台地上に位置した。明治期に入るまで浅瀬石川南側の弘前領追子ノ木と黒石領を結ぶ橋は存在しなく、地形が自然の要塞を成していた。

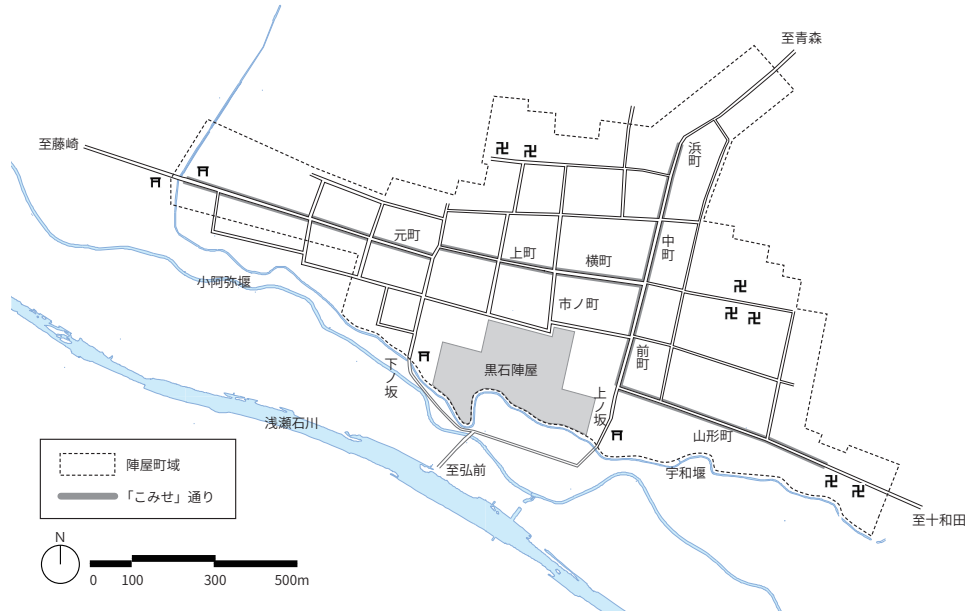


図4-1. 文化年間の黒石陣屋町⁶

陣屋町の町並みは、黒石家の創立後信英による町割によって形成された。信英が行った検地を記録した「明暦の検地帳」⁷によると、町割以前より既に寺町・古町・おいた町・派町・横町・浦町・下町・上町・新八町・徳兵衛派・本町の11町が存在しており、これらに新たな町を加えている。商人町として町割がなされた前町・中町・浜町・横町・上町・元町・山形町の町家には「こみせ」が設けられ、各家の「こみせ」が連担した「こみせ通り」を形成していた。この陣屋を中心に置く陣屋町の街区割が現在まで継承され、黒石の歴史的中心商業地の骨格となっている。

ここでは信英による町割の原型を把握するため、江戸時代の絵図を参考にする。最も古い絵図としては元禄4年(1691年)の「黒石絵図」⁸があるが、町名の記載がある文化年間(1804年～1817年)の「黒石御絵図」⁹を基に江戸後期の街区割を再現した(図4-1)。陣屋南側は宇和堰を境に弘前領である。

2 黒石村・株梗ノ木村・馬場尻村・田中村・小屋敷村・下目内澤村・上目内澤村・野添村・牡丹平村・豊岡村・石名坂村・花巻村・下山形村・上山形村・温湯村・中野村・板留村・大川原村・沖浦村・葛川村

3 小湊村・内童子村・田茂木村・外童子村・松野木村・口廣村・薬師野村・清水川村・濱子村・沼館村・福島村・福館村・藤澤村・盛田村・山口村・増田村・小豆澤村・中野村・土屋村・浪打村・茂浦村・稲生村・田澤村・白砂村・瀧村・浅所村・狩場澤村

4 現在の群馬県太田市の一部

5 5千石の内訳は、以下の文献を参照した。安西如鳩：鳥城志——名黒石案内，pp.3-4，1913

6 「黒石御絵図」を基に筆者作成。陣屋町の範囲を示す線は絵図中に無いが、その範囲は旧黒石町域とほぼ一致するとされているため、参考として町域を重ねている。

7 黒石市所蔵

8 弘前市立図書館所蔵

9 弘前市立図書館所蔵

人の移動が徒歩中心であったこの時代、秋田方面から青森へ、さらにその先の北海道へと向かう通行人は、浅瀬石川を舟で渡ってから陣屋東側の上ノ坂を上り、前町・中町・浜町を北へ抜けた。したがって前町・中町・浜町は街道筋を形成し、特に前町・中町には有力な商家や旅籠が軒を連ね、宿場町としての性格を有した。また周辺農村との人や物の交流が盛んに行われる、南津軽一帯の経済の中心地でもあった。特に「十文字角」と呼ばれた前町・中町・横町の交差点は、四つ角全てを酒屋が占め、黒石で一番の賑わいを見せた¹⁰。

つづいて明治期以降の街区割の変遷を把握する。黒石は廃藩置県によって黒石県となるが、わずか2ヵ月で弘前県に併合され、さらに青森県となる。明治6年(1873年)の大小区制の施行後は2大区5小区に属し、明治11年(1878年)に郡制が敷かれると2大区は南津軽郡となり、黒石に郡役所が置かれた。その後明治22年(1889年)の町村制施行により、南津軽郡黒石町が発足した¹¹。

ここでは大正2年(1913年)の「黒石町全図」¹²と昭和27年(1952年)の「黒石町全図」¹³を基に、2時点の街区割を再現した(図4-2、図4-3)。まず文化年間から大正2年(1913年)までの変化を見ると、浅瀬石川に千歳橋が架けられ、さらに廃城となった陣屋跡地と国鉄黒石駅周辺に新たな道路が建設されていることが分かる。空堀が埋められた陣屋跡地には道路の他に神社や公園(図4-4)、黒石尋常小学校、黒石高等小学校、郵便局、警察署、公会堂が建設された。この明治9年(1876年)の千歳橋の建設と明治20年(1887年)の新坂の建設が、黒石を南北に通過する通行人の流れを大きく変えることになる。



図4-2. 大正2年の黒石町図¹⁴

10 鳴海静蔵：黒石百年史，pp.20-22，1962.5

11 黒石町の発足により町役場が南津軽郡役所の隣に設置されたが、大正12年(1923年)の郡制廃止後に町役場が郡役所の建物に移転している。

12 黒石市所蔵

13 黒石市所蔵

14 黒石町図(大正2年)を基に筆者作成。

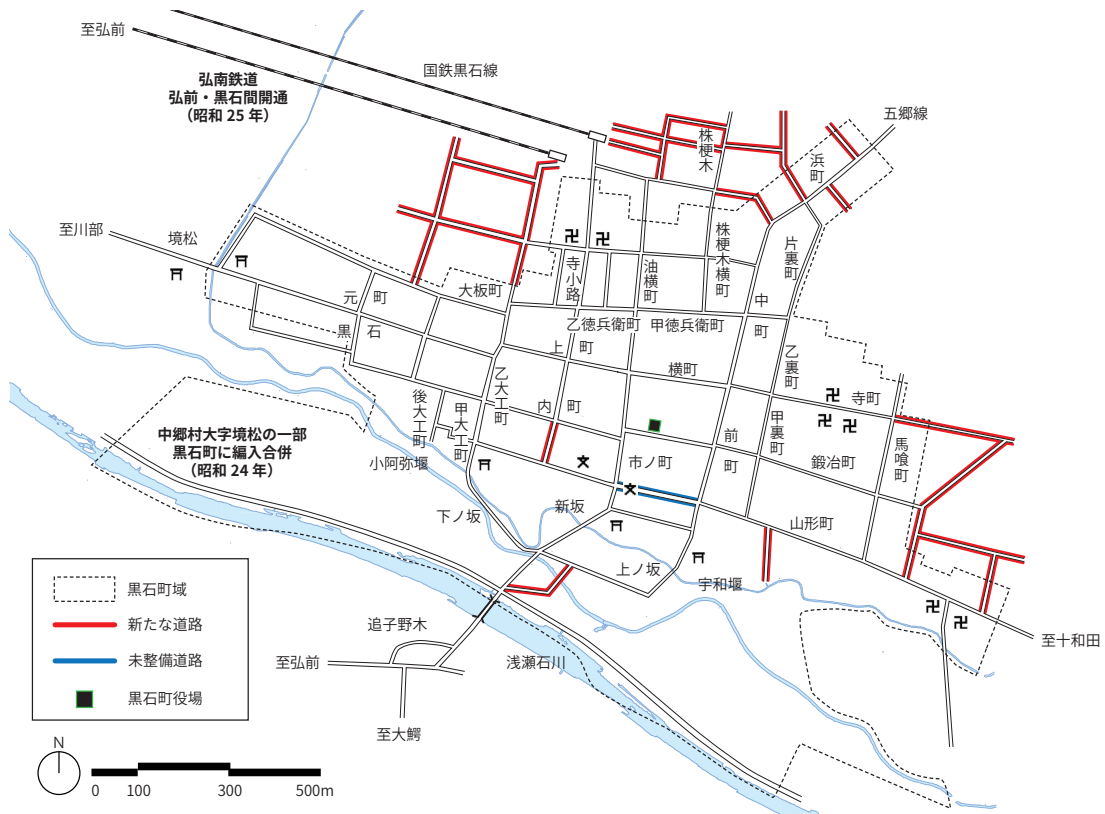


図 4-3. 昭和 27 年の黒石町図¹⁵



図 4-4. 左：御幸公園（大正 14 年）¹⁶



図 4-5. 右：木橋時代の千歳橋（明治 30 年代）¹⁷

浅瀬石川に架けられた黒石町と尾上町追子ノ木を結ぶ千歳橋は、初めに追子ノ木住民が長さ 60 間、幅 2 間の木橋を架け、渡橋賃として一人当たり 2 厘、車 1 台当たり 4 厘を徴収したことに始まる（図 4-5）。その後数度にわたって流失するも、昭和 10 年（1935 年）5 月にコンクリート橋への架け替えが完了した。この千歳橋は、橋を渡って上ノ坂を上がり、前町から浜町へと抜ける街道筋の利便性を向上させた¹⁸。しかしそれからまもなくして明治 20 年（1887 年）、陣屋跡地に勾配の緩やかな新坂が

15 黒石町全図（昭和 27 年）を基に筆者作成。

16 青森県所蔵県史編さん史料

17 山上笙介編：黒石ふるさとのおゆみ、津軽書房、p.13、1981

18 前掲 17 の山上（1981）の p.13

建設された。千歳橋を渡った通行人は上ノ坂でなく新坂を上り、市ノ町を通過して北へと抜けるようになった。市ノ町から続く通り沿いに商業の集積が生まれ、街道筋の前町・中町・浜町から徐々に中心性を奪っていった。さらに大正元年（1912年）に黒石町北側の中郷村域に建設された国鉄黒石駅の開業は、こうした人の流れの変化に拍車をかけた。

次に大正2年（1913年）から昭和27年（1952年）の変化を見ると、昭和25年（1950年）に国鉄駅に加えて弘南鉄道の黒石駅が開業している。昭和27年（1952年）までに建設された新たな道路は駅周辺及び町域の東側に集中しており、その多くが町域外に位置することが分かる。

以上より戦後まもなくまでについて、歴史的な中心商業地の前町・中町・横町の街区割には変化がなく、信英による町割由来の基盤がそのまま継承されたことが明らかである。

4.2.2 敷地割の変遷

つづいて本項では、歴史的な中心商業地の敷地割の変遷を明らかにする。筆単位の詳細な変遷を把握するため、旧土地台帳と旧公図を用いて明治22年（1888年）から昭和40年（1965年）までを範囲として分析した。分析対象街区は、旧街道筋の交差点「十文字角」を中心とする、中町・横町・前町の一部・市ノ町の一部・甲徳兵衛町の一部・株梗木横町の一部・旧甲裏町の一部（現浦町1丁目の一部）・旧乙裏町の一部（現浦町2丁目の一部）・旧片裏町の一部（現浦町2丁目の一部）から構成されるA～Fの6街区とした¹⁹（図4-6）。

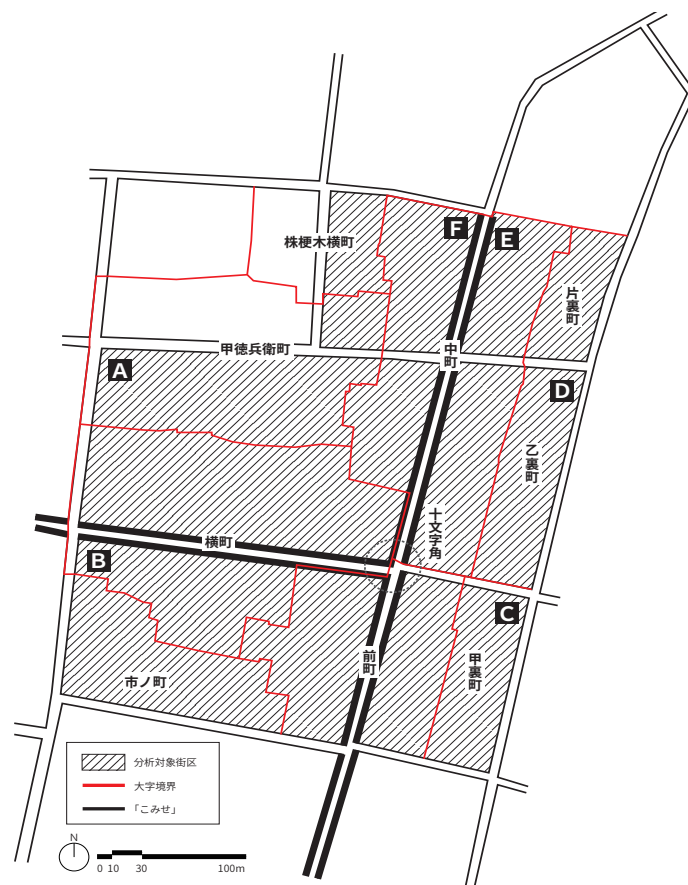


図4-6. 分析対象街区²⁰

19 昭和45年（1970年）4月1日より、黒石市内の一部の字の区域及び名称が変更され、新たに浦町1丁目・浦町2丁目が生じた（昭和45年3月28日青森県告示第181号）。

20 筆者作成

分析期間を凡そ15年ずつに区切り、明治21年(1888年)・明治38年(1905年)・大正9年(1920年)・昭和10年(1935年)・昭和25年(1950年)・昭和40年(1965年)の6時点の敷地割を再現し、それぞれの時点間での筆数と敷地数²¹の増減を調査した。筆数の変化については、間口の分筆・合筆、側道面の分筆・合筆、袋地の分筆・合筆に分類して回数を計上した。C～F街区については、図4-6に示した「こみせ」の連担が形成された通りを表通りと見なし、並行する通りを裏通り、他の2面を側道としている。残るA・Bの大街区は、4面全てを表通りとした。表通り及び裏通り沿いで生じる分筆・合筆を間口の分割、統合とし、側道面で生じる分筆・合筆を側道沿いの敷地の分割、統合と捉えた。

そして「かぐじ」の変化を調査するため、本項では接道のとれない袋地の分筆・合筆の様相を分析している。「かぐじ」は主屋裏の付属屋とオープンスペースを含む領域であり、敷地割を見ても「かぐじ」の範囲を明確に線引きすることはできない。したがってここでは袋地を「かぐじ」の一部と見なし、袋地を分筆・合筆させる動きを、「かぐじ」の一部を分割、統合する動きと見なし考察を行った。

また敷地の区割りは「家」を単位として引いており、配偶者や先代当主と次代当主が隣接する筆を所有し合っている場合は単一の敷地と見なした。同様に各時点間での所有者変化の有無についても「家」を単位とし、配偶者間あるいは親子間での所有権移転の場合は所有者変化が起きていないと判断した。あくまでも「家」を単位としているため、同一苗字であっても本家・分家関係にある「家」間の所有権移転の場合は、所有者変化があったものと判断した。これらの判断は、前町・中町・横町周辺の商家の家系図に詳しい前述の文献²²を基に行った。

(1) A街区

中町と横町、甲徳兵衛町のそれぞれ一部から構成されるA街区は、町割以来街区の東と南に面して「こみせ」を設けた町家が軒を連ねた。明治21年(1888年)以降のA街区の敷地割の変遷を表した図が図4-7である。各時点の筆数と敷地数、時点間の合筆と分筆の回数については表4-1にまとめた。

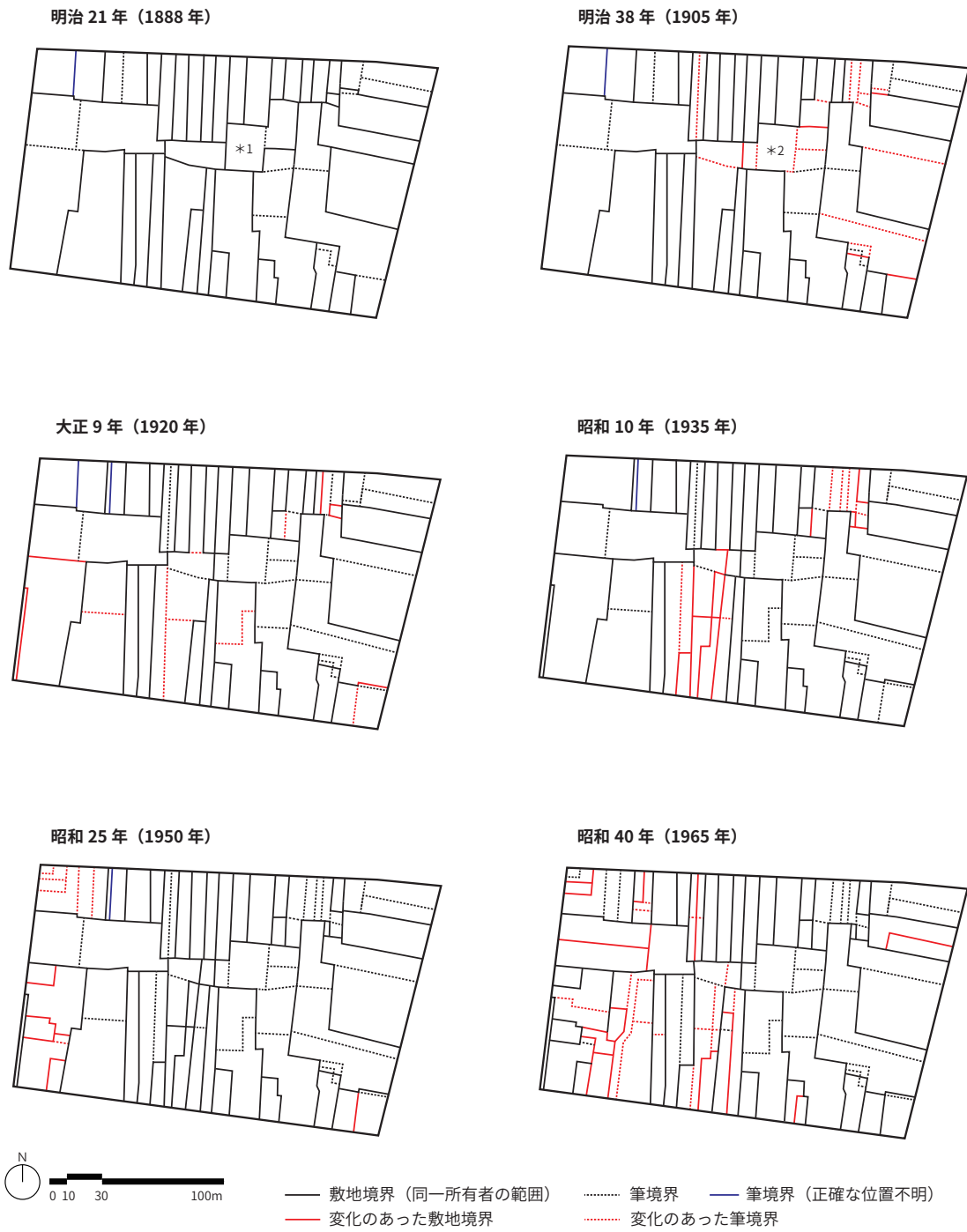
表4-1. A街区の筆数・敷地数の変化²³

	合筆(回数)		分筆(回数)		筆数	敷地数
	間口	袋地	間口	袋地		
明治21年～明治38年	0	0	3	4	51→58	36→32
明治38年～大正9年	0	2	3	5	58→64	32→34
大正9年～昭和10年	1	1	1	6	64→69	34→41
昭和10年～昭和25年	0	0	9	1	69→79	41→45
昭和25年～昭和40年	1	3	6	13	79→94	45→51
合計	2	5	22	29	51→94	36→51

21 本論文では、同一人物が所有する複数の筆の集合を敷地と呼ぶ。

22 みなみや仙骨(鳴海静蔵): 黒石夜ばなし1・2, みなみ新報社, 1959-1960

23 筆者作成



*1*2 旧土地台帳の記録では明治 44 年 (1911 年) に合筆されるまで 2 筆に分かれているが、旧公図上から合筆前の境界線が消されているため判別不能。
 ただし明治 21 年 (1888 年)・明治 38 年 (1905 年) とも 2 筆の所有者が同一人物のため、筆境界の記載を省略した。

図 4-7. A 街区の敷地割変遷²⁴

24 筆者作成

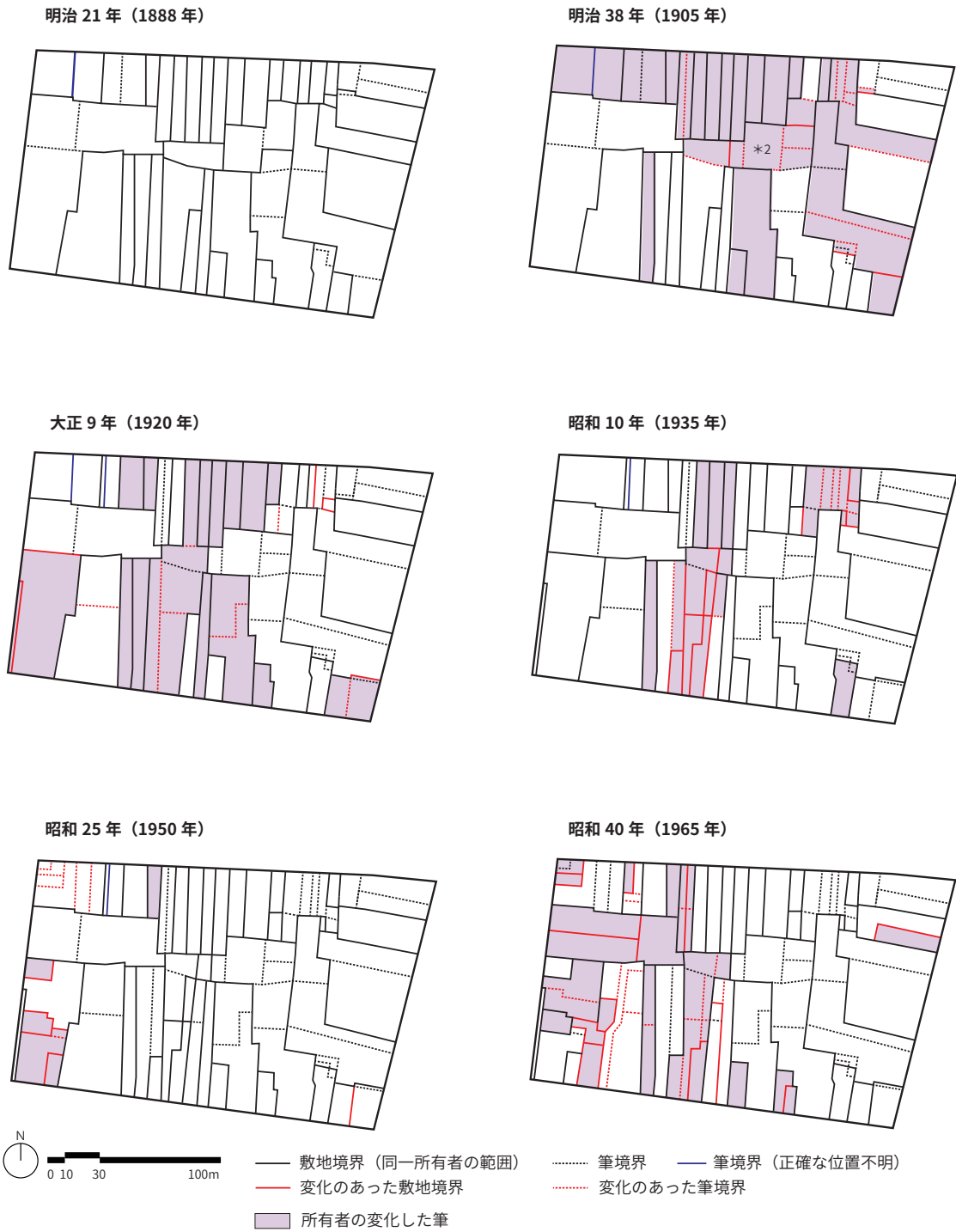


図 4-8. A 街区の所有者変化²⁵

25 筆者作成

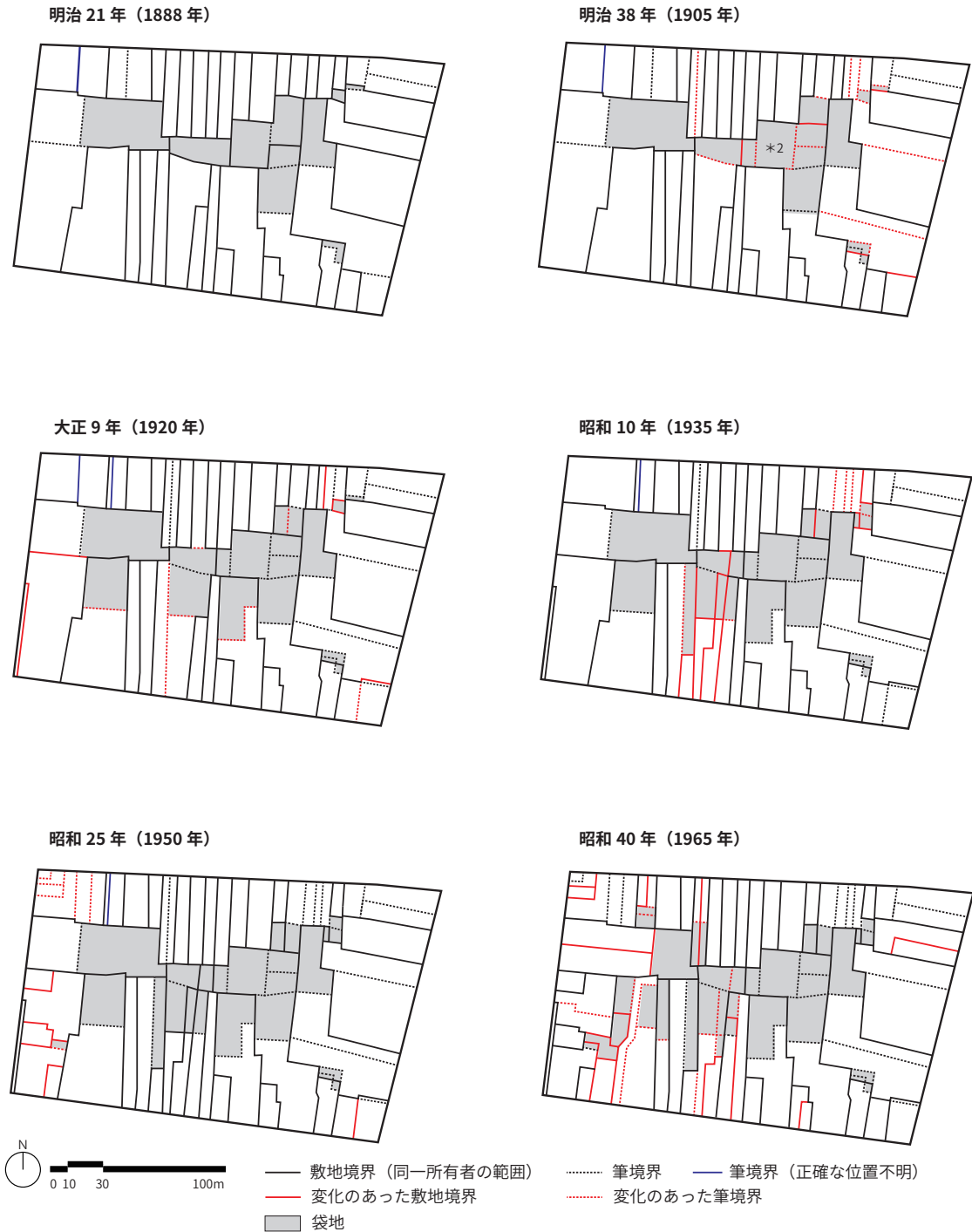


図 4-9. A 街区の袋地の変遷²⁶

図 4-7 から各時点の敷地割を見ると、間口が狭く奥行の長い短冊形の敷地を基本としながらも、間口幅には大小のばらつきがあることが分かる。街区の東面と南面に「こみせ」をもつ町家が立ち並んでいたという状況を考えると、各敷地の「こみせ」の長さは間口が象徴する経済力の差に応じて配分されていたと言える。また間口の広い敷地ほど奥行を深くとっており、不整形な敷地形状となってい

26 筆者作成

る。背割り街路の無い大街区であるため敷地の地尻は街区内側に向いており、各敷地の「かぐじ」が中央部に集合していたことが分かる。

つづいて表 4-1 から各時点間の筆数と敷地数の変化を見ると、合筆の回数に対して分筆の回数が極めて多く、昭和 40 年（1965 年）までは一貫して分筆傾向にあることが明らかである。間口に対して袋地の分筆が多いという特徴的な傾向を読み解けるが、図 4-8 の所有者変化及び図 4-9 の各時点の袋地を示した図を併せて見ると、袋地の所有が隣接する敷地間で移転している。間口の分割、統合による敷地規模の調整だけでなく、街区内側の「かぐじ」をやり取りすることによって、敷地規模の調整が図られていたことが推察できる。

そして「かぐじ」の分割、統合は、前掲の図 4-6 に示した大字の境界に関係なく動いている。「かぐじ」のやり取りによる奥行方向の敷地規模の調整は、町内という枠を越えて行われていた。

また戦前戦後の時代区分に着目すると、昭和 10 年（1935 年）までの筆の増加数が各時点間で順に 7、6、5 であるのに対して、昭和 10 年（1935 年）から昭和 25 年（1950 年）までの 15 年間では 10、昭和 25 年（1950 年）から昭和 40 年（1965 年）までの 15 年間では 15 と大幅に増加している。敷地数についても、戦後昭和 25 年（1950 年）から昭和 40 年（1965 年）の増加が顕著である。戦後に、規模の大きい敷地の細分化があったことが明らかである。

(2) B 街区

前町と横町、市ノ町のそれぞれ一部から構成される B 街区は、町割以来街区の東と北に面して「こみせ」を設けた町家が軒を連ねた。明治 21 年（1888 年）以降の B 街区の敷地割の変遷を表した図が図 4-10 である。各時点の筆数と敷地数、時点間の合筆と分筆の回数については表 4-2 にまとめた。

表 4-2. B 街区の筆数・敷地数の変化²⁷

	合筆（回数）			分筆（回数）			筆数	敷地数
	間口	袋地	不明	間口	袋地	不明		
明治 21 年～明治 38 年	0	0	0	0	2	0	48→50	30→33
明治 38 年～大正 9 年	1	0	1	1	1	1	50→51	33→29
大正 9 年～昭和 10 年	0	0	0	3	1	0	51→55	29→31
昭和 10 年～昭和 25 年	0	1	0	6	3	0	55→63	31→33
昭和 25 年～昭和 40 年	5	5	0	11	12	0	63→76	33→39
合計	6	6	1	21	19	1	48→76	30→39

27 筆者作成。旧図上から合筆・分筆前の筆境界が消されている場合は、合筆・分筆の仕方の判断がつかないため、やむを得ず「不明」としている。

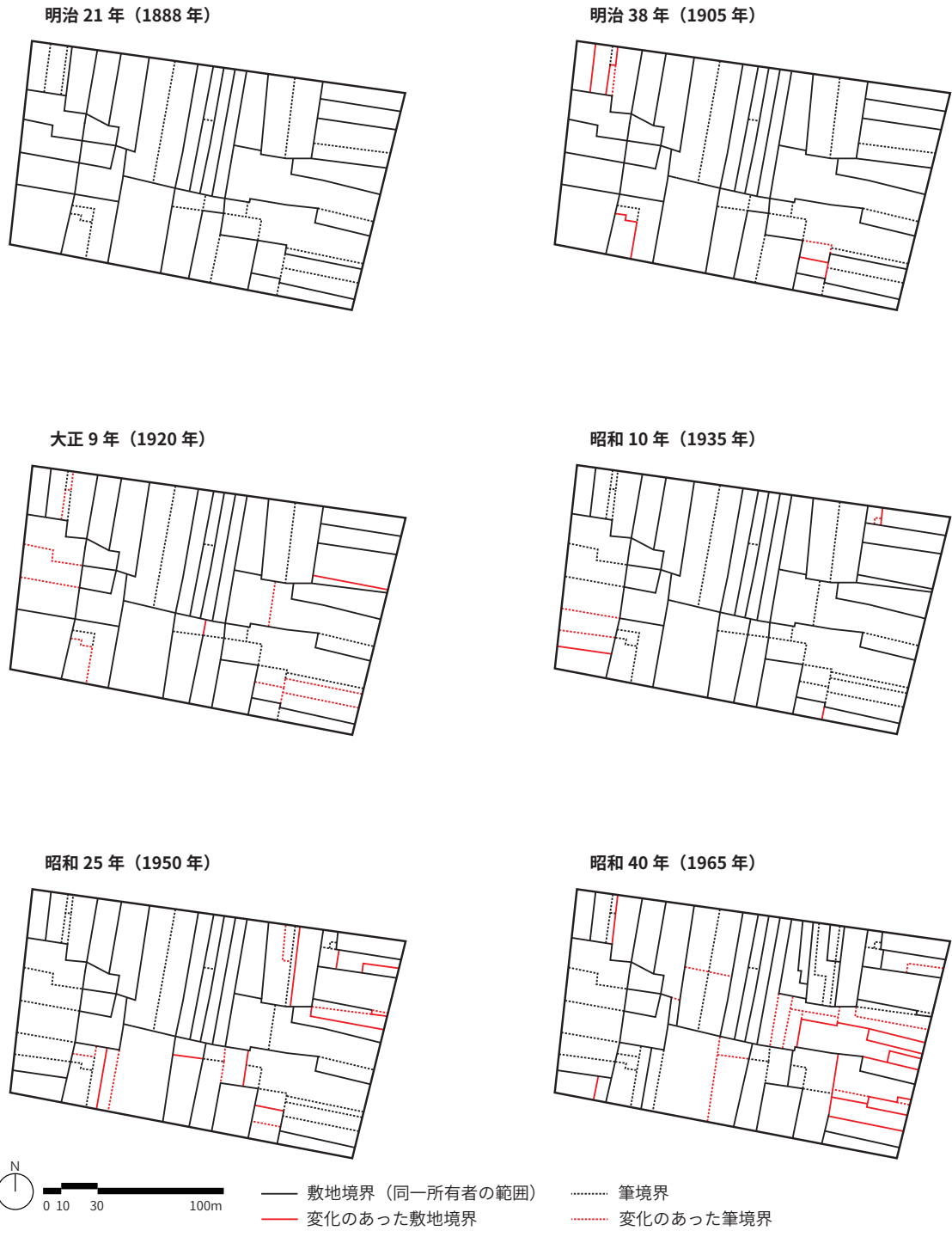


図 4-10. B 街区の敷地割変遷²⁸

28 筆者作成

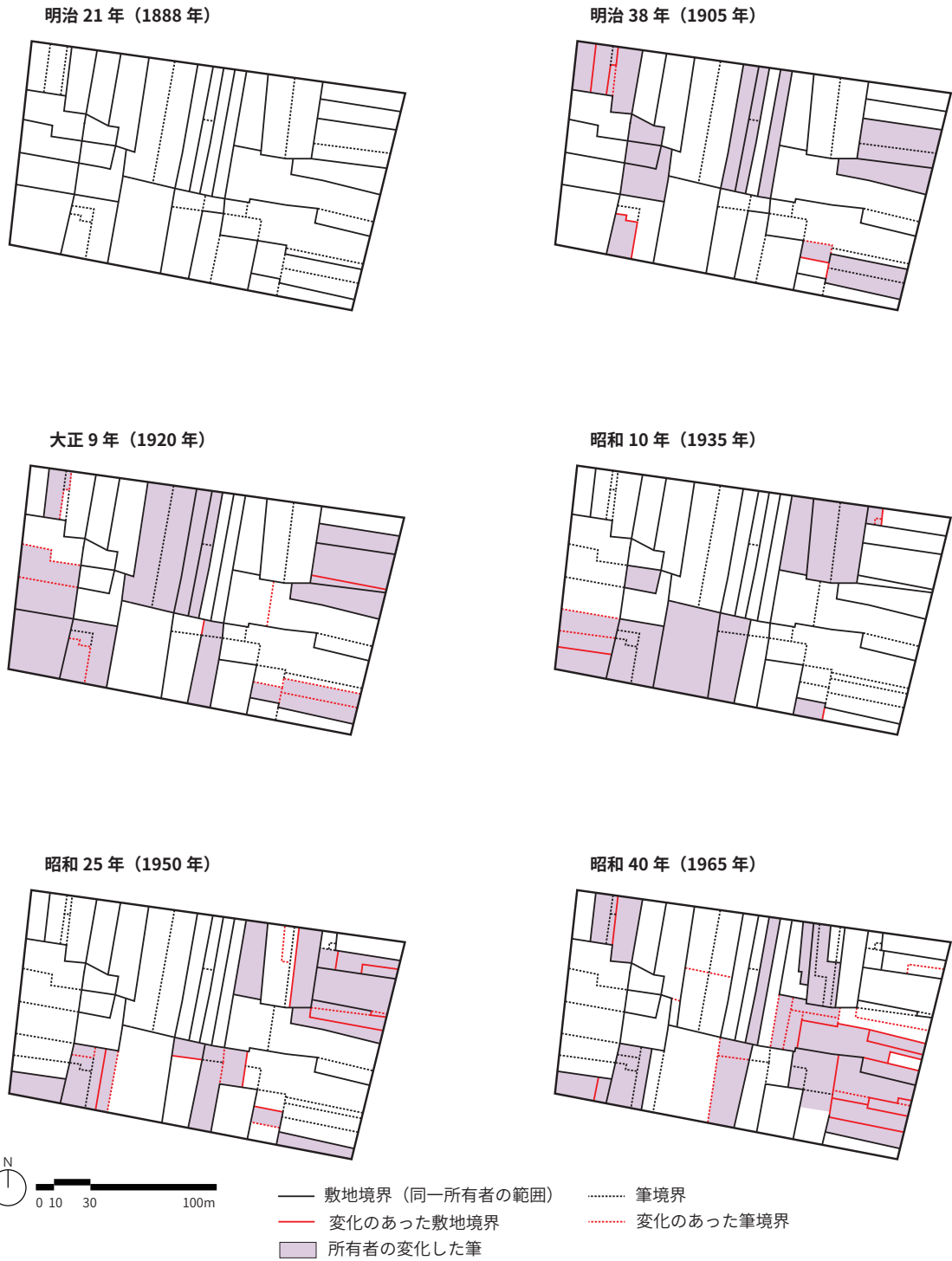


図 4-11. B 街区の所有者変化²⁹

29 筆者作成

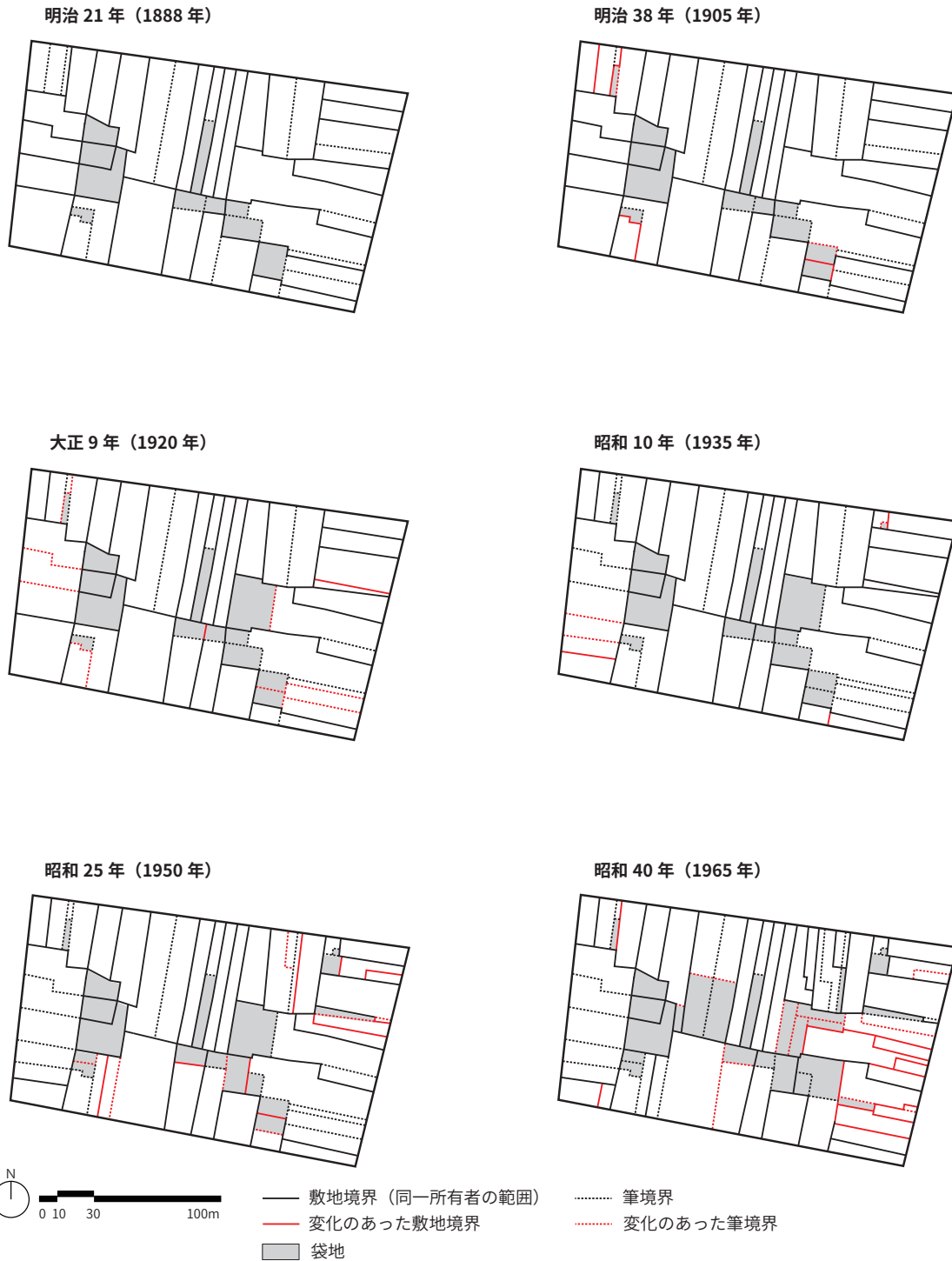


図 4-12. B 街区の袋地の変遷³⁰

図 4-10 から各時点の敷地割を見ると、間口が狭く奥行の長い短冊形の敷地を基本としながらも、A 街区同様に間口幅には大小のばらつきがあることが分かる。敷地の地尻は街区内側に向いており、各敷地の「かぐじ」は中央部に集合していたと判断できる。

つづいて表 4-2 から各時点間の筆数と敷地数の変化を見ると、ここでも A 街区同様に昭和 40 年

30 筆者作成

(1965年)までは一貫して分筆傾向にあることが明らかである。合筆は昭和25年(1950年)以降に集中して生じているが、図4-10に示した通り、街区東面の規模の大きい敷地が細分化される際に、一度合筆してから再度筆を分ける様子が確認できた。

B街区では間口に対して袋地の分筆・合筆が特に多いという特徴は見られないが、図4-11の所有者変化及び図4-12の各時点の袋地を示した図から、袋地の所有が隣接する敷地間で移転していることが分かる。A街区同様に「かぐじ」をやり取りすることによって、奥行方向の敷地規模の調整が図られていたことが推察できる。そしてここでも、大字境界を越えた所有移転が見られた。

また戦前戦後での変化については、昭和10年(1935年)までの筆の増加数が各時点間で順に2、1、4であるのに対して、昭和10年(1935年)から昭和25年(1950年)までの15年間では8、昭和25年(1950年)から昭和40年(1965年)までの15年間では13と大幅に増加している。約75年間の敷地数の変化はA街区ほどの増加が見られないが、戦後から昭和40年(1965年)に所有の細分化が進展している。

(3) C街区

前町と甲裏町のそれぞれ一部から構成されるC街区は、町割以来街区の西に面して「こみせ」を設けた町家が軒を連ねた。街区に西面が表通り、東面が裏通りであり、北と南は側道と見なしている。

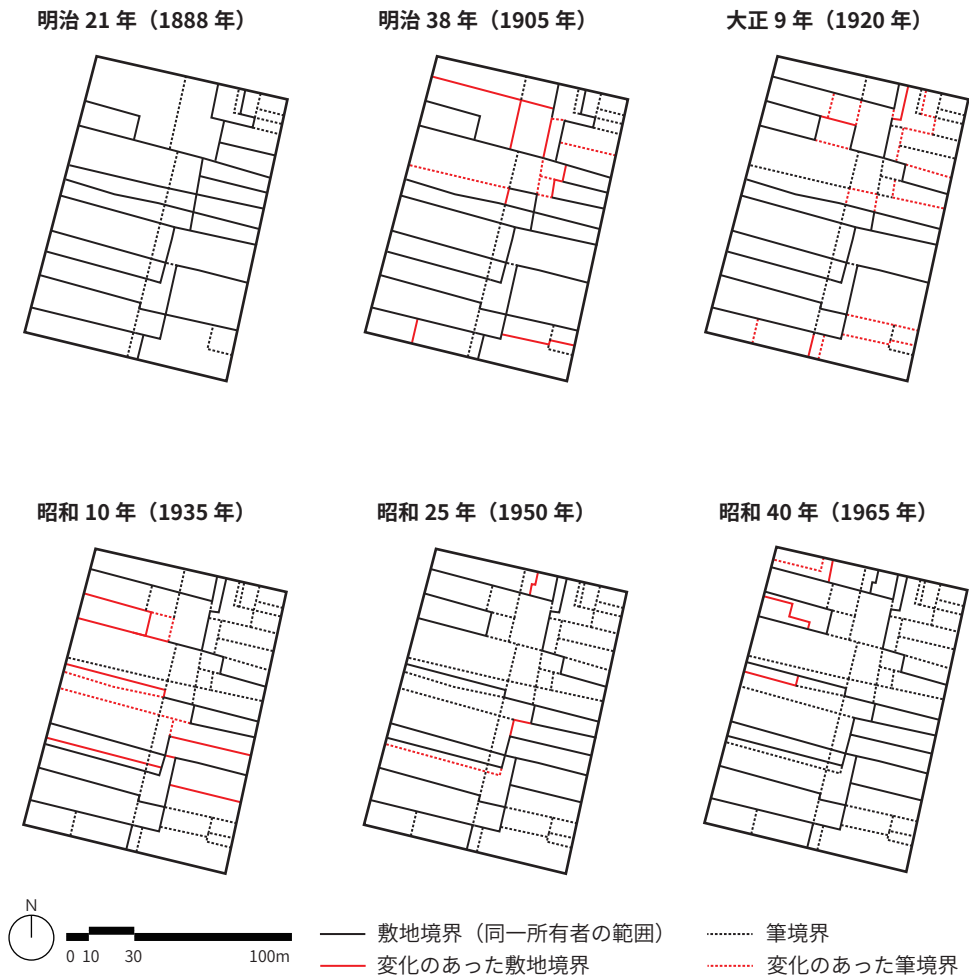


図4-13. 2-8 C街区の敷地割変遷³¹

31 筆者作成

表 4-3. C 街区の筆数・敷地数の変化³²

	合筆 (回数)		分筆 (回数)			筆数	敷地数
	間口	袋地	間口	側道面	袋地		
明治 21 年～明治 38 年	0	0	2	0	6	35→43	19→21
明治 38 年～大正 9 年	0	0	0	1	2	43→46	21→13
大正 9 年～昭和 10 年	0	2	4	0	3	46→51	13→15
昭和 10 年～昭和 25 年	0	0	0	1	0	51→52	15→15
昭和 25 年～昭和 40 年	0	0	2	1	1	52→56	15→18
合計	0	2	8	3	12	35→56	19→18

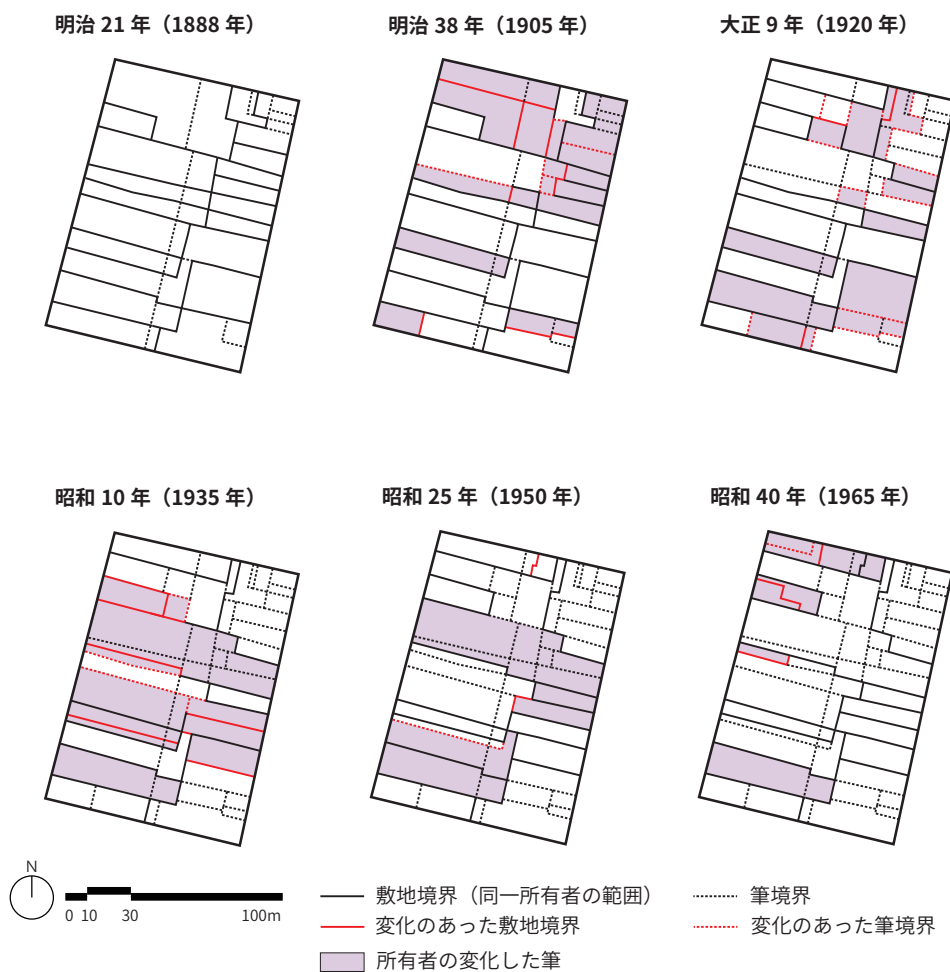


図 4-14. C 街区の所有者変化³³

32 筆者作成

33 筆者作成

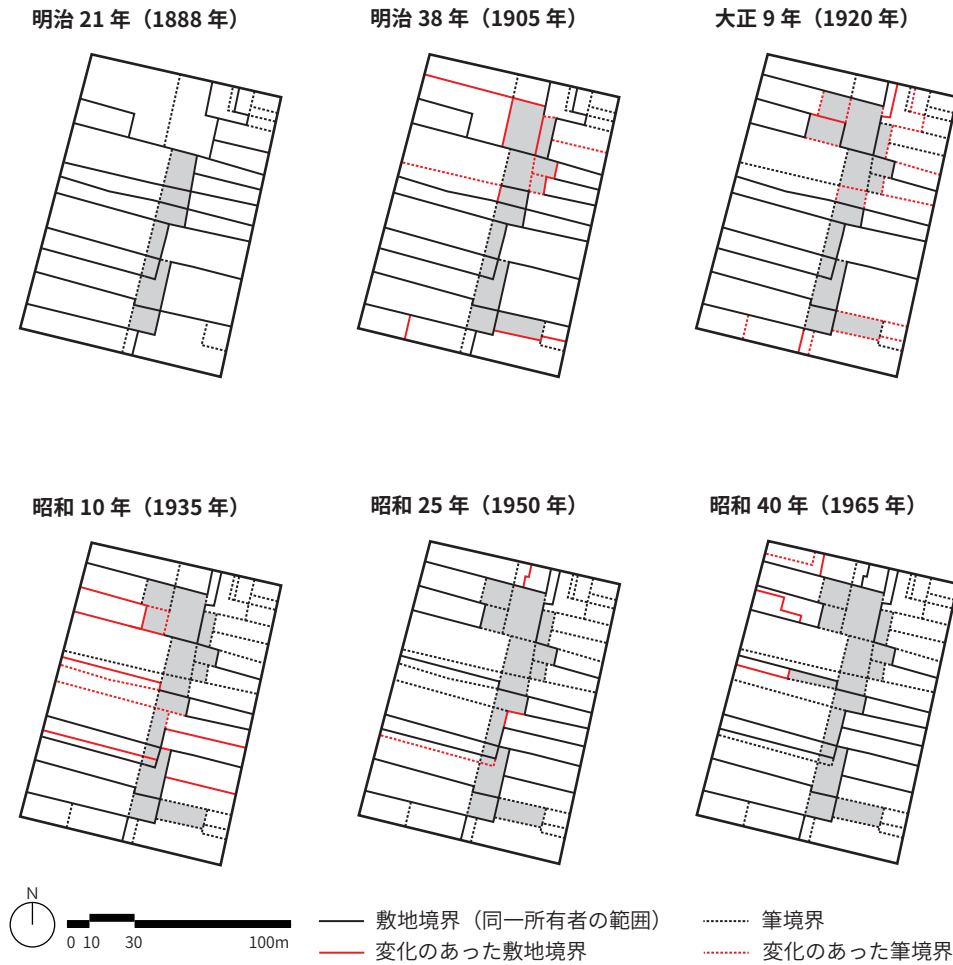


図 4-15. C 街区の袋地の配置³⁴

明治 21 年（1888 年）以降の C 街区の敷地割の変遷を表した図が 4-13 である。各時点の筆数と敷地数、時点間の合筆と分筆の回数については表 4-3 にまとめた。C 街区はこれまでの A・B 街区と異なり、街区中央を南北に通る背割り線を軸に表通りと裏通りに面して敷地が並ぶ。各敷地の地尻は凡そ背割り線上にあるが、前掲の図 4-6 に示す大字境界と図 4-13 の各時点の敷地割を照合すると、明治 21 年当初より前町通りに面して一街区西面一間口をもつ敷地が、大字境界を越えて甲裏町にまで奥行を伸ばしている。また裏通りまでまとめて所有する敷地も現れており、A・B 街区同様に、敷地規模の調整は町内の枠を越えて行われていたことが読取れる。

つづいて表 4-3 から各時点間の筆数と敷地数の変化を見ると、合筆は 2 回のみであり、昭和 40 年（1965 年）まで一貫して分筆傾向にあることが明らかである。そして A 街区ほど数は多くないが、間口に対して袋地の変化が多いという特徴がある。図 4-14 の所有者変化及び図 4-15 の各時点の袋地を示した図より、袋地の所有が隣接する敷地間で移転している。凡そ背割り線沿いに並ぶ「かぐじ」をやり取りすることによって、敷地規模の調整が図られていたことが推察できる。

また戦前戦後の変化については、最も筆の増加数が多いのは明治 21 年（1888 年）から明治 38 年（1905 年）の間である。A・B 街区で見られたような、戦後に筆数が増加する傾向は現れていない。さらに敷地数の変化は、約 75 年間で 19 から 18 へと減少している。分筆によって筆の数は多少増加したが、それらの筆はいくつかの敷地に集約され、結果として敷地の細分化は進展しなかった。

34 筆者作成

(4) D街区

中町と旧乙裏町のそれぞれ一部から構成されるD街区は、町割以来街区の西に面して「こみせ」を設けた町家が軒を連ねた。明治21年(1888年)以降のD街区の敷地割の変遷を表した図が4-16である。各時点の筆数と敷地数、時点間の合筆と分筆の回数については表4-4にまとめた。

D街区はC街区と同様に、街区中央を南北に通る背割り線を軸に表通りと裏通りに面して敷地が並ぶ。ただし図4-16から各時点の敷地割を見ると、明治21年(1888年)の時点で既に街区南端と中央の敷地が裏通りまで一続きで所有している。そして昭和40年(1965年)時点では、9敷地中4敷地が裏通りまで一続きで所有している。地尻が凡そ背割り線沿いに位置する敷地と裏通りに面する敷地が混在しており、A・B街区のように各敷地の「かぐじ」が街区内側に向かって集合していたわけではないことが分かる。

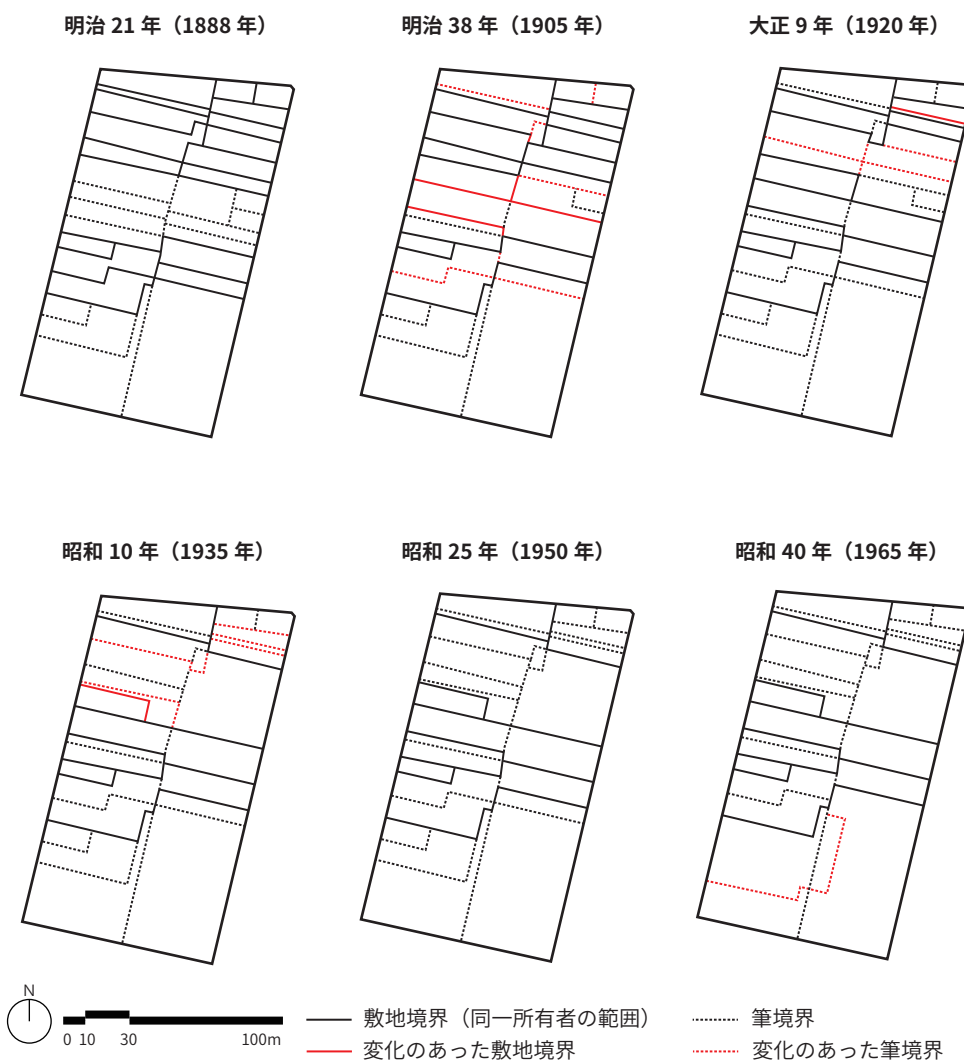


図4-16. D街区の敷地割変遷³⁵

35 筆者作成

表 4-4. D 街区の筆数・敷地数の変化³⁶

	合筆 (回数)		分筆 (回数)		筆数	敷地数
	間口	袋地	間口	袋地		
明治 21 年～明治 38 年	4	1	3	1	30→29	19→16
明治 38 年～大正 9 年	0	0	1	0	29→30	16→13
大正 9 年～昭和 10 年	4	0	1	0	30→27	13→9
昭和 10 年～昭和 25 年	0	0	0	0	27→27	9→9
昭和 25 年～昭和 40 年	3	0	1	1	27→26	9→9
合計	11	1	6	2	30→26	19→9

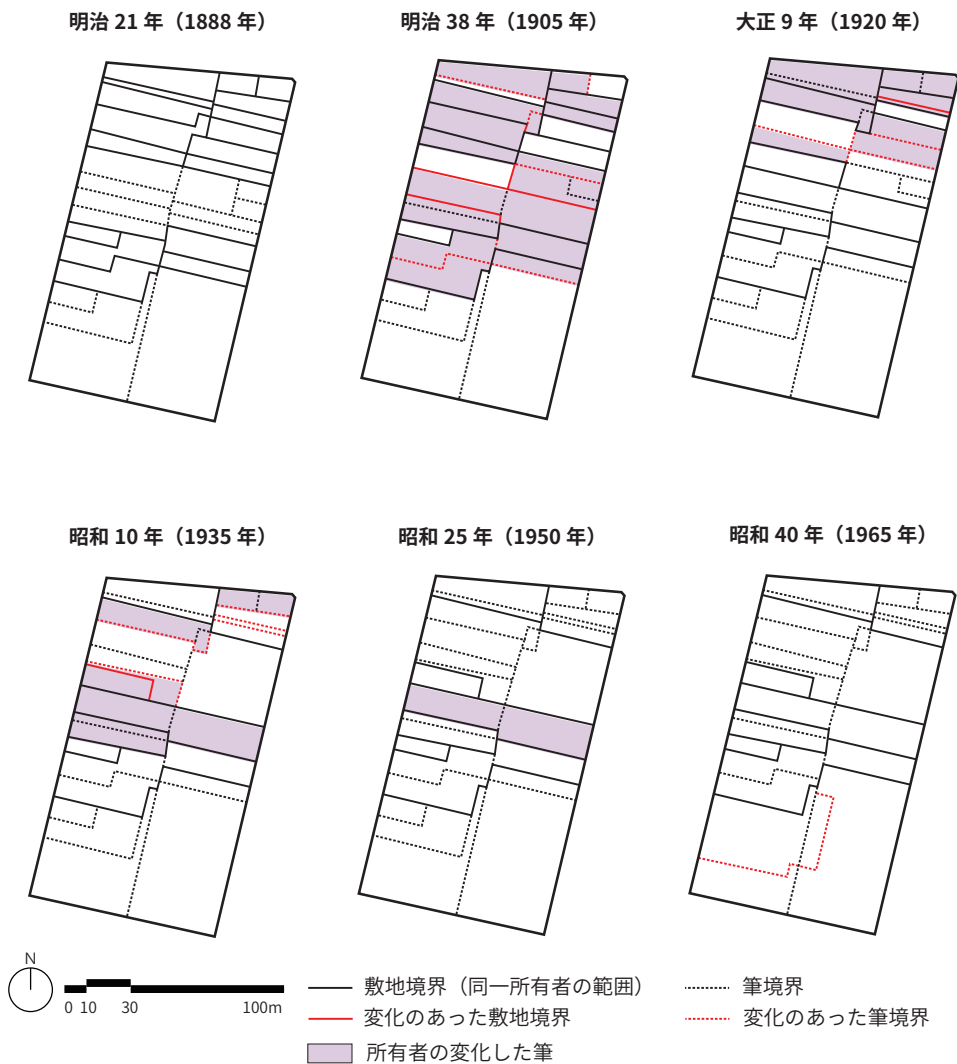


図 4-17. D 街区の所有者変化³⁷

36 筆者作成

37 筆者作成

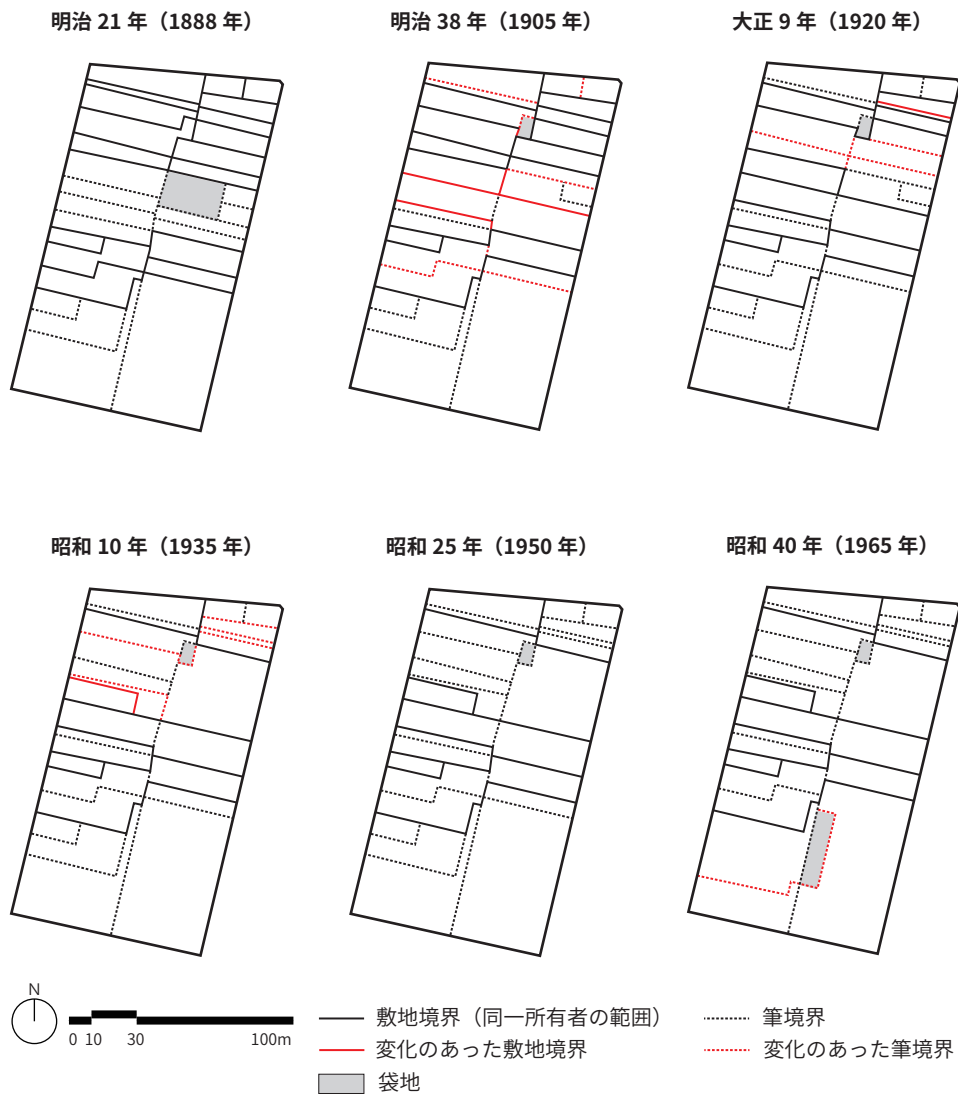


図 4-18. D 街区の袋地の変遷³⁸

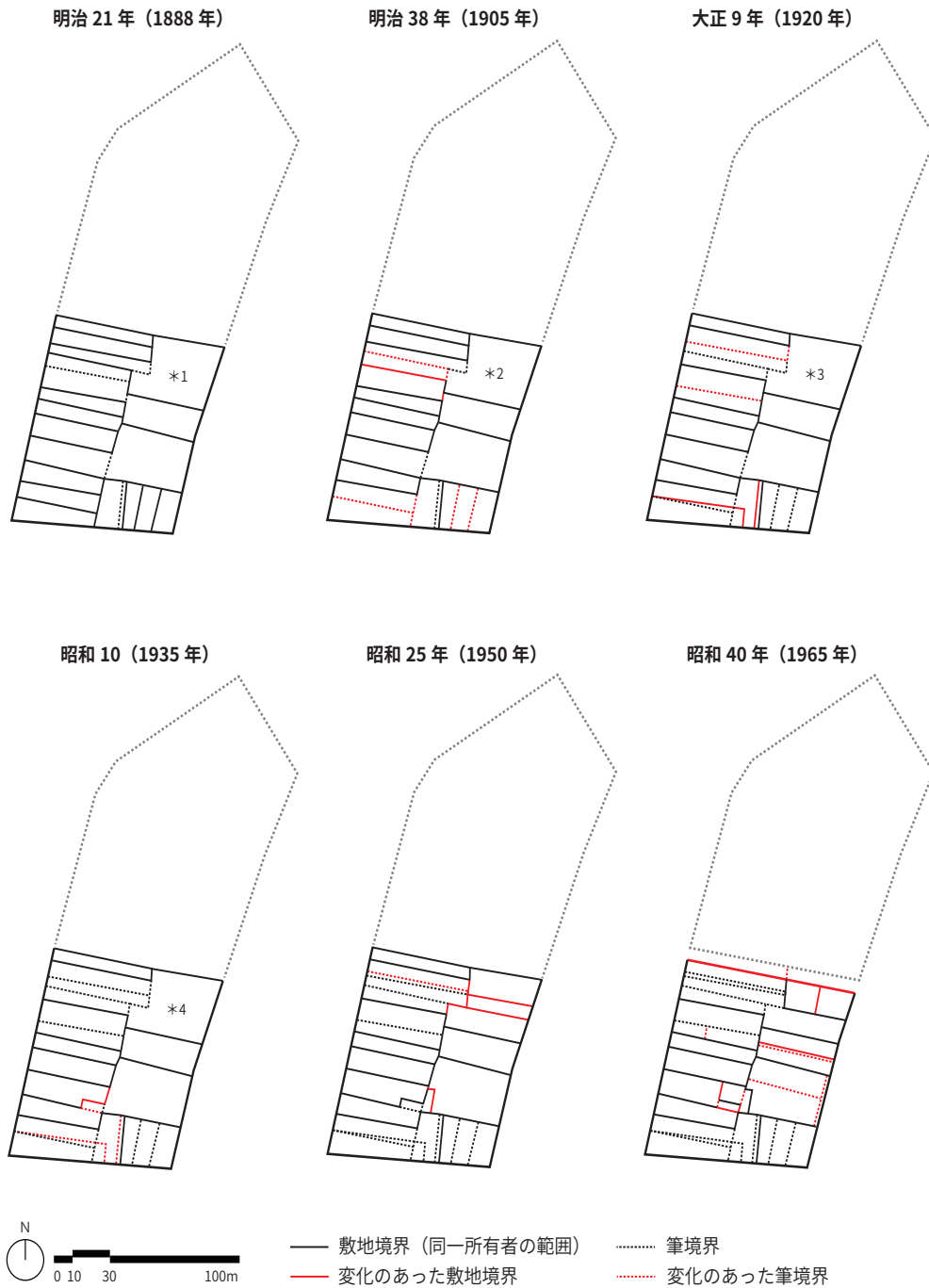
つづいて表 4-4 から各時点間の筆数と敷地数の変化を見ると、A～C 街区とは異なり、分筆に対して合筆の方が多という特徴が確認できる。筆数は減少し、敷地数も 19 から 9 へと大幅に減少している。袋地の変化は計 3 回と少なく、間口の合筆と分筆、そして裏通りまで一続きで所有することによって敷地を集約していく様子が見られる。図 4-17 の所有者変化及び図 4-18 の各時点の袋地を示した図を見ても、「かぐじ」の一部を分割、統合して敷地規模の調整を細やかに図る動きは見られない。

また戦前戦後の変化については、筆数は各時点間で順に 1 減少、1 増加、3 減少、変化なし、1 減少となっており、大きく変化した時点が無い。A・B 街区とは異なり、昭和戦前期までに規模を拡大させた敷地が、戦後に細分化する動きは見られなかった。

(5) E 街区

中町と旧片裏町のそれぞれ一部から構成される E 街区は、町割以来街区の西に面して「こみせ」を設けた町家が軒を連ねた。明治 21 年 (1888 年) 以降の E 街区の敷地割の変遷を表した図が 4-19 である。各時点の筆数と敷地数、時点間の合筆と分筆の回数については表 4-5 にまとめた。

38 筆者作成



*1*2 旧土地台帳の記録では昭和 11 年 (1936 年) に合筆されるまで 5 筆に分かれているが、旧公図上から合筆前の境界線が消されているため判別不能。
 ただし明治 21 年 (1888 年)・明治 38 年 (1905 年) とともに 5 筆の所有者が同一人物のため、筆境界の記載を省略した。

*3*4 5 筆の所有者が 2 筆と 3 筆で 2 名に分かれているが、上記同様に筆境界の判別が不能。筆境界及び敷地境界の記載を省略した。

図 4-19. E 街区の敷地割変遷³⁹

E 街区を含む街区は当初南北に細長い形状であったが、昭和 34 年 (1959 年) に一部の敷地を市が所有し、東西に走る道路を整備している。これによって縦長の街区が南北に分割されており、ここでは分割後の南側の範囲を E 街区として分析した。E 街区は街区中央を南北に通る背割り線を軸に、表通りと裏通り、そして南面の側道沿いに間口をもつ敷地が並んでいる。また明治 21 年当初より裏通

りまで一続きで所有する敷地も存在しており、D街区同様に敷地の地尻は背割り線沿いと裏通り面に混在している。

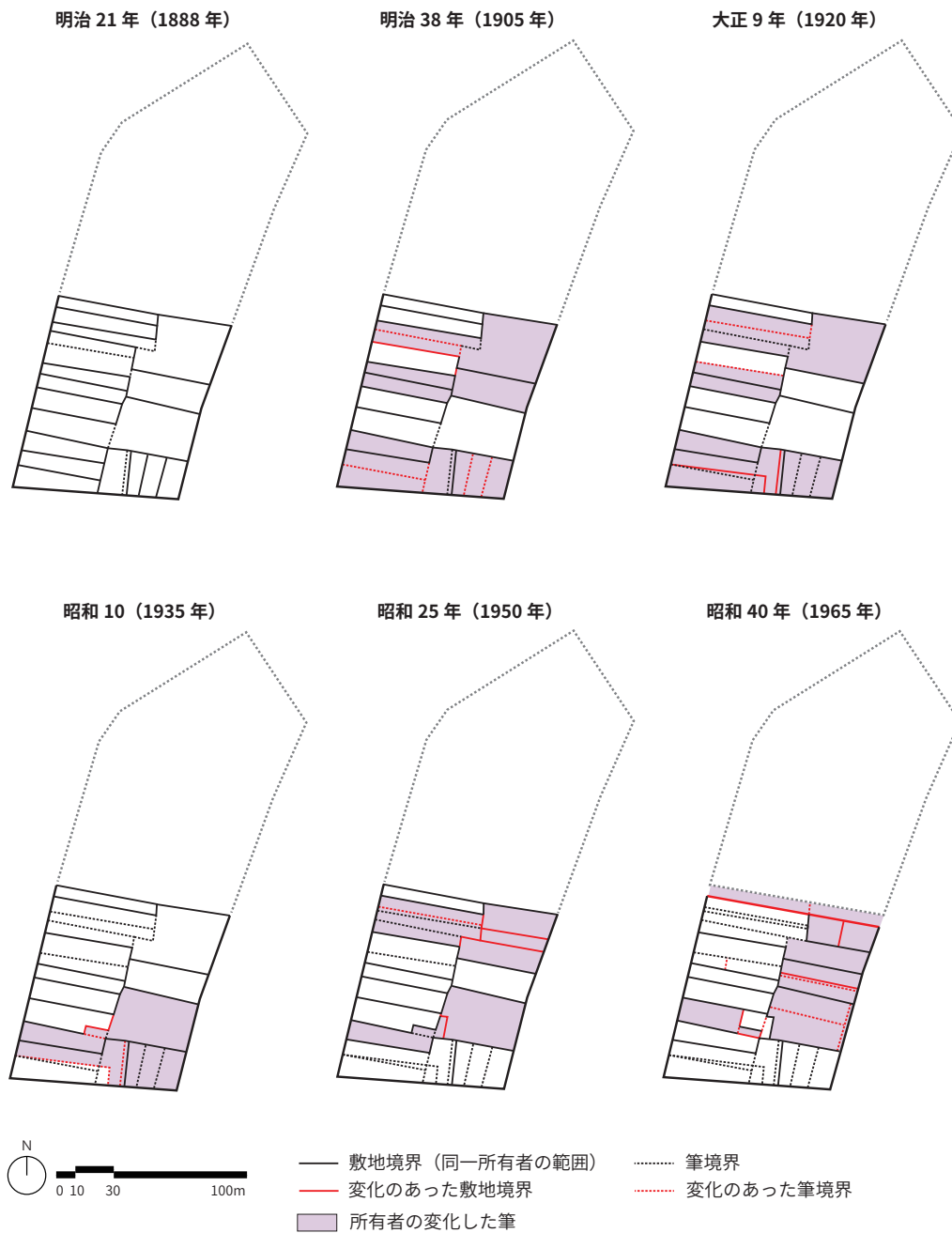


図 4-20. E 街区の所有者変化⁴⁰

つづいて表 4-5 から各時点間の筆数と敷地数の変化を見ると、分筆傾向にある一方で、敷地数は減少している。図 4-19 より表通りに面した敷地数は、当初の 11 から昭和 40 年 (1965 年) に 7 へと減少しており、間口が統合されている。戦前戦後の筆の変化数については、各時点間で順に変化なし、2 増加、1 増加、変化なし、7 増加であり、戦後昭和 25 年 (1950 年) から昭和 40 年 (1965 年) までの増加数が多い。ただしこれには行政が取得し道路用地となった 2 筆も含まれており、この新たな

40 筆者作成

北側の側道に面して間口をもつ敷地が生まれているため、分筆が多くなっているに過ぎない。A・B街区のように、戦後に敷地の細分化が生じたとは言えない。

図4-20の所有者変化及び図4-21の各時点の袋地を示した図から、背割り線沿いに地尻をもつ敷地が「かぐじ」の一部を袋地として分割し、隣接する敷地間で所有を移転する様子がわずかに確認できる。ただし街区規模の小ささゆえに、A・B街区のような大街区に比べて袋地の発生は少ない。

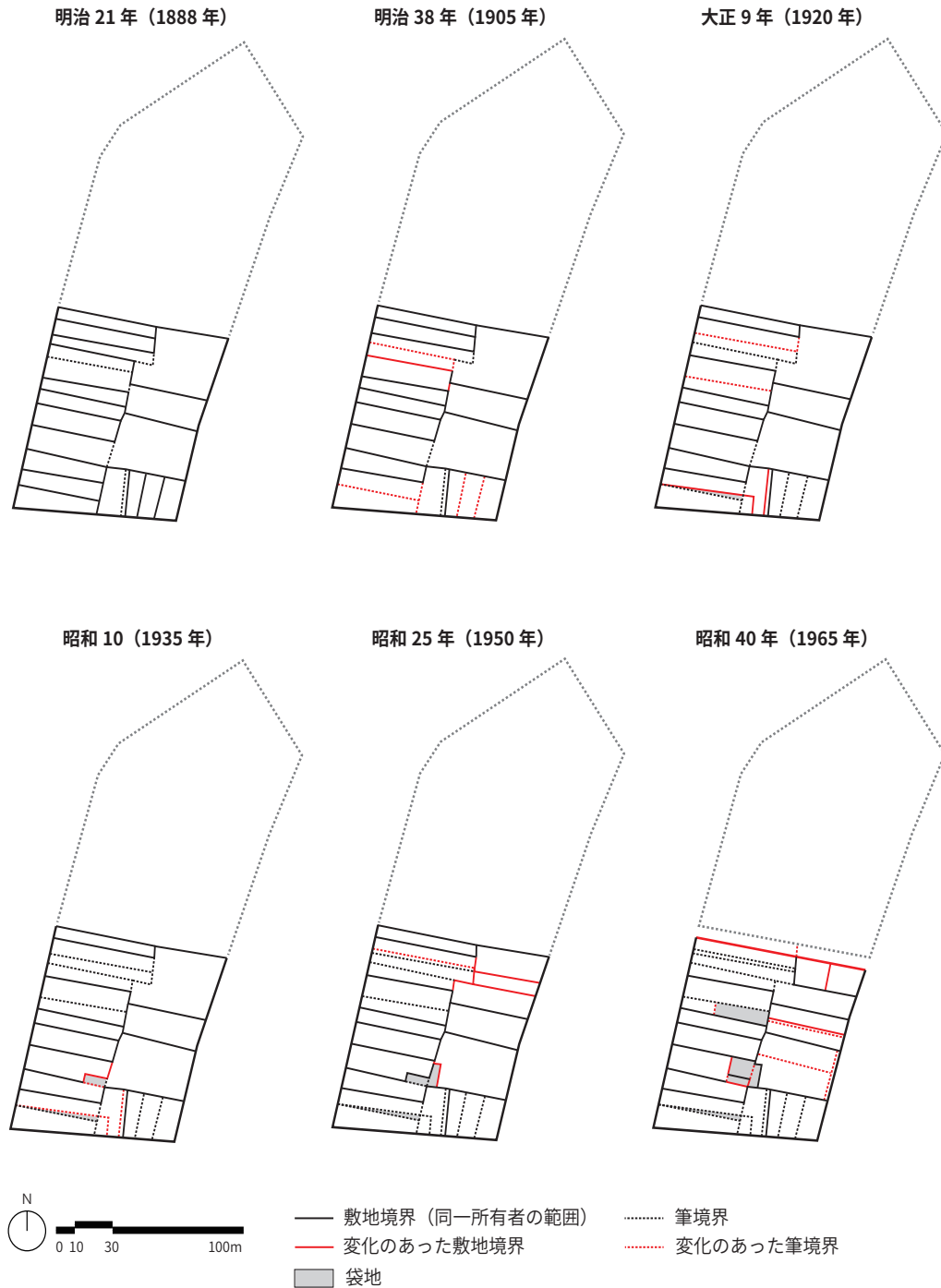


図4-21. E 街区の袋地の変遷⁴¹

41 筆者作成

表 4-5. E 街区の筆数・敷地数変化⁴²

	合筆 (回数)		分筆 (回数)				筆数	敷地数
	間口	不明	間口	側道面	袋地	公道用地		
明治 21 年～明治 38 年	0	0	0	0	0	0	24→24	15→12
明治 38 年～大正 9 年	0	0	0	1	1	0	24→26	12→14
大正 9 年～昭和 10 年	0	0	0	0	1	0	26→27	14→12
昭和 10 年～昭和 25 年	0	4	3	0	1	0	27→27	12→14
昭和 25 年～昭和 40 年	1	0	2	1	4	1	27→34	14→14
合計	1	4	5	2	7	1	24→34	15→14

(6) F 街区

中町と甲徳兵衛町、株梗木横町のそれぞれ一部から構成される F 街区は、町割以来街区の東に面して「こみせ」を設けた町家が軒を連ねた。

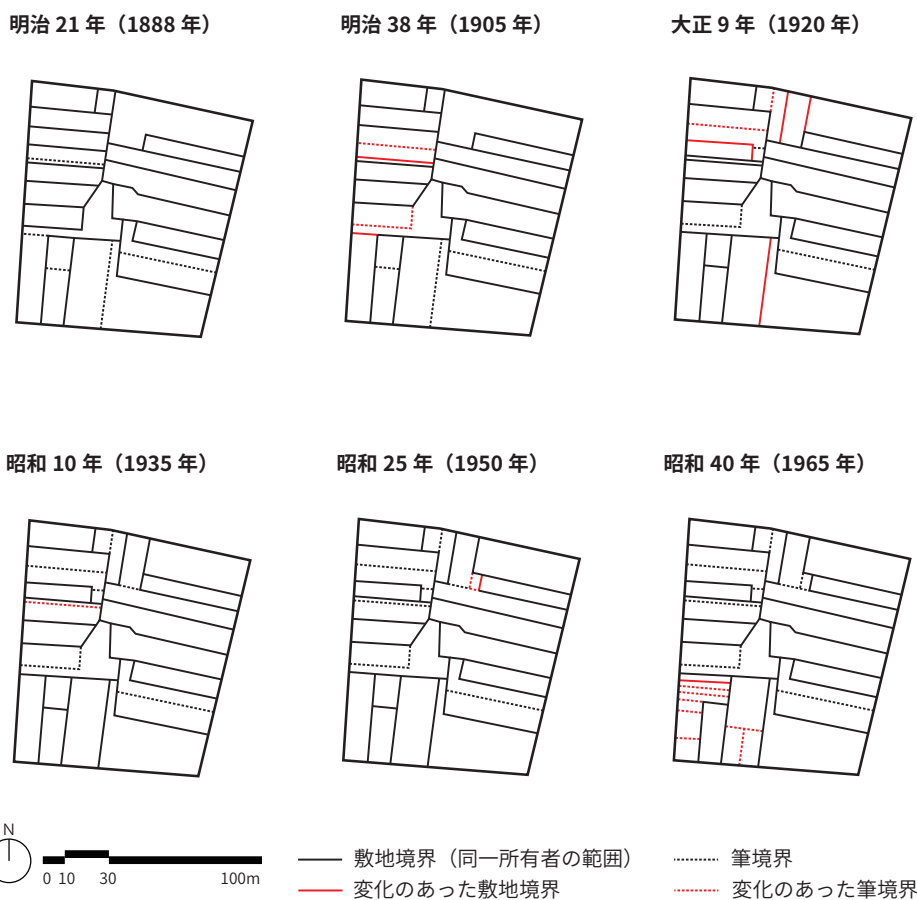


図 4-22. F 街区の敷地割変遷⁴³

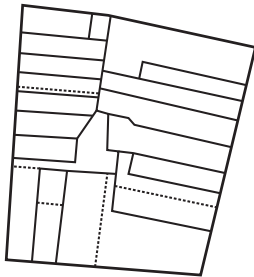
42 筆者作成

43 筆者作成

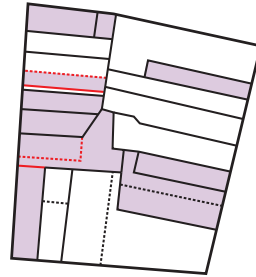
表 4-6. F 街区の筆数・敷地数変化⁴⁴

	合筆 (回数)		分筆 (回数)			筆数	敷地数
	間口	袋地	間口	側道面	袋地		
明治 21 年～明治 38 年	0	0	0	0	0	23→23	18→18
明治 38 年～大正 9 年	1	0	1	2	1	23→26	18→21
大正 9 年～昭和 10 年	0	0	0	0	0	26→26	21→19
昭和 10 年～昭和 25 年	0	0	0	0	1	26→27	19→19
昭和 25 年～昭和 40 年	0	1	6	1	1	27→34	19→19
合計	1	1	7	3	3	23→34	18→19

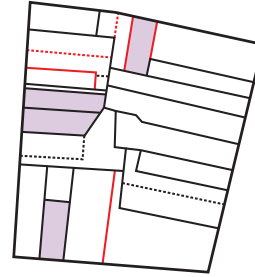
明治 21 年 (1888 年)



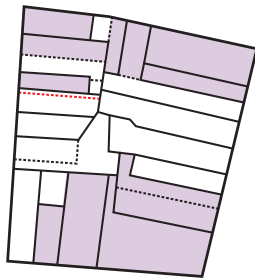
明治 38 年 (1905 年)



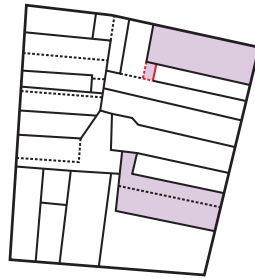
大正 9 年 (1920 年)



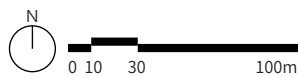
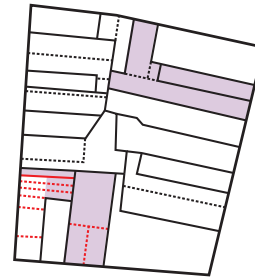
昭和 10 年 (1935 年)



昭和 25 年 (1950 年)



昭和 40 年 (1965 年)



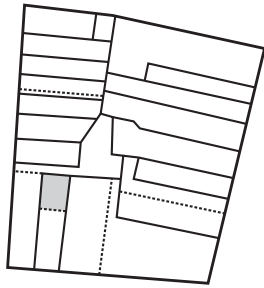
- 敷地境界 (同一所有者の範囲)
- 変化のあった敷地境界
- 所有者の変化した筆
- 筆境界
- 変化のあった筆境界

図 4-23. F 街区の所有者変化⁴⁵

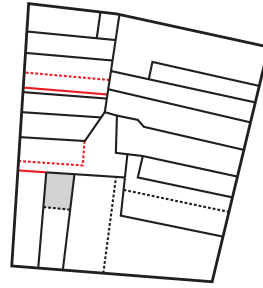
44 筆者作成

45 筆者作成

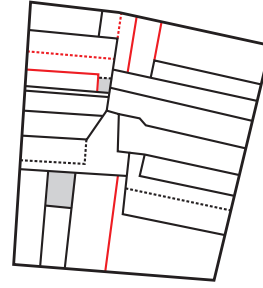
明治 21 年 (1888 年)



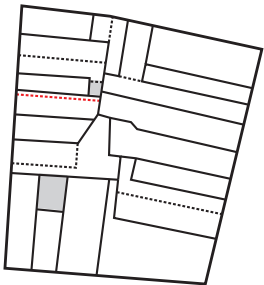
明治 38 年 (1905 年)



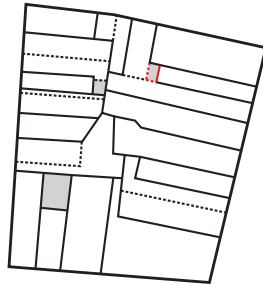
大正 9 年 (1920 年)



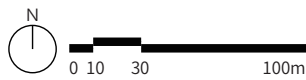
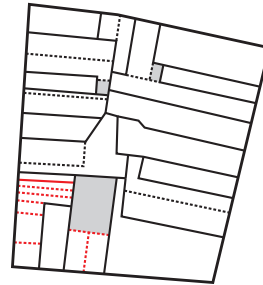
昭和 10 年 (1935 年)



昭和 25 年 (1950 年)



昭和 40 年 (1965 年)



- 敷地境界 (同一所有者の範囲)
- 筆境界
- 変化のあった敷地境界
- 変化のあった筆境界
- 袋地

図 4-24. F 街区の袋地の変遷⁴⁶

F 街区は正方形に近い街区であり、表通り、裏通り、側道のそれぞれに面して間口をもつ敷地が並ぶ。図 4-22 から各時点の敷地割を見ると、東面の表通りの敷地数と間口幅に変化が無い。図 4-23 から所有者の変化はあったことが分かるが、所有変化に伴う間口の分割や統合は生じなかった。また裏通りまで一続きで所有する敷地が発生していないことから、各敷地の「かぐじ」は街区内部に向かって集合していたことが推察できる⁴⁷。

つづいて表 4-6 から各時点間の筆数と敷地数の変化を見ると、分筆傾向にあるが、敷地数の増加は 1 に留まっている。昭和 25 年 (1950 年) 以降の間口の分筆が多いが、これは図 4-22 に示すように裏通り沿いの一敷地に関するものである。A・B 街区のように、戦後に大敷地が細分化する動きは見られなかった。

図 4-23 の所有者変化及び図 4-24 の各時点の袋地を示した図より、「かぐじ」の一部を袋地として分割し、敷地規模の調整を細やかに図る様子がわずかに確認できる。角地に位置する敷地が「かぐじ」を分割し、側道に間口をもつ敷地を生じさせている様子も確認できる。街区の小ささゆえに敷地形状

46 筆者作成

47 6 時点の敷地割では裏通りまで一続きで所有する敷地は無いが、厳密には明治 37 年 (1904 年) 4 月から翌年 8 月までの 1 年間に、表通りから裏通りまで一続きで所有する敷地が 1 件確認できる。しかしこの敷地形状は 1 年間のみで、明治 38 年 (1905 年) 8 月に表通りと裏通りで所有者が分かれている。

の変動は大きくないが、間口幅を変えずに奥行方向で規模を調整する傾向があったと言える。ただしA・B街区に比べると袋地の変化はわずかであった。

4.2.3 「こみせ」と「かぐじ」の連担の仕組み

以上のA街区からF街区の敷地割変遷の分析結果に、文献及び、明治期以前より歴史的な中心商業地に居住する複数の家へのインタビュー調査を加えて、「こみせ」と「かぐじ」の連担の仕組みを明らかにする。

「こみせ」の連担の仕組み

防雪・防雨の歩行空間としての役割に加えて、それぞれのミセに人を呼び込む装置としての役割をもった「こみせ」の連担において、各町家の「こみせ」の長さは経済力を象徴する間口幅に比例した。A～F街区の敷地割変遷の分析から、いずれの街区においても敷地間口には大小の差があったことが明らかである。そして敷地間口分の「こみせ」の建築はもちろん、修繕や日常的な手入れにかかる費用は全て所有者が負担した⁴⁸。

第3章で触れたように、敷地面積に占める「こみせ」面積の割合は凡そ3%～4%前後であり、その点では敷地間口の差が大きくは現れない。ただし歩行空間を形成する直線状の連担空間という性質上、町家の貢献度がより分かりやすく現れるのは「長さ」であり、当然であるが間口幅の広い家ほど差し出す「こみせ」は長い。道路が堆雪場となる冬季にも商業機能を維持するという商業地全体として共同の目的のため、大小を問わず全ての町家の関与が必要となる公共利用の「こみせ」の連担空間は、「おおよけ」を頂点とする戦前の階級構造を象徴するものであったと言える。

「かぐじ」の連担の仕組み

厳密に「かぐじ」の領域を線引きすることは不可能であるが、「かぐじ」が主屋裏の付属屋とオープンスペースを指すものである以上、各敷地の「かぐじ」の広さは敷地間口と奥行の深さに比例する。そして「かぐじ」に建つ付属屋一特に土蔵一の棟数が、町家の経済力を象徴した⁴⁹。したがって資金力のある家ほど「かぐじ」の面積は広く、ここでも経済力の差に応じた分配がなされていたと言える。

ただし敷地割変遷の分析より、A・B街区のように街区内側に向かって各敷地の地尻が集まる街区と、C～F街区のように背割り線沿いと裏通り沿いに地尻が混在する街区が存在したことが明らかであった。したがって地尻から主屋の背中までの領域を指す「かぐじ」は、必ずしも隣接する敷地間で連担を形成していたとは限らない。「かぐじ」の連担は、「こみせ」の連担のように全敷地の関与を前提に直線状に形成されるのではなく、隣接敷地の相互の「かぐじ」の配置に応じて不整形に形成されるものであったと言える。

ここで「かぐじ」の連担の特徴を明らかにするため、昭和戦前期までの「かぐじ」の利用について中町の旧家一久〇鳴海家の6代当主、高橋家14代当主、明治期創業の和菓子店松葉堂の当主及び職人の方々にインタビューを行った。鳴海家と高橋家の敷地は歴史的な中心商業地の中でもとりわけ広く、

48 奈良洋：雪国の知恵・こみせ（小店）の今日的意義—秋田県鹿角市花輪と青森県黒石市にみる、日本雪氷学会誌雪氷、Vol.68, No.2, pp.141-147, 2006 「こみせ、雁木の敷地は商店主らの私有地で屋敷内に建て、その建築費も自己負担である。従って、歩道部分の形、材質、色彩等はさまざま個性がにじみ出ている」(p.142) とある。「こみせ」は主屋構造の一部であるため、資料等で敢えて維持管理責任の所在を明記すること自体少ないが、現在まで建築費はもちろん、維持管理にかかる費用も所有者が負担することは引き継がれている。ただし第7章で後述するが、重伝建地区内については例外がある。

49 平成31年(2019年)1月12日に中町の餅屋寺山家9代当主にインタビューを行った際、「(昔は) 商売人としては蔵をもつことがステータス。『儲かってますよ』という意味」という発言があった。カッコ内は筆者補足。

戦前期まで有力な地主であったかつての「おおやけ」である。

まず代々酒造業を営む鳴海家の「かぐじ」は物理的境界で囲われ、現在まで酒樽を洗って干しておく場として利用されているが、こうした間口が広く奥行の長い敷地の「かぐじ」は古くから塀や柵で囲われていたとされる⁵⁰。同様に広い「かぐじ」を持つ高橋家は、かつて「かぐじ」に蔵が7棟あった。戦時中は畑をやり、また貸家も建てられていたという。畑としての利用は戦後まもなくやめており、その後はほぼ利用されていなかった⁵¹。

つづいて中町の北側に位置する松葉堂は、鳴海家や高橋家と比べて一般的な規模の町家である。昭和55年(1980年)頃まで「かぐじ」に和菓子用の釜を置き、釜用の木材が積まれていた。昭和初期には隣接する「かぐじ」間に物理的境界がなく、塀や柵があっても抜けられる場所があり、見習いが隣の「かぐじ」で遊んだり、隣り合う家同士で駅までの近道となる通り抜けとして利用していた。北隣の「かぐじ」はかつて畑として使われており、北側2軒隣の「かぐじ」では昭和初期頃に豚が飼われていた。南隣の「かぐじ」にはかつて庭園が造られ、柿やサクランボの木が植えられていた。こうして各々の自由な私的利用と共同利用を並存させながら、しばしば「かぐじ」で洗濯物を干す女性同士で会話を楽しんでいたという。松葉堂の「かぐじ」はその後しばらく仏壇用の花を育てたり、ビニールハウスを建ててサボテンを育てたり、子供用のブランコを置くなどしていたが、現在は使われていない⁵²。

以上より、春から秋は畑や坪庭、物干し場、冬は堆雪場という基本的な利用のされ方に加えて、かつては生業の道具置き場や家畜の飼育場など様々な利用があったことが分かる。そして敷地規模の大きい家(≒「おおやけ」)の「かぐじ」は物理的境界で囲い込まれ、冬季を除いて、敷地境界を越えた共同利用は特に無かった。一方で中小規模の町家については、隣り合う敷地同士で所有境界を越えて「かぐじ」を連担させて、通り抜けの形成や、子供の遊び場等として緩やかに使い合っていたという事実があった。したがって「かぐじ」の連担は全ての家の関与を前提とするものではなく、目の届く範囲内で、限定的な関係性において共同利用を生み出していたことが明らかである。

こうした状況を変えるのが冬季の降積雪であり、物理的境界を越えて自然と連担が形成され、境界を越えて屋根雪が落ち合うことはお互い様として許容された⁵³。「かぐじ」の連担は、季節によってもその様相を変えるものであった。

「かぐじ」の流動性

敷地割変遷の分析より、隣接する「かぐじ」の一部を分割、統合し、徐々に敷地規模を拡大していく、あるいは縮小していく特徴的な変化が確認できた。こうした動きは、特に街区内側に向かって「かぐじ」が集合するA・B街区において顕著であった。この「かぐじ」の流動性を含めた土地売買の特

50 平成30年(2018年)11月のインタビューにて、「『かぐじ』は畑にしたり、洗濯物を干したり。うちだと酒樽を洗ってほしたり」、「『かぐじ』は大きいところは塀で囲われていた」と発言している。

51 平成30年(2018年)11月のインタビューにて、「元々蔵が7つあったが、今は3つ。布団蔵があって、毎日開けていた。そういう生活だった」、「『かぐじ』は、戦時中は畑をやっていた。あとは貸家もあった。戦後に畑をやめて草がボーボーになって困っていた」と発言している。

52 平成31年(2019年)1月の当主のインタビューにて、「『かぐじ』には釜があった。羊羹づくりの。釜用の切った木を積んでいた。いずれも昭和55年くらいまで」、「義母が仏壇用の花を育てていた」、「義父のサボテンを育てるビニールハウスがあった」、「子供用のブランコを置いていた」、「隣の〇〇さんは畑にしていた。△△さんは庭園にしている、柿の木やサクランボがあった」、「昭和の初めころ、かつては見習いの子たちが〇〇さんの『かぐじ』で遊んでいたそう。塀も無く、あっても抜けられる場所があり、通り抜けができた。駅まで近道ができた」、「みんな洗濯物を干していた。干しながら△△さんと話したりしていた。広くないからこそ接触があった」、「今は使っていない。手が回らない。昔は大家族で職人さんも見習いもいて、大勢ですんでいたから人手があった。いろんなことができた」と発言している。同日の職人の方のインタビューにて、「××さんの『かぐじ』では昭和初め頃豚を飼っていた」と発言している。

53 前掲50のインタビューにて、「小さい『かぐじ』は両隣から雪が落ちてくる。お互い様」と発言している。

徴について明らかにするため、昭和戦前期の土地売買の状況を知る中町の旧家一久〇鳴海家の6代当主及び寺山家9代当主にインタビュー調査を行った。

まず鳴海家6代当主によると、歴史的中心商業地において不動産業者を介した土地売買が始まったのは戦後になってからであり、それ以前は親戚や知人間でのやり取りが原則であった。本家が取得した敷地を分家に売るというケースもあり、中には本家が「こみせ」部分のみを分家に貸し出し商売を試させていたという話もある⁵⁴。

また寺山家9代当主は、繋がりのある間柄での土地の流動性が、この地域の売買の特徴だと発言している⁵⁵。創業196年の餅屋を経営する寺山家は、初代から3代目まで中町通りを挟んだ向かいの敷地に店を構えていた。嘉永5年(1852年)の敷地割を示す「屋敷間数歩割下帳」⁵⁶でも、現在の店がある真向かいの敷地所有者に寺山屋久左衛門の名前が確認できる。その後4代目の時代に、西日が餅を痛めてしまうという理由と、より広い敷地を求めたという理由のために、通り向かいの店と交渉し敷地を交換した。このとき交渉相手となった店は後に山形町に移るが、その分家が跡に入り現在も居住している⁵⁷。

寺山家のような敷地の交換や近距離での移転は、A～F街区の敷地割変遷の分析過程でも複数例確認できた。例えば久〇鳴海家と同族のN家は、初めC街区の借家で呉服屋を開業したが、明治35年(1902年)の前町の大火で全焼の被害に遭う⁵⁸。その後は旧土地台帳の記録によると、明治36年(1903年)にF街区の表通りに間口をもつ敷地を買い、翌年に裏通りまで敷地を拡大した後、わずか1年で裏通り側の敷地を手放している。翌年の明治39年(1906年)に表通りを挟んだE街区の敷地を買い、大正2年(1913年)にF街区の敷地を売却し、同年にE街区の間口を拡大している。E街区での呉服屋としての営業は、昭和11年(1936年)に敷地を手放すまで続いた(図4-25)。

以上の履歴から、A家はC街区→F街区→E街区と3つの街区を転々としており、F街区には10年間、重複する7年間も含めてE街区には30年間敷地を所有している。同じ通りで商売を営む商業者同士という閉鎖性の中でのみ、状況に応じた柔軟な土地売買が実現していたことが窺える。広さやミセの方角など、より条件の良い敷地への移動が資金力に応じて可能であったことが推察できる。

さらにN家の事例で特徴的なのが、F街区において敷地を買い上げた相手と売却した相手が同一であるという点にある。具体的には、明治36年(1903年)にM家から敷地を買い、大正2年(1913年)にM家に敷地を売り戻している。こうした短期間の敷地所有や同一所有者による買戻しといったケースは、N家とM家の関係のみならず複数例で確認できた。この点について鳴海家6代当主に伺ったところ、黒石周辺には「信用売り」と呼ばれる売買の慣習があり、土地がその担保として扱われてい

54 令和元年(2019年)8月11日のインタビューにて、「戦後になって不動産屋を介した土地売買に。昔は親戚とか顔見知りで土地のやり取り(だった)。本家が分家に売る」、「最初(本家から)『こみせ』部分だけ借りて商売していたという話も(あった)」という発言があった。また同日に行った中町の飲食店2代目(30代)のインタビューの中でも、「昔は自分たちの通りから財産を出さないように、通り内で結婚していた」、「嫁・土地・財産を外に出さない」、「土地を売るとき、よくみなさん言うのが、住む場所だけは残しつつ、周りは売るといいうとき、信用のある身内ということになる。売ったあと何になるか分からないのは怖い」という発言があった。

55 令和元年(2019年)8月11日のインタビューにて、「(ここは土地が)いとも簡単に動く」、「黒石は商売をやるに難しいところ。信頼がないと続かない。繋がりがないと続かない。あると土地も動く」と発言している。

56 黒石市所蔵

57 平成31年(2019年)1月12日のインタビューにて、「初代から3代目はマルキの所にいたが、4代目が交渉して今の場所に移った。西日が強くて餅が早く痛むからという理由と、より広い場所が良かったから。かなりお金を積んだはず」という発言があった。この点について前掲23と同日の鳴海家先代当主のインタビューにて追加で情報を伺ったところ、「山形町の仕出し屋の盛家がマルキの本家」という発言があった。旧土地台帳で該当の土地を確認したところ、土地台帳への記載が開始した明治21年(1888年)から大正12年(1923年)まで盛家が所有しており、その後現在のマルキに所有が移転している。寺山家当主の発言と嘉永5年(1852年)の「屋敷間数歩割下帳」から総合すると、嘉永5年(1852年)から明治21年(1888年)までの36年間に寺山家と盛家の通りを挟んだ敷地の交換が行われ、その後大正12年(1923年)に盛家の敷地が分家のマルキに渡った。

58 みなみや仙骨(鳴海静蔵): 黒石夜ばなし第1巻, みなみ新報社, p.55, 1959.10

た側面があるという⁵⁹。インタビュー内に出てきたこの「信用売り」という言葉について文献資料を調査し、大正元年に南津軽郡役所によって出された『南津軽郡是：全』と翌年安西如鳩によって出された『烏城志——名黒石案内』にて以下の記述を確認した。

売買上ノ慣習

「販売ハ重ニ生産期ニ於テ之ヲ行フモ重ナル地主ノ玄米ハ多ク翌年ノ夏季ニ売出シ購入ハ其費用期ニ求ムルモ衣服類ハ盆正月ノ二季ニ於テスルノ例ナリ而シテ之レガ取引モ従来信用ヲ重ンジ相互融通ノ便利アリシガ貸借状態ノ変化ト共ニ自然現金取引ヲ行フニ至リ例外ナルハ苹果ノ輸出ニシテ悉ク問屋扱トシ一定ノ手数料ヲ与エ売品後代金ヲ回収ス」⁶⁰（下線部筆者）

売買上の慣習

「当地方の慣習として日常の日用品は兎に角に衣類及び家具類は大抵盆若くは正月の二季に於て之を新調し又貴重品或いは多額の品は概ね弘前に赴きて之を購入する有様なり商品代も陰暦五月（節句）七月（盆）十二月（大詰）の三回に仕払勘定するの例なりしが近時漸く現金売買となり貸売も月末勘定となり来れり掛直売の風は何処も未だ全く脱却せずと雖も斯地の顧客と商店とは多年得意の間柄なれば比較的その弊なしとす

斯地商人の仕入るる呉服太物類は東京、名古屋及弘前よりし石油、砂糖等の雑貨は多く弘前及青森よりす而して米、酒及薬工品の輸出先は青森及北海道にして林檎は東京と主とす是等の取引は荷為替付若しくは着荷払となし或は相互の信用により定期勘定となり居るものもあり惟り林檎のみは従来全く問屋との取引にて品物売捌きたる後に於て代金を回送することとし問屋へは約束の歩合手数料を仕払を慣例とせり」⁶¹（下線部筆者）

これによると、黒石周辺では衣類や家具類、貴重品を盆もしくは正月に新調するという慣習があり、代金は年3回の支払期日までに回収された。また商人の仕入れにおいても定期勘定の慣習があった。鳴海家6代当主の発言と併せて考えると、こうした相互の信用で取引が成立する売買の仕組みが地域で「信用売り」と呼称されていたことが分かる。現金売買が一般化するに従いこの慣行は見られなくなるが、かつては各家に帳簿をつける番頭がおり、収穫期に合わせて支払いが行われていた⁶²。

こうした信用に基づく定期勘定の慣行において、土地は担保として扱われた。金融機関に資金を借りるときだけでなく、商品を買う際にも土地を担保にとられていたということである。したがってA～F街区で見られた敷地の所有者が短期間に入れ替わる事象には、担保としての土地がとられていたことを意味するケースが含まれよう⁶³。

以上より昭和戦前期までの黒石の歴史的な中心商業地では、不動産業者を介さない親族間や知人間の土地売買が原則であり、この閉鎖的な関係内において柔軟な敷地の交換や移転が行われていた。さらに「信用売り」と呼ばれる相互信用に基づく定期勘定の仕組みに基づき、土地は担保として扱われ、これによって土地の流動性が高められていた。

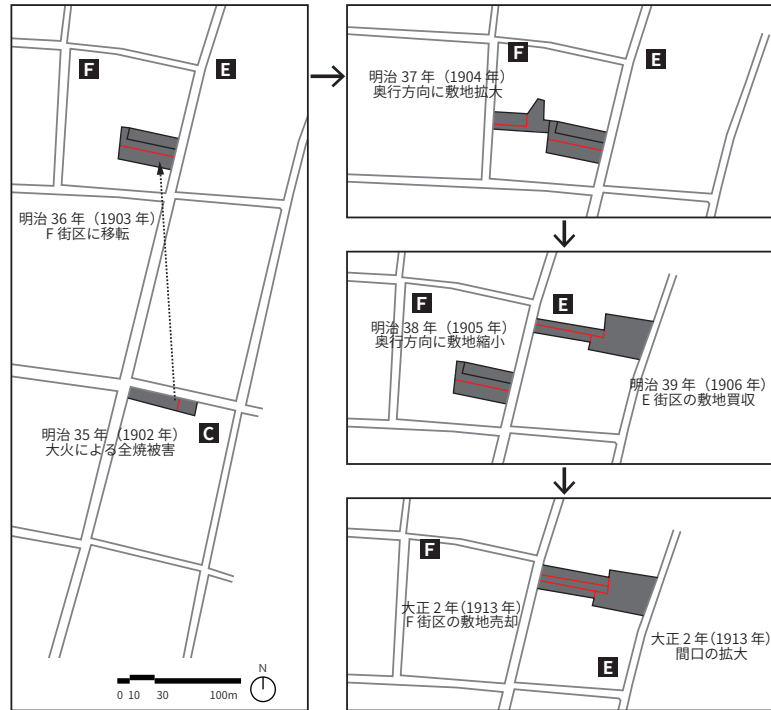
59 前掲54のインタビューにて、「昔は出来高。年一回お金を集める。信用売りだった」と発言している。

60 南津軽郡役所：南津軽郡是：全、p.648、1912.12

61 安西如鳩：烏城志——名黒石案内、p.66、1913.5

62 「信用売り」の売買慣習は、商人が集まる歴史的な中心商業地のみならず周辺農村でも広く見られた。旧中郷村のかつての大地主（＝「おおよけ」）であるK家の当主にかつての売買慣習についてインタビューを行ったところ、「信用売り。収穫したときに1回で払う。番頭さんがいて、帳簿をつけた」という発言があった（令和元年（2019年）10月11日）。

63 前掲54のインタビューにて、「大きい家が土地を買っているのは、担保でとっていた」と発言している。

図 4-25. N 家の敷地移転変遷⁶⁴

こうした慣行を前提として、隣接する「かぐじ」の一部を分割、統合するという特徴的な動きはいかなる現象と説明できるだろうか。この点については鳴海家 6 代当主と寺山家 9 代当主のインタビューより、町家にとって「かぐじ」は、資金繰りのために切り売りするものであったという事実が明らかとなった⁶⁵。表のミセや居住スペースに影響を与えず資金繰りを行う方法として、主屋裏の「かぐじ」は切り崩すのに最適な空間であった。資金繰りの必要な家は「かぐじ」の一部を切り離して売り払い、余裕のある家は「かぐじ」を広げて付属屋を増やしていくという仕組みが成立していた。

歴史的な中心商業地の土地所有における「おおやけ」の役割

第 2 章で明らかにしたように、黒石の歴史的な中心商業地に店を構える事業者の多くは周辺農村に小作地を抱える寄生地主であった。なかでも昭和戦前期まで黒石有数の豪商でありながら町外に大量の小作地を有した家は、津軽地方で資産家を意味する「おおやけ」と呼ばれ、黒石の政治・経済の中樞を担った。こうした戦前黒石の所得上位層を占めた「おおやけ」らの土地所有における役割を明らかにするため、まずここでは大正 2 年（1913 年）の『烏城志』にて地主として挙げられた 7 名を黒石町の代表的な「おおやけ」と特定する。以下は『烏城志』の引用である。

自作及小作の農家は前記の如く多からずと雖も町民にして耕地を有する地主なるものは尠しとせず中に就き地租二百五拾圓乃至二千三百圓を納むるものは左の諸氏にして其の所有する田畑のみにて四百式拾町歩を超ゆ

加藤宇兵衛 鳴海文四郎 西谷茂太郎 木村重助 西谷末吉 高橋理右衛門 松井七兵衛⁶⁶

64 筆者作成

65 前掲 24 のインタビューにて、「資金繰りで『かぐじ』だけ部分売りはよくあった」と発言している。同日の寺山家当主へのインタビューでも、「ちょっとしたお金が必要になると『かぐじ』を売った」、「使われていないところから切り崩す」という発言があった。

66 前掲 61 の安西（1913）の p.55



図 4-26. 代表的な「おおやけ」7 名の所有範囲⁶⁷

67 筆者作成



図 4-27. 複数の「おおやけ」による共同所有⁶⁸

第2章でも言及したが、地租250円から2300円を納める者として上記の7名が挙げられており、この7名が所有する田畑の合計だけで420町歩（約416ha）を超えていたことが記されている。これまでに何度も触れている久〇鳴海家の当主が鳴海文四郎、重要文化財高橋家の当主が高橋理右衛門である。戦後出された『黒石百年史』において終戦当時の黒石町の大地主として挙げられたのは上から順に鳴海文四郎（80町歩）、西谷直蔵（65町歩）、西谷茂太郎（64町歩）、加藤宇兵衛（60町歩）、鳴海清四郎（30町歩）である⁶⁹。西谷直蔵は西谷末吉の跡継ぎであり、上位者の顔ぶれにほぼ変化がない。したがって前述の7名を昭和戦前期の黒石町の代表的な「おおやけ」として、旧土地台帳及び旧公図の記録から、明治21年（1888年）から昭和40年（1965年）までのAからF街区に占める所有範囲を調査した（図4-26）。

昭和10年（1935年）までの変遷を見ると、間口が広く奥行の長い敷地の多くをこの7名の所有で占めており、明治期より徐々に面積を拡大している。寄生地主として周辺農村に大量の小作地を抱えていた彼らであるが、中心商業地内に広い屋敷地を有して商売を行い、また自屋敷の他にも敷地を所有していることから、大家として土地経営を行っていたであろうことが窺える。

一方で戦後の変遷に着目すると、敷地規模を変えずに居住を続けている家もあるが、所有する敷地を手放し撤退した家も現れている。6街区に占める7名の所有割合は、戦前に比べて減少した。戦後の農地改革は、中心商業地の商売や土地経営にも影響を与えたことが推察できる。

またこの7名に着目し6街区の旧土地台帳の記録を見ると、このうちの数名が一定期間土地を共

68 筆者作成

69 前掲10の鳴海（1962）のpp.232-233

同所有している事実が確認できる。図 4-27 は昭和 40 年（1965 年）の敷地割をベースに、複数の「おおやけ」による共同所有が確認できた筆を示した図である。まず図中①は、明治 39 年（1906 年）から明治 45 年（1912 年）の 6 年間のみ鳴海文四郎他 2 名が共同で所有している。台帳の記録には他 2 名の名前の記載が無く確認ができないが、以下の②③の事例より有力な「おおやけ」2 名と所有していたのではないかと推察する。②は、大正 14 年（1925 年）から昭和 8 年（1933 年）の 8 年間のみ鳴海文四郎、中村忠左衛門、松井七兵衛、木村重助、西谷末吉の 5 名が所有している。また③は同様の 5 名が昭和 4 年（1929 年）に高橋家から買い上げ、1933 年（昭和 8 年）までの 4 年間のみ共同で所有している。②及び③はいずれも昭和 8 年（1933 年）に黒石町に所有が移転し、②を用地として消防の第 3 屯所が建設された。

②と③を一定期間のみ共同で所有しその後黒石町へと売った 5 名のうち、4 名が前述の 7 大「おおやけ」に含まれる。また残り 1 名の中村家も、中町で醤油醸造業を営んだ階層上位の有力な商家である。したがって町内でも指折りの「おおやけ」らが、決して面積としては広くない土地を一時期のみ共同で所有していたということになる。

この点について、久〇鳴海家の 6 代当主にインタビューを行った。当時共同所有に参加していたのは、6 代当主の祖父に当たる 4 代目もしくは父にあたる 5 代目である。6 代当主は、「町で買えないからとりあえず」、短期間のみ資金力のある「おおやけ」らが土地を買い押さえ、その後町に売却した動きと説明した⁷⁰。前述のように戦前期までは閉鎖的な関係性における柔軟な売買慣行があり、通りの外に財産を出さないという不文律が存在していた。このことを前提とすると、「おおやけ」らが買い手のつかない土地を一時的に所有することで、よそ者に土地が渡ることを阻止していたと考えることができる。また 6 代当主は、こうした「おおやけ」が町のためにとる行動は、1 人ではなく何人かでやるのが基本であったとする⁷¹。「おおやけ」らによる組織が明確に存在していたわけではないが、「おおやけ」同士の協力によって、中心商業地の土地が地域内で循環する仕組みが成立していたと言えよう。

4.2.3 小括

本節では、都市空間構成の基盤条件となる歴史的な中心商業地の街区割の変遷を辿り、旧街道筋の歴史的な中心商業地のもつ中心性が徐々に新興商業地へと移っていく過程と、歴史的な中心商業地の前町・中町・横町周辺の街区割には大きな変化が生じず、近世の基盤が継承されたことを明らかにした。

さらに明治期から昭和 40 年（1965 年）までの敷地割の変遷分析と、それを補完する旧家へのインタビューから、「こみせ」と「かぐじ」の連担の仕組みと土地所有の特徴について以下の点を明らかにした。

「こみせ」と「かぐじ」の連担性の相違点

表の「こみせ」と裏の「かぐじ」はいずれも経済力に応じて持分が配分されており、敷地間口と奥行の広い「おおやけ」の家ほど長い「こみせ」を設け、広い「かぐじ」を持った。一方で両者の連担の仕組みには異なる点が存在した。

まず一点目は、その連担の形状である。「こみせ」の連担は表通りに沿って直線状に形成されるが、「かぐじ」の連担は不整形である。

二点目は、連担に関与するかしないかの選択肢の有無である。「こみせ」の連担がもつ防雪性の歩行空間という役割は、通りを構成する全ての町家が連担に関与したときに最も機能性が高まる。一方

70 前掲 54 のインタビューにて、「(それは) 町で買えないからとりあえず。第 2 次世界大戦前は金持ちだった。県の番付に入っていた」と発言している。

71 前掲 54 のインタビューにて、「一人でやるより何人かで (やるものだった)」と発言している。

で「かぐじ」は規模の大小によって使われ方が異なるものであり、大きい「かぐじ」は物理的に囲い込まれ、冬季を除いては周囲と連担しなかった。これに対して中小規模の「かぐじ」同士は雪の無い時期にも敷地境界を越えて連担を形成し、私的利用と限られた居住者同士での共同利用を上手く並存させていた。

土地売買における「おおやけ」の役割と、「かぐじ」の流動性

黒石の歴史的な中心商業地における昭和戦前期までの土地売買は、親族や知人間での取引が基本であった。閉鎖的な関係性においてのみ柔軟な土地の移転や交換が行われ、さらに買い手のつかない土地を複数の「おおやけ」が一時的に共同所有することにより、地域内で土地を循環させるセーフティネットが形成されていた。

また「かぐじ」は臨機応変に分割、統合が図られる流動性の高い空間であった。資金繰りの必要な家は「かぐじ」の一部を手放し、余裕のある家はそれを受け取り付属屋を増やすという、商売状況に応じて「かぐじ」を相互にやり取りするシステムが成立していた。

4.3. 近代黒石歴史的な中心商業地の敷地利用形態

つづいて本節では、昭和戦前期までの歴史的な中心商業地の敷地利用形態—敷地内建物配置と主屋の表構え—から、特に表で連担を形成していた各家の「こみせ」について、その形態のバリエーションを整理する。

4.3.1 敷地内建物配置

黒石の町家の伝統的な敷地内建物配置については、第3章にて整理を行った。重要文化財である高橋家のような「おおやけ」の敷地は、敷地前面に寄せて主屋を建ててその両脇に空地を確保し、その空地を「かぐじ」とは別に坪庭や大石武学流の庭園として整えていた。主屋裏の広い「かぐじ」には複数の付属屋が配置された。

一方で敷地間口が特段広くない場合は、敷地間口ほぼ一杯に主屋を建て、両脇にはわずかな空地のみを確保し、坪庭を置く場合は付属屋とともに「かぐじ」に配置された。

こうした伝統的な敷地内建物配置の変容が顕著に現れ始めるのは、戦後の対雪技術の機械化と車社会化への対応過程においてである。第5章にて後述するが、主屋をセットバックして前面を駐車場化する敷地や、「かぐじ」の付属屋を解体し駐車場化する敷地等が出現する。したがって本章が対象とする昭和戦前期までについては、伝統的な建物配置に大きな変化は無かった。

4.3.2 主屋の表構え：「こみせ」の形態

時代が前後するが、明治維新前の藩政期に限っては、黒石藩のアメとムチの介入が「こみせ」の連担を維持していた側面がある。そのことを示す唯一の記録として、江戸後期の安政5年（1858年）、前町の「おおやけ」鳴海半兵衛が「こみせ」の連担を妨げる建築をしたことを理由に、町年寄を免職になり、さらに謹慎を命じられたという事件がある。この記録は青森の「おおやけ」である滝屋伊東家の日記に残されている。以下はその引用である。

「安政五年五月八日

黒石御勘定奉行、今田友右衛門殿より来状の内に、このたび鳴海半兵衛無調法の義これありに

つき、町年寄取り放ち、慎み仰せつけられ候。

(中略) 右鳴海半兵衛は、元来忠右衛門と申して、黒石御用達相勤め居り候ところ、去る卯年町年寄仰せられるにつき、半兵衛と名を改め、俸を忠右衛門に改名いたし、専ら役人気取りにて相勤め居り候ところ、このたび同人家の向いの家を買いこみ、同人の居宅に新規取立て、役人屋敷同様に出来候由。

しかるに両隣りの家敷に障り候へども、押して相建て候由。自分の町年寄の威勢にて致し候へども、かねてより右様のことなどこれにあり、市中気受けも甚だよろしからず候由。

それらが無調法に相成り、前条御叱り相成り候由に御座候。

先年もいまの居宅相建て候節、同様両隣りに相障り、論合いたし、いま他行の節、隣りの小見世通り申さじ、大道表を相通り候由。

右よりの人物に御座候。全体に欲深き人にて、当処へ相下り候へても、みなみな相嫌い申し候。」⁷² (下線部筆者)

津軽黒石家が藩になった文化年間には、各町内は山形町組・鍛冶町組・中町組・上町組・元町組に編成され、この5町組が行政や消防の単位であった。組には組名主がおり、その上の3名の町年寄が現在の市長の役割を有していた⁷³。滝屋伊東家の記録は、町年寄という重要な役職に就く者であっても、「こみせ」の連担を妨げる行為は決して許されるものではなかったことを表している。「こみせ」に関する罰則を規定した史料等は現存せず、明文化されていたかどうかは定かでないが、「こみせ」の連担を維持する藩の介入があったことが推察できる。

またこの時代、「こみせ」の底地は公儀地と見なされ、課税対象から外されていた。このことは平成4年(1992年)に商工会議所内の商業活性化委員会が発行した『黒石の小見世について』という小冊子にて述べられている。著者の鳴海静蔵氏が「こみせの地面は誰れのものか」という節を設け、嘉永5年(1853年)の「屋敷間数歩割下帳」時点から調査時まで形状に変化の無い敷地を取り出して間口と奥行を比較し、江戸期には「こみせ」の底地が課税対象から除外されていたことを明らかにしている⁷⁴。この事実から著者の鳴海氏は、江戸期までの「こみせ」を官地民有の空間と呼んでいる。藩が連担を妨げる行為に規制をかけるというムチの介入だけでなく、底地を非課税とするアメの介入もあったと言うことができよう。

しかし明治の地租改正以降「こみせ」は私的領域の一部として課税対象に組み込まれ、また廃藩置県後に成立した中央集権的地方自治体制のなかで、町政の執行機関が「こみせ」の連担を途絶させる行為を規制することは無くなった。ただし明治44年(1911年)7月の藩祖・開町250年祭の様子及び、大正元年(1912年)の商家の表構えを記録した以下の写真が示すように、公的主体の介入が無くなったことが、すぐに「こみせ」の連担を失わせたわけではない。いずれの写真も「おおやけ」の屋敷を写したものであり中小商家の表構えを確認できるものではないが、以下で整理するように商家の表構えに変化が現れるのは概ね大正期以降である。

初めに「こみせ」の形態に変化をもたらしたのは、度重なる大火被害への対策であった。江戸期以来黒石の町方は幾度となく大火被害に襲われたが、なかでも有名な元治元年(1864年)3月9日に午前が発生した「半右衛門火事」、明治2年(1869年)4月16日昼の「ボサマ火事」、同じく明治2年(1869年)5月14日朝の「久一火事」は、歴史的な中心商業地に大きな被害を与えた。大工町の川村半右衛門宅から出火した「半右衛門火事」は、黒石陣屋町のうち東側の山形町、西側の元町周辺を

72 青森県立図書館蔵、『滝屋文書』

73 財団法人日本ナショナルトラスト：黒石「こみせ」の町並み、p.7, 2002.3

74 鳴海静蔵：黒石の小見世について、1992

除くほぼ全域を焼野原とし、借家を含めた家屋約 500 軒、小屋 612 棟、土蔵 14 棟、2 寺院を焼き尽くした。昼火事だったために人的被害は出なかったとされる。発生当時、上流の堰が普請中で町中の前堰に水が流れておらず、消化水を使えなかったことが被害を大きくした原因と考えられている。

また浜町の仁八の家から出火した「ボサマ火事」は、浜町の総家数 80 数軒のうち 72 軒を焼く被害を招いた。同年に前町の豪商「久一」こと鳴海忠右衛門宅から出火した「久一火事」は、強風によって火の手が町中に広がり、借家を含めた家屋 156 軒、土蔵 10 棟、小屋多数、神社 2 宇が焼失した。出火の原因は、久一の使用人たちが「かぐじ」で花火を製造し、誤って爆発させた火が小屋につき炎上したためとされる。木造の建物が密集する黒石の町方では、この後も大火被害が相次いで発生した⁷⁵。

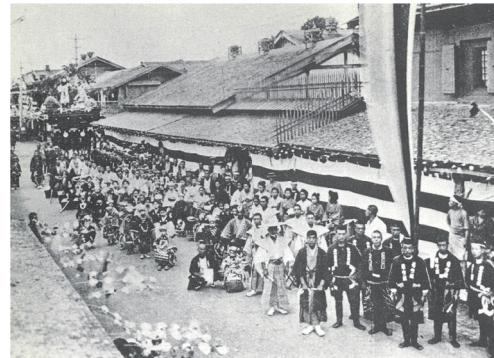


図 4-28. 左：藩祖・開町 250 年祭 中町の久〇鳴海醸造店（現存）・久〇の分家久山家⁷⁶

図 4-29. 右：藩祖・開町 250 年祭 前町の十川酒屋前⁷⁷

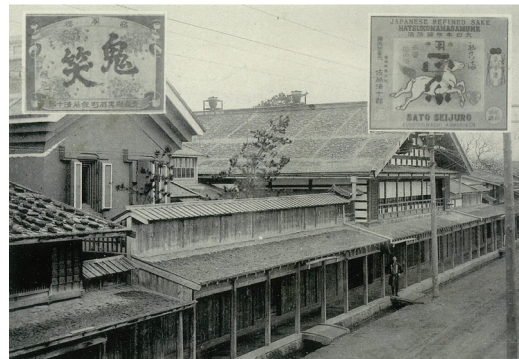
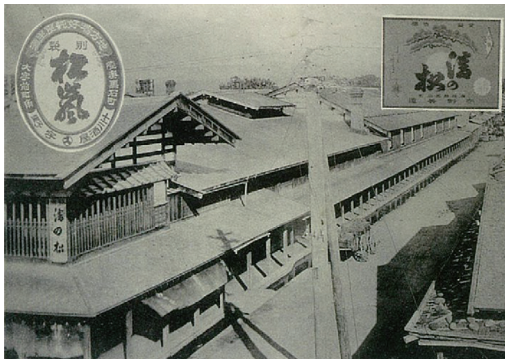


図 4-30. 左：前町・山形町角から見た十川酒屋（大正元年）⁷⁸

図 4-31. 右：元町の酒造屋初駒佐藤清十郎家（現存）（大正元年）⁷⁹

こうした度重なる大火からの復興と明治期以降の近代化の潮流の中で、耐火を目的とした新たな商店建築や銀行建築が現れる。以下に大正期から昭和初期にかけての黒石町内の様子を残した写真を整理した⁸⁰。A から I は町割以来「こみせ」が連担していた歴史的商業地に位置し、J から M は官庁街（市ノ町）から駅方面へと続く、国鉄黒石線の開通後中心性を獲得した通り沿いに位置する（図 4-33）。

75 黒石市：黒石市史通史編Ⅱ（近代・現代），pp.535-540，1988.12

76 前掲 17 の山上（1981）の p.153

77 前掲 17 の山上（1981）の p.152

78 黒石市：市制施行 60 周年記念誌—黒石今昔写真集，p.21，2015

79 前掲 78 の黒石市（2015）の p.20

80 写真は全て、前掲 17 の山上（1981）から転載した。



図 4-32. 写真の撮影地点 A～M⁸¹



図 4-33. 左：A横町 松井半六商店（昭和 7 年）



図 4-34. 右：B中町 中村酒造（昭和 8 年）



図 4-35. 左：C横町通り 横町から十字角を望む（昭和 7 年）



図 4-36. 右：D中町通り 松の湯前（昭和 7 年）

81 筆者作成。

横町のA松本半六商店（肥料商）、中町のB中村酒造には伝統的な町家の表構えが写されており、「こみせ」と道路の境に前堰が確認できるほか、Bの「こみせ」前面には防風雪用の建具がはめられている様子が分かる。またCは横町通りを、Dは中町北側の通りを写しているが、いずれも伝統的な木造の「こみせ」を設けた町家が並んでいる。

一方で、中町南側のG鳴海共立株式会社⁸²（貸金業）、前町北側のFマルチ薬局、Hの津軽銀行黒石支店⁸³は、昭和初期時点で既に近代的な表構えである。GとHには「こみせ」が設けられておらず、前堰と主屋の間は空地となっている。黒石の歴史的中心商業地に初めて「こみせ」の無い建物が登場したのは、大正8年（1919年）に上町で新築されたIの第59銀行黒石支店⁸⁴とされている⁸⁵。これを皮切りに、中町や前町の銀行でも「こみせ」の無い表構えが採用された。



図 4-37. E 前町通り 上原呉服店前（昭和7年）

前町のFは明治後期の大火後に新築された薬局であり、表構えには近代的な要素が取り入れられている。ただし銀行建築とは異なり、伝統的形態ではないながらも「こみせ」が設けられている。昭和7年（1932年）の前町通りを写したEには、右手奥にHの津軽銀行黒石支店が見えており、左手前にはFと同様に近代的な要素を取り入れた「こみせ」つきの商店が確認できる。この建物の当時の表構えを写した写真は現存しないが、Eの写真が撮影された同年に耐火目的で新築された呉服店である。このように昭和初期以降の黒石の歴史的中心商業地では、表構えに近代的な要素を取り入れつつ、周

82 明治39年（1906年）3月に鳴海合資会社として社員17名で創立し、大正2年（1913年）より鳴海共立株式会社となり、その後鳴海信用組合となった。南津軽有数の「おおよけ」鳴海家の大本家浅瀬石村の鳴海久兵衛、久兵衛家の分家中町の酒造屋「久〇」の鳴海文四郎、久兵衛家の別家元町の呉服太物商「山久」の鳴海義文、山久の別家元町の林檎輸出商兼醤油醸造業「久二」の鳴海徳太郎、久兵衛家の分家前町の和洋小物物商「カネ久」の鳴海久蔵、元町の醤油醸造業の鳴海清助の6名が無制限責任社員となり、代表社員は鳴海久兵衛が務めた。久〇の分家前町の久山鳴海末太郎が事務を担当した。資本金1万円の貸金業であったが、無限責任社員はいずれも有数の「おおよけ」であったためその信用は厚く、営業の繁忙は地方銀行と同等のものであった。毎期利益は無配当とし、積立金はほとんど資本総額と同額であった（安西如鳩：鳥城志——名黒石案内、p.78, 1913）。

83 津軽銀行は明治31年（1898年）に青森にて設立した地方銀行で、昭和18年（1943年）に青森銀行に合併した。旧土地台帳の記録によると、黒石支店は昭和4年（1929年）に前町の敷地を買収しており、この頃に開業したと推察できる。

84 本店は弘前にあり、黒石支店は明治27年（1894年）2月に開業した。大正8年（1919年）黒石銀行と合併した際に上町で新築し、「こみせ」を設けない近代建築を採用した。昭和18年（1943年）に青森銀行に合併し一本化した。

85 前掲1の黒石市教育委員会（1984）第4章「黒石商家の生活と風俗」にて中町の古老の語りを紹介しており、そのなかで「こみせ」について、「大正8年に旧59銀行支店と黒石銀行（明治30年設立）が合併して銀行が新築になり、そこのこみせがなくなった。これが商店街のこみせ解消の初まりであろう。現在の青森銀行支店のところである」とある。

囲と連担する「こみせ」を維持するという建替えのパターンが現れ始めた。

官庁街から駅へと続く通り周辺に位置した J の南津軽郡役所⁸⁶、K の尾上銀行黒石支店⁸⁷、L の黒石劇場はいずれも大規模な 2 階建て以上の近代建築である。昭和 7 年（1932 年）の市ノ町の大通りを写した E には、右手に K が確認できる。江戸期には侍町であった通り沿いのため、勿論「こみせ」の連担は無く、銀行や町役場、劇場の他にも近代的な表構えを採用した警察署や郵便局、一部商店等が立ち並んでいた。



図 4-38. 左：F 前町 マルチ薬局（昭和 7 年）

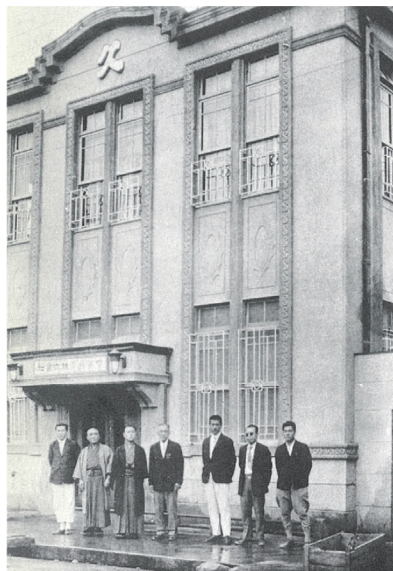


図 4-39. 右：G 中町 鳴海共立株式会社（昭和 7 年）

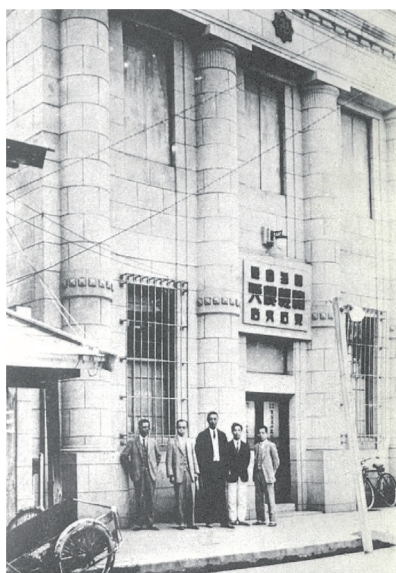


図 4-40. 左：H 前町 津軽銀行黒石支店（昭和 7 年）



図 4-41. 右：I 上町 第 59 銀行黒石支店（昭和 7 年）

86 後の黒石町役場の建物である。

87 昭和 15 年（1940 年）に第 59 銀行に吸収合併された。



図 4-42. 左：J市ノ町 南津軽郡役所（大正2年）



図 4-43. 右：K市ノ町 尾上銀行黒石支店（昭和7年）



図 4-44. 左：L甲徳兵衛町 黒石劇場（昭和7年）



図 4-45. 右：M市ノ町通り 尾上銀行黒石支店前（昭和7年）

以上より明治期から昭和戦前期にかけての黒石の歴史的中心商業地の表構えは、その類型を次のように整理できる。

1) 伝統的形態の「こみせ」を設けた表構え

AからEの前町・中町・横町の町並みを残した写真より、昭和初期時点では木造の伝統的形態の「こみせ」を設けた町家が多く残っていたことが確認できる。ただし昭和戦前期までの変容を考えると、歴史的中心商業地全体で伝統的形態の「こみせ」を持つ主屋がどの程度残り、どの程度がいつ頃に近代建築へと建て替わったかという正確な数字は定かでない。

2) 耐火目的の近代的要素を取り入れながら、「こみせ」の形式を維持した表構え

歴史的中心商業地のなかでも一部の町家は、耐火を目的とした近代的な表構えを採用しつつ、伝統的形態ではない「こみせ」を設けた。黒石の歴史的中心商業地において木造の「こみせ」が次第に姿を消していった大きな要因としては、明治期以降の度重なる大火被害を経て、木造の「こみせ」が類

焼を招く危険性を有するものと認識されたという点が指摘されている⁸⁸。醸造業や米屋、銭湯等の近代建築への建替えを必要としなかった業種を除いて、木造の町家は徐々に耐火建築へと建て替わった。

3) 「こみせ」を設けない銀行建築の表構え

大正期から昭和初期にかけて、元来「こみせ」の無かった官庁街に建てられた銀行建築や公共公益施設だけでなく、歴史的な中心商業地の通り沿いにも「こみせ」の無い銀行建築が登場した。写真Gの貸金業鳴海共立株式会社は、南津軽有数の「おおやけ」浅瀬石村の鳴海久兵衛を代表社員とする同族企業であり、中町の久〇鳴海家を始めとする久兵衛家の分家5名が久兵衛とともに無限責任社員を務め、地方銀行に並ぶ信用を得ていた。鳴海マキの大本家である久兵衛家は、宝暦年間（1751年〜）頃から黒石近郊の浅瀬石村を拠点として栄えた豪農の一家であるが⁸⁹、他の5名は黒石町内に店を構えた豪商であり⁹⁰、かつ周辺に小作地を抱える寄生地主でもあった⁹¹。

したがって、とりわけ有力な同族の「おおやけ」らが設立した金融機関が、周囲より早い時点で「こみせ」を設けない表構えを採用したということになる。またその他の銀行についても、第2章にて触れたように、当時は全て「おおやけ」らが金を持ち寄り設立したものであった。この事実が、「こみせ」の連担を維持する規範的な立場を「おおやけ」が有していたわけではないことを示すものなのか、あるいは銀行建築という特殊性ゆえの例外であり、「おおやけ」は「こみせ」の連担において規範を示す存在だったのかという点については、資料とインタビューの制約上本論文では明らかにすることが出来ていない。

4.3.4 小括

本節では、明治期から昭和戦前期までの敷地利用形態を明らかにした。敷地内建物配置については伝統的な型から大きな変化が無く、敷地前面に寄せて主屋が建てられ、主屋の裏の「かぐじ」に付属屋が配置された。

一方で「こみせ」の形態については、大正期以降の耐火目的の建替えに伴って伝統的形態が変容し、また同時期に「こみせ」を設けない銀行建築が登場した。近世には藩のアメ（非課税のインセンティブ）とムチ（連担を遮る増改築等の規制）の介入によって「こみせ」の連担が維持されていたが、明治期から昭和戦前期には公的主体が「こみせ」に介入した記録は無い。「こみせ」を設けるも設けないも基本的には各々の判断に委ねられるようになったなかで、「こみせ」の連担を途絶させる銀行建築の立地が可能となった。

ただし、表構えに近代的な要素を取り入れた町家がそれでもなお非伝統的形態の「こみせ」を設けていたことから、未だ道路が堆雪場として利用されていた時代には、「こみせ」が持つ防雪性の歩行空間としての機能の必要性が高かったことが分かる。冬季の機能的必要性が、一部を除き「こみせ」の連担性を担保していたと言えよう。

88 黒石市教育委員会文化課：黒石中町こみせ通りの歴史的背景及び概要（第3版）、pp.67-69、2005.7

89 青森県文化財保護協会：浅瀬石鳴海家文書、1995

90 黒石町の明治45年度の「重なる国税営業税納税者」（安西如嶋：鳥城志——名黒石案内、pp.64-65、1913）に、鳴海文四郎（102円680厘）、鳴海清助（41円440厘）、鳴海久蔵（33円800厘）、鳴海義文（24円940厘）、鳴海徳太郎（24円680厘）の名前が確認できる。中でも文四郎の資金力が段違いであることが分かるが、他の4名も上位の商家であったことは間違いない。

91 黒石町の明治45年度の「重なる所得税納税者」（安西如嶋：鳥城志——名黒石案内、pp.82-83、1913）に、鳴海文四郎（539円200厘）、鳴海清助（79円200厘）、鳴海徳太郎（46円920厘）の名前が確認できる。文四郎は黒石町内で2位の納税額であり、清助は11位、徳太郎は18位である。

4.4. 章括

4.4.1 「かぐじ」の特性—所有の流動性

黒石の歴史的中心商業地の伝統的な土地売買は、信用に基づく親族や知人間での取引が基本であった。閉鎖的な関係性においてのみ柔軟な土地取引が行われ、さらに買い手のつかない土地を一時的に共同で持つ「おおやけ」らのセーフティネットによって、よそ者に土地が渡ることを防ぎ、地域内部での土地の循環を成立させていた。

こうした土地取引の慣行のなかで、街区内側の「かぐじ」の所有の境界線は動的であり、特に大街区ほどその傾向が顕著であった。商売状況に応じて敷地規模の調整を図る仕組みとして、資金繰りの必要な家は「かぐじ」を切り崩し、余裕のある家は「かぐじ」を広げて付属屋を増やしていくというシステムが成立していた。変化を吸収し、柔軟に奥行を動かす流動性の高い「かぐじ」が、表のミセが担う商業機能を補完していたと言えよう。

4.4.2 「こみせ」と「かぐじ」の連担の仕組み

まず「こみせ」の連担は町家群の表で道路に沿って直線状に成立し、藩政期は底地を非課税とするインセンティブとともに、自由な通行を妨げる行為を規制するという藩の介入がなされていた。明治以降は課税対象に組み込まれ、行政による介入も無くなったが、道路が堆雪場であった時代までは機能的な必要性が連担を一定程度維持し続けた。

それぞれが「こみせ」を差し出すことにより成立する「こみせ」の連担空間＝「こみせ通り」は、所有をそのままに私的領域の中に公共利用を生み出すものであり、公的領域と私的領域の利用の境界線を曖昧にする。ただし隣接する町家間の「こみせ」の所有の境界線は明確で、各々が敷地間口分の責任を負いながら横に連担することで、まち全体にとって利益があり、またミセに人を誘うという点で所有者にとっても利益のある空間が成立していた。「おおやけ」とその他中小商人との間に存在した階級格差は、差し出す「こみせ」の長さに如実に現れていた。

一方で私的領域に囲まれて成立する不整形な「かぐじ」の連担は、必ずしも全ての町家が関与するものではなかった。居住中心の場として生活の利便性を支えるという「かぐじ」の特性上、単体の「かぐじ」でその役割を完結させることができる場合は、周囲と連担することを必要としない。したがって敷地規模の大きい「おおやけ」の「かぐじ」は基本的に物理的境界で囲い込まれ、あくまでも私的利用の空間であった。しかし中小規模の町家同士が隣接する場合は、物理的な境界を設けずに所有の境界を越えて「かぐじ」同士を連担させ、畑や物干し場といった私的利用と、通り抜けや遊び場といった共同利用を並存させていた例がある。

したがって限られた関係性で成立する「かぐじ」の連担は、所有をそのままに私的領域の中に共同利用を生み出すものであり、隣接する敷地間の利用の境界線を曖昧にした。また前項で述べたように、「かぐじ」は所有の境界線も動的であった。所有の境界を越えて空間を融通し合う利用面での柔軟性と、敷地境界自体を動かす所有面での柔軟性によって、連担関係にある家同士の生活の利便性や安全性を高める空間が成立していたと言える。そして雪が降ると物理的境界で囲われた「かぐじ」も自然と連担し、所有の境界を越えて、堆雪場を融通し合う関係性が育まれていた。

第5章 戦後高度経済成長期の連担空間の変容

5.1. 本章の目的

本章の目的は、戦後の黒石をめぐる社会変動及び都市計画の動向を整理したうえで、それに伴う歴史的な中心商業地の「こみせ」と「かぐじ」の変容を明らかにすることにある。昭和29年（1954年）7月に黒石町と周辺4村（浅瀬石村・中郷村・六郷村・山形村）が合併し発足した黒石市¹の歴史的な中心商業地は、戦後の産業構造の転換や車社会化、高速交通体系整備といった動きの中で、従来の商業環境に大きな変化を余儀なくされた。加えて前述のように、交通網の発達とともに現れた克雪型の都市づくりは、それまで町内・部落単位の連帯作業であった道路の雪処理を行政の業務へと変えた。広幅員の街路事業と除排雪の機械化が進められ、多雪地域の道路は堆雪場ではなくなった。

まず第2節では、既往研究に基づき黒石を含む津軽地方の戦後近代化の特徴を整理する。急速な重工業化により日本の産業構造が大きく転換した高度経済成長期、本州の最周縁に位置する青森県津軽地方は独自の近代化を経験した。そしてこのことを前提に、近世以来「農村都市」として発展した黒石町の戦後の変化を、人口推移と商圏の点から明らかにする。

つづいて第3節は文献資料を基に、戦後の黒石市をめぐる都市計画の動向を明らかにする。歴史的な中心商業地の「こみせ」と「かぐじ」が黒石市の資源として行政計画に位置づけられるまで、端的には「こみせ」に対する文化財保護の視点が現れるまでを範囲として、昭和55年（1980年）以前の都市計画の内容を整理した。「おおよけ」がインフラ整備や公共公益施設・娯楽施設の建設、あるいは失業者対策にまで深く貢献していた昭和戦前期までに代わって、地方自治体を主体とする都市計画が行われるようになった時代の最初期の計画及び事業内容を明らかにする。

第4節はこうした戦後の黒石市をめぐる社会変動と都市計画の動きを前提として、歴史的な中心商業地の「こみせ」と「かぐじ」の変容を、基盤条件と敷地利用形態の視点から分析する。戦後の社会的、経済的な変化が「こみせ」と「かぐじ」それぞれに如何なる変容をもたらし、あるいは如何なる点が継承されたかという点を明らかにする。

5.2. 戦後高度経済成長期の黒石市の社会変動と都市計画

5.2.1 津軽地方の近代化

戦後復興を経て日本社会が経験した高度経済成長期は、産業構造の急速な高度化と都市への人口集中をもたらした。しかしながら、稲作とリンゴを主とする第1次産業を軸に発展してきた青森県津軽地方は、こうした高度経済成長期の恩恵に浴することができなかったと言われる。社会学者の山下は、戦後の社会変動を「近代化」として把握したうえで、津軽地方の近代化の特徴を以下の4点に整理している²。

遅れた工業化

日本の工業化の中心となった太平洋ベルト地帯から最も遠い最周縁の青森県において、戦後に工業化を果たしたと言えるのは南部地方の中心都市八戸市に限られる。昭和39年（1964年）に新産業都市指定を受けた八戸市は工業都市として発展したが、津軽地方や下北地方は工業化の未成熟地域である。津軽地方には大規模な工業地帯が形成されず、全国的にも低い水準の所得指数を記録した。

こうした工業化の遅れの原因には、太平洋ベルトからの地理的な距離に加えて、農村部での高等教

1 加えて昭和31年（1956年）には尾上町（現平川市）追子野木を編入合併している。

2 山下祐介・作道信介・杉山祐子：津軽、近代化のダイナミズム、御茶の水書房、2008

育導入の遅れがある。戦後から昭和30年代にかけて関東方面へ集団就職をした農村出身の若年労働者は「金の卵」と呼ばれ、日本の戦後復興や高度経済成長を支えた。

消費社会の成立

工業化の遅れが顕著であったにも関わらず、消費社会は成立した。

農業・漁業の産業化

内部に工業化を伴わないまま消費社会が成立した背景には、工業化に代わるものとしての農業の産業化がある。津軽地方の北側は反収日本一の稲作地帯、南側はリンゴと稲の複合地帯であったが、昭和25年頃から始まる土地改良事業や農業構造改善事業等によってその生産力は各段に上昇し、多くの商品作物が開発された。漁業分野では、昭和50年（1975年）前後に開発されたホタテ養殖の産業化が進んだ。こうした農漁業の産業化は、機械化による作業の効率化をもたらした。したがって労働力を吸収する産業とはならず、むしろ排出する側となっていった。

遅れた人口減少・急激な高齢化

工業化に遅れた津軽地方は、地域内の産業を十分に発展させず、他の地域で発展した産業基盤を活用した地域であると言える。首都圏・中京の工業地帯に対して日本有数の人口排出地域として機能し、大量の出稼ぎ労働者を送った。農業という季節労働を補完する地域特有の生業形態として、昭和戦前期まで北海道のニシン漁場を主な排出先として行われてきた歴史をもつ出稼ぎは、津軽地方の生活文化を象徴する第4次産業とも呼ばれる。戦後は排出先を北海道から首都圏・中京へと変えることで、農業と出稼ぎを組み合わせる生業形態が継続した。

またこれに加えて、地域間格差の縮小や多極分散型国土の形成を目標とした公共事業の拡大が、産業基盤の未成熟な青森県下では貴重な雇用機会として機能した。昭和36年（1961年）に建設が開始した青函トンネルや、六ヶ所村の原子力施設へと繋がるむつ小河原開発、東北新幹線の建設等が生み出す雇用は、第1次産業の副業・兼業先となった。

こうした出稼ぎ労働と公共事業を農漁業と組み合わせる生業形態は結果として地域に人々を押し留め、過疎化や高齢化を抑制した。したがって津軽地方は長らく人口排出地域であったにも関わらず、本格的な過疎化・高齢化を経験するのは平成に入ってからであった。

5.2.2 戦後高度経済成長期の黒石市の社会変動

以上のような近代化の特徴をもつ津軽地方の中でも、弘前市と比べて黒石市の工業化は大きく立ち遅れた。日本経済が最も激しい産業構造の変動をした昭和30年代、黒石市の産業別就業者比率は第1次産業が60%を超えていた³。その後徐々に農業の就業者が減少するが、第3次産業の就業者が第1次産業の割合を上回ったのは昭和50年（1975年）である⁴。

前述のように、近世陣屋町の時代から黒石町と周辺農村は相互依存の密接な関係にあった。津軽沃野の「農村城市」として発展した黒石町と、「恰も人体の心臓部と四肢のその如き不利不測の状態」にある「共存共栄の一大経済圏」を構成してきた純農村の合併により成立した黒石市にとって、農業依存の産業構造から工業化への脱却を図ることは極めて困難であった。

3 昭和35年国勢調査によると、就業者19,118人のうち、第1次産業が60.4%、第2次産業が9.1%、第3次産業が30.5%となっている。

4 昭和40年の国勢調査では、就業者18,341人のうち、第1次産業52.4%、第2次産業12.5%、第3次産業35.1%。昭和45年の国勢調査では、就業者19,396のうち、第1次産業46.1%、第2次産業15.6%、第3次産業38.3%。昭和50年国勢によると、就業者18,999人のうち、第1次産業36.8%、第2次産業20.4%、第3次産業42.8%。

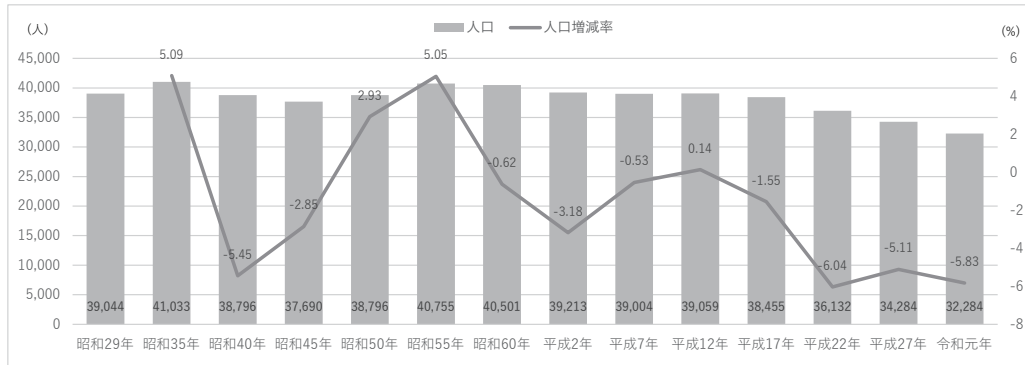


図 5-1. 黒石市の人口推移⁵

表 5-1. 黒石市商圏内市町村推移⁶

	第1次商圏 (吸収率 50%以上)	第2次商圏 (30 ~ 49.9%)	第3次商圏 (10 ~ 29.9%)	第4次商圏 (5 ~ 9.9%)	計
昭和51年	黒石市		浪岡町 田舎館村 常盤町	平賀町 尾上町	1市4町1村
昭和54年	黒石市		田舎館村	尾上町	1市1町1村
昭和57年	黒石市		田舎館村 尾上町		1市1町1村
昭和60年	黒石市		田舎館村 尾上町		1市1町1村
平成3年	黒石市		田舎館村 尾上町	平賀町 浪岡町	1市3町1村
平成6年		黒石市	田舎館村 尾上町		1市1町1村
平成9年		黒石市	田舎館村 尾上町	平賀町 浪岡町	1市3町1村
平成12年		黒石市	田舎館村 尾上町	平賀町 浪岡町	1市3町1村
平成15年	黒石市	尾上町	田舎館村 平賀町	浪岡町	1市3町1村
平成18年		黒石市	田舎館村	平川市*	2市1村

* 平成18年(2006年)に尾上町・平賀町・碓ヶ関村が合併し発足した新設自治体

黒石市の人口は、昭和35年(1960年)の4万1,000人を最大値としてほぼ横ばい状況にあった後、昭和55年(1980年)から減少傾向に転じた(図5-1)。日本社会全体は平成20年(2008年)を境に人口減少時代に突入したと言われるが、黒石市の場合も平成22年(2010年)以降の減少率が著しく、現在の人口は3万2,000人ほどにまで減少している。国立社会保障・人口問題研究所の推計によ

5 昭和35年(1960年)から平成27年(2015年)までの人口は国勢調査を、昭和29年(1954年)の人口は市制施行時の調査を、令和元年(2019年)の人口は県調査の推計人口を参照し筆者作成

6 消費購買動向による商圏調査報告書(青森県)を基に筆者作成

ると、2030年には2万7,468人、2045年には2万340人まで減少することが予測されており、それぞれの人口に占める65歳以上の割合は38.8%、45.3%と更なる高齢化が見込まれる⁷。歴史的な中心商業地を含む中心市街地⁸の人口減少率は市全体の減少率を上回る状況が続いており、中心市街地の人口シェアは平成30年（2018年）には6.3%となっている⁹。

このように高度経済成長期に工業化の遅れを経験した黒石市は、戦後際立った人口増加をすることなく人口減少期に突入した。さらに近世より南津軽一帯の中心地として発展した歴史があるが、戦後その商圏は徐々に縮小し、昭和51年（1976年）時点で既に第1次商圏は黒石市のみとなる。平成6年（1994年）以降は、平成15年（2003年）を除いて単独商圏の地位を失っている。戦後黒石市の商圏は、弘前市の商圏に組み込まれていった（表5-1）。

5.2.3 戦後の津軽地方・黒石市の都市計画：～昭和55年頃

大正8年（1919年）に都市計画法が制定されてから昭和戦前期まで、青森県内の都市計画の対象は青森市と八戸市に限られており、本格的な展開は戦後昭和22年（1947年）頃からであった。青森市は昭和4年（1929年）に都市計画区域を決定し、昭和10年（1935年）より街路計画の検討を始めた。しかし昭和20年（1945年）7月28日の青森大空襲により市街地のおよそ80%が焼失し、敗戦翌年に路線の再検討を行っている¹⁰。一方で戦後工業化を果たす八戸市は、大正8年（1919年）着工の鮫港¹¹が都市計画の基点となり、漁港から商港、工業港へと港湾施設を拡大させていった¹²。

戦後昭和25年（1950年）時点の県内の都市計画の状況が分かるものとして青森県史に掲載されている「昭和25年知事（退職及就任）事務引継書」¹³を参照すると、当時県は知事を会長とする都市計画審議会を設置し、建設大臣に諮問された都市計画法適用市町村の都市計画及び都市計画事業を審議・決定することとしていた。都市計画法適用指定は昭和4年（1929年）の青森市を最初として、昭和6年（1931年）の弘前市・八戸市が続き、引継書の出された昭和25年（1950年）時点では黒石市を含む16市町村が法適用の指定を受けている。引継書に記載のある法適用市町村を対象とした都市計画事業は、主として重要幹線街路事業¹⁴であり、市町村を事業主体として事業費に対して国庫補助金1/2、県費補助金1/4を交付した。

6年後の「昭和31年知事（就任）事務引継書（懸案事項含）」¹⁵には、より詳細な事業内容が記載されている。法適用市町村は25市町村に増加した。同年策定の都市計画事業5ヵ年計画に基づき、街路事業・公園事業・都市水利施設整備事業・土地区画整理事業を実施することとし、このうち黒石市については市町村施行の街路事業が計画された。青森市・弘前市・八戸市の街路事業には、当年度より開始した戦後雇用政策の臨時就労対策事業としての側面もあった。

その後昭和34年（1959年）に出された県の広報文書「県政のあゆみ」¹⁶にて、戦後の県下都市計

7 国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）02.青森県

8 ここでの中心市街地は、東地区（市ノ町・前町・横町・中町・浜町・下山形町・浦町1丁目・浦町2丁目・京町）、西部地区（大板町・大町1丁目・大町2丁目・上町・甲大工町・乙大工町・元町・緑町1丁目・緑町2丁目・株梗木横丁・油横丁・甲徳兵衛町・乙徳兵衛町・寺小路・袋井2丁目・内町）、中部地区（一番町・ぐみの木1丁目・ぐみの木2丁目・ぐみの木3丁目）

9 黒石市：黒石市中心市街地活性化基本計画、pp.6-7、2019

10 青森県：青森県史資料編近現代5、pp.227-230、2009

11 昭和4年（1929年）の市制施行により八戸市が発足すると、八戸港と改称。

12 前掲10の青森県（2009）のpp.215-216

13 青森県所蔵

14 この事業は昭和24年度（1959年度）まで生活都市再建整備事業と称されていた。

15 青森県所蔵

16 青森県所蔵、「県政のあゆみ 昭和34年2月号」（1959.2.25）

画事業の動向が整理されている。法適用は27市町村にまで拡大したが、うち14市町村は財源を伴わず事業を進められていない。この時点でも都市計画事業の内容は主として駐車場配置も含めた街路事業であり、「今後の課題として大きく取り上げられねばならない点は年々激増の一途を辿っている都市交通量を如何に捌いてゆくかということであつて、戦後異状発達を遂げつつある交通機関特に自動車交通量の激増により時期的にあるいは時間的に交通麻ひまたは半身不随的症状を呈する市街地が生じつつあることである」と述べられている。

さらに本書では27市町村ごとの都市計画の概要と課題がまとめられているが、黒石市の抜粋は以下の通りである。

黒石市（農業・商業都市）

「本市もその昔城下町として町造りがなされてきているので街路は不規則でありかつ狭隘で都市発展上の隘路となつている。昭和三十年から本市を貫いている二級国道、八戸～弘前線の代替線ともなるべき箇所改良と、宅地開発の環状線の一部を実施してきているが、本市の発展を図るためには姑息の計画には望めず、抜本的計画を要するので近く計画の再検討を行い、国鉄、弘南電鉄駅前の整理を含む都市計画を樹て強力に事業実施を進めたいと考えている。」

ここでは歴史的な都市基盤を継承する市街地の構造が、都市発展の障壁と認識されている。第3章で前述したように、戦後多雪地域における最大の課題は雪害の克服であり、特に車社会化に対応して道路の無雪化を進め、交通渋滞や冬型交通事故を防除することにあつた。昭和戦前期と比して都市の排雪負荷は格段に上昇し、国・県・市町村による除排雪体制の整備が急速に進められたが、それは道路の拡幅や補装、歩道の確保といった街路事業と一体を成すものであつた。したがって戦後しばらくの県下の都市計画事業はすなわち街路事業を意味し、都市間を結ぶ幹線道路を主とした陸路の充実が図られた。

こうした克雪型の都市づくりを目指す動きに加えて、昭和52年（1977年）に策定された第3次全国総合開発計画は、その基本目標を「限られた国土資源を前提として、地域特性を生かしつつ、歴史的、伝統的文化に根ざし、人間と自然との調和のとれた安定感のある健康で文化的な人間居住の総合的環境を計画的に整備することである」¹⁷として定住構想を提起し、地方への定住圏形成を計画目標に掲げた¹⁸。黒石市を含む津軽地域一帯の定住基盤の拡充を図ることが課題となり、自治省の新広域市町村計画における津軽地域や建設省の定住基盤総合整備計画における津軽地方生活圈、国土庁のモデル定住圏計画における津軽モデル定住圏など各省庁による指定を受け、基本構想や計画策定が進められた¹⁹。

昭和49年（1974年）から昭和55年（1980年）までに出された3つの構想及び計画内容（表5-2、表5-3、表5-4）を概観すると、黒石市は津軽地方の副心に位置づけられ、中心としての弘前市と機能分担を図ることが求められている。江戸期には宗藩と支藩の関係にあり、明治期以降も津軽平野の2極構造を形成してきた弘前と黒石であるが、前述のように戦後学都として発展した弘前市に対して黒石市の発展は立ち遅れ、都市機能が充実した弘前市に商圈を奪われる形となっていた。

17 国土庁：第三次全国総合開発計画，1977

18 青森県：青森県史資料編近現代6，pp.136-141，2014

19 黒石地域商業近代化委員会：黒石地域商業近代化地域計画報告書（基本計画），p.27，1987.2

表 5-2. 津軽広域都市圏整備基本構想²⁰

	公表年月	計画名称	計画主体
	昭和 49 年 3 月	津軽広域都市圏整備基本構想	(財) 日本開発構想研究所
概要	2 市（弘前市・黒石市）7 町（岩木町・藤崎町・尾上町・大鰐町・浪岡町・平賀町・板柳町）5 村（相馬村・西目屋村・常盤村・田舎館村・碓ヶ関村）で構成される地域を津軽広域都市圏と位置づけ、課題を明確化したうえで、将来発展の方向とその具体化の方策を構想したもの。津軽広域都市圏のマスタープランとしての性格を有する。		
黒石市の位置づけ	<p>広域都市圏を一体として扱い、中核都市を環状に結ぶ域内主要幹線を設定し、環状ルートに含まれない位置の市街地は小拠点として放射状に結合させる。</p> <p>黒石市は津軽広域都市圏の副心として、環状ゾーンの形成を図ると共に、工業・農業関連の流通施設や研究所等を立地させ、圏域の生活中心の場とする。具体的な整備構想は、市街地南側への工業団地流通センター、新業務地区（農業技術研究センター）、公園緑地等の配置。</p>		

表 5-3. 新津軽地域広域市町村圏計画²¹

	公表年月	計画名称	計画主体
	昭和 55 年 3 月	新津軽地域広域市町村圏計画	津軽地域広域市町村圏協議会
概要	2 市（弘前市・黒石市）7 町（岩木町・藤崎町・尾上町・大鰐町・浪岡町・平賀町・板柳町）5 村（相馬村・西目屋村・常盤村・田舎館村・碓ヶ関村）で構成される地域を津軽地域広域市町村圏と位置づけ、各市町村計画を整合させながら、津軽地域の一体的な定住基盤の拡充を図ることを目的としたもの。		
黒石市の位置づけ	<p>圏域内で弘前市との機能分担を図るとともに、もう一方の中心都市を目指す。</p> <p>具体的な方策は、東北縦貫自動車道を基幹として、国道 102 号・主要地方道大鰐浪岡線・西北 5 地方との直結県道等、交通ネットワークの整備を主とする。その他、宅地の造成、公営住宅の建設、公共下水道の事業化、公園緑地の整備、教育・文化施設の整備、農村整備、工場誘致等。中心商業地については、総合的再開発と駅前広場整備が挙げられている。</p>		

表 5-4. 津軽モデル定住圏計画²²

	公表年月	計画名称	計画主体
	昭和 55 年 7 月	津軽モデル定住圏計画	津軽モデル定住圏計画推進連絡協議会・青森県
概要	3 市（弘前市・黒石市・五所川原市）13 町（鯉ヶ沢町・深浦町・木造町・岩木町・藤崎町・浪岡町・平賀町・尾上町・大鰐町・板柳町・鶴田町・中里町・金木町）12 村（森田村・柏村・稲垣村・車力村・岩崎村・相馬村・西目屋村・常盤村・碓ヶ関村・田舎館村・市浦村・小泊村）で構成される地域を圏域として、定住条件の充実を図るために、若年層の流出防止・出稼ぎ解消・産業構造の高度化と、産業振興・雇用機会の増大、積雪寒冷地の居住整備、人材育成を目指すもの。		
黒石市の位置づけ	「津軽こけしの里づくり運動」として、旧山形村の温湯こけしの伝統工芸技術の伝承と後継者づくり、生産施設としての「津軽こけし館」の建設、産業振興を目的とした運動の推進を提言。		

20 前掲 19 の報告書の pp.9-10 を参照し筆者作成

21 前掲 19 の報告書の p.10 を参照し筆者作成

22 前掲 19 の報告書の p.11 を参照し筆者作成

こうした津軽地方の定住圏形成に向けても、主とする事業内容は都市間交通ネットワークを強化するインフラ整備であった。黒石市に関係するものとしては、昭和54年(1979年)の東北縦貫自動車道弘前線青森—大鰐弘前インター間開通とそれに伴う黒石ICの開所、国道102号バイパスの整備、主要地方道大鰐浪岡線の整備がある。黒石ICの設置により黒石市を含む南津軽が陸路で首都圏と結びつき、黒石市街地北側や浅瀬石川の左岸、尾上町や田舎館村等の南津軽周辺町村に小規模ながら工業団地を形成した。旧黒石町域の南側を東西に通る国道102号バイパスと、歴史的な中心商業地の東側を南北に貫通する主要地方道大鰐浪岡線新千歳橋の整備もこの時期より計画され、それぞれ昭和61年(1986年)、1987年(昭和62年)に開通を果たした(図5-2)。

以上より戦後から昭和50年代中頃までの黒石市の都市計画は、共に定住圏を形成する津軽地方の市町村との交通網を強化し、さらに首都圏からの企業誘致による工業化の進展を目論んだ時代であった。しかし結果として国道102号バイパスの開通は南津軽の人々を弘前市へと向かわせ、弘前市の更なる商圈拡大へと働いた。また平成に入るとバイパス及び主要地方道大鰐浪岡線沿道への大型商業施設²³や飲食店の出店が相次ぎ、中心市街地の衰退を助長することとなった。



図5-2. 黒石市周辺交通概略図²⁴

5.2.3 戦後の黒石歴史的な中心商業地の都市計画

こうした黒石市を含む津軽地方の戦後都市計画の流れは、近世由来の基盤条件を継承する歴史的な中心商業地とも決して無縁ではない。黒石市は昭和28年(1953年)に都市計画区域の当初決定を行い、行政区域面積の約33%に当たる7,159haを指定している。市街化区域を定めない非線引き都市計画区域である。昭和42年(1967年)に用途地域と準防火地域の当初決定が、続けて昭和44年(1969年)に防火地域の当初決定がなされた。用途地域は都市計画区域の約8%が指定され、住居系用途が

23 代表的なものとして、平成8年(1996年)10月に国道102号バイパスの南側、主要地方道大鰐・浪岡線沿道にオープンしたイオン系列のジャスコシティ黒石がある(黒石市大字中川)。しかし弘前市の大型商業施設と競合して売り上げに伸び悩み、平成20年(2008年)4月に閉店した。

24 前掲19の報告書のp.30図1-1-2「黒石市周辺交通概略図」より転載。

8割を占める²⁵。歴史的な中心商業地の前町・中町・横町は商業地域ないし近隣商業地域に指定され、全域が準防火地域に含まれた。さらに前町と横町、市ノ町のそれぞれ一部を含む街区²⁶が防火地域に指定されたが、これは翌年オープンの寄合百貨店「大黒デパート」を建設する際、補助金を獲得する要件として必要になり設定したと伝えられる²⁷。歴史的な中心商業地一帯に耐火の規制がかけられたことで、類焼を招く恐れの高い木造の「こみせ」をもつ建築物の多くが規定を満たさないものとなった。

さらに幹線道路のみならず、市街地の狭隘かつ一方通行の多い街路網の改善を図るため、市街地各所の道路拡幅や新たな道路整備が計画された。こと歴史的な中心商業地については、秋田方面から青森港、その先の北海道を結んだ旧街道筋(=市道前町浜町線)が、昭和42年(1967年)8月9日に告示された黒石市都市計画の街路計画に基づき、昭和50年(1975年)11月22日²⁸に現状幅員7.4m前後、「こみせ」を含めると約11mから16mへの拡幅が決定した。拡幅の目的は、市街地中心部を南北に通過する車両の交通難緩和、市街地中心部の防火対策強化、街区の適正化の3点にあった。車両の交通難は降積雪のある冬季に顕著となるが、短時間での道路の無雪化には除排雪車が入る十分な幅員と歩道への流雪溝・融雪溝の設置が必要である。「こみせ」の連担が歩行空間を確保してきた歴史的な中心商業地の通りも例外なく、より効率的な除排雪体制を可能にし、さらに防災性を高める街路事業が計画された。

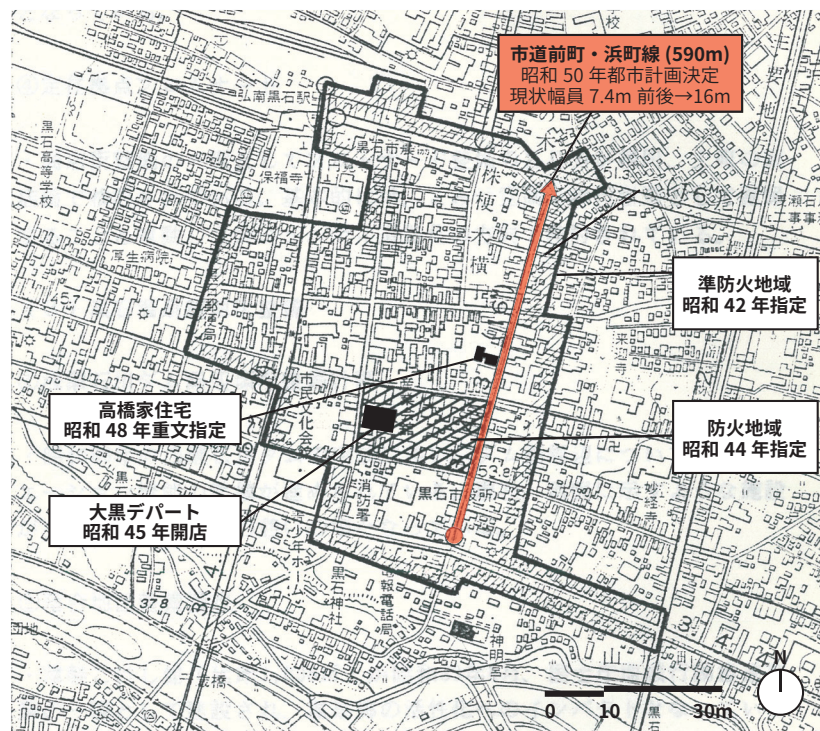


図5-3. 歴史的な中心商業地の都市計画(昭和50年以前)²⁹

こうして拡幅が決まった市道前町浜町線沿道では、昭和48年(1973年)2月に前述の中町の高橋家住宅が国重要文化財に指定されている。津軽地方に残る最古の大型商家として、「こみせ」を含む

25 黒石市：黒石市都市計画マスタープラン，2010.4 第1章黒石市の現況1(4)都市計画の成り立ち、及び4(2)市街化動向の部分参照。

26 第4章の敷地割変遷の分析におけるB街区に該当する。

27 財団法人日本ナショナルトラスト：黒石の「こみせ」の町並み，p.152，2002.3

28 都市計画決定の日付は、(株)都市デザイン：黒石市都市計画変更計画調査，1990.3 のp.8図1-3-3「黒石市用途地域及び都市計画道路」を参照した。

29 都市計画図(黒石市：黒石市都市計画変更計画調査報告書，p.9，1991.3より転載)を基に筆者作成。

主屋が評価された³⁰。道路拡幅は文化財指定より先に策定された街路計画に基づく決定であったため、文化財保護と拡幅という両者間に矛盾の生じる状況を生み出した。この都市計画道路の存在は後に「こみせ」の保全をめぐる大きな論点の一つとなっていくが、その点については次章にて述べることとする。

5.2.4 小括

本節は、黒石における戦後近代化の特徴と、昭和50年代中頃までの都市計画事業の動向を整理した。

工業化の遅れと黒石商圏の衰退

高度経済成長期に急速な重工業化を果たした太平洋ベルト地帯や首都圏近郊に対して、最周縁に位置する津軽地方は工業化に大きく立ち遅れた。なかでも「農村城市」として発展した黒石市は農業依存の産業構造から工業化への脱却を図ることが難しく、第1次産業の就業人口が最多を占める状況が昭和50年（1975年）まで続いた。

また黒石市の人口は、戦後際立った増加を経験することなく減少に転じた。都市機能を充実させた弘前市に商圏人口を奪われる形となった黒石市は、次第に弘前市の第2次商圏に組み込まれていった。

「おおやけ」から地方自治体へ

繰り返しになるが、昭和戦前期までの黒石において政治・経済の担い手は「おおやけ」と呼ばれる地域エリートであった。寄生大地主として周辺農村に大量の小作人を抱える「おおやけ」らがそれぞれ私財を投じ、黒石町内及び周辺農村の環境整備を行っていた。

戦後に都市計画法適用指定を受けた黒石市は、昭和28年（1953年）に非線引きの都市計画区域の当初決定を行った。「おおやけ」の個別事業が都市や農村の環境改善や都市機能の充足に貢献していた時代から、地方自治体が組織として都市計画事業を推進する時代へと変化した。

津軽定住圏構想における副心としての位置づけと幹線道路網の充実化

戦後の克雪型の都市づくりと定住圏構想の流れのなかで、黒石市の都市計画は街路事業による都市間交通の充実を主とした。弘前市と機能分担を図る副心と位置づけられた黒石市は、国道バイパスや主要地方道、高速道路及びICの整備によって、周辺市町村や首都圏との結びつきが強化された。

旧街道筋の拡幅決定と一街区の防火地域指定

歴史的な中心商業地については、近世由来の狭隘な街路網が都市発展の課題と見なされた。交通難緩和と街区の適正化、防災性の向上を目的とする旧街道筋の拡幅が都市計画決定され、また寄合百貨店の建設に向けて一街区が防火地域に指定された。

5.3. 歴史的な中心商業地の基盤条件の変容

本節及び次節では、歴史的な中心商業地の「こみせ」と「かぐじ」の変容の実態を明らかにする。本節はまず基盤条件に着目し、戦後から昭和50年代前後までの街区割と敷地割から、敷地の所有境界を越えた連担関係の変化を明らかにする。

30 第3章でも述べたが、後の平成16年（2004年）12月に主屋裏の米蔵・味噌蔵・文庫蔵も重要文化財に追加指定されている。

5.3.1 街区割

戦後から昭和 50 年代までにかけて歴史的な中心商業地周辺で生じた変化を確認するため、資料³¹とともに、入手可能なうちで最も古い昭和 57 年（1982 年）の住宅地図を参照した（図 5-4）。

まず昭和 43 年（1968 年）に市庁舎が現位置に移転新築し、旧庁舎の建物は商工会館となった。そして前述の前町・横町・市ノ町のそれぞれ一部から成る B 街区の防火地域指定の要因となった大黒デパートは、昭和 45 年（1970 年）11 月に地下 1 階地上 3 階建ての寄合百貨店として市ノ町通りに開店し、4 年後には 4 階建てに増改築がなされた。また A 街区西面では大正 10 年（1921 年）に創業した黒石劇場が昭和 43 年（1968 年）に閉館し、跡地を青森市のカネ長武田デパートが買収、翌年 11 月に 4 階建ての「カネ長武田百貨店黒石店」が開店した。次いで昭和 50 年（1975 年）には、横町に「まるよし亀屋」が開店している。

こうして市庁舎の移転や大型店の立地が生じたが、歴史的な中心商業地の街区割に関わる変化は昭和 34 年（1959 年）の A 街区南側街区の道路整備³²と、同時期の E 街区の道路整備³³に限られる。前述のように旧街道筋の市道前町浜町線の幅員 16m への拡幅が昭和 50 年（1975 年）に決定したが、この時点では街区割を変える具体的な展開は見られず、近世町割由来の街区割が継承された。

ただし図 5-4 の A 街区に着目すると、昭和 57 年（1982 年）以前に街区を通り抜ける路地が形成されていることが確認できる。この街区内側の敷地割と利用の変化については、次項にて分析を行う。

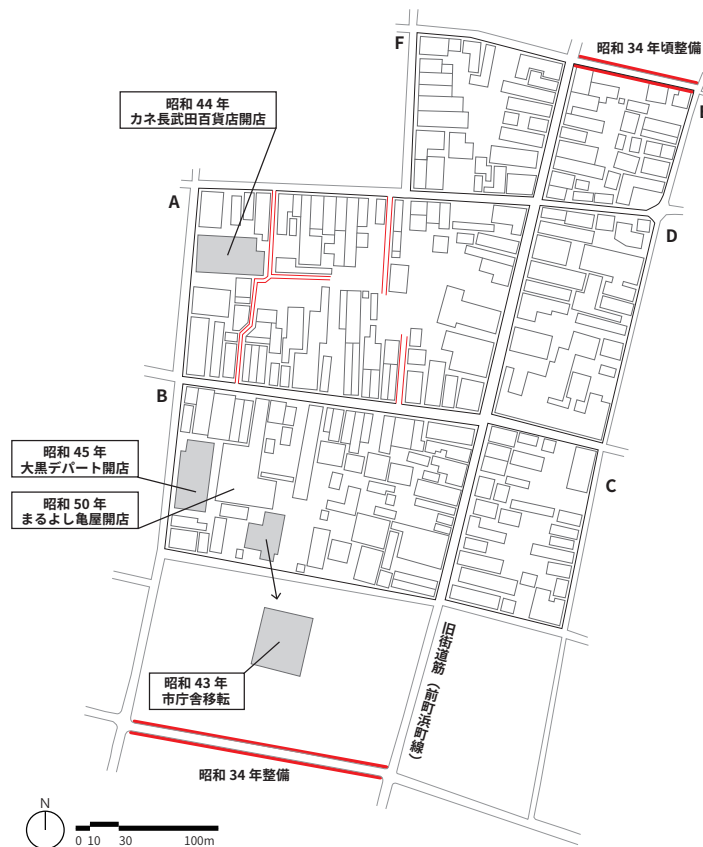


図 5-4. 歴史的な中心商業地の街区割（昭和 57 年住宅地図）³⁴

31 陸奥新報 Web「黒石中心街の近代史 = 64」(2017.2.20) (<http://www.mutusinpou.co.jp/%E6%B4%A5%E8%BB%BD%E3%81%AE%E8%A1%97%E3%81%A8%E9%A2%A8%E6%99%AF/2017/02/45290.html>)

32 新道路の整備年は黒石市教育委員会：黒石市中町こみせ通りの歴史的背景及び概要，p.15，2005.7 を参照した。

33 正確な整備年月は不明だが、旧土地台帳によると昭和 34 年（1959 年）に黒石市が用地を取得している。

34 ゼンリン住宅地図を基に筆者作成

5.3.2 敷地割

昭和40年（1965年）までの敷地割の変遷については、第4章の第2節にて詳細な分析を行った。特徴を振り返ると、前町浜町線を軸に西側の大街区（A街区・B街区）は戦後に筆数及び敷地数が増加し、敷地の細分化が進んだ。一方で残りのC～F街区は筆数及び敷地数に大きな変動が無く、なかには敷地が統合され敷地数が減少した街区も存在した。

昭和40年（1965年）以降の敷地割変化については、A～F街区全ての筆の登記簿を取得するという調査は実施していない。第4章の旧土地台帳を用いた分析により「かぐじ」の所有の流動性を明らかにしたことを前提に、本項では昭和40年（1965年）以降の特徴的な変化として、A街区内側の路地形成に着目する。前項図5-4で触れたように、昭和57年（1982年）の住宅地図を見ると、A街区を南北に抜ける2本の通り抜けが出現している。そこで該当部分の不動産登記土地全部事項を取得し、形成プロセスを明らかにした

まず一方の通り抜けは、図5-5に示す通り、横町通り沿いにミセをもったS薬局が街区内側を駐車場化し、そこへの横町側及び甲徳兵衛町側からのアクセスを目的として確保されたものである。住宅地図に駐車場との記載はないが、昭和50年（1975年）の空中写真を確認すると自動車が停められており、駐車場として利用されていたと判断できる。登記情報によると、昭和40年代前半にS薬局が明治期より所有していた「かぐじ」の一部を手放し、同時に北側の敷地の一部を分筆し取得している。これによって「かぐじ」を転用した店舗駐車場への、街区南側と北側の両方からのアプローチが整えられた。

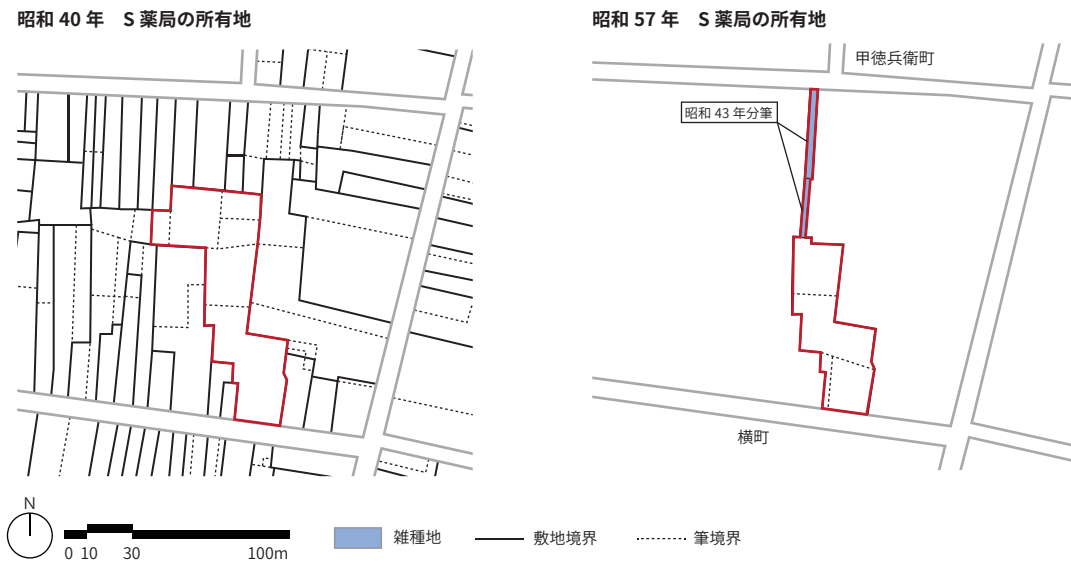


図5-5. S薬局の敷地割変化³⁵

つづいてもう一方については、昭和40年（1965年）からの変化を図5-6に示した。昭和38年（1963年）に横町側の敷地を所有する家が、敷地の一部を分筆して地目を公衆用道路に変更している。昭和40年時点でこの公衆用道路の先の敷地は黒石市農業協同組合が所有していたが、その後複数の地権者が「かぐじ」の一部を分筆して地目を雑種地に変更するなどし、北側の甲徳兵衛町に抜ける路地を形成した。この路地沿いには飲食店が集積し、「よされ横丁」と呼ばれる歓楽街がつくられた。

さらに路地途中の分岐から東側は、昭和47年（1972年）に街区内側の「かぐじ」を転用し整備さ

³⁵ 昭和57年（1982年）時点のS薬局の敷地割は、旧土地台帳及び旧公図を用いて作成した昭和40年（1965年）時点の敷地割を基に、該当部分の不動産登記情報と黒石市提供の平成8年（1996年）前後の地籍図、及び平成30年（2018年）時点の地籍図を参照し作成した。

れた有料の共同駐車場「よされ横丁駐車場」に繋がっている³⁶。図5-5と図5-6を併せて見ると分かる通り、この駐車場となった「かぐじ」は元来S薬局が所有していたものである。

このように戦後に現れた変化として、隣接する地権者間で「かぐじ」を分割、統合させることで街区内側に駐車場が整備され、さらに複数の家が「かぐじ」の一部を差し出すことで歓楽街が形成された。

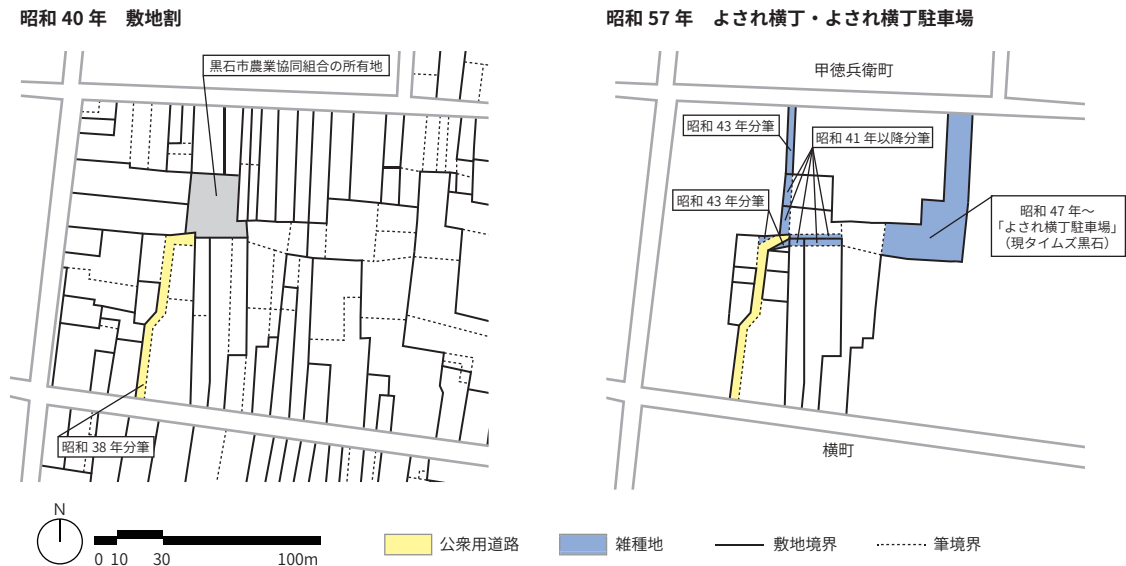


図5-6. よされ横丁周辺の敷地割変化³⁷

5.3.3 小括

本節は戦後から昭和50年代までの歴史的な中心商業地の街区割と敷地割の変化から、特に大街区で生じた街区内側の駐車場化と路地形成のプロセスを明らかにした。街区割については大きな変化が無く近世由来の基盤が継承されたが、大街区の間口が狭く奥行の長い敷地割を前提に自動車需要に対応する一手段として、「かぐじ」の駐車場への転用が発現した。町家の経済状況に応じて柔軟に規模を拡大縮小しミセが担う商業機能を補完してきた「かぐじ」の文脈が、商業地全体にとって必要な共同駐車場を吸収する、あるいは表の店舗にとって必要な来客用駐車場を吸収するという形で引き継がれつつ、立ち入ることのできる範囲を限られた居住者から来街者へと拡大したと言えよう。

また同じ大街区では、複数の地権者が「かぐじ」を含む敷地の一部の筆を分けて連担させ、私道の路地を通すことで歓楽街が形成された。街区を通り抜ける歓楽街の形成は、従来は居住中心の空間であった「かぐじ」を、所有をそのままに商業機能を担う空間に変えるものである。所有の境界を越えて「かぐじ」を連担させる歴史的な仕組みを土台に、連担させた「かぐじ」を居住者同士のために共同利用しながらミセを補完するのではなく、商業空間そのものとして利用し始めるという大きな変化があったことを明らかにした。

36 「よされ横丁駐車場」の整備年については、前掲24の報告書のp.118の表1-5-8「駐車場分布」を参照した。当時に1時間150円の有料駐車場であった。現在は同一の所有者によってタイムズ黒石（1時間100円）として経営されている。

37 昭和57年（1982年）時点の敷地割は、旧土地台帳及び旧公図を用いて作成した昭和40年（1965年）時点の敷地割を基に、該当部分の不動産登記情報と平成30年（2018年）時点の地籍図を参照して作成した。

5.4. 歴史的な中心商業地の敷地利用形態の変容

つづいて本節は、戦後から昭和50年代までの歴史的な中心商業地の敷地利用形態—敷地内建物配置と表構え—の変容を、「こみせ」の形態と「かぐじ」の使われ方に着目して明らかにする。昭和50年代時点の「こみせ」の形態は、文献資料及び、現存するものについては現在の形態から明らかにすることができる。

しかし「かぐじ」については、当時「かぐじ」が敷地単位でどのように使われていたか—畑や坪庭だったか、あるいは未利用だったか等—を明らかにする資料が存在しない。したがって本節では、前節でも述べた「かぐじ」の駐車場化という戦後の車社会化に伴う大きな変容に焦点を絞り、空中写真及び文献資料を基に、立地条件に応じてどのような形で「かぐじ」が駐車場に活用されていたか、あるいはされていなかったかという点について分析を行った。

5.4.1 「こみせ」の形態と敷地内建物配置の変容

歴史的な中心商業地6街区のうち、「こみせ」の連担の伝統がある通り沿いの敷地を対象に、最も古い住宅地図が残る昭和57年(1982年)時点での、敷地単位の「こみせ」の形態と敷地内建物配置を明らかにする。

(1) 「こみせ」の形態の分類方法

昭和57年(1982年)時点の状況より、「こみせ」の形態は伝統的形態、非伝統的形態、「こみせ」なしの3類型に加えて、非伝統的形態の場合は不特定多数の歩行空間として通行可能か否かという点を考慮し、aからh3の12タイプに分類した(図5-7、表5-8)。ここでの伝統的形態の定義は、後述する昭和58年度(1983年)実施の中町を対象とした伝統的建造物群保存調査の報告書に基づき、「1階に庇屋根を設けてこれをほぼ1間ごとに立ち並ぶ柱によって支え、木造かつ幅が内法寸法で1.6m前後、軒高が約2.3m、屋根が2.5～3.0寸勾配で天井が垂木表しのもの」とする³⁸。

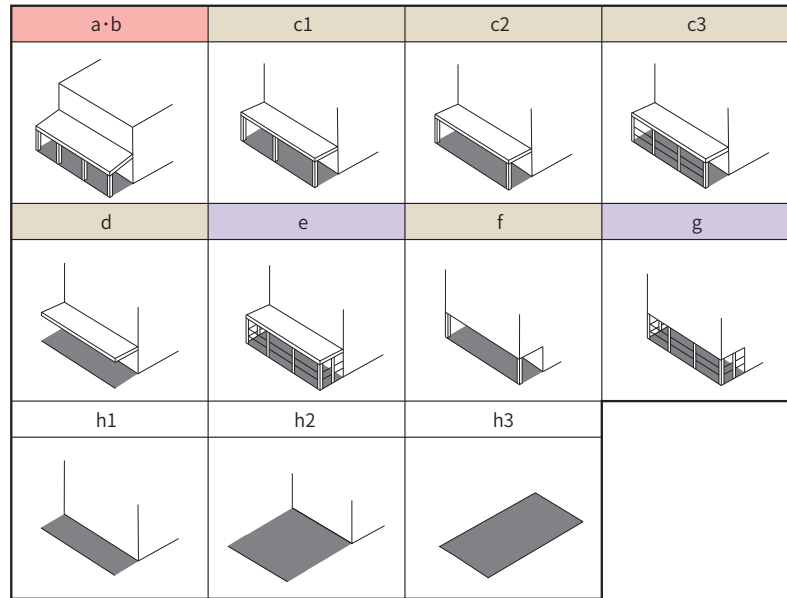
また「こみせ」の形式、すなわち私的領域の一部を所有をそのままに差し出すことで公共利用の空間を形成するという形式を重要視し、これを「こみせ」の伝統的形式と定義する。したがって本論文では、非伝統的な形態であっても伝統的形式を踏襲するものは「こみせ」と評価している。

調査対象とした6街区の敷地のうち、中町については昭和58年(1983年)及び平成13年(2001年)の2度に渡る伝統的建造物群保存調査の報告書³⁹を基に、昭和57年(1982年)時点の形態を判断した。前町は2度目の保存調査の報告書を基に当時の形態を推定したが、中町とは異なり形態に関する詳細な評価が下されていないため、図5-7及び表5-8のa「そのまま伝統的形態をほぼ保っている」とb「若干の修景で伝統的形態に戻す得ると推定される」に属するか否かの判断ができない。したがって便宜上ここでは築年数の古い「こみせ」も全て非伝統的な形態に含めた。また報告書の記録で昭和57年(1982年)時点の「こみせ」の形態が判別できないものについては、調査対象から除外している。

横町は1度目も2度目も保存調査の対象外であるため、昭和57年(1982年)当時の表構えを記録した資料が存在しない。したがって現在まで建て替わりのない敷地のみを対象とした。

38 黒石市教育委員会：黒石の町並—伝統的建造物群保存調査報告書、p.46、1984.3

39 前掲27の財団法人日本ナショナルトラスト(2002)及び前掲38の黒石市教育委員会(1984)を参照した。



- 伝統的形態
- 非伝統的形態ながら伝統的形式を維持
- 非伝統的形態の「こみせ」を設けるが伝統的形式を維持せず
- 私有地

図 5-7. 「こみせ」の形態⁴⁰

図 5-8. 「こみせ」の形態⁴¹

形態				伝統的形式	類型	
そのまま伝統的形態をほぼ保っている（昭和初期までの建築）				○	a	
若干の修景で伝統的形態に戻し得ると推定される（昭和初期以降の新築・改修）				○	b	
非伝統的形態	落とし式	通行可	通り側に柱あり	複数本	○	c1
			両端の2本のみ	○	c2	
			前面にガラス戸/シャッター/格子	○	c3	
			通り側に柱なし	○	d	
			通行不可	側面を封鎖+前面にガラス戸/シャッター/格子	×	e
	造り込み式	通行可		○	f	
通行不可		側面を封鎖+前面にガラス戸/シャッター/格子	×	g		
「こみせ」なし	「こみせ」設置せず			×	h1	
	セットバックして「こみせ」設置せず			×	h2	
	主屋解体			×	h3	

40 筆者作成

41 筆者作成

(2) 「かぐじ」に着目した敷地内建物配置の分類方法

つづいて「かぐじ」の使われ方—ここでは特に駐車場需要を吸収しているか否か—に着目し、昭和57年(1982年)時点の敷地内建物配置を10タイプに分類した(図5-8、表5-9)。接道条件が「かぐじ」への自動車のアクセスに関係するため、ここでは表通りのみと接道する立地の場合と、表通りと側道の2面で接道する立地の場合、表通りと裏通りの2面で接道する立地の場合、表通りと側道と裏通りの3面で接道する立地の場合の大きく4つに分類した。「かぐじ」への自動車のアクセスがどの方向から確保されているかに着目し、接道条件と掛け合わせることでタイプ分けを行った。

敷地間の塀や柵の有無については当時の状況を正確に判別することが出来なため、分類上に反映させていない。前述のようにかつて「かぐじ」同士の境界には塀や柵がある箇所と無い箇所が混在し、基本的に「おおよけ」の大きい「かぐじ」は物理的な境界で囲われていた。戦後に起きた重要な変化として、明確な時期は定かでないが、中小規模の敷地の「かぐじ」にも物理的な境界が出現し始めた。しかし資料及びインタビュー上の制約から、図5-8及び表5-9に示した分類では一部を除いて考慮に入れていない。

調査対象とした6街区の敷地のうち、中町については昭和58年(1983年)の保存調査報告書及び昭和50年(1975年)の空中写真を基に分類を行った。これら資料からでは判別ができない敷地はやむを得ず不明としている。前町及び横町については、昭和50年(1975年)の空中写真を基に分類を行った。中町同様に判別が困難な敷地は不明とした。

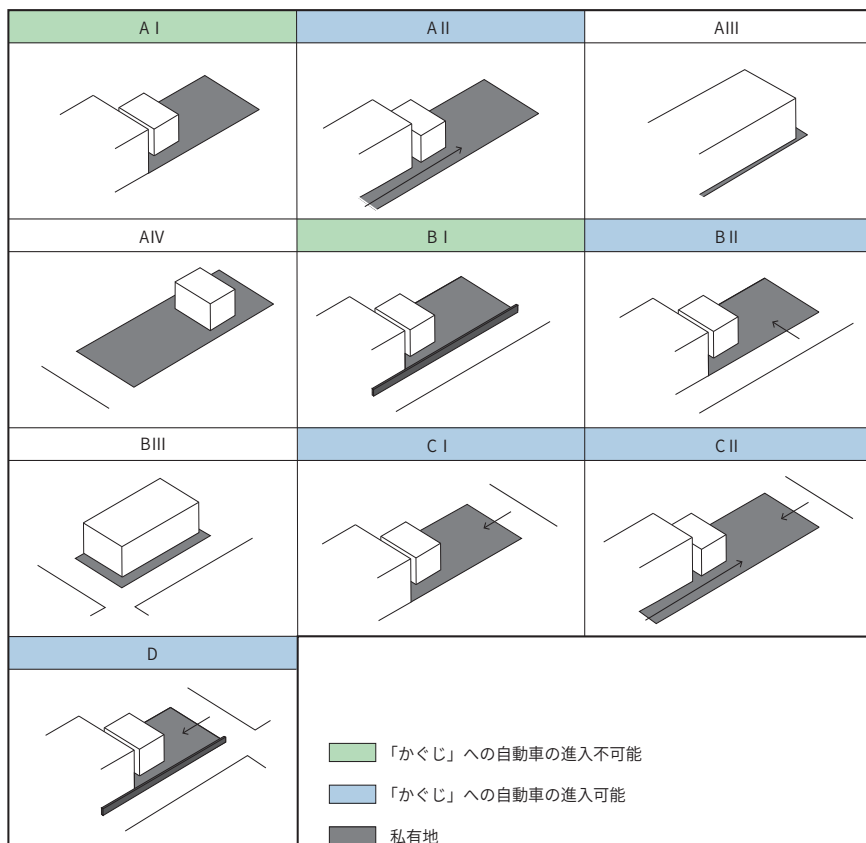


図5-9. 「かぐじ」の使われ方⁴²

42 筆者作成

表 5-5. 「かぐじ」の使われ方⁴³

道路と敷地の関係	「かぐじ」の使われ方	類型
敷地前面のみ接道	主屋内部からのみアクセス可能	A I
	前面道路からのアクセス可能	A II
	奥行一杯の建築又は主屋のセットバックにより消滅	A III
	主屋が解体され付属屋のみ残存	A IV
敷地前面及び側面が接道	主屋からのみアクセス可能	B I
	側面道路からのアクセス可能	B II
	2面ともが表通りに接し、「かぐじ」は背面にわずかに確保	B III
敷地前面及び裏面が接道	裏面道路からのアクセス可能	C I
	前面道路・裏面道路双方からのアクセス可能	C II
敷地前面・側面・裏面が接道	裏面道路からのアクセス可能	D



図 5-10. 調査対象建物（主屋）⁴⁴

43 筆者作成

44 昭和57年（1982年）のゼンリン住宅地図を基に筆者作成

表 5-6. 調査対象敷地の評価⁴⁵

番号	建築年代	「こみせ」類型	「かくじ」類型	備考
1	文化 3 年以前	a	D	現存、平成 10 年に市有形文化に指定。
2	昭和 40 年以降	h1	C II	平成 9 年以降に改修。
3	昭和 50 年	h2	A I	現存。
4	明治 37 年頃	a	C I	土蔵 1 棟を残して平成 11 年に解体後、空地。
5	大正中頃	a	A III	現存せず。昭和 60 年に解体後新築。
6	大正 12 年	a	C I	現存。
7	戦後	e	不明	現存せず。平成 25 年～26 年に新築、「こみせ」修景。
8	戦後	c1	不明	現存せず。平成 17 年以降に解体後、空地。
9	戦後	c2	A I	現存。
10	明治 9 年頃	b	A I	現存。「こみせ」の柱が省略されている。
11	昭和 45 年頃	c2	A I	現存。
12	昭和 53 年	h1	不明	現存。
13	戦後	不明	A I	現存せず。平成 11 年に解体後、新築。
14	明治初期	a	A I	現存せず。平成 14 年～17 年の間に解体後、空地。
15	昭和 55 年頃	e	B II	住居部分は昭和 35 年頃の建築。現存。
16	大正期	c1/c2	B II	屋内駐車場として改造。平成 11 年頃に解体後、空地。
17	昭和 38 年	c2	A I	現存。
18	戦後	c2	A I	現存。主屋裏の土蔵は江戸期の建築。
19	明治期	a	A I	現存。平成 21 年～22 年に主屋と「こみせ」を改修。
20	明治初期	a	A I	現存せず。平成 9 年に解体後、セットバックして新築。
21	明治初期以前	c2	A I	昭和期に「こみせ」を鉄骨造に改造。平成 10 年に改築。
22	昭和 13 年	h1	A I	現存。木造 2 階建ての洋風建築。
23	明治 44 年以前	b	B I	平成 25 年～26 年に「こみせ」を復原再生。
24	大正 2 年移築	a	B I	現存。
25	昭和 51 年頃	c2	A I	現存。
26	昭和 27 年頃	不明	A III	平成 11 年に鉄筋コンクリートで改築。
27	明治期	a	A I	現存せず。平成 10 年に解体後新築。
28	宝暦年間	a	A I	国重要文化財に指定（主屋昭和 48 年、土蔵平成 16 年）。
29	大正～戦前期	a	A I	現存。
30	戦後	c1	B III	現存。
31	不明	c1	A II	平成 30 年～31 年頃に解体後、新築。
32	不明	c1	A I	現存。
33	不明	d	A I	現存。
34	不明	不明	A II	現存。改築により昭和 57 年時点の表構えは不明。
35	不明	c1	A I	現存。

45 筆者作成

表 5-7. 調査対象敷地の評価 続き⁴⁶

番号	建築年代	「こみせ」類型	「かぐじ」類型	備考
36	不明	c2	A I	現存。
37	不明	h3	AIV	現存。昭和 57 年以前に主屋解体、奥の建物を店舗利用。
38	不明	c2	AIII	現存。
39	不明	c2	A I	現存。
40	不明	c2	A I	現存。
41	不明	e	AIII	現存。
42	不明	e	AIII	現存。
43	戦前	g	A I	現存。
44	不明	h2	A I	現存。
45	不明	c2	A I	現存。
46	不明	f	A I	現存。
47	江戸期	h3	AIV	現存。昭和 57 年以前に主屋解体、奥の土蔵を店舗利用。
48	明治期	c2	BIII	現存。主屋の建築年代は古いが、戦後に改修。
49	江戸後期	c2	A I	現存。主屋の建築年代は古いが、改修済み。
50	不明	c1	A I	現存。
51	不明	c2	A I	現存。
52	昭和 40 年以降	h2	A II	現存。
53	戦後	c2	A I	現存。主屋裏の土蔵は江戸期の建築。
54	昭和 30 年頃	不明	不明	現存。前面のシャッターにより「こみせ」確認できず。
55	昭和 50 年頃	h2	A I	現存。
56	昭和初期以前	c2	A II	現存。昭和 62 年以前まで倉庫、以後は店舗利用。
57	不明	c2	A II	現存。56 と 57 は同一敷地内に存在。
58	昭和 25 年頃	c2	A II	現存。
59	明治 20 年以前	不明	A I	平成元年の増改築により昭和 57 年時点の表構えは不明。現存せず。平成 17 年に解体後、新築。
60	昭和 4 年頃	c2/C3	A I	現存。昭和 5 年、昭和 43 年、昭和 50 年に増改築。

以上の整理に基づき、図 5-10 に示す 6 街区の調査対象全 60 敷地の「こみせ」と「かぐじ」の類型を整理したものが表 5-6 及び表 5-7 である。1 から 30 が中町⁴⁷、31 から 47 が横町、48 から 60 が前町に含まれる。

「こみせ」の形態

まず「こみせ」の形態に着目すると、中町の全 30 敷地のうち 13 敷地が a または b の伝統的形態の「こみせ」を残している。伝統的形態の崩れたもののうち、9 敷地の「こみせ」は底下を通行することが可能である。当時の形態が判別できなかった 2 敷地を除く残り 6 敷地のうち、2 敷地の「こみせ」は図 5-7 の e のように両側に扉等が設置され、歩行空間としての機能が維持されていない。4 敷地は「こみせ」が設けられていない。

横町の全 17 敷地のうち、10 敷地の「こみせ」は非伝統的形態であるが伝統的形式を継承し、歩行

46 筆者作成

47 厳密には 29 及び 30 の敷地は横町に属するが、中町を対象とする保存調査の対象に含まれているため、ここでは便宜上中町とする。

空間として通行が可能である。不明の1敷地を除く残り6敷地のうち3敷地の「こみせ」は扉等によって伝統的形式を維持しておらず、歩行空間としての利用が不可能である。残り3敷地では「こみせ」が解体されていた。

前町の全13敷地のうち、9敷地の「こみせ」は非伝統的形態であるが伝統的形式を継承していた。ただし前述のようにこの9敷地には建築年代の古い木造の「こみせ」も含まれる。不明の2敷地を除き、残り2敷地では「こみせ」が解体されていた。

以上より調査対象とした全60敷地については、形態を問わず伝統的形式を継承する「こみせ」が41敷地に残っていたことが明らかとなった(図5-11、図5-12)。課税対象となる私的領域の一部から成る「こみせ」の連担は、昭和57年(1982年)時点で一定程度残存していた。

ただし「こみせ」を設けながらも両側を閉じて通行を阻止する改変が5敷地で生じており(図5-13、図5-14)、また「こみせ」を設けない建替え又は解体が9敷地で生じていた。後者のうち7敷地は敷地前面に駐車場を設置しており、自動車需要に対応する建替えが「こみせ」の連担を途絶させた一要因であることが分かる。こうした「こみせ」を設けない敷地の割合はこの時点では高くないが、「こみせ」を設けるも設けないも個人の判断に委ねられていたこと、そして除排雪技術の機械化により「こみせ」の持つ機能的価値が相対的に低下したこと、車社会化を背景に、昭和戦前期に比べ「こみせ」の無い敷地が増加したことは明らかである。



図5-11. 左：番号30 非伝統的形態かつ伝統的形式⁴⁸

図5-12. 右：番号60 非伝統的形態かつ伝統的形式⁴⁹



図5-13. 左：番号15 非伝統的形態かつ非伝統的形式⁵⁰

図5-14. 右：番号43 非伝統的形態かつ非伝統的形式⁵¹

48 平成31年(2019年)1月筆者撮影

49 平成31年(2019年)1月筆者撮影

50 平成31年(2019年)1月筆者撮影

51 平成31年(2019年)1月筆者撮影



図 5-15. 左：番号 22 自動車の進入が出来ない「かぐじ」⁵²



図 5-16. 右：番号 22 冬季に堆雪場となる「かぐじ」⁵³



図 5-17. 左：番号 21・22 敷地境界を鉄パイプで仕切られた「かぐじ」の連担空間⁵⁴



図 5-18. 右：番号 34 駐車場に転用された「かぐじ」⁵⁵



図 5-20. 左：番号 56・57 表通りから「かぐじ」への進入口⁵⁷



図 5-19. 右：番号 47 主屋解体、蔵を店舗利用する敷地⁵⁶

52 令和 2 年（2020 年）11 月撮影

53 平成 31 年（2019 年）1 月筆者撮影

54 令和 2 年（2020 年）11 月撮影

55 平成 29 年（2017 年）8 月筆者撮影

56 平成 31 年（2019 年）1 月筆者撮影

57 平成 31 年（2019 年）1 月筆者撮影

「かぐじ」の使われ方

つづいて「かぐじ」の使われ方に着目すると、中町の全30敷地のうち18敷地の「かぐじ」は自動車が進入できず、主屋内部からのみアクセスが可能な状況であった(図5-15、図5-16、図5-17)。不明を除く残り15敷地のうち、6敷地は「かぐじ」を駐車場として利用していた。この6敷地は全て裏通り又は側道が「かぐじ」と接している。「かぐじ」を街区内部にもつ敷地は駐車場への転用が難しいことが分かる。

横町の全17敷地のうち、10敷地の「かぐじ」は自動車が進入できない状況であった。一方で街区内部の「かぐじ」を駐車場に転用していた2敷地は、いずれも表通りからのアプローチを確保している(図5-18)。敷地間口一杯に「こみせ」を設けないことで、その隙間を「かぐじ」へのアプローチとして利用していた。また37と47では、主屋が解体され奥の建物や土蔵が店舗として利用されている。従来表通りからは見えなかった「かぐじ」が表に現れ、同時に主屋跡が駐車場化した(図5-19)。

前町では全13敷地のうち、4敷地で「かぐじ」の駐車場化が見られた。いずれも表通りから裏へのアプローチを確保しており、横町同様に隣棟との隙間が車両の進入口として利用された。入口部分のみ「こみせ」の軒を高くする敷地も存在した(図5-20)。

「こみせ」と「かぐじ」の組合せ

「こみせ」の類型と「かぐじ」の使われ方の組合せは敷地によってまちまちであり、「かぐじ」を駐車場に転用できた敷地全てが「こみせ」を維持していたわけでもなく、逆に「かぐじ」を活用できていなくても、敷地前面を改変せずに「こみせ」を維持し続ける敷地も多く存在した。ただし「かぐじ」が接道する敷地は表を変えずに裏を駐車場化することが容易なため、中町の1、4、5、6が伝統的形態の「こみせ」を敷地間口一杯に残存させていたことには、裏通りまで一続きで土地を所有していたという条件の良さがあったとも言えよう。

一方で表通りから街区内部の「かぐじ」へのアプローチを確保する場合は、隣棟との隙間が通路化した。「こみせ」を敷地間口一杯には設けないことで「かぐじ」への自動車の進入を可能にする場合と、表の進入口にも軒の高い「こみせ」を設置することで連担を維持しようとする場合があった。後者は形態が崩れ伝統的とは言えないが、防雪性の歩行空間を連担させることへの強いこだわりを感じる工夫である。

このように主屋前面に「こみせ」を設けつつ「かぐじ」を有効活用する敷地に対して、主屋を解体して前面を駐車場化し「かぐじ」の付属屋を店舗利用するケースと、主屋をセットバックして前面に駐車場を設けるケースがあった。「こみせ」の連担に参与しようとしないうち主屋の建替えや解体は、車社会化への対応過程において裏に駐車場を確保することが出来ない敷地がとった、必然の改変であったとも言えよう。

5.4.2 「こみせ」の取り込みと解放促進期成同盟会の発足

ここまでは「こみせ」の形態に着目したうえで、伝統的形式—私的領域を差し出して防雪性の歩行空間を形成する—を維持しているか否かによって連担に参与しているか、または途絶させているかを判断した。したがって非伝統的形態であっても、歩行空間として構造上開放されているものは伝統的形式を継承している「こみせ」と評価した。

しかし戦後の歴史的な中心商業地では、構造上は歩行空間としての利用が可能な「こみせ」を設けていながら、「こみせ」下への商品等の陳列によって自由な通行を妨げるという行為が発現した。こうした「こみせ」の使い方及び前項図5-7のe、gに当たる通行を妨げる増改築を、ここでは「こみせ」

の取り込みと呼ぶことにする。本項では戦後に現れた「こみせ」の取り込みに着目し、改善を企図した「こみせ」解放運動から、「こみせ」の連担に対して行政や町内会、商店会が介入しようとしたプロセスとその結果を明らかにする。

「こみせ」の取り込みが初めて課題として挙げられたのは、昭和41年(1966年)5月の交通安全運動においてであった。黒石市の地元紙津軽新報(当時、みなみ新報)の同年5月11日の記事では、「黒石の問題点コミセー交通安全協座談会で対策、広く使う運動」の見出しで次のように書かれている(図5-21)。

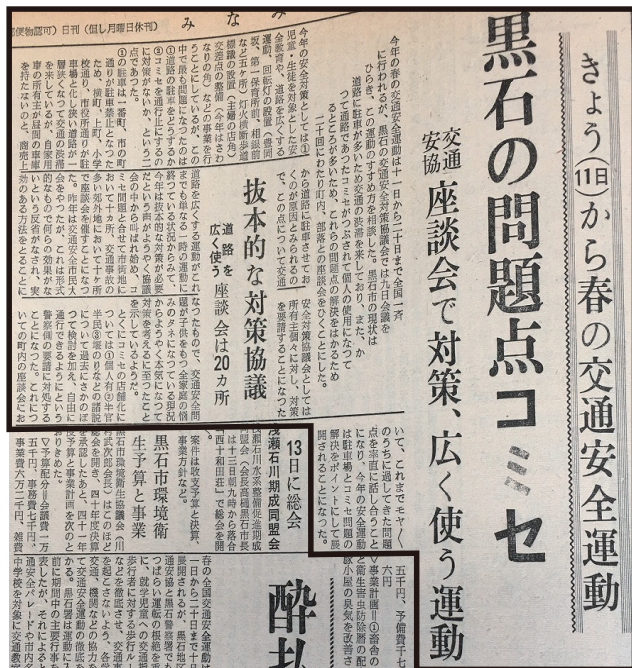


図5-21. 左:「こみせ」に関する座談会を報じる地元紙面(昭和41年5月11日)⁵⁸

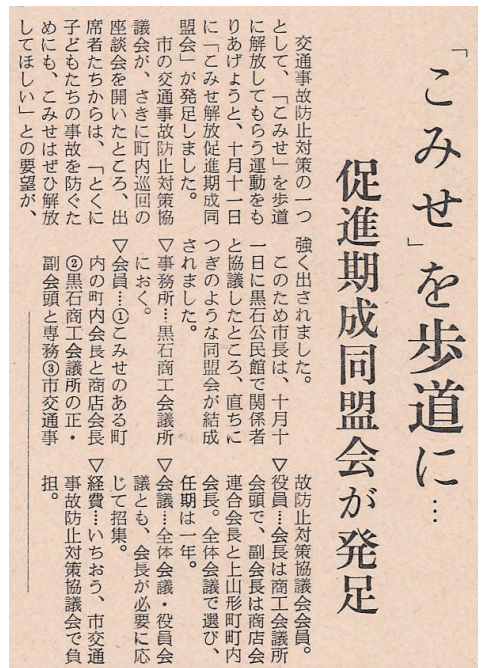


図5-22. 右:「こみせ解放促進期成同盟会」の発足を伝える市報(昭和41年11月1日)⁵⁹

「今年の春の交通安全運動は十一日から二十日まで全国一斉に行われるが、黒石の交通安全対策協議会では九日会議をひらき、この運動のすすめ方を相談した。黒石市の現状は道路に駐車が多いため交通の渋滞を来しており、また、かつて通路であつたコミセがつぶされて個人の使用になっているところが多いため、これらの問題点の解決をはかるため二十回にわたり町内、部落との座談会をひらくことにした。

今年の安全対策としては、(中略)この中で最も問題になつたのは①道路の駐車をどうするか②コミセを通行止にするのに対策がないか、という二点であつた。

①の駐車は一番町、市の町通りが駐車禁止となつたため、横町、上町、小学校通り、市役所通りが駐車場を化し狭い道路が一層狭くなつて交通渋滞を来しているが、自家用車の所有者が昼間の車庫を持たないと、商売上から道路に駐車させておくのが原因とみられるので、この点について交通安全対策協議会としては所有者個々に対し、対策を要請することになつた。

道路を広くする運動がこれまでも単なる一時の運動に終つている状況からみて、今年は抜本的な対策が必要だという声がよく協議会の中から叫ばれ始め、コミセ問題と合せて市街地にお

58 津軽新報所蔵

59 黒石市所蔵

いて十カ所、交通事故の多い郊外地において十カ所で座談会を催すことになった。 昨年交通安全市民大会をやったが、これは形式的なもので何らの効果がないという反省がなされ、実効のある方法をとることになったもので、交通安全問題が子供をもつ全家庭の悩みのタネになっている現況からようやく本気になって対策を考えるに至ったことを示しているようだ。

とくにコミセの店舗化については①個人有②半官半民③堰のりなどの諸説について過去にさかのぼって検討を加え、自由に通行できるようにという警察側の要請に対処することになった。 これについての町内の座談会において、これまでモヤモヤのうちに過ぎてきた問題点に率直に話し合うことになり、今年安全運動は駐車場とコミセ問題の解決をポイントにして展開されることになった。」(下線部筆者)

この記事によると、市の交通安全対策協議会主導のもと町内会、部落との座談会が開催され、「こみせ」が通行止められる現状への対策が講じられようとしたことが分かる。明治の地租改正以降課税対象に組み込まれながらも公共利用の歩行空間であり続けてきた「こみせ」に対して、自由な通行を求める警察側の要請が出され、協議会としてそれに対処することが決まった。

つづいて図5-22は、同年11月1日の市報に掲載された記事である。「『こみせ』を歩道に…促進期成同盟会が発足」の見出しの元、以下のように書かれている。

「交通事故防止対策の一つとして、『こみせ』を歩道に解放してもらう運動をもりあげようと、十月十一日に『こみせ解放促進期成同盟会』が発足しました。

市の交通事故防止対策協議会が、さきに町内巡回の座談会を開いたところ、出席者たちからは、『とくに子どもたちの事故を防ぐためにも、こみせはぜひ解放してほしい』との要望が、強く出されました。このため市長は、十月十一日に黒石公民館で関係者と協議したところ、直ちにつきのような同盟会が結成されました。

▽事務所…黒石商工会議所におく。

▽会員…①こみせのある町内の町内会長と商店会長②黒石商工会議所の正・副会頭と専務③市交通安全対策協議会会員。

▽役員…会長は商工会議所会頭で、副会長は商店会連合会長と上山形町町内会長。全体会議で選り、任期は一年。

▽経費…いちおう、市交通安全対策協議会で負担。」

先の町内会、部落会との座談会を経て、「こみせ」のある町内会長と商店会長、商工会議所の正・副会頭、市交通安全対策協議会会員で構成される「こみせ解放促進期成同盟会」(以下、期成同盟会)が発足した。行政と商業者組織、町内会から成る組織が「こみせ」の連担空間に介入するという方向性が定められ、経費は市協議会が負担することとなった。

こうして交通安全対策の一環として「こみせ」の取り込みを改善する動きが現れたが、結果として期成同盟会の活動は具体的な成果を上げることが出来なかった。図5-23は翌年1月14日の津軽新報の記事である。この冬は12月から降雪日の多い大雪の年であり、同日の別記事では国鉄黒石線の除雪人夫が前年の3倍以上にのぼったと書かれている。豪雪にも関わらず「こみせ」の解放が進まなかったことで、市民からは不満が出ていた。

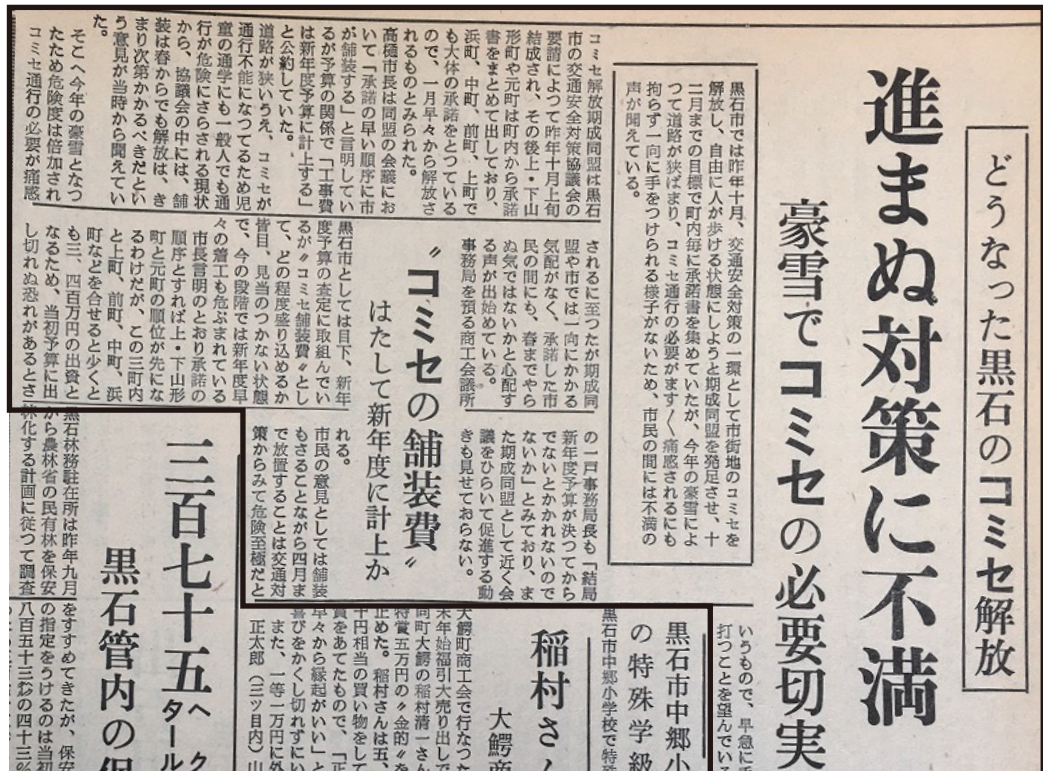


図 5-23. 「こみせ」解放への不満を報じる地元紙面（昭和 42 年 1 月 14 日）⁶⁰

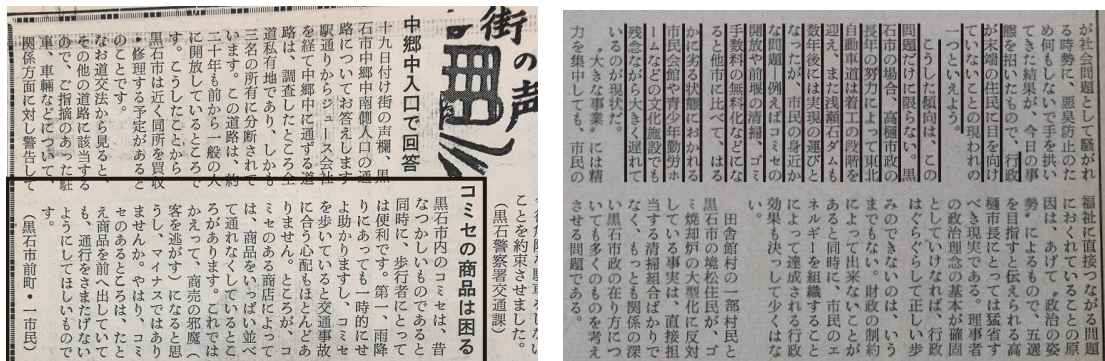


図 5-24. 左：前町住民の「こみせ」解放を望む声を伝える地元紙面（昭和 48 年 5 月 22 日）⁶¹

図 5-25. 右：「こみせ」解放の遅れを指摘する地元紙面（昭和 48 年 10 月 23 日）⁶²

「どうなった黒石のコミセ解放 進まぬ対策に不満 豪雪でコミセの必要切実

黒石市では昨年十月、交通安全対策の一環として市街地のコミセを解放し、自由に人が歩ける状態にしようとして期成同盟を発足させ、十二月までの目標で町内毎に承諾書を集めていたが、今年の豪雪によって道路が狭ばまり、コミセの通行の必要がますます痛感されるにも拘らず一向に手をつけられる様子がないため、市民の間には不満の声が聞えている。

コミセ解放期成同盟は黒石市の交通安全対策協議会の要請によつて昨年十月上旬結成され、その後上・下山形町や元町は町内から承諾書をまとめて出しており、浜町、中町、前町、上町でも

60 津軽新報所蔵

61 津軽新報所蔵

62 津軽新報所蔵。「行政の姿勢というもの」と題した社説の一部抜粋であり、ゴミ焼却炉の住民反対に対する行政対応の悪さを指摘する中で、「こみせ」問題への行政責任を問うている。

大体の承諾をとつているので、一月早々から解放されるものとみられた。

高樋市長は同盟の会議において『承諾の早い順序に市が舗装する』と声明しているが予算の関係で『工事費は新年度予算に計上する』と公約していた。

道路が狭いうえ、コミセが通行不能になつているため児童の通学にも一般人でも通行が危険にさらされる現状から、協議会の中には、舗装は春からでも解放は、きまり次第かかるべきだという意見が当時から聞えていた。

そこへ今年の豪雪となつたため危険度は倍加され、コミセの通行の必要が痛感されるに至つたが期成同盟や市では一向にかかる気配がなく、承諾した市民の間にも、春までやらぬ気ではないかと心配する声が出始めている。

事務局を預る商工会議所の一戸事務局長も『結局新年度予算が決まつてからでないとかかれないのでないか』とみており、また既成同盟として近く会議をひらいて促進する動きも見せておらない。

黒石市としては目下、新年度予算の査定に取り組んでいるが『こみせ舗装費』として、どの程度盛り込めるか皆目、見当のつかない状態で、今の段階では新年度早々の着工も危ぶまれている。

市長言明のとおり承諾の順序とすれば上・下山形町と元町の順位が先になるわけだが、この三町内と上町、前町、中町、浜町などを合せると少くとも三、四百万円の出費となるため、当初予算に出し切れぬ恐れがあるとされる。

市民の意見としては舗装もさることながら四月まで放置することは交通安全対策からみて危険至極だというもので、早急に手を打つことを望んでいる。」（下線部筆者）

この記事によると、期成同盟会の発足後「こみせ」のある7町内会ごとに解放の承諾書をまとめることが決められ、1月時点で既に3町内会が承諾書を出し、残り4町内でも大方の住民からの承諾が得られていた。それにも関わらずその後既成同盟会の動きが停滞し、市民に不満が募っていたことが分かる。

そして図 5-24 及び図 5-25 の記事は、その後「こみせ」問題が解決されなかったことを示している。期成同盟会が発足してから6年以上が経過した昭和48年(1973年)5月と10月の記事であるが、前者は「コミセの商品は困る」という前町住民の声を紹介しており、後者は社説として行政の姿勢を批判している。

「コミセの商品は困る」

黒石市内のコミセは、昔なつかしいものであると同時に、歩行者にとっては便利です。第一、雨降りにあっても一時的にせよ助かりますし、コミセを歩いていると交通事故に合う心配もほとんどありません。ところが、コミセのある商店によっては、商品をいっぱい並べて通れなくしているところがあります。これではかえって、商売の邪魔（客を逃がす）になると思うし、マイナスではありませんか。やはり、コミセのあるところは、たとえ商品を前へ出している、通行をさまたげないようにしてほしいものです。（黒石市前町・一市民）」

「(前略)こうした傾向は、この問題だけに限らない。黒石市の場合、高樋市政の長年の努力によって東北自動車道は着工の段階を迎え、また浅瀬石ダムも数年後には実現の運びとなったが、市民の身近な問題—例えばコミセの開放や前堰の清掃、ゴミ手数料の無料化などになると他市と比べて、はるかに劣る状態におかれる市民会館や青少年勤労ホームなどの文化施設でも残念ながら大きく遅れているのが現状だ。

『大きな事業』には精力を集中しても、市民の福祉に直接つながる問題におくれていることの原因は、あげて『政治の姿勢』によるもので、五選を目指すと思える高樋市長にとっては猛省すべき現実である。(後略)

図 5-23 の記事にあるように、期成同盟会の発足当初、市長は「こみせ」の舗装に税金を投入することを言明していた。しかし結果として次年度予算に舗装費用は計上されず、行政介入による「こみせ」の舗装は展開しなかったことが窺える。また舗装に先んじて解放を進めてほしいとの要望が市民から上がっていたが、この点についても具体的な動きは生じなかった。その後、承諾をまとめた町内会が独自に解放に取り組むということも無かった。

このように戦後の豪雪を契機にその必要性が痛感された「こみせ」の連担空間であったが、行政や町内会、商店会、商工会議所の介入による「こみせ」の解放は実現しなかった。

5.4.3 小括

本節は戦後から昭和 50 年代までの歴史的な中心商業地の敷地利用形態の変容から、「こみせ」の形態変化と「かぐじ」の使われ方の変化を明らかにした。

「こみせ」の連担の途絶と、第三者による介入の失敗

昭和戦前期まで、「こみせ」の連担への不関与は銀行建築を主とするごく一部の敷地に限られていたのに対して、戦後は「こみせ」の連担を途絶させる敷地が増加した。主屋のセットバックや解体により「こみせ」そのものを付けない場合と、「こみせ」の両側に扉を付けるなどの増改築をする場合、「こみせ」に商品を陳列するなど通行を妨げる使い方をする場合の 3 種類があった。

後の 2 つをここでは「こみせ」の取り込みと呼んだが、この取り込みへの対策として発足した行政、商工会議所、町内会、商店会の代表から成る期成同盟会は、具体的な成果を上げることが出来なかった。ただし議論のプロセスにおいて警察側が解放の要請を出したこと、市民側から「こみせ」の通行を妨げる行為を問題と捉える視点が出現していたこと、そして大方の関係住民から解放の承諾が得られていたという事実より、豪雪を機に「こみせ」のもつ防雪性の歩行空間の重要性が再認識、再評価されたことが分かる。

それにも関わらず解放が実現しなかった要因については、舗装費が市の新年度予算に計上されなかったという大前提に加えて、あくまでも私的領域の一部である「こみせ」に所有者以外の第三者が介入することの難しさがあったのではないかと推察する。前述のように、黒石藩は「こみせ」の通行を妨げる行為を罷免や謹慎の対象とした。こうした公権力による強力な規制に代わって「こみせ」の連担を維持する方法が、戦後昭和 40 年代当時には具体化しなかった。

車社会化への対応過程で失われた「こみせ」の連担と、駐車場需要を吸収した「かぐじ」

上記一点目において、「こみせ」の連担に関与しない敷地のパターンには主屋のセットバックや解体により「こみせ」そのものを設けない場合があると述べた。そしてこの「こみせ」を設けない建替えや解体の多くは、駐車場需要の増大に対応する過程で生じた。自家用や来客用の駐車場を敷地前面にしか確保できない立地条件が、「こみせ」の連担に関与しない敷地を増加させたと言える。

一方でこうした社会的変化を吸収し、駐車場としての役割を獲得したのが立地条件の良い「かぐじ」であった。特に裏通りや側道に接道する「かぐじ」は、容易に駐車場への転用が可能であった。また接道のとれない「かぐじ」であっても、主屋部分にのみ「こみせ」を設けて隙間を空けることで、表から裏への進入口が確保された。一部では敷地間口一杯に「こみせ」を残し、進入口のみ「こみせ」

の軒を高くするという工夫をとる敷地もあり、強いこだわりが連担を維持していた。

「かぐじ」が接道しているかどうか、あるいは隣棟との隙間を表から裏へのアプローチとして確保できるほどの敷地間口があるか否かという点が、「こみせ」の連担を途絶させずに車社会化に適應することのできる条件であった。

5.5. 章括

5.5.1 戦後の「こみせ」の変容

第4章で明らかにしたように、昭和戦前期には既に「こみせ」の連担に関与しない銀行建築が現れていたが、こうした敷地はごく一部であり、非伝統的形態の「こみせ」を設けてまでも連担を維持する敷地が多くを占めた。道路が堆雪場であった時代には、「こみせ」を連担させることは商業地全体にも個々のミセにとっても利益があった。

しかし戦後の車社会化に伴う対雪技術の機械化が「こみせ」の必要性をかつてほど差し迫ったものにはなくなり、同時に「こみせ」を歩行空間としてではなく商品陳列の場として利用する商店が現れ始めた。こうした「こみせ」の通行を妨げる増改築や利用、そして敷地前面の駐車場化の混在が、歴史的商業地の「こみせ」の連担性を徐々に低下させた。「こみせ」の連担を形成することが、商業地全体にとっての利益とも、それぞれのミセにとっての利益とも結びつきにくくなったと言える。

昭和40年代の豪雪の折には交通安全運動の文脈から「こみせ」の連担を再生しようとする動きが生じ、警察側が要請を出すとともに、市・商工会議所・町内会・商店会から成る「こみせ解放促進期成同盟会」が発足した。しかし連担を維持、再生する方向への介入がとられることはなかった。「こみせ」に文化財としての評価が付与される以前において、私的領域の一部である「こみせ」に対する第三者の介入は困難であったと言えよう。

5.5.2 戦後の「かぐじ」の変容

まず戦後「かぐじ」に現れた大きな変化として、物理的な敷地境界の出現があった。かつては規模の大きい「かぐじ」を取り囲むものであったが、一般的な敷地間口の「かぐじ」にも塀や柵が現れ始めた。現在でも鉄パイプなどによって簡易的な境界を引いているだけの箇所もあるが、明確な物理的境界が「かぐじ」間を隔てる箇所が多く存在している。堆雪場を融通し合う冬季の連担関係は継承されたが、雪の降らない時期にも所有をそのままに「かぐじ」を連担させ、私的利用と限られた関係性での共同利用を並存させていた仕組みは、戦前に比べると減少した。

こうして隣接する「かぐじ」同士の連担関係が薄まった一方で、一部の「かぐじ」は自動車需要を吸収し、商店街の共同駐車場や店舗駐車場、自家用の駐車場に転用された。このことは、冬季は堆雪場となり手が入らないのが一般的であった「かぐじ」に、雪かきのコストを生み出した。そして居住者用の駐車場への転用は、生活の利便性を支えるという「かぐじ」の歴史的な役割の延長上にあると言えるが、有料の共同駐車場や店舗の来客用の駐車場への転用は、表のミセが担う商業機能を補完するという「かぐじ」がもつ歴史的な文脈を継承しながらも、居住者にとってではなく、来街者にとっての利便性を支える空間へと「かぐじ」を変えるものであった。

また中心の大街区の一部では、「かぐじ」を物理的境界で区切るのではなく、あえて複数の地権者が「かぐじ」を含む敷地の一部を筆を分けて連担させ、街区を通り抜ける路地を整備し、沿道に歓楽街を生み出した。この「かぐじ」を連担させた歓楽街の形成は、「かぐじ」がもつ敷地境界を越える利用面での柔軟性を継承しつつ、従来は居住中心の空間であった「かぐじ」を商業の場へと変化させ

るものである。表のミセが担う商業機能を敷地規模の調整という形で補完してきた「かぐじ」の歴史的文脈が転換し、「かぐじ」自体が商業機能を担う空間となる、すなわち裏が表になるという再編が、戦後昭和 40 年代に住民らの自発的な動きの中で生じていたことを明らかにした。

第6章 商業・観光施策の策定過程における連担空間の発見
：「こみせ」と「かぐじ」の段階的な歴史的資産化

6.1. 本章の目的

「こみせ」の連担を再生しようとする「こみせ解放促進期成同盟会」が交通安全の文脈で発足したように、戦後昭和40年代まで「こみせ」はありふれた生活空間の一部として認識されていた。しかしこの「こみせ」に対する見方は昭和50年（1975年）前後の文化財保護の視点を契機に変容し、まず「こみせ」が、そして遅れて「かぐじ」が歴史的資産と位置づけられた。本章は「こみせ」と「かぐじ」が段階的に歴史的資産化し、昭和60年代以降の黒石の商業・観光施策における重要な位置づけを得るに至ったプロセスを明らかにする。

まず第2節では、文化財行政レベルで発現した伝統的形態の「こみせ」に対する歴史的資産としての評価が、「こみせ」の所有者たる歴史的な中心商業地の住民と、「こみせ」の利用者たる黒石市民の間でどのように受け入れられたかという点を明らかにする。当時の住民及び市民意識を知るためのものとして、ここでは昭和58年度（1983年度）の中町を対象とした伝統的建造物群保存調査を参照する。結果として本調査では地区指定を断念しているが、このとき実施された意識調査に着目し、「こみせ」の連担を保存しようとする文化財行政に対する、住民や市民の当初の反応を確認する。

つづいて第3節では、文化財として着目された伝統的な「こみせ」が中心市街地の活性化施策と結びつき、観光資源化していくプロセスを明らかにする。商店主らが積極的かつ主体的に「こみせ」の保全、再生を志向するに至った経緯と、行政や商店会、町内会等を含めた議論によって策定された施策における「こみせ」の位置づけを明らかにする。

第4節では、「こみせ」の歴史的資産化を起点に「かぐじ」が着目された経緯と、中心市街地の活性化施策における「かぐじ」の位置づけを明らかにする。

6.2. 「こみせ」を歴史的資産と捉える視点の発現

歴史的な中心商業地に残る伝統的形態の「こみせ」の連担は、いかなるプロセスを経て歴史的資産と位置づけられたのか。この点を明らかにするため、本節は第1項で「こみせ通り」に対する歴史的町並みとしての視点が発現した最初期のものとして、文化財保護法改正前後に出された全国の町並み・集落に関するリストを参照する。さらに第2項では黒石市に関わる行政計画や構想において「こみせ」の言葉が確認できる最初のを昭和56年（1981年）3月の「津軽開発構想調査」と特定し、これ以降の計画及び構想における「こみせ」に対する行政側の位置づけを明らかにする。

つづいて第3項で、昭和58年度（1983年度）に中町を対象として行われた伝統的建造物群保存地区調査から、「こみせ」を歴史的資産と見なす視点が、住民や市民レベルでどのように受け入れられたかという点を明らかにする。また結果として地区指定に至らなかったことについて、調査の過程で顕在化した町並み保存の課題を整理する。

6.2.1 昭和50年前後の全国の歴史的集落・町並みリスト

全国に残る歴史的な町並み・集落の面的な保全・整備への関心は、昭和50年（1975年）7月の文化財保護法改正による「伝統的建造物群」概念の導入を一つの指標として、調査研究の段階から具体的な保全整備計画の段階へと前進した。この時代の全国の伝統的建造物を中心とする町並み・集落を整理した代表的なリストとして、昭和47年度（1972年度）の集落町並第1次予備調査を集計した文化庁文化財保護部建造物課によるもの、朝日新聞社によるもの、環境文化研究所によるもの、昭和53年（1978年）5月の歴史的環境整備実態調査を集計した建設省都市局都市計画課によるものがある。

ただし当時は歴史的環境の保全・整備に関する経験の蓄積が研究者にも行政担当者にも不足していたこと、また伝統的建造物群という概念の抽象度の高さから、上記のリストは網羅的とは言えないことが指摘されている¹。

本項ではこの留意点を踏まえたうえで、黒石の「こみせ」の町並みに対する文化財の視点からの評価の有無を確認するため、リストを参照した（表 6-1）。昭和 48 年（1973 年）12 月に公表された文化庁の「町並・集落リスト」への掲載は無いが、その後のリストには全て「黒石」もしくは「黒石市中町」と掲載されている。したがって中町に残る「こみせ」が連担した町並みは、昭和 50 年前後には既に文化財として価値があるという客観的な評価を得ていたことが分かる。

表 6-1. 町並み・集落リスト²

公表年月	作成・編集	リスト名	出典	掲載有無
昭和 48 年 12 月	文化庁文化財保護部建造物課	町並・集落リスト	建築雑誌, Vol.88, No.1074, pp.1329-1330, 1973.12	×
昭和 49 年 1 月	文化庁文化財保護部建造物課	集落町並保存対象地区	建築と社会, Vol.55, No.1, pp.112-113	黒石の町並
昭和 49 年 2 月	朝日新聞社	保存が必要な歴史的町並み	朝日新聞, 1974.2.24 版	黒石市仲町の江戸時代の商家
昭和 53 年 2 月	(財)環境文化研究所	全国歴史的集落・町並み一覧	環境文化, No.31・No.32 合併号, pp.211-214	黒石市仲町 (町家群)
昭和 55 年 4 月	建設省都市局都市計画課	「歴史的環境整備実態調査」とその集計結果	新都市, Vol.34, No.4, pp.72-83	黒石市中町 (町家群)

6.2.2 昭和 50 年代の行政計画における「こみせ」の位置づけ

このように全国の町並み・集落リストに中町の「こみせ」が掲載され始めた昭和 50 年代を対象に、黒石市に関わる行政計画及び調査、構想等における「こみせ」の位置づけを明らかにする。計画等の一覧は、昭和 61 年度（1986 年度）の「黒石地域商業近代化地域計画基本計画」報告書の序論第 3 章「黒石地域商業近代化に関連する上位計画の概要（表序-3-1 上位計画一覧表）」を参照した³。ただしここで挙げられている計画書等の中には原本が現存しないものも多いため、その場合の計画概要や「こみせ」の位置づけについては上記報告書第 3 章の記述を参考にした。

「黒石地域商業近代化地域計画基本計画」の関連上位計画のうち、昭和 55 年（1980 年）以前のものは第 5 章の第 2 節にて整理をしている⁴。前述の通りこれらの計画は津軽地域の一体的な定住基盤の拡充と充実を図ることを目的としており、圏域内の交通ネットワーク整備を最重要課題としていた。「こみせ」への言及は無い。本項で扱うのは、「こみせ」への言及が確認できる最初の構想調査である昭和 56 年（1981 年）3 月の「津軽開発構想調査」と、これ以降の昭和 57 年（1982 年）3 月の「浅瀬石川ダム周辺観光基本調査」、同年 3 月の「モデル定住圏の推進支援調査」、同年 12 月の「黒石市総合開発計画基本計画」である。表 6-2 から表 6-5 にそれぞれの概要と「こみせ」の位置づけを整理した。

1 渡辺定夫・西村幸夫：全国に分布する歴史的環境の実態とその問題点，日本建築学会論文報告集，Vol.312，pp.109-114，1982.2

2 各リストの出典を参考に筆者作成。昭和 53 年（1978 年）2 月のリストのみ「仲町」の表記になっている。

3 黒石地域商業近代化委員会：黒石地域商業近代化地域計画報告書（基本計画），p.8，1987.2

4 昭和 49 年（1974 年）の「津軽広域都市圏整備基本構想」、昭和 55 年（1980 年）の「新津軽地域広域市町村圏計画」及び「津軽モデル定住圏計画」。

表 6-2. 津軽開発構想調査の概要及び「こみせ」の位置づけ⁵

	公表年月	計画名称	計画主体
	昭和 56 年 3 月	津軽開発構想調査 —あづましい 21 世紀の津軽づくり—	早稲田大学システム科学研究所 早稲田大学理工学部戸沼研究室
概要	<p>3 市（弘前市・黒石市・五所川原市）13 町（岩木町・藤崎町・尾上町・大鰐町・浪岡町・平賀町・板柳町・木造町・深浦町・鶴田町・金木町・中里町・鱈ヶ沢町）12 村（相馬村・西目屋村・常盤村・田舎館村・碓ヶ関村・森田村・柏村・稲垣村・車力村・岩崎村・小泊村・市浦村）で構成される地域を圏域として、津軽地域全体のイメージ構想を有するとともに、一つ一つの拠点の潜在力を引き出すことに力点を置いたもの。目標年次を昭和 65 年に設定し、津軽地域の良さを生かし安定雇用の充実、快適で美しい居住環境の充実を目指す。</p> <p>地域の潜在力の発見、評価、再編成を図り、地域の自然的・社会的・経済的条件を有機的に接続すること、地域内外における大小のインパクトを選択誘導し構想に組み込むこと、内外の人的資源の活用を積極的に図ること、の 3 点を戦略とした。</p>		
黒石市の位置づけ	<p>1) 津軽三大都市建設プロジェクトの一カ所として、黒石市の独自テーマに歴史的町並みと調和したまちづくりを設定。具体的な構想は、横町ショッピングモール建設構想と、「中町こみせ通り」の保全・修景計画、市街地全域の歩行者ネットワークの形成。</p> <p>2) 弘前・黒石連環都市圏整備構想として、弘前市と黒石市を両端とする秩序ある生活圏の形成を構想。</p> <p>3) 津軽三十三ヶ所歴史の道建設プロジェクトにおいて、「歴史的まち並みのある町・黒石」として位置づけ。</p>		
「こみせ」の位置づけ	<p>■黒石独自のまちづくりを進める核としての位置づけ 「今後さらに黒石のまちが南津軽の拠点として発展していくためには、それなりの工夫が必要であると思われる。それには、まず弘前や青森にはない黒石独自のまちづくりを進めることが大切ではなからうか。幸い黒石には、歴史的な建造物を初めとして小店通りなどの優れた景観が残されている。歴史的まち並みと調和した中心部のまちづくりは、弘前、青森ではできない黒石独自のテーマであると思われる。」</p> <p>■具体的方策</p> <p>1) 「こみせ」の保存・修復と部分的な新設 「まちの中心部に残っている小店の保存や修復あるいは部分的な新設により、歩行者空間をつくり黒石特有の歴史的まち並みを再生し、商業などのまちの中心的役割を強化する」「中心商店街の一つである横町商店街は、小店の形態を取り入れた新たなショッピングモールとし魅力ある都市空間を創出。」「それほどの商業集積はないが小店の保存状態の良い中町通りは、新たな視点で伝統的な小店通りを保存、修復し特色ある空間づくりを進めてはどうだろうか。」「また小店通りの整備とあわせて、現在、計画が進められている融雪溝などによるまちの中心部の克雪体制づくりを行うことも考えられる。」</p> <p>2) 「こみせ通り」を軸とした歩行者ネットワークの形成 「まちの中にある寺社、公園、駅などの公益施設を小店通りを軸とした歩行者空間でつなぐ」</p> <p>3) 「こみせ通り」を軸とした歩行者ネットワークと周辺部の接続 「まちの中心部の新旧のまち並みをつなぐ歩行者路と、まちの周辺部にある神社仏閣や浅瀬石川沿いの散策路とを結合し、まち全体に歩行者空間の網の目を張りめぐらす」</p> <p>■中町を例としたまち並みの保存と修復の方法</p> <p>1) 「こみせ」の保存と修景 「老朽化している小店や建物をできるだけ伝統的な材料と構法により修復することが必要である。また建物の改築や新築の際には、材料や構法の他にも軒の高さや屋根勾配などを隣接する小店とあわせることが必要とならう。」</p> <p>2) まちづくり協定の策定 「建物の外観と中の住まい方とのずれができる場合も多く、これをいかに調整するかが大きな問題として残される。いずれにしても大切なのは、ここに住む人々が小店を残す意味を考え、これを残そうという合意に達することではなからうか。その上で、小店を保存するまちづくり協定を結んで人々が自主的に建物の外観を小店通りに調和したものにしたり、その費用の一部を公的な機関が補助する仕組みを作ることなどが考えられよう。」</p> <p>3) 歴史的空間のイメージづくりを演出 「小店通りに付随させて、歴史資料館や、茶店、郷土物産館などの施設を建設し、歴史的空間のイメージ作りを演出することも必要であろう。」</p>		

5 前掲 3 の報告書の pp.11-14 及び、戸沼幸市編：あづましい未来の津軽—地域学習のための津軽三十三ヶ所めぐり、pp.106-109、1982.9 を参照し筆者作成。

6. 商業・観光施策の策定過程における連担空間の発見：「こみせ」と「かぐじ」の段階的な歴史的資産化

表 6-3. 浅瀬石川ダム周辺観光基本調査の概要及び「こみせ」の位置づけ⁶

	公表年月	計画名称	計画主体
	昭和 57 年 3 月	浅瀬石川ダム周辺観光基本調査	(財) 日本観光開発財団
概要	国土交通省直轄の浅瀬石川ダム（黒石市袋字富岡）の昭和 63 年（1988 年）の完成に向けて、ダムの観光レクリエーションへの利用の方向と、併せて黒石市全域の観光レクリエーションの基本的方向を調査することを目的としたもの。観光の中核的拠点として市街地ゾーン、温泉地ゾーン、黒森山ゾーン、浅瀬石川ダム周辺ゾーンを設定し、それぞれの重点整備案を提示した。		
市街地ゾーンの整備方針	1) 市街地内観光資源を結ぶ周遊観光ルートの形成 2) 公共駐車場の整備 3) 町並みの保全及び観光活用 4) その他観光資源（社寺・記念碑・名物料理店・土産品店等）の整備		
「こみせ」の位置づけ	上記 3) における保全及び観光活用の対象として位置づけ。		

表 6-4. モデル定住圏の推進支援調査の概要及び「こみせ」の位置づけ⁷

	公表年月	計画名称	計画主体
	昭和 57 年 3 月	モデル定住圏の推進支援調査 津軽モデル定住圏における風土観光のあり方に関する調査報告書	国土庁計画・調整局 (財) 青森地域社会研究所
概要	3 市圏域全体を津軽の風土性というまとまりによって捉える観光開発の基本的方向と整備のあり方を、「観光風土」という考え方によって再編成し、今後の具体的施策に対する基本的な立脚点を設定しようとするもの。津軽の風土的特性の再認識・掘り起こしを行い、観光資源の保護・再生・再創造を行う必要があるとして、既存の観光資源を線的・面的なものに再編成し、潜在的な観光資源を取り込んでいくこととした。 整備テーマは、1) 人文的観光資源に対応する風土的特性を優先すること、2) 隣接圏及び他地域と比べて特異性の高い風土的特性を生かしていくこと、3) いくつかの特性の組合せによって風土的特性を総合化していくことの 3 点に設定。 調査対象地域は、3 市（弘前市・黒石市・五所川原市）13 町（鱒ヶ沢町・深浦町・木造町・岩木町・藤崎町・浪岡町・平賀町・尾上町・大鰐町・板柳町・鶴田町・中里町・金木町）12 村（森田村・柏村・稲垣村・車力村・岩崎村・相馬村・西目屋村・常盤村・碓ヶ関村・田舎館村・市浦村・小泊村）。		
黒石市の観光風土資源	自然観光資源 ：黒石温泉郷・黒石温泉郷県立自然公園 人文的観光資源 ：重要文化財・史跡・黒石よされ・温湯こけし・「こみせ」		
「こみせ」の位置づけ	人文的観光資源として位置づけ 「本市には、国指定重要文化財の高橋家があり、「こみせ」という屋根付の屋外通路が前面についており、津軽地方独自の町の商家の構えを持っている。「こみせ」は冬期の雪を防ぐ手段として雪囲いと同様の雪国の特色ある町並みである。」		

6 前掲 3 の報告書の p.15 を参照し筆者作成

7 前掲 3 の報告書の pp.15-16 を参照し筆者作成

表 6-5. 黒石市総合開発計画基本計画の概要及び「こみせ」の位置づけ⁸

	公表年月	計画名称	計画主体
	昭和 57 年 12 月	黒石市総合開発計画基本計画	黒石市
概要	津軽東部の魅力ある中核都市、快適な暮らしがある健康都市、優れた教育と伝統のある文化都市、豊かな活力のある産業都市、行財政の確立の 5 点から構成された計画。重要な施策として、基礎的条件的整備（土地利用）、生活環境の整備、商業の振興、観光の振興を掲げている。計画期間は原則として昭和 57 年度から昭和 60 年度としているが、昭和 60 年度以降に必要なものについても計画している。		
商業・観光の施策	商業振興の施策の基本は、魅力ある商店街の建設（中心商店街の整備・イベントの振興・駅前広場の整備）、経営基盤の強化と充実（経営指導・助成の強化・商店経営の組織化・消費者参加の推進）、雇用環境の改善。魅力ある商店街の建設の一端を担うものとして、駐車場整備も行うこととした。観光振興の施策の基本は、観光資源の保護と開発（自然景観の保護・浅瀬石川ダム周辺の観光開発・黒石温泉郷の再開発・冬季観光の振興）、観光ルートの確立、歴史的遺産の保存と整備（伝統的町並みの保存・伝統芸能文化の保存と活用・市文化財指定の推進・埋蔵文化財の保存・市民意識の啓発）、まつりの充実、特産品・土産品の開発、観光宣伝と関係団体の育成。		
「こみせ」の位置づけ	<p>■文化財としての位置づけ 「現存する『こみせ』は、伝統的建造物群として歴史の堆積を今に伝える貴重なものである。しかし、近年、家屋の老朽化により、新築、改築が進み、その形態が失われつつあり、国・県に要請し、文化財として保存に努める。」</p> <p>■観光資源としての位置づけ 「市街地には、国の重要文化財に指定された『高橋完造家』があり、また、こみせ、沢成庭園等、城下町の佇まいを残しているほか、市文化財として『上十川獅子踊』等があり、これら歴史的遺産や伝統的遺産を保存・整備し、貴重な観光資源とする。」</p>		

これら 4 つの構想調査や計画より、昭和 50 年代後半の黒石市を取り巻く課題は引き続き津軽地域の定住基盤の拡充を図ることに加えて、市東部の浅瀬石川ダム建設に向けて周辺観光の充実を図ること、歴史的な町並みを含む文化財等の保存を図ること、魅力ある商店街の建設と経営基盤の強化を図ることの 4 点にあったと整理できる。

「こみせ」については、早稲田大学戸沼研究室による「津軽開発構想調査」（表 6-2）において弘前や青森と差異化を図る黒石独自のまちづくりのテーマとして歴史的町並みとの調和が提示されており、中町の「こみせ」がその核として位置づけられた。この構想調査を一つのメルクマールとして、「こみせ」を観光資源となりうる歴史的資産と見なす行政側の視点が定着している。市民や関係住民の意思を反映するより先に、観光振興の方向性として「こみせ」の保存が位置づけられた。

6.2.3 中町を対象とした昭和 58 年度伝統的建造物群保存調査⁹

以上の昭和 56 年（1981 年）から昭和 57 年（1982 年）の行政計画や構想調査における「こみせ」の歴史的資産としての位置づけを経て、昭和 58 年（1983 年）に中町を対象とした伝統的建造物群保存調査（以下、昭和 58 年度調査）が実施された。伝統的形態を維持する「こみせ」及び商家の表構えの保存状態が最も良好かつ中断箇所が少ないこと、歴史的な街道筋の町並みであり、かつ重要文化財の高橋家住宅が地区の中核を成していることを理由に、中町が対象地区として選定されている。中町周辺で「こみせ」の撤去や改築が相次いでいた事態を踏まえ、調査の目的は「こみせ」を主とする町並み保存の基礎資料を得ることとされた。建築学上の「こみせ」と付属建造物の実態把握に加えて、住民の風俗・習慣やその歴史的背景についても調査が行われた。

この昭和 58 年度調査では、調査と並行して関係住民及び黒石市民を対象とした意識調査が実施されている。行政レベルで共有され始めていた「こみせ」に対する歴史的資産としての位置づけや、「こ

⁸ 黒石市：黒石市総合開発計画基本計画，1982.12 を参照し筆者作成

⁹ 特別の記述がない箇所は、青森県黒石市教育委員会：黒石の町並一伝統的建造物群保存調査報告書，1984.3 を基に執筆した。

みせ」保存の意義が、市民・住民レベルの議論の場へと移される契機となった。したがって本項は調査概要について整理した後、この意識調査から当時の市民、住民が「こみせ」をどのように捉えていたのかという点を明らかにする。

(1) 調査の経緯

昭和 58 年度調査は、黒石市教育委員会主導のもと行われた。調査報告書でも留意されているように、調査事業は中町の関係住民からの盛り上がりによって実現したものではない。調査の発端は、以前より「こみせ」に着目していた建築学の草野和夫東北工業大学教授（当時）が昭和 56 年（1981 年）9 月に弘前市を訪れ、黒石市教育委員会の教育長と会談したことにある。調査開始時点において、関係住民の間には「こみせ」を歴史的資産と捉える視点は明確には存在していなかった¹⁰。

調査の実施にあたっては、黒石市教育委員会の非公式諮問機関として中町町内会の会長と副会長、専門家、行政関係者から成る「中町地区こみせ保存調査対策協議会」を設置し、事務局は教育委員会文化課が務めた。「こみせ」と商家遺構の建築関係の調査は草野らのグループが担当し、民俗学的調査を森山泰太郎東北女子大学教授（当時）、社会構造学的調査を田中二郎弘前大学教授（当時）、「こみせ」の歴史的背景等地方史を稲葉克夫弘前工業高校教諭（当時）が担当している。調査の経緯は以下の通りである（表 6-6）。

表 6-6. 昭和 58 年度調査の経緯¹¹

月日	事項
昭和 58 年 4 月 12 日	文化庁が保存調査補助金 150 万円を内示（昭和 57 年 6 月 4 日申請）。
5 月 17 日	関係住民を対象に保存調査実施説明会を開催。
6 月 16 日	第 1 回保存調査対策協議会の開催。 事業の実施計画等を承認。
7 月 25 日	関係住民を対象に「 こみせ保存調査に関するアンケート調査 」を実施。
7 月 27 日	森山泰太郎東北女子大学教授が中町の民俗学的調査を開始。
7 月 30 日	草野和夫東北工業大学教授らが「こみせ」及び民家の実態調査を開始。
8 月 3 日	文化庁の調査官が調査の実施状況を視察。
8 月 5 日	田中二郎弘前大学教授が中町の社会構造学的調査を開始。
8 月 10 日	文化庁が補助金の交付を決定。
9 月 1 日	市長部局に「中町地区こみせ保存対策委員会」を設置。
9 月 19 日	関係住民がアンケート調査の結果等について説明を受けた後、「 こみせ保存を考える会 」を結成（会長・中町町内会長）。
11 月 2 日	県教育委員会が補助金 24 万円の交付を内示。
11 月 28 日	第 2 回保存調査対策協議会の開催。 草野教授らが調査結果について中間報告。
昭和 59 年 3 月 27 日	第 3 回保存調査対策協議会の開催。 調査報告書に基づき保存対策等について協議。
3 月 31 日	「黒石の町並一伝統的建造物群保存調査報告書」の発行。

10 前掲 9 の黒石市教育委員会（1984）では、「藩政時代の昔から、ごく当然のこととして、こみせとともに生活を続けてきた住民たちには、あまりに身近な存在なため、その文化的な価値を、正しく認識できなかったというのが実態であろう」と述べられている（p.85）。

11 前掲 9 の黒石市教育委員会（1984）の pp.8-9 を参照し筆者作成

(2) 保存景観と修景基準

調査の結果、中町の保存すべき伝統的景観として次の8要素が整理された。

- 1) ほぼ旧形態を保っている旧街道（主道）とその枝道、両側の水路の幅・形など、および屋敷割の間口。
- 2) 両側の水路または道路境界から、一定範囲で後退させて建てられる主屋（店舗）の建築習俗と、この後退空間に設けている木造下屋形式の「こみせ」の形態。
- 3) 主道側に切妻の大屋根を見せる木造中2階建または2階建の店舗（または住戸）の古形態あるいは平側を見せた木造2階建以下の店舗古形態。その色調。
- 4) 主道側の店舗（または住戸）ファサードの壁面が保っている腰および壁・妻壁の下見板張の形態とその色調。
- 5) 主道側の店舗（または住戸）のファサードの開口部が保っている堅格子の窓およびすり上げ藪戸などの建具屋その造作形式とその色調。
- 6) 広い屋敷間口において、店舗（または住戸）を一方に寄せ、空地を庭園として植樹する建築習俗とこれらの樹木。
- 7) 店舗（または住戸）の入口から通り土間で屋敷奥と連絡している建築形態。
- 8) 主道に面して、若干保存されてきた土蔵など付属屋の形態と色調。

1) では旧街道や敷地間口とともに、かつて消雪にも使われていた前堰が伝統的景観に位置づけられている。2) で木造の「こみせ」が、6) では高橋家に見られるような主屋両側の空地を庭園とする建築習俗が、7) では「こみせ」と「かぐじ」を繋ぐ通り土間の建築形態が要素として挙げられているが、畑や野菜の貯蔵場、屋根雪の堆雪場として使われてきた「かぐじ」そのものは伝統的景観と位置づけられていない。

これら8要素のうち、店舗（または住戸）の表構え及び「こみせ」の伝統的形態の詳細と、それに伴う修景基準の概略は表6-7のように示された。この基準に基づき、中町の表通りに間口をもつ全30世帯の現状がA~Dに評価され（表6-8、表6-9、図6-1）、伝統的建造物として取り扱うことが可能なものは表構えの総合評価AとB、及び「こみせ」の評価AとBに該当する部分と判断された。

第5章で触れた昭和40年代の「こみせ」解放に関する複数の新聞記事において、「こみせ」が木造の伝統的な形態を維持しているか否かは関心の外にあり、防雪性の歩行空間として機能しているかどうか重要な点であった。昭和58年度調査を契機に初めて「こみせ」の伝統的形態の基準が定められ、これによって歴史的価値の高い「こみせ」とそうでないものが分類されたとと言える。

表 6-7. 表構え及び「こみせ」の伝統的形態と修景基準¹²

		想定復原形態	修景基準	
店舗（または住戸） 表構え	屋根	形	切妻、妻入または平入	切妻、妻入または平入
		葺材	長葺または木羽葺で置石	鉄板平葺
		色	材の自然色	ダークブラウン
		軒高	270～580cm	270～580cm
		勾配	3.0/10～3.5/10（中2階）、4.5/10～5.0/10（2階）	3.0/10～3.5/10（中2階）、4.5/10～5.0/10（2階）
	軒	形	破風板または鼻隠板付	破風板または鼻隠板付
			軒天井は垂木、野地板表わし	軒天井は垂木、野地板表わし
			軒の出、90cm 前後	軒の出、90cm 前後
		材	ヒバまたはスギ	ヒバまたはスギ
	色	材の自然色	古色づけ	
	壁	形	真壁で土壁または白漆喰塗	真壁で土壁または白漆喰塗
			1階部分は目板打ち	1階部分は目板打ち
		材	木部はヒバまたはスギ	木部はヒバまたはスギ
	色	材の自然色	木部は古色づけ	
	建具	形	入口：吊り上げ大戸	吊り上げ大戸または上透し板戸または格子戸
			「こみせ」：蔀戸、格子戸付	蔀戸、格子戸付または板戸・障子戸・格子戸・格子
		材	ヒバまたはスギ	障子戸は和紙と乳白色ガラス併用可
		色	材の自然色	古色づけ
	基礎	形	切石置、土台付	切石置、土台付またはコンクリート布基礎表面目地付
		材	土台はクリまたはヒバ	土台はクリまたはヒバ
色		材の自然色	木部は古色づけ	
「こみせ」	屋根	形	片流れ下屋	片流れ下屋
		葺材	長葺または木羽葺で置石	鉄板平葺
		色	材の自然色	ダークブラウン系（つや消し）
		軒裏	垂木表わし	垂木表わし
		勾配	1.7/10～3.0/10	2.5/10～3.0/10（鉄板葺のため緩勾配を採用しない）
		軒高	205～230cm	230cm 前後（採光量は増加）
		路幅	143～160cm（内法）	160cm 前後（内法）（自転車や人の通行の便）
		軒の出	38.5～49cm	45cm 前後
	柱および柱間	間隔	180cm 前後（内法）	180cm 前後（内法）
		柱寸法	110～250mm 角	120mm 前後角
		色	材の自然色	古色づけ
		建具	蔀戸（上透し）冬季のみ	なし
	基礎	形	切石または礎石上に土台付	切石または礎石上に土台付（原則）
		材	クリまたはヒバ	クリまたはヒバ
		色	材の自然色	古色づけ
床	粘土たたき、あるいは中央歩行部分に飛石または、鉄平石敷	粘土たたき、あるいは中央歩行部分に飛石または、鉄平石敷または、カラーコンクリート（茶系）たたき		
塀	形・材	土台はクリまたはヒバ	頂部は切妻で板葺または鉄板葺（ダークブラウン系つや消し）	
		ヒバ目打ち張	ヒバ目板打ち張	
		切石積、土台付	切石積、土台付またはコンクリート布基礎	
	色	材の自然色	木部は古色づけ	

12 前掲9の黒石市教育委員会（1984）の pp.65-66 を参照し筆者作成

表 6-8. 表構え及び「こみせ」の評価基準¹³

	A そのまま伝統的形態をほぼ保っていると判断される部分	B Aに準じ、若干の修景で、伝統的形態に戻し得ると推定される部分	C 修景によれば伝統的形態に戻すことがまだ可能であると考えられる部分	D 改築または大改造によらなければ形態復帰の不可能な部分
店舗(または住戸) 表構え	屋根	切妻でブラウン系のペイント塗またはカラー鉄板葺のもの	切妻でA以外の色彩のもの	陸屋根・偽構造など形態が全く異なるもの
	外壁・妻壁・腰	表側がすべて土壁・漆喰塗または下見板張などから成り立っているもの	Aのうち一部分がサイディング・金属板覆いなどに換えられているもの	RC造やコンクリートブロック被覆、モルタル被覆などになっているもの
	開口・建具	木製大戸・木製格子戸・板葺戸・板戸などの旧形の建具を備えるもの	木製扉戸にガラスをはめこんで一応旧形を保持する建具を備えるもの	開口の形も建具も全く換えられているもの
「こみせ」	葺材が変わり、前面開口の葺戸は失われていても、ほぼ伝統的形態は残しているもの	一部の柱や繫梁は鉄骨などに換えられているが、形態は一応とどめているもの	「こみせ」など失われて空地になっているもの	アーケード形式に改造または、店舗内に取り込まれてその一部に改造されてしまったもの



図 6-1. 調査対象全 30 世帯の位置図¹⁴

13 前掲9の黒石市教育委員会（1984）の pp.61-62 を参照し筆者作成

14 前掲9の黒石市教育委員会（1984）の p.39 図 5-1 「現況屋敷割と略平面」を基に筆者作成

表 6-9. 全 30 世帯の表構え及び「こみせ」の評価¹⁵

世帯番号	間口(m)	表構え			「こみせ」	備考欄	世帯番号	間口(m)	表構え			「こみせ」	備考欄	
		総合評価	屋根	外壁					建具	総合評価	屋根			外壁
1	47.0	A	B	A	A		16	14.0	C	B	C	D	D	「こみせ」鉄骨
2	21.9	D	D	D	D	大規模鉄骨造	17	7.3	C	C	C	C	D	
3	19.5	D	D	D	D	大規模RC造	18	8.9	D	D	D	D	D	
4	12.5	B	B	-	B	A	19	11.3	B	B	B	C	A	
5	10.0	B	B	A	B	A	20	11.0	B	B	C	B	A	
6	33.6	B	B	A	B	A	21	8.0	D	D	D	C	D	偽構造
7	9.9	D	D	D	D	D	22	16.8	D	D	D	D	C	木造一般住宅
8	12.1	D	D	D	D	D	23	19.9	B	B	A	B	B	
9	7.3	D	D	D	D	D	24	22.8	A	B	A	A	A	
10	9.0	B	B	B	C	B	25	12.3	D	D	D	D	D	偽構造
11	17.0	D	D	D	D	D	26	9.3	D	C	D	D	D	
12	5.7	D	D	D	D	C	27	12.2	C	C	B	C	A	
13	7.5	C	B	D	D	D	28	39.3	A	B	A	B	A	
14	17.2	B	B	-	C	A	29	28.4	A	B	A	B	A	
15	18.0	D	D	D	D	D	30	22.5	D	D	D	D	D	大規模偽構造

表構えと「こみせ」の両方についてA評価を得たのは、世帯番号1（久〇鳴海家）、世帯番号24（西谷家）、世帯番号28（高橋家）、世帯番号29（盛家）の4軒であった。それぞれの敷地間口は順に47.0m、22.8m、39.3m、28.4mであり、全30世帯の上から1位、5位、2位、4位の広さを占める。久〇鳴海家と高橋家についてはこれまでに何度も言及しているが、この2軒と西谷家は前述の明治期の大地主7名に含まれる「おおやけ」である。残る盛家は「盛七」を屋号とする旧家であり、明治36年（1903年）に前町から中町に移り¹⁶、明治43年11月に盛共済合資会社を創立した¹⁷。この会社は黒石の重要金融機関としての地位を確立し、明治45年（1912年）には黒石町の多額国税営業納税者の上から6番目の納税額を記録している¹⁸。これら盛家も含めたかつての「おおやけ」4軒が戦後中町から撤退せず、また建替えや増改築を行わなかったことが、中町に間口の広い伝統的形態の「こみせ」が残存した理由である。

加えて「こみせ」の評価がAかつ表構えの評価がBの世帯が7軒、「こみせ」表構えともにB評価の世帯が2軒あり、全30世帯中13軒に伝統的建造物として取り扱うことが可能な「こみせ」が残っていた。この点について調査の事務局を担った黒石市教育委員会は後に、中町の業種の特異性と共同体としての意識の高さがA・B評価の「こみせ」を残した要因と考察している。1点目については、酒造業（世帯番号1・世帯番号6）や仕出し店（世帯番号5）、銭湯（世帯番号23）、米屋（世帯番号14・世帯番号28）など、近代的な表構えに改造せずとも成り立つ業種が多く、むしろ重厚な表構えが商売上有利に働くことがあったということである。2点目については、長年居住している世帯が多く、「こみせ」に対する無意識の愛着が存在していたのではないかと推察している¹⁹。

これらの考察に対して、筆者は次のように考える。中町の業種の特異性、すなわち伝統的形態の「こみせ」が商売上有利となりうる業種が残存していたという特殊性は、店舗の入れ替わりの中で結果と

15 前掲9の黒石市教育委員会（1984）のp.62を参照し筆者作成

16 旧土地台帳の記録を参照した。

17 安西如鳩：鳥城志—一名黒石案内，p.78，1913

18 前掲17の安西（1913）のpp.64-65

19 黒石市教育委員会文化課：黒石市中町こみせ通りの歴史的背景及び概要（第3版），pp.67-68，2005.7

して形成されたものである。文献資料²⁰より明治期から昭和戦前期に周辺町内にいた業種を確認すると、中町との間に特別の差異を見出すことはできない。そして表構えと「こみせ」の両方でA評価を得た4軒のうち、昭和58年度調査の時点で高橋家と盛家は商売を辞めており、西谷家は調査後まもなく質屋としての営業を終えている。現役で商売を続けていたのは酒造業の久〇鳴海家のみである。一方で「こみせ」にA、表構えにB評価を得た7軒は、世帯番号4(鉄鋼会社)、世帯番号5(仕出し屋)、世帯番号6(酒造屋)、世帯番号14(米屋)、世帯番号19(化粧品店)、世帯番号27(靴屋)の6軒が商売を継続していた。また表構えと「こみせ」の両方でBの評価を得た2軒うち、世帯番号23(銭湯)の1軒が商売を継続していた。「こみせ」の評価がCまたはDであった残りの17軒は、うち15軒²¹が営業をしており、なかには呉服店や和菓子店など、伝統的形態の「こみせ」が商売上有利となりうる業種も含まれる。

中町の久〇鳴海家の6代当主によると、昭和50年代当時は伝統的形態の「こみせ」に対する地元の評価が低く、見栄え的に古臭いものとされていたという。建替えや増改築により伝統的形態が崩れることへの抵抗は小さく、むしろ近代化という前向きなイメージがあった。伝統的形態の「こみせ」を残す鳴海家は、行政側から「見栄えが悪い」と言われることさえあったという²²。したがって伝統的形態の「こみせ」を残す重厚な表構えが商売上有利に働いたのは、少なくともこうした近代化の流れが現れる以前まで、具体的には戦前までだったのではないだろうか。中町において伝統的形態の「こみせ」が一定程度残存していた背景には、他の町内と比べた業種の特殊性というよりむしろ、積極的な建替えや増改築に踏み切らずにいた家が残っていた結果と捉えるのが適切ではないかと考える。

二点目の「こみせ」に対する無意識の愛着については、上記一点目とも関連してその存在の有無を証明することが困難である。前町や横町など伝統的形態の「こみせ」の残存率が低い町内に比べて、中町の住民が伝統的形態の「こみせ」に対する愛着を強くもっていたと判断する材料はない。当時は伝統的形態の「こみせ」に古臭いというマイナスのイメージが付与されていたという鳴海家6代当主のインタビューを考慮すると、無意識の愛着が「こみせ」の伝統的形態を継承したと断定することは難しい。

(3) 「こみせ」保存に対する中町関係住民の意識調査

「こみせ」保存に対する所有者の反応を知る手がかりとして、以下では昭和58年度調査と並行して行われた中町住民に対する意識調査の結果を参照する。調査対象となった中町の関係住民に対する説明の場は、昭和58年(1983年)5月17日の保存調査実施説明会にて初めて設けられた。この時点での関係住民側の反応は、調査には協力するが、日常生活にとって悪影響となることは避けてほしいという消極的なものであった²³。その後7月25日に関係住民32名を対象に「町並み保存調査付帯アンケート」を配布し、調査を拒否した1名を除く31名から回答が得られた(図6-2)。

20 前掲17の安西(1913)の「営業案内」(pp.231-244)と、みなみや仙骨(鳴海静蔵):黒石夜ばなし1巻・2巻、1959-1960を参照した。

21 寝具店(世帯番号2)、歯科医院(世帯番号3・22)、呉服店(世帯番号7・15)、商店(世帯番号8・30)、洋品店(世帯番号9)、材木店(世帯番号11)、理容店(世帯番号12)、自転車店(世帯番号17)、指輪加工所(世帯番号18)、和菓子・餅店(世帯番号21・25)、飲食店(世帯番号26)

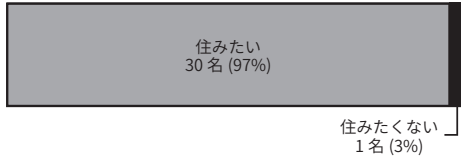
22 平成30年(2018年)11月3日のインタビューにて鳴海氏は、「(当時は)お店の近代化が進んでいた時代。『こみせ』は見栄え的に古臭いものとされていた」、「当時の市長から、『見栄えが悪いから何とかしろ』と何度も言われた」、「横町などでどんどん『こみせ』が無くなっているとき、どちらかというと『新しくなって良い』という印象だった」と発言している。

23 前掲9の黒石市教育委員会(1984)「教育委員会が主催したこの会で、住民たちは、『調査だけに協力してもよい。ただし、住民の生活をおびやかすようなことは、絶対にしてもらいたくない』と異口同音に訴えている。」(p.85)

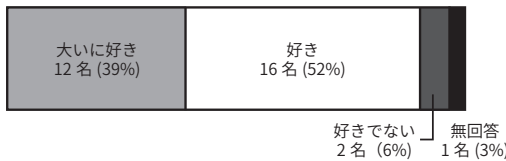
(1) あなたは黒石の町がお好きですか。



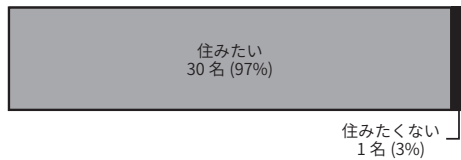
(2) 将来も黒石の町にお住みになりたいですか。



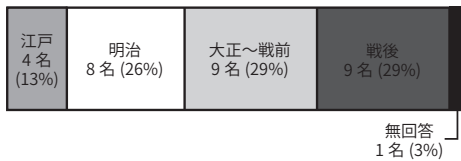
(3) 現在住んでいる町内がお好きですか。



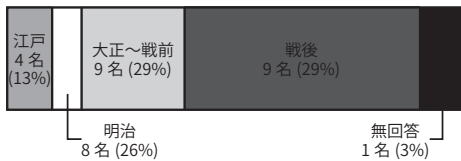
(4) 将来も現在住んでいる町内にお住みになりたいですか。



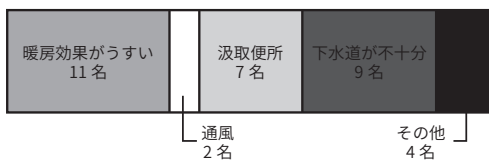
(5) あなたのお宅は現在地にいつごろからお住まいですか。



(6) あなたのお宅の表通りに面している部分（お店・借家を含む）はいつ頃建てられたものですか。



(7) 現在お住まいの住宅で不便を感じられるのはどの点ですか（複数回答）可。



(8) 表通りに古形式の店舗や倉庫をお持ちの方にお尋ねします。

- ・その建物の修理は何年に一度ぐらいなさいますか。
1年 (2件)、2年 (2件)、3年 (1件)、5年 (1件)、10年 (1件)、20年 (1件)、50年 (1件)、手をかけていない (1件)
- ・どのような部分が傷みやすいですか。
土台 (4件)、屋根 (6件)、ドア (1件)、トイレ (1件)、土壁 (1件)
- ・どなたが修理をしますか。
専門職人 (12件)

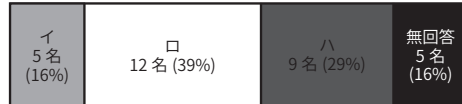
(9) 表通りに「こみせ」をお持ちの方にお尋ねします。

- ・「こみせ」の修理は何年に一度ぐらいなさいますか。
1年 (1件)、2年 (2件)、3年 (1件)、5年 (1件)、10年 (1件)、30年 (1件)、35年 (1件)、50年 (1件)
- ・どのような部分が傷みやすいですか。
土台 (2件)、屋根 (5件)、電気配線 (1件)
- ・どなたが修理をしますか。
専門職人 (11件)、主人 (1件)

(10) 表通りに「こみせ」をお持ちだったが、戦後ぐらいに改築された方にお尋ねします。

- ・いつごろ改築しましたか。
昭和10年～昭和30年 (6件)、昭和31年～昭和50年 (10件)、昭和51年以降 (2件)
- ・どんな理由からですか。
新店舗にするため (4件)、老朽化 (4件)、採光 (2件)、作業に不便 (2件)、火災 (1件)

(11) お宅では今後の住生活について、どのような考えをお持ちですか。



- イ) 生活の伝統を守るために現在のままでよい。
- ロ) 表通りは町並みを維持しながら屋内は便利に改善していきたい。
- ハ) よそと同じく現代住宅にしたい。

(12) とくに近年、黒石の「こみせ」町並みは次第に知られるようになり、観光客も訪れていますが、これについて、あなたの感想はどれに近いですか。



- イ) 生活環境保存の一環として古い町並みの保存は賛成。
- ロ) 営業上プラスになるから賛成。
- ハ) 迷惑。
- ニ) その他—複雑な気持ち。
—賛成だが、営業上、他へ移りたい。
—すべての「こみせ」を保存する必要はない。
—賛成だが、規制や負担には反対。

図 6-2. 中町関係住民を対象とした住民アンケート結果²⁴

24 前掲9の黒石市教育委員会（1984）のpp.89-92を参照し筆者作成

まず注目すべきは、今後の住生活について尋ねた問 11 への回答である。凍結的保存を望む住民が 5 名いることも特徴的だが、建物外観の伝統的形態は維持しつつ、屋内環境を改善していくことを望む住民（12 名）が多く、また現代住宅への建て替えを望む住民（9 名）も一定数いる。これと関連して問 7 を見ると、多くの世帯が居住環境の面で古形態の建築様式に不便を感じていることが分かる。凍結的保存か動態的保全か、あるいは一般住宅への建替えかといった方向性については関係住民の意見が分かれており、凍結的保存を望まない世帯は居住環境の快適性を求めていることが明らかである。

つづいて「こみせ」の観光資源化と町並み保存について触れた問 12 を見ると、22 名（71%）が賛成を示す一方で、迷惑と回答した住民が 5 名おり、その他意見でも保存によってかかる規制や住民負担に対する不安が示されている。この問 12 への回答について、調査報告書では次のように述べられている。

「この調査で、最も注目されたのは、遠回しながら、こみせの保存についての賛否を問いかけた『問 12』に対して、住民側がどのような反応を見せるかであった。（中略）しかし、この調査では、『保存や復元に要する費用の一部を、負担していただくこととなりますが、それでも賛成ですか』などと、核心に触れる質問をしていない。したがって、この調査結果から、『住民の大半が保存に賛成している』と、速断することは危険であろう。現に、11 月 28 日の第 2 回保存調査対策協議会の席上、住民代表の村上委員（中町町内会長）は、『賛成』の意味について、『現状を維持する程度の保存になら賛成—と解していただきたい』と、住民側の一般的な意向を説明している」²⁵。

9 月 19 日には中町の関係住民らによる「こみせ保存を考える会」が発足し、町並み保存問題についての協議の場が設けられたが、積極的に保存を図るべきとの意思統一はなされなかった。この当時のことを久〇鳴海家の 6 代当主に伺うと、建物の担保価値が下がることが最大の懸念であり、「こみせ」保存には大反対であったと振り返っている²⁶。中町で最も広い敷地面口をもつかつての「おおやけ」の当主さえ、「こみせ」保存には非積極的であった。

さらにこの時、中心商店街有志主導のショッピングセンター計画が、鳴海家の敷地を建設用地として立ち上がっていた。計画の詳細は後述するが、伝統的形態の「こみせ」を解体して近代的なショッピングセンターに建て替えるということが、地元の商店主に抵抗なく受け入れられた時代であった。

(4) 「こみせ」保存に対する黒石市民意識調査²⁷

つづいて中町の関係住民のみならず、黒石市民全体の「こみせ」に対する意識やその保存についての反応を明らかにするため、昭和 59 年 1 月 14 日～30 日にかけて実施された「こみせ保存等に関する意識調査」の結果を参照する。この調査が市民全体を対象とした理由について報告書では、第一に町並み保存にかかる費用に対し市民の税金が投入されるという点²⁸、第二に保存される町並みが地域

25 前掲 9 の黒石市教育委員会（1984）pp.85-86 カッコ内は筆者の補足。

26 前掲 22 のインタビューにて、「第 1 回目の伝建調査は、草野先生（東北大学）の声掛けで、中町町内会長と一緒によく分からないまま歩いた。当時は伝建指定に対して大反対。建物の担保価値が下がることが一番の心配だったから」と発言している。

27 特別の記述が無い箇所は、黒石市教育委員会：町並み保存と住民意識—こみせ保存等に関する意識調査報告書、1984 を基に執筆した。

28 前掲 27 の黒石市教育委員会（1984）の p.3 「町並み保存のためには、一般家屋の新築・改築の場合よりも余分な費用が必要となる。その追加分は、ひとり住民に求めるのではなく、公共機関による補填措置が必要である。この措置に要する費用を負担することになる一般市民も、町並み保存に無関係ではありえない。」

全体のシンボルになりうるという点²⁹、第三に町並み保存とまちづくりとの関連性³⁰を挙げている。「こみせ」保存には関係住民の意思を尊重することを大前提として、それと同時に地域全体の意識や意思を反映させる必要性があると考えられた。

調査の実施にあたっては、弘前大学の社会構造学研究室が調査票を作成し、調査票の印刷・配布・回収を黒石市教育委員会が行った。対象者を中町住民(32名)、町内会長・部落会長を主とする地域リーダー、一般市民にグループ分けしてサンプリングを行ったうえで³¹、35歳以下の若年層の抜けを補填するために青年層のグループ³²を追加している。各グループの調査対象者数と有効回収率は、中町住民32名・100% (32名)、地域リーダー70名・85.7% (60名)、一般市民339名・98.8% (335名)、青年層100名・86% (86名)となり、高い回収率を示した。

全回答者のうち、「現在、中町のこみせを保存すべきかどうか、調査検討中であることを知っていますか」という問いに「知っている」と回答したのは、中町住民28名(87.5%)、地域リーダー51名(85%)、一般市民213名(63.6%)、青年層64名(74.4%)であり、中町の「こみせ」保存に対する地域全体の関心の高さが窺える。一方で「中町のような古い町並みの保存が、全国各地で進められていることを知っていますか」との問いに「知っている」と回答したのは、中町住民23名(71.9%)、地域リーダー34名(56.7%)、一般市民156名(46.6%)、青年層44名(51.2%)であり、既に説明を受けていた中町住民を除いて、全体の約半数が全国的な町並み保存の潮流を認識しているという状況であった。

調査の結果得られた回答のうち、「こみせ」に関する問いの集計を抜き出して整理したものが図6-3、図6-4、図6-5である。問1に対して子供の頃の記憶として「こみせ」のある町並みを思い浮かべると回答した人は、中町住民と地域リーダーのおよそ8割を占め、一般市民と青年層も過半数が思い浮かべると回答している。また問3に対して「こみせ」が昔の雪国の生活を物語るものであると回答した人は、4グループとも高い割合を占め、特に中町住民と地域リーダーは9割以上を占めた。これらの結果から、昭和58年調査の時点において、「こみせ」の町並みは雪国黒石の原風景であるという共通認識が存在していたことが分かる。

つづいて、問7の「こみせ」の所有と利用の意識について、「『こみせ』は所有者のものであるとともに、市民みんなで利用するものである」という考えに対しては、4グループともほぼ同様の割合で意見が示されている。最も多い意見は「そう思う」であり、全対象者513名の63.9% (328名)を占める。「そう思わない」と否定的な意見を示したのは10.9% (56名)で、どちらともいえないと回答した人は24.0% (123名)である。報告書ではこの結果について、統一ある町並みを支えてきた「こみせは共同利用空間である」という意識が、昭和期の社会変動を経てもなお所有者の側にも利用者の側にも広く行き渡っていることを示すものとして評価している³³。たしかにこの結果は、全体の6割以上が「こ

29 前掲27の黒石市教育委員会(1984)のp.3「保存される町並みは、当の町のコミュニティ・シンボルとなるばかりではなく、その町を含む地域全体のシンボルともなりうる。」

30 前掲27の黒石市教育委員会(1984)のpp.3-4「町並み保存は、ともすれば、後ろむきの文化事業とのみ考えられがちである。しかしながら、現代の町づくりを推進する際の一つの伝統的な準拠枠を提供するという意義をもっている。そして、ここでいう準拠枠とは、単なる建築様式上の枠にとどまらず、建築様式の背後に潜む、統一ある町並みを支えてきた住民意識・組織・活動をも含んでいる。また町づくりの戦略を考えれば、町並み保存に費やされる住民のエネルギーは、地域内の他の町々が町づくりにむかうようになる起爆剤の役割を果たす可能性を秘めている。」

31 地域リーダー層は黒石市行政連絡員(町内会長・部落会長)139名のリストから、一つ置きの間隔抽出法により70名の対象者を確定。一般市民については、調査費用の限界から、小学6年生の児童を介して祖父母あるいは父母に記入を依頼している。

32 市街地については、黒石市勤労青少年ホームを利用する10サークルを選出し、各サークルから5名、合計50名に回答を依頼している。集落部については、黒石市連合青年団を通じて50名に回答を依頼している。

33 前掲27の黒石市教育委員会(1984)のp.17「こみせの存続を支えてきたのは、冬期間の歩行空間の確保という必要性からだけではない。こみせは、二重の住民意識により支えられてきた。根本的な意識は、こみせのある土地は『官地』だという考え方で、これに立脚して、こみせは共同利用空間

みせ」の所有を越えた利用のあり方に支持を与えていることを示すものであるが、一方で明確な否定を示す意見が1割存在すること、そして判断がつかないとする中間的な意見が2割強存在することは注目に値する。「こみせ」の解体撤去や増改築、商品陳列による通行の妨げといった物理的な変化と表裏一体のものとして、かつては当然と考えられていた「こみせ」の所有を越えた利用意識が、次第に薄まりつつあったことが推察できる。

次に問4の「こみせ」に対する歴史的資産としての評価に着目すると、「こみせ」は黒石の誇れるものだと回答した人は地域リーダーの7割、一般市民の6割、青年層の5割を占めながらも、中町住民は4割しか評価していない。問5の保存に対する意識は、「こみせ」を保存して町の個性を大切にすべきと回答した人は地域リーダーの7割、一般市民と青年層の6割を占める。しかし中町住民は4割ほどであり、3割はどちらともいえないという中間意見を示している。問6に対して真剣に「こみせ」の保存に取り組むべきと回答した人も、地域リーダーの6割、一般市民の5割、青年層の6割を占めるが、中町住民は4割にすぎない。

したがって「こみせ」に対する歴史的資産としての評価及び保存意識の点では、町内会長・部落会長の地域リーダーを主とする市民全体と比較して、「こみせ」を所有する側の中町住民が消極的な態度を示していた。前述した前年7月の中町住民のみを対象とした調査では、古い住居の暖房効率の悪さや汲み取り式のトイレ、下水道施設に不便さを感じていると回答した住民が多く、居住環境の改善や建て替えを望む声が一定数存在した。「こみせ」を設けた建物を所有し生活を続ける住民にとって、「こみせ」は歴史的資産と見なす以前に生活空間の延長であり、保存に対しては慎重な態度を示していたことが推察できる。

こうした保存意識に関連して、「こみせ」を保存するか否かを誰が判断すべきかという問8に対しては、地域リーダーの7割、一般市民と青年層の5割が「市や市民が努力すべき」と回答しており、中町を中心とする一部の町内にしか残っていない「こみせ」の保存を、市や市民全体の問題と捉える姿勢が存在していることが分かる。ただし中町住民に限っては、「市や市民が努力すべき」とする意見は4割ほどで、所有者の判断に任せるとの意見が3割近く、どちらともいえない中間意見が残り占める。中町住民は前年より「こみせ保存を考える会」を組織し協議を行うなどしていたが、保存対象となりうる町内に住む当事者であるがゆえの慎重な態度から、町内の意思統一がとれていないことが窺える。

また保存を前提とした場合に、中心的な担い手を誰が務めるべきかを尋ねた問9については、4グループとも意見が分散している。全対象者513名の意見としては、市民組織(27.9%)、市役所(23.8%)、市民(16.6%)、「こみせ」のある町内(13.6%)、「こみせ」の所有者(13.3%)の順になるが、一つの選択肢に回答が集中しておらず、保存の担い手に関する共通認識が形成されていないことが分かる。さらにここでも市民全体と中町住民の間には見解の相違が確認でき、中町住民の意見のうち最も多いのは「こみせ」の所有者(10名・31.2%)である。所有者自身よりも、市民全体の方が「こみせ」保存を全市的な問題と捉えており、規制や負担を直接被る当事者とその他との間には明確な温度差があった。

であるという考え方が成立していた。こみせ『官地説』は通俗概念として、昭和期に急速に消えていったが、現在でも『こみせ(部分の土地)は自分のものであって、自分のものではない』という言葉が聞かれないわけではない。土地の所有については『官地』観が弱くなったが、その利用については今だに(原文ママ)、『共同のもの』という意識が強い。アンケート結果でも、『こみせは所有者のものであるとともに、みんなで利用するものである』という意見に65%の人々が支持を与えており、『こみせは共同利用空間』という意識が今だに(原文ママ)ゆきわたっていることが分かる。

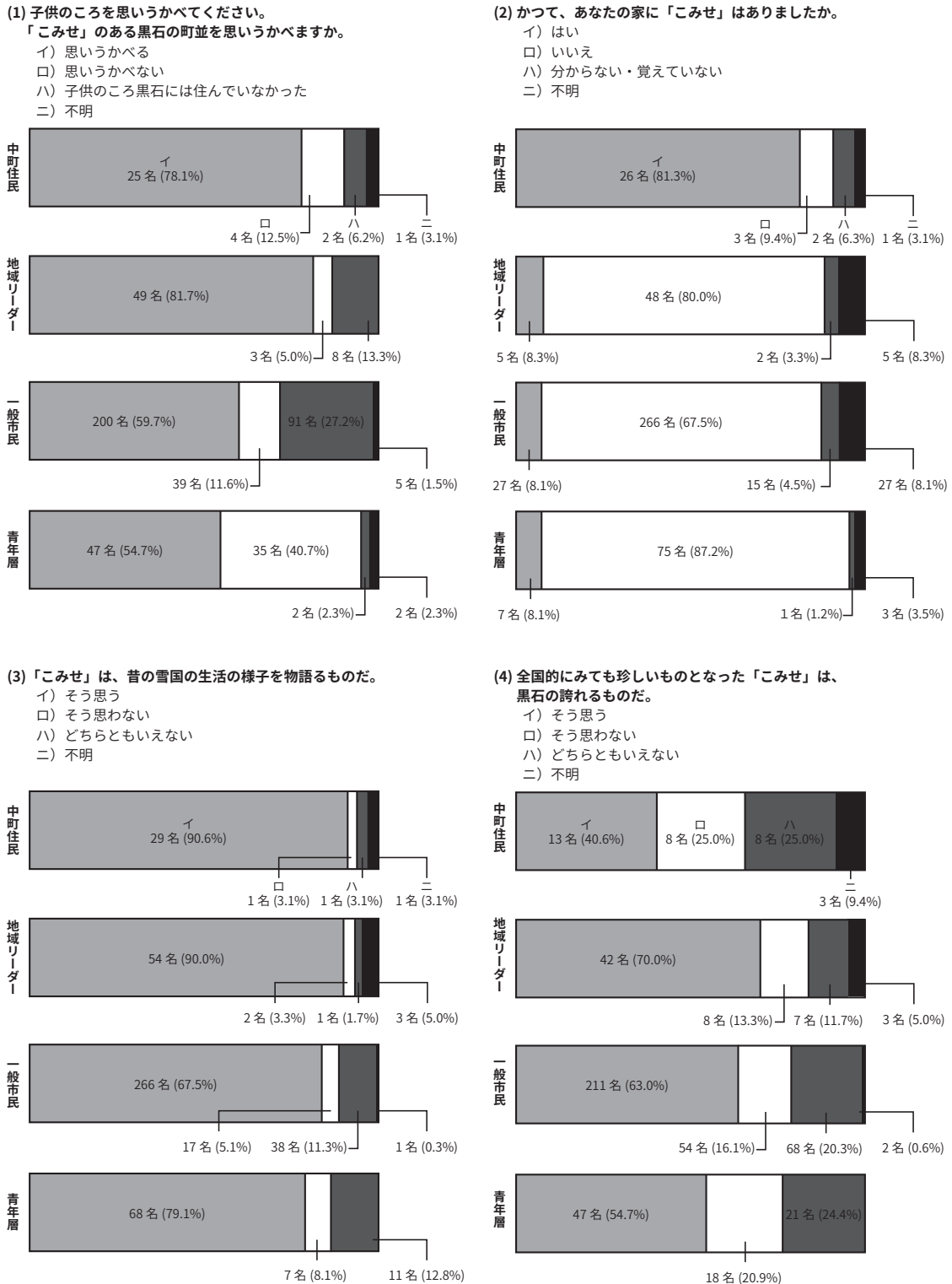
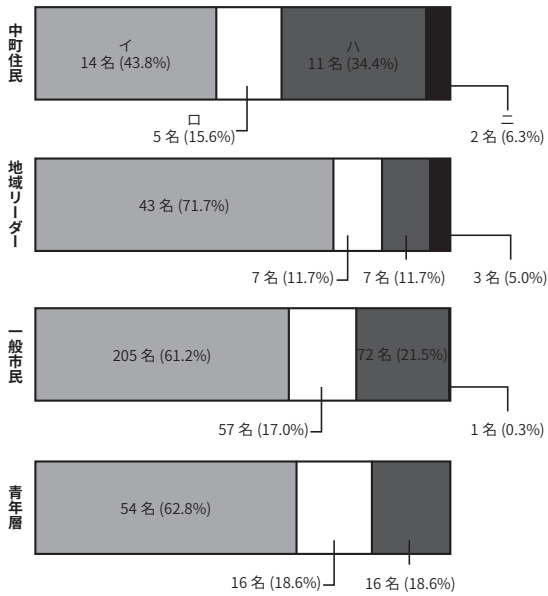


図 6-3. 「こみせ」保存等に関する意識調査結果³⁴

34 前掲 27 の黒石市教育委員会（1984）を参照し筆者作成

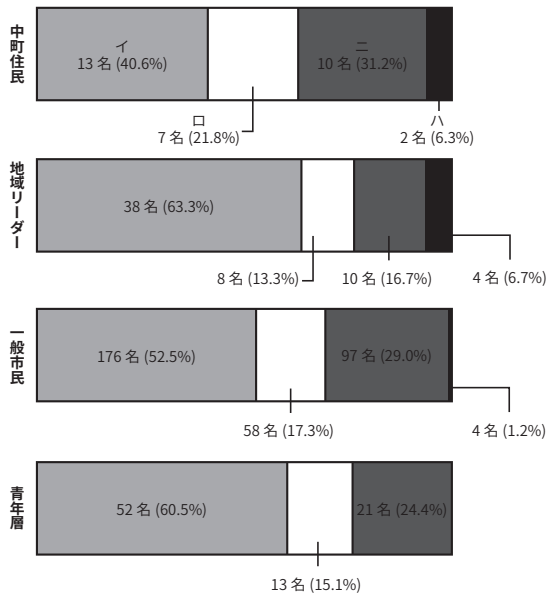
(5) 「こみせ」を保存して、町の個性を大切にすべきだ。

- イ) そう思う
- ロ) そう思わない
- ハ) どちらともいえない
- ニ) 不明



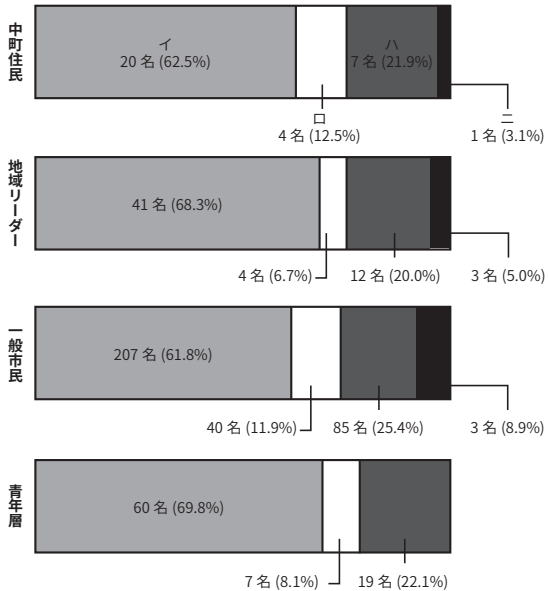
(6) 黒石でも、「こみせ」が減っている今、真剣に保存に取り組まなければならない。

- イ) そう思う
- ロ) そう思わない
- ハ) どちらともいえない
- ニ) 不明



(7) 「こみせ」は所有者のものであるとともに、市民みんなで利用するものである。

- イ) そう思う
- ロ) そう思わない
- ハ) どちらともいえない
- ニ) 不明



(8) 「こみせ」の保存について、あなたはどの意見に賛成ですか。

- イ) 保存するしないは所有者が判断すればよい
- ロ) 保存するように市や市民が努力すべきだ
- ハ) どちらともいえない
- ニ) 不明

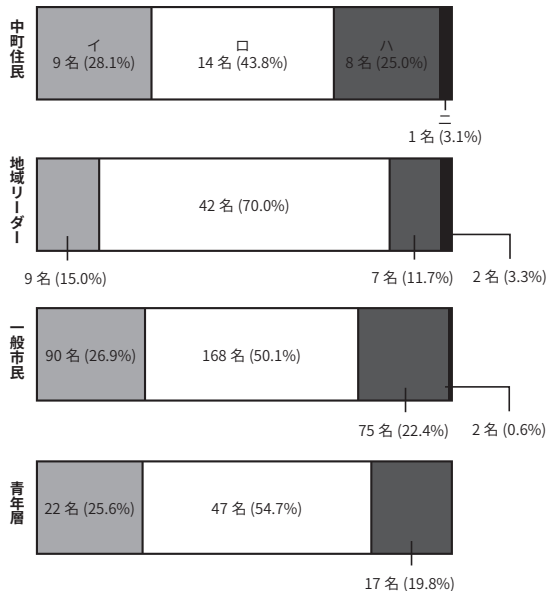


図 6-4. 「こみせ」保存等に関する意識調査結果 続き³⁵

35 前掲 34 に同じ。

(9) 保存する場合、誰が中心となるべきだと思いますか。

- イ) 「こみせ」の所有者
- ロ) 「こみせ」のある町内
- ハ) 市役所
- ニ) 市民
- ホ) 「こみせ」保存会等の市民組織
- ヘ) その他
- ト) 不明

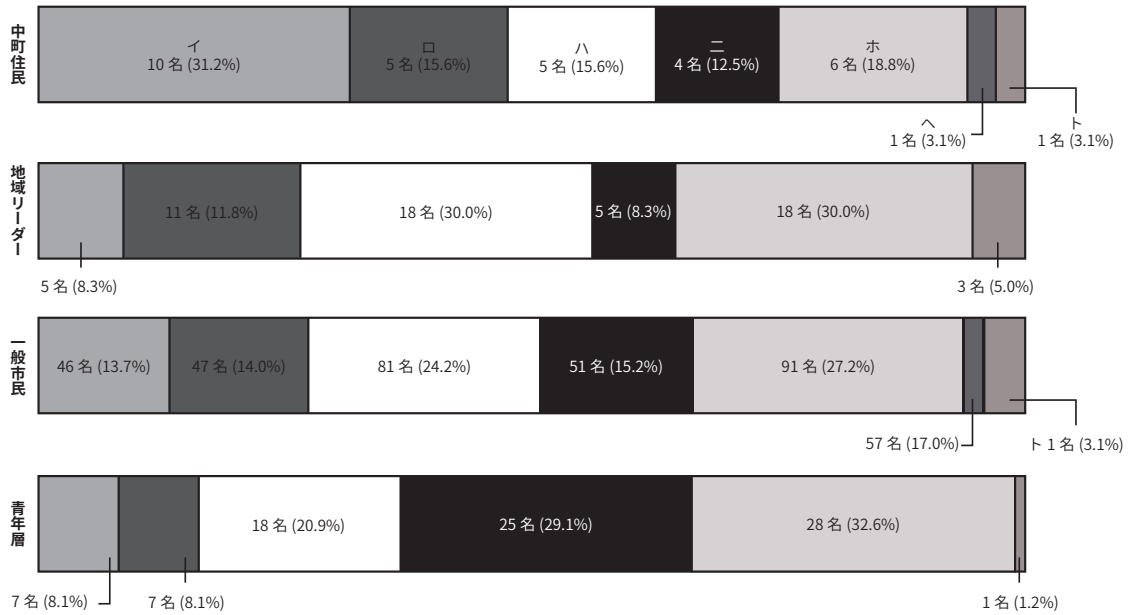


図 6-5. 「こみせ」保存等に関する意識調査 続き³⁶

以上より、当時の「こみせ」保存に対する黒石市民全体の意見としては、概ね肯定的であったと判断できる。戦後の社会的変化に伴い連担性を失いつつあった「こみせ」を、歴史的資産と捉え直し評価する認識も一定数存在していた。ただし中町の関係住民とその他市民との間、すなわち「こみせ」の所有者と利用者の間には見解の相違があり、当事者たる関係住民の方が慎重かつ消極的な意見を示していた。「こみせ」の保存調査が市教育委員会が主導となり始まったこととも関連して、文化財的視点からの「こみせ」に対する評価に対して、生活者としての所有者の意識が追いついていない状況であったと言える³⁷。

(5) 昭和 58 年度調査で顕在化した町並み保存の課題³⁸

前にも述べたが、この昭和 58 年度調査では「こみせ」を主体とした中町の町並みを伝統的建造物群保存地区（以下、伝建地区）に指定するには至らなかった。調査報告書は最終章を「町並み保存の条

³⁶ 前掲 34 に同じ。

³⁷ 前掲 27 の黒石市教育委員会（1984）の pp.18-22 ではこの意識調査の結果を以下のように結論づけている。「以上にみてきたように、こみせ保存について市民全体の意識・意見の大勢は肯定的である。では、こうした事実をもって、今後、中町を中心としたこみせ保存がなされると予測することができるであろうか。結論から先にいえば、ここにみた市民全体の意識・意見は、それ自体で、自動的にこみせ保存を推進させる力となりうるものではない。（中略）中町住民が市民全体からみて保存に消極的であることは、こみせ保存を推進する際の最大の隘路となる。理念的には、町並み保存に賛成しながらも、具体的に保存となると、各種の生活・生産上の『制約』を受けることになり、当事者としては必ずしも積極的になれない。（中略）こみせ通りが有蓋通路として存続するためには、住民間に暗黙のうちに、こみせを共同利用空間として開放しようとする全員の合意が存在しなければならない。より一般的に言えば、統一ある町並みは複数の『私』間の合意の産物であり、さらに共同の保存努力が継続的に行われなければならない。（中略）（保存対象地区の住民を中心に据えた）協力体制の確立なしに、町（町内）独自で町並み保存を行うことは困難が多い。この協力体制をいかに組み立ててゆけるか、協力体制の中心にいかなる機関・組織が据えられるべきか、保存の中心的担い手にみた分散的回答を想い返すとき、困難な課題は少なくない。」カッコ内は筆者による補足。

³⁸ 特別の記述が無い箇所は、前掲 9 の黒石市教育委員会（1984）の第 8 章（pp.85-88）を基に執筆した。

件」として、調査を経て顕在化した課題を関係住民の合意形成、都市計画道路の変更、商店街近代化対策との調整という3つの問題に整理して説明している。

関係住民の合意形成の課題

一点目の関係住民の合意形成については、これまで見てきた通りである。保存調査の発端がそもそも関係住民からの盛り上がりによるものではなかったことを前提に、意思統一にはかなりの年月を要すると判断された。報告書では関係住民の意思や意識の消極性について、昭和53年（1978年）2月に重伝建地区に選定されていた弘前市の仲町地区を引き合いに出して説明している。

仲町地区が第1種住居専用地域であるのに対して、中町は通りの西側が商業地域、東側が近隣商業地域であり、単なる生活の場ではない「生活プラス営業の場」である。商業地としての性格を有する地区であるからこそ、そこでの最優先事項は商売のしやすさという点にある。多種多様な業種の中には伝統的建造物群の町並みと馴染まない店舗も存在し、これらの世帯が保存・復元の費用を負担することへの合意形成は容易でないと考えられた。

都市計画道路の課題

二点目の都市計画道路については、次節以降の内容にも大きく影響する重要なポイントである。第5章でも触れたように、戦後克雪型の都市づくりを目指す広幅員の街路事業の中で、市街地中心部を南北に貫通する市道前町野添線のうち、中町通りを含む市道前町浜町線（590m）を現状幅員8m前後から16mへと拡幅することが決定していた。拡幅の目的は、市街地中心部を南北に通貨する車両の交通難緩和、市街地中心部の防火対策強化、街区の適正化の3点にあったが、延長約260mの中町通りが路線の中間位置を占めているという性格上、「こみせ」の残る区間のみを拡幅しないということは効率上不可能であると考えられた。

したがって「こみせ」保存を前提とするならば、市建設課が行ってきた区域内への建築規制に対する補償要求を覚悟のうえ、都市計画道路を廃止する他に手段はないと判断された。昭和58年度調査期間中に市長部局内に設置された「黒石市中町地区こみせ保存対策委員会」も検討を行ったが、拡幅当初の目的3点を克服しうる具体的な結論には至らなかった。黒石市に固有の問題ではなく、当時は都市計画道路の見直し自体、ハードルが非常に高かったという時代背景もあった³⁹。

商店街近代化対策との調整課題

三点目の商店街近代化対策との調整は、具体的には前述のショッピングセンター建設計画との調整を指す。昭和58年度調査前年の2月に、商店街有志主導のショッピングセンター建設を目指した「協同組合黒石ショッピングセンター設立準備委員会」が発足し、中央資本と連携した4階建てショッピングビルの建設計画が浮上していた⁴⁰。黒石市商圏の衰退に直面していた歴史的な中心商業地の商店主らにとって、店舗の近代化は緊急性の高い課題の一つであった。

建設予定地の詳細については調査報告書に記載がないが、当時のことを久〇鳴海家6代当主に伺う

39 青木慎也・大沢昌玄・岸井隆幸：重要伝統的建造物群保存地区における都市計画道路に関する研究，日本都市計画学会都市計画論文集，Vol.45，No.3，pp.367-372，2010.10 「またそもそも伝建地区制度誕生以前に既に伝建地区内に都市計画道路が決定されていた地区（例えば川崎市川越は重伝建地区選定が平成11年に対し、地区内都市計画道路は昭和11年に決定済）もあり、伝建地区制度と建築物の改築等を生じさせる都市計画道路の存在は、そもそも課題があった。」（p.367）

40 敷地面積5,940㎡、建物延床面積21,000㎡、店舗面積14,100㎡、建築様式は鉄筋コンクリート造り地上4階塔屋つき、300台を収容する駐車場を完備。資金調達は、1口50万円（2口以上）の出資金と、高度化資金等の融資制度を利用するとした（前掲9の報告書p.87を参照）。

中で、まさに鳴海家の敷地を予定地としていたことが明らかとなった⁴¹。前述のように、久〇を屋号として代々当主が文四郎を襲名してきた鳴海家は、文化5年（1808年）以前の建築と伝えられる店舗付き住宅を持つ老舗の造り酒屋であり、23.7間（約44.0m）に及ぶ敷地間口に設けられた「こみせ」が中町の「こみせ通り」の重要な一部分を構成している。昭和58年度調査において、表構えと「こみせ」の両方に対してA評価が与えられた数少ない遺構の一つである。

鳴海家6代当主によると、当時中町の敷地を売却して近隣の旧尾上町（現平川市）に移転することを考えていたといい、ショッピングセンターの設立準備委員会にも有志として参加していた。その後親族との協議によって売却は行わず、結果としてこの計画は具体的な進展を見せなかった。しかし伝統的形態の「こみせ」が残る鳴海家の敷地が建設予定地となっていたという事実それ自体から、昭和58年度調査以前の商店主らにとって、「こみせ」保存の意識は非常に薄かったことが推察できるエピソードである。

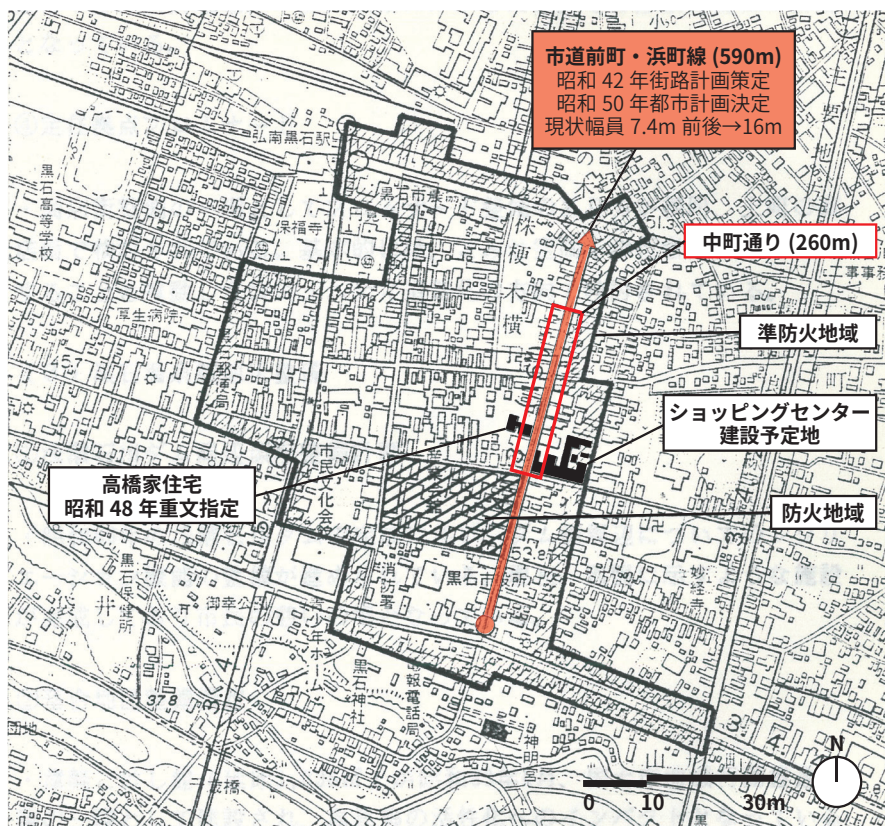


図6-6. 昭和58年度調査で顕在化した町並み保存の課題点⁴²

また昭和55年（1980年）に青森市の出版社から出された『北国くらしの風土記』でも、以下の引用内で「こみせ」の消失はアーケードへの「衣がえ」と表現されている。「衣がえ」は商業地として新たな魅力を整えるものと捉えられており、批判的な見方はされていない。

コミセの続く風景から

「雪国特有の、小店（コミセ）も、ずい分残りすくなくなった。コミセ、コモへとよばれ、街の通りには、家の構えに応じたダシカケが、軒をあわせ続いていたものである。（中略）店じま

41 前掲22のインタビューにて、「（昭和58年度）調査の頃、酒造店を辞めてスーパーにしようとしていた。酒屋は尾上（旧尾上町、現平川市）でやろうと思っていた。親戚に大反対されてやめた」と発言している。

42 都市計画図（黒石市：黒石市都市計画変更計画調査報告書、p.9、1991.3より転載）を基に筆者作成

いしたあとの、炎の暗いコミセは、近くの男女のデイトの場所でもあったわけで、そこには雪国ならではの情緒があった。こうした通路も弘前、黒石、それに鱒ヶ沢から、木造の一部にみられるだけ。戦災の青森には、安方、栄町の風景も失われ、片りんが油川通りに残るきりである。世相をうけ、年月を刻んだコミセも、つぎつぎ、今日ではアーケードに衣がえ。ショッピング街として、あらたな魅力を整えているのも、時の流れであろう。」⁴³

昭和 58 年度調査で顕在化した町並み保存の課題は、以上の 3 点である（図 6-6）。商店主の店舗近代化の意向も含めた関係住民の意思統一の困難性と、中町通りを含む都市計画道路前町浜町線の拡幅の問題から、伝建地区の指定は行われなかった。

6.2.4 小括

本節は、「こみせ」を歴史的資産と見なす視点が文化財行政のレベルから発現した経緯を整理したうえで、昭和 50 年代後半時点では保存に向けた関係住民レベルの合意形成が未だ困難であったことを明らかにした。

伝建地区制度発足の前後に作られた全国規模の町並み・集落リストへの掲載を経て、昭和 50 年代後半には市の行政計画に「こみせ」の文字が現れた。保存すべき歴史的資産と位置づけられ、他の資産とともに観光資源化の方向性が提示された。しかし昭和 58 年調査における意識調査の結果が示すように、「こみせ」の所有者である関係住民と利用者である市民との間には、「こみせ」保存に対する意識の差が顕著に現れていた。「こみせ」を設けた建物で生活する関係住民の方が、「こみせ」に第三者が介入し保存を図ることにはより慎重かつ消極的な態度であった。

一方で、全国的な集落・町並みリストへの掲載と行政計画における「こみせ」の言及、そして昭和 58 年度調査により保存すべき伝統的景観が特定されたことは、住民や市民にとって何気ない生活空間の一部であった「こみせ」に新たな見方を提示したという側面がある。住民・市民への意識調査によって、これまで特に語られてこなかった「こみせ」に固有の所有・利用観念が、『『こみせ』は所有者のものであるとともに、市民みんなで利用するものである』という言葉で明文化されたことも、この後に生じたまちづくりの展開に大きく影響したと言えよう。雪の中で商売を続けるために必要とされてきた主屋構造の一部の連担が、その形態のみならず、連綿と続いてきた所有意識とともに歴史的に価値あるものとして発見されたことは、「こみせ」に対する住民、市民の認識を変える起点となるものであった。

6.3. 歴史的な中心商業地の活性化に向けた「こみせ」の資源化

昭和 58 年度調査では「こみせ」保存に対する意思統一を図ることができず、商店主の間では保存によってかかる規制が、商売の妨げになるとさえ考えられていた。第 5 章でも触れたように、戦後の幹線道路網の発達は古くから黒石の経済を支えていた周辺町村の客足を弘前市へと向かわせ、歴史的な中心商業地を含む中心市街地は衰退傾向に転じた。特に国道 102 号バイパスの新設は黒石一弘前間を約 12km、車で約 15 分の距離へと近づけ、黒石市を弘前市の第 2 次商圏に包含させた。弘前市に奪われた消費人口を呼び戻して商業の衰退を食い止めることが喫緊の課題であり、こうした商業活性化の方向と「こみせ」保存は結びついていなかった。

43 松本慎三：北国くらしの風土記、北の街社、pp.34-35、1980.5

しかし昭和 58 年度調査からまもなくして、「こみせ」のある町並みを残すか近代都市黒石に生まれ変わるかという二者択一⁴⁴ではなく、「こみせ」を残すことが歴史的な中心商業地の活性化に繋がるという認識が商店主の間で共有され始める。こうした認識をきっかけとした商店街の取り組みと、行政と住民、商店主らによる議論を経て、「こみせ」を観光資源化するという方向性が地域の合意を得た。本節はこのプロセスを整理し、昭和 60 年代以降の歴史的な中心商業地を含む中心市街地の商業・観光施策において、「こみせ」がどのような役割を与えられたかという点を明らかにする。

6.3.1 「こみせ通り商店街振興組合」の組織化と「こみせ祭り」の開催

昭和 58 年度調査当時、関係住民の大半が商売・生活優先の立場から本格的な「こみせ」保存には消極的な意向を示していた中町であるが、一転して昭和 60 年（1985 年）に中町と前町の商店主による「こみせ通り商店街振興組合」が発足した。そして翌年 9 月には「こみせ通り商店街振興組合」と黒石市、商工会議所、黒石観光協会が主体となり、中町を舞台とした第 1 回「黒石こみせまつり」が開催された⁴⁵。祭りの 2 日間のみ中町通りを「こみせ村」と称して歩行者天国化し、重要文化財の高橋家住宅の開放や酒造屋の酒蔵見学の他、厄年女性らの大正時代の嫁入り行列の再現や登山ばやしの行進、津軽民謡の披露など、歴史風土を生かした多様な催しが行われた^{46・47}。

中町商店会と前町商店会を統合する組合に「こみせ通り」の名が冠されたこと、そして「こみせ」をテーマとする祭りが開催されたことには、商店主らが「こみせ」を商店街活性化の資源と認識し始めたことが窺える。祭りの舞台となった中町では、3 年目から商店会を主体に「まえこ」と呼ばれる祭りの資金積立を行った。町内単位で資金調達を行うという「黒石ねふた祭り」の伝統を引き継ぐことで、「こみせまつり」への住民の関わり方の意識向上を図ることが狙いであった⁴⁸。

このように一転して「こみせ」を生かす方向性が商店街に現れた背景について、振興組合に有志として加わった久〇鳴海家の 6 代当主に伺った。当時商圈を奪われていた弘前市に対抗する黒石らしさを志向する中で、商工会議所のメンバーの提案から「こみせ」への着目が生まれたという⁴⁹。コンサルタントらと共に栃木市と川越市の町並みを視察したことも、町並みの保存と商店街活性化を結びつける契機となった⁵⁰。

また昭和 60 年（1985 年）7 月に、黒石の「こみせ」が「人と風土が育てた家並」として建設省の第 1 回「手づくり郷土賞」を受賞し、さらに翌年の NHK 大河ドラマのロケ地として中町の中村酒造が使われたこと、昭和 62 年（1987 年）7 月に同じく建設省の「日本の道 100 選」に『こみせ』の町並みが顕彰されたことで、中町の「こみせ通り」は県内外からの注目を得た。「こみせ」を商店街の活性化資源と捉え始めた商店主らの意識変化と、外部からの「こみせ」に対する更なる評価が、

44 昭和 58 年度調査翌年に黒石市が寄稿した文章の中で、中町の「こみせ」は次のように語られている。「裏日本の各地でみられたこみせも除排雪の機械化や都市計画により現在ではほとんど姿を消してしまった。そんな中で、黒石のこみせはその保存状態もよく、藩政期からのくらしを偲ばせてくれる。こみせのある町並・黒石を残すか、近代都市黒石に生まれ変わるかは、今、市民の間で話題となっている」（黒石市：中町のこみせ，教育こうほう，Vol.35，No.5(374)，p.29，1984.8）。

45 昭和 61 年（1986 年）の第 1 回目以降、現在まで毎年秋に開催されている。近年は前町や横町まで祭りのエリアが拡大し、黒石市の一大イベントとなっている。

46 黒石市：黒石こみせまつり，月刊れぢおん青森，Vol.9，No.108，pp.50-53，1987.11

47 豊巻家康：“こみせ”のある風景，新都市，Vol.45，No.10(537)，pp.142-147，1991.10

48 山崎洋二：町から見つけだす，建築知識，pp.80-83，1988.11

49 前掲 22 のインタビューにて、「第 1 回調査の後、商工会議所で新聞屋店主が『こみせって面白いみたい。祭りをやったらどうだろうか』と提案し、『こみせまつり』がスタート（した）」と発言している。

50 前掲 22 のインタビューにて、「ちょうどコンサルが黒石に来て、栃木市と川越市に視察に行った。どちらも当時はまだあまり大したことが無く、これだったら黒石もやれそうと自信がついた」と発言している。

歴史的資産としての「こみせ」の位置づけを市民、住民レベルに浸透させたと言える。

6.3.2 歴史的な中心商業地の活性化施策における「こみせ」の位置づけ

つづいて本項では、商店街による「黒石こみせまつり」の取り組みと並行して、行政や商工会議所、商店街を主体に策定された中心市街地の商業・観光施策の内容に着目する。昭和58年度調査以降の各計画—昭和61年（1986年）3月公表の「黒石市弘南黒石駅周辺まちづくり計画調査」から、平成11年（1999年）3月公表の「黒石市中心市街地活性化基本計画」までの7つの計画を参照—において検討された商店街ごとの機能分担と将来像から、「こみせ」の位置づけを明らかにする。

次の計画は平成22年（2010年）の都市計画マスタープランであり、7つ目の中心市街地活性化基本計画との間には11年の間隔がある。中心市街地活性化基本計画はそれまでの諸計画を関連計画として一つの流れを形成しているため、本章と次章との区切りとして設定した。

(1) 黒石市弘南黒石駅周辺まちづくり計画調査⁵¹：昭和61年3月公表、(財)都市計画協会

昭和60年度（1985年度）に実施されたこの計画調査の背景には、旧国鉄の駅舎及びバックヤードの再開発問題がある。昭和59年（1984年）11月奥羽本線の支線である国鉄黒石線が廃止となり、私鉄の弘南鉄道に譲渡民営化がされた。大正元年（1912年）に国鉄黒石駅が開業、遅れて昭和25年（1950年）に弘南鉄道黒石駅が開業して以来、両者の駅舎は隣接し立地していた。黒石と川部を結ぶ黒石線は弘南鉄道に引き継がれ、旧国鉄の駅舎及び周辺のバックヤードが空閑地となった。本計画調査では、この国鉄跡地2.87haの利活用検討が行われた。

ここでは黒石市のまちづくりの重点整備課題として、1) 駅前開発、2) 駅北市街地整備、3) 中心市街地の活性化、4) 南地区都市整備の4点を挙げ、駅前開発と併せて市全体の整備方針が検討されている。先に駅北地区と南地区の概略を整理すると、駅北地区は住居系市街地として克雪型の住宅地整備の方向性が示され、国道102号バイパス沿道の南地区は企業誘致と工業系土地利用の促進対策が検討された。

本計画調査のメインである駅前開発については、まちの顔となる玄関口として商業、公共文化施設、イベント広場、駅前広場等の施設整備を進める基本構想が検討された（図6-7）。この当時国鉄跡地の活用は全国的な課題であり、建設省による支援態勢が整えられようとしていた。黒石市は出雲市、鳥栖市と並び第一次調査対象に組み込まれ、本計画調査の翌年から「黒石市中心市街地総合整備計画調査」が始まった。翌年度には事業手法の検討段階に入り、平成元年（1989年）9月に「定住拠点緊急整備事業」の整備計画の承認を受けた⁵²。また民間の側から駅前開発の在り方を考える任意の調査研究組織として、1人30万円の出資に基づく「黒石駅前開発組合」も設立された⁵³。本計画調査は、こうした旧国鉄跡地活用の流れの起点に位置づけられる。

中心市街地の活性化は、この駅前開発と並行した不可欠の課題と捉えられ、将来像の検討がなされている。ここでの中心市街地は、歴史的な中心商業地の前町・中町・横町を中心とするエリアであり、これら3つの商店街に加えて横町西側の歴史的な商業地上町商店街、横町北側の歓楽街よさ横丁、旧国鉄黒石駅の開業に伴って大正期以降商業が集積した一番町商店街、市ノ町商店街区（銀座中央商店街）が含まれる。当時最も賑わいがあったのは、カネ長武田百貨店のある一番町商店街、大黒デパートのある市ノ町商店街区であり、駅前地区と中心市街地を結ぶ重要な軸線に位置づけられた。

一方で歴史的な中心商業地の前町・中町については、「こみせ」の町並みが商店街として統一性の欠

51 本計画調査は報告書が入手不可であったため、前掲3の報告書のpp.17-19及び、前掲48の山崎（1988）を参照し執筆した。

52 前掲47の豊巻（1991）のpp.146-147

53 前掲48の山崎（1988）のp.83「民間によるシンクタンク組織」を参照。

ける店舗構成を生み出しているとして、「こみせ」保存と商店街活性化をどう組み合わせるかが課題として挙げられた。そこで歴史文化に基づく個性的な商店街づくりを目標に、「こみせ」の復興が将来像に据えられた。また一番町商店街・市ノ町商店街区と前町・中町を東西方向に結ぶ横町商店街は、「こみせ」を現代的に再編成するという方向性が示された。

昭和 58 年度調査によって中町に伝統的形態の「こみせ」が一定程度連担しているという実態が明らかとなったことを受け、中町とそれに続く前町は「こみせ」を復興し、この通りと交差する横町は現代的な「こみせ」を再編するという方向性がそれぞれの商店街の将来像として構想されたことが分かる。

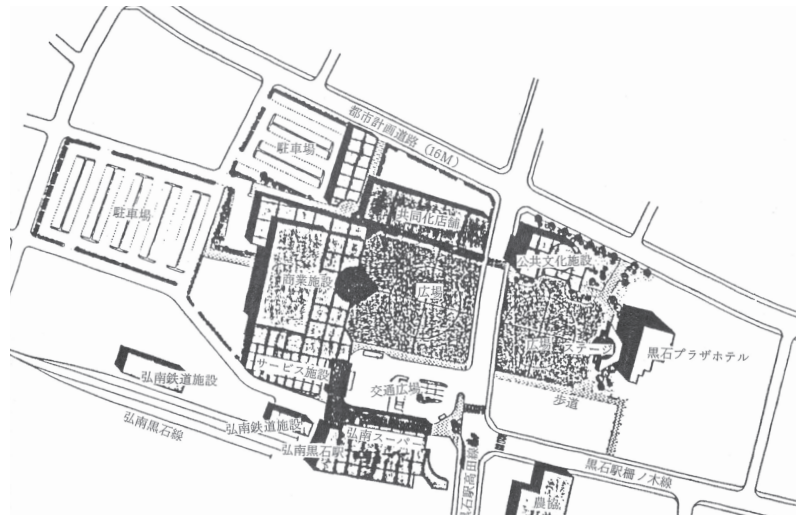


図 6-7. 黒石市弘南黒石駅周辺まちづくり計画調査 駅前地区整備イメージ⁵⁴

(2) 黒石地域商業近代化地域計画基本計画⁵⁵：昭和 62 年 3 月公表、黒石地域商業近代化委員会

(1) の計画調査翌年度に策定された本計画は、黒石市の商業の現状と問題点を詳細な分析に基づき整理し、黒石商業の将来像を描いている。商工会議所内に設置された商業近代化委員会が主体となり、市内 9 商店会⁵⁶・市内各種組合・行政・学識経験者等を交えた議論が行われた。作業実務を担うワーキンググループの主査を拝司静夫弘前大学名誉教授が務め、委員には市の商工観光課長、前述の黒石駅前開発組合理事長、商工会議所専務理事、青森銀行黒石支店渉外係、弘前大学及び青森大学の研究者 3 名の他、東北地域文化研究所の笹森正氏⁵⁷、(株) 都邑計画の佐々木隆文氏⁵⁸、(株) 都市デザインの田中滋夫氏が参加している。

ここでは計画策定過程の議論を明らかにするため、田中滋夫氏にインタビューを行った⁵⁹。(株) 都市デザインは昭和 55 年 (1980 年) に東京都で設立された都市計画・地域計画コンサルタントであり、田中氏が代表を務めた。当時弘前市で事務所を開いていた(株) 都邑計画の佐々木氏が東京大学出身、田中氏が早稲田大学出身という個人的な繋がりから、商業まちづくりを得意とする田中氏が商業近代

54 前掲 3 の報告書の p.19 より転載。

55 前掲 3 の報告書を基に執筆した。

56 横町向上会、前町商店会、中町商店会、上町商店会、浜町商店会、一番町通り商店会、銀座中央商店会、上山形商店会、下山形商店会の 9 つ。

57 青森県内の数少ないシンクタンクの一つ東北地域文化研究所の所長でおられた。筆者の調査時点で既に亡くなられており、当時の話を伺うことが叶わなかった。

58 東京大学都市デザイン研究室の 1 期生であり、弘前市にて都市計画コンサルタントの事務所を開所しておられた。プランナーとして本計画策定過程の議論を知る重要な人物であったが、筆者の調査時点で既に亡くなられており、当時の話を伺うことが叶わなかった。

59 令和 2 年 (2020 年) 2 月 11 日に、(株) 都市デザインの事務所 (東京都市ヶ谷) にて行った。

化の委員に加わったという経緯がある。(1)の計画調査についても主体は(財)都市計画協会であるが、実際の実務は(株)都市デザインが行っている。以下では計画書を参照し内容を概観したうえで、計画策定の合意形成プロセスを補完するものとして田中氏のインタビューを引用する。

本計画では広域圏における黒石の位置づけとして、単独商圏の確立が厳しい状況にあった黒石商圏の目標設定が行われている。弘前商圏を取り込むA案、周辺町村で弘前を使う購買客の黒石市への吸収率を増やすB案、黒石市民で弘前市を使う購買客の市内吸収率を増やすC案が出されたが、現実的かつ適切な目標としてB案が設定された(図6-8)。かつて黒石商圏に含まれていた町村を再吸収し、さらに他の隣接町村をも商圏に組み込むことが商圏拡大の方策となった。

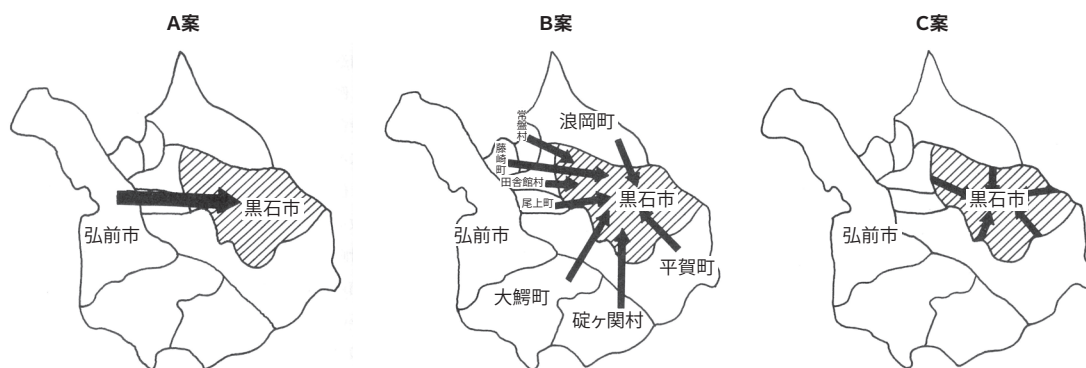


図6-8. 黒石商圏拡大の方向性 A案・B案・C案⁶⁰

この商圏拡大を進める施策として、老朽化した商店街の再編と商店者意識の革新、商店街組織の充実、商店以外の商業環境や周辺の演出の4点が挙げられている。商店者意識の革新や組織の充実についての詳細は割愛するが、現場教育を主とする意識革新や後継者の育成、社会集団としての商店街組織の高度化が黒石商業において重要なものと見直された。4点目の商業環境の演出は、商店だけを通じた商店街整備ではなく、オープンスペースや歩道の確保など、住環境整備も同時に行うことを重要視するものである。また商店街を一つのまとまりとしてイメージできるイベントや伝統的建造物の公開など、広域的な吸引力を高める演出が必要と認識された。

以上の方向性を踏まえ、商業近代化の基本方針は以下のように定められた。この4つの方針に加えて、流雪溝の拡大や消融雪の推進など、克雪型の都市づくりを進めることが前提として据えられている。また近世由来の狭隘な細街路を中心とする道路網を理由に、商業近代化の必須の要件として、道路路面の有効利用をもたらす電柱の地下埋設が挙げられた。

- 1) 商圏拡大のための広域交通体系整備を推進する。
- 2) 鉄道・バス利用の来街者増加を図るために国鉄跡地への施設整備を推進する。
- 3) 中心市街地の商業環境の整備を図る。
- 4) 商店街ごとに目標を定め、特色と個性ある商店街づくりを推進する。

ここでは3)と4)に関連する各商店街の将来像の構想から、それぞれの商店街における「こみせ」の位置づけを明らかにする。表6-10は、本計画にて整理された各商店街の現状の機能分担と今後の機能分担、目標、展開の方向を基に作成した。図6-9には各商店街の位置関係とともに、今後の機能分担と目標を示した。

60 前掲3の報告書のpp.272-271の図3-1-1、図3-1-2、図3-1-3に加筆し筆者作成

6. 商業・観光施策の策定過程における連担空間の発見：「こみせ」と「かぐじ」の段階的な歴史的資産化

表 6-10. 黒石地域商業近代化地域計画基本計画 各商店街の機能分担・目標・展開方向⁶¹

	昭和 61 年現状の機能分担	今後の機能分担のあり方	目標	展開方向
横町	<ul style="list-style-type: none"> ・買い回り品主体の店舗構成、専門店の集積する商店街。 ・黒石の商店街を代表する立場を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・横町・市ノ町の北半分・一番町の南 1 街区を黒石の中心商店街として、地域一の専門店街とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的商業の中核として、周辺町村の吸引力を高める。 ・専門店の質的向上を図る。 ・総合的な業種構成を目指す。 ・広場や緑のあるオープンスペースを確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防雪、防雨型の新たな「こみせ」の復活。 ・商店街の二層化（ダブルデッキ化）を推進する。
一番町	<ul style="list-style-type: none"> ・大型店（カネ長武田百貨店）周辺の店舗集積が弱い。 ・住居系または業務系用途の混在により、全体として商店街の性格が曖昧。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心商店街と駅周辺を快適に結びつける役割を担う。 ・買い回り品主体の専門店の集積を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国鉄駅跡地の商業施設と商店街を結びつける。 ・若者向けの専門店の集積。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防雪、防雨型の歩廊の整備。 ・商業用途への純化を図る。
市ノ町	<ul style="list-style-type: none"> ・横町と並び黒石を代表する商店街の立場を有する。 ・大型店（大黒デパート）以外は横町に比べて買い回り品が少ない。 ・南側は業務系用途が混在。 	<ul style="list-style-type: none"> ・横町・市ノ町の北半分・一番町の南 1 街区を黒石の中心商店街として、地域一の専門店街とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一番町の南側 1 街区と、 ・広域的商業中核として総合的な専門店街とする。 ・あらゆる顧客層に対応。 ・サービス業の積極的な導入を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一番町の南側 1 街区と、 ・防雪、防雨型の歩廊の整備。 ・最終的には自動車の流入を制限する鉄蓋アーケードの整備。
上町	<ul style="list-style-type: none"> ・買い回り品主体の店舗構成、専門店の集積する商店街。 ・黒石の商店街を代表する立場を有する。 ・ただし住宅や業務等の商業以外の用途の混在が進み、特に西側は商店街としての業績が低下。 	<ul style="list-style-type: none"> ・横町側 1 街区は中心商店街としての役割を果たす。 ・西側の買い回り型商店街は、商業集積を高めるために中心商店街に移転させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・横町側 1 街区は、 ・広域的商業の中核として、周辺町村の吸引力を高める。 ・専門店の質的向上を図る。 ・総合的な業種構成を目指す。 ・広場や緑のあるオープンスペースを確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・横町側 1 街区は、 ・防雪、防雨型の新たな「こみせ」の復活。 ・商店街の二層化（ダブルデッキ化）を推進する。
中町	<ul style="list-style-type: none"> ・呉服等の買い回り品が若干残るが、商業の集積が薄れてきている。 ・高橋家や酒造屋の「こみせ」の印象が強い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「こみせ」の保全と再生整備によって伝統的町並みをつくり出し、観光名所として域外観光客の導入、東部温泉郷利用客の立ち寄りを図る。 ・隣接する中心商店街への導入としての役割を担う。 ・観光的商業施設、展示施設の整備を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「こみせ」の保全、再生による観光名所としての商店街形成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部分的に歩行者優先型の商店街とする。 ・高橋家の公開と、鳴海家の再生利用による吸引施設整備を推進する。
前町	<ul style="list-style-type: none"> ・家具や農業等の特殊な最寄り品店の集積が見られる。 ・住居系、業務系用途の混在が進んでいる。 ・「こみせ」の印象が弱い。 			
元町	<ul style="list-style-type: none"> ・「こみせ」が残っている。 ・商店は点在するだけであり、食料品等の最寄品が主体。 ・中心商店街としての位置づけは難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・買い回り品型の商店は、商業集積を高めるために中心商店街に移転させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣型の最寄品主体の商店街として、店舗の集約化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・買い回り品型の商店や意欲ある経営者の、中心商店街への移転を推進する。
山形町	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄品を主体とする商店が点在する。 ・中心商店街としての位置づけは難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄品主体の店舗の集約化を図り、商店街の分散化と衰退を防止する。 ・買い回り品型の商店は、商業集積を高めるために中心商店街に移転させる。 		
浜町	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄品店舗が点在する程度。 ・中心商店街としての位置づけは難しい。 			

61 前掲 3 の報告書の pp.323-326 を参照し筆者作成

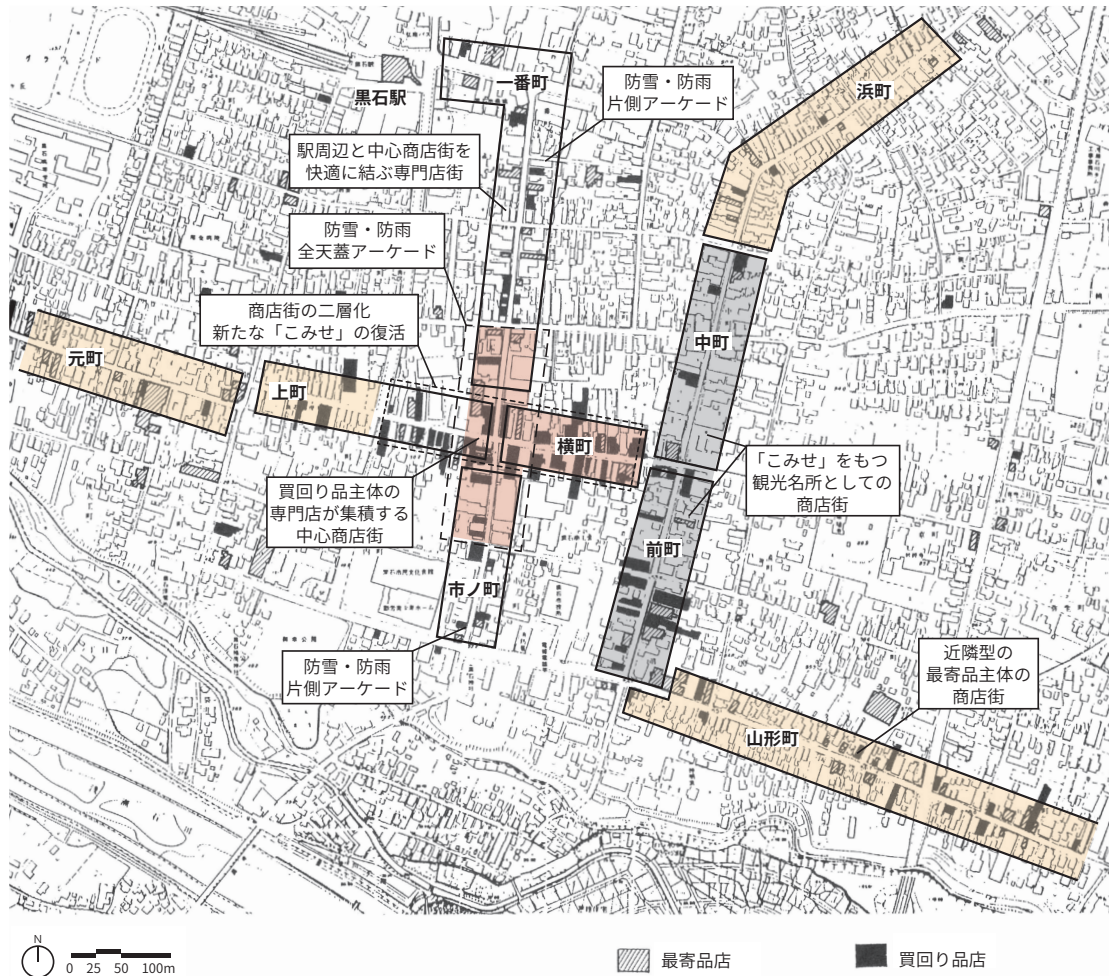


図 6-9. 黒石地域商業近代化地域計画基本計画 各商店街の配置図⁶²

中町・前町

歴史的な中心商業地の中町と前町は商業集積の低下を背景に、「こみせ」の保全・再生による観光名所としての商店街形成が目標に据えられた。ここでは文化財の保存整備の視点でなく、商店街近代化整備の一環として「こみせ」の再生を捉えている。したがって既に建替えられた建物の外観やショーウィンドウ、内部の店舗空間については、ある程度非伝統的なものを認める必要があるという方向性がとられた。「こみせ」の歴史的資産としての価値を利用して町並み全体を観光名所とし、域外観光客や東部温泉郷利用客の立ち寄りを増加させることを目的に、導入業種のあり方は観光土産品店や飲食店、喫茶店としている。

保全・再生計画としては、昭和 58 年度調査で示された修景基準に則って形態的な保存・修景を進めることを前提に、観光的商業機能に適した店舗導入を行うこととしている。なかでも国指定重要文化財の高橋家の常時公開と、鳴海醸造店の再生整備を吸引拠点施設整備と位置づけており、前者については公開の運営主体を市教育委員会・市観光協会等の団体が行うという方向性や、「こみせ」に面するかつてのミセに喫茶店等の商業機能を導入する案が検討された。

後者の鳴海醸造店は、これまでも触れている久〇鳴海家の酒造屋である。昭和 58 年度調査直前には中央資本を結びついたショッピングセンターの建設予定地に挙げられていたが、ここでは一転し

62 筆者作成。ベースの図は前掲 3 の報告書の p.99 図 1-4-13「業種別現況図」を使用した。

て「こみせ」を含む伝統的外観を最大限に生かす吸引拠点施設に位置づけられた。生産量の減少から施設の一部が遊休化していたことを背景に、観光商業施設への再生を図ることが検討されている。図6-10が示すように、主屋と蔵を再生利用して飲食店や土産物品店を導入することとし、敷地内に「かぐじ」を利用した駐車場を確保して、歩行者専用の回遊路によって表通りと裏通りを結ぶイメージが描かれた。

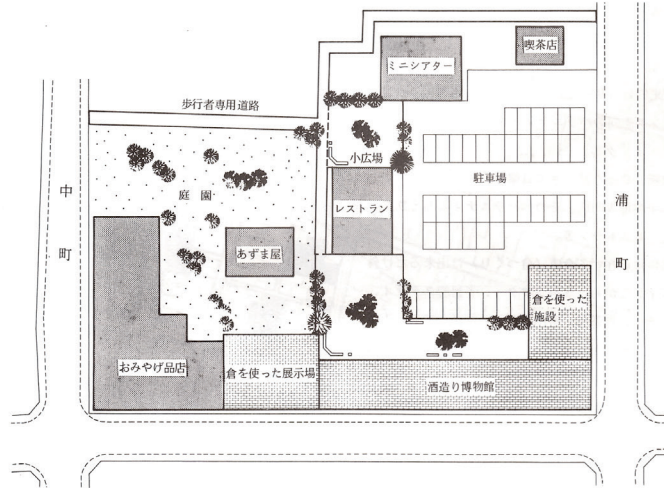


図6-10. 黒石地域商業近代化地域計画基本計画 鳴海醸造店の再生転用のイメージ図⁶³

横町・上町

歴史的な中心商業地の横町と西側に続く上町の通りは、道路幅員が5m～6mかつ西方向への一方通行となっている。店舗密度が高く商店街としての純化は周辺に比べて高いが、大部分の「こみせ」が改変あるいは撤去されており、商品が陳列されて通り抜けられない箇所も存在した。歩行者と自動車の分離が不完全という課題に対して、ここでは商店側からの歩行者専用アーケードの提供と、二層化による商業施設の立体化が検討されている（図6-11）。エスカレーターや南北両側の2階アーケードを結ぶブリッジを必要とする大規模な事業であり、概算事業費は横町で約3億9千万円、上町で約2億3千万円と試算された。

一番町・市ノ町

明治9年（1876年）の千歳橋の建設と明治20年（1887年）の陣屋跡地への新坂の建設、そして大正元年（1913年）の国鉄黒石駅、昭和25年（1950年）弘南鉄道黒石駅の開業により商業地として発展した一番町と市ノ町の通りは、道路幅員が6m～7mで北へ向かう一方通行となっている。かつてより「こみせ」の連担は形成されておらず、歩道が未整備である。

ここでは歩車分離の防雪・防雨の歩行者空間をつくり出すこと、駅周辺と中心商業地の結びつきの強化を図ること、中町・前町や横町・上町との連続性を形成することを目的に、アーケード整備が検討された（図6-12）。区間①については、「こみせ」と同様に所有権を移転させず沿道の地権者から用地提供を求めることを前提とし、3mのセットバックを必要とするAタイプと、建物1階3m部分を解放するBタイプの2案が試案されている（図6-13、図6-14）。区間②については、①と同様に沿道地権者からの用地提供を前提に、県内初の全天蓋アーケードが検討された。雪処理の困難から多雪地域には普及していないが、克雪型の商業エリアとして話題性が大きいと考えられ、積極的に導入を図ることが目指された。

63 前掲3の報告書のp.345 図4-3-16「鳴海酒造の商業施設への再生転用のあり方」

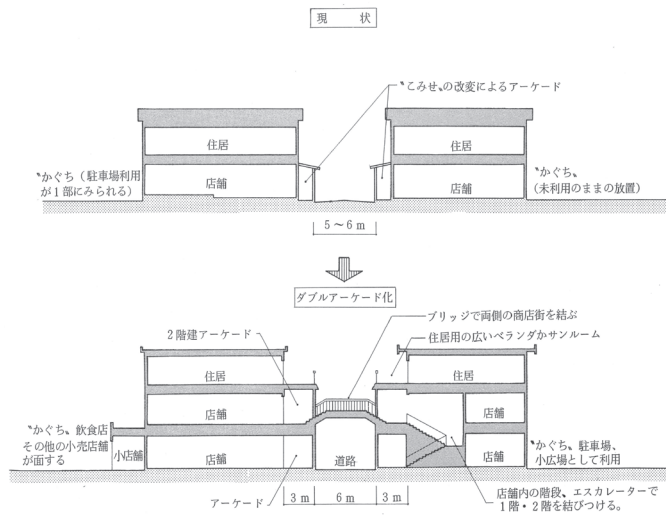


図 6-11. 黒石地域商業近代化地域計画基本計画 ダブルアーケードの断面パターン⁶⁴

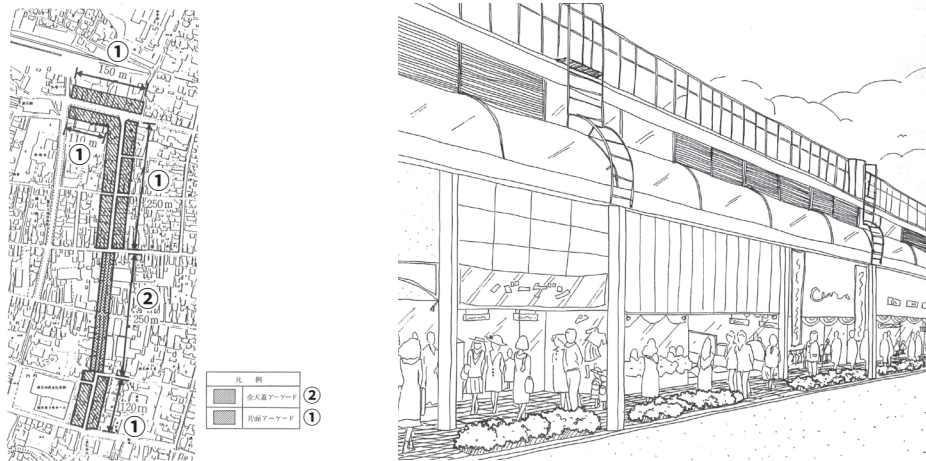


図 6-12. 左：黒石地域商業近代化地域計画基本計画 一番町・市ノ町アーケード計画図⁶⁵

図 6-13. 右：黒石地域商業近代化地域計画基本計画 アーケードイメージパース⁶⁶

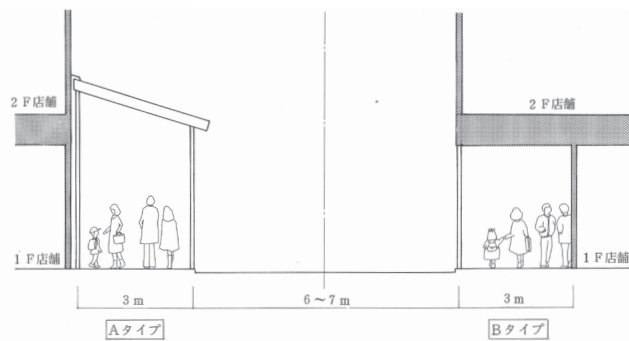


図 6-14. 黒石地域商業近代化地域計画基本計画 片側アーケードAタイプ・Bタイプ⁶⁷

64 前掲3の報告書のp.333 図4-3-5「ダブルアーケードの断面パターン」

65 前掲3の報告書のp.331 図4-3-3「一番町・市ノ町アーケード計画」

66 前掲3の報告書のp.330 図4-3-2「一番町・市ノ町アーケード詳細図」

67 前掲3の報告書のp.328 図4-3-1「アーケードの形態」

以上より、本計画では老朽化した商店街における耐候性の安全な歩行環境形成に向けて、商店街の特性ごとにゾーニングを行い、「こみせ」の伝統的形態に拘る部分とそうでない部分が明確に分類されている。伝統的形態の「こみせ」を生かした観光型商店街として整備を進める中町・前町に対して、商店街の二層化により歩車分離を図る横町・上町、片側アーケードと全天蓋アーケードにより歩車分離を図り駅周辺との結びつきを強化する一番町・市ノ町というように、伝統的形態の「こみせ」の連担が残る中町・前町を除いては近代的なアーケード建設を推進するという方向性がとられている。

ただし所有権を移さずに私有地の一部を差し出すという「こみせ」の伝統的形式に着目すると、ここで検討されたアーケード建設手法にはこの形式が踏襲されている。したがって本計画で「アーケード」と呼ぶものは、非伝統的形態の「こみせ」を構成要素とする連担空間と換言することもできよう。本計画では、商業の集積が低下した中町・前町は「こみせ」の伝統的形態を残すことで観光名所化し、一方で中心商店街として更なる商業集積を図るエリアは「こみせ」の伝統的形式を採用したアーケード整備（＝非伝統的形態の「こみせ」の連担空間形成）を推進するという方向性が設定されたことが分かる。

こうした方向性が決定されるに至ったプロセスについて、作業実務を担当した田中氏にインタビューを行った。田中氏によると、商工会議所や商店会等が集まった委員会や分科会の当初の議論では、中町に残る「こみせ」が連担する町並みの破壊を肯定する意見も存在していた⁶⁸。本計画策定の議論が始まるわずか4年前に「協同組合黒石ショッピングセンター設立準備委員会」が商店主有志で設立されていたことを踏まえると、観光資源として「こみせ」を残すという方針転換に賛同する人ばかりではなかったことが容易に想像できる。

一方で、住民の中には何よりも「こみせ」を大事と考える意見も存在していた。伝建地区指定という意識はまだ無かったが、現存する「こみせ」を保存しようという機運は醸成され始めていた⁶⁹。まちづくりの観点から黒石を見ていた田中氏は、商業ビルやスーパーを次々に建設するという方向性が既に経済的地盤沈下を起しつつある状況では不相当だと判断し、「こみせ」を生かすまちづくりを提案したという⁷⁰。凍結的保存によって商業機能を停滞させるのではなく、商店街近代化整備の一環として「こみせ」の保存・再生を捉える視点の提示によって、前述の方向性一中町・前町は伝統的形態の「こみせ」を残すことで観光名所化し、横町・上町・一番町・市ノ町から構成される中心商店街は近代アーケードを建設して更なる商業集積を図る一に合意が得られた。

(3) 黒石市定住拠点緊急整備事業（レインボープロジェクト）⁷¹：平成2年3月公表、黒石市

昭和62年度（1987年度）に建設省が創設した「定住拠点緊急整備事業」は、国鉄跡地を活用した新拠点市街地（クリエイティブタウン）と既存中心市街地（リフレッシュタウン）を一体的に整備することを目指した事業である。前述のように黒石市は建設省の補助を受け、本事業創設以前の昭和61年（1986年）から2年間「黒石市中心市街地総合整備計画調査」⁷²を実施した。ここで(2)の「黒

68 前掲59のインタビューにて、「商業近代化地域計画の最初の議論は、とにかく簡単に言えばぶっ壊してビルどどん建てなきゃだめだとか、スーパーつくらなきゃだめだとか、商業から言えばまっとうな議論なのかもしれないが」と発言している。

69 前掲59のインタビューにて、「有力な方、お寺さんかな（に話を聞いた）。とにかくこみせが一番大事だからと」、「重伝建はまだ地元では意識がなかった。でもこみせは保存しよう。重要文化財になっているような建物がくっついているところの道路を都市計画街路で壊すというのはありえないわけだから、重伝建というのではなくて、こみせを生かしたまちづくり（となった）」と発言している。カッコ内は筆者補足。

70 前掲59のインタビューにて、「まちづくりという観点からすると、黒石でそれ（前掲43の内容）やってどうなるのと。スーパーマーケット一つつくってどうかなるならそれは良いけれども、スーパー1、2軒つくったからといってこの先どうかなるとも思えない。黒石でいくらビルを建てたって、誇れるまちにはなれないんだから。それだけの経済力もない」と発言している。カッコ内は筆者補足。

71 計画の報告書が入手不可であったため、計画内容は概要版の計画書及び前掲48の山崎（1988）を基に執筆した。

72 計画書が現存せず、詳細な内容を確認することができなかった。

「石地域商業近代化計画基本計画」で描かれた中心商店街の将来像と国鉄跡地開発の方向性の整合性が図られ、事業手法の検討段階に入っている。こうした経緯を経て平成元年（1989年）9月に建設省の承認を受け、「黒石市定住拠点緊急整備事業（黒石レインボープロジェクト）」（以下、レインボープロジェクト）が策定された。

本計画では「黒石市中心市街地総合整備計画調査」で定められたコンセプトを具体化し、事業推進していくための検討がなされている。レインボープロジェクトは駅前周辺の国鉄跡地開発をクリエイティブタウン、既存中心市街地をリフレッシュタウンと位置づけているが、黒石市は前者のコンセプトを「りんごにこだわる施設づくり」、後者のコンセプトを「こみせにこだわる街づくり」と設定した。基本設計は（株）都市デザインの田中氏らが担当している。

■クリエイティブタウン事業：駅周辺開発

初めにりんごを基本テーマに据えたクリエイティブタウン事業の概略を整理する。土地区画整理事業による都市基盤整備が計画され、広域的な集客力を期待する定住・交流センター（仮称ビッグアップル⁷³）を整備する「定住・交流センター建設事業」が核に位置づけられた。この定住・交流センターの周囲に、行政主導の多目的広場、交通広場や民間主導の商業核施設を配置することが計画された（図6-15）。

結果的に駅周辺地区土地区画整理事業は2期に分けられ、第1期の10.1ha⁷⁴は平成21年（2009年）に完了したが、第2期⁷⁵は事業化していない。「定住・交流センター建設事業」は実現に至らず、多目的広場と融雪機能を備えた交通広場のみが整備された（図6-16、図6-17）。計画当初の構想と比較すると、実現した部分のごくわずかである。

またクリエイティブタウン事業区域北側の中郷中学校が平成3年（1991年）に火事による全焼被害を受けており、校舎が新築移転をしたため約3.3haの跡地活用が課題となった。市主導の「教育の森整備事業」が立ち上がり、クリエイティブタウン事業と連動した広域的総合施設整備が目指され、スポーツ複合施設「スポカルイン黒石」⁷⁶が平成8年（1996年）に開館している。第2期事業として生涯学習センターの整備も計画されたが、実現には至らなかった。（図6-17）

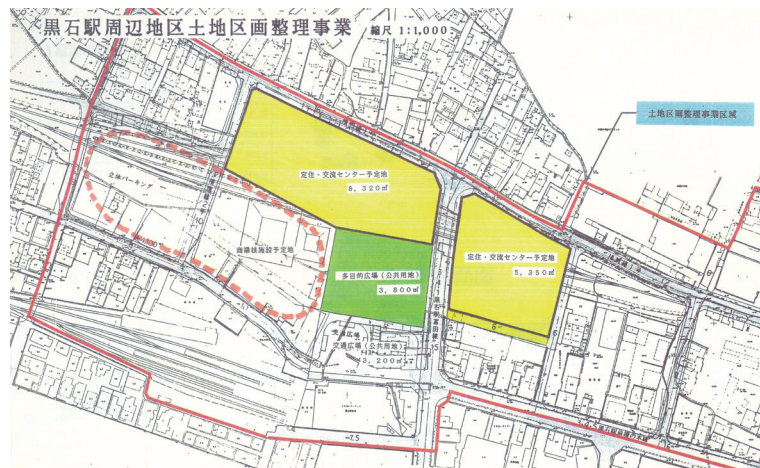


図6-15. レインボープロジェクト 定住・交流センター建設事業イメージ⁷⁷

73 りんごの栽培や展示を行うアップルミュージアムと、りんご商品の開発やアート体験ができるアップラボラトリーを構想していた。

74 図に赤枠で示された区域。

75 第1期区域の北側17.3haが計画されていたが、事業化を果たさなかった。

76 スポーツ大会やコンサート等の開催が可能なメインアリーナ、フィットネスルーム、幼児体育室、大小会議場を備えた大規模複合施設。

77 黒石市：平成元年度定住拠点緊急整備事業黒石レインボープロジェクト、1990.3



図 6-16. クリエイティブタウン事業前の黒石駅前地区⁷⁸



図 6-17. 黒石駅前地区現況図⁷⁹

■リフレッシュタウン事業：既存中心市街地整備

つづいて「こみせ」を基本テーマに据えたリフレッシュタウン事業の計画内容を参照し、商店街ごとの将来像における「こみせ」の位置づけを整理する。まずリフレッシュタウン事業では「街並ミュージアム」をコンセプトに、都市計画道路黒石駅富田線、都市計画道路黒石駅前柵の木線、都市計画道路福民境松線、主要地方道大鰐浪岡線で囲まれた700m×700mのエリアを「こみせ街並地区」と設定し、地区内全域を「こみせ」を生かした町並み整備の対象としている。(2)の「黒石地域商業近代化計画基本計画」と比べて、歴史的商業地でなく「こみせ」の連担がそもそも形成されていない一番町・市ノ町が、「こみせ」を生かす町並み形成の地区内に含まれている点に変化がある。

78 国土地理院空中写真 1988 年を基に筆者作成

79 国土地理院空中写真 2014 年を基に筆者作成

こみせ街並地区：700m × 700m のエリア

地区内の整備方針としては、「こみせ」の保存状態の良い中町を中心に整備を進め、他の町内においても「こみせ」をもつ統一した町並みに復元することが定められた。こうした「こみせ」の伝統的イメージを基本としたまちづくりを推進するにあたって、本計画では制度による枠組みづくりの必要性が検討されている。レインボープロジェクト全体の基本設計を担当した田中氏らによる報告書⁸⁰では、この点について以下のように述べられている。

「700m × 700m のエリアについて、伝統的イメージを基本としたまちづくりを進めていくうえで、各個々人の自由な意思による取り組みだけで統一されたイメージのまちづくりを進めようとしても、そこにいたるガイドラインや支援体制が制度として確立していなければ、なかなか至難のことと思われる。(中略) 黒石における『こみせ』の保存においては、こみせそのものが生きた生活の舞台であり続ける必要があるため、倉敷、高山等で実施されている伝統的建造物群保存地区の指定については文化財的取り扱いによって、使い方で制約が多くなりすぎ、黒石の実態には馴染みにくいと思われる。黒石の市街地の街並は従来より平坦な地形に展開し、建物も概ね2階どまりで高さのそろった市街地形成が成され、市街地の大きな特徴となっている。こういった特徴を大切にしていくなような景観的枠組みも含んだ制度として確立することも考えられる。この点で日常的な改修・補修を含めて、自由な取り組みが可能であり、かつ一定の伝統的なイメージの枠内で『こみせ』が維持されるような、本市になじんだ新しい形の制度的枠組みづくりを考慮していく必要があると思われる。これらの枠組みに沿ってまちづくりに協力をえられるものについては、整備資金等について助成をしたり、租税面で減免措置を行ったり、あるいは優良なものについて顕彰するなどの支援制度(仮称街並づくり援助制度)の確立もぜひとも必要である。」⁸¹

ここで注目すべきは、「こみせ」を「生きた生活の舞台」として保存・再生していくために、文化財的取り扱いによって一定の制約がかかる伝建地区制度は黒石の実態に馴染まないとしている点である。昭和58年度調査で「こみせ」の文化財的価値が確認されたのを土台として、再度地区指定に向けた合意形成を図るのではなく、あくまでもまちづくりの範疇で「こみせ」を捉える視点がとられている。このように本計画では独自の地区設定や条例化による「街並み形成のルールづくり」の必要性が示されたが、具体的な制度内容に踏み込んだ検討はなされていない。整備資金の助成や減免措置に関する支援制度の内容も、具体的な検討には至っていない。

以上の制度的枠組みと支援制度の早期確立を前提として、本計画では「こみせ街並地区」全体でネットワーク型のまちづくりを推進することが構想されている。中町の「こみせ」や重要文化財の「高橋家住宅」、上町に残る津軽地方特有の作庭流派「大石武学流」でつくられた「金平成園(澤成園)」⁸²、

80 黒石市：定住拠点プロムナード基本設計報告書—こみせにこだわる街づくり Part1, 1990.3 この報告書の位置づけについて冒頭で以下のように述べられている。「本報告書は、平成元年度、定住・交流センター基本設計と定住拠点プロムナード基本設計(横町・上町地区)の委託業務として行ったものであるが、定住・交流センター検討委員会及び横町・上町商店街、及び町内会の中で行われた討議の内容を盛り込んでまとめたものである。したがって、本報告書は黒石まちづくりの基本的方向を示す内容を含むものであり、本報告書を基礎としたまちづくりを進めるために、関係各層の理解と協力を頂けるよう期待をすところである。平成2年3月黒石市都市開発課」

81 前掲80の報告書のp.6 カッコ内は筆者の補足。

82 第4章で触れた明治期の黒石町内7名の大地主にも含まれ、南津軽有数の「おおやけ」であった加藤宇兵衛宅の庭園。着工動機は全国に比類なき作庭技術を紹介することであったが、度重なる天災により中止の危機が訪れた。しかし農作物不作により苦しむ農民のために工事を継続しており、農民救済事業としての側面もあった。一つの石を雪櫃に乗せて運ぶのにも200～300人の人夫を雇い、一定賃金の他に割増金を与えて救済したとされる(以上、黒石町：自治功労者選奨録, pp.6-11, 1943)。明治35年(1902年)に完成した庭園の「金平成園」という名称には、「万民に金が行きわたり、平和な世の中になるように」という願いがこめられている。別名の「澤成園」は、加藤家が明治30年頃(1897年)まで営んでいた酒造屋の

陣屋跡地の「御幸公園」のように歴史的資産としての価値が共有されているものだけでなく、地区内に残る長い歴史と伝統に培われた「モノ」や「コト」を掘り起こし、それらのポイントを結んでいくという方策が示された。このポイントを結ぶ基幹ルートを「定住拠点プロムナード」と定め、町並みの特性ごとに中町・前町、横町・上町、一番町の3パターンに分類し、それぞれの道路環境整備の方針を計画している⁸³。

中町・前町：伝統的「こみせ」の保全（観光対応）

中町・前町は「こみせ街並地区」の中心に位置づけられ、特に中町はシンボリック的存在として伝統的形態の「こみせ」を復元することが定められた。可能な限り原型に近い素材を利用するなど、歴史的価値を表現した町並み形成の方針が示された。また町並みの観光効果を最大限に発揮させるため、一部歩行者専用道路化の必要性も提示されている。

横町・上町：「こみせ」ルネサンス（観光・生活対応）

横町・上町の町並みの現況は、幅員が約8mで道路両側に流雪溝が整備されており、民地内の「こみせ」の幅員は約1.8m～2.0mである。上町には「こみせ」空間が比較的のこっており復元が可能な条件であったが、横町の「こみせ」復元にはかなりの改造を必要とする状況が明らかにされている。いずれも歩行の安全性は確保できておらず、また空き地・空き家の出現により町並みの連続性を欠いていることが課題として挙げられた。

こうした課題に対する町並み整備の目標として、1)「こみせ」を復元させて通路とし歩行者の安全を図ること、2) 空き地・空き家活用を進めること、3) 町並みの統一イメージを形成すること、4) 無電柱化や街路灯・案内板等の設置により道路空間の環境改善を図ることの4点が定められている。現存する「こみせ」は将来に残し消滅したものは復元させながら、中心商店街にふさわしい町並みイメージを形成していくという方向性が示された。(2)の「黒石地域商業近代化計画基本計画」で構想された商店街の二層化によるダブルデッキ建設が見直され、「こみせ」の連担を復元するという方向に変化している。

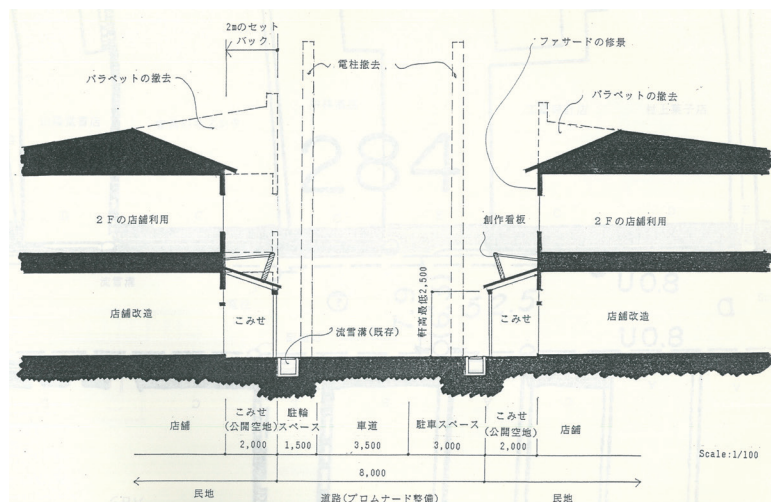


図 6-18. レインボープロジェクト 横町・上町定住拠点プロムナード計画断面図⁸⁴

通称「澤成」に由来する（屋号は「澤屋」、当主の名を成之助といった）。平成 18 年（2006 年）1 月に国の名勝に指定され、令和元年（2019 年）より無償譲渡を受けた黒石市が所有している（以上、黒石市ホームページ「国指定文化財」参照）。

83 前掲 77 の計画書には詳細な記載がないため、前掲 80 の報告書を基に執筆した。

84 前掲 80 の報告書の p.47 「計画断面図」

新旧混在の「こみせ」の連担をここでは「こみせアーケード」と呼んでおり、商店街の共同事業として一時期に着手すべきとしている。「こみせ」部分を店舗利用している敷地は約2mのセットバックを行うこととし、その舗装には公開空地整備として補助金導入の可能性も示されている。この「こみせアーケード」整備と併行して、町並みイメージに配慮した個別のファサード整備、官民共同の無電柱化も含めた道路環境整備を段階的に事業化していくプログラムの必要性が示された（図6-18）。

また町並み整備におけるガイドラインの作成に向けて、1)道路境界から2mを上空まで含めてセミパブリックスペース・半公共的空間と位置づけ、長期的な視点でセットバックを進めていくこと、2)「こみせ」を原則的に歩行者のための空間として、商品の陳列や自動販売機等の設置を行わないこと、3)店舗高さは原則として2階までとすること、4)商店街に面して駐車場利用がされている敷地は、ポケットパークとして整備を行い「こみせ」を設けること、といった要点がまとめられている。

一番町：現代「こみせ」づくり（生活対応）

前述のように一番町通りには元来「こみせ」の伝統がないが、道路幅員が狭く歩道確保が十分でない。ここでは自動車交通への対応を決定することを最優先として、一部歩行者専用道路化や道路舗装の工夫などによって、中町・前町とは異なる道路環境を形成していくという方向性が示された。基本的には「こみせ」の伝統をキーワードとしながらも、現代の建築技術や素材等を有効に使い、新しい伝統の創造を目指すことが適当とされた。

(2)の「黒石地域商業近代化計画基本計画」では片側アーケードと全天蓋アーケードの整備が方向性として示されていたが、本報告書ではこの点について具体的な記述が無い。

以上、本計画におけるリフレッシュタウン事業の方向性と、商店街の特性ごとのプロムナード整備の方針を整理した（図6-19）。700m×700mの「こみせ街並地区」内全域を「こみせ」にこだわる町並み形成の対象としたうえで、観光対応の中町・前町と、観光・生活対応の横町・上町、生活対応の一番町に分類し、「こみせ」の保存・復元の強度を調節している。中町・前町については独自の制度的枠組みを構築して保存・復元を図ることとし、伝建地区制度は馴染まないとする判断がとられている。また(2)の「黒石地域商業近代化地域計画基本計画」で構想された横町・上町の商店街二層化が見直され、現存する「こみせ」を保存するという方針に変化している点も特徴的である。一番町のアーケード建設についても、「こみせ」の形態を一定程度継承するという方針に変わっている。

こうした方針転換の背景には、本計画の報告書で述べられた「こみせ」整備に関する以下の考え方が関係するものと推察できる。

「こみせは民地におけるアーケード形式であるところに特徴があり、いわゆる道路空間（公共用地）における一般のアーケードとは、権利関係のうえで全く異なった性格をもっている。こみせ歴史ゾーン（「こみせ街並地区」）におけるこみせ回廊づくりは、こういった民地の一部を活用して通路化を図るものであり、全国的にほとんど例を見ない半公共的空間の姿であり、この特質が都市観光としてのひとつの意味を形成するものであることも認識しておく必要がある。」⁸⁵

(2)の「黒石地域商業近代化地域計画基本計画」において示された横町・上町と一番町・市ノ町のアーケード建設手法は、道路幅員の狭さを理由に、「こみせ」同様に沿道の地権者による民地の提供を前提とするものであった。上記の引用は、こうした「こみせ」の伝統的形式を踏襲したアーケード

85 前掲80の報告書のp.12

が、公共用地に整備されるアーケードと形態は同じであれ性質が異なるという点を強調している。ここで半公共的空間と表現されている特質が町並み形成に重要な意味をもつという認識が、単なるアーケードではない、現代的な「こみせ」の整備という表現に変化させた理由ではないだろうか。

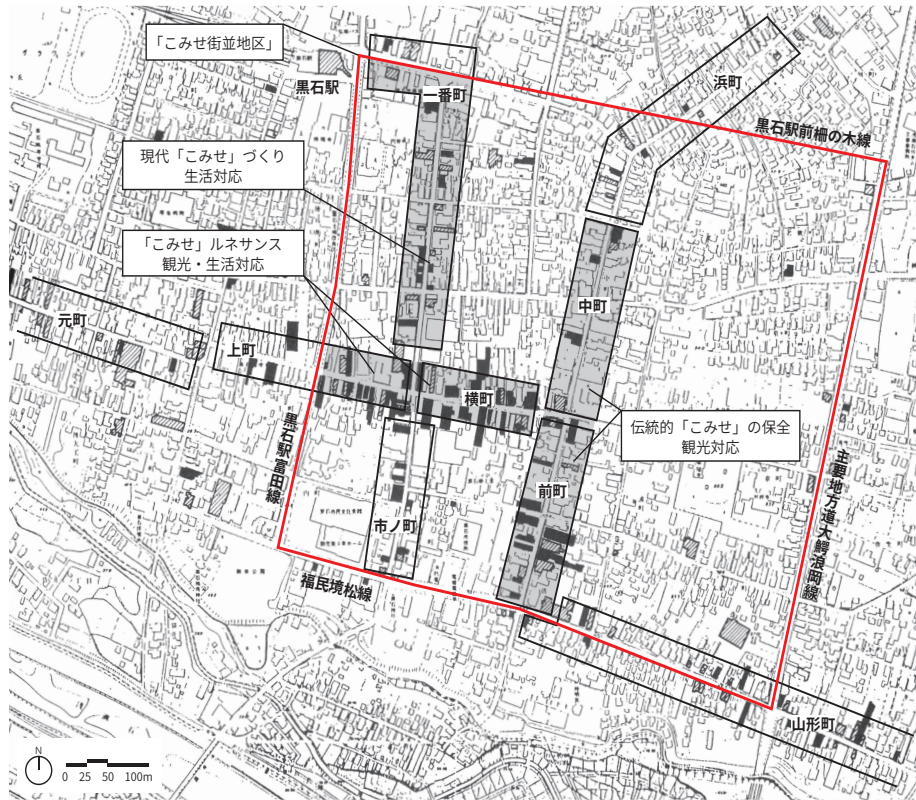


図 6-19. レインボープロジェクト 700m × 700m 「こみせ街並地区」⁸⁶

(4) 黒石市横町活性化実施計画⁸⁷：平成 4 年 3 月公表、協同組合横町向上会

(3) のレインボープロジェクトを上位計画として基本方針に準拠しつつ、横町の商店会として早急に取り組むべき事業内容を検討したものが「黒石市横町活性化実施計画」である。組合員を委員とする「商店街振興特別委員会」が設置され、横町向上会理事長が委員長を、相談役を市職員及び市議会議員が務めた。コンサルタントとして(株)都市デザインの山崎洋二氏⁸⁸が加わっている。

本計画は商店街活性化の基本方針を「伝統こみせを現代に生かした地域の中心商店街づくり」として、(3) のレインボープロジェクトで示された方針を具体化するための提案がなされている。「こみせ」の整備については、1) 「こみせ」空間の確保、ファサードの改造、2) 「こみせ」アーケードの建設、3) プロムナードの整備の 3 段階で進めることが計画された。

1 段階目の「こみせ」空間確保のためのセットバック、ファサード及び内装の改造は、個別に町並みガイドラインに則して行うこととし、高度化資金融資⁸⁹ (中小企業事業団) や店舗改造等資金貸付⁹⁰ (黒石市独自) の導入を想定している。2 段階目の「こみせ」アーケードの建設は、商店街の共同事

86 筆者作成。ベースの図は前掲 61 と同一のものを使用した。

87 協同組合横町向上会：黒石市横町活性化実施計画、1992.3 を基に執筆した。

88 (3) のレインボープロジェクトの基本設計も主として山崎氏が行った。

89 融資限度額は補助を除く組合事業費の 80% 以内。融資期間は 20 年間 (据置期間 5 年)、無利子、元金均等返済。

90 貸付限度額は 1 件あたり 800 万円、貸付期間は 10 年以内 (据置期間 6 ヶ月)、元金均等月賦償還。

業として一時期に建設することとし、商業基盤施設整備事業補助⁹¹（中小企業事業団）や高度化資金融資の導入を想定している。3段階目のプロムナード整備は行政主体の事業として、道路のコミュニティ道路化や「こみせ」空間のカラー舗装化を計画し、事業手法はレインボープロジェクト内の定住拠点プロムナード事業を想定している。

以上3点の段階的な推進によって、統一した町並み形成を図ることが目標に据えられた。さらに本計画は事業化に向けた課題として、長期的な事業推進主体となる第3セクターのまちづくり会社の設立を要請している。横町商店街のみならず中心市街地全体のまちづくりを担う組織として法人化し、単一の商店街では限界のある事業の実施を担うことが想定された。

また(3)のレインボープロジェクトでその必要性が示された独自の地区設定や条例化による「街並み形成のルールづくり」については、制度的枠組みとして地区計画又は町並み協定の締結を検討している（表6-11）。これらルールに基づく段階的な事業化によって、商店街としての一体的かつ同時的な整備を推進することが計画された（図6-20）。

表 6-11. 黒石市横町活性化実施計画 地区計画等のルールのあり方⁹²

項目	検討されたルール内容
「こみせ」空間のセットバック	<ul style="list-style-type: none"> ・1階2階とも商店街に面する部分については3mの壁面後退を行う。 ・官民境界から3mの部分、「こみせ」空間としての公開空地と位置づける。
「こみせ」の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的形態を基礎とした和風を基調とする。 ・現代的な快適性を備えたものにするため、天井高さ・奥行・屋根勾配等については別途ガイドラインを定める。
看板等	<ul style="list-style-type: none"> ・町並みを構成する要素である看板や案内板は、「こみせ」空間を有効に活用して設置する。 ・創作看板を「こみせ」の屋根に設けるなどのデザインガイドラインを別途定める。
「こみせ」空間の利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として歩行者のための空間とする。 ・商品の陳列、自動販売機の設置は行わない。 ・「こみせ」に面する店舗にはショーウィンドウ等を積極的に設ける。
建物高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の高層化を制限し、商店街沿いは原則として2階建てまでとする。 ・街区内部は4階建てまで許容し、高度利用は「かくじ」の有効活用を基本として推進する。
ファザードデザイン 屋根形状	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根形状を和風のイメージで統一するため、修景上の基準を設定する。
通路・小広場の位置設定 *	<ul style="list-style-type: none"> ・「かくじ広場」と表通りを繋ぐ通路や小広場を確保するため、建物間や空地を公開空地として定める。 ・商店街づくりの一環として公共的な整備を働きかける。

* 「かくじ」に関する項目は本論文の次節にて整理を行うため、ここでは言及しない。

91 補助率国1/4、県1/4。限度額は国5,000万円、国県の合計1億円。

92 前掲87の計画書のp.23を参照し筆者作成。

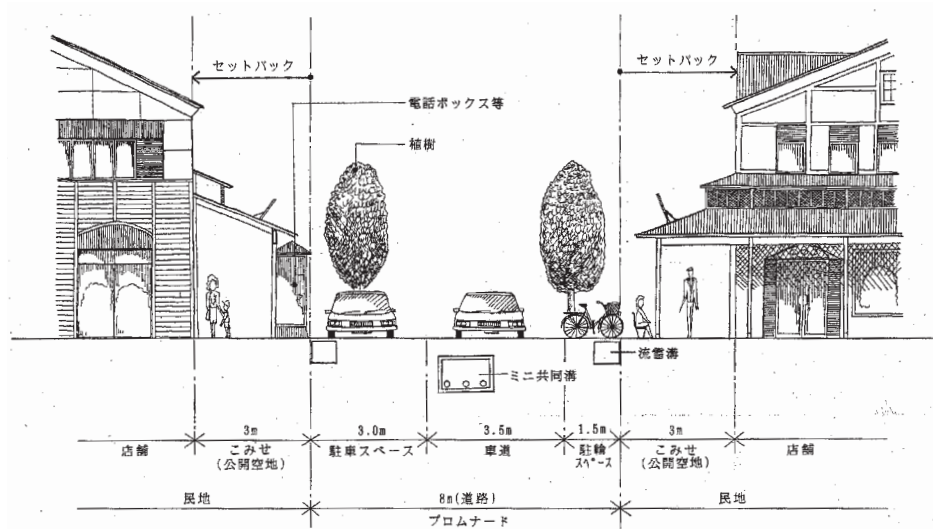


図 6-20. 黒石市横町活性化実施計画 横町通り計画断面図⁹³

(5) こみせ通り街路基本計画⁹⁴：平成4年度公表、中町活性化特別委員会

地域小売商業活性化推進事業の一環として策定された本計画では、中町商店街によって「中町こみせ通り再生・修復計画」が検討された。計画全体の主体は市内部の特別委員会であるが、コンサルタントとしてサエグサ都市・建築設計事務所が関わっている。本計画は(3)のレインボープロジェクトを上位計画として、中町を対象とする定住拠点プロムナードの事業化に向けた方向性を示したものである。

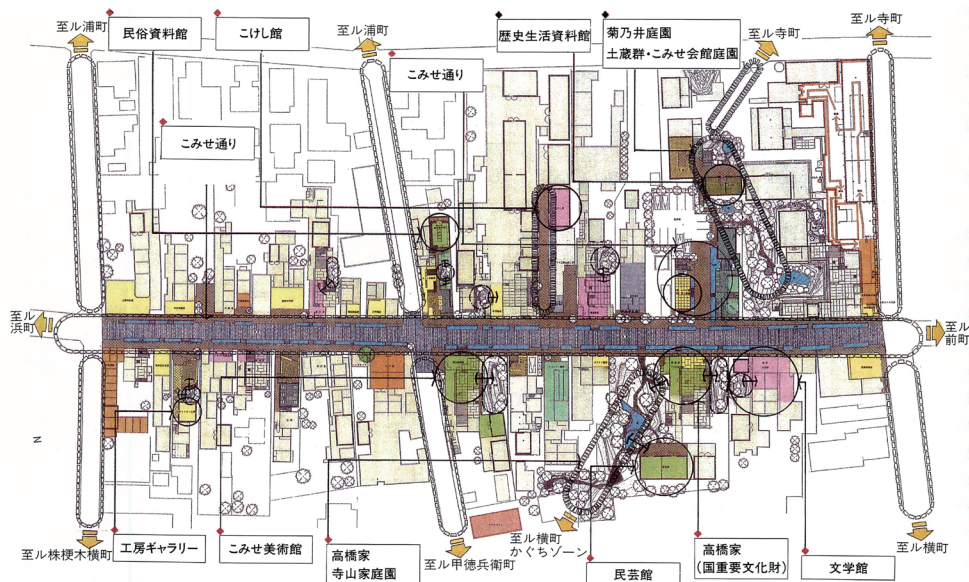


図 6-21. 中町こみせ通り再生・修復計画 町並み再生機能図⁹⁵

図 6-21 が本計画で構想された中町の機能図である。町並みを構成する建造物の再生利用に着目すると、表通りに面した商家の文学館や「こみせ美術館」としての再生利用の他、主屋裏の蔵の歴史生

93 前掲 87 の計画書の p.14 「横町通り計画断面図」

94 計画書及び報告書が入手不可のため、黒石市：黒石市中町こみせ通り再生・修復計画，商店建築，Vol.39，No.12，pp.156-159，1994.12 を基に執筆した。

95 前掲 94 の黒石市 (1994) の p.158 図 「街並み再生機能図」

活資料館・こけし館・民俗資料館・工房ギャラリー・民芸館としての再生利用が計画されている。また道路の石畳計画や前堰の流水を復活させるせせらぎ計画、「こみせ」の保存修景計画、庭園を開放する庭園計画、植樹植栽計画、サイン計画、ライトアップ計画、ストリートファニチャー計画も検討されている。「街並ミュージアム」というレインボープロジェクトで掲げられたコンセプトの具体化策として、生活文化を生かした観光名所化が計画された。

(6) 黒石市特定商業集積整備基本構想⁹⁶：平成8年11月公表、黒石市

黒石市を策定主体とする本構想は、平成13年度（2001年度）を目標年次に特定商業集積の整備方針を検討したものである。特定商業集積の目指すべき姿として、1)「こみせ」を生かした歴史と観光の商業集積、2)地域が誇れるシンボルとしての商業集積、3)人々がつどえる商業集積、4)にぎわいのある商業集積、5)生活文化・生活情報を発信する商業集積、6)地場産業と直結した商業集積の6点を挙げ、買物空間としての商業集積だけでなく観光機能も複合させることで、郊外型の商業集積との差別化を図るとしている。

本構想は歴史的中心商業地である中町・前町・横町周辺の区域（図6-22）を特定商業集積整備候補地区と定め、協同組合・商店街振興組合・第3セクターを主体とする商業基盤施設整備と、個別の商店を主体とする商業施設整備を行うこととした。これらの整備によって比較購買機能・エンジョイショッピング性・ワンストップショッピング機能・飲食機能といった商業施設機能を高めるとともに、観光としての機能も充実させることが目標とされた。

前者の商業基盤施設は、安全で快適な歩行者空間の確保、商業集積利用者の利便性向上、商業集積利用者への快適な景観整備、商業集積への集客の4点に活用することを基本として、先の(4)「黒石市横町活性化実施計画」と(5)「こみせ通り街路基本計画」の計画内容を踏襲している。これら既存の計画に定められた整備方針を商業集積の側面から整理し直すという形がとられており、内容の見直しは行われていない。

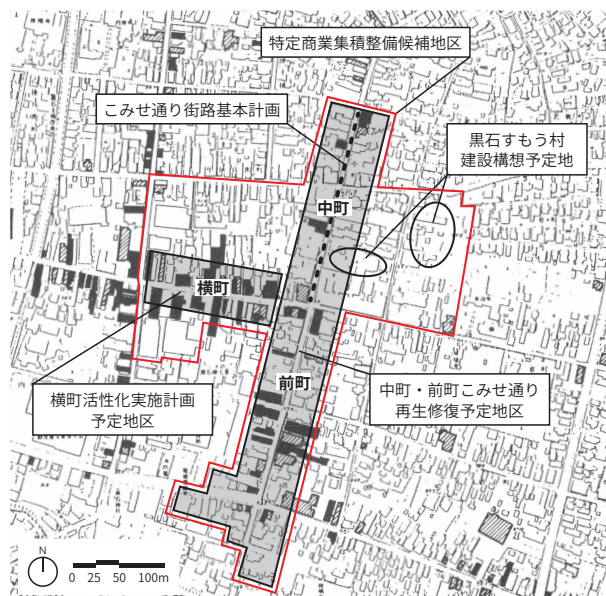


図6-22. 黒石市特定商業集積整備基本構想 特定商業集積整備候補地区内整備計画図⁹⁷

⁹⁶ 黒石市：黒石市特定商業集積整備基本構想、1996.11 を基に執筆した。

⁹⁷ 前掲96の計画書のp.23「特定商業集積整備候補地区内整備計画図」を基に筆者作成

ただし(5)内で計画された商家の再生利用の具体化である「黒石すもう村」の建設構想が新たに立ち上がっており、この事業主体として第3セクターの「黒石すもう村株式会社」の設立が想定されている。これを除いては(4)(5)それぞれの計画で検討された「こみせアーケード」や「こみせ」の修復再生、石畳道路整備等について、協同組合横町向上会、「こみせ通り商店街振興組合」を主体に整備を進めていくことが示された。

(7) 黒石市中心市街地活性化基本計画⁹⁸：平成11年3月公表、黒石市

(3)～(6)を関連計画として策定された中心市街地活性化基本計画は、基本的にこれまでの流れを引き継ぐ形をとっており、小売商業衰退への対応として商業機能の強化だけでない観光資源を生かした郊外との差別化を目標に据えている。加えて特別豪雪地帯に指定される積雪寒冷な自然条件と中心市街地の人口減少、高齢化・核家族化を重要な問題と位置づけ、人口の呼び戻しを図るための住宅政策とともに、公共交通の充実と、市街地内道路網や駐車場の整備を課題としている。基本計画作成委員会は25名で構成され、行政の他に商工会議所、商店街協同組合、青年会議所等の団体の代表が参加した。また学識経験者として高島成侑八戸工業大学教授（当時）と北原啓司弘前大学教育学部助教授（当時）が加わった。このうち13名が委員を務める作業部会にて計画案が作成された。

本計画はまちづくりのコンセプトを「『こみせ』が輝き、『真の豊かさ』を実感できる街—こみせを核にしたまちづくり」として、中心市街地活性化の軸となる活性化中心機能を商業機能・観光機能・居住機能の3点に整理している。商業機能の強化方針は、前述のように観光機能と連携して郊外型商業等他の商業機能との差別化を図っていくこととし、観光機能の強化方針は「こみせ」を核に他の歴史的資産と連携して黒石の個性を強化すると定めた。居住機能の強化方針は、今後益々の高齢化を念頭に置き、安全かつ快適に歩行回遊できる空間づくり等まちなかの付加価値向上と定めている。

事業展開については、中心市街地区域内を同時かつ一体的に整備することは現実的に困難として、出来る箇所から確実に着手し、波及効果によって継続的に展開していくことが望ましい方向と変更された。したがって「中町・前町こみせ通り」周辺を活性化拠点と位置づけ、既存の「こみせ」の保全、再生・修復による軸の形成を早期に進めるとともに、その効果を区域全体に波及させることを展開方針としている。

本計画では、中心市街地区域内に含まれる9商店街⁹⁹の現況と目標について表6-12のように整理されている。これを踏まえて、中町は(5)の「こみせ通り街路基本計画」に則った「こみせ」の再生・修復を、横町は(4)の「黒石市横町活性化実施計画」に則った「こみせアーケード」整備を進めていくとしている。前町・浜町は中町と連動して南北の「こみせ」軸を形成し、上町は横町と連動して東西軸の形成を図っていくとした。これによって、活性化拠点を中心に気候に左右されない安全・快適な歩行者軸を形成するとともに、先行的な町並み景観形成を図ることを目標に据えている。

ここでは歩行者軸の形成と町並み景観形成に関わる制度的枠組みとして、中町は建築協定の締結を前提に、市独自の景観に関する助成要綱を定めて「こみせ」の修復・再生を実現していくとしている。横町でも建築協定あるいは地区計画制度を活用し、「こみせ」を模したアーケード整備を実現するとした。

一方で「こみせ」の伝統のない一番町・市ノ町については、歩行空間を確保した安全で魅力ある商店街形成を整備の基本方針としている。ただし活性化拠点から外れているため、具体的な整備イメージは検討されていない。

98 黒石市：黒石市中心市街地活性化基本計画，1999.3を基に執筆した。

99 (2)の「黒石地域商業近代化計画基本計画」では、9商店街に元町が含まれていたが、本計画では区域外のため除外されている。代わりに主要地方道大鰐浪岡線沿道の八間通りが組み込まれた。

表 6-12. 黒石市中心市街地活性化基本計画 各商店街の現況と目指すべき方向¹⁰⁰

	黒石市特定商業集積整備基本構想における商業地区分類	現況	目指すべき方向
横町	準広域型・地域型	<ul style="list-style-type: none"> 平成4年度に「横町活性化実施計画」を作成。 中心市街地中央において東西方向の連続性を受け持つ唯一の商店街。 	<ul style="list-style-type: none"> 中町商店街との連携を図る。 「横町活性化実施計画」のコンセプトを踏襲した魅力ある商店街づくりを行う。
一番町	準広域型・地域型	<ul style="list-style-type: none"> 北側と南側で商店の立地状況が異なる。 南側に存在した大型店が空き店舗化。(昭和44年(1969年)にカネ長武田百貨店黒石店としてオープン。タケダストア黒石店を経てニチイ黒石店となるが、平成9年(1997年)閉店。) 	<ul style="list-style-type: none"> 北側は店舗の集積と魅力化を図り、駅周辺から市街地への誘引的役割を担う。 南側はアミューズメント機能と空き店舗化した大型店を生かした賑わいある商店街を目指す。
市ノ町	準広域型・地域型	<ul style="list-style-type: none"> 一番町通商店街と連担。 市役所や産業会館、市民文化会館等の公共施設に隣接。 	<ul style="list-style-type: none"> 官庁街としての機能を維持しつつ、飲食機能を強化する。
上町	近隣型	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の生活に密着した商店街。 	<ul style="list-style-type: none"> 連担した横町商店街と連携し、消費者・来街者の来店のしやすさを考慮した商店街づくりを行う。
中町	観光型	<ul style="list-style-type: none"> 最も数多くの「こみせ」が残されている。 平成4年度に中町商店街が「こみせ通り再生・修復計画」を作成。 伝統的建造物に加えて、観光客や来街者対応の施設が存在。 	<ul style="list-style-type: none"> 観光商業拠点として、「こみせ通り再生・修復計画」のコンセプトを踏襲した「こみせ」を生かした商店街づくりを目指す。
前町	観光型	<ul style="list-style-type: none"> 中町商店街と連担する商店街。 「こみせ」(伝統的形態)は見られないものの個性的な建築物の立地がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 中町商店街との連携を図る。 「こみせ」の連続性を考慮しつつ、沿道景観の整合を図った個性的な商店街づくりを目指す。
山形町	近隣型	<ul style="list-style-type: none"> 主要地方道大鰐浪岡線から中心市街地へのアクセス道路沿道の近隣型商店街。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路福民境松線の整備に伴い、沿道商店街の大半が移転対象となる。 新たなコンセプトに基づく商店街づくりを目指す。
浜町	近隣型	<ul style="list-style-type: none"> 主要地方道大鰐浪岡線から中心市街地へのアクセス道路沿道の近隣型商店街。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路黒石駅前柵の木線の整備に伴い、商店街が分断される。 中町商店街と連携を図り、「こみせ」の連続性を考慮しつつ、沿道景観の整合を図った個性的な商店街づくりを目指す。
八間通り	ロードサイド型	<ul style="list-style-type: none"> 主要地方道大鰐浪岡線沿道の商店街。 価格訴求型大型店、専門店等が立地。 	<ul style="list-style-type: none"> より広域からの集客度を高める。 消費者の価格志向や品揃えの豊富さへのニーズに対応した商店街づくりを目指す。

以上、昭和61年度(1986年度)「黒石市弘南黒石駅周辺まちづくり計画調査」から平成11年度(1999年度)「黒石市中心市街地活性化基本計画」までの7つの計画を参照した。各計画で設定された事業区域を示したものが図6-23、商店街ごとの目標像及び「こみせ」の位置づけの変遷を整理したものが表6-13、表6-14である。

旧国鉄黒石駅周辺地区の開発とともに始まった既成市街地各商店街の活性化の議論は、当初最も賑わいの形成されていた一番町・市ノ町・横町を中心商店街と位置づけ、このエリアへの更なる商業集積を目指すものであった。一方で既に商業機能が衰退していた中町・前町は商業集積という方向性でなく、「こみせ」を生かした観光名所化によって中心商店街とは異なる個性づくりを推進するという役割が与えられた。

しかし結果として、平成8年(1996年)の「黒石市特定商業集積整備基本構想」は整備候補地区を中町・前町・横町と定め、「黒石市中心市街地活性化計画基本計画」もこの3商店街を活性化拠点

100 前掲98の計画書のp.71表7-1「各商店街の目指すべき方向の検討」を参照し筆者作成

と位置づけた。昭和 60 年代に駅周辺地区と既成商店街を結ぶ重要な軸線として商業集積が目論まれた一番町・市ノ町の両商店街は、駅周辺開発（クリエイティブタウン事業）の施設整備が期待通りに展開しなかったこととも相俟って、中心市街地活性化施策の中での立ち位置を徐々に後退させた。

この駅周辺開発の不振には、平成 10 年代より市が経験した深刻な財政難が影響している。平成 10 年度（1998 年度）に黒石市の一般会計の赤字が 8 億 6,097 万円に上り、この年に就任した新市長が翌年 5 月に「財政非常事態」を宣言した。こうした事態をもたらした要因は、平成元年度（1989 年度）から平成 11 年度（1999 年）にかけて市が行った大型事業の推進にある。黒石病院の新築（総工費 48 億円）や黒石病院脳神経外科審問病棟の新設（11 億 6,000 万円）、りんご CA 貯蔵施設の建設（15 億 2,345 万円）、落合大橋を含む温湯板留線整備（14 億 4,000 万円）、前述のスポカルイン黒石の建設（38 億 9,000 万円）、津軽伝承工芸館の建設（31 億 6,000 万円）等によって、市債残高が膨らんでいた。

この起債の膨らみは、市が少額の自己資金で事業を実施するため、地方債を積極的に利用したことにある。スポカルイン黒石や津軽伝承工芸館¹⁰¹の事業費の 90% は地域総合整備事業債であった。この地方債は 55% を地方交付税で措置される仕組みであったが、国の財政難により地方交付税が削減となり、市の財政を圧迫した。新市長は就任後すぐに財政再建を開始し、市長・収入役・助役の特別職給与の 5% 削減と教育長・監査委員の期末手当 5% 削減から着手した。その後公立保育所の民間譲渡や市長車の売却、市職員給与の削減、家庭ごみ収集の有料化、議員定数の削減等、様々な分野でのコストカットを行った。平成 20 年（2008 年）4 月から休館になった市民文化会館は、現在まで休館が続いている¹⁰²。

厳しい財政状況の中で、駅周辺に計画されていた大型事業は悉く白紙撤回となった。クリエイティブタウン事業の第 2 期として計画された土地区画整理事業も現在まで事業化していない。こうしたなかで、一番町の大型店タケダストア黒石店（旧カネ長武田百貨店）が平成 9 年（1997 年）に閉店、市ノ町の大黒デパートが平成 17 年（2005 年）に閉店した。駅周辺開発との相乗効果が期待されていた一番町・市ノ町の商店街は平成元年代より徐々に中心性を失い、それと同時に活性化の焦点が歴史的中心商業地に絞られていった。

つづいて活性化施策における「こみせ」に着目すると、中町・前町の「こみせ」の位置づけは当初より一貫しており、「復興」や「復元」、「保全」、「再生」、「修復」という言葉で表現され、現存する伝統的形態を中心に保全、再生するものと位置づけられている。

一方で昭和 60 年代には既に伝統的形態の「こみせ」がほぼ残っていなかった横町は、当初現代「こみせ」の「再編成」や、新たな「こみせ」の復活と表現され、商店街の二層化に合わせたダブルアーケードが構想された。「こみせ」があったという伝統は意識されつつも、形態的な継承は重視されていない。しかしレインボープロジェクトを含む平成元年代の計画では、伝統的な「こみせ」を生かした統一的な町並み形成の方針へと変わり、ダブルアーケードは見直された。現存する「こみせ」を残しながら「こみせ」の連担を復元していく「こみせアーケード」が提案され、地区計画や建築協定を想定した景観のルールづくりが検討された。

そして従来より「こみせ」の伝統がない一番町・市ノ町は、前述のように次第に活性化拠点から外れていくが、当初は商業集積に向けた防雨・防雪の歩行空間形成が重要課題に位置づけられ、片側あるいは全天蓋アーケードの建設が計画された。「こみせ」の伝統的形式一民地の一部を所有権を移さずに提供する一を踏襲する事業手法が想定されたが、特に「こみせ」の伝統的形態との調和は意識されていない。しかしレインボープロジェクトを含む平成元年代の計画では、「こみせ」の伝統的イメー

101 建築家の黒川紀章が設計し、旧山形村の温泉郷に建設された観光施設。

102 市の財政難に関する記述は、柏木恵：財政再建への道のりーどん底からどのように抜け出したのか第 8 回青森県黒石市身の丈以上の大盤振る舞い、地方財務、2015.12 を参照した。

ジを基本としたまちづくりを進める「こみせ街並地区」に含まれ、「こみせ」の形態と調和するアーケード整備が方針として位置づけられた。

表 6-13. 各商店街の目標像と「こみせ」の位置づけの変遷¹⁰³

	(1) 昭和 61 年 3 月 黒石市弘南黒石駅周辺 まちづくり計画調査	(2) 昭和 62 年 3 月 黒石地域商業近代化地域計画 基本計画	(3) 平成 2 年 3 月 黒石市定住拠点緊急整備事業 レインボープロジェクト	(4) 平成 4 年 3 月 黒石市横町活性化実施計画
横町	一番町・市ノ町と中町・前町を東西方向に結ぶ商店街として、「こみせ」を現代的に再編成する。	防雪・防雨型の新たな「こみせ」の復活として、商店街の二層化（ダブルデッキ化）を推進する。	ダブルデッキ構想の見直し。現存する「こみせ」を残し、消滅した「こみせ」を復元する「こみせルネサンス」。町並み整備のガイドラインとなる要素を検討。	伝統「こみせ」を生かした統一した町並み形成に向けて、1) セットバックによる「こみせ」空間の確保と店舗改造、2) 「こみせアーケード」の建設、3) 道路環境整備の3点を段階的に展開することを構想。 地区計画又は町並み協定の締結を目指しルールを検討。
一番町	カネ長武田百貨店があり、最も賑わいを形成。駅前地区と中心市街地を結ぶ重要な軸線に位置づけ。	防雪・防雨型の歩廊整備を推進。民地の一部を所有権を移さず提供するという「こみせ」と同様の手法で、片側アーケードと全天蓋アーケードを建設する。	「こみせ」の伝統をキーワードとしながら、現代の建築技術や素材等を有効利用し、現代「こみせ」づくりを推進する。	
市ノ町	大黒デパートがあり、最も賑わいを形成。駅前地区と中心市街地を結ぶ重要な軸線に位置づけ。	防雪・防雨型の歩廊整備を推進。民地の一部を所有権を移さず提供するという「こみせ」と同様の手法で、片側アーケードと全天蓋アーケードを建設する。		
上町		横町側の1街区については、防雪・防雨型の新たな「こみせ」の復活として、商店街の二層化（ダブルデッキ化）を推進する。	ダブルデッキ構想の見直し。現存する「こみせ」を残し、消滅した「こみせ」を復元する「こみせルネサンス」。町並み整備におけるガイドラインとなる要素を検討。	
中町	歴史文化に基づく個性的な商店街づくりを目標とし、「こみせ」の復興を推進する。	「こみせ」の保全・再生による観光名所としての商店街形成を目標とする。昭和58年度調査の修景基準に則り形態的な保存・修景を進め、同時に観光的商業機能に適した店舗導入を行う。	「こみせ街並地区」の中心に位置づけ。シンボリック的存在として伝統的形態の「こみせ」を復元する。可能な限り原型に近い素材を利用するなど、歴史的価値を重視した町並み形成を図る。	
前町	歴史文化に基づく個性的な商店街づくりを目標とし、「こみせ」の復興を推進する。	「こみせ」の保全・再生による観光名所としての商店街形成を目標とする。昭和58年度調査の修景基準に則り形態的な保存・修景を進め、同時に観光的商業機能に適した店舗導入を行う。	「こみせ街並地区」の中心に位置づけ。	
山形町・元町・浜町		近隣型の最寄品主体の商店街として、店舗の集約化を図る。買回り品店の中心市街地への移転を推進する。		

- 近世より「こみせ」の連担が形成されてきた歴史的中心商業地
- ▬ 近世より「こみせ」の連担が形成されてきた歴史的商业地
- 明治期以降に発展した「こみせ」の伝統がない商店街

表 6-14. 各商店街の目標像と「こみせ」の位置づけの変遷 続き¹⁰⁴

	(5) 平成 4 年度 こみせ通り街路基本計画	(6) 平成 8 年 11 月 黒石市特定商業集積 整備基本構想	(7) 平成 11 年 3 月 黒石市中心市街地活性化 基本計画	実現した項目
横町		特定商業集積整備候補地区に位置づけ。 「黒石市横町活性化実施計画」の計画内容を踏襲。	活性化拠点に位置づけ。 「黒石市横町活性化実施計画」の計画内容を踏襲。 地区計画又は建築協定の締結と、市独自の景観に関する助成要綱の策定を想定。	・個別の「こみせ」の復元
一番町			歩行空間を確保した安全な魅力ある商店街形成を推進する。	
市ノ町			歩行空間を確保した安全な魅力ある商店街形成を推進する。	
上町			横町商店街と連携し、東西軸の形成を図る。	
中町	「街並みミュージアム」の具体化策として、商家の再生利用や前堰の復活等を検討。「こみせ」の保存修景については、レインボープロジェクトの方針を踏襲。	特定商業集積整備候補地区に位置づけ。 「こみせ通り街路基本計画」の計画内容を踏襲。	活性化拠点に位置づけ。 「こみせ通り街路基本計画」の計画内容を踏襲。 建築協定の締結を想定。	・個別の「こみせ」の修景 ・平成 17 年（2005 年）7 月に重要伝統的建造物群保存地区に選定 ・保存修理事業の実施 ・修景事業の実施 ・電線地中化（進行中）
前町		特定商業集積整備候補地区に位置づけ。 「こみせ」の再生修復を推進する。	活性化拠点に位置づけ。 中町商店街と連携し、「こみせ」の連続性を考慮しつつ、沿道景観の整合を図った個性的な商店街づくりを目指す。	
山形町・元町・浜町			区域外の元町を除いて、山形町は新たなコンセプトに基づく商店街づくりを目指す。 浜町は中町商店街と連携し、「こみせ」の連続性を考慮しつつ、沿道景観の整合を図った個性的な商店街づくりを目指す。	

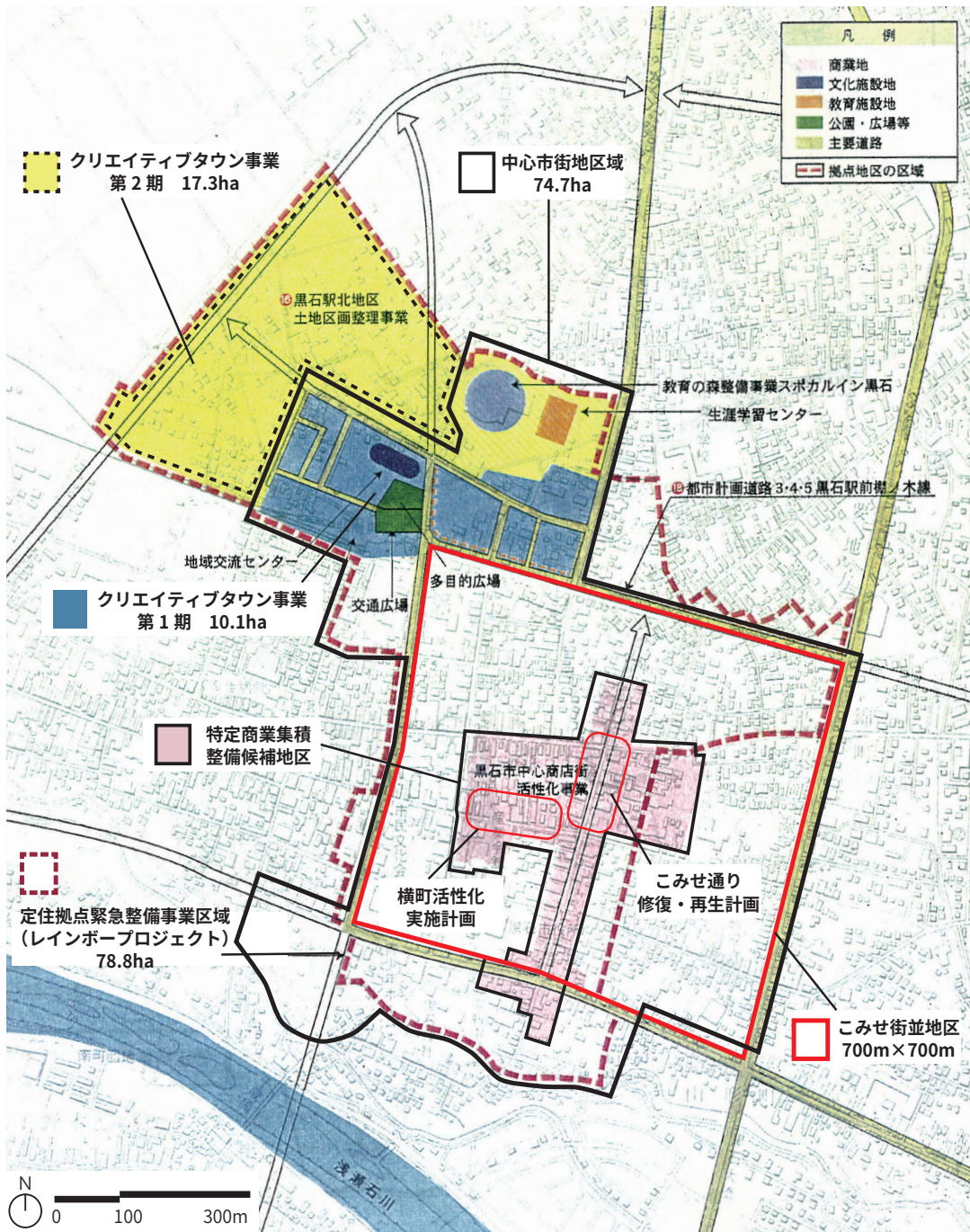


図 6-23. 各計画の事業区域図¹⁰⁵

このように、中町・前町は伝統的形態の「こみせ」を保全、再生し、周辺商店街は「こみせ」を基本イメージとしたアーケード整備を進めていくという方向性が町並み形成の軸となった。伝統的形態の「こみせ」が観光資源として位置づけられるとともに、「こみせ」のもつ防雪・防雨の歩行空間としての機能が再評価され、商店街の歩行環境を改善する手法として位置づけられた。戦後「こみせ解放促進期成同盟会」が果たせなかった歩行空間としての「こみせ」の連担の再生が、「こみせ」の歴史的資産としての位置づけを経て、再度商店街の合意として定められたと言えよう。

ただし表 6-14 に示したように、「こみせ」に関する事業のうち現在までに実現したものはほぼ全て

105 前掲 98 の計画書の p.31 図 1-27 に加筆し筆者作成

中町においてであり、周辺商店街で計画された「こみせアーケード」は実現しなかった。したがってこれら商店街の歩行環境の現況は、昭和 60 年代から特に改善が無い。「黒石市中心市街地活性化基本計画」では、活性化事業を一時期に一体的に進めるのではなく、出来る箇所から確実に着手するという小規模連鎖型の展開方針に変わっている。中町を除く商店街の「こみせ」の連担は、施策の検討時に期待したようには再生しなかった。

6.3.4 小括

以上より、文化財行政の視点からその歴史的価値が評価された「こみせ」は、以下の段階を経て観光資源化し、歴史的な中心商業地のまちづくりの核となるテーマに据えられたことが明らかとなった。

商店街による「こみせ」のテーマ化とメディアによる歴史的価値の周知

昭和 58 年度調査時点の商店主らにとって、商店街への来街者増加の取り組みと「こみせ」保存との結びつきは考えられていなかった。しかし当時商圈を奪われていた弘前に対抗する黒石らしさを模索する中で、商工会議所内の議論から「こみせ」を生かした祭りの企画が生まれ、中町の町並み保存と商店街振興が両立するという認識へと変化した。

また中町の「こみせ」の町並みが昭和 60 年（1985 年）に建設省の「手づくり郷土賞」を受賞し、昭和 62 年（1987 年）に同じく建設省の「日本の道 100 選」に顕彰されたこと、さらに昭和 61 年度（1986 年度）の NHK 大河ドラマのロケ地として中町の酒造屋が活用されたことで、中町の町並みは県内外からの注目を得た。「こみせ」を来街者増加に繋がる観光資源と捉え始めた商店主らによる「こみせ」のテーマ化と、外部メディアによる「こみせ」がもつ歴史的価値の周知が、単なる歩行空間として以上の「こみせ」の価値を市民、住民レベルに浸透させた。

商店街ごとの課題に対応させた「こみせ」の位置づけ

昭和 58 年度調査以降につくられた諸計画においては、近世由来の歩車未分離の道路環境を前提に、商店街の現況に応じて「こみせ」の役割が定められた。伝統的形態の「こみせ」が残しつつも商業面では衰退傾向に転じていた中町とそれに続く前町は、観光商店街化のテーマとして「こみせ」が据えられた。伝統的形態の「こみせ」が連担する町並みをテーマとすることで、周辺商店街や郊外大型店との差別化を図ることが目指された。

一方で横町や一番町、市ノ町は、中心商店街区として商業集積を図るにあたって、来街者に安全な歩行空間を提供する装置としての役割が「こみせ」に与えられた。これらの商店街では当初「こみせ」の伝統的イメージを考慮しないアーケードが検討され、特に一番町と市ノ町は「こみせ」の伝統的形式を踏襲する事業手法を検討してはいたものの、それは「こみせ」とは認識されていなかった。しかしその後伝統的なイメージと調和する統一的な町並み形成が地区全体の方針となり、「こみせ」の伝統的形式と伝統的形態を踏襲した「こみせアーケード」としての整備が構想された。

活性化の核となる観光資源としての位置づけと歩行空間機能の再評価

商店街ごとの機能分担や目指すべき将来像に応じた「こみせ」の位置づけによって、伝統的形態を残す「こみせ」に観光資源としての役割が付与されるとともに、形態を問わず「こみせ」が継承してきた防雪性の歩行空間としての役割が再評価されたと言える。

繰り返しになるが、歩行機能を再評価し連担を再生しようとする動きは、昭和 40 年代に既に「こみせ解放促進期成同盟会」によって図られたが、当時は実現しなかった。しかし黒石商圈が縮小し弘前への対抗策を考えざるを得ない時代となったことで、「こみせ」の連担を生かした観光名所化が商

店街にとっての共同の目的となった。そして更なる商業集積を図ろうとする商店街にとっても、道路拡幅によらずに安全な歩車分離を実現できる「こみせ」の形式の踏襲が、雪国の商店街づくりにとって合理的な手法と判断された。歴史的資産として観光資源化されたことを経て、私的領域の一部を相互に出し合うことにより連綿と継承してきた「こみせ」の連担がもつ機能的な価値の重要性が、改めて評価されたと言えよう。

6.4. 「こみせ」の保全、再生を補完する「かぐじ」への着目

前節では、歴史的資産と位置づけられた「こみせ」の連担が観光資源化し、中町を中心に伝統的形態の「こみせ」の保全、再生による観光商業地化の方向性が確立したプロセス、そして安全かつ快適な歩行空間の確保を目的に、伝統的形態が残っていない商店街でも「こみせ」の形式を踏襲した「こみせアーケード」建設の方向性が定められたプロセスを明らかにした。商工会議所や商店会、町内会を含む議論の中で、「こみせ」をまちづくりの核とすることへの意思統一が図られた。

しかし昭和 58 年度調査によって顕在化した町並み保存の課題を振り返ると、障壁となったのは住民及び商店主の意思統一の困難性だけではない。大きな課題として、都市計画道路前町浜町線の拡幅が挙げられていた。「こみせ」保存を前提とするならば都市計画道路を廃止する他に手段はないと判断されたが、当時は決定見直しのハードルが非常に高く、市街地中心部を南北に通貨する車両の交通難緩和、市街地中心部の防火対策強化、街区の適正化という拡幅の当初目的を克服しうる具体的な結論には至らなかった。

したがって伝統的形態の「こみせ」が残る中町を観光商業地として位置づけるにおいて、この都市計画道路をどう扱うかという点が重要な論点となった。そこで着目されたのが、街区内部に残る「かぐじ」であった。前町浜町線の拡幅を代替するものとして、「かぐじ」を串刺しにする新たな都市計画道路が検討され、それに付随して低未利用の「かぐじ」を活用した広場や公共駐車場の整備が計画されていく。本節は前節にて参照した 7 つの計画及び、プランナーとして関わった田中滋夫氏へのインタビューと山崎洋二氏の論稿に基づき、「かぐじ」が見い出された経緯と、商業・観光施策における「かぐじ」の位置づけを明らかにする。

6.4.1 都市計画道路前町浜町線の拡幅を代替する「かぐじ」再編による新線整備計画

昭和 58 年度以降一つ目の調査として実施された前節の (1)「黒石市弘南黒石駅周辺まちづくり計画調査」では、中心市街地活性化イメージを図 6-24 のように描いている。図に示す通り中町・前町は「こみせ」の復興、横町は「こみせ」を現代的に再編成することが構想されているが、加えて幅員 16m への拡幅が決定していた前町浜町線の西側に、大街区を南北に貫通する新たな都市計画道路が引かれていることが分かる。本計画の実務作業を行った山崎氏は雑誌『建築知識』のなかで、この道路整備イメージについて図 6-25 を用いて以下のように述べている。

「黒石の町づくりは、こみせ祭りを契機に新しい展開を見せ始めている。こみせを活かす町づくりの具体的なアイデアが持ち上がってきた。その中で最もユニークなものが『かぐち』の活用であろう。これは言うてみれば表裏逆転の発想である。かぐちとはこの地方の言葉であり、短冊状の敷地形状を持つ古い街道町や城下町によくみられる、街区の中にあんこ状の空き地になっている部分のことをさす。これまで表通りの改善だけに目がいていたものを、こみせを大事にするという発想から、こみせを壊す道路拡幅などを考えるより、かぐちを串刺しにするような新し

い道路づくりを発想し、かぐちを積極的に新しい開発に使っていかうという考え方である。」¹⁰⁶

この引用より、「かぐじ」を通る新道路が「こみせ」を壊す道路拡幅を代替するものとして発想されたことが分かる。こうした発想が出てきた背景について、山崎氏と共に調査を実施した田中氏にインタビューを行った。田中氏によると、当時の市建設部長の長谷川滋氏と（株）都邑計画の佐々木隆文氏、田中氏で住民や商店主と議論をし、拡幅をしないという前提条件でまちづくりを進められる方向性を検討し始めたという。その中で住民側から希望として出てきたのが、「かぐじ」を活用したプログラムであった。「こみせ」を生かすには「かぐじ」の活用しかないという住民らの発想が、「かぐじ」を通す新道路のプログラムに結びついた¹⁰⁷。

本計画調査の段階では新道路整備の具体的な事業手法はなされていないが、図6-24を見るとこれに加えて沿道の「かぐじ」を融雪機能をもった広場づくりに活用し、駐車場や市場等として利用するというイメージが描かれている。第5章でも述べたように、戦後の車社会化とともに現れた「かぐじ」の駐車場化は、堆雪場として雪かきの必要がなかった「かぐじ」の性格を、降積雪の度に人為的な雪処理を必要とする空間へと変えた。個々の雪処理の労力を最小限化する合理的な解決策として、「かぐじ」を活用した融雪機能をもつ広場が構想されている。

ここで示された「かぐじ」を新道路整備と広場、駐車場整備に活用するという位置づけは、この後の計画でも踏襲され、具体的な整備計画が検討されていく。本項は以下でこれら計画の変遷を明らかにする。まず「黒石地域商業近代化計画基本計画」の中では、都市計画道路前町浜町線の見直しを前提に中心市街地の交通体系の将来パターンが3案検討されている。

A案

都市計画道路黒石駅富田線、都市計画道路黒石駅前柵の木線、都市計画道路福民境松線、主要地方道大鰐浪岡線で囲まれた700m×700mのエリア内を歩行者優先として、自動車は細街路を経て街区内部の「かぐじ」を活用した駐車場を利用することとする。細街路は若干の拡幅によって一方通行を解除する。商店街の道路は時間制限等の自動車通行制限を行い、商店の开店時間は歩行者優先とする。駐車場から商店街へは歩行者専用道ネットワークを形成し、店舗内通路や小路をつくり出す。

B案

「黒石市弘南黒石駅周辺まちづくり計画調査」の内容を踏襲して、700m×700mのエリア中央に南北の骨格道路を通す。沿道に「かぐじ」を活用した駐車場や小広場を整備し、街区内部への新たな自動車の流れをうみだす。細街路の拡幅や商店街の歩行者優先型への変更、歩行者専用道ネットワークの形成は、A案と同様に進める。

106 前掲48の山崎（1988）のpp.82-83

107 前掲59のインタビューにて、「その当時建設省の都市局のなかで少しずつ議論があったのは、それまで一度決めた都市計画道路をやめるというのはまったく頭になかった。外さないと話にならないというのは県に（言った）。（それでも議論が空転したままだったので）県庁は飛ばして、長谷川部長と僕と佐々木さんと地元と話をして、市長にあげて確認をとりながらやっていた。とにかく都市計画街路をやらないという前提条件でまちづくりを進められる方向性はないかということを検討し始めて。そのなかで出てきたのが、地元の話をする、街区がやたらとでかいから真ん中に空地があって、『かぐじ』って言って、雪捨て場にしていたんだけど。都市計画街路をつくるよりはるかに『かぐじ』を活用できるようなプログラムだといひねというのは希望的に出ていた。それを都市計画なり補助金の制度に乗せられる仕組みにしないかぎり、希望は希望で終わっちゃうから」と発言している。カッコ内は筆者補足。

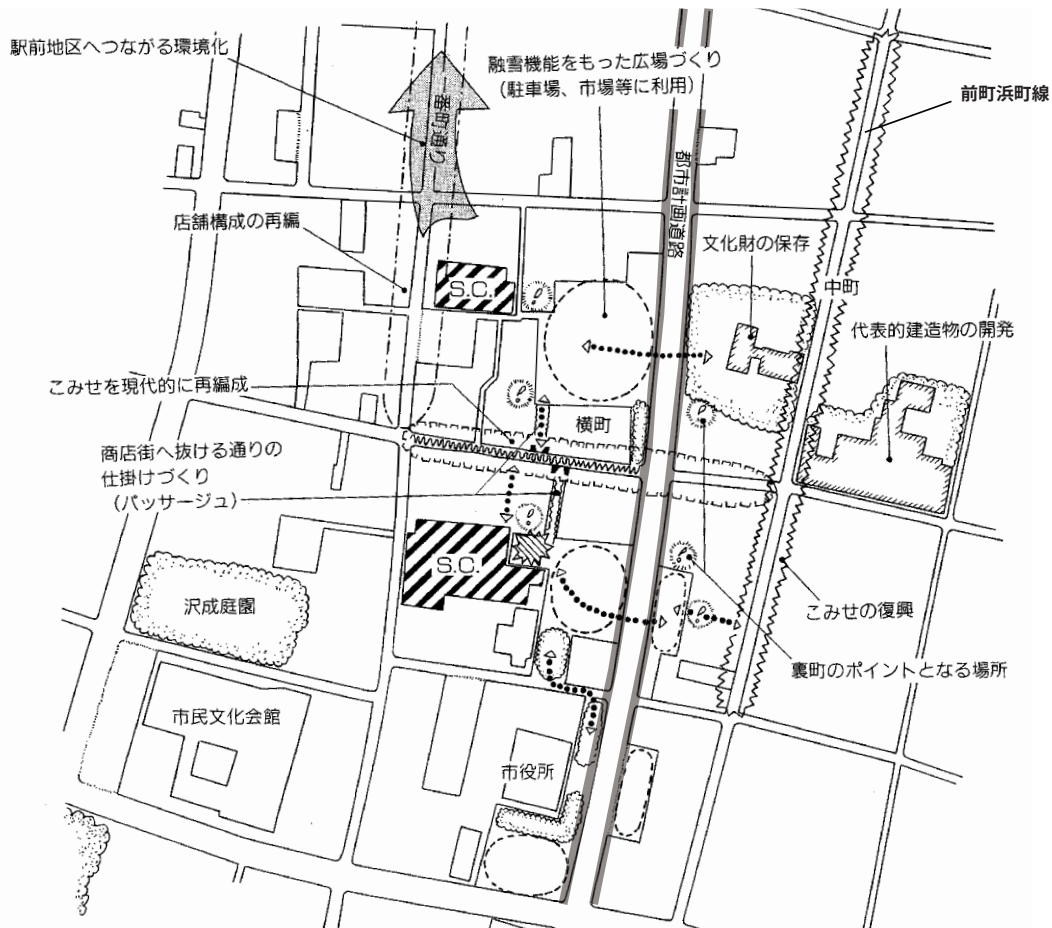


図 6-24. 黒石市弘南黒石駅周辺まちづくり計画調査 中心市街地活性化イメージ¹⁰⁸

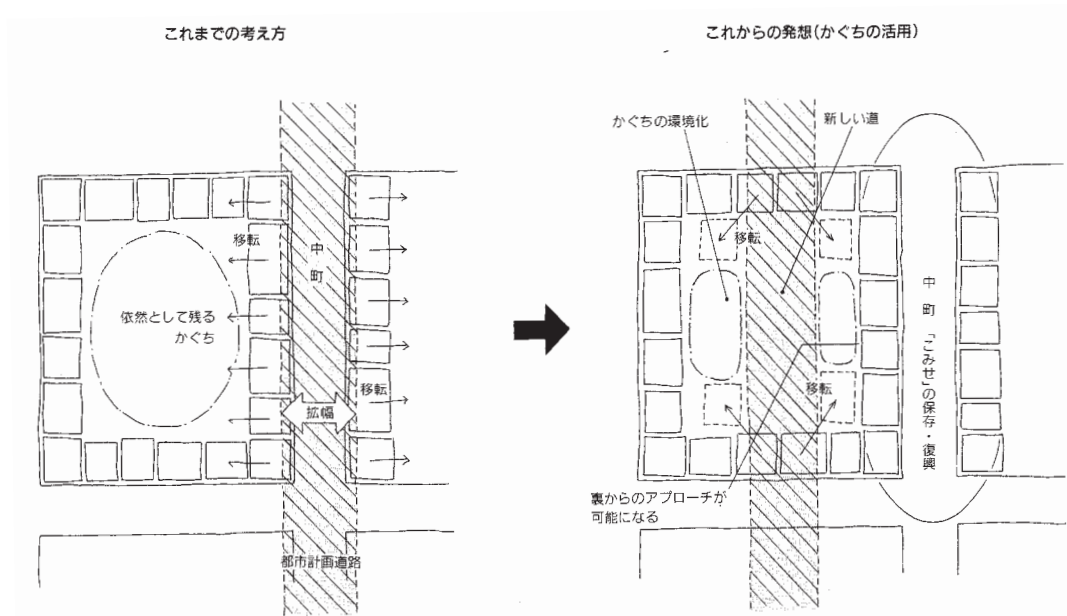


図 6-25. 「かぐじ」活用の考え方¹⁰⁹

108 前掲 48 の山崎 (1988) の p.81 図 5 「中心市街地活性化イメージ」より転載。一部筆者加筆。

109 前掲 48 の山崎 (1988) の p.82 図 6 「かぐち開発の考え方」

C案

「黒石市弘南黒石駅周辺まちづくり計画調査」の内容を踏襲して、700m × 700m のエリア中央に南北の骨格道路を通す。ただし通過交通の増加と横町商店街の分断を防ぐために、屈曲・折れ曲がり・通行時間制限等を行うサービス道路とする。細街路の拡幅や商店街の歩行者優先型への変更、歩行者専用道ネットワークの形成は、A案と同様に進める。

検討の結果A案は現実的でないと判断され、B案は通過交通が増えて交通混雑が増加する危険があること、新道路が横町商店街を東西に分断する危険があることから適当でないと判断された。A案B案の欠点を最小化し長所を生かすものとして採用されたC案は、「かぐじ」を貫く新道路を自動車の走行速度が自然と制御されるサービス道路型の構造をとることとして、さらに電線の地中化や流雪溝の設置を同時に行うことが検討されている。本計画はこの新道路を「ぐみの木新線」と仮称し、「ぐみの木新線」沿道に「かぐじ」を活用した駐車場や小広場を整備するとともに、それらと商店街を結ぶ幅員2m~4mの歩行者専用道を新設整備するという方向性が定められた（図6-26）。

本計画では、中心市街地一帯で都市公園が陣屋跡地の「御幸公園」しか存在しないという緑地率の低さを課題としており、また商店街に近接した駐車場の絶対量の少なさも課題として挙げられている。この両者を補うものとして「かぐじ」が着目されており、ワーキンググループの田中氏と山崎氏は700m × 700mのエリア内の「かぐじ」の配置調査を行っている¹¹⁰（図6-27）。ここでは「かぐじ」のうち、活用が可能と判断したものをプロットしている。700m × 700mの都市計画道路で囲まれた47.8haのうち活用可能な「かぐじ」は9%に当たる4.2ha存在し、また点線で囲まれた特に商業の集中するエリア30.4haでは、6%に当たる1.8haが活用可能と試算された。

その後平成2年（1990年）3月に公表された「黒石市定住拠点緊急整備事業」（レインボープロジェクト）のリフレッシュタウン事業では、前述のサービス道路を「ボンエルフ型の道路構造」と表現して「ぐみの木新線」計画を踏襲している。本計画では街区東面の中町通りに重要文化財の高橋家、西側の一番町通りに大型店（カネ長武田百貨店）が位置する中心街区の構想イメージが描かれており、新線沿道に配置させる店舗や歩行者専用道のルートも具体的に検討された（図6-28）。

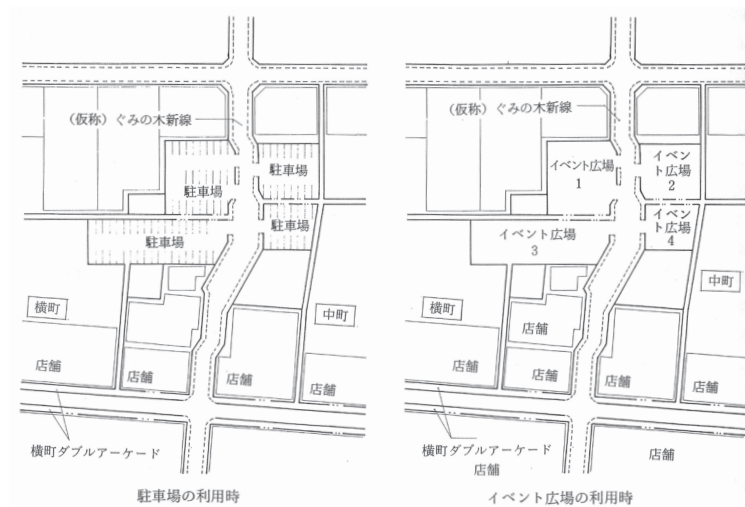


図6-26. 黒石地域商業近代化地域計画基本計画 イベント広場の構想図¹¹¹

110 調査当時のことについて田中氏は、前掲59のインタビューにて、「『かぐじ』は1個1個みて潰した。これは使える『かぐじ』だなあとか」と発言している。

111 前掲3の報告書のp.320図4-2-11「イベント広場（普段は駐車場）の構想」



図 6-27. 黒石地域商業近代化地域計画基本計画 活用対象となりうる「かぐじ」のプロット図¹¹²

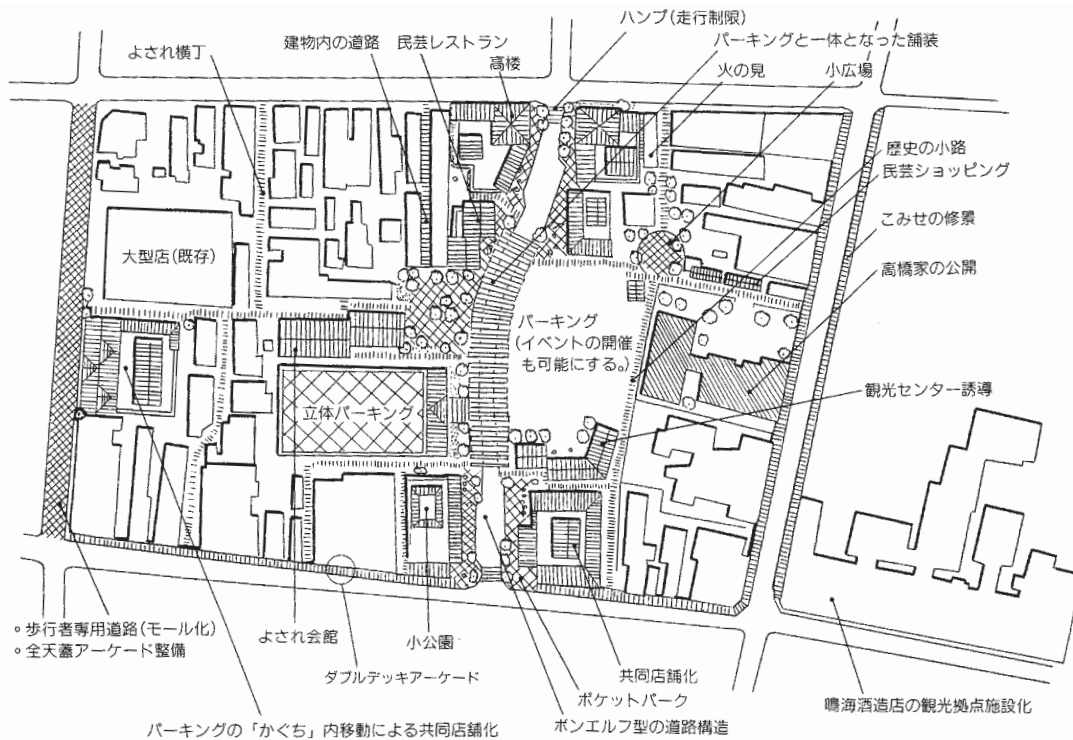


図 6-28. レインボープロジェクト 中心街区構想イメージ¹¹³

以上の方向性を踏まえて、平成 3 年（1991 年）3 月に公表された「黒石市都市計画変更計画調査報告書」では、前町浜町線について歴史的な道筋としての位置づけを行い、現道に縮小するという考え方が表明されている。同時に代替路線となる都市計画道路を「ぐみの木新線」（幅員 16m）として新しく設定し、700m × 700m の都市計画道路を幹線道路と強く位置づけるのに対して、新線は中心市街地内のサービスに限定した生活道路と位置づけることを検討している。道路構成はボンエルフ型を見直し、車線以外の空間にゆとりのあるストレート型としている¹¹⁴。

112 前掲 3 の報告書の p.90 図 1-4-7 「中心市街地裏地現況」

113 前掲 48 の山崎 (1988) の p.83 図 7 「街並ミュージアム構想イメージ」より転載。

114 黒石市：黒石市都市計画変更計画調査報告書，pp.39-44，1991.3 本計画調査の作業は（株）都市デザインが行っている。

ここで検討された都市計画変更の方針は、続く平成4年（1992年）3月の「黒石市横町活性化実施計画」（図6-29）及び「こみせ通り街路基本計画」、平成8年（1996年）11月の「黒石市特定商業集積整備基本構想」でも引き継がれた。都市計画道路前町浜町線の見直しを前提とする中町の「こみせ」の保全と中町通りの歩行者優先道路化、その他の商店街の安全かつ快適な歩行空間の形成は、代替となる「かぐじ」を貫く「ぐみの木新線」とその沿道の駐車場・小広場整備ありきのものとして計画された¹¹⁵。

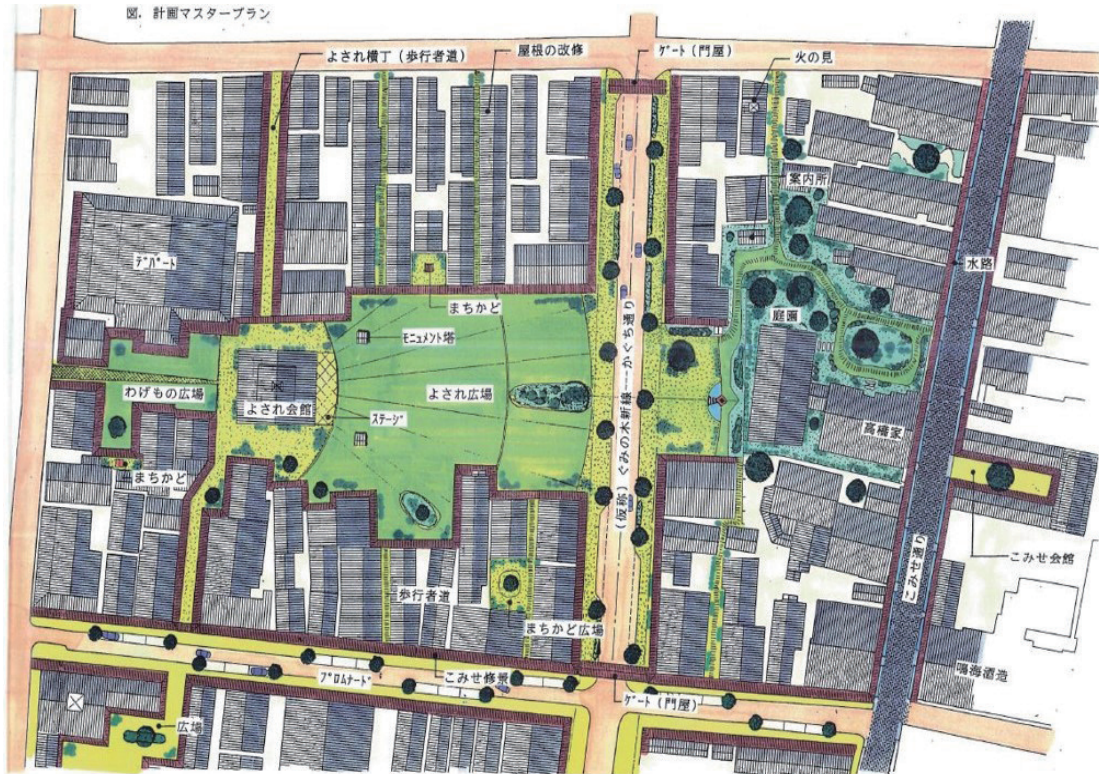


図6-29. 黒石市横町活性化実施計画 中心街区計画イメージ¹¹⁶

しかし結果としてこの「ぐみの木新線」は都市計画決定に至らず、整備計画は実質白紙撤回となった。平成11年（1990年）3月の「黒石市中心市街地活性化基本計画」では、前町浜町線を歩行者優先道路として整備推進すると同時に、南北交通機能を代替する道路として東側に並行する市道山形町浦町線を位置づけ、都市計画決定により拡幅整備を行うことが検討されている（図6-30）。

この背景には、平成8年度（1996年度）の「黒石都市総合交通体系調査」にて「ぐみの木新線」への通過交通の流入が問題視されたことに加えて、黒石市の財政状況の悪化がある。前述のように、黒石市の平成10年度（1998年度）一般会計赤字は8億6,097万円に上り、翌年5月には「財政非常事態」が宣言された。財政再建を最優先課題に掲げた行財政改革の中で、大規模事業は悉く凍結された。事業費が中心街区の延長約150mのみで約6億円と概算された「ぐみの木新線」整備は、他の多くの事業とともに見直され、実現には至らなかった。

一方で、中心街区の「ぐみの木新線」沿道に計画された「かぐじ」を活用した駐車場及び小広場は、計画の一部が「横町かぐじ広場」として平成8年（1996年）に、広場と商店街を結ぶ歩行者専用道が平成9年（1997年）に整備された。詳細については第7章にて後述するが、この広場整備を経た

115 「黒石市横町活性化実施計画」では、市主体の用地買収方式による街路事業として計画され、図6-29に示す範囲のみ（幅員16m×延長150m）で、事業費は約6億円と概算されている。

116 前掲87の計画書のp.9図「計画マスタープラン」

「黒石市中心市街地活性化基本計画」では、「かぐじ」を活用した活性化拠点整備や回遊空間づくりが重要施策の一つに位置づけられている。

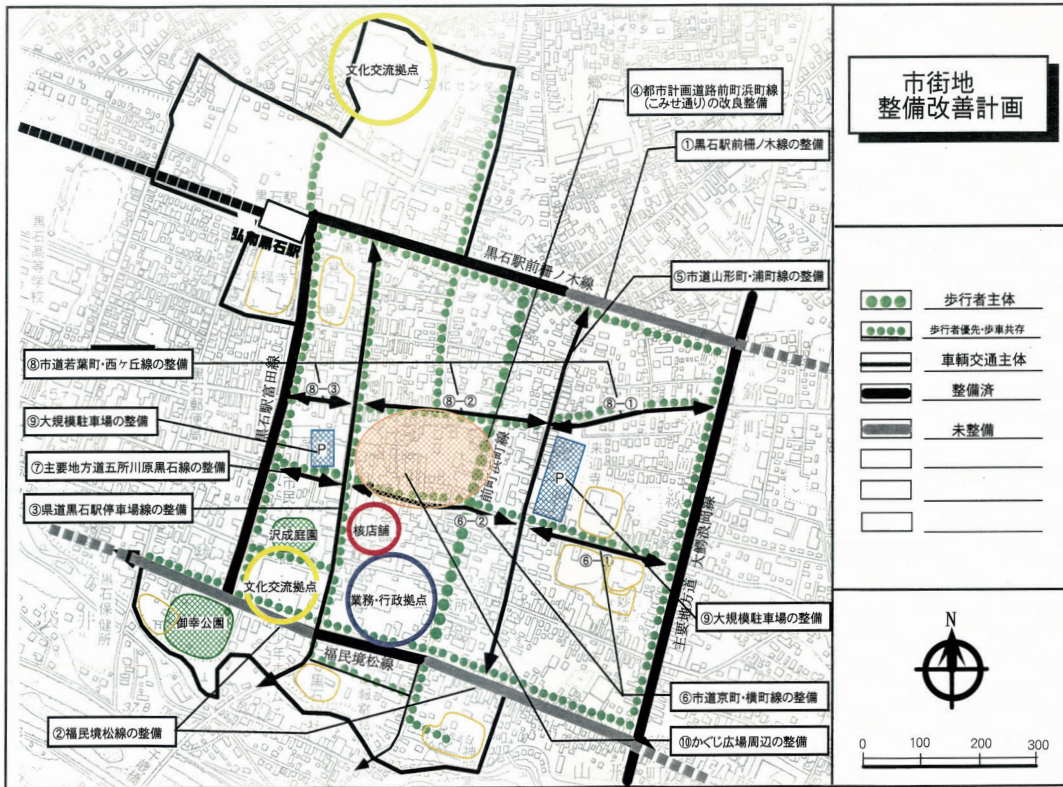


図 6-30. 黒石市中心市街地活性化基本計画 市街地整備改善計画図¹¹⁷⁾

6.4.2 行政計画における「かぐじ」の位置づけの変遷：裏地から歴史的資産へ

これまで明らかにしたように、「こみせ」は文化財としての評価基準に基づく伝統的形態と、私的領域の一部を出し合うという仕組みの両面から歴史的資産としての価値が認められたのに対して、裏の「かぐじ」は、「こみせ」を残すために着目された空間であった。近世以来長きにわたって堆雪場として融通し合い、さらに相隣関係の中で緩やかに私的利用と共同利用を並存されてきたという点では歴史的な空間だが、象徴となる伝統的形態が残る「こみせ」に対して、付属屋を含むオープンスペースという曖昧な領域を指す「かぐじ」の場合、その歴史的な価値は見え難い。

こうした点を踏まえ本項では、各計画の「かぐじ」に関する項目を参照し、「かぐじ」の位置づけと評価の変化を明らかにする。各計画において検討された「かぐじ」を活用した公共空間整備の事業手法と、「かぐじ」に関する言及箇所から、それぞれの計画において「かぐじ」がどのような空間として認識され、商業・観光施策の中に位置づけられていったのかという点を明らかにする。

(1) 黒石市弘南黒石駅周辺まちづくり計画調査

本計画調査は報告書が現存しないため、「かぐじ」に関する言及箇所を確認することができない。ただし前掲図 6-24 の本計画で描かれた中心市街地活性化イメージでは、新線沿道の「かぐじ」について、「融雪機能をもった広場づくり（駐車場・市場等に利用）」、「裏町のポイントとなる場所」と表記されている。

117 前掲 98 の計画書の p.92

(2) 黒石地域商業近代化計画基本計画

本計画の報告書においては、初めに中心市街地の土地利用動向の項目で「かぐじ」に触れている。中心市街地一帯の公園・緑地の整備水準が $0.85\text{m}^2/\text{人}$ と極めて低いことを指摘したうえで、「本市には、商店、住宅の間に利用されていない土地“かぐち”がたくさんある。合計すると、中心市街地—47.8ha 中で“かぐち”—4.2ha (9%)、特に商業の集中する地域—30.4ha の中で、1.8ha(6%) が、“かぐち”の面積である。以前は畑、庭園等に利用されていたが、最近では放置されたままのものが多く、今後の有効な利用が望まれる」¹¹⁸ とある。また中心市街地の土地利用・建物利用等に関する課題を挙げた項目では、「道路率の低さもあって建物の裏側に未利用地が点在しており（“かぐち”と称している）、有効な利用の推進が望まれる」¹¹⁹ と述べられている。

課題を踏まえた今後の土地利用・施設整備のあり方を整理した項目では、「“かぐち”の開放によって、小広場や緑の導入をはかり（駐車場だけではなく）、街にゆとりのあるオープンスペースを作り出すものとする」¹²⁰ と位置づけられている。商業施設整備の基本方向を示した項目では、「“かぐち”の開放と駐車場・小広場を作り出すことによって店舗が裏側にも面を向けることが出来るようになるため、住宅も含んだ建物の大規模な増改築、新築が必要になる。又、中心商店街の内部では、各種イベントの出来るオープンスペースが欠けているため“かぐち”の開放によるイベント広場づくりも必要であろう」¹²¹ と述べられている。

以上より本計画では、「かぐじ」が建物裏に生じる利用されていない土地を指しており、市街地内へのオープンスペースの充足に向けて有効利用を図るべき空間と位置づけられていることが分かる。

(3) 黒石市定住拠点緊急整備事業（レインボープロジェクト）

本計画については、報告書の「かぐち整備の展開」という項目にて「かぐじ」の位置づけが明記されている。

「こみせ歴史ゾーン（「こみせ街並地区」）にとってのかぐち整備は、道路整備、拠点施設整備、こみせ整備が表の整備であるのに対して、その整備を補完し、こみせにこだわる街づくりを表面的な市街地整備にとどめず、まちの角々まで血の通った整備としていくための、ある意味では目に見えない部分に関する整備といえる。したがって、まちづくりのユニークさ、楽しさ、面白さを具体化する重要な整備の展開の場として考える必要がある。

こみせにこだわった街づくりは、基本的には街区の外側はこみせ回廊が巡らされることとなり、中町こみせ通りがそうであるように、街区の中は原則的に塀等で目線がさえぎられているところに景観的な意味があることとなると思われる。

したがって、こみせ回廊から一端街区内に入るとそれはかぐち整備の展開の場であり、黒石のまちの楽屋裏をなす部分が表れることとなる。先述した『まちかど整備』¹²² のルートをたどって、このかぐち部分に入り込むことも、散策ルートづくりに奥行きを与えることとなろう。むしろかぐち部分に、より質の高い奥の院的なスポットがあることによって、都市観光の楽しさと面白さを倍加することとなると思われる。

118 前掲3の報告書のp.90

119 前掲3の報告書のp.279

120 前掲3の報告書のp.281

121 前掲3の報告書のp.281

122 700m × 700m の「こみせ街並地区」内にて、文化財としての価値だけでなく市民の心の拠り所となるものを中心に「まちかどスポット」と定め、ポケットパーク等として整備するというもの。

かぐち整備は基本的に市街地に不足している駐車場、駐輪場あるいは広場、公園機能を提供する場所として、有効活用されることが考えられるが、その内容については『まちかど整備』、『拠点施設整備』¹²³等との関連で、ふさわしい利用形態が選択されることが望まれる。

こみせ歴史ゾーンにおいては、特に中町、横町、上町、一番町等の中心商店街に近い位置にあるかぐちの活用方法は、ゾーン形成を目指すうえで重要な位置づけがなされる必要がある。¹²⁴

この引用から、(2)と同様に「かぐじ」は市街地に不足する駐車場・駐輪場・広場・公園機能を提供するために有効利用を図る空間と位置づけられ、特に中心商店街に近い位置の「かぐじ」活用が重要視されていることが分かる。

また「かぐじ」のもつ歴史性等については言及されておらず、あくまでも裏地としての認識であるが、道路整備・拠点施設整備・「こみせ」整備といった表の整備に対して、それを補完する重要な整備展開の場として捉えられている。「かぐじ」自体は歴史的資産の枠内には含まれていないが、歴史を生かした市街地整備にあたっては重要な位置づけを与えられていると言える。事業手法は、民間事業を主とする公開空地整備¹²⁵として行政による助成を行うとしているが、具体的な事業内容の検討については記載がない。

(4) 黒石市横町活性化実施計画

本計画では、初めに横町商店街の問題点の項目にて「かぐじ」に触れ、「およそ2,000㎡程度のかぐちのまとまりが現存しているが、未利用の家屋、老朽化した建物等により不整形であり、活用しにくい状況である。かぐち周辺には古い土蔵がいくつか見られるが活用の可能性がある。黒石のノスタルジーを漂わせる雰囲気となっている」¹²⁶と述べている。ノスタルジーという言葉で「かぐじ」の雰囲気を表現しつつも、その歴史的な文脈には言及していない。

そして「こみせの修景」と「かぐちの開発」を活性化の実施ターゲットと定め、「実施すべき事業内容としては、かぐち開発とこみせ修景を表裏一体の事業としてとらえ、全組合員が共同で同時期に取り組む」¹²⁷としている。(3)では「かぐじ」を表の整備を補完する重要な整備の場と位置づけたが、その流れを受けてここでは「かぐじ」開発と「こみせ」修景を表裏一体の事業と表現している。

「かぐじ」整備の展開方向については(3)の考え方を踏襲しており、「かぐち整備はまちづくりのユニークさ、楽しさ、面白さを具体化する重要な整備である。かぐち整備は基本的に市街地に不足している駐車場、駐輪場あるいは広場、公園機能を提供するオープンスペースとして有効活用すべきであり、特に横町のかぐちは街の中心であり、街づくりの要として公的な性格をもった位置づけが求められており、市街地の中心広場として活用するものとする」¹²⁸と述べられている。整備の具体的な内容については基本コンセプトを「ノスタルジック祝祭広場」として、広場の一部にコミュニティ施設を兼ねた「(仮称)よされ会館」の建設を計画し、併せて広場の背景となりうる「こみせ」の修景やまちかど整備を構想している。

123 高橋家の公開、陣屋跡地の御幸公園の再整備、金平成園(澤成園)の活用、鳴海醸造店の再利用が挙げられている。

124 前掲80の報告書のp.21 カッコ内と補注は筆者の補足。

125 建設省都市局区画整理課：定住拠点緊急整備事業(レインボープロジェクト)の創設、新都市、Vol.41, No.6, pp.128-131, 1987.6 定住拠点緊急整備事業費補助の多目的広場整備事業のうち、「地方公共団体が民間事業者の行う公開空地の整備に要する費用について補助する場合に、その補助に要する費用を地方公共団体に対し補助する」とある。補助率は1/3。

126 前掲87の報告書のp.2

127 前掲87の報告書のp.6

128 前掲87の報告書のp.7

広場整備の事業手法としてはレインボープロジェクトによる公開空地整備事業¹²⁹が検討されており、事業主体となる横町の商店会「協同組合横町向上会」が地権者から「かぐじ」を借地し、建物移転（2棟程度）、解体（5棟×150㎡/1棟＝750㎡）、広場舗装（4,000㎡）を展開するという形が想定されている。着工時期を平成6年度（1994年度）として、事業費は建物移転500万円、解体800万円、舗装1億4,000万円、総額1億5,300万円と概算されており、移転費・解体費を組合負担、舗装費のうち2/3（9,300万円）を公共、1/3（4,700万円）を組合負担としている。また広場の将来的な管理運営についてはまちづくり会社の設立を要請し、当該会社が担うこととしている。

このように本計画では、私的領域の一部である「かぐじ」を広場化する手法として(4)で示された公開空地整備事業を踏襲し、組合による借地が想定されている。これと連動し計画された「かぐじ」を貫く「ぐみの木新線」整備は行政による用地買収を前提とするものであったが、その沿道の公共空間は所有を移転させない手法によって整備することが計画されていたと言える。(2)で示された「かぐち」の開放によって、小広場や緑の導入をはかり（駐車場だけでなく）、街にゆとりのあるオープンスペースを作り出す」という方向性の具体化として、ここでは「かぐじ」の買収による集約、統合ではなく、所有をそのままに利用のみを開放するという形が採用された。

(5) こみせ通り街路基本計画

本計画については報告書が現存しないため、「かぐじ」に関する言及箇所の有無を確認することができない。ただし(6)の報告書内で関連計画として整理された項目を確認すると、そもそも中町の街路事業を主とする計画であるため、「かぐじ」に関する特別の記載はない¹³⁰。

(6) 黒石市特定商業集積整備基本構想

本計画では、特定商業集積と一体的に整備される公共施設に関する基本的な事項にて「かぐじ」に言及している。市街地の整備の基本方針の一つとして「横町のかぐじ利用駐車場」と「かぐじ広場の建設」を挙げ、前者については「中心市街地は間口が狭いが奥行きが長い形態となっている。そのため活用されていない裏地を買い物客への駐車場として利用することにより、買い物客への利便性向上を図る」¹³¹と述べている。

後者については、「平成8年度において消費者の休憩・待ち合わせの場所として設置し、商店街への滞留性・回遊性向上に寄与している。将来計画としては、横町・こみせ通りの拠点とするため中町側通路の設置を行う予定である」¹³²と述べられている。(4)にて検討された「かぐじ」の広場整備が、本構想の公表までに実現していることが分かる。ここで整備された「横町かぐじ広場」の詳細については、第7章にて後述する。

(7) 黒石市中心市街地活性化基本計画

以上(1)～(6)の計画策定における議論と「かぐじ」の一部広場化の実現を経て、本計画では「かぐじ」の位置づけに変化が現れる。初めに黒石市の歴史的変遷を整理した項目にて、「中心市街地においては、現在も旧黒石藩の城下町として栄えたなごりが残っている。中町の『こみせ』、蔵や庭園を備えた『か

129 公開空地整備費補助（レインボープロジェクト）補助対象：緑地・広場・通路・駐車施設（公共的かつ非営利的なものに限る）の造設・整地、側溝、舗装及び付帯設備工事。補助率（国）：地方公共団体が補助する額の1/2以内で補助対象事業費の1/3以内。前掲のp.21参照。

130 前掲96の計画書のp.5

131 前掲96の計画書のp.20

132 前掲96の計画書のp.20

ぐじ』、高橋家（国指定重要文化財）、沢成庭園などの歴史的遺産が現存する」¹³³、「江戸時代、内町一帯に陣屋が構築され（現町割の骨格形成）、その周辺に武家屋敷や商家が並ぶ（この頃の趣を残す『こみせ』や蔵や庭園を備えた商家の裏地（『かぐじ』）は今も存在する）」¹³⁴と述べ、蔵や庭園を備えた裏地＝「かぐじ」を、「こみせ」や高橋家、金平成園（澤成園）と並ぶ「歴史的遺産」に位置づけている。

また中心市街地の課題整理の項目では、「まちづくり展開において、『こみせ』や『かぐじ』を中心とする中心市街地にしかない観光機能を如何に生かすか、一方で市民生活の中心の場としても機能するよう、気候風土、高齢化への対応を如何に図っていくか等配慮していく必要がある」¹³⁵と述べられ、課題を踏まえた中心市街地活性化のゾーン別機能配置方針の項目でも、「国指定重要文化財高橋家、市指定重要文化財鳴海家、こみせ、火の見櫓、沢成庭園、神社・寺院」と並び「かぐじ（裏庭、蔵）」が「歴史的機能」と位置づけられている¹³⁶。

以上の位置づけのもと、市街地の整備改善計画メニューでは「活性化に向けた核の整備に関する施策」として「かぐじ広場周辺の整備」を定め、「街区内部の敷地再編による整備空間の確保」、「かぐじ広場と一体化したイベント広場の整備」、「街なか住宅等の施設整備」の3点を具体的内容としている。それぞれの整備手法については、まず「街区内部の敷地再編による整備空間の確保」及び「かぐじ広場と一体化したイベント広場の整備」は市とTMOを事業主体とし、建設省の「街なか再生土地画整理事業」¹³⁷の導入を検討している。(4)の「黒石市横町活性化実施計画」では組合主体の借地による公開空地整備が想定されていたが、ここでは公共事業としての整備に変更されている。「街なか住宅等の施設整備」は地権者と民間事業者を主体として、「高齢者向け優良賃貸住宅制度」や「優良建築物等整備事業制度」の活用が想定された。

加えて商業等の活性化計画メニューでは、「街並み景観整備に関する施策」の一つとして「回遊できる魅力的な道づくり」を定め、「回遊空間の創出一街区におけるかぐじを活用し、街区内部をフットパスできる円滑で魅力的な歩行空間を創出する」を具体的内容としている。事業手法は市とTMOを主体とし、地区計画制度又は税の減免等の導入が想定されている。ここでは回遊路となる「かぐじ」を公開空地として整備していく手法がとられ、地権者にとって活用の動機となる減免等のインセンティブが検討された。

以上(1)～(7)の計画のうち、(1)と(5)を除いた各計画における「かぐじ」に関する言及箇所と、整備事業手法について整理を行ったものが表6-15及び表6-16である。まず「かぐじ」の位置づけについては、「黒石市中心市街地活性化基本計画」とそれ以前と大きく変化しており、当初は単なる裏地と表現されていたものが、「こみせ」に並ぶ歴史的資産と表現されるに至ったことが分かる。ただしその歴史性がどこにあるのか一形態なのか、使われ方の歴史なのかといった点は論じられておらず、「かぐじ」の何に対して歴史的な価値を認めているかは定かでない。

また市街地整備における位置づけという点では、「こみせ」の保全、再生を主とする表の整備を補完する重要な整備の場と位置づけられた。中心市街地に不足する緑地及び駐車場を充足させるために活用が図られるべき空間と見なされ、さらに商店街と街区内側を結び回遊性向上に寄与する役割も与えられている。特に「横町かぐじ広場」が整備された中心街区の「かぐじ」は、公的な性格をもつ市

133 前掲 98 の計画書の p.3

134 前掲 98 の計画書の p.26

135 前掲 98 の計画書の p.38

136 前掲 98 の計画書の p.45

137 平成 10 年（1998 年）創設。街区高度利用土地画整理事業の拡充として整理、地方都市の中心市街地の活性化を図る事業に対して一般会計より補助を行う制度（公益社団法人街づくり区画整理協会：土地画整理必携（平成 30 年度版）、pp.491-495、2019.3）。

街地の中心広場として整備するものとされた。

そして事業手法に着目すると、当初は民間事業を主とする公開空地整備事業が想定されている。中心街区の計画では、事業主体となる横町の商店会が地権者より「かぐじ」を借地し、整備を行うことが計画された。また将来的な広場の運営主体は、まちづくり会社が担うこととされていた。

表 6-15. 各計画における「かぐじ」の位置づけと整備事業手法¹³⁸

	「かぐじ」の位置づけ		「かぐじ」整備の事業手法
	項目	記述内容	
黒石地域商業近代化地域計画基本計画 (2)昭和62年3月	中心市街地の土地利用動向 p.90	「本市には、商店、住宅の間に 利用されていない土地“かぐち” がたくさんある。(中略)以前は畑、庭園等に利用されていたが、最近では放置されたままのものが多く、今後の有効な利用が望まれる」	
	土地利用、建物利用等に関する課題 p.279	「道路率の低さもあって 建物の裏側に未利用地が点在しており(“かぐち”と称している) 、有効な利用の推進が望まれる」	
	土地利用、施設整備のあり方 p.281	「 “かぐち”の開放 によって、小広場や緑の導入をはかり(駐車場だけではなく)、街にゆとりのあるオープンスペースを作り出すものとする」	
	商業施設整備の基本方向 p.281	「(略) 中心商店街の内部では、各種イベントの出来るオープンスペースが欠けているため “かぐち”の開放 によるイベント広場づくりも必要であろう」	
定住拠点プログラムナード基本設計報告書 黒石市定住拠点緊急整備事業 (3)平成2年3月	かぐち整備の展開 p.21	「こみせ歴史ゾーンにとってのかぐち整備は、道路整備、拠点施設整備、こみせ整備が 表の整備であるのに対して、その整備を補完し、こみせにこだわる街づくりを表面的な市街地整備にとどめず、まちの角々まで血の通った整備としていくための、ある意味では目に見えない部分に関する整備といえる 。したがって、 まちづくりのユニークさ、楽しさ、面白さを具体化する重要な整備の展開の場 として考える必要がある」 「かぐち整備は基本的に市街地に不足している駐車場、駐輪場あるいは広場、公園機能を提供する場所として、有効活用されることが考えられる」 「(略) 特に中町、横町、上町、一番町等の中心商店街に近い位置にあるかぐちの活用方法は、ゾーン形成を目指すうえで重要な位置づけがなされる必要がある」	民間事業を主とする公開空地整備事業によって、行政による助成を行う。
黒石市横町活性化実施計画 (4)平成4年3月	横町商店街の問題点 p.2	「およそ2,000㎡程度のかぐちのまとまりが現存しているが、未利用の家屋、老朽化した建物等により不整形であり、活用しにくい状況である。(中略) 黒石のノスタルジィを漂わせる雰囲気 となっている」	民間事業を主とする公開空地整備事業によって、行政による助成を行う。 事業主体となる協同組合横町向上会が地権者から「かぐじ」を借地し、建物移転(2棟程度)、解体(5棟×150㎡/1棟=750㎡)、広場舗装(4,000㎡)を展開する。 事業費の概算は総額1億5,300万円、移転費・解体費を組合負担、広場舗装費のうち2/3(9,300万円)を公共、1/3(4,700万円)を組合負担とする。 また広場の将来的な管理運営については 街づくり会社の設立を要請し、当該会社が担うこととする 。
	実施計画の基本方針 p.6	「実施すべき事業内容としては、 かぐち開発とこみせ修景を表裏一体の事業としてとらえ、全組合員が共同で同時期に取り組む 」	
	商店街活性化の方向付け p.7	「かぐち整備は まちづくりのユニークさ、楽しさ、面白さを具体化する重要な整備 である。かぐち整備は基本的に市街地に不足している駐車場、駐輪場あるいは広場、公園機能を提供するオープンスペースとして有効活用すべきであり、 特に横町のかぐちは街の中心であり、街づくりの要として公的な性格をもった位置づけが求められており、市街地の中心広場として活用するものとする 」	

表 6-16.各計画における「かぐじ」の位置づけと整備事業手法 続き¹³⁹

	「かぐじ」の位置づけ		「かぐじ」整備の事業手法
	項目	記述内容	
集積整備基本構想 黒石市特定商業 (6)平成8年11月	市街地の整備の基本方針 p.20	「中心市街地は間口が狭いが奥行きが長い形態となっている。そのため活用されていない裏地を買い物客への駐車場として利用することにより、買い物客への利便性向上を図る」	
黒石市中心市街地活性化基本計画 (7)平成11年3月	歴史の変遷 p.3	「中心市街地においては、現在も旧黒石藩の城下町として栄えたなごりが残っている。中町の『こみせ』、蔵や庭園を備えた『かぐじ』、高橋家（国指定重要文化財）、沢成庭園などの歴史的遺産が現存する」	街区内部の敷地再編による整備空間の確保 市と TMO を事業主体とし、建設省の「街なか再生土地地区画整理事業」の導入を検討。
	歴史の変遷 p.26 図 1-25	「江戸時代、内町一带に陣屋が構築され（現町割の骨格形成）、その周辺に武家屋敷や商家が並ぶ（この頃の趣を残す『こみせ』や蔵や庭園を備えた商家の裏地（『かぐじ』）は今も存在する）」	かぐじ広場と一体化したイベント広場整備 市と TMO を事業主体とし、建設省の「街なか再生土地地区画整理事業」の導入を検討。
	中心市街地の課題の整理 p.38	「まちづくり展開において、『こみせ』や『かぐじ』を中心とする中心市街地にしかない観光機能を如何に生かすか、一方で市民生活の中心の場としても機能するよう、気候風土、高齢化への対応を如何に図っていくか等配慮していく必要がある」	街なか住宅等の施設整備 地権者と民間事業者を主体として、「高齢者向け優良賃貸住宅制度」や「優良建築物等整備事業制度」の活用を検討。
	ゾーン別機能配置方針 既存市街地ゾーン p.45 表 4-1	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的機能 ・国指定重要文化財高橋家 ・市指定重要文化財鳴海家 ・こみせ、かぐじ（裏庭、蔵） ・火の見櫓 ・沢成庭園 ・神社、寺院 等 	回遊できる魅力的な道づくり 市と TMO を主体とし、地区計画制度又は税の減免等を検討。

しかし「横町かぐじ広場」の整備を経て策定された「黒石市中心市街地活性化基本計画」では、「かぐじ」の広場整備は市と TMO を主体に土地地区画整理事業によって推進することが想定されている。ただし「かぐじ」を活用した街区内部の回遊環境の創出については、市と TMO を主体に地区計画制度又は税の減免等を行い、公開空地として整備するとしており変化がない。土台となる広場整備を公共事業として、それと連動する回遊路整備を民間事業として実施するという方向性が、「かぐじ」活用の手法として定められた。

以上より「かぐじ」の位置づけ及び活用に向けた事業手法が、「黒石市中心市街地活性化基本計画」とそれ以前と大きく変化していることを明らかにした。この変化をもたらしたものとして、平成 8 年（1996 年）から 9 年（1997 年）にかけて整備された「横町かぐじ広場」の存在があると推察する。詳細は第 7 章にて後述するが、公開空地として民間主導で整備することが計画されていた「横町かぐじ広場」は、結果として市主体の公共事業として行われたという事実がある。本論文は「横町かぐじ広場」整備を一つの画期と設定し、第 7 章にてこれを起点とする街区再編の展開を明らかにする。

6.4.3 小括

本節では、昭和 58 年度調査ではその存在への言及が見られなかった「かぐじ」が、中心市街地の商業・観光施策における重要な位置づけを得るに至ったプロセスを整理した。

139 筆者作成

「こみせ」を残すための「かぐじ」への着目

「かぐじ」が議論の遡上にあがったことには、まず「こみせ」が歴史的資産と位置づけられ、中町・前町の通りを観光名所化するという方針が定まったことがある。中町の「こみせ」の連担を壊す都市計画道路の拡幅を阻止しようとする住民側からの発想が、「かぐじ」への視点を生み出した。

表の整備を補完する空間としての位置づけ

「かぐじ」を貫く新たな都市計画道路の計画と同時に、中心市街地の課題であった緑地と駐車場の不足を受け容れる空間としての役割が「かぐじ」に与えられた。第5章で明らかにしたように、戦後の車社会化とともに既に「かぐじ」を駐車場に転用する動きが現れており、このことは「かぐじ」が伝統的に有してきた表のミセが担う商業機能を補完するという文脈を継承しつつ、限られた居住者のみから来街者へと、裏に立ち入ることのできる範囲を広げるものであった。

したがって街区内側の「かぐじ」を生かし、商業及び観光に必要な公共駐車場を整備していくという手法は、この流れに即するものである。雪かきが必要となる冬季にも、まとまった駐車場を確保する方が店舗ごとに駐車場を維持するよりも合理的であり、また「こみせ」を保全することで敷地前面に駐車スペースを設けることができない商店にとっても好都合である。表が担う商業や観光を補完する重要な空間として、裏の「かぐじ」が位置づけられた。

「かぐじ」の段階的な歴史的資産化

文化財としての評価からその歴史的資産としての価値が認められた「こみせ」に対して、「かぐじ」は当初活用が見込める「使われていない裏地」として発見されたにすぎない。しかし表の整備を補完する空間的余地として位置づけられた後、具体的な広場化の実現を経て、「こみせ」に並ぶ歴史的資産と評価された。

ただし初めて「かぐじ」を歴史的資産の枠組みに入れた平成11年（1999年）の「黒石市中心市街地活性化基本計画」では、「かぐじ」の如何なる点に歴史的価値があるかという点は論じられていない。「こみせ」については昭和58年度調査にて伝統的形態の基準が定められ、そこに連綿と続く「『こみせ』は所有者のものであるとともに、市民みんなで利用するものである」という意識も含めた価値が明文化されたのに対して、「かぐじ」はそうした価値判断の根拠が曖昧であった。この点については近年の計画にて言及されているため、第7章にて再度触れることとする。

6.5. 章括

6.5.1 「こみせ」の発見と歴史的資産化

まず初めに「こみせ」に歴史的な価値を見出したのは、伝建地区制度発足の前後の文化財行政からの視点であった。文化財保護の立場から空間的価値を保全すべき対象として発見され、昭和50年代後半には市の行政計画にも保全を進めるべき観光資源として「こみせ」が位置づけられた。さらに昭和58年度（1983年）の保存調査は「こみせ」の空間的価値のみならず、その連担に関与する主体が連綿と継承してきた所有意識の重要性も明示した。しかし当時は市民全体に対して、「こみせ」を所有する関係住民の方が保存には慎重かつ消極的であった。

その後関係住民を含む商店街の合意として、「こみせ」を残し、観光資源として生かしていくという方向性に至ったことには次の段階があった。まず第一段階として、当時商圈を奪われていた弘前に対抗する黒石らしさの模索から、商工会議所内に中町の町並み保全と商店街の振興が両立するという

認識が生まれた。同時に外部メディアによって「こみせ」の連担の歴史的価値が周知され、町並みとして貴重であるということが市民、住民レベルに浸透した。

次に第二段階として、昭和 60 年（1985 年）以降につくられた諸計画において、各商店街の機能分担に応じた「こみせ」の役割が定められた。伝統的形態の「こみせ」が残りつつも商業集積の低下していた中町とそれに続く前町は、周辺との差別化を図ることを目的に、観光名所化の核として「こみせ」の保全、再生が位置づけられた。

これに加えて第三段階として、更なる商業集積を図ろうとする商店街にとっても、「こみせ」の復元が来街者に安全な歩行環境を提供する合理的な手法と認識され、「こみせ」を踏襲したアーケード整備が方針となった。結果として実現はしなかったが、「こみせ」の連担が本来有してきた防雪性の歩行空間としての役割が再評価されたと言えよう。

6.5.2 「かぐじ」の発見と歴史的資産化

「かぐじ」を発見したのは、文化財的視点でも行政側の視点でもなく、「かぐじ」を所有し利用してきた住民側であった。「こみせ」の連担を保全、再生することが中心市街地の商業・観光施策の方向性となるなか、この連担を破壊する都市計画道路の拡幅を代替する手段として「かぐじ」の活用が発意された。住民の希望を制度的枠組みに乗せた都市計画プランナーの介在によって、「かぐじ」を集約、統合する新たな都市計画道路や、所有をそのままに「かぐじ」を連担させる公開空地としての公共駐車場や広場の整備案が検討された。

ただしここでの「かぐじ」の発見は、「こみせ」の保全、再生を進めるために活用が可能な空間的余地一使われていない裏地一としての発見であった。しかしその後、第 7 章にてその実態を明らかにする広場化の実現を経て、平成 11 年（1999 年）の計画にて「こみせ」に並ぶ歴史的資産と位置づけられた。現在の計画でも「こみせ」と「かぐじ」は歴史的資産として並列の立場を与えられているが、その位置づけには段階性があり、「こみせ」の歴史的資産化、「こみせ」を守るための「かぐじ」への着目、「かぐじ」を生かした広場化の実現、「かぐじ」の歴史的資産化という一連のプロセスがあったことを明らかにした。

6.5.3 商業・観光施策における表と裏

黒石の魅力を生かした商業・観光施策の策定過程において、「こみせ」の連担が残る表の重要性が増したが、裏に残る「かぐじ」は表の整備（＝「こみせ」の保全、再生）を補完する重要な整備の場として位置づけられた。この社会的変化を吸収し表を補完するという役割は、歴史的にはミセの商売状況に合わせた奥行方向への敷地規模の調整という形で、戦後は表の商店街にとって必要な駐車場を受け容れるという形で継承されてきたものであった。ただし戦後の共同駐車場や店舗用の駐車場への転用は、生活の利便性を支える居住中心の場という「かぐじ」の性格を変え、居住者のみならず、来街者の出入りをも可能にしていた。

また一方で、所有をそのままに「かぐじ」を連担させた「よされ横丁」は、表が担う商業を補完するという「かぐじ」の役割を転換し、裏自身に商業機能を担わせるものであった。「かぐじ」の所有境界を越えた利用面での柔軟性を生かしながらも、表を補完する居住中心の裏という文脈を断ち切ることで、街区内側を通り抜ける歓楽街を生み出していた。

これら戦後昭和 40 年代に既に生じていた変化を足掛かりとして、昭和戦前期まで限られた関係性の中で私的利用と共同利用を並存させていた「かぐじ」を、商店街の商業・観光施策のために生かしていくという方向性が定められたと言えよう。

第7章 表裏の連担空間を生かした街区単位の空間再編と 関与主体の変容

7.1. 本章の目的

第6章では、商業・観光施策における「かぐじ」の位置づけ及び事業手法が、平成11年（1999年）の「黒石市中心市街地活性化基本計画」とそれ以前と大きく変化していたことを明らかにした。「こみせ」の保全、再生という方向性を前提に表の整備を補完する重要な位置づけを与えられた「かぐじ」は、広場や駐車場への活用について、商店会が事業主体となることが計画されていた。しかし平成8年（1996年）から翌年にかけて実施された「横町かぐじ広場」整備は、市を主体とする用地買収方式の公共事業であった。この事業化を経て、「かぐじ」が行政計画において歴史的資産と位置づけられるとともに、「かぐじ」を集約、統合し公有地化するという一つの手法が確立した。

本章は、この「横町かぐじ広場」の整備を起点に現在まで展開してきた空間再編に着目する。「こみせ」の保全、再生と「かぐじ」の公共空間化という街区単位の空間再編の実態と、「こみせ」と「かぐじ」の所有及び利用に關与する主体の変容を明らかにする。

7.2. 歴史的な中心商業地の空洞化

初めに本節で、歴史的な中心商業地の現況を概説する。

7.2.1 商業機能の衰退

第6章で明らかにしたように、「こみせ」の連担が残る前町浜町線の拡幅を代替するものと位置づけられた「ぐみの木新線」は、行政・商工会議所・商店会を中心とするおよそ10年に渡る議論の中で具体的なデザインや事業手法の検討が重ねられたものの、通過交通の流入を問題視する指摘と、財政非常事態が宣言される厳しい財政難を背景に白紙撤回となった。また横町や上町、一番町、市ノ町で計画された「こみせ」の形式を踏襲したアーケード建設を主とするプロムナード整備も、実現には至らなかった。

「黒石市中心市街地活性化基本計画」までの一連の計画では、既に商業集積が低下していた中町・前町を「こみせ」を生かして観光名所化し、一方で昭和60年代当時一定程度の賑わいが形成されていた横町・一番町周辺を中心商店街には更なる商業集積を図っていくという方向性が目論まれていた。しかし期待したような商業集積を図ることはできず、平成8年（1996年）主要地方道大鰐渡岡線沿いに郊外型大型店「ジャスコシティ黒石」がオープンすると、翌年に一番町の「タケダストア」（旧カネ長武田百貨店）が閉店、平成17年（2005年）には市ノ町の大黒デパートが閉店した。タケダストア跡地は屋外駐車場となり、大黒デパートは解体されず負の遺産として廃墟化した。こうした商業集積の核となる大型店の閉店は中心商店街にダメージを与えたが、その元凶の一つと見なされたジャスコシティ黒石も弘前市内の大型店との競合に敗れ、平成20年（2008年）4月に撤退している。

図7-1から図7-4は、各年の商業統計調査の第10表「商業集積地区（商店街）の都道府県別、市区町村別の商店街数、事業所数、大規模小売店舗内事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売り場面積」を基に作成した¹。昭和60年（1985年）時点で既に商業集積が低下していた中町商店街は、商業集積地区としてカウントされていない。横町・上町・市ノ町・一番町・前町・よされ横丁の6商店街全体を見ると、事業所、従業員数、年間販売額、売り場面積の全ての項目において平成14年（2002年）以降の減少が著しい。平成6年（1994年）から平成9年（1997年）に前町商店街で4項目が増加し

¹ 商業統計調査における商業集積地区は、小売店、飲食店及びサービス業を営む事業所が近接して30店舗以上ある一つの商店街を意味する。しかし第10表は飲食店及びサービス業を主業とした事業者を含まないため、実際よりも少ない結果となっている場合がある。

ているが、その後は他の商店街と同様に減少傾向に転じている。かつて黒石商圏に含まれていた町村を再吸収するという昭和60年代の議論で目指された商圏拡大の方策は、現実的に厳しい状況にある。

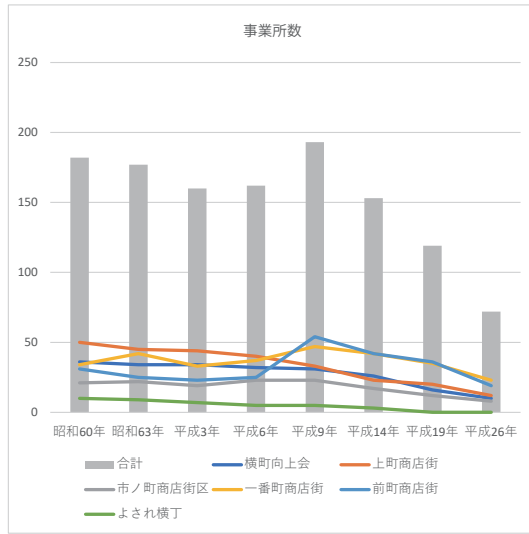


図 7-1. 商業集積地区（商店街）の事業所数の推移²

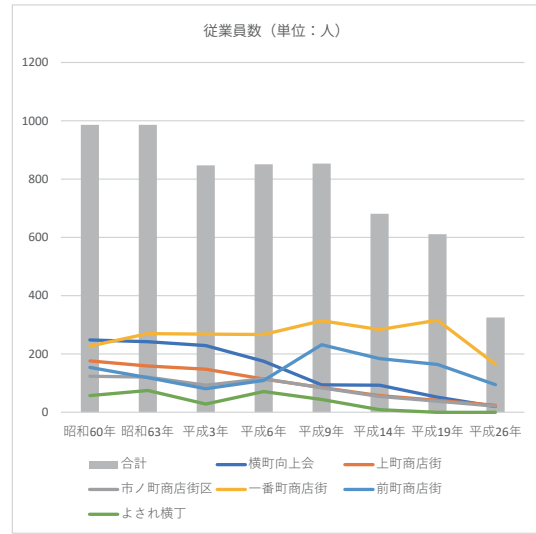


図 7-2. 商業集積地区（商店街）の従業員数の推移³

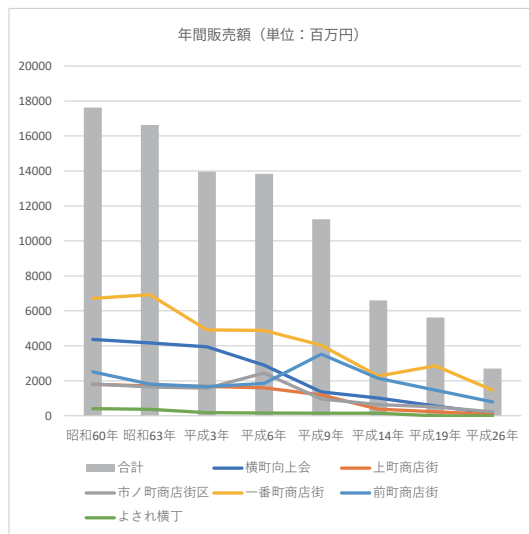


図 7-3. 商業集積地区（商店街）の年間販売額の推移⁴

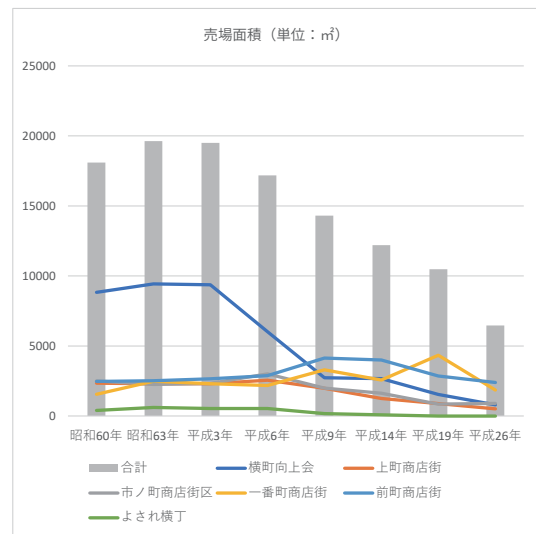


図 7-4. 商業集積地区（商店街）の売り場面積の推移⁵

7.2.2 中心商店街空き店舗対策事業

黒石市では、平成26年度（2014年）より横町・中町・前町・市ノ町・上町・一番町の商店街組合地域及び商店会地域を対象に、空き店舗対策事業を行っている。空き店舗としての要件⁶を満たす物

2 各年の商業統計調査第10表を基に筆者作成

3 前掲2に同じ。

4 前掲2に同じ。

5 前掲2に同じ。

6 1) 小売業、飲食業及びサービス業に供する店舗又は施設並びにその他地域の活性化に寄与すると認められる誘客施設として以前利用されていたもののうち、2か月以上営業の用に供されていないものであること。2) 店舗の出入口が道路又は人の通行が制限されていない公共用地に面している1階

件を活用して小売業、飲食業及びサービス業を新規に出店する事業者に対して、1件当たり100万円を上限の店舗等改修費、又は1件当たり月額5万円を上限とする店舗等賃料を補助する仕組みである。開業に当たって商工会議所や金融機関等から経営指導を受け、さらに開業後2年間は継続的に経営指導を受けるという条件が付けられている⁷。

平成26年度(2014年)から平成29年度(2018年)の4年間の事業実績は18件であり、うち改装費の補助が10件、賃借料の補助が8件となっている。ただし単年度事業のため、1年目に改装費の補助を受けた事業者が翌年賃借料の補助を受けているケースが7件存在する。したがって新規出店数は11件である。11件のうち小売業が1件、製造・小売業が1件、不動産業が1件、保険代理業が1件、飲食店が7件と飲食業が多い。立地は中町・上町・一番町・乙徳兵衛町にそれぞれ2件、横町・甲徳兵衛町・油横丁にそれぞれ1件であり、全体の出店数も決して多くないが、歴史的な中心商業地の前町・中町・横町は3件のみとなっている。築年数が古く水回りが使用できない物件が多く、軽度の改装だけでは店舗利用の難しいケースが多い⁸。

以上より近年は市の補助による空き店舗活用が図られているが、特に歴史的な中心商業地への商業集積は生じていない。出店意向のある民間主体の乏しさに加えて、建替えや大規模な改装の必要なく活用できるストックに乏しいという課題が顕在化している。

7.2.3 暫定的な駐車場の増加

図7-5は、歴史的な中心商業地における昭和50年(1975年)、昭和63年(1988年)、平成23年(2011年)の駐車場立地を示したものである。「かぐじ」を転用しているケースと、主屋をセットバックして敷地前面を駐車場として利用しているケース、空き地全体を駐車場化しているケースがある。全体として駐車場率が上昇していることは明らかだが、特に南側の大街区での増加が顕著である。建物解体後の空き地を暫定的に駐車場としている場合が多く見られ、併用住宅から専用住宅への建替えを除き、新規の建築、開発行為はほぼ生じていない。

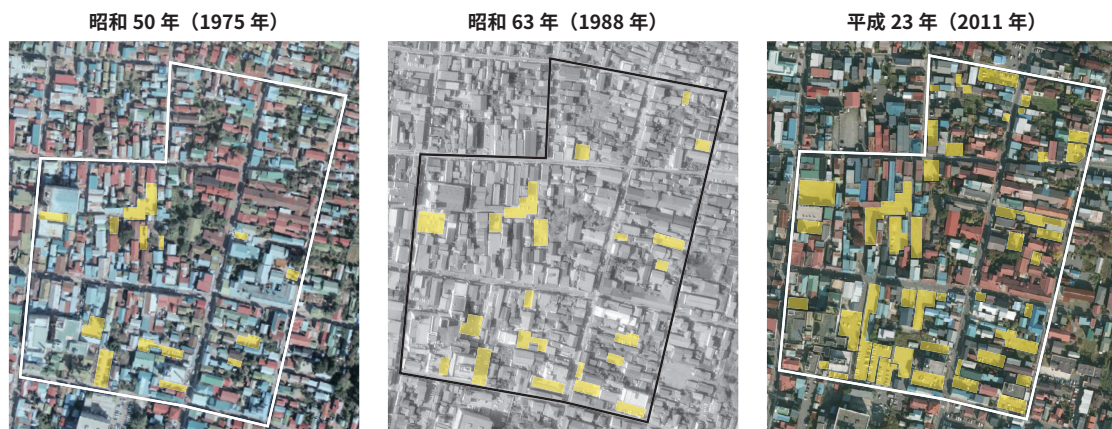


図7-5. 歴史的な中心商業地の屋外駐車場の変遷⁹

7.2.4 観光客数の経年変化

図7-6に示すように、黒石市全体への観光客入込数は平成2年(1990年)をピークに減少に転じ

又は2階の店舗であること。3) 道路等から直接出入りすることができる独立した出入口を有する店舗であること。

7 開業から2年間の営業継続がされなかった場合は、審査会に諮り、補助金の全額又は一部返還を請求される。

8 市提供の空き店舗事業実績表を参照した。歴史的な中心商業地への出店が少ない理由は、資料提供をしていただいた市職員の方に伺った(土木課)。

9 各年の国土地理院空中写真に加筆して作成。

ている。平成 14 年（2002 年）の東北新幹線八戸駅開業に合わせた北東北デスティネーションキャンペーン及び開業 5 年記念キャンペーンのあった平成 15 年（2003 年）と平成 19 年（2007 年）に微増していることが読み取れるが、全体としては減少傾向にあることが明らかである。平成 22 年（2010 年）の東北新幹線全線開業によって新青森駅が開業しているが、黒石市の観光客数に大きな変動はなかった。

歴史的な中心商業地に限った観光入込客数の統計が無いため詳細な推移は把握できないが、中町の「こみせ」を保全、再生し観光名所化しようとするこれまでの取り組みは、黒石市を観光業のまちへと変えたわけではない。

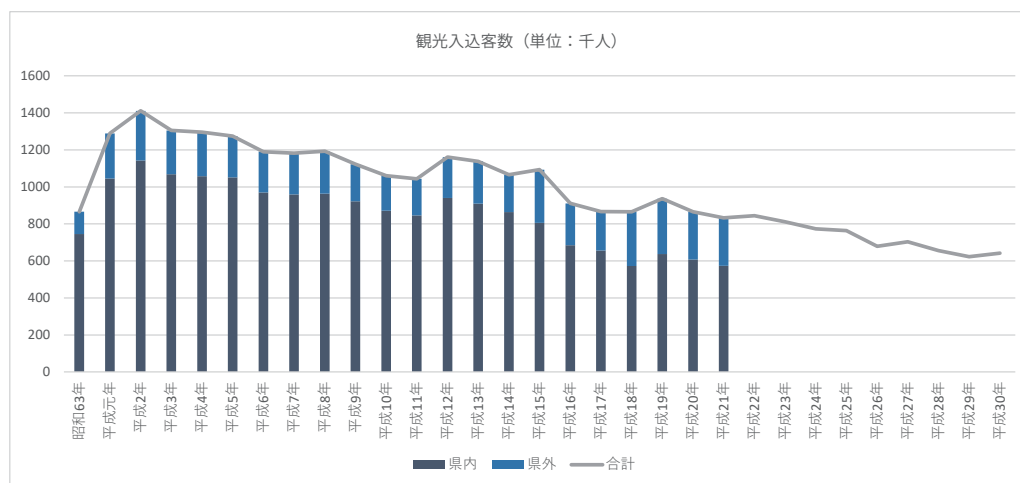


図 7-6. 黒石市の観光客入込客数推移¹⁰

7.2.5 小括

以上、黒石歴史的な中心商業地の現況を事業所数、新規出店数、駐車場の立地、観光入込客数の項目から概略した。昭和 60 年代に既に顕在化していた商業集積の低下という課題は、その後好転することなく、むしろ平成 10 年代以降は衰退に加速がかかっている。空き店舗活用に向けた市の補助事業も開始しているが、歴史的な中心商業地の空き店舗の老朽化が新規出店の阻害要因となっている。

また駐車場の虫食い状の立地も年々増加し、建物解体後の空き地が暫定的に利用されているケースが多い。新規の建築、開発行為が生じておらず、敷地前面あるいは敷地全体の駐車場利用が町並みの連続性を失わせている。

7.3. 「こみせ」の再生と「かぐじ」の広場化、駐車場化の事業展開

つづいて本節では、第 6 章にて整理した横町や中町の商店会、町内会が描いた活性化イメージの一部として実現した、「こみせ」の再生と「かぐじ」活用による広場及び駐車場整備、そして街区内側と表の商店街を結ぶ回遊路整備の事業手法と展開に着目し、その実態を明らかにする。

7.3.1 行政主導の「かぐじ」の集約、統合による「横町かぐじ広場」整備

「こみせ」と「かぐじ」に関わる商業・観光施策の中で、初めに実現したのは中心街区の「かぐじ」

¹⁰ 各年の青森県観光統計概要を基に筆者作成。

を活用した広場整備であった。前述のように、「黒石市横町活性化実施計画」において協同組合横町向上会が計画した事業手法は、レインボープロジェクトの公開空地整備事業を活用した民間事業であり、組合が複数の地権者から「かぐじ」を借地し、街区内部の建物の移転・除去、舗装によって広場を整備するというものであった。歴史的な文脈に則して所有をそのままに「かぐじ」を連担させ、利用を公共に開いていくことが計画されていたと言える。

しかし商店街を取り巻く状況は徐々に変化し、取りまとめ役だった組合員の商売が傾いたことで、事業化をすることが出来なかった。そこで計画の一部を市が引き継ぎ、行政主導の公共事業として実現させた。これが「横町かぐじ広場」である。市が事業化し公共投資を行った背景には、長年議論してきた「ぐみの木新線」を白紙にしたことへの政治的配慮という側面と、商売状況が思わしくなかった組合員を救済する一土地の一部を買い上げる一という側面があったとされる¹¹。市と商店街の顔が見える距離感がゆえに、ローカルな事情のなかで計画の一部のみが実現化したと言えよう。

「横町かぐじ広場」事業は、自治省の「地域総合整備事業・ふるさとづくり事業」の適用を受け、また財団法人「むつ小川原地域・産業振興財団」の「原子燃料サイクル事業推進特別対策事業」の補助金交付を受けている。広場の基本設計にあたっては、市内各商店街の代表等で構成される「商店街活性化連絡協議会」において基本的な考え方や位置づけ等に関する検討が行われ、横町商店街及び「中町こみせ通り」との調和に重点が置かれた¹²。

この広場整備は回遊路整備と併せて行われ、平成8年度（1996年度）事業として広場用地の取得と舗装、広場内のトイレ・四阿の建設、せせらぎ水路整備、横町側からの回遊路整備を実施し、平成9年度（1997年度）事業として中町側の用地取得と回遊路整備を実施している。したがってここでは平成8年度分を第1期事業、平成9年度分を第2期事業と呼び、それぞれの展開を整理する。事業費は第1期事業が2億9,091万5,000円¹³、第2期事業が1億2,784万円¹⁴の計4億1,875万5,000円であった¹⁵。

(1) 第1期事業

第1期事業に関わった地権者は2名である。平成8年（1996年）の3月から4月に市が1,705.63㎡の用地取得を行い、元々市有地だった19.83㎡を加えて、1,381.66㎡を広場用地、324.01㎡を回遊路用地として同年9月に整備に着手した。従前の地権者2名の敷地割は図7-7に示した。両者とも明治期より徐々に敷地規模を拡大したかつての「おおやけ」であり、街区内部の「かぐじ」の持分は周辺に比べて格段に広がった。2名のうち中町側の旧商家は既に商売を辞めており、広大な「かぐじ」はほぼ管理がなされていない状態であった（図7-8：写真①）。一方で横町側に間口をもつ家は商売を継続しており、「黒石市横町活性化実施計画」策定時の横町商店会の理事長であった。第5章にてS薬局として言及した家であり、街区の南側と北側からのアクセス路を確保したうえで「かぐじ」を店舗の駐車場として利用していた。中町側の旧商家の「かぐじ」との境界は木製の柵で仕切られていた（図7-9：写真②）

第1期事業の従後の敷地割を示したものが図7-10である。横町側の地権者から回遊路用地を、中町側の地権者からは広場用地を取得している。広場には芝生が敷かれ、公衆トイレと四阿2棟が「こ

11 事業に直接関わった市職員にはインタビューすることが出来なかったが、当時を知る職員の方にインタビューを行い、商店会の計画を市が引き継いだ経緯と、公共投資の理由を確認した（平成30年（2018年）1月30日）。

12 「黒石市横町かぐじ広場工事報告」（平成9年4月15日、黒石市企画商工部長工藤義継）を参照した。

13 うち用地取得・補償費等が1億7,670万円。

14 うち用地取得・補償費等が6,071万4,955円。

15 「こみせ通り景観修復記念式典」（平成10年4月24日）の「黒石市横町かぐじ広場の概要」を参照した。

みせ」の形態を踏襲した歩廊で結ばれた（図 7-11：写真③）。広場は駐車場を兼ねるものとしては整備されておらず、ロードヒーティングや消雪パイプ等の融雪機能は備わっていない。したがって冬季は従来の「かぐじ」と同様に雪処理の必要がない堆雪場として利用され、子供の雪遊びの場となる（図 7-12：写真④）。また冬季は歩廊に板戸をはめこむことで、広場の堆雪量に関わらず歩行空間を確保している（図 7-13：写真⑤、図 7-14：写真⑥）。これも伝統的形態の「こみせ」の部と呼ばれる建具を踏襲したものである。広場と隣接する敷地の「かぐじ」との境は物理的境界で仕切られ、プライバシーへの配慮がなされている（図 7-15：写真⑦、図 7-16：写真⑧）。

横町側からの回遊路は、従前より S 薬局の駐車場への進入口として利用されていた通路をほぼそのままの形状で取得し、カラー舗装を行った（図 7-17：写真⑨）。整備後も歩行者専用道とはせず、自動車の進入を可能としている。横町側の入り口には、隣接する店舗の表構えと調和を図るゲートが設置された（図 7-18：写真⑩）。

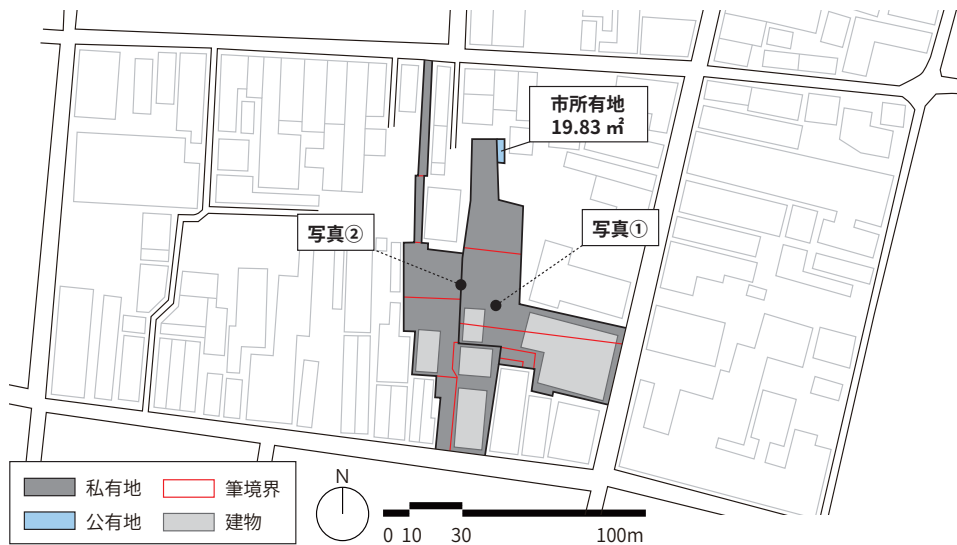


図 7-7. 「横町かぐじ広場」第 1 期事業従前図¹⁶



図 7-8. 左：写真① 中町側の旧商家の従前の「かぐじ」¹⁷

図 7-9. 右：写真② 2 敷地の「かぐじ」の境界¹⁸

16 市提供の事業時の公図写、求積図、用地取得経過一覧を参照し筆者作成

17 黒石市提供

18 黒石市提供

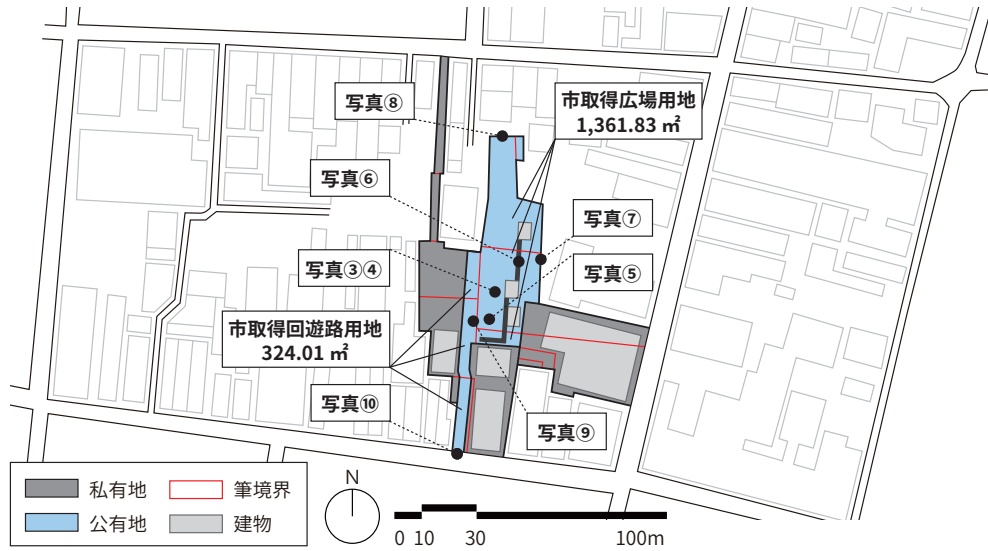


図 7-10. 「横町かぐじ広場」第 1 期事業従後図¹⁹



図 7-11. 左：写真③ 「横町かぐじ広場」²⁰



図 7-12. 右：写真④ 冬季の「横町かぐじ広場」²¹



図 7-13. 左：写真⑤ 冬季に備えて板戸がはめられた歩廊²²



図 7-14. 右：写真⑥ 板戸がはめられた歩廊の内部²³

19 前掲 16 に同じ。筆者作成

20 黒石市提供

21 平成 30 年（2018 年）1 月筆者撮影

22 令和 2 年（2020 年）11 月撮影

23 平成 31 年（2019 年）1 月筆者撮影



図 7-15. 左：写真⑦ 隣接する「かぐじ」との境界の柵²⁴



図 7-16. 右：写真⑧ 隣接する「かぐじ」側から見た境界の柵²⁵



図 7-17. 左：写真⑨ 横町側の回遊路²⁶



図 7-18. 右：写真⑩ 横町商店街側の回遊路への入り口²⁷

(2) 第 2 期事業

つづいて第 2 期事業には、3 名の地権者が関与した。従前の敷地割（図 7-19）が示すように、地権者のうち 1 名は中町の重要文化財高橋家である。写真⑪（図 7-20）及び写真⑫（図 7-21）は用地買収の対象となった高橋家住宅の北側を写したものであるが、第 2 期事業の着工以前は伝統的形態の「こみせ」が残る商店が立地し、裏には低未利用の「かぐじ」が広がっていた²⁸。長年高橋家の店子が入居し商売を行っていたが、事業時点では空き店舗化しており、解体の対象となった。

平成 9 年（1997 年）10 月に市が 3 名から合計 621.02m²の用地取得を行い、第 1 期事業で整備された広場の拡張と、中町側からの回遊路整備が行われた（図 7-22）。回遊路沿いにはせせらぎ水路が整備され、また「こみせ」の形態を踏襲した歩廊が整備された（図 7-23：写真⑬）。第 1 期事業同様に冬季は歩廊にはめこまれる板戸によって歩行空間が確保されるため、屋外回遊路は堆雪場となり、雪かき等の人為的な雪処理は行われない（図 7-24：写真⑭）。第 1 期事業と第 2 期事業の歩廊が接続され、冬季でも街区内部の通り抜けが可能になった（図 7-25：写真⑮）。隣接する「かぐじ」との境には第 1 期事業と同じ物理的境界が設置されている（図 7-26：写真⑯）。

24 平成 31 年（2019 年）1 月筆者撮影

25 令和元年（2019 年）8 月撮影

26 令和 2 年（2020 年）11 月撮影

27 平成 29 年（2017 年）7 月筆者撮影

28 昭和 58 年度調査では、表構えの総合評価は C であったが、「こみせ」は A 評価を得ていた。

以上、行政主導の公共事業として展開した「横町かぐじ広場」の整備プロセスを、第1期と第2期に分けて整理した。まず特筆すべき点として、回遊路も含めた総面積2,326.65㎡に対して用地取得に関わった地権者は5名と少ない。とりわけ第1期事業に関与した中町側の旧商家が、1,361.79㎡と全体の約6割の面積を提供している。この明治期より力をもち広大な敷地を有してきた「おおやけ」の「かぐじ」を核として、その「かぐじ」と接する「かぐじ」を集約、統合し、公有地化するという形がとられた。また第2期事業の1名²⁹を除く4名は所有する敷地の一部のみを売却しているため、事業後も変わらず商売や居住を継続している。

そして「横町かぐじ広場」の管理は、市が他の公園と同じ位置づけで行っている。広場内の公衆トイレは冬季も閉鎖せず暖房設備が備えられているため、上下水道料及び電気料は年間を通してかかる。ただし降積雪のある期間は広場全体が堆雪場となって雪処理の必要がないため、黒石駅前に整備された融雪機能つき交通広場と比べると電気料は少なく済んでいる状況である³⁰。広場自体は収益を上げる目的では整備されておらず、維持管理面では他の公園と同様の扱いがなされていると言える。

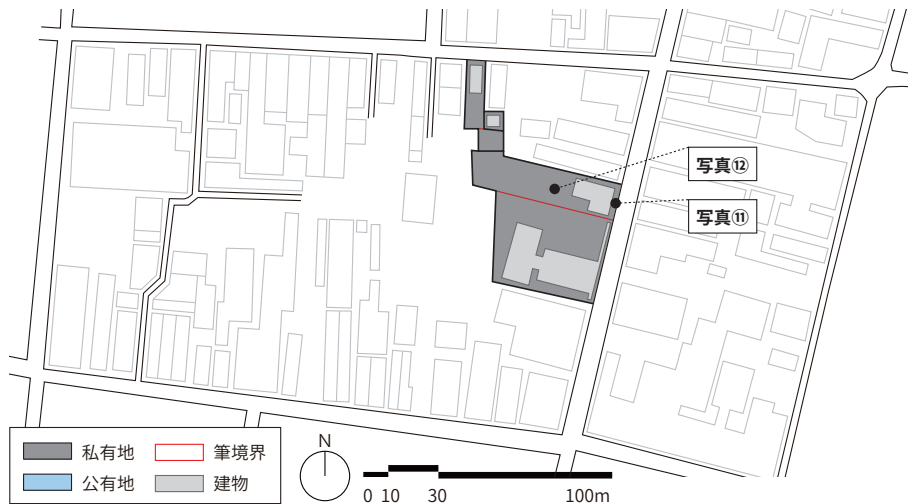


図 7-19. 「横町かぐじ広場」第2期事業従前図³¹



図 7-20. 左：写真⑪ 建物解体後の高橋家住宅北側敷地前面³²



図 7-21. 右：写真⑫ 建物解体後の高橋家住宅北側「かぐじ」³³

29 この1名は事業当時市外に居住していた。

30 黒石市提供平成23年度(2011年度)の公園管理費参照。

31 前掲16に同じ。筆者作成。

32 黒石市提供

33 黒石市提供

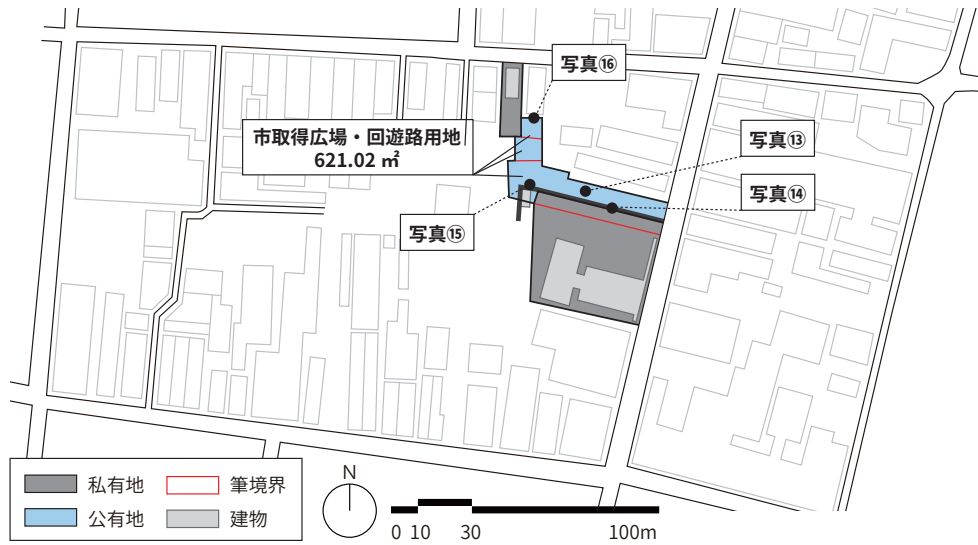


図 7-22. 「横町かぐじ広場」第 2 期事業従後図³⁴



図 7-23. 左：写真⑬ 中町側の回遊路及び水路³⁵

図 7-24. 右：写真⑭ 冬季の歩廊内部³⁶



図 7-25. 左：写真⑮ 冬季に備えて板戸がはめられた歩廊³⁷

図 7-26. 右：写真⑯ 隣接する「かぐじ」との境界の柵³⁸

34 前掲 16 に同じ。筆者作成。

35 平成 30 年（2018 年）6 月筆者撮影

36 平成 31 年（2019 年）1 月筆者撮影

37 令和 2 年（2020 年）11 月撮影

38 令和 2 年（2020 年）11 月撮影

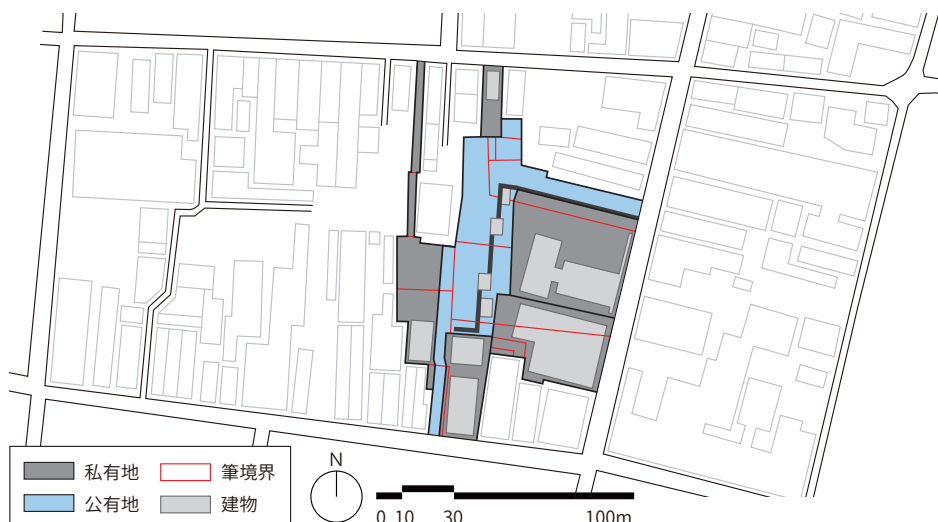


図 7-27. 「横町かぐじ広場」第 1 期・第 2 期事業後³⁹

7.3.2 民間事業による回遊路沿い店舗の建設

さらに「横町かぐじ広場」の第 2 期事業と同年に、用地取得に関わった高橋家を事業主体として中町側の回遊路沿いに 4 軒が入居する店舗「こみせ長屋」が建設された（図 7-28）。図 7-29 は中町通り側から撮影した写真であるが、第 2 期事業で市が整備を行った歩廊と一体となり、中町通り沿いの「こみせ」の連担と調和した景観を形成している。この歩廊空間は、高橋家の当主が代々名乗った「理右衛門」の名にちなみ「理右衛門小路」と呼ばれている。

前述のように、「こみせ」の伝統的な形式は各家が敷地間口幅に応じて敷地前面を差し出し、公共利用の歩行空間を提供することにあつた。しかしここで形成された「理右衛門小路」は、店舗部分の建物及び土地の所有権は高橋家にあり、店舗に付随する歩廊と底地の所有権は市にある。したがって一見すると「こみせ」が街区内部に延伸したようであるが、厳密には「こみせ」の伝統的形式を踏襲していない。公共事業と民間事業の連動によって、防雪・防雨の歩廊付きの店舗が、商店街と街区内側の広場を結ぶ形で整備された事例である。

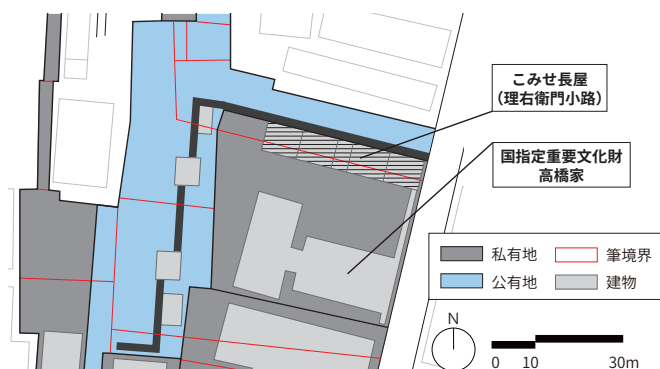


図 7-28. 左：「こみせ長屋」整備後⁴⁰

図 7-29. 右：中町通り側から見た「理右衛門小路」⁴¹

39 前掲 16 に同じ。筆者作成。

40 高橋家増改築計画案（サエグサ都市建築設計事務所）を基に筆者作成

41 平成 30 年（2018 年）1 月筆者撮影

7.3.3 民間事業の連動による「こみせ」の再生と「かぐじ」の広場・駐車場化

これまで見てきた中心街区の動きと並行して、中町通りの東側の街区にて民間事業による「こみせ」の再生と「かぐじ」の広場兼駐車場整備、公開空地型の回遊路整備が連続して展開した。図 7-30 が事業に関係した敷地の従前の敷地割、図 7-31 が従後の敷地割である。本項ではこの街区の空間再編のプロセスを整理する。

久〇鳴海家の北側に隣接する敷地は、明治 20 年頃（1887 年）より有力な「おおやけ」の家が代々醤油醸造店を営んでいたが⁴²、戦後に寝具店へ所有が移り、主屋の表構え及び「こみせ」は伝統的な形態を残していなかった⁴³。この寝具店の土地をめぐる、平成元年（1989 年）に民間企業によるマンション建設計画が浮上した。この当時の中町の状況を振り返ると、レインボープロジェクトのリフレッシュタウン事業が構想され、伝統的な「こみせ」を生かした観光名所化を進めるという方向性に商店街、町内会としての合意がとれていた。また昭和 61 年（1986 年）に始まった「黒石こみせまつり」は、毎年 9 月に連続して開催されていた。

そこで久〇鳴海家の 6 代当主を含む黒石青年会議所 OB の 10 名ほどからなる「トリガークラブ」が話し合いの場を設け、声掛けをして集まった青年会議所の有志 18 名⁴⁴の共同所有によって約 7,000 万円で土地・建物を取得した。話し合いの場から取得まで、わずか 3 日間の出来事であった⁴⁵。

町の有志たちが資金を投じて土地や建物を買い押さえるという動きは、昭和戦前期に見られた「おおやけ」らによる土地の共同所有に類似する。かつては「通りの外に財産を出さない」という暗黙の決め事のなかで、資金力のある「おおやけ」らが一時的に土地を買い押さえ、よそ者に土地が渡るのを防いでいた。ただし今回は 18 名という大人数での共同所有である点に加えて、中町からは久〇鳴海家、前町からは 2 軒のみであり、この 3 軒を含めリフレッシュタウン事業の 700m × 700m のエリア内からは 8 名が参加したが、一方でエリア外の町内からは 10 名が参加している。したがってこの買い押さえの動きは、歴史的な中心商業地に店を持たない家も大勢関わったという点に特徴がある。久〇鳴海家の敷地が大型ショッピングセンターの建設候補地として構想されていた昭和 57 年（1982 年）からわずか 9 年で、商店街内外の有志らが民間の力だけで不可逆的な町並みの改変を阻止した。観光商店街を目指す「中町こみせ通り」への市民の期待が現れた出来事であったと言えよう⁴⁶。

その後 18 名の有志らは「こみせの会」を組織し、取得した土地・建物の活用方を検討した⁴⁷。具体的な方向性が定まらず数年が経過した後、「こみせの会」メンバーの 1/3 ほどと商工会議所青年部⁴⁸の有志らが有限会社「商舎」を設立し、建物を借り受け、平成 6 年（1994 年）に地場産品販売の「こみせ駅」を開業した。そして隣接の大街区で「横町かぐじ広場」の第 2 期事業と「こみせ長屋」建設が行われた平成 9 年（1997 年）、「商舎」が主体となり（財）日本宝くじ協会の「魅力ある商店街づ

42 第 4 章にて明治期の 7 名の大地主として挙げたうちの 1 名である、中村忠左衛門家。

43 昭和 58 年度調査では、表構えの総合評価、「こみせ」の評価ともに D 評価であった。

44 平成 30 年（2018 年）11 月の久〇鳴海家 6 代当主のインタビューでは約 20 名とのことだったが、登記情報より 18 名と確認した。

45 前掲 44 の久〇鳴海家 6 代当主のインタビューにて、「弘前にいつも負けてしまうなかで、黒石に何があるだろう？と『こみせ』保存の機運が高まってきたなかで、寝具屋が辞めて、競売にかけるという情報。青年会議所 OB でトリガークラブというのをつくっていて、10 人ほどで年 1 回集まっていた。そこで競売情報を話すと、メンバーの一人が青森銀行に『2 日だけ待ってくれ』と頼んで、20 人で資金を集めた。ほとんどが青年会議所のメンバー。市役所で印鑑証明 20 枚を 20 人分書いた」と発言している。

46 前掲 44 の久〇鳴海家 6 代当主のインタビューにて、「お金を出した人は、ここをまず良くすることで、黒石のイメージを良くして商売繁盛に繋がたいという気持ちだった。だんだん商売が傾くと、『中町さんが頑張ってる』となくなってしまった」と発言している。

47 前述の「黒石すもう村」建設構想を提案した。

48 商工会議所内に青年部が創立したのは平成 3 年（1991 年）。「横町かぐじ広場」の四阿に展示されている絵馬について、「黒石商工会議所青年部創立 10 周年記念事業（中略）平成 13 年 10 月 3 日」と記載されていることから確認した。

くり助成事業」によって「こみせ」の再生補修工事を行った⁴⁹。

以上が、久〇鳴海家に隣接する敷地の「こみせ」再生までの経緯である。こうした2街区での具体的な空間再編の展開を経て、平成11年(1999年)3月に公表された「黒石市中心市街地活性化基本計画」は前述のように「中町・前町こみせ通り」周辺を活性化拠点と位置づけ、既存の「こみせ」の保全、再生・修復による軸の形成を早期に進めるとともに、その効果を区域全体に波及させることを展開方針として定めた。また「かぐじ」を「こみせ」に並ぶ歴史的資産と位置づけたうえで、活性化に向けた核の整備に関する施策に「横町かぐじ広場」周辺の整備を定め、土地区画整理事業によって街区内部の敷地整序による整備空間の確保と、「横町かぐじ広場」と一体化したイベント広場の整備を推進することが計画された。加えて地区計画制度又は税の減免を想定して、街区内側の「かぐじを」活用し、街区内をフットパスできる円滑で魅力的な歩行空間の形成が重要施策に位置づけられた。

この「こみせ」と「かぐじ」を生かした活性化拠点整備において、行政と協働し事業主体を担うことを期待されたのが第3セクターのTMOであった。計画策定の翌年に商工会議所のTMO構想が出され、平成12年(2000年)8月に市からTMO認定を受け「津軽こみせ株式会社」が設立された。資本金は当初5,000万円、その後増資されて9,800万円となり、うち49.0%を市が出資、16.0%を個人事業主(株主61)、13.3%を中小企業及び商業者(株主39)、10.0%を大企業(株主4)、9.4%を中小工業団体(株主4)、1.8%を商工会議所、残り0.5%を市民(株主6)が出資した。役員13名のうちに市職員はおらず、商店街組合の関係者と商工会議所の正・副会頭、専務で構成された。行政では事業化が難しい施策を実行する組織として、第3セクターながら自らも収益事業を行う方針をとり、民間主導の形態が選択された⁵⁰。

そしてTMO「津軽こみせ株式会社」の活性化拠点施設整備第1号として行われたのが、「こみせ駅」の全面改装である。経営難から閉鎖寸前の状態が続いていた「こみせ駅」の運営を「商舎」から引き継ぎ⁵¹、平成13年(2001年)に約3,000万円をかけて改装工事を実施した。1階フロアの半分を土産物販売の「津軽黒石こみせ駅」、残り半分を「そば処こみせ庵」とする「こみせ会館」にリニューアルした(図7-33:写真①)。

さらに平成15年(2003年)にはTMOの活性化拠点施設整備の第2号として、「こみせ会館」の「かぐじ」を活用し駐車場兼イベント広場「じょんがら広場」を整備するとともに、隣接する鳴海醸造店の土蔵を借り受けて改修し、多目的ホール「音蔵こみせん」を開所させた。「じょんがら広場」は寝具店の時代より駐車場として使われていた「かぐじ」を舗装整備したもので、中町通り側からは自動車の進入が可能である(図7-34:写真②、図7-35:写真③)。広場は日常的には駐車場として開放され(図7-36:写真④、図7-37:写真⑤)、催事の際には「横町かぐじ広場」と連携しイベント広場として活用されている。一角には伏流水の水汲み場「小見泉」が設置され、生活用水として近所の方の利用が見られる(図7-38:写真⑥)。

音楽イベント等を行える多目的ホール「音蔵こみせん」は、「じょんがら広場」の東側に続く久〇鳴海家の土蔵を活用し整備された(図7-39:写真⑦、図7-40:写真⑧)。土蔵南側の地下空間が歩行空間となっている(図7-41:写真⑨)。土地の権利は移転させず、現在も鳴海家が所有している。平成元年(1989年)に寝具店の買い押さえに参加した久〇鳴海家の6代当主は、「商舎」の設立には参加せず、その発展的組織であるTMOにも加わっていなかった。TMO事業に外部から協力する形で、自らが所有する敷地内の土蔵1棟を貸し出した。

さらにTMO事業第2号の翌年にこの鳴海家が主導となり、「音蔵こみせん」東側の土蔵を改修し、

49 前掲12の資料を参照した。

50 青森県小売商業支援センター:「津軽こみせ株式会社」(黒石市)機動性と柔軟性に富んだ民間主導のTMO, リテールPLAZA通信, pp.2-5, 2002.8

51 有限会社「商舎」のメンバーの多くが「津軽こみせ株式会社」に参加し、「商舎」は発展的解消をした。

飲食店をオープンさせた（図 7-42：写真⑩）。「じょんがら広場」と「音蔵こみせん」、飲食店が東西に並ぶ構成をとり、「音蔵こみせん」の底下と飲食店の底下が歩行空間として開放されることで、中町通りから裏通りへの通り抜けが可能となっている（図 7-43：写真⑪、図 7-44：写真⑫）。

このように民間事業が連動し、隣接する 2 敷地一有志 18 名が共同で所有する敷地と、久〇鳴海家が所有する敷地一が所有をそのままに「かぐじ」を連担させることで、中町通りから裏通りへの通り抜けを形成し、「かぐじ」の広場兼駐車場化と、蔵の再生利用が図られた。

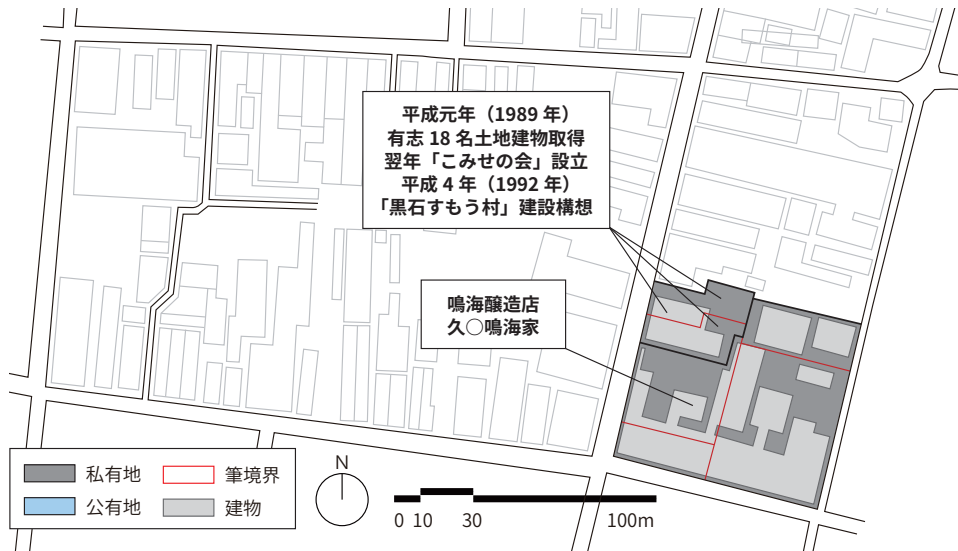


図 7-30. 中町南東街区従前図⁵²

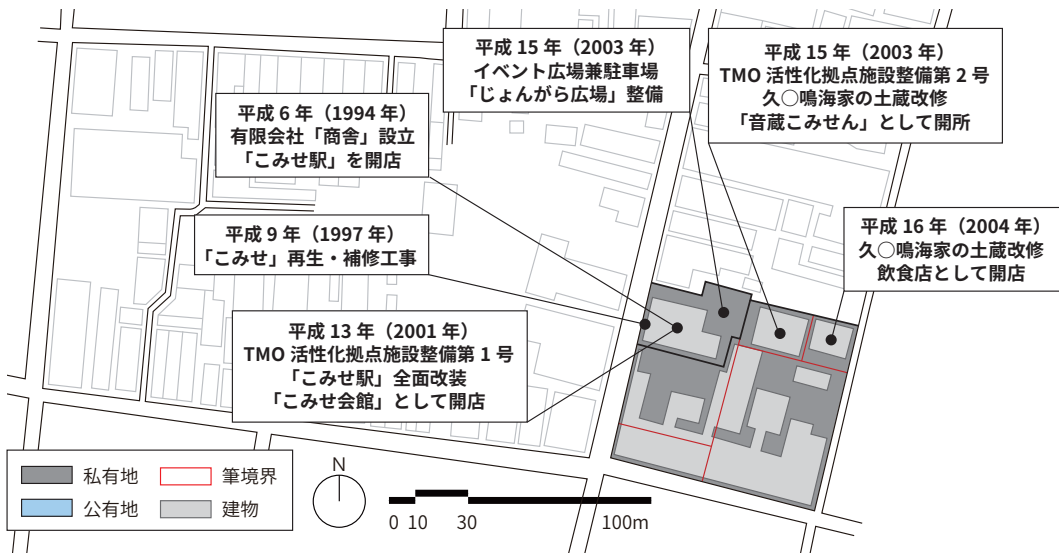


図 7-31. 中町南東街区従後図⁵³

52 地籍図及び登記情報を基に筆者作成。

53 前掲 52 に同じ。筆者作成。

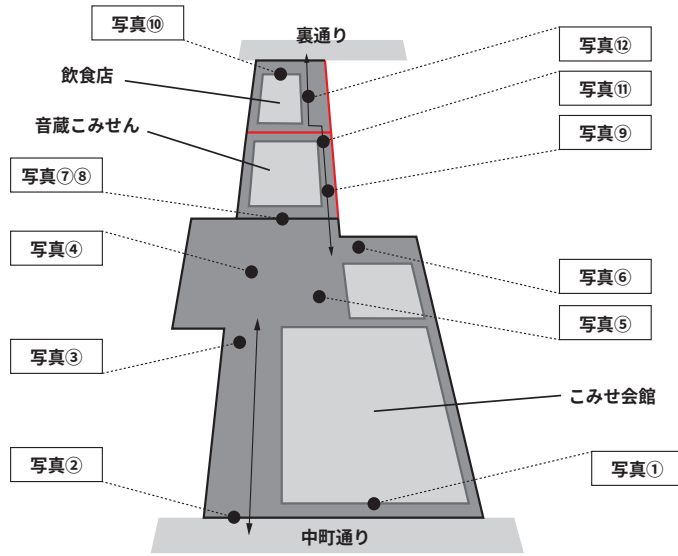


図 7-32. 「こみせ会館」・「じょんがら広場」・「音蔵こみせん」・飲食店の配置図⁵⁴



図 7-33. 左：写真① 「こみせ会館」(旧こみせ駅)⁵⁵



図 7-34. 右：写真② 中町通りから広場への入り口⁵⁶



図 7-35. 左：写真③ 広場側から中町通りへの通路⁵⁷



図 7-36. 右：写真④ 「じょんがら広場」⁵⁸

54 筆者作成

55 平成 30 年 (2018 年) 1 月筆者撮影

56 令和 2 年 (2020 年) 11 月撮影

57 令和 2 年 (2020 年) 11 月撮影

58 令和 2 年 (2020 年) 11 月撮影



図 7-37. 写真⑤ 「こみせ会館」(旧こみせ駅) 背面⁵⁹



図 7-38. 写真⑥ 伏流水「小見泉」のある一角⁶⁰



図 7-39. 左：写真⑦ 広場から見た「音蔵こみせん」⁶¹



図 7-40. 右：写真⑧ 積雪時の広場からみた「音蔵こみせん」⁶²



図 7-41. 左：写真⑨ 「音蔵こみせん」の底下空間⁶³



図 7-42. 右：写真⑩ 裏通りから見た飲食店の表構え⁶⁴

59 令和2年(2020年)11月撮影

60 令和2年(2020年)11月撮影

61 令和2年(2020年)11月撮影

62 弘前大学住居学研究室提供

63 令和2年(2020年)11月撮影

64 令和2年(2020年)11月撮影



図 7-43. 左：写真⑪ 「音蔵こみせん」と飲食店の接続部⁶⁵



図 7-44. 右：写真⑫ 飲食店の地下空間⁶⁶

7.3.4 小括

以上、本節では中心市街地の商業・観光施策に基づき実現化した街区単位の空間再編の展開を、「こみせ」の再生と「かぐじ」の活用に着目して明らかにした。

行政による「かぐじ」の集約、統合

中心街区の「横町かぐじ広場」は、かつての「おおやけ」が所有する広大な「かぐじ」とそれに接する「かぐじ」が行政介入によって集約、統合されることで、冬季は堆雪場として従来と変わらない機能を発揮する緑地広場が街区内側に整備され、同時に降積雪を問わず通り抜けが可能な回遊路が形成された。

戦後に敷地間の物理的境界が増加して以降は隣接する「かぐじ」同士の連担関係は薄まったが、冬季には境界を越えて堆雪場を融通し合うという点で緩やかな連担が維持されてきた。ここで当初の計画通り組合の借地による公開空地整備事業が行われていたとすると、それは「かぐじ」の所有をそのままに連担を形成するものであった。「かぐじ」がもつ所有境界を越えた利用面での柔軟性を継承しつつ、利用をより広範囲に開放する仕組みが検討されていた。

しかし「横町かぐじ広場」の整備でとられた「かぐじ」への行政の関与は、所有が分かれていた個々の「かぐじ」を集約、統合するものであり、私的領域の一部を切り離して公有地化し、恒久的な公共空間を創出した。民間同士でのやり取りが停滞し低未利用となった「かぐじ」を活用するにおいて、所有境界を越えて連担させてきたという街区内側の「かぐじ」のもつ歴史的な文脈はあえて断ち切られたと言えよう。行政により集約、統合された「かぐじ」は、連担性を失った。

複数事業の連動による裏を表化する空間再編

中心街区では公共事業で整備された広場及び回遊路を土台として、隣接する一地権者を事業主体とする店舗建設が連動し、商店街と広場を結ぶ歩廊沿いに商業機能が埋め込まれた。行政主導の広場自体は収益目的の空間として整備されていないが、隣接する敷地の工夫次第では街区内側に商業機能を埋め込むことができる可能性を示すものとなった。

一方で中町通りを構成するもう一つの街区では、平成元年代初めに有志 18 名で買い押さえ、「こみせ」を再生させた土地と建物を活用し、TMO 事業として店舗の修景が行われた。またこれと連続して店舗裏手の「かぐじ」を駐車場兼イベント広場として整備し、さらに隣接する敷地の「かぐじ」

65 弘前大学住居学研究室提供

66 令和 2 年（2020 年）11 月撮影

に残る土蔵の改修も行った。この TMO 主導の事業と連動し、隣接地権者を事業主体としてもう 1 棟の土蔵の改修が行われ、18 名が所有する「かぐじ」と隣接敷地の「かぐじ」を連担させた通り抜けが形成された。

このように行政、TMO、住民を主体とする事業が近接する敷地で連動して展開することで、街区内部に広場や公共駐車場が生まれ、同時に歩行者の自由な通り抜けが可能な回遊環境が創出された。かつての「かぐじ」を連担させた通り抜けは、あくまでも限られた居住者のみが利用できた。そして戦後昭和 40 年代に成立したよされ横丁は、「かぐじ」を連担させた路地沿いに店舗を配置し、街区内側を商業空間に変えた。この流れを受けて、本節で明らかにした 2 街区での空間再編は、一方は行政が「かぐじ」を集約、統合し連担性を断ち切ることによって、もう一方は所有をそのままに 2 敷地の「かぐじ」を連担させることで、街区内側を不特定多数の立ち入りが可能な公共空間へと変えるもの、すなわち裏を表に変える再編であった。

7.4. 「中町こみせ通り」の重要伝統的建造物群保存地区選定

つづいて本節では、「こみせ」が歴史的資産と位置づけられて以降の一つの到達点として平成 17 年（2005 年）「中町こみせ通り」が重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区）に選定されたことに言及する。前述のとおり、昭和 58 年度調査以降の商業・観光施策の議論において、「こみせ」を保全、再生するための手法は必ずしも伝建地区制度に拘っていたわけではない。「こみせ」の連担を生活空間として保全、再生しながら店舗内部を有効利用することを目指し、建築協定や市独自の条例等の制定が検討されていた。喫緊の課題は歴史的な中心商業地の衰退を食い止め、観光商店街として来街者を増やすことにあった。

しかし文化財保護の立場から再度伝建地区指定を検討する必要性が説かれ、ナショナルトラストの平成 13 年度（2001 年）観光資源保護調査として 2 度目の伝建地区調査（以下、平成 13 年度調査）が行われた。中町の調査がメインであったが、調査対象には前町も含まれた。調査の実施にあたって大学の専門家⁶⁷や行政関係者、地元建築関係企業、「津軽こみせ株式会社」社長、地区代表住民 2 名から成る調査委員会が組織され、事務局は市文化課と日本ナショナルトラストが担当した。地区代表には、高橋家の 14 代当主と久〇鳴海家の 6 代当主というかつての「おおやけ」2 軒が選出されている。

本節ではこの調査において作成された報告書⁶⁸に基づき、昭和 58 年度調査以降の「こみせ」の連担の変化を把握するとともに、昭和 58 年度調査で顕在化した町並み保存の課題点との調整がどのように図られたのかという点を整理する。また昭和 58 年度調査時点では言及のなかった「かぐじ」の存在が、「黒石市中心市街地活性化基本計画」における歴史的資産としての位置づけを経て、文化財的視点からどのように捉え直されたかという点を明らかにする。

7.4.1 中町地区調査

中町については、平成 13 年（2001 年）8 月に第 1 次調査、9 月に第 2 次調査、11 月に補足調査と 3 度の調査が行われた。建築学的な調査は昭和 58 年度調査の中心を担った高橋恒夫東北工業大学教授が務め、「こみせ」の詳細調査は市内の建築士グループ⁶⁹が担当した。

67 高島成侑八戸工業大学教授、高橋恒夫東北工業大学教授、福川裕千葉大学教授、神輿孝元八戸工業高校長。高橋委員長は昭和 58 年度調査時にも委員として参加している。

68 財団法人日本ナショナルトラスト：黒石「こみせ」の町並み、2002.3

69 調査委員の北山茂朝氏（住府建築設計事務所）、野呂晋一氏（野呂設計室）を中心としたグループ。

(1) 保存すべき保存景観要素

平成 13 年度調査の結果、中町地区の保存すべき景観要素は以下のようにまとめられた。

- 1) 南北の表道路と中町のほぼ中央部でこの表道路と交差する狭い東西道路。
- 2) 表道路に面した 30 口の屋敷とその形態。
- 3) 店舗や住宅の表側に設置された「こみせ」とその形態。
- 4) 表側道路に面して切妻造、妻入あるいは平入の木造中 2 階建てまたは 2 階建ての店舗付き住宅。
- 5) 店舗や住宅における妻壁の意匠や土塗りあるいは漆喰仕上げの真壁。
- 6) 店舗や住宅における 1 階開口部の木製建具と 2 階開口部の縦格子。
- 7) 店舗や住宅における通り土間の形式及び坪庭とその植栽。
- 8) 屋敷内の土蔵。

昭和 58 年度調査にて整理された 8 要素⁷⁰と比較すると、下線部に変化が見られる。7 つ目の要素について、昭和 58 年度調査ではこれに近いものとして「広い屋敷間口において、店舗（または住戸）を一方に寄せ、空地を庭園として植樹する建築習俗とこれらの樹木」と「店舗（または住戸）の入口から通り土間で屋敷奥と連絡している建築形態」が挙げられている。通り土間の形式が重要な景観要素とされている点は変わらないが、昭和 58 年度調査では間口の広い屋敷の庭園のみが要素であったのに対して、今回調査では間口を問わず「坪庭」と表現されている。また 8 つ目の要素については、昭和 58 年度調査では「主道に面して、若干保存されてきた土蔵など付属屋の形態と色調」と表現されていた。表通りに面して景観を構成する土蔵が対象であったのに対して、今回調査では「屋敷内の土蔵」と配置を問わず景観要素に含めている。そして後述するように、主屋裏の「かぐじ」に配置された土蔵のいくつかは、伝統的建造物として特定された。

こうした保存すべき景観要素の変化は、昭和 58 年度調査時点では対象外であった主屋裏の領域が、要素の一つに加えられたことを意味すると判断できる。「かぐじ」の名称は用いられていないながら、「坪庭」や「屋敷内の土蔵」は「かぐじ」に含まれることがある。昭和 58 年度調査以降に表の「こみせ」を守るために住民側が着目した「かぐじ」が、その活用による広場化や公共駐車場化を経て、2 度目の伝建調査にて伝統的な景観要素に含められた。「こみせ」の歴史的資産化を起点とする一連のプロセスが、文化財的視点からの「かぐじ」の発見に繋がったと言えよう。

(2) 各世帯の表構え及び「こみせ」の評価

つづいて表通りに面した 30 世帯の表構え及び「こみせ」の評価は、昭和 58 年度調査の A～D 評価の基準⁷¹を踏襲し、これに A' 「ほぼ伝統的な形式や形態を採用した新築や改造部分」を加えて整理し直された（図 7-45、表 7-1）。昭和 58 年度調査の結果（表 7-2）から変化のあった世帯を図 7-45 及び表 7-1 に赤で示したが、特に「こみせ」の評価に着目すると A 評価は 11 件から 6 件に半減し、南側の街区に集中していることが分かる（図 7-46、図 7-47）。

昭和 58 年度調査後に 2 敷地で主屋が解体され空地化したが、うち 1 件は A 評価の「こみせ」をもつ敷地である。また新築により A 評価を失った敷地が 2 件生じ、空地を含む C 評価が 3 件から 8 件に増加した。「こみせ」を生かした観光名所化が中町の目指すべき路線として商店街に共有されてい

70 第 6 章の p.170

71 A：そのまま伝統的形態をほぼ保っていると判定される部分、B：A に準じ、若干の修景で、伝統的形態に戻しうると推定される部分、C：修景によれば伝統的形態に戻すことがまだ可能と考えられる部分、D：改築または大改造によらなければ形態復帰の不可能な部分。

たとはい、18年間に「こみせ」の連担は部分的に失われ、町並みは変容した。ただし「こみせ」を再生する動きも一方では評価されており、前述の「こみせ会館」と「こみせ長屋」に加えて、平成10年（1998年）の改築の際に自主的に修景した敷地（世帯番号21⁷²）がA'の評価を得た。



図 7-45. 平成 13 年度調査 調査対象全 30 世帯の位置図⁷³

表 7-1. 平成 13 年度調査 全 30 世帯の表構え及び「こみせ」の評価⁷⁴

世帯番号	間口 (m)	表構え				「こみせ」	備考欄	世帯番号	間口 (m)	表構え				「こみせ」	備考欄
		総合評価	屋根	外壁	建具					総合評価	屋根	外壁	建具		
1	45.2	A	B	A	A	A		16	14.1	-	-	-	-	C	平成 11 年頃解体。
2	18.6	A'	B	A'	A'	A'	「こみせ会館」	17	6.2	D	C	D	D	D	
3	15.6	D	D	D	D	C		18	8.5	D	D	D	D	D	
4	16.8	C	B	D	C	C	土蔵1棟を残して平成11年に解体。	19	12.6	B	B	B	C	B	
5	8.6	D	D	D	D	C	昭和 60 年に新築。	20	10.9	D	D	D	D	C	平成 9 年に新築。
6	30.1	A	B	A	B	A		21	9.2	A'	B	A'	A'	A'	平成 10 年に改築。
7	10.7	D	D	D	D	D		22	16.4	D	D	D	D	C	
8	11.7	D	D	D	D	D		23	21.3	B	B	C	B	B	
9	7.6	D	D	D	D	D		24	23.1	A	B	A	B	A	
10	12.6	D	D	D	D	B		25	11.7	D	D	D	D	D	
11	17.2	D	D	D	D	D		26	11.0	D	C	D	D	D	
12	5.4	D	D	D	D	C		27	10.6	C	B	D	C	A'	「こみせ長屋」
13	6.5	D	D	D	D	C	平成 11 年に新築。	28	35.7	A	B	A	B	A	
14	14.6	B	B	B	C	A	調査直後に解体。	29	26.7	A	B	A	B	A	
15	20.3	D	D	D	D	D		30	25.2	D	D	D	D	D	

72 明治創業の和菓子店「松葉堂」。先代当主が「黒石こみせまつり」を始めたメンバーの一人であった。現当主へのインタビューにて、「平成10年に建替え。

『こみせまつり』を始めたメンバーの一人だから、伝建になる前だったけれど『こみせ』風につくった。『こみせ』には思い入れがあった」と発言している（平成31年（2019年）1月12日実施）。

73 前掲 68 の財団法人日本ナショナルトラスト（2002）の p.11 図 3-2 「中町地区調査対象全体図」を基に筆者作成

74 前掲 68 の財団法人日本ナショナルトラスト（2002）の p.133 表 5-1 「景観の評価」を基に筆者作成

表 7-2. 昭和 58 年度調査 全 30 世帯の表構え及び「こみせ」の評価（前掲）⁷⁵

世帯番号	間口 (m)	表構え			「こみせ」	備考欄	世帯番号	間口 (m)	表構え			「こみせ」	備考欄		
		総合評価	屋根	外壁					建具	総合評価	屋根			外壁	建具
1	47.0	A	B	A	A		16	14.0	C	B	C	D	D	「こみせ」鉄骨	
2	21.9	D	D	D	D	大規模鉄骨造	17	7.3	C	C	C	C	D		
3	19.5	D	D	D	D	大規模 RC 造	18	8.9	D	D	D	D	D		
4	12.5	B	B	-	B	夜間シャッター付	19	11.3	B	B	B	C	A		
5	10.0	B	B	A	B		20	11.0	B	B	C	B	A		
6	33.6	B	B	A	B	夜間シャッター付	21	8.0	D	D	D	C	D	偽構造	
7	9.9	D	D	D	D	表構え偽構造	22	16.8	D	D	D	D	C	木造一般住宅	
8	12.1	D	D	D	D	表構え偽構造	23	19.9	B	B	A	B	B		
9	7.3	D	D	D	D	表構え偽構造	24	22.8	A	B	A	A	A		
10	9.0	B	B	B	C		25	12.3	D	D	D	D	D	偽構造	
11	17.0	D	D	D	D	大規模鉄骨造	26	9.3	D	C	D	D	D		
12	5.7	D	D	D	D	C	木造一般住宅	27	12.2	C	C	B	C	A	
13	7.5	C	B	D	D	D		28	39.3	A	B	A	B	A	
14	17.2	B	B	-	C	A		29	28.4	A	B	A	B	A	
15	18.0	D	D	D	D	大規模偽構造	30	22.5	D	D	D	D	D	大規模偽構造	



図 7-46. 平成 13 年度調査 「こみせ」の形態評価⁷⁶



図 7-47. 昭和 58 年度調査 「こみせ」の形態評価⁷⁷

7.4.2 前町地区調査

平成 13 年度調査では、昭和 58 年度調査では調査対象外であった前町についても調査を実施した。平成 11 年（1999 年）策定の「黒石市中心市街地活性化基本計画」において、前町を含む区域を「こみせ通り」としていたためである。調査は 2 度に分けて 8 月に行われた。建築学的な調査については、独自に調査を続けていた高橋委員長が担当した。本調査では前町の表通りに間口をもつ建物に 1～27 の番号を振り、それぞれの用途及び内部の平面図を採集している。ただし中町のように伝統的な景観要素及び修景基準等は特定しておらず、表構えと「こみせ」に対する A～D の評価づけも行っ

⁷⁵ 第 6 章の表 6-9 を再掲した。

⁷⁶ 筆者作成

⁷⁷ 筆者作成

ていない。ここでは前町の特徴として以下の点がまとめられた。

敷地割

間口が狭く奥行が長い伝統的な町家の敷地割と変わらないが、所々において商店が解体され駐車場化している。近年まで営業を続けていた大型商家が後継者不足や経営難により閉店し、撤退とともに解体されたケースが多い。中町に比して江戸期から居住している家は少なく、明治期あるいは大正期に移転してきた家が多い。

構成建物の外観

屋根形状はほとんどが切妻造であるが、一部寄棟造や変形した切妻造もみられ、それらは鉄板葺である。また建築年代が新しい物件にはコンクリートの陸屋根が見られる。構造は木造建築が多いが、なかには鉄骨造もある。外壁はモルタルを塗ったものや古い土壁を顕わしているものなど様々である。

用途現状

前町に移転して以来商売を変えていない家、居住者は変わらないが商売が様変わりしている家、既に商売を辞めている家が混在している。

建築年代

最も古いものでも約100年前であり、新しい建物が多い地区である。これには明治期の大火被害が影響している。また内部は建築当時のままであるが、外観は改修・改築しているものが多い。表構えのみを近代風に変えているものも見られる。その他に、新しい鉄骨造や鉄筋コンクリート造の建物が混在している。

「こみせ」の現況

中町同様に保存状態の良い「こみせ」が残っているが（図7-48）、「こみせ」をミセに取り込み、商品を並べているところもある。また空地や駐車場によって「こみせ」が途絶している（図7-49）。しかし鉄骨の柱にラチス梁を載せた「こみせ」や、折子障子の骨組みをガラスに挟み「こみせ」の両側に掲げるもの⁷⁸など、「こみせ」に対する強いこだわりが感じられる。



図7-48. 左：伝統的形態の「こみせ」を残す入重木村商店⁷⁹

図7-49. 右：前町の駐車場⁸⁰

78 平成13年度調査時点では現存していたが、平成17年（2005年）に解体新築され、「こみせ」を設けない一般住宅に建て替わっている。

79 平成31年（2019年）1月筆者撮影

80 平成31年（2019年）1月筆者撮影

以上の整理を踏まえ、本調査の報告書では前町の町並みを以下のように評価している。

「前町においては、家を改造するときなどに、主屋とともに『こみせ』も一緒に考えており、『こみせ』を意識して修理・復元している。(中略)家を新築する場合も同様で、軽量鉄骨の柱を立ててラチス梁を架けてまでも『こみせ』を造ろうとする様子は、相当に根強いこだわりを示しているようである。それは中町に一郭にある素木柱で建揚げの高すぎるような建築に比べると、『こみせ』に対するはるかに優れた感覚と意気込みが感じられる。中町とは、一見異なる景観のようにみえるかもしれないが、商店建築に『こみせ』を付けて、そこを市民たちが通っていくという一種の『都市機能』としては、中町とまったく変わらないものであった。いま、『こみせ』を目玉とした『伝統的建造物群』の指定を考えるときに、この前町のこだわりをはずしてはならない、と考える。」⁸¹

調査委員会は、前町の町並みを近代の風情を残す「こみせ通り」として高く評価した。しかし前町の西側一部が防火地域であることが、保存地区指定への障壁となった。第5章で述べたとおり、昭和44年(1969年)に前町と横町、市ノ町のそれぞれ一部を含む街区が防火地域に指定されていた。早期に防火地域を解除し保存地区の指定を目指すということで調査委員の了解が得られ、本調査での指定は見送られた。

7.4.3 「中町こみせ通り」の重要伝統的建造物群選定

調査を経て、地区代表として調査委員会に参加していた久〇鳴海家や高橋家を先頭に、伝建地区制度の勉強や研究会、他の伝建地区への視察研修を行う任意団体「こみせ保存会」が翌年に発足した。この当時について鳴海家6代当主に伺うと、地区指定によって観光客が増加した他地域の事例を目や耳にしたことが会発足の契機であったという⁸²。調査前年には「こみせ観光ボランティアガイドの会」も発足しており、市の財政難と相まって中心商業地の衰退が進むなか、来街者の増加に向けて地区指定への期待が寄せられた。

市は平成15年(2003年)に「黒石市歴史的景観保存条例」を制定し、翌年「中町こみせ通り」(3.1ha)を伝建地区に指定、中町の南北で接続する前町・浜町を「歴史的景観形成地区」に指定した。そして平成17年(2005年)7月に重伝建地区に選定され、同時に国交省の「手づくり郷土賞大賞」及び(財)都市づくりパブリックデザインセンターの「都市景観大賞・美しいまちなみ優秀賞」を受賞した。

(1) 伝統的建造物の特定

保存計画によって定められた伝統的建造物のうち、建築物についての基準は「江戸時代から昭和初期にかけて建築されたもので、伝統的建造物群の伝統的様式、構造、材料で作られた主屋、土蔵等で、保存地区の特性をよく表していると認められているもの」とされた。地区内の全42棟のうち、土蔵が27棟と最も多く、「こみせ」を含む主屋が7棟、「こみせ」を含まない主屋が3棟、作業場及び通路が3棟、倉庫が1棟、単体の「こみせ」が1棟特定された(図7-50)。

前掲表7-1と照合すると、世帯番号1から「こみせ」を含む主屋1棟(図7-51)と土蔵8棟、作業場及び通路1棟、世帯番号2から土蔵1棟、世帯番号4から土蔵1棟、世帯番号6から「こみせ」を含む主屋1棟(図7-52)と土蔵9棟、作業場及び通路2棟、世帯番号7から土蔵1棟、世帯番号

81 前掲68の財団法人日本ナショナルトラスト(2002)のp.68

82 前掲44のインタビューにて、「こみせ保存会は、伝建指定によって観光客が増えたという他地域のうわさを聞いたり見たりして、やっぱり伝建をとろうとなり結成した。目標は達成した」と発言している。

10 から「こみせ」を含む主屋 1 棟 (図 7-53)、世帯番号 15 から主屋 1 棟と土蔵 1 棟、世帯番号 18 から土蔵 1 棟、世帯番号 19 から「こみせ」を含む主屋 1 棟 (図 7-54) と土蔵 1 棟、世帯番号 21 から土蔵 1 棟、世帯番号 22 から主屋 1 棟と土蔵 1 棟、世帯番号 23 から「こみせ」を含む主屋 1 棟と土蔵 1 棟、世帯番号 24 から「こみせ」を含む主屋 1 棟 (図 7-55) と土蔵 2 棟、世帯番号 28 から「こみせ」を含む主屋 1 棟と土蔵 2 棟、世帯番号 29 から単体の「こみせ」(図 7-56) が特定されている。平成 13 年度調査の「こみせ」に対する評価基準のうち、A 及び B に該当するものが伝統的建造物と認められた。



図 7-50. 中町伝統的建造物群保存地区 伝統的建造物 (建築物・工作物) ⁸³

その他工作物としては、世帯番号 1 の石柵・門・塀と、世帯番号 24 の塀が特定された (図 7-50)。環境物件としては、世帯番号 1 の庭園及び樹木 4 本、世帯番号 2 の樹木 1 本、世帯番号 11 の樹木 1 本、世帯番号 23 の樹木 1 本、世帯番号 24 の庭園、世帯番号 28 の庭園及び樹木 1 本が特定された。表の

83 黒石市中町伝統的建造物群保存地区保存計画 別図 2

町並みには現れてこない「かぐじ」の土蔵が多く伝統的建造物に特定された一方で、坪庭としての特定は世帯番号1（鳴海家、図7-57）と世帯番号24（西谷家、図7-58）、世帯番号28（高橋家、図7-60）の大型商家の庭園のみであり、間口の狭い敷地の「かぐじ」は含まれていない。



図7-51. 左：世帯番号1 鳴海家（鳴海醸造店）⁸⁴

図7-52. 右：世帯番号6 中村家（中村酒造）⁸⁵



図7-53. 左：世帯番号10 真土家⁸⁶

図7-54. 右：世帯番号19 白戸家⁸⁷



図7-55. 世帯番号24 西谷家⁸⁸

図7-56. 世帯番号29 盛家⁸⁹

84 令和2年（2020年）11月撮影

85 令和2年（2020年）11月撮影

86 令和2年（2020年）11月撮影

87 令和2年（2020年）11月撮影

88 令和2年（2020年）11月撮影

89 平成28年（2016年）6月撮影



図 7-57. 世帯番号 1 鳴海家庭園⁹⁰

図 7-58. 世帯番号 24 西谷家庭園⁹¹



図 7-59. 中町伝統的建造物群保存地区 環境物件⁹²

90 令和元年（2019年）8月筆者撮影

91 平成28年（2016年）6月筆者撮影

92 前掲83の別図3



図 7-60. 世帯番号 28 高橋家庭園⁹³

(2) 昭和 58 年度調査で顕在化した課題との調整

昭和 58 年度調査では、1) 関係住民の合意形成、2) 都市計画道路の変更、3) 商店街近代化対策との調整という 3 点が町並み保存の課題として顕在化した。ここでは平成 13 年度調査の報告書を基に、この 3 点との整合性がどのように図られたかについて整理を行う⁹⁴。

関係住民の合意形成

平成 13 年度調査では、関係住民の意見を聞くようなアンケートは実施されなかった。しかし報告書では、以下の点より合意形成の時機が熟していると判断している。まず一点目は、中町が「商業プラス生活の場」という性格を失い、もはや商業中心でなくなったという変化がある。昭和 58 年度調査では、多種多様な業種の中には伝建群の町並みと馴染まない店舗も存在するという点が指摘されたが、こうした懸念が無くなったと考えられた。

二点目は、昭和 58 年度調査以降に関係住民を巻き込んだまちづくりが取り組まれ、その中で繰り返し「こみせ」の重要性が主張されてきたという点を挙げている。またおよそ 18 年の間に、前述の「こみせ通り商店街振興組合」や「こみせの会」、「商舎」、「津軽こみせ株式会社」、「こみせ観光ボランティアガイドの会」、「こみせ保存会」など、「こみせ」の保全を志向する組織が複数生まれた。こうした事実から、関係住民の意思統一は十分に図られたと判断している。

三点目は、TMO「津軽こみせ株式会社」の発足により、市民が主体的かつ能動的にまちづくりの「開発」に取り組む体制が整えられてきたという点を挙げている。平成 13 年度調査当時、TMO 構想では中町以外の商店街も含む整備事業や店舗集団化事業、空き店舗活用事業、大黒デパート再生事業等のプロジェクトを計画していた。伝建地区指定とともに、TMO が開発主体としてまちづくりの推進役を担っていくという仕組みが、今後の切り札になっていくと考えられた。以上 3 点を状況証拠として、関係住民の意思統一に課題は無いと判断された。

都市計画道路前町浜町線の変更

この点については、第 6 章にて前町浜町線の拡幅を代替する「ぐみの木新線」が構想されたプロセスと、その後「ぐみの木新線」が白紙撤回となり、東側の市道山形町浦町線が代替路線と位置づけられるに至ったプロセスを明らかにした。代替路線をどこに引くかという点では途中の変更があったが、

93 平成 28 年（2016 年）6 月筆者撮影

94 前掲 68 の財団法人日本ナショナルトラスト（2002）の pp.146-156「第 6 章町並み保存の実現へ向けて：町づくりの課題」

前町浜町線の拡幅を行わないという方向性は一貫している。平成 13 年度調査の報告書は、こうした見解が市主体の計画の中で繰り返し踏襲されてきたことを重く捉え、前町浜町線の見直しは市民多数の意見と見ることが合理的と判断している。

そのうえで、建築規制を受けてきた関係住民からの補償要求への対応については、見通しの立たない都市計画をこの理由をもって変更しないことの方がはるかに問題が大きいとしている。また昭和 58 年度調査時点とは計画の見直しに関する考え方が変わっており、歴史的街区を通過する都市計画道路の変更が、既に他都市で実行されているという事実も指摘された。

また前町浜町線拡幅の当初目的であった市街地内部を南北に通過する車両の交通混雑緩和については、この時点の都市計画において前町浜町線は中心市街地の分散路として位置づけられており、もはや「南北に通過する車両の交通混雑緩和」を担う道路ではないとしている。拡幅の目的二点目の市街地中心部の防火対策強化については、適切な防災施設と管理体制が必要であり、拡幅によらなくても対応可能であるとしている。三点目の街区の適正化については、黒石のように伝統的な町並みと両立する居住形態を追求するには、伝統的な街区形態の方がより合理的としている。

平成 13 年度調査は以上の論点をもって、市が都市計画の決定主体としてこの見直しを早期に解決し、町並みの整備に精力を集中する必要があると結論づけている。結果として前町浜町線の都市計画決定は見直され、中町が重伝建地区に選定された平成 17 年（2005 年）に廃止が決定した。

商店街近代化対策との調整

昭和 58 年度調査が課題として挙げた商店街近代化の動きは、具体的には調査前年の 2 月に商店街有志主導の「協同組合黒石ショッピングセンター設立準備委員会」が発足し、久〇鳴海家の敷地を予定地とする 4 階建てショッピングビル建設が計画されていたことであった。前述の通りこの計画は実現せず、また昭和 58 年度調査以降は商店街として「こみせ」を保全、再生する方向へと舵が切られている。したがって平成 13 年度調査では、この課題点について特に言及されていない。

7.4.4 小括

「中町こみせ通り」の重伝建地区選定は、伝統的形態の「こみせ」の空間的価値の保全手法を模索してきた行政及び関係住民、商店街、町内会にとって一つの到達点であった。地区計画や建築協定によるのではなく、文化財としての保全、再生が選択された背景には、地区選定がもたらす来街者増加への期待だけでなく、前回調査以降に複数の「こみせ」が失われたことへの危機感であろう。道路を挟んで集住する構成員がほぼ全てミセをもった場合に、個々のミセにも商業地全体にも利益があった「こみせ」の連担空間は、専用住宅に建替えてまでも連担への関与を続ける明確なインセンティブを有していない。純粋な商業地では無くなった歴史的な中心商業地において、道路が堆雪場であった時代の商業地が必要とした表の連担空間を維持することは、法的規制によらなければ難しいものになったと言えよう。

一方で昭和 58 年度調査時点では伝統的景観と見なされていなかった主屋裏の領域が、伝統的な景観の要素の一つに加えられるという大きな変化があった。表の整備を補完する空間的余地として住民側が発見した「かぐじ」が、その活用による広場化や駐車場化を経て行政計画にて歴史的資産として位置づけられ、改めて伝統的な景観要素に含められた。「こみせ」の歴史的資産としての位置づけを起点とする一連のプロセスが、文化的視点からの「かぐじ」の発見に繋がった。

7.5. 「こみせ」と「かぐじ」の連担空間に対する関与主体の変容

本章はここまで、歴史的な中心商業地の現況を整理したうえで（第2節）、平成8年（1996年）から平成16年（2004年）に展開した2街区での空間再編の実態（第3節）と、中町地区の重伝建地区選定の経緯及び「こみせ」の連担空間の変容を把握した（第4節）。「横町かぐじ広場」を起点とする空間再編は街区内側の回遊環境の創出と共に低未利用化した「かぐじ」の活用可能性を開き、また重伝建地区の選定は伝統的な「こみせ」の空間的価値の保全を法的に保障した。

しかし第2節にて述べたように、こうした動きが歴史的な中心商業地の衰退を食い止めるほどの来街者増加や商業集積の回復には結びつかず、事業所数の減少と空き地の暫定的な駐車場利用が進み、空洞化が深刻化している。さらに中町では重伝建地区選定があった平成17年（2005年）から現在までの約15年間において、北東街区の商店1軒が解体後空き地化し、現在は駐車場として利用されている。また呉服店2軒と洋品店1軒、歯科医院1軒、商店1軒が閉業し、うち4軒が空き家となっている。

そして重伝建地区選定後の修理・修景事業はこれまでに全20件行われてきたが、19件が修理事業であり、「こみせ」に関するものは平成22年（2010年）の1件のみである。残り18件は主屋の屋根や外壁、基礎、土蔵等であり、毎年の雪による損傷によって修理の頻度が高い。一方で唯一の修景事業は平成26年（2014年）に実施され、旧呉服屋の建替えに伴い「こみせ」が修景されている。地区指定によって現存する伝統的な形態の「こみせ」の保全は図られているが、「こみせ」の修景によって新たに連担に参加した敷地は1件のみである。

また景観形成地区に指定された前町及び浜町については、「こみせ」の修景が生じていない。一方横町では、令和2年（2020年）に新築された複合宿泊施設1軒で「こみせ」が再生された。伝統的な形態の基準を満たすものではないが、防雪・防雨の歩行空間としての機能を果たしており、表の連担空間の再生に貢献している。

このように中町の重伝建地区選定以降に展開した「こみせ」の再生は、歴史的な中心商業地の前町・中町・横町全体で2敷地のみである。そして「かぐじ」を活用して公共利用の空間を創出する取り組みは、後述する「松の湯交流館」に備えられた公共駐車場の1件であり、市主体の公共事業として行われた。したがって近年の「こみせ」の再生及び「かぐじ」の活用は実績数としては多くなく、多数の空間再編が短期間で連鎖的に展開しているわけではない。

しかし「横町かぐじ広場」の整備以降に「こみせ」と「かぐじ」に関与するようになった主体の関与性に目をやると、重伝建地区内の現状変更行為への規制と一部分の「かぐじ」の市有地化という形での行政介入のみならず、住民や町内会、商店街、市民組織等がかつてとは異なる関与をしている様相が見えてくる。本節はこの点に着目し、「こみせ」と「かぐじ」に関与する主体の変容から、「こみせ」の所有と利用、「かぐじ」の所有と利用を誰がどのように支え、現代的な都市の課題にどのように対応しようとしているかを明らかにする。

7.5.1 行政による「こみせ」と「かぐじ」への関与

前提として、黒石市の財政状況は平成10年（1998年）に一般会計の赤字が8億6,097万円を計上し、前述の通り財政非常事態が宣言されるほど深刻であった。同年に就任した鳴海広道新市長のもと財政再建に向けた取り組みが始まったが、平成15年度（2003年）決算の累積赤字は一般会計が7億6,000万円、特別会計では17億800万円を記録した。その後平成20年度（2008年）決算以後一般会計は黒字に転換したが、特別会計は健全化法⁹⁵（地方公共団体の財政健全化に関する法律）に抵触し、経

⁹⁵ 平成19年（2007年）6月公布の地方公共団体の財政の健全化に関する法律。地方公共団体の財政健全化のために、健全性に関する比率を公表し、健全化の計画を作成する制度を定める。

宮健全化計画の策定対象となった。現在も財政再建化団体化、財政再生団体化を回避できているとはいえ、交付税は減少傾向にあり依然として厳しい状況にある⁹⁶。

(1)「こみせ」への関与

まちなか景観づくり推進地区

市は平成27年(2015年)に策定した「黒石市景観計画」に基づき、特に一体的な景観づくりに取り組む必要があると認める図7-61の地区を「まちなか景観づくり推進地区」と設定している。地区の景観づくりのテーマは「歴史的・文化的な空間と資源を活かした、まちなかのにぎわいの創出」であり、「こみせ」や「かぐじ」、江戸時代から続く町割を生かした町並みの再生を図るとともに、回遊性の向上が基本方針に据えられている。

地区内の市長に対する届出対象行為は、建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更について、延べ面積が10㎡以上もしくは外観面積の1/2を超えるものと定めており、ほぼ全てに該当する。そして地区内の景観づくりの基準のうち「こみせ」に関係するものを抜き出すと、「商店街の沿道では、低層部のにぎわいを演出する意匠とする」、「こみせやかぐじが現存する場合は、それを保全し、活かした配置とする」、「前町、横町、浜町では、こみせを設置するなど、冬季の歩行者の安全性や快適性の確保に努める」とある。

特に歴史的な中心商業地の横町は、「こみせ」空間を確保して木造又は木質系の「こみせ」を設置することを基本とし、鉄骨造の「こみせ」は化粧材による修景を行うとしている。ただし高さや軒の出等に関する詳細な修景基準は定めておらず、市の関与は消極的なものに留めている。



図7-61. 黒石市景観計画 まちなか景観づくり推進地区⁹⁷

96 柏木恵：財政再建への道のり—どん底からどのように抜け出したのか第8回青森県黒石市身の丈以上の大盤振る舞い、地方財務、2015.12

97 黒石市：黒石市景観計画まちなか景観づくり推進地区、p.3、2015.8 図「対象区域」

重伝建地区内の伝統的建造物の「こみせ」に対する規制

まちなか景観づくり推進地区の中でも特に中町の重伝建地区内については、「黒石市歴史的景観保存条例」に基づき現状変更行為に対してあらかじめ市長及び教育委員会の許可を受けることが義務付けられている。また「黒石市中町伝統的建造物群保存地区保存計画」において伝統的建造物の外観を維持するための修理基準を設定し、修理事業を進めている（表 7-3）。このうち外観及び構造耐力上主要な部分の修理にかかる経費は、補助率 9/10 以内（限度額 900 万円）で補助金を交付している⁹⁸。そして「黒石市伝統的建造物群保存地区における黒石市税条例の特例を定める条例」の第 2 条第 1 項に基づき、家屋建築面積の 1.2 倍を限度として、伝統的建造物家屋の敷地に対する固定資産税率を 0.8% と定めている。伝統的建造物にかかる現状変更行為を厳しくチェックしたうえで、修理にかかる費用を補助し、また減免措置により税負担を軽くしていると言えよう。

前節で整理したように、伝統的建造物の「こみせ」は主屋を含むものが 7 件、単体が 1 件ある。江戸期の黒石では「こみせ」の底地は非課税であり、また「こみせ」の通行を妨げる行為には藩が規制をかけており、近世の「こみせ」の連担空間には藩という公的主体が介入していた。現在の伝統的建造物の「こみせ」に対する市の関与はややこの時代に戻るものであり、不均一課税によって税負担を軽減させながら現状変更行為を規制し、「こみせ」の外観と歩行空間としての機能の維持に介入している。

表 7-3. 重伝建地区内の「こみせ」に関する修理・修景・許可基準⁹⁹

	許可基準 歴史的風致と調和した外観を形成するための基準	修景基準 歴史的風致に積極的に資する外観を形成するための基準	修理基準 伝統的形態である外観を維持するための基準
位置	町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。	隣家のこみせとの連続性を保つように設置する。	原則として、現状維持又は復原修理とする。
高さ	歴史的風致と調和したものとする。	周囲の伝統的建造物に準ずるものとする。	原則として、現状維持又は復原修理とする。
構造規模	歴史的風致と調和したものとする。	基本的に木造で、こみせ幅内法は 160cm 前後、道路側の木柱（古色塗りを施す）の寸法は 12cm 角前後、柱間は 180cm 前後とする。いずれも、周囲の伝統的建造物と連続するように配慮する。	原則として、現状維持又は復原修理とする。
屋根	歴史的風致と調和したものとする。	伝統的建造物と調和する色調の鉄板葺きとし、屋根勾配は周囲のこみせと連続するように配慮する。	原則として、現状維持又は復原修理とする。
軒	歴史的風致と調和したものとする。	鼻隠板を付け、軒天井は垂木・野地板を表しにする。木部に古色塗等を施し周囲のこみせと調和させる。軒の出は 45cm 前後が望ましい。	原則として、現状維持又は復原修理とする。
建具	歴史的風致と調和したものとする。	伝統的な様式に近づけるために、冬季には蔀戸を入れることを基本とする。	原則として、現状維持又は復原修理とする。
基礎	歴史的風致と調和したものとする。	原則として、切石又は礎石上に古色塗等を施した土台を敷く。	原則として、現状維持又は復原修理とする。
床	歴史的風致と調和したものとする。	伝統的な工法として、粘土たたき、中央歩行部分は石敷きが望ましいが、コンクリートたたきでもよい。	原則として、現状維持又は復原修理とする。

重伝建地区内の伝統的建造物以外の建築物に対する規制

重伝建地区内のその他建築物については、伝統的建造物と同様に現状変更行為に対してあらかじめ

98 黒石市歴史的景観保存事業補助金交付要綱を参照した。

99 前掲 83 の p.14 を参照し筆者作成

市長及び教育委員会の許可を受けることを義務付けている。歴史的風致と調和した外観を形成するための許可基準と、特に歴史的風致に積極的に資する外観を形成するための「修景基準」を設け（表7-3）、新築、増改築、移転、修理及び色彩の変更のうち、外観を修景基準により修景する場合は補助率8/10以内（限度額800万円）で補助金を交付している。また敷地にかかる固定資産税はここでも不均一課税を採用し、税率を1.28%と定めている。

このように地区内の伝統的建造物以外の建築物については、現状変更行為を規制したうえで、修景による伝統的形態の「こみせ」の再生を誘導しようとしている。しかし現在までに「こみせ」の修景が実施されたのは1件のみである。所有者による建替えや増改築等の発意に対して修景の実施を誘導するという介入の仕方であり、既に「こみせ」の連担に関与していない敷地に対して、関与を強いるほどの拘束力を有しているわけではない。

歴史的景観形成地区内一前町・浜町一の建築物の「こみせ」

重伝建地区と連続性をもって構成される伝統的な景観を保つことを基本方針に、「黒石市歴史的景観保存条例」の第11条に基づき前掲図7-61の青枠で示す区域を歴史的景観形成地区と定めている。地区内の建築物の現状変更行為は、あらかじめ市長及び教育委員会に届け出ることを義務付けている。「こみせ」については、町並みとしての一体性と連続性を著しく損なわない位置と、歴史的風致を著しく損なわない高さ等を景観形成基準として修景基準を定め（表7-4）、新築、増改築、移転、修理、色彩の変更で、外観を基準に基づき修景するのに要する経費の8/10以内（限度額240万円）に補助金を交付するとしている。ただし現在までに適用された事例はない。

表7-4. 歴史的景観形成地区の「こみせ」の修景基準¹⁰⁰

位置	壁面後退距離は約2.0m。
高さ	柱は木材110～120cm角を基本(車両通行等でスパンを大きくとる場合は鉄骨100角も可)とする。車両の通行する場所以外は可能な限り土台を設ける。
屋根	主屋の屋根と素材・色彩をそろえる。 勾配は2.5/10～3/10とする。
軒	軒の出は45cm前後とする。 車両の出入りする場所以外は、軒高さを2.5m程度に抑える。なお、車両の出入りする場所は3.3m程度と過度な高さとならないように配慮する。 軒裏は木表しとする。
その他	ファサードとこみせのデザインをそろえる。 ファサードは自然素材により修景する。 こみせを設置する外壁は防火構造とする。
基礎	歴史的風致と調和したものとする。
床	歴史的風致と調和したものとする。

重伝建地区内の伝統的建造物の公有地化¹⁰¹

市では、平成17年(2005年)の重伝建地区選定後、地区内の土地・建物を2件取得している。1件は、前述の「こみせ会館」¹⁰²及びその「かぐじ」を活用した「じょんがら広場」である。平成22年(2010

100 黒石市歴史的景観形成計画(平成31年3月)のp.48を参照し筆者作成

101 「松の湯」に関する記述は、黒石市：黒石市中町伝統的建造物群保存地区伝統的建造物旧松の湯再生事業報告書、2015.10を参照し執筆した。

102 平成18年(2006年)の中心市街地活性化基本法改正によりTMOは法的な効力を失い、中心市街地活性化協議会への発展的改編が図られた。「こみせ」会館の運営を担っていた「津軽こみせ株式会社」は第3セクターから株式会社へ変わり運営を続けたが、商店街の買い物代行や土産販売、オリジナル商品の開発といった収益事業が振るわず、平成19年(2007年)の3代目社長の就任時には赤字に転落していた(東奥日報web記事 Leader's Voice23「地元の人々が楽しく暮らす街が観光客を惹きつける」(<https://www.toonippo.co.jp/articles/-/3200>))。

年) 2月に共有者 15 名から市が有償で取得し、現在は市の所有となっている¹⁰³。平成 23 年(2011 年) 4 月より指定管理者として「株式会社津軽こみせ」が入り、施設の運営を行っている。

そしてもう 1 件が、「こみせ」を含む主屋と「かぐじ」の土蔵 1 棟が伝統的建造物に特定された旧銭湯の「松の湯」である(前掲図 7-50 の 23-1、23-2)。松の湯は明治 44 年(1911 年)には既に公衆浴場として営業していたことが確認されているが、平成 5 年(1993 年)に銭湯の営業をやめ、その後は空き家となっていた。老朽化と保存の課題に対して、平成 20 年(2008 年)に文化庁の補助を得て市が買い上げた。地元建築士会によるワークショップや日本建築学会のシャレットワークショップ、市民参加型ワークショップによる活用案の検討を経て、観光交流拠点、地域コミュニティ再生、地域の防災拠点を保存活用の基本とする公共施設としての再生事業が実施された¹⁰⁴。平成 27 年(2015 年) 7 月に「松の湯交流館」としてオープンしている。

旧松の湯の「こみせ」は主屋の屋根が道路まで伸びる形でかけられており、1 階の高さに下屋状に設けるといふ「こみせ」の伝統的な形態を崩していた。したがって周囲の伝統的形態の「こみせ」に比べて軒高が 1m ほど高く、ガラスを欄間状に入れることで雪の吹き込みを防いでいたとされる。防雪用の建具である部は設置できない造りであった。また道路の舗装整備によって道路面が「こみせ」の歩行面より 40cm ほど高くなっており、道路と「こみせ」には段差が生じていた(図 7-62)。

再生事業では伝統的形態への復原が目指され、主屋を 41cm 持ち上げるとともに、主屋の屋根と既存の「こみせ」を切り離し、下屋状の形で復原した。「こみせ」の歩行面も 40cm ほど上げることで、道路面との高さを調整している。1 間毎に柱を設け、出入口部分を除いて部がはめられる造りとした(図 7-63)。



図 7-62. 左：再生事業前の旧松の湯¹⁰⁵

図 7-63. 右：松の湯交流館¹⁰⁶

再生事業の最中に発行された情報誌「松の湯レター」のインタビュー記事にて、旧松の湯の取得に関わった当時市長の鳴海広道氏は次のように述べている。

「(市の財政状況が) 確かに一番苦しい時でしたが、黒石の将来を考えた時、旧松の湯の取得がまちの将来につながると思ったのです。幸いなことに、所有者の協力が得られ、スムーズに話が

103 不動産登記(土地全部事項)を確認した。前述の通り「こみせ会館」及び「じょんがら広場」を含む敷地の土地・建物は平成元年(1989 年)に 18 名の共同所有で取得されたが、その後平成 22 年(2010 年)までに 3 名が抜けており、市との売買時点では 15 名となっていた。

104 設計監理は、建築学会のシャレットワークショップに関わった(株)アルケメディア設計研究所が行った。

105 前掲 101 の報告書(2015)の冒頭の写真を引用

106 前掲 101 の報告書(2015)の冒頭の写真を引用

進みました。あの時は政治的に大事な判断であったと思っています。」¹⁰⁷

当時の市長の判断によって、後継者がおらず解体の危機にあった伝統的建造物の旧松の湯は市の所有となり、新たな交流拠点として再生された。ただし、こうした後継者の問題を抱える物件は他にもある。旧松の湯を除き、「こみせ」を含む主屋又は「こみせ」単体が伝統的建造物に特定されている7軒のうち、現在通年での営業をしているのは酒造屋の2軒のみである。今後人口減少と高齢化が進むなか、市が伝統的建造物の所有者となるケースは少なくないことが予想され、取得後の維持管理と活用方策を含めた議論が必要である。



図 7-64. 左：「こみせ」の一部解体後、地上機器設置前の様子¹⁰⁸



図 7-65. 右：地上機器設置後、「こみせ」復原前の様子¹⁰⁹



図 7-66. 「こみせ」復原後の様子¹¹⁰

また一方で、伝統的建造物の「こみせ」の一部分のみを、市が積極的に取得したケースも存在する。重伝建地区を南北に貫通する前町浜町線では現在、令和2年度内（2020年）の完成を目指して地区内の約150mを対象に電線類の地中化事業が行われている¹¹¹。電線共同溝方式がとられているが、「こみせ」と車道の間には前堰が通っているため、地上機器を「こみせ」の歩行面に設置せざるをえないという問題があった。そこで市土木課の職員が沿道の所有者1名と協議をし、平成29年（2017年）に伝統的建造物の「こみせ」の一部を含む31.11㎡を取得した。既存の「こみせ」の一部が解体され（図7-64）、電線類の敷設と抜柱が終わった令和2年（2020年）に敷地前面に「こみせ」が復原された（図

107 まちづくりデザインサポート：松の湯レター、Vol.2、2014.7 カッコ内は筆者補足。

108 平成30年（2018年）6月筆者撮影

109 令和2年（2020年）9月撮影

110 令和2年（2020年）11月撮影

111 正式な事業名称は「前町野添線電線共同溝整備事業」

7-65、図 7-66)。景観形成を目的とした電線地中化が「こみせ」の通行を妨げてしまうという矛盾を防ぐため、沿道の所有者の協力を得て「こみせ」の一部を市の所有とした事例である¹¹²。

このように、「こみせ」を含む伝統的建造物の所有面に対する行政の介入が徐々に現れている。政策的に豊かな自治体ではないが、表の町並みの保全、再生に向けての行政の役割として、要所の所有を引き受けているという現況である。

(2) 「かぐじ」への関与

「かぐじ」の公有地化

つづいて市による「かぐじ」への関与の一つ目は、「横町かぐじ広場」がとった「かぐじ」の集約、統合による公有地化である。私的領域の一部として隣接する敷地間で所有が移転してきた「かぐじ」に介入し、所有面での流動性を固定化することで、恒久的な公共空間を創出した。また前述の通り、平成 22 年（2010 年）には「じょんがら広場」の土地も取得した。TMO 事業として整備された当初は有志 18 名の所有する「かぐじ」を公開空地として活用していたが、結果として市の所有に移っている。

そして旧松の湯の再生事業においても、「こみせ」を含む主屋及び土蔵の復原再生が図られる一方で、裏の「かぐじ」を活用した公共駐車場が整備された。図 7-67 が事業前の平面図である。主屋北側の空気を庭園として設え、裏の「かぐじ」には土蔵と燃料庫が配置されていた。敷地南側の道路との境界には塀が建てられ、道路側から「かぐじ」を見ることは出来ない造りとなっていた（図 7-68、図 7-69）。また北側の敷地境界には目板付縦張りの塀が、西側の敷地境界には隣地所有の鉄板張りの境界塀があった。したがって周囲の「かぐじ」とは冬季を除いて連担していなかったことが分かる。「かぐじ」（図 7-70）と中庭（図 7-71）の様相は大きく異なり、庭園と「かぐじ」の使われ方の違いが明瞭に現れている事例であった。

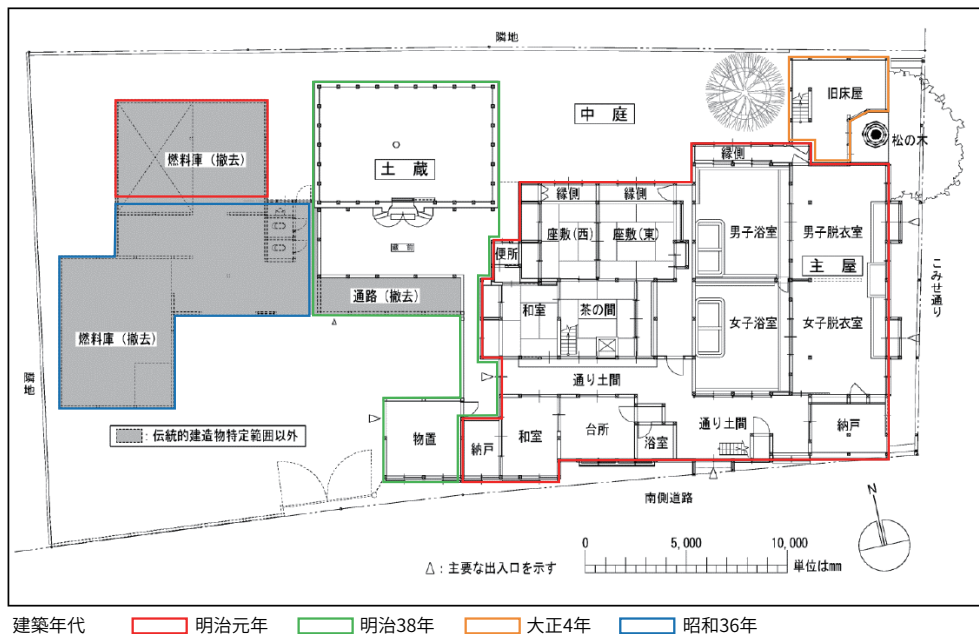


図 7-67. 旧松の湯 従前の平面図¹¹³

112 黒石市建設部土木課の職員の方に提供を受けた用地取得経緯の資料を参照した。

113 前掲 101 の報告書（2015）の p.10 間取り図に建築年代を加筆した。



図 7-68. 旧松の湯 南西側から見た従前の境界塀及び主屋¹¹⁴



図 7-69. 旧松の湯 南側から見た従前の境界塀¹¹⁵



図 7-70. 旧松の湯 従前の「かぐじ」¹¹⁶

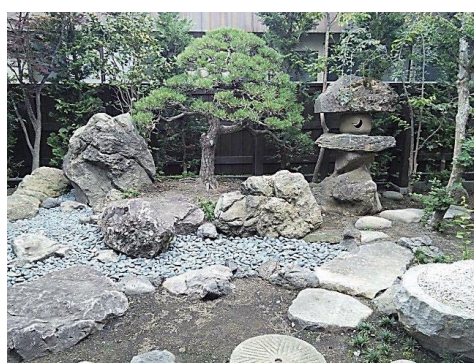


図 7-71. 旧松の湯 従前の中庭¹¹⁷



図 7-72. 旧松の湯の「かぐじ」と隣接の空き地を活用した公共駐車場¹¹⁸

そして「かぐじ」に配置されていた2棟の燃料庫はいずれも伝統的建造物に特定されておらず、ほぼ朽ち果てていた。再生事業にあたってこの燃料庫2棟と境界塀は解体撤去され、跡地が施設の公共駐車場として整備されるとともに、一角に重伝建地区の防災計画に基づいたポンプ室が設けられた。旧松の湯の西側の敷地も併せて市が取得し、来街者が自由に利用できる公共駐車場として開放されて

114 前掲101の報告書(2015)のp.8の写真を引用

115 前掲101の報告書(2015)のp.61の写真を引用

116 前掲101の報告書(2015)のp.9の写真を引用

117 前掲101の報告書(2015)のp.60の写真を引用

118 令和2年(2020年)11月撮影

いる。図 7-71 が示す駐車場の現況のうち、舗装されている部分が旧松の湯の「かぐじ」であり、砂利地が隣接敷地から取得した部分である。

このように、現在歴史的中心商業地内で公有地化した「かぐじ」は、「横町かぐじ広場」、「じょんがら広場」、旧松の湯の「かぐじ」と 3 件存在する。「横町かぐじ広場」と松の湯交流館の公共駐車場は、低未利用化していた「かぐじ」や後継者不在により空き家化していた敷地の「かぐじ」の所有を市が引き受け、公共利用の空間へと変えたものである。「じょんがら広場」もまた、有志の共有者による所有を市が引き継ぎ、公共利用を維持した。居住人口の減少と高齢化によって各々が使いこなせなくなった「かぐじ」に行政が介入し、恒久的な公共空間へと変えている。

今後の「かぐじ」再編の方向性

市は現在、平成 31 年（2019 年）3 月公表の「黒石市歴史的景観形成計画」の基本方針に基づき、令和 4 年度（2022 年）までを第 1 期の実施期間とする街なみ環境整備事業を進めている。そこでの基本方針は 1) 『『こみせ』の再生によるまち並みの形成』、2) 『『こみせ』や『かぐじ』など歴史的空間を活かした回遊環境の形成』であり、「かぐじ」については以下のように位置づけている。

「地区は歴史的な道路基盤を主としており、地区のにぎわいづくりや、快適で暮らしやすい中心市街地としていく上でも、安心安全な歩行環境を充実していくことが大切です。そのためにも、地域の風土、暮らしに根ざして形成された歩行空間である『こみせ』の保全再生は重要です。

また、地区内の敷地の多くが細長い短冊状で、近年は低未利用地が増えつつあり、街区内の共有地であった『かぐじ』とつながった空地が見られます。『かぐじ』は、住民同士の互助によって形成されてきた歴史的にも価値のあるものであり、一人ひとりのまちへの意識を高めるとともに、継承・再生していくことが望ましいです。こうした場所を活かし、安全で快適に歩いて巡れる歩行環境づくりや交流空間づくり、通りから奥まった低未利用地の有効活用など、街区単位での魅力ある環境づくりを進めていくことが必要です。¹¹⁹（下線部筆者）

平成 11 年（1999 年）の「黒石市中心市街地活性化基本計画」で「かぐじ」が歴史的資産と位置づけられて以降の諸計画を見ると、「かぐじ」は各々で表 7-5 のように言及されている。いずれも歴史的なものとして捉えていることが分かるが、「地域のコミュニティを育みながら継承されてきたもの」や「雪国固有のライフスタイルから生み出された」という曖昧な表現が多く、「かぐじ」のどのような特性に歴史的な価値があるのかという点は明文化されてこなかった。

上記の「黒石市歴史的景観軽視絵計画」の引用箇所は、これらに比べて「かぐじ」の特性をやや詳しく説明し、「かぐじ」が「街区内の共有地であった」、「住民同士の互助によって形成されてきた歴史的にも価値のあるもの」としている。ここで使われている共有地という言葉の辞書で引くと、「複数の人が共同で所有、または、利用している土地。共同地。」と定義されている。本論文はここまで、「かぐじ」は個々の敷地の一部であり、それらを所有境界を連担させることで私的利用と共同利用を上手く並存させてきたという歴史を明らかにした。このことから、引用文の「共有地」とは、「複数の人が共同で利用している土地」という意味で用いられていると判断する。

また「互助」という言葉が示す互いに助け合うという意味は、限られた居住者同士での通り抜けやオープンスペースとしての共同利用、冬季の堆雪場の融通と結びつく。また第 4 章で明らかにした「かぐじ」の所有面での柔軟性、すなわち資金繰りが必要な家は「かぐじ」を切り売りし、余裕のある家

119 前掲 100 の p.29

がそれを買い取るというシステムもまた、顔の見える範囲内での互助であったと言えよう。

昭和60年代に「かぐじ」が着目された当初は、こうした「かぐじ」がもつ歴史的な文脈性は住民にとって自明のものであったと推察できる。それゆえに歴史的に価値あるものと見なされることはなく、初めのうちは活用しやすい裏地として位置づけられていた。具体的な空間再編を経て、行政計画において歴史的資産と位置づけられた後、近年になって初めて「共有地」や「互助」というキーワードとともに「かぐじ」の歴史性が明文化され、「継承・再生」が望ましい方向と定められた。

表 7-5. 近年の計画における「かぐじ」の言及箇所¹²⁰

黒石市都市計画マスタープラン (平成22年4月)	<ul style="list-style-type: none"> ・こみせを活かしたまちづくりの展開イメージ後背地の駐車場や空き地を「かぐじ」と捉え、かぐじ同士をつないだ歩行者ネットワークの形成(第4章 p.21) ・まちづくりの方針—かぐじ等を活用した黒石独自の回遊性のあるオープンスペースを確保し、店舗等と一体となった活気とにぎわいのある空間形成を図る(第5章 p.9)
黒石市景観計画 (平成27年8月)	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地にみられる町割りや両側町などの空間構造、こみせやかぐじなどの特徴ある敷地利用は、江戸時代よりはじまり、地域のコミュニティを育みながら継承されてきたものです(p.38) ・津軽弁で家の裏庭という意味のかぐじは菜園や作業場所、駐車スペース、冬季の雪置き場など生活の場として使われている(p.38) ・中心市街地の町屋の住まいでは、かぐじに面して蔵が設けられている(p.38)
黒石市景観計画まちなか景観づくり推進地区 (平成27年8月)	<ul style="list-style-type: none"> ・雪国固有のライフスタイルから生み出された「こみせ」や「かぐじ」、江戸時代から続く町割りなどの歴史的空間を活かし、歴史的なまち並みの再生を図ります(p.4)
黒石市立地適正化計画 (平成31年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの方針—「こみせ」や「かぐじ」など歴史的資源を再生し、安全で快適に歩き、憩い、集える場の創出を図ります(p.37) ・施策誘導の方針—江戸期の陣屋町、こみせやかぐじなど歴史的な都市基盤、資源を活かした魅力づくり(p.40) ・誘導施策—「かぐじ」を活かした広場整備(p.52)
黒石市中心市街地活性化基本計画 (平成31年4月)	<ul style="list-style-type: none"> ・区域設定の考え方—黒石市の中心市街地は、弘南鉄道黒石駅を玄関口として、日本の道百選に選定された「こみせ通り」を中心に、蔵や庭園を備えた「かぐじ」、国重要文化財高橋家、名勝金平成園(澤成園)等の歴史的遺産が現存しており、これまでの中心市街地の成り立ちや商店街振興組合等の組織状況、都市計画における用途地域を勘案し、黒石駅周辺エリア、大型商業施設跡地エリア、こみせ通りエリア、市役所周辺エリアを区域として設定する(p.69)

では、こうした「かぐじ」の今後目指されるべき「継承・再生」とは、具体的に何を指すものと考えられているか。市は図7-73に示すエリア14.9haを街なみ環境整備促進区域と定め、同一の区域を事業地区に設定している。中町の重伝建地区と前町・浜町の歴史的景観形成地区に、横町を加えたエリアである。区域内の表の町並みについては、「歴史的まち並みと調和した街路空間づくり」として「こみせ」の修景と併せた道路整備を基本方針とし、電線地中化工事と併せた中町通りのカラー舗装を進めている。

そして裏については「かぐじを活かした広場・交流空間づくり」を整備方針として、図7-73の「街区再生エリア」内で進行中の大黒デパート跡地の再生と併せて、安全性や回遊性の向上に資する防災施設及び小公園・広場の整備を行うことが計画されている。平成17年(2005年)6月の閉店以来空き店舗となっていた大黒デパートの土地は、その後商工会議所に所有が移転し、平成30年(2018年)に市へ無償譲渡された¹²¹。市は建物所有者から建物を取得し、令和2年(2020年)11月より解体作業を進めている。跡地には市役所機能や子育て支援などの市民サービス機能を組み込んだ複合施設を整備する計画であり、令和5年度内(2023年)の完成を目指している。解体工事費の6億890万円を含む総事業費のうち、3割は国の補助金¹²²を活用する¹²³。

この大黒デパートの再生事業が進められている街区は、本章第2節の図7-5が示すように空き地の

120 各計画書を参照し筆者作成。引用箇所の末の付けたページ数は、各計画書のものを指す。

121 陸奥新報(平成30年9月8日)

122 国交省の社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)の支援措置を活用(平成31年4月「黒石市中心市街地活性化基本計画」p.89)。

123 東奥日報(令和2年11月23日)

暫定的な駐車場利用がかなりの割合を占め、空洞化が著しい。通り沿いの主屋が解体されて全面が駐車場となっている敷地は、かつて畑や遊び場として使われていた「かぐじ」の面影をもはや残していない。街なみ環境整備事業で計画されている「かぐじ」の「継承・再生」は、この全面が低未利用の敷地や「かぐじ」のみ低未利用の敷地を再編し、公共的な利益を生み出す空間に変えることを意味している。特に昭和戦前期までは私的利用と限られた関係性での共同利用を並存させてきた「かぐじ」は、人口減少、高齢化による居住人口の減少とともに、居住者により使いこなすことが難しくなっている。こうした状況における「かぐじ」の公共空間化は、私的領域の一部として所有が分かれていた「かぐじ」を集約、統合し、これによって所有面での流動性を固定化し、恒久的な公共利用の空間として継承、再生しようとするものである。したがってこの公有地化により裏を表化する空間再編は、「かぐじ」に連綿と続いてきた連担の仕組み—所有をそのままに私的領域の一部を連担させる仕組み—をあえて断ち切るものであると言える。

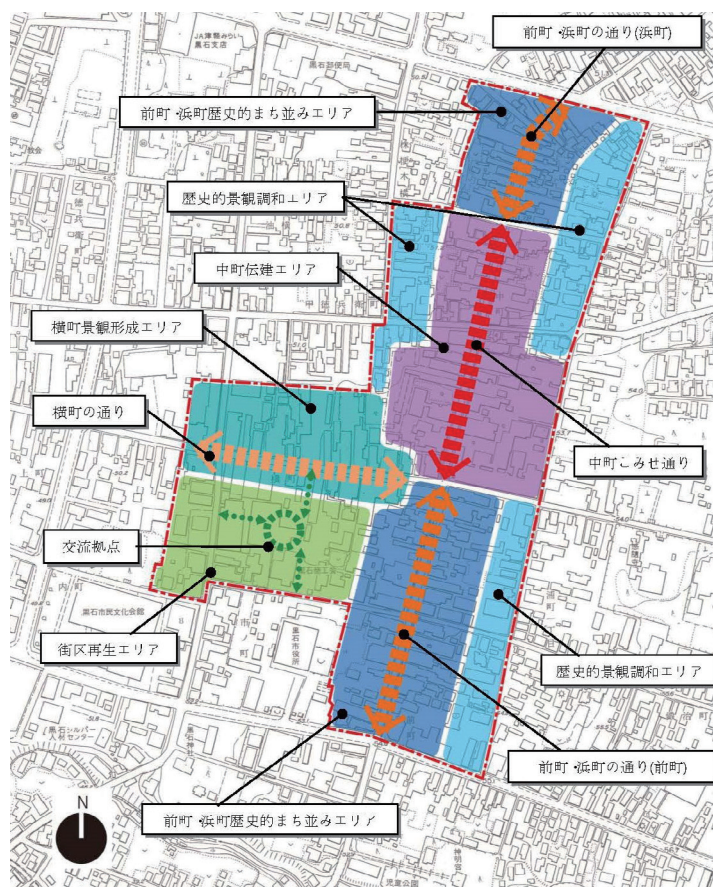


図 7-73. 街なみ環境整備促進区域 (=街なみ環境整備事業地区) ¹²⁴

以上より「こみせ」と「かぐじ」は同じ歴史的資産という言葉で表現されながらも、どういった点に歴史的な価値を認め、資産と表現されているかは異なる。「こみせ」は明確な基準に基づく形態面での評価と、連綿と継承されてきた『こみせ』は所有者のものであるとともに、市民みんなで利用するものである」という意識に対する評価を以て歴史的に価値のある資産と位置づけられた。

一方で「かぐじ」は、形態面で「こうあるべき」という基準が存在しない。歴史的景観形成計画の引用が示す通り、形態ではなく「かぐじ」に備わってきた利用の仕組みに価値を認め、これを資産と

¹²⁴ 前掲 100 の p.31 を引用

位置づけている。形態面の象徴が無く活用の自由度が高いからこそ、相隣関係の互助があった空間を、地域全体のために活用していくということ自体が「かぐじ」の継承や再生という意味に結びつけられている。この意味での位置づけを前提に、今後更なる「かぐじ」の集約、統合による公共空間整備が計画されていることから、行政計画における「かぐじ」の歴史的資産化は、行政が介入するための戦略的な手法であるという見方ができるだろう。

7.5.2 住民による「こみせ」と「かぐじ」への関与

(1) 「こみせ」への関与

重伝建地区内の関係住民

重伝建地区内の伝統建造物の「こみせ」を有する住民には、現状変更行為に対する規制がかけられている。形態の変更はもちろん通行を妨げる行為にも厳しいチェックの目が向けられており、住民は「こみせ」の連担への関与を法的に強いられている状況にある。

重伝建地区内の非伝統的形態の「こみせ」を保持する住民は、現況の歩行空間の維持に貢献するという形での連担空間への関与に加えて、修景による景観への貢献という形でも関与する方向へと誘導されている。ただし非伝統的形態の「こみせ」を解体、増改築する行為にかかる規制は伝統的建造物に対する規制と比して弱く、また修景するもしない原則としては所有者の判断に委ねられている。

そして重伝建地区内の空き地を含む「こみせ」を設けない敷地の所有者は、建替えや新築のタイミングで歩行機能と景観形成という二つの形での貢献が期待されているが、現況として「こみせ」の連担空間には関与していない。重伝建地区内では、伝統的建造物の「こみせ」の所有者（歩行機能と景観に貢献）>非伝統的形態の「こみせ」の所有者（歩行機能に貢献）>「こみせ」を保持しない敷地所有者（歩行機能、景観への貢献なし）というように、「こみせ」の連担への関与の度合いに明確な差が生じている。

重伝建地区外の住民

重伝建地区外の住民については、景観計画に基づく現状変更行為に対する届出義務が存在するが、必ずしも「こみせ」の連担に関与することを強制されているわけではない。併用住宅から専用住宅へ建替わる際に、「こみせ」の設置が行われた事例はこれまで存在しない。そして前町や横町を中心に残る非伝統的形態の「こみせ」を保持する住民は、歩行空間の維持に貢献するという形での現在の関与に加えて、修景による景観への貢献という形でも関与する方向へと誘導されている。これら減免等のインセンティブが無いながら「こみせ」の連担を形成する敷地は、自主的に関与しているという意味で貴重な存在である。しかし商業及び居住の継続が出来ずに空き家化している敷地が多く、今後専用住宅への建替えのタイミングで「こみせ」の連担に関与しないという選択を取ることが大いに予想できる。

こうしたなか重伝建地区外で新築された建築物に「こみせ」が設置されたケースは、これまでに1事例のみ存在する。横町に令和2年（2020年）6月にオープンした複合宿泊施設「こみせの宿・逢春」である。まちなかの観光振興、商店街の賑わい創出に寄与するものとして、中心市街地活性化支援事業の地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金を活用し、令和元年度（2019年）に整備が実施された。事業用地となったのは「横町かぐじ広場」の第1期事業にて横町側の回遊路用地を提供したS薬局の敷地であり、平成30年（2018年）に市内工務店が買収した¹²⁵（図7-74）。事業主体はこの工務店の社長が取締役を務め、「こみせ通り商店街振興組合」の理事長が専務取締役を務める民間

125 不動産登記を確認すると、平成30年（2018年）3月に「横町かぐじ広場」の第1期事業に関わった所有者から別の所有者へ所有が移転し、その後5月に工務店に所有が移っている。

企業である。設計は、平成 13 年度調査にて「こみせ」の詳細調査を担当した地元建築士の事務所が務めた。

専務取締役を務める商店街組合理事長の村上陽心氏は、平成 26 年(2014 年)に NPO 法人化した「横町十文字まちそだて会」の理事長でもある。この NPO は「松の湯交流館」の指定管理を行っている他、まちあるきツアーを初めとする様々なソフト事業を展開している。そして後述のように、「横町かぐじ広場」を活用したイベントも積極的に主催してきた。「こみせの宿」の設計にあたって村上氏は、「横町かぐじ広場」の横町側からの回遊路沿いという事業用地の立地を生かしたデザインの要望を出し¹²⁶、表だけでなく、回遊路沿いの建物側面にも「こみせ」を設けるという設計案が採用された(図 7-75、図 7-76、図 7-77)。ただし図 7-78 が示すように、事業用地の敷地形状と「横町かぐじ広場」の既存の植栽及び塀の位置によって、現況では「こみせの宿」の側面の「こみせ」と「横町かぐじ広場」の歩廊とは連担していない。

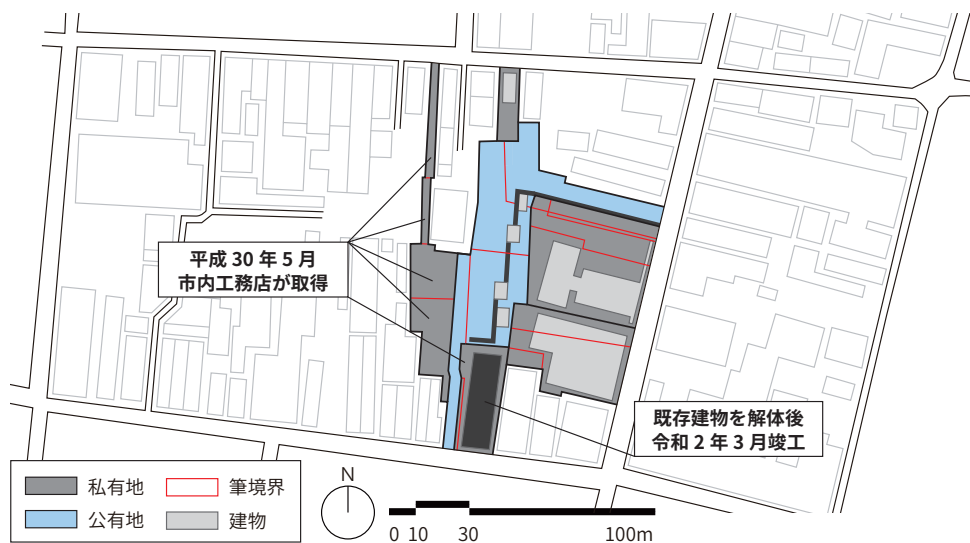


図 7-74. 「こみせの宿・逢春」整備事業用地¹²⁷



図 7-75. 北西側から見た既存建物解体後の事業用地¹²⁸

図 7-76. 北西側から見た「こみせの宿・逢春」の側面の「こみせ」¹²⁹

126 令和元年(2019年)8月の村上陽心氏へのインタビューにて、「かぐじ広場と繋げるデザインという要望を出した」と発言している。

127 地籍図及び該当する土地の不動産登記(土地全部事項)を参照し筆者作成

128 平成 30 年(2018 年)6 月筆者撮影

129 令和 2 年(2020 年)9 月撮影

図 7-77. 「こみせの宿・逢春」表の「こみせ」¹³⁰図 7-78. 「横町かぐじ広場」との接続部¹³¹

(2) 「かぐじ」への関与

住民による「かぐじ」への関与の一つ目は、自分が所有する「かぐじ」を私的に利用するという最も一般的な関与の仕方である。これには洗濯物を干す場として利用している場合や、自家用の駐車場として利用している場合等が含まれる。

二つ目は、自分が所有する「かぐじ」を有料の共同駐車場として開放するという仕方である。日常的な維持管理や冬季の雪かき等のコストを払うことで、「かぐじ」から収益を得ている。

三つ目は、自分が所有する「かぐじ」を特に利用しないという消極的な関与である。居住は継続しているが「かぐじ」を放置している場合と、空き家となり主屋も含めて放置されている場合が含まれる。

四つ目は、「かぐじ」の一部を公開空地として開放するという仕方である。現時点でこのパターンは、「じょんがら広場」と連動して整備された久〇鳴海家の土蔵周囲の「かぐじ」の一事例のみである。「こみせ会館」の「かぐじ」と自敷地の「かぐじ」を連担させることで、自由な通り抜けが可能な回遊路を形成している。

そして五つ目は、他人が所有する「かぐじ」を利用するという関与である。昭和戦前期まで自分が所有する「かぐじ」以外の「かぐじ」へのアクセスは、限られた相隣関係の中でのみ許されていた。居住者以外が「かぐじ」に出入りするという機会は、戦後昭和40年代に店舗裏の共同駐車場と、横丁という形で出現していた。これを足掛かりとして現在は、「横町かぐじ広場」や「じょんがら広場」、「松の湯交流館」の公共駐車場といった公有地化した「かぐじ」を自由に利用するという、新しい関与の仕方が生じている。

7.5.3 市民組織による「こみせ」と「かぐじ」への関与

(1) 「こみせ」への関与

第5章で明らかにしたように、戦後昭和41年（1966年）に市、商工会議所、町内会、商店会の代表から成る「こみせ解放促進期成同盟会」が発足し、「こみせ」の通行を妨げる行為を規制しようとする動きがあった。町内会ごとに承諾が得られ始めていたが、結果として実現には至らず、「こみせ」の連担に組織としての関与がなされることは無かった。そして現在も、NPOや町内会、商店会、商店街組合等が「こみせ」の連担の維持、形成を促進するという形では関与していない。また組織として「こみせ」を含む建築物を所有するといった事例も無く、所有面への関与はない。

一方で「こみせ」の連担空間の利用面に着目すると、近年組織として関与する事例が現れている。平成30年（2018年）より始まった、中町の「こみせ」の展示空間としての利用である。「こみせ通

130 令和2年（2020年）9月撮影

131 令和2年（2020年）9月撮影

り商店街振興組合」と黒石ねぶたの絵師団体「黒昇會」が共同で企画し、重伝建地区内の一部の「こみせ」を利用したねぶた絵の展示が行われている（図 7-79、図 7-80）。冬季に雪の吹き込みを防ぐために藪がはめられる柱間を活用するもので、従来には無かった景観を形成している。個人所有の「こみせ」を展示空間として利用するという新たな使い方であり、私的領域の一部でありながら、『こみせ』は所有者のものであるとともに、市民みんなで利用するものである」という意識によって連綿と継承されてきた空間の文脈を生かすものであると言えよう。



図 7-79. 久〇鳴海家の「こみせ」¹³²

図 7-80. 佐志仁の「こみせ」¹³³

(2) 「かぐじ」への関与

つづいて組織としての「かぐじ」への関与は、所有面では見られない。かつて「じょんがら広場」が共有者 18 名で所有されていたことは、有志らの組織が「かぐじ」の所有に関与していた事例と言えるが、現在は市に所有が移っている。現時点で商店街組合や町内会、NPO 等の組織が所有する「かぐじ」は無い。

一方で利用面に着目すると、組織として公有地化された「かぐじ」を利用する事例が多くある。中町の町内会では、毎年ねぶた祭りの最終日に上がる花火を「横町かぐじ広場」に集まって鑑賞するのが定番になっている。また商工会議所や「こみせ通り商店街振興組合」が主催する季節のイベントや、有志団体が主催する全国の手しごと作家を集めるイベント等が、「横町かぐじ広場」、「じょんがら広場」、「松の湯交流館」駐車場を会場として行われている。

こうした積極的な利用の先駆けとなったのが、平成 22 年（2010 年）に結成された「こみせ一家」という有志団体である。若手商店主やかつての「おおやけ」の跡継ぎ、「津軽こみせ株式会社」の社員等の 5 名が商店街の賑わい創出を目的に集まり、同年 9 月に「月見の宴」という野外イベントを「横町かぐじ広場」で開催した。このときに経験した広場内にテーブルやイスを設置するという使い方を生かし、翌年に別の有志団体が主催する手しごと展の会場として利用された¹³⁴。先に触れた「こみせ通り商店街振興組合」理事長の村上氏は、「こみせ一家」の中心メンバーであった。そして近年は「こみせ一家」のメンバーを含む NPO 法人「横町十文字まちそだて会」¹³⁵が主体となり、公有地化された「かぐじ」を利用した様々なイベントが企画、実施されている。

132 平成 30 年（2018 年）9 月筆者撮影

133 平成 30 年（2018 年）10 月筆者撮影

134 前掲 126 の村上陽心氏のインタビューにて経緯を確認した。「月見の宴」を開催するまで、「横町かぐじ広場」はほとんどイベントに使われていなかったという。

135 平成 24 年（2012 年）に県内初の「街なか通り再生プログラム」の適用を受けて発足した組織。当初は任意団体として活動し、平成 26 年（2014 年）11 月に NPO 法人化した。

このように町内会や商店街振興組合、商工会議所、有志団体、NPO といった組織を単位とする「かぐじ」への関わりは、市が所有し公共空間として整備された「かぐじ」に対する利用面での関与である。安全かつ快適な回遊空間として、あるいは駐車場として日常的な利用がなされるだけでなく、複数の組織が主体となり様々なイベントを催すことで、「ハレ」の空間として利用されている。歴史的に「かぐじ」は居住中心の空間であり、「ハレ」に対する「ケ」の空間であった。「かぐじ」を公共空間化することは居住中心の「ケ」の空間を商業や観光を担う空間へと転換することであり、この裏を表化する空間再編により、街区内側の「かぐじ」に様々な主体が関わる機会が生まれている。



図 7-81. イベント利用時の「横町かぐじ広場」¹³⁶



図 7-82. イベント利用時「松の湯交流館」駐車場¹³⁷

7.5.4 小括

「こみせ」に対する行政の介入

純粹な商業地ではなくなった黒石の歴史的商業地において、「こみせ」の保全、再生がもたらす利益は以下の3点にある。まず一点目として「こみせ」の連担による景観形成は一つの観光資源であり、商業・観光の活性化を目指すまち全体にとっては利益がある。二点目は防雪性の歩行空間としての機能であり、安全性や快適性が高く、高齢者を主とする歩行者にとって利益がある。そして三点目は、一点目と二点目の結果としての来街者の増加が、店舗を持つ商業者にとっての利益に繋がる。

しかし一方で、商いを辞めた居住者にとっての短期的な利益は見えにくく、連担に関与するモチベーションがかつてのようには明確でないという課題がある。こうした状況を前提に行政は、「こみせ」の連担を途絶させている敷地に対して関与を強制する拘束力を持つわけではないが、明治以降初めて「こみせ」の連担維持に介入している。文化財保護の目的に加えて、まち全体への利益が新規出店や居住維持に結びつくという好転を目指し、既存の「こみせ」に対する現状変更行為に規制をかけて保全を図りつつ、要所の「こみせ」を所有し再生するという役割を担うようになってきている。

「かぐじ」に対する公的主体の介入と、所有者以外の住民、市民、組織の関与

人口減少、高齢化によって私的領域の一部として居住者が「かぐじ」を使いこなすことが困難になりつつある状況において、手が入らず管理放棄された「かぐじ」を集約、統合して公有地化し、公共空間とすることで、町内会や商店街組合、商工会議所、NPO 等による豊かな利用が生まれている。所有に行政が関与して恒久的なオープンスペースを担保し、利用に住民や市民、組織が関与することによって、余剰となった「かぐじ」を商業や観光に貢献する「表」に変える空間再編が行われてきたと言えよう。

136 手しごとと作家が集まるイベント「こでんてん」の様子。平成30年（2018年）6月筆者撮影

137 前掲136に同じ。平成30年（2018年）6月筆者撮影

7.6.1 街区単位の空間再編における表と裏

まず黒石の歴史的な中心商業地が抱える現代的な課題は、人口減少、高齢化、空き店舗の増加と老朽化、常態化した空き地の駐車場利用による空洞化の進展にある。人が集まるまちなかにとって駐車場の機能配置自体は必要だが、現況は時間的、空間的にランダムに発生する空き地が暫定的に駐車場となり、町並みの連続性を喪失させている。昭和 60 年代に既に顕在化していた商業集積の低下という課題はその後好転することなく、むしろ平成 10 年代以降衰退に拍車がかかった。そして観光客数も減少傾向にあり、観光地として経済効果を出せる状況ではない。

本章はこうした現代的な課題を前提に、「こみせ」と「かぐじ」を生かした空間再編がどのように展開してきたか、そして今後どのように進められようとしているか、さらにそれぞれの所有と利用に様々な主体がどのように関与しているかという点を明らかにした。

まず行政が「かぐじ」を集約、統合した「横町かぐじ広場」を土台とする中心街区での空間再編と、民間事業の連動により「かぐじ」を連担させて回遊環境を創出した一街区での空間再編は、いずれも表と裏を空間的に繋ぎ、裏を表化するものであった。ただし前者は私的領域の一部として所有が分かっていた「かぐじ」をひとまとまりに公有地化し、所有面での流動性を固定化し、恒久的な公共空間を生み出すものであった。したがって伝統的な「かぐじ」の使われ方である、所有をそのままに境界を越えて連担を形づくるといった文脈は断ち切られた。

そして今後の街区単位の空間再編も、この裏を表化する方針を引き継いでいる。表の安全かつ快適な歩行空間を「こみせ」の連担の保全、再生により形成しながら、居住者により使いこなすことが難しくなっている「かぐじ」の所有に行政が介入して集約、統合し、利用に多数の住民や市民、組織が関与することで、街区内側の回遊性と防災性を向上させる公共空間を創出しようとしている。「かぐじ」を「ケ」から「ハレ」の空間に変えるという裏を表化する空間再編は、私的領域の一部を公有地へ、私的利用と共同利用の並存を恒久的な公共利用へ、居住の利便性を支える役割を商業や観光を担う役割へと変えており、「かぐじ」の歴史的な文脈を大きく転換させるものであると言える。

7.6.2 行政による「こみせ」と「かぐじ」への介入

では、私的領域の一部である「こみせ」と「かぐじ」に対する行政の関与は、如何なる段階を踏んだことにより可能となったか。まず現在の重伝建地区内の現状変更行為に対する規制（ムチ）と固定資産税の不均一課税（アメ）という形での公的介入は、昭和 58 年度調査から伝建地区指定のあった平成 16 年（2004 年）までの間に、中町関係住民と行政、そして周辺の町内会や商店街、市民を巻き込んだ議論の蓄積があり、十分な合意形成が図られたことで可能となった。

一方で私的領域に囲まれる「かぐじ」は、歴史的に公的主体が介入する空間ではなく、あくまでも居住者が自分たちのために連担関係をもち、空間を融通し合っていた。しかし経済的な地盤沈下によって民間の開発圧力が著しく低下するなか、低未利用化した「かぐじ」を細やかに再編し有効活用していくにおいて、「かぐじ」を集約、統合して公有地化し、恒久的な公共空間に変えるという形がとられている。

こうした「かぐじ」の所有に対する行政介入を可能とした背景には、まず信用できる間柄での土地売買を基本とする慣行において、地権者にとって行政が信用に足る相手と見なされたことが重要である。昭和戦前期まで最も信用力のある主体は大地主たる「おおやけ」であっただろうが、圧倒的な資金力を有した「おおやけ」が姿を消した今、行政がその担い手に代わったと見ることができる。

また起点となった「横町かぐじ広場」が商店街組合発案の事業であり、商店主を主体とする議論の

中で中心街区としての位置づけを得ていた。しかし組合員の経済状況の悪化から事業化が叶わなかったため、顔の見える距離感を前提とするローカルな政治的配慮によって公共投資が行われた。

さらに「かぐじ」が有してきた敷地境界を越えた利用面での柔軟性と、奥行方向の敷地規模を調整する所有自体の柔軟性という歴史的な文脈が、「かぐじ」の一部を切り離して手放すということのハードルを低めていると考える。また昭和40年代に現れた「かぐじ」の共同駐車場化や店舗駐車場化は、表の商店街を補完しつつ居住者以外の「かぐじ」の利用を生み出すものであり、一方「かぐじ」を生かした歓楽街の形成は、既に裏を表に変える空間再編であった。こうした連綿と続く「かぐじ」の柔軟性と、それらを生かしながらも文脈を変える空間再編が土台となり、その延長上にあるものとして行政による「かぐじ」への介入が実現したと言えよう。

そして現在の「かぐじ」の歴史的資産としての位置づけは、そこが共同で利用されてきたという点に歴史的な重要性を置いており、象徴となる形態については定めていない。したがって手を入れる際の自由度は比較的高く、防災性や回遊性の向上など、中心市街地が必要とする機能を上手く埋め込む余白を提供している。この戦略的な歴史的資産としての位置づけが、地域固有の歴史を生かしたまちづくりという黒石の大きなテーマのなかで、「かぐじ」に積極的に手を加えていく根拠を行政側に与えている側面があると考えられる。

以上の複数の条件の重なり合いにより、これまで私的領域の一部であった「かぐじ」の所有を、行政が支えるという形が成立してきたと言えよう。

第 8 章 結論

8.1. 各章のまとめ

本節では、第2章から第7章までに得られた知見を整理する。

8.1.1 第2章

第2章は、黒石をめぐる近代化の画期として戦後改革—1) 新憲法における国民主権の明示、2) 思想・言論・結社の自由、3) 婦人参政権、4) 「家」制度の解体、5) 地方自治、6) 教育改革、7) 労働改革、8) 農地改革、9) 財閥解体、10) 独占禁止法—を導出し、改革以前の黒石の商業地における社会関係を適切に把握することを目的に、伝統主義的な社会構造の特徴を明らかにした。

第2節は社会学分野の既往研究から、昭和戦前期までの日本の近代化の特徴が経済、政治、社会—文化の3つのサブシステムの跛行性に由来する不安定性と、そこから発生する絶え間ないコンフリクトにあるということを整理した。戦前期に政府が上から押さえつけることで対処していたコンフリクトを源泉から解消したのが戦後改革であり、これによって戦後民主主義と自由競争経済が実現し、平準化—階層格差の縮小と意識レベルでの中間層化—した大衆社会—伝統的な家と村落の結合が解体し、ブルーカラーとホワイトカラーの区別がほぼ消滅し、伝統的なしきたりが継承され難い社会構造及び社会意識の状態—となった。

第3節は伝統主義的体質が解体されずに存続していた戦前期を対象に、文献資料を基に黒石の社会構造を家族、村落と都市、企業組織、社会階層の4点から明らかにした。家と経営体が未分離な自営の商業者が都市住民の多くを占めた戦前の黒石にあって、血縁原理を紐帯として形成される継続事業体の家はマキと呼ばれる同族集団に包まれて存在し、血縁においては本家分家の上下秩序に身を置きながら、周辺農村に耕地を有する寄生地主として隷属的な支配従属関係を築き、また地縁的結合としての町内会、職縁的結合としての同業者組合では対等な関係を結んでいたという重層性を明らかにした。

そして黒石の階層構造の中でも上位に君臨した資産家が「おおやけ」と呼ばれ、彼らは自営の商業者や実業家であり、周辺農村に小作地を抱える寄生大地主であり、金融機関や会社の経営に責任を負う資本家であり、また政治家であったという特徴を明らかにした。「おおやけ」が個々で、あるいは複数で協力して行う様々な事業によって都市機能が充足され、戦前期の黒石は発展した。

8.1.2 第3章

第3章は、黒石を特徴づける重要な要素として多雪地域という自然条件に着目した。そこに暮らす人びとにとって雪はどのような存在と見なされてきたか、また雪がもたらす災害はどのように生じ、どのような技術によって対応が図られてきたかという点から、都市と雪との関係の変遷を整理し、また「こみせ」と「かぐじ」という表裏の連担空間の特性と、対雪技術全体における位置づけを明らかにした。

第2節は、既往研究を基に雪害観、雪害の様相、対雪技術を1)～大正末期、2) 昭和初期～昭和30年頃、3) 昭和30年頃～昭和末期、4) 平成初期～の4時代に区分し、多雪地域全体の画期が昭和30年代から本格化する対雪技術の機械化にあることを整理した。かつて多雪地域の都市部では、堆雪場となる道路沿いに雁木を連担させることで歩行空間を生み出し、裏地を連担させて隣戸間で雪下ろしに共同利用するというように、町並みの表と裏で所有を越えた利用の工夫が見られた。しかし戦後に道路の雪処理が行政の責務となると、車道と歩道の確保は除雪車による除雪と流雪溝・融雪溝による排雪によって対応されるようになり、伝統的な雁木の機能的価値が相対的に低下した。一方で、裏地の堆雪場としての共同利用は継承された。公的領域と接する表の雁木と、私的領域に囲まれた裏の変容の違

いが、対雪技術の発展過程で顕著に現れたことを明らかにした。

第3節は、黒石を含む津軽地方の雪害史と対雪技術の変遷を既往研究を基に整理した。基本的に多雪地域全体と同様の流れを辿っており、雪害の様相は人や財産への直接的被害が主であった時代から、経済的不利益を包含した雪害観を生み出し、さらに冬型交通事故や雪処理弱者世帯の人身事故などその被害を増幅させている。

戦前期の黒石及び周辺農村では、私的領域の雪処理は家単位で行い、隣戸間の道路の確保は町内・部落単位での分担作業で行い、集落間道路の確保や道路の一斉雪切りは部落や町内のルールに基づく総出の作業で行っていた。こうした私的領域から公的領域までを網羅する合理的な雪処理システムが、平地、山裾、山間部それぞれの降積雪の特徴に応じた常設・仮設の設備と空間構成の規則性と組み合わせ、雪という宿命的な課題に順応していた。

第4節は章括として、戦後の車社会化と対雪技術の機械化が多雪地域の画期となったこと、伝統的な「こみせ」と「かぐじ」の連担空間の対雪技術における位置づけについて論じた。一点目は繰り返しになるが、社会的・経済的損失をも含めた雪害観は、雪を克服すべきハンディキャップと位置づけた。克雪型の都市づくりによって幹線道路から順に雪が消え、多雪地域の都市空間は大きく変容した。

二点目の「こみせ」の雪に対する役割は、新潟を中心とする雁木の連担との間に明確な違いがない。「こみせ」を連担させることで公共利用の歩行空間を生み出す仕組みが成立したのは、「こみせ」を連担させることが商業地全体の利益—雪の有無に関わらず集客を可能にする—にも、ミセの利益—通行人をミセへと誘い込む—にも結びつくからであった。

一方で「かぐじ」の雪に対する役割については、これもまた多雪地域一般に見られる裏地の特性との間に違いはない。私的領域の裏の一部を所有をそのままに隣戸間で連担させることは、屋根雪による家屋・人身被害のリスクを軽減させ、安全な居住を維持するために必要な仕組みであった。

8.1.3 第4章

第4章は、昭和戦前期までの黒石、すなわち伝統的な社会構造が残存し、道路が堆雪場であった時代の黒石を対象として、歴史的な中心商業地の表と裏の連担空間が街区単位でどのように成立していたかというメカニズムを明らかにした。

第2節は、まず史料より江戸期から昭和27年(1952年)までの街区割を再現し、新たな坂の整備や黒石駅の開業とともに商業の中心が街道筋から外れていったこと、そして歴史的な中心商業地の街区割にはほぼ変化がなかったことを明らかにした。

次に旧土地台帳を用いて敷地割の変遷を分析し、所有者間の社会関係を考慮しながら「こみせ」と「かぐじ」の連担の仕組みを明らかにした。表の「こみせ」と裏の「かぐじ」はいずれも経済力に応じて持分が配分されており、敷地間口と奥行の広い「おおやけ」の家ほど長い「こみせ」を設け、広い「かぐじ」を持った。一方で両者の連担の仕組みには異なる点が存在し、「こみせ」の連担は表通りに沿って直線状に形成されるが、「かぐじ」の連担は不整形である。そして「こみせ」の連担がもつ防雪性の歩行空間という役割は、通りを構成する全ての町家が連担に関与したときに最も機能性が高まるが、「かぐじ」は規模の大小によって使われ方が異なり、大きい「かぐじ」は物理的に囲い込まれ、冬季を除いては周囲と連担しなかった。対して中小規模の「かぐじ」同士は雪の無い時期にも敷地境界を越えて連担を形成し、私的利用と限られた居住者同士での共同利用を上手く并存させていた。

また黒石の歴史的な中心商業地における昭和戦前期までの土地売買は、親族や知人間での取引が基本であった。閉鎖的な関係性においてのみ柔軟な土地の移転や交換が行われ、さらに買い手のつかない土地を複数の「おおやけ」が一時的に共同所有することにより、地域内で土地を循環させるセーフティネットが形成されていた。こうした慣行のなかで「かぐじ」は臨機応変に分割、統合が図られる流動

性の高い空間であり、資金繰りの必要な家は「かぐじ」の一部を手放し、余裕のある家はそれを受け取り付属屋を増やすという、商売状況に応じて「かぐじ」を相互にやり取りするシステムが成立していた。

第3節は敷地利用形態の視点から、特に昭和戦前期の「こみせ」の形態のバリエーションを明らかにした。藩政期は「こみせ」の底地を非課税とするインセンティブとともに、自由な通行を妨げる行為を規制するという藩の介入がなされていた。しかし明治以降は課税対象に組み込まれ行政による介入も無くなり、大正期より既に「こみせ」の連担を途絶させる銀行建築が出現していたことを確認した。一方で耐火を目的とする近代的な表構えを採用した町家が非伝統的形態の「こみせ」を設けていたことから、連担の維持に介入していた藩の公権力が無効となって以降も、冬季の機能的必要性が「こみせ」の連担を担保していたと考察した。

第4章は章括として、「かぐじ」の特性—所有の流動性—と、「こみせ」と「かぐじ」の連担の仕組みについて論じた。閉鎖性の高い土地取引の慣行のなかで、街区内側の「かぐじ」の所有の境界線は動的であり、特に大街区ほどその傾向が顕著であった。この流動性によって商売状況に応じて敷地規模の調整を図る仕組みが成立しており、変化を吸収し、柔軟に奥行を動かす「かぐじ」が表のミセが担う商業機能を補完していた。

そして公的領域に面して形成される「こみせ」の連担は、所有をそのままに私的領域の中に公共利用を生み出すものであり、公的領域と私的領域の利用の境界線を曖昧にする。ただし隣接する町家間の「こみせ」の所有の境界線は明確で、各々が敷地間口分の責任を負いながら横に連担することで、まち全体にとって利益があり、またミセににとっても利益のある空間を成立させていた。そして差し出す「こみせ」の長さは、「おおやけ」とその他中小商人との間に存在した階級格差を象徴するものであった。

一方で私的領域に囲まれて成立する「かぐじ」の連担は、冬季を除き、必ずしも全ての町家が関与するものではなかった。限られた関係性のなかで、所有をそのままに私的領域の中に共同利用を生み出すものであり、隣接する敷地間の利用の境界線を曖昧にした。所有の境界を越えて空間を融通し合う利用面での柔軟性と、敷地境界自体を動かす所有面での柔軟性によって、連担関係にある家同士の生活の利便性や安全性を高める空間が成立していた。

8.1.4 第5章

第5章は、黒石における戦後から高度経済成長期にかけての社会的状況を整理し、その変化に伴う「こみせ」と「かぐじ」の変容を明らかにした。

第2節では、黒石の戦後近代化の特徴が、工業化に遅れたこと、際立った人口増加をすることなく減少傾向に転じたこと、商圈が縮小し弘前市の第2次商圈に組み込まれていったことにあると整理した。そして戦後の都市計画は街路事業を主に進められ、克雪型の広幅員の道路づくりとともに、津軽定住圏における弘前市との機能分担が目指された。近世由来の都市基盤が発展上の課題と見なされた歴史的な中心商業地においては、旧街道筋の拡幅が決定された。

第3節は、昭和50年代までの街区割と敷地割の変容を明らかにした。街区割は歴史的な基盤が継承され、前述のようにこのことが都市発展の阻害要因と見なされていた。敷地割については、特に大街区において変化があり、「かぐじ」を含む敷地の一部を連担させて歓楽街を形成する動きと、「かぐじ」を分割、統合し駐車場に転用する動きがあったことを明らかにした。

第4節は、昭和57年代までに生じた「こみせ」の形態と「かぐじ」の使われ方の変容を明らかにした。戦後の機械除雪の普及と駐車場需要の高まりが「こみせ」の連担を途絶させる敷地を増やしたが、「こみせ」の取り込みに対する改善を目的に発足した「こみせ解放促進期成同盟会」は具体的な成果を上

げられず、所有者以外が「こみせ」の連担の維持に介入する仕組みはつくられなかった。

「かぐじ」については、戦後の大きな変化として、敷地間の物理的境界が増加した。そして接道条件や立地の良さを利用して「かぐじ」を駐車場に転用する敷地が現れた一方で、「こみせ」を潰して前面に駐車スペースを確保する敷地もまた生じたことを明らかにした。

第5節は章括として、戦後から昭和50年代前後までの「こみせ」と「かぐじ」の変容について論じた。戦後の車社会化に伴う対雪技術の機械化が「こみせ」の必要性をかつてほど差し迫ったものにはなくなり、「こみせ」の通行を妨げる増改築や利用、そして敷地前面の駐車場化の混在が、歴史的商業地の「こみせ」の連担性を徐々に低下させた。「こみせ」の連担を形成することが、商業地全体にとっての利益とも、それぞれのミセにとっての利益とも結びつきにくくなったと言える。一方で「かぐじ」については、堆雪場を融通し合う冬季の連担関係は継承されたが、雪の降らない時期にも所有をそのままに「かぐじ」を連担させ、私的利用と限られた関係性での共同利用を並存させていた関係性は薄まった。

こうしたなかでの一部の「かぐじ」の共同駐車場や店舗の来客用の駐車場への転用は、表のミセが担う商業機能を補完するという「かぐじ」がもつ歴史的な文脈を継承しながらも、居住者にとっては、商店街への来街者にとっての利便性を支える空間へと「かぐじ」を変えるものであった。また「かぐじ」を生かした歓楽街の形成は、「かぐじ」がもつ敷地境界を越える利用面での柔軟性を継承しつつ、居住中心の空間であった「かぐじ」を商業の場へと変化させるものである。歴史的な文脈が転換し、「かぐじ」自体が商業機能を担う空間となる、すなわち裏が表になるという再編が、戦後昭和40年代に住民らの自発的な動きの中で生じていたことを明らかにした。

8.1.5 第6章

第6章は、「こみせ」と「かぐじ」が段階的に歴史的資産化し、中心市街地の商業・観光施策における重要な位置づけを得るに至ったプロセスを明らかにした。まず第2節は、「こみせ」に対する歴史的資産としての評価が文化財保護法改正前後に出現し、昭和50年代後半には市の行政計画にも保存すべき歴史的資産と据えられたことを整理した。そして昭和58年度(1983年)の中町を対象とした伝統的建造物群保存調査は、「こみせ」の連担がもつ空間的価値のみならず、そこに連綿と続いてきた所有意識を含めた貴重さを住民、市民が発見する最初のきっかけとなった。しかし「こみせ」の所有者である住民と利用者である市民の間には温度差があり、関係住民の意思統一の困難性と旧街道筋の拡幅問題、ショッピングセンター計画との調整から地区指定には至らなかった。

第3節は、関係住民を含む中心商店街の合意形成が図られ、黒石商圏の復活を目指す活性化施策において「こみせ」が核に位置づけられたことを明らかにした。当初保存に反対の立場をとっていた関係住民らも加わり発足した商店街振興組合が「こみせ」の町並みをテーマとする祭りを始めたこと、そしてメディアによって「こみせ」の町並みが取り上げられたことが、来街者を増加させる資源としての可能性を商店主に認識させた。昭和60年代から平成11年(1999年)までの商業・観光施策では、各商店街の機能分担に応じて将来像に「こみせ」が関連づけられ、中町に残る伝統的形態の「こみせ」に観光資源としての役割が付与されるとともに、「こみせ」がもつ防雪性の歩行空間としての役割が再評価された。

第4節は、昭和58年度調査では保存すべき景観要素として言及されなかった「かぐじ」が、「こみせ」の歴史的資産化を起点とする一連のプロセスのなかで、段階的に歴史的資産と位置づけられるに至った経緯を明らかにした。旧街道筋の拡幅を代替する空間的余地としての「かぐじ」の発見は、「こみせ」の連担を保全、再生しようとする住民側の希望から生まれたものであった。「かぐじ」は表の整備を補完する空間として位置づけられ、そして具体的な空間再編の実現を経て、「こみせ」に並ぶ歴史的

資産と位置づけられた。

第5節は章括として、「こみせ」と「かぐじ」が段階的に歴史的資産と位置づけられたプロセスを再度整理し、商業・観光施策における「こみせ」と「かぐじ」の文脈の継承と転換について論じた。黒石の魅力を生かした商業・観光施策の議論は、「こみせ」の連担が残る表の重要性を高めたと同時に、裏に残る「かぐじ」を表の整備を補完する重要な整備の場として位置づけた。

この表を補完するという裏の役割は、歴史的にはミセの商売状況に合わせた奥行方向への敷地規模の調整という形で、戦後は表の商店街にとって必要な駐車場を受け容れるという形で継承されてきたものであった。ただし共同駐車場や店舗用の駐車場への転用は、生活の利便性を支える居住中心の空間を、来街者の利便性を支える空間へと変えた。

またこの表を補完する役割を転換し、「かぐじ」自体に商業機能を担わせる歓楽街の形成も生じていた。これら戦後昭和40年代に既に生じていた歴史的な文脈を継承、変化させる空間再編を足掛かりとして、限られた関係性の中で私的利用と共同利用を並存させていた「かぐじ」を、中心市街地の商業・観光施策のために生かしていくという方向性が定められたと言える。

8.1.6 第7章

第7章は、中心街区の「かぐじ」の広場化を起点に展開した街区単位の空間再編に着目し、その実態と、「こみせ」と「かぐじ」に関与する主体の変容を明らかにした。まず第2節では、歴史的な中心商業地の現況を整理した。平成10年代以降商業集積の低下に拍車がかかり、歴史的な中心商業地では空き店舗の老朽化が新規出店の阻害要因となっている。また空き地の暫定的な駐車場利用が町並みの連続性を失わせており、純粋な商業地としての性格は失われている。

第3節は、平成8年（1996年）から平成16年（2004年）に実現した2街区の空間再編の展開を明らかにした。中心街区では行政が「かぐじ」を集約、統合し整備した緑地広場及び回遊路を土台として、隣接の一地主権者を事業主体とする店舗建設が連動した。もう一方の街区では、TMOによる店舗の修景と「かぐじ」の駐車場兼イベント広場整備、土蔵の改修が連続的に行われ、これと連動する形で隣接の一地主権者を事業主体とする土蔵の店舗化が生じた。前者は「かぐじ」を公有地化するものであり、後者は所有をそのままに2敷地の「かぐじ」を連担させるものであり、これによって街区内側に回遊環境が創出されたことを明らかにした。

第4節は、一つの到達点となった中町の重伝建地区選定について言及し、伝統的な形態を維持する「こみせ」の空間的価値が法的に保護されたという成果に加えて、「かぐじ」が伝統的な景観要素に含められた事実を明らかにした。「こみせ」を守るために住民らが見出した「かぐじ」であったが、一連のプロセスを経て、文化財的視点からの発見に繋がった。

第5節は、「こみせ」が歴史的資産と位置づけられて以降の「こみせ」と「かぐじ」に関与する主体の変容から、「こみせ」と「かぐじ」の所有と利用を誰が支え、人口減少や高齢化、空洞化という現代的課題に対応しようとしているかを明らかにした。純粋な商業地ではなくなりつつある現在は、「こみせ」の連担が高齢者にも安全かつ快適な歩行空間の形成と景観形成という点でまち全体にとってプラスとなる一方で、敷地前面を差し出す居住者にとっての利益が見え難い。まち全体への利益が結果として新規出店や居住維持に結びつくという連鎖を目指して、行政は既存の「こみせ」に対する現状変更行為に規制をかけつつ、新たな「こみせ」の再生を誘導している。

一方で「かぐじ」は低未利用化し、所有を免れようにも移転先が現れにくい現況にある。そこで手が入らず管理放棄された「かぐじ」を行政が集約、統合して公有地化し、公共空間とすることで、町内会や商店街組合、商工会議所、NPO等による豊かな利用を促している。所有に行政が関与して恒久的なオープンスペースを担保し、利用に住民や市民、組織が関与することによって、余剰となった「か

ぐじ」を商業や観光に貢献する「表」に変える空間再編が行われてきており、今後も更なる展開が計画されている。

第6節は章括として、街区単位の空間再編における表と裏、そして行政による「こみせ」と「かぐじ」に対する介入について論じた。行政が「かぐじ」を集約、統合した「横町かぐじ広場」を土台とする中心街区での空間再編と、民間事業の連動により「かぐじ」を連担させて回遊環境を創出した一街区での空間再編は、いずれも表と裏を空間的に繋ぎ、裏を表化するものであった。そして今後の空間再編の方針も、表の安全かつ快適な歩行空間を「こみせ」の連担の保全、再生により形成しながら、「かぐじ」の所有に行政が介入して公有地化し、利用に多様な主体が関与することで、低未利用化した「かぐじ」を「ケ」から「ハレ」の空間に変えようとしている。このことは私的領域の一部を公有地へ、私的利用と並存した共同利用を恒久的な公共利用へ、居住の利便性を支える役割を商業や観光を担う役割へと変えるものであり、「かぐじ」の歴史的な文脈を大きく転換させ、周囲との連担関係を断ち切るものであると言えよう。

そして重伝建地区内の「こみせ」に対する現状変更行為の規制と固定資産税の不均一課税という公的介入は、一度目から二度目の伝建調査までの間に、中町関係住民と行政、そして周辺の町内会や商店街、市民を巻き込んだ議論の蓄積があり、十分な合意形成が図られたことで可能となった。

一方で「かぐじ」を公有地化するという行政介入の背景には、地権者にとって行政が信用に足る相手と見なされたこと、起点となった「横町かぐじ広場」が商店街組合発案の事業であったこと、連綿と続く「かぐじ」の所有と利用の柔軟性があったこと、その柔軟性を生かしながらも文脈を変える再編が昭和40年代に既に生じていたことがある。

そして現在の「かぐじ」の歴史的資産としての位置づけは、形態ではなく、共有地であったという点に歴史的な価値を置いている。したがって「かぐじ」の継承や再生が意味するところは自由度が高く、防災性や回遊性の向上など、中心市街地が必要とする機能を上手く埋め込む余白を提供している。この戦略的な歴史的資産としての位置づけが、地域固有の歴史を生かしたまちづくりという黒石の大きなテーマのなかで、「かぐじ」に積極的に手を加えていく根拠を行政側に与えていると言えよう。

8.2. 多雪地域の小都市歴史的な中心商業地における連担空間の変容

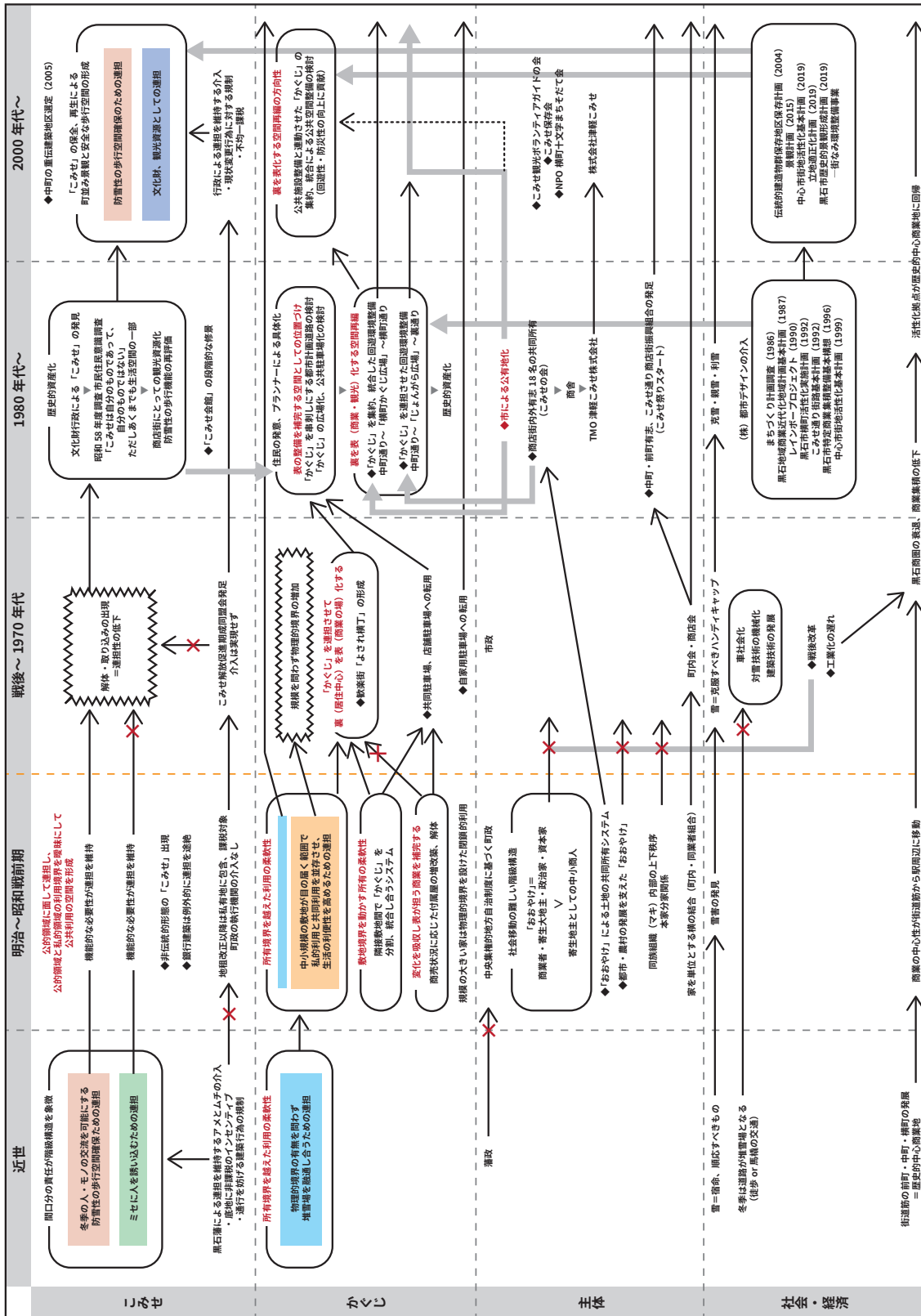


図 8-1. 「こみせ」と「かぐじ」の変容¹

1 筆者作成

本研究の目的は、多雪地域の小都市黒石の歴史的な中心商業地を事例に、表の「こみせ」と裏の「かぐじ」に着目し、敷地境界を越えて私的領域の一部を連担させてきた仕組みと、それぞれの空間に関与してきた主体のあり方も含めて、歴史的集積の総体としての「こみせ」と「かぐじ」の変容を明らかにすること、そしてこの歴史的な文脈と近年の空間再編との結びつきを明らかにすることであった。各章の知見から、社会的、経済的な状況や主体との関係性の中で、「こみせ」と「かぐじ」がどのように変容してきたかという点を時間軸上に整理したものが図 8-1 である。

8.2.1 「こみせ」の連担の仕組みと変容

黒石陣屋町の成立とともに歴史的な商業地において形成された「こみせ」の連担空間は、豪雪の中で人とモノの交流を可能にしようとする町全体にとっても、敷地を差し出すミセにとっても利益を生み出すものであり、全ての町家が経済力に比例する敷地面積分の責任を負うという仕組みが、「おおよけ」と中小商人の間にある階級構造を象徴していた。

藩政期には「こみせ」の連担維持に働く黒石藩によるアメとムチの介入があり、「こみせ」の底地を非課税とするインセンティブを付与するとともに、「こみせ」の通行を妨げる行為には規制がかけられていた。その後地租改正を機に「こみせ」の底地は私的領域に組み込まれ、また中央集権的な地方自治制度の中で町政の執行機関が「こみせ」に規制をかけることは無くなったが、道路が堆雪場として使われていた昭和戦前期までは、雪の中に安全かつ快適な歩行空間を生み出す機能的な必要性が、「こみせ」の連担を担保していた。公的領域に面して横に連担し、私的領域と公的領域の利用の境界を曖昧にすることで、私的領域から公共利用の歩行空間を創出するという仕組みが、伝統的な「こみせ」の連担のメカニズムであった。

しかし戦後昭和 30 年代頃から克雪の時代が本格化し、車社会の到来によって都市の排雪負荷が各段に上昇すると、公的領域である道路の除排雪が行政の責務となり、幹線道路から順に雪が消えていった。これによって堆雪場となる道路沿いに歩行空間を形成していた「こみせ」の機能的な必要性が低下したことは、「こみせ」の解体撤去や「こみせ」の取り込みを増加させ、また商業集積の低下はこうした傾向を助長した。こうした戦後の「こみせ」の連担性の低下に対しては、昭和 40 年代頭に交通安全運動の文脈から問題とする視点が出現し、市、商工会議所、町内会、商店会の代表から成る「こみせ解放促進期成同盟会」が発足した。町内会や部落の座談会でも「こみせ」の連担を再生させる必要性が議論され、警察側も解放の要請を出したが、具体的な介入は実現しなかった。文化財的な価値や景観としての価値が認識される以前の時代において、生活空間の一部である「こみせ」に第三者が介入することは困難であった。

その後、昭和 50 年（1975 年）の文化財保護法改正の前後に中町に残る「こみせ」の町並みが文化財行政により発見され、市の教育委員会が主導となり昭和 58 年度（1983 年）に伝統的建造物群保存調査が行われた。伝統的形態の「こみせ」がもつ文化財としての価値が評価されるとともに、『こみせ』は所有者のものであるとともに、市民みんなが利用するものである」という「こみせ」の連担を継承させてきた意識の価値が明文化された。このときは、地区指定が不動産価値を損なうのではないかという不安や、生活や商売に不利益をもたらすのではないかという不安から関係住民の合意形成は図れず、加えて中町の「こみせ通り」を含む旧街道筋の拡幅の問題、中町の一角におけるショッピングセンター建設計画の問題から、地区指定には至らなかった。

しかし、この調査を契機に「こみせ」と商店街の活性化施策との結びつきが意識され始め、調査時点では反対の立場をとった関係住民を含めて、「こみせ」を生かしたまちづくりが動き始める。商業・観光施策を議論する過程において、伝統的形態の「こみせ」の連担に観光資源としての役割が付与されるとともに、「こみせ」の連担が本来有してきた防雪性の歩行空間としての役割が再評価され、既

存の「こみせ」を保全しながら、新たな「こみせ」を再生していくことが重要施策と位置づけられた。

そして平成 17 年（2005 年）に中町の「こみせ通り」が重伝建地区に選定されて以降、現在は藩政期以来初めて、「こみせ」に対して行政がアメとムチの介入をしている。アメが地区内の建築物に対する不均一課税であり、ムチが現状変更行為に対する規制である。行政が関与してまで「こみせ」の連担を保全、再生しようとすることは、防雪性の歩行空間を確保するためという点に加え、かつての雪の中でミセに人を誘い込むためという点から、文化財の保護と、観光資源としての活用という点に変わっている。

こうした「こみせ」の変容のなかで一貫していることは、それぞれが間口分に責任をもち、私的領域の中から所有をそのままに公共利用の空間を生み出すという連担の仕組みである。戦災を受けず、また拡幅も実現しなかったという背景のなかで、「こみせ」の底地を公有地化しアーケードに変えるということは起きなかった。そして「こみせ」の歴史的資産化とともに、その連担の仕組み自体の価値が評価されたことで、現在は私的領域の一部として継承することに重きが置かれている。「こみせ」の形態や、連担に関与する敷地の数、公的主体の介入の仕方は時代によって変化してきたが、連担を維持しようとしてきた所有者がもつ、「こみせは自分のものであって、自分のものではない」という意識は、近世から現在まで連綿と継承されてきたと言えよう。

8.2.2 「かぐじ」の連担の仕組みと変容

蔵や倉庫、便所などの配置とともに、余白となるオープンスペースが畑や物干し場として利用され、冬になると堆雪場となった「かぐじ」は、敷地の所有境界を越えて相互に連担させることで、限られた居住者同士の生活の利便性を支えていた。必ずしも全ての敷地が「かぐじ」を連担させていたわけではなく、私的利用と共同利用が上手く并存していた。

この所有を越えた利用面での柔軟性に加えて、特に昭和戦前期までの「かぐじ」には所有の境界自体を動かす、所有面での柔軟性があった。隣接する敷地間で「かぐじ」を分割、統合し合うシステムが成立しており、これによる商売状況に応じた奥行方向への敷地規模の調整が、表のミセが担う商業機能を補完していた。街区内側で私的領域に囲まれる「かぐじ」は、所有の境界と、利用の境界を曖昧にすることで、目の届く範囲を共有する居住者のための連担を成立させていた。

戦後になると「かぐじ」を隔てる物理的境界が増加し、冬季を除き、意図的に連担を形成し合う関係性は徐々に薄まっていく。このことは、各戸の世帯人数が減少し、かつてのように「かぐじ」を生活空間の一部として使いこなす機会が少なくなったことも関係していよう。ただし昭和 40 年代には、「かぐじ」を駐車場に転用する動きと、「かぐじ」を生かして歓楽街を形成する動きが現れた。「かぐじ」を分割、統合し上手く店舗駐車場や共同駐車場として利用することは、「かぐじ」の所有面での柔軟性と、表の商店街が担う商業機能を補完するという役割を継承しつつ、かつては限られた居住者のみが利用していた裏の空間を、来街者が立ち入る空間へと変えるものであった。

一方で、複数の地権者が所有をそのままに「かぐじ」の一部を連担させて街区内側を通り抜ける路地を形成し、路地に沿って飲食店を配置することで歓楽街を生み出した動きは、敷地境界を越えた利用の柔軟性と、所有の柔軟性を継承しつつ、これまで表を補完してきた「かぐじ」そのものを商業空間へと変える、すなわち裏を表化する再編であった。表を補完する役割を持ちながら来街者へと利用を開いた駐車場化に比べて、「かぐじ」の利用面での文脈をより大きく転換するものであった。このように戦後の社会的変化のなかで、地権者が主体となり、「かぐじ」の歴史的な文脈を生かし、また変える空間再編が生じていた。

この段階を土台として、昭和 60 年代前後の「こみせ」の歴史的資産化と並行して、「こみせ」を破壊する都市計画道路の拡幅を阻止するために「かぐじ」を使う、「こみせ」の保全、再生を「かぐじ」

が補完するという位置づけが与えられた。当初は「かぐじ」を串刺しにする新たな都市計画道路を用地買収方式によって、沿道の「かぐじ」を生かした広場や公共駐車場を公開空地方式によってそれぞれ整備することが検討されたが、市の財政難と商店街の経済的な地盤沈下を背景に、「かぐじ」を生かした都市計画道路は廃止された。2件実現した広場整備は一方が用地買収方式で、一方が民間主体で行われた。財政的に苦しい状況で市が公共投資に踏み切ったことには、行政と商店街の間にある顔の見える関係性での、ローカルな政治的配慮があった。

用地買収方式で整備された「横町かぐじ広場」は、低未利用化していたかつての「おおやけ」の「かぐじ」を核に、周辺の「かぐじ」の一部を切り離して集約、統合し、恒久的な公共空間を創出した。複数の所有に分かれていた私的領域の一部をひとまとまりに公有地化するものであり、所有の境界を越えて空間を融通し合ってきた「かぐじ」の連担関係は失われた。したがって「かぐじ」が歴史的に有してきた所有を飛び越えた利用面での柔軟性の文脈を断ち切り、所有面の柔軟性を固定化するという大きな転換を起すものでありながら、昭和40年代の「かぐじ」を生かした歓楽街の形成と同様に、「かぐじ」そのものを商業や観光に直接貢献する空間へと変える、すなわち裏を表化する再編であった。

一方でTMOが事業主体となり整備された「じょんがら広場」と、それに連動して隣接する「かぐじ」に通された回遊路は、2敷地の「かぐじ」を所有をそのままに連担させることで、「かぐじ」がもつ利用面での柔軟性を継承しつつ、表と裏を空間的に繋ぎ、裏を表化する空間再編であった。ただしその後「じょんがら広場」が公有地化されており、現在は公有地化した「かぐじ」と隣接する敷地の「かぐじ」が連担している。

こうした「かぐじ」の変容を一続きで見ると、かぐじが歴史的に備えていた敷地境界を飛び越える利用面での柔軟性と、敷地規模を調整する所有面の柔軟性、そして表が担う商業機能を補完するという役回りが、継承されながらも段階的に変化した先に、あえて周囲との連担関係を断ち切ることで、低未利用となった「かぐじ」に手を入れていこうとする空間再編が成立したとすることができる。「こみせ」を壊す都市計画道路の拡幅を前に、住民らが「かぐじ」であれば使っても良いと言ったこと、私的領域の裏を切り離して集約、統合するということがスムーズに展開したこと、そして今後の街区再編の方針としても引き継がれていること、こうした歴史的な文脈が存在していた。

8.3. 空洞化した歴史的市街地の空間再編に向けた示唆

8.3.1 黒石において、私的領域の裏に手を加える街区単位の空間再編が展開したメカニズム

街区内側に発生する荒廃家屋や空地の更新が特に難しいと言われる歴史的市街地において、なぜ黒石の歴史的な中心商業地では、私的領域内の裏を切り離して活用するという空間再編が展開し得たのか。本論文はこの問いに対して、以下の状況証拠を整理した。

1) 毎年降り続く雪への対応において、歴史的に「かぐじ」の敷地境界を越えて連担を形成し堆雪場を融通し合う暗黙の了解があった。さらに春から秋にかけても限られた居住者同士で連担を形成し、私的利用と通り抜けなどの共同利用を上手く並存させるという、「かぐじ」の所有を越えた利用面での柔軟性が歴史的に存在した。

2) 昭和戦前期の伝統的な社会構造に基づく閉鎖性の高い土地売買のなかで、資金繰りの必要な家は「かぐじ」を切り崩し、余裕のある家は「かぐじ」を広げて付属屋を増やすというシステム、すなわち表が担う商売状況に応じて奥行方向に敷地規模を動かし合うというシステムが成立していた。したがって「かぐじ」には、利用面での柔軟性だけでなく、所有面での柔軟性も備わっていた。

3) 戦後昭和40年代に、複数の地権者が「かぐじ」を含む敷地の一部を連担させて歓楽街を形成する動きと、「かぐじ」を分割、統合し共同駐車場や店舗用の駐車場に転用する動きが自発的に生じていた。前者は「かぐじ」の所有を越えた利用面での柔軟性を生かしながらも、裏を表に変えてしまう再編であり、後者は表が担う商業機能を補完するという伝統的な役割に即しながらも、居住中心の空間であった裏への来街者の立ち入りをもたらした。こうした歴史的な文脈を継承しながらも変える動きが、既に住民の中から生じていた。

4) 黒石商圏の再生を模索するなかで、文化財的視点から歴史的資産と位置づけられた「こみせ」の連担が観光資源化した。そして保全、再生の対象となった「こみせ」を壊す都市計画道路の拡幅を阻止するために、住民側から「かぐじ」を使うという発想が出された。行政やプランナーからのある意味では上からの提案ではなく、所有者である住民自身が「かぐじ」の活用を希望したことが、その後の具体的な空間再編の実現に大きな意味をもったと言える。

5) 「こみせ」を守るために「かぐじ」を生かしたいという住民側の希望を具体化し、市や県、国と協議をしながら制度的枠組みに乗せることができたプランナーが介在した。

6) 戦災を受けず、また土地区画整理事業や道路の拡幅が生じなかったことで、歴史的な街区割と、「かぐじ」の分割、統合の履歴が残る不整形な敷地割、そして全国的にも貴重な伝統的形態の「こみせ」が残存した。文化財として価値のある「こみせ」がモノとして残っていたことが、「こみせ」を保全、再生しながら「かぐじ」に手を入れていくという空間再編の起点となった。

以上の6点が文脈として重なり合ったことで、裏を表化する空間再編が展開し、そして今後の方針としても位置づけられるに至ったと考える。

8.3.2 地域ごとに異なる、敷地境界を越えた連担の仕組みの読み解き

「こみせ」と「かぐじ」それぞれの連担の仕組みは、個と全体の関係を如実に描き出すものである。住居内部の生活の質は各戸で選択することが可能だが、相隣関係も含めた居住環境の質は個々のバラバラの努力ではどうすることもできない。だからこそ雪のなかで共存共栄するという目的のもと、表で「こみせ」を連担させ、裏で「かぐじ」を持ち合い、時に連担させるという工夫が、商業と集住を支えていた。

昭和 60 年代以降の黒石の中心市街地における商業、観光施策が基本方針としてきたのは、「こみせ」の保全、再生と、「かぐじ」の活用である。この「こみせ」の保全、再生は、各戸が敷地間口分の責任を負うという「こみせ」の連担を継承しようとするものである。裏を返せば、私的領域の前面を差し出すという仕組みが当たり前のものとして連綿と続いてきたことが、「こみせ」を公共利用の歩行空間として保全、再生することを可能にしているとも言える。

一方で「かぐじ」を活用するということは、私的利用と限られた居住者同士での共同利用を並存させていた連担の仕組みを転換し、裏に商業や観光の機能を担わせようとするものである。ただしこうした方針はある時急に出てきたわけではなく、戦後に足掛かりがつくられていた。「かぐじ」のもつ敷地境界を越えた連担の仕組みが連綿と継承されながらも段階的に変化した先に、行政が介入した「かぐじ」の細やかな再編があった。

したがって黒石の歴史的な中心商業地の場合、敷地境界を越えた連担のメカニズムが、空洞化を細やかに再編していくにおいて重要な文脈であったとすることができる。そしてこうした敷地の境界を越えて形成される連担関係のあり様は、恐らく地域によって異なる。都市形成の履歴を読み解く視点は、敷地単位の変容と敷地割の変容を別個に捉えることが多い。そうではなく敷地と敷地割を媒介する連担の仕組みを解明することが、空洞化した市街地が必要とする、使われなくなった私的領域の一部を周囲を巻き込みながら少しずつ再生していくという空間再編に向けて、重要な視点なのではないだろうか。

8.3.3 開発圧力の低下した小都市における行政の役割

伝統的な社会構造が残っていた昭和戦前期の黒石において、都市や農村の環境整備の主体は「おおやけ」の家々であった。彼らの私財を投じた事業によって、黒石や周辺農村は発展した。さらに「おおやけ」は歴史的な中心商業地の土地マネジメントの重要な担い手でもあり、すぐに買い手のつかない土地の所有を共同で一時的に引き受けることで、よそ者への流出を防ぐセーフティネットを形成していた。そこには私利私欲を超えて、土地に対する公共的なセンスがあった。

戦後の農地改革は地域エリートとしての「おおやけ」の経済基盤を危うくし、寄生大地主としての性格は失われた。こうしたなかで商工会議所や青年会議所、商店街振興組合、TMO、NPO など、横に連携する複数の組織が立ち上がった。ただしかつての「おおやけ」はその特異な立場を完全に失ったわけではなく、住民代表として公的な議論の場で行政と住民の仲介役を担い、なかでも伝統的形態の「こみせ」を維持してきた「おおやけ」は、昭和 60 年代以降の「こみせ」の保全、再生におけるリーダー的存在であった。現在でも、年配の世代は彼らを「おおやけ」と呼ぶ。歴史的な中心商業地では「おおやけ」という言葉が経済力から切り離され、概念していると言えよう。

こうした主体の変容のなかで、動かしにくい私的領域の裏を積極的に活用しようとしてきた黒石では、当初は商店街を主体に公開空地として広場や公共駐車場を整備することが検討されるも、結果として行政が集約、統合して公有地化することで、恒久的な公共空間に変えていくという方法をとるに至った。

黒石のみならず、歴史的な市街地の多くでは今後更なる人口減少と高齢化の深刻化が見込まれている。所有者である住民が土地を維持管理し、使いこなし、余剰となった敷地の一部を売買することが出来るのであればそれに越したことは無いが、現実としては非常に厳しい状況にある。こうした状況のなかで、要所を行政が所有し公共的な利益を創出する空間に再編していくことは、まさに新陳代謝を促す一手となりうる。行政ストックが増えることを単に批判するのではなく、公有地化した空間が負の遺産とならないよう、行政が持続的に所有し維持管理していける仕組みづくりをすることもまた必要なのではないだろうか。

8.4. 本研究の到達点と課題

8.4.1 本研究の到達点

本研究の到達点は、以下4点である。

第一に、空洞化が進む多雪地域の小都市歴史的な中心商業地を事例とし、町並みの表裏で敷地境界を越えて連担してきた空間に着目することで、都市の課題や社会的変化への対応を図りながら、街区全体のシステムが変容してきたプロセスを実証的に明らかにしたことである。

第二に、これまで視点が薄かった多雪地域の町家群の裏がもつ特性に着目し、所有境界を越えた利用面での柔軟性と、所有自体の柔軟性があったことを明らかにし、その文脈と近年の空間再編との結びつきを明らかにしたことである。

第三に、黒石市役所及びプランナーとして関わった(株)都市デザインの協力を得て、現在の黒石市中心市街地に関する計画の基礎となった昭和60年代前後の行政計画の内容と、そこでの議論を明らかにしたことである。文化財的視点による発見から歴史的資産化した表の「こみせ」のみならず、裏の「かぐじ」も含めた街区単位の空間再編の方向性が確立した背景と、「かぐじ」にも歴史的資産としての位置づけが付与された段階的なプロセスを明らかにした。

第四に、街区内側に更新の難しい建物や空閑地が残存するという歴史的市街地に共通する状況において、行政が関与しつつ裏を積極的に動かそうとする空間再編が、黒石で展開したメカニズムを実証的に明らかにしたことである。

8.4.2 今後の研究課題

今後の研究課題は、事例とした黒石の歴史的な中心商業地を対象とする課題と、一般化に向けた課題の2点に分けられる。

黒石の歴史的な中心商業地を対象とした研究課題

1) 昭和戦前期と戦後の両範囲において、限られた居住者同士での「かぐじ」の共同利用を生み出していた連担関係が、具体的にどこ敷地同士で強く、どこでは弱かったのかという点を明らかにできていない。隣接する「かぐじ」同士の結びつきの強弱が、建物配置や主屋・付属屋の屋根型との関係性のなかで如何にして成立するのかという点の調査、分析が必要である。

2) 前節の「8.3.3 開発圧力の低下した小都市における行政の役割」にも関連し、本論文は低未利用化した裏に手を加えていこうとする空間再編が、結果として行政が私的領域の一部を集約、統合し公有地化するという手法をとっていることについて、その手法をとるに至ったプロセスを明らかにするに留めている。「かぐじ」がもっていた所有の流動性を固定化し、恒久的な公共空間を街区の内側に形成したことが将来的に負の側面をもたらすのかどうか、またこの手法に持続性があるのかという点については考察していない。一般的に動かすににくいとされる私的領域の裏を動かしてきた実態と、その裏がもつ歴史的な文脈との結びつきを明らかにしたことまでが本論文の到達点であり、数百年の歴史において初めて公有地となっている状況の是非を問うことは現時点では出来ない。今後も研究対象として長期的に関わり続けることで、この課題に向き合いたい。

一般化に向けた課題

本論文は、多雪地域かつ、戦前に明確な階級構造と同族集団の上下の秩序が存在した歴史的な中心商業地においては、町家の裏が所有面での柔軟性と所有面での柔軟性を歴史的に有しており、この敷地境界を飛び越える連担の仕組みが、低未利用化した私的領域の裏を周囲を巻き込み再編していくにお

いて重要な文脈であったことを明らかにした。しかし、他の多雪地域の歴史的市街地がいかなる社会構造をもち、そしていかなる連担の仕組みが存在してきたのかという点は明らかでない。他の地域を事例として敷地境界を越えた連担の仕組みを読み解くことで、本論文が明らかにした黒石の事例の普遍性と、特殊性をより明確にできると考える。